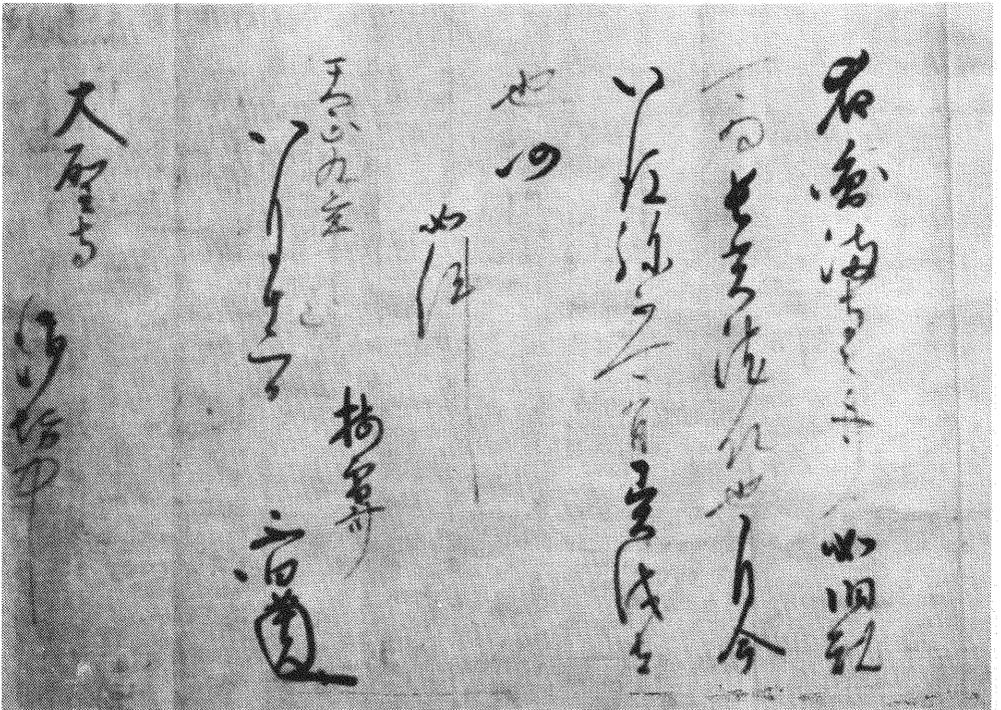


第二編 町の歴史

穴山信君判物



右円満寺々中 如旧規
可為長光院領也 自今
以後弥不可有異儀者
也 仍

如件

梅雪齋

天正九年巳 不白(花押)

八月十二日

大聖寺

御坊中

第一章 地名の成り立ち

第一節 字 名

中富町地区別大字・小字名

西島（にしじま）

上耕地（かみこうち）下耕地（しもこうち）中耕地（なかこうち）
岩崎（やさき）明楽寺（みょうらくじ）船場（ふなば）堰下（せぎ
した）古荒島（こあらじま）妻之神（さいのかみ）根岸（ねぎし）
的場（まとば）桑木畑（たのきはた）一里塚（いちりづか）大中島
（おおなかじま）踊場（おどりば）堰尻（せぎじり）河原町（かわ
らまち）檜町（ひのきまち）岡町（おかまち）西町（にしまち）宮
下（みやした）宮の前（みやのまえ）下河原（しもがわら）南樋（み
なみでい）南山（みなみやま）越道（こいどう）薬師堂（やくしど
う）白欠（しらかけ）日向林（ひなたべえし）山の神（やまのか
み）沢奥（さおき）上野山（うえんやま）大石窪（おおいしくぼ）
城山（じょうやま）上山ノ神（かみやまのかみ）三本松（さんぼん

まつ）佃畑（つくだばたけ）大焼（おおやけ）松山（まつやま）足
の平（あしんでいら）馬船沢（まむねざわ）トツラ窪（とづらく
ぼ）南馬門（みなみまかど）富士川原（ふじかわら）大沢（おおさ
わ）向坂（むこうざか）天開山（てんかいざん）萬田（まんた）田
中（たなか）窪尻（くぼじり）新居（あれえ）立道（たつみち）金
山（かねやま）沼土手（のまんどて）

大須成（おおすなり）

平須（ひらす）
下細川（したほそがわ）中細川（なかほそがわ）上細川（うえほそ
がわ）欠草里（かんどうり）八幡原（はちまんばら）池ノ窪（いけ
のくぼ）内クネ（うちぐね）下村の内（しもむらのうち）吾妻（あ
づま）木割場（きやりば）梅の窪（うめのくぼ）初頭（はつがし
ら）日影草里（ひかげぞうり）堰入（せぎのいり）ナギ下（なぎし
た）北沢（きたざわ）清水沢（しみざわ）新道（しんみち）上平尾
沢（うえなろうざわ）下平尾沢（したなろうざわ）北尾和首（きた
びわくび）南尾和首（みなみびわくび）上尾和首（うえびわくび）
宮ノ下（みやのした）橋結（はしづめ）宮沢（みやざわ）田ノ頭
（たのがしら）大畑（おおばたけ）大窪（おおくぼ）新居（あら

い) 中村(なかもむら) 向ノ坊(むけえのぼう) 大門(でえもん) 三枚塚(さんまいづか) 舟沢(ふなざわ) 南沢(みなみざわ) 大梅(おおうめ) 石倉(いしくら) 塩の窪(しおのくぼ) 瀧の下(たきのした) 中草里(なかぞうり) 横間栗(よこまくり) 久成(くなり)

明加沢(みよがざわ) 向川山(むこうがわやま) 入山(いりやま) 南沢(みなみざわ) 向田(むこうだ) 志良胡(しろう) 大畑(おおばたけ) 原下(はらしも) 原上(はらがみ) 豆土地(まめどち) 押手沢(おしてざわ) 白金沢(しろかねざわ) 湯の木平(ゆのきだいら) 壛田(こんた) 上の平(うえんていら) 地蔵前(じぞうまえ) 畑下見石(はたしたみいし) 上の山(うえんやま) 大樫(おおみそ) 峰山(みねやま) 上川原(かみがわら) 桜畑(さくらばたけ) 女滝(めたき) 駒形(こまがた) 新田(しんでん) 打越(おっこし) 後ノ山(うしろやま) 鮎沢(いたちざわ) 中田(なかだ) 大塩(おおしお)

番場(ばんば) 南沢(みなみざわ) 柿田(かきのきだ) 天白(てんぱく) 吉屋(よしや) 南萩(みなみおぎ) 日影(ひかげ) 女滝(めたき) 石原(いしはら) 休場(やすみば) 山口(やまぐち) 萩の沢(おぎんざわ) 杉場(すぎば) 和平(わでいら) 中村(なかもむら) 宮ノ前(みやのまえ) 西村(にしむら) 的場(まとば) 神賀(じんが) 横道(よこみち) 神明沢(しめんざわ) 北畑(きたばたけ) 西条(にしじょう) 宮坂(みやざか) 荒居(あらい) 上向(うえむき) 西ノ入(にしりのいり) 水上(みずかみ) 小和知(こわち) 矢下(やしした) 日向(ひなた) 松枯(まつがれ) 大畑(おおばたけ) 蔵

平(くらだいら) 後山(うしろやま) 切通(きりどうし) 神田(じんでん) 諏訪越(すわごし) 直道沢(すぐじんざわ) 中田(なかだ) 栃久保(とちくぼ) 山王沢(さんのうざわ) 道六(どうろく) 北山(きたやま) 奈良尾(ならう) 釜の沢(かまのさわ) 里沢(さとざわ) 柳川坂(やながわさか) 夏焼(なつやき) 毘野(こんの) 大焼(おおやけ) 夕暮(ゆうぐれ) まみ穴(まみあな) 若井地(わけいじ) 大沢(おおさわ) 丸山(まるやま) 左宮司(さぐじ)

静川(しずかわ)

切石(きりいし) 西割(にしわり) 南割(みなみわり) 東割(ひがしわり) 北割(きたわり) 中河原(なかがわら) 向坂(むかいざか) 山の神(やまのかみ)

寺沢(てらざわ)

雁婦(がんぎ) 榎田(えのきだ) 日向(ひなた) 道北(みちきた) 芦入(あしねいり) 道南(みちみなみ) 川久保(かわくぼ) 中野(なかの) 丸山(まるやま) 塩枯(しおがれ) 雨久保(あまくぼ) 棚沢(かげざわ) 中野山(なかのやま) 鳥屋(とや) 芦入沢(あしれざわ) 上ノ山(うえのやま) 御堂入(みどういり) 日向山(ひなたやま) 後林(うしろばやし) 上沢奥(かみざおき) 下沢奥(しもざおき) 城山(しろやま・ほんじょうやま) 町屋林(まちやべいし)

手打沢(てうちざわ)

京当(きょうとう) 藤ヶ原(ふじがはら) 老ノ窪(おいのくぼ) 屋

第一章 地名の成り立ち

敷添(やしきぞい) 岱沢(ぬたざわ) 北城房(きたじょうぼう) 南城房(みなみじょうぼう) 大川向(おおかわむき) 鋳物師屋(いもじや) 町屋(まちや) 下町屋(しもまちや) 由畑(よしばたけ) 栗林(くりべいし) 打越(おっこし) 縄切(なまぎれ) 高ヒザ(たかひざ) 堰口(せきぐち) 落倉(おちくら) ゴクナシ(ごくなし) 荊口(ばらぐち) 馬放場(まほうば) ソウジバ(どうじば) ヨシヤ(よしや)

夜子沢(よこざわ)

下子の神(しもねのかみ) 上子の神(かみねのかみ) 天久保(あまくぼ) 大平(おおびら) 越道(こしどう) 日向(ひなた) 神田(じんでん) 鳥屋(とや) 板取久保(いたどりくぼ) 郷宅(ごうたく) 細川(ほそがわ) 宮沢(みやざわ) 赤羽根(あかばね) 家の上(いへのうえ) 弥宗畑(やそうばたけ) 高草里(たかぞうり) 堰上(せぎうえ) 北沢(きたざわ) 竹ノ久保(たけのくぼ) 冠(かんむり) 中川原(なかがわら) 蕨平(わらびだいら) 熊ノ平(くまのたいら) 五代(ごだい) 間遠(まとう) 中見高根(なかみだかね) 前見高根(まえみだかね) 八丁巻(はっちょうまき) 日影田(ひかげだ) 押立沢(おしたんざわ) 上見高根(かみみだかね) 大境(おおざかい) 峯林(みねばやし) 宮畑(みやばたけ) 西ノ沢(にしんざわ) 日影(ひかげ) 上ノ山(うえのやま) 塚畑(つかばたけ) 若宮(わかみや) 馬場(ばんば) 新井(あらい) 日下(ひさがり) 大石田(おおいしだ) 松葉田山(まつばだやま) 松葉田(まつばだ) 川平(かおでいら)

日向南沢(ひなたみなみざわ)

七尾(ななお) 明加沢(みようがざわ) 向川山(むかわやま) 南沢(みなみざわ) 日向林(ひなたばやし) 日向(ひなた) 入山(いりやま)

曙(あけぼの)

矢細工(やさいく)

内クネ(うちぐね) 家の前(いへのまえ) 中畑(なかはた) むじあな(むじあな) 屋敷平(やしきんでいら) 大平(おおびら) 久保(くぼ) 亀久保(かめくぼ) 藤敷(ふじやぶ) 腰巻(こしまき) 古長谷境(うるわせざかい) 東山(ひがしやま) 鳥屋(とや) 小月ようね(こじきよね) 柳沢(やなぎざわ) 柿田沢(かきたざわ) 栃戸(とちど) 池之沢(いけのさわ) 平須境(ひらすざかい) 滝平(たきでえら) 中井尺(なけいしゃく) 水上(みずかみ) 長根(ながね) 成山(なりやま) 中の沢(なかんざわ) 間遠(まとう)

古長谷(うるわせ)

上の原(かみのはら) 下の原(しものはら) 大光寺(だいこうじ) 古長谷沢(うるわせざわ) 日向(ひなた) 北沢(きたざわ) 宮の上(みやのうえ) 上屋敷(かみやしき) 家の前(いへのまえ)

江尻窪(えじりくぼ)

御崎原(おみさき) 原(はら) 中尾羽根(なかおばね) 中村(なかむら) 竹之入(たけのいり) 東村(ひがしむら) 西村(にしむら) 下村(しもむら) 下畑(しもはた) 日向山(ひなたやま) 向山(むかいやま) 東平(ひがしでえら) 宮之脇(みやのわき) 枇杷窪(びわくぼ) 遠見場(とおんば) 大洞(おおふら) 新田(しんでん)・こ

うち) 矢坪(やつぼ) 沢之戸(さわんど) 大炊平(おいでえら) 細工田(さいくだ) 花草里(はなんそうり) 芋草里(いもぞうり) 遅喰坂(おそくいざか) 遅喰(おそくい) 膳谷(へそや) 祖母石(そぼいし)

福原(ふくはら)

打越(おっこし) 宿路(しゅくろ) 横道上(よこみちうえ) 福原平(ふくはらでえら) 木割場(きわりば) 福原沢(ふくはらざわ) 家の下(いへのした) 中ヲバ根(なかおばね) 小中山(こなかやま) 柳平(やなぎでいら) 上の山(うえんやま) 大久な(おおくな) 細野(ほその) 矢代取(やていどり) 子の神(ねのかみ)

梨子(なしご)

遅喰(おそくい) 清六沢(せいろくざわ) 塩ノ山(しおのやま) 上杉(うえすぎ) 休場(やすみば) 本ノ沢(ほぞのざわ) 十二膳(じゅうにぜん) 中草里(なかぞうり) 沢(さわ) 梨子(なしご) 木割場(きわりば) きびね(きびね) 宮の上(みやのうえ) 夏打(なつうち) 鬼ヶ久保(おにがくぼ) 日向(ひなた) わらびはら(わらびはら) あら山(あらやま) おなつがれ(おなつがれ)

遅沢(おそざわ)

天狗岩(てんぐいわ) 古屋戸(ふるやど) 掛水(かけみず) 柿草里(かきぞうり) 飛石(とびいし) 高草里(たかぞうり) 沢の戸(さわんど) 西川(にしかわ) 前田(まえだ) 家の前(いへのまえ) 国島山(くんじやま) 水の口(みのぐち) 神屋沢(かみやざわ) 祖母沢(うばざわ) 志坊(しぼう) 将賢林(しょうげんべえし) 観音堂(かんのんどう) 勝負平(しょうぶでいら) 三ツ石(みついし)

塩沢(しおざわ) 山王羽根(さんのうばね) 鳥屋平(とやでいら) 山王(さんのう) 冠(かんむり) 山田和(やまだわ) 矢崎新田(やざきしんでん)

中山(なかやま)

前田(まえだ) 源藤(げんどう) 梨ノ木田(なしのきだ) 外甲州(そとごうち) 渡場(わたば) 村添(むらぞい) 城山(じょうやま) 大陸(だいろく) 中之沢(なかんざわ) 間遠(まとう) 松山(まつやま) 暮武士沢(ぼうじざわ)

原(はら)

八日市場(ようかいちば)

滝脇(たきわけ) 中平(なかだいら) 竹の花(たけのはな) 上河原(かみがわら) 大子(おおご) 町屋(まちや) 宮の前(みやのまえ) 坂の上(さかのうえ) 根岸(ねぎし) 御蔵林(おくらばやし) 胡桃草里(くるみぞうり) 大子山(おごやま) 四十二窪(しじゅうにくぼ) 足欠沢(あしかげざわ) 大子端(おごごばた) 大蔵(だいぞう) 釜懷(かまふところ) 石尊(せきそん) 片山(かたやま) 塩川(しおかわ) 峠(とうげ) 勝負平(しょうぶだいら) 外山(そとやま) 後山(うしろやま) 庭床(にわたこ)

伊沼(いぬま)

河岸(かわぎし) 天神畑(てんじんばた) 原(はら) 桐木畑(きりのきはた) 淵ヶ久保(ふちがくぼ) 芝原(しばはら) 沢之入(さわのいり) 松木平(まつぎだいら) 田頭(たがしら) 樋之入(といの

いり)前畑(まえばたけ)上之山(うえのやま)滝沢(たきざわ)崩(くずれ)立矢(たてや)白石(しろいし)山中(やまなか)長畑(ながはた)北山(きたやま)

飯富(いいとみ)

富戸(とみど)前畑(めえばたけ)天神前(てんじんまえ)山本(やまもと)永田(ながた)根岸(ねぎし)北栗沢(きたくりざわ)岸之上(きしのうえ)所久保(ところくぼ)滝沢(たきざわ)椿沢(つばきざわ)葛草里(とづらぞうり)崩(くずれ)大石(おおいし)南栗沢(みなみくりざわ)西之上(にしのうえ)山田(やまだわ)平林(ひらばやし)大林(おおばやし)宮根(みやね)宮ノ脇(みやのわき)前屋敷(まえやしき)前田北割(まえだきたわり)宮之前(みやのまえ)前田向割(まえだむかいわり)向新田(むかいしんでん)向新田外割(むかいしんでんそとわり)水神前(みずかみまえ)水神上(みずかみかみ)山田和河原(やまだわがわら)

共和(きょうわ)

下田原(しもたんばら)

横手下(よこてした)一牧山(いちまんやま)沢田(さわだ)深町(ふかまち)スガタ(すがた)廣反歩(ひろたんぼ)日向(ひなた)早稲田(わせだ)中島(なかじま)林久保(へえしのくぼ)チクゴ(ちくご)大嵐(おおあらし)花草里(はなんそうり)宮木(みやぎ)出払(ではれえ)地性(じせい)遠藤(えんどう)中村(なかむ

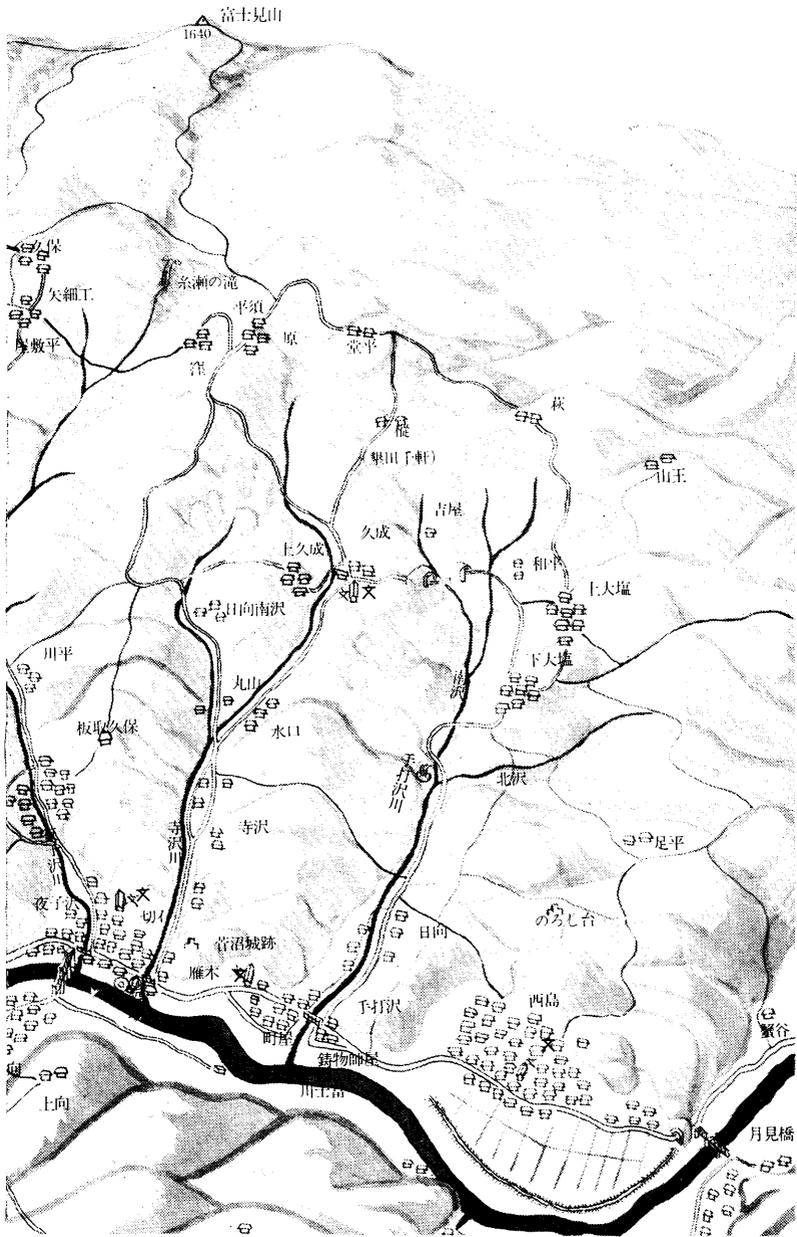
ら)有家(ありや)雑仕場(ぞうじば)大谷(おおやつ)尾端根(おぼね)小田原(こたんばら)鶴根(つるね)河端(かわばた)井戸田(いどた)醍醐(でいご)下田和(しもたわ)梅見(うめみ)谷ツ山(やつやま)

第二節 地名のいわれ

平安末期、後白河天皇御撰になる『梁塵秘抄』のよみ人しらすに、「甲斐にをかしき山の名は 白根 なみさき 塩の山 室伏 かしはま山 篠竹の茂れる ねはま山」とある。

白根は南アルプスの白根山をさし、なみさきは山梨市の差出の磯の近くの波崎(波崎神社あり)をいう。塩の山は塩山市である。室伏は旧室伏村、現在の牧丘町諏訪区で、かしはま山は、勝沼町柏尾山を俗にカシラとよぶが、古くはカシハマであったろう。篠竹は、「あふ人もなきたぐひかな山伏のすず別けわぶる峯のかよひじ」(秋篠月清集)の篠竹で、行李などを作る細竹をいい、ねはま山は、富士山麓の根場山の古名かと思われる。波崎・室伏のように必ずしも山ばかりに限ってはいないが、甲斐の地名に海辺に因んだ名があることからかくよまれたものであろう。

『甲斐国志』(古蹟部第十五)にこの歌をもじったと思われるものに、「河内領ニハラカシキ村名多シ、或人ノ歌ニ、おふ(飯富)ときは(常葉)帯かね(帯金)解いてはだかじま(波高島)人のいぬま(伊沼)にちよとあひまた(相又)



第一章 地名の成り立ち



などと、国志の中では珍しく肩をほぐした記述が見られる。

飯富は国志に、「本村ハ鎌倉ノ時、飯富源太夫宗長ノ食邑（領地）ナリ」とあり、また『大日本地名辞典』（吉田東伍博士）に、「飯富ハ旧訓オブと云ひ、オホの訛とす。文字も飯富の誤りとす。武田信玄に仕へし家臣に飯富兵部少輔虎昌あり。此れ在名に出ず。」とあるように鎌倉・戦国時代にこの地に名田をもつ飯富氏にゆかりのある村名であったものが、現在の呼称に変わったものである。明治五年一〇月の峡中新聞（山日前身）第三号付録・四郡区別村名表には「飯富」とふりがながあるし、古老の間でもオフとよんでいた。

伊沼も飯沼の転語だろうと言われる（国志）。沢や窪のつく地名について、新進の農民が開拓に着手したのが川岸の沼や島であった。天然の水たまりは地味も肥え、取りつく際には相当の魅力だったが、水位の上下や洪水による変化と移動から、この類の地名はことに現在の地形とあわぬようになっただけである。

元来地名は久しい間、人の口から耳に伝えられ、適当な文字はなかった。従って現在の文字は十中八九まで後世の宛字といっている。（『地名の研究』柳田国男）

富士川も江戸時代の古絵図・古文書には、藤川・不二川・不尽川の字も使われ、現在の富士川に必ずしも統一されていなかった。

平須に横間栗という小字がある。長知沢に横真栗、新倉に横捲、都留市に横真久礼、猿橋には横ま具れがある。ヨコマクリとはさていかなる由来かと首をかき上げよう。まして横ま具れなどと気ま具れな宛字をされるとなおさらで、恐らく宛字をつけた人自身もそのい

われを知らなかったらう。『倭名抄』『古名考』によると、海中の暗礁をグリといい、日本海岸にはマクリ・シワナグリ・イスズグリ等の地名があるが、グリは本来、たんに石を意味する方言であったと柳田国男はいう。

道路に敷く小さな割石をワリグリと呼ぶことでもわかる。横はタテ・ヨコのヨコではなくて、「何々ぞい」の意味で、横間栗は沢ぞいの岩場をいうことばで、南栗沢（飯富）も同類である。

以上の例のように、地名を調べる場合の第一の留意点は、この漢字表記の混乱についてである。「甲斐叢記」も「字に泥ます方言に由って論、べきなり」と戒めているように、日本の地名の解釈には文字にとらわれず、そのよび名の音に注意する、すなわち目からはなく耳から受け取る地名が、よりたいせつな場合が多いのである。

例えば馬籠（五開）・馬込（三富）は真泥で、方言で泥をゴミとよんだ（西島差出帳）水湿地を意味する地名であったり、小和地・和平（大塩）の和は輪で、谷間の広い平地を和田とよんだが、逆に山田和（飯富・遅沢）・下田和（宮木）のタワは、「撓む」「たおる」を語源とし、タワ→ダワ→タオ→トウ→トウゲの古語、すなわち「タワ越え」が峠となったもので、平地の田とはおよそ逆の意味の地名であったりして、名は体をあらわさぬよい例であろう。

外甲州（中山）もソトゴウチ（外河内）の転語で、峡の小平地を川内・河内とよんだ。

河内と同義語に福原（曙）がある。国志は、

「地名ニ福ト云フ義ハ山河ヲ廻ラン地ノ形袋ノ如クナル所ヲ言

フ

「山形相囲ミテ袋ノ如シ、フクロ・フクラ等ノ義通シテ福ノ字ヲ用イタル処他ニモ多シ」といつているが、峡谷をはいっていつて地勢が再びややゆるやかになったところを名づけたものである。こうした世間と隔絶した谷奥の小平地は、賦税をまぬがれ、戦乱を避けるにちょうどよい隠れ里となり、その地の草を刈り木を切り、邑居を構えたものであろう。

地名を調べる上で第二の留意点は、一地方だけの地名で解釈せず他の同地名と比較を試みないと、独断的な解釈をしてしまうおそれがあることである。一地方に適合しても他の地方にあてはまらない解釈は一応再考を要する。まして地名には伝説がまといつきやすく土地の人の解釈だからといってうのみにできないのである。

甲州には、塩山・大塩のように塩のつく地名が多いが、これは信玄の塩の隠し場所だったという説がある。しかしそのままのみにできない。「大塩」の地名は長野県大鹿村にもあり、近くに「塩湯温泉」がある。同県の塩田町にも「大塩温泉」の地名がある。福島県の塩原村の大塩温泉、栃木県塩原町の塩原温泉など、塩のつく地名の一つに温泉地が多いことにきづく。これらはいずれも湧泉に塩類を含むところからきた地名であることは容易に推察される。

国志は、塩山の地名の由来を、「岩塩ヲ産ス、因ツテ名ト為ス」といい、草塩村（都川）でも、「按ズルニ地域ハ岩塩ヲ生ズルナルベシ、奈良田ニ塩井アルガ如シ、」と岩塩説をとっている。

また山川部の項で、「田原川、温泉ニヶ所（田原村）一ハ御所ノ入り、一ハ田ノ西ニ在リ、又村民文左衛門宅地ニ塩井アリ、下品ニ



みょうばん採掘証文（大塩区蔵）

シテ奈良田村ニ湧ク所ノ比ニ非ズ」とある。つまり地殻の断層から鉱泉の湧く処は、大なり小なり塩類を湧出しただけである。

大塩について国志は、「河内領大塩村・平須村ノ山・ドウス沢ト呼ブ処ニ水アリ、砂石コトゴトク染ミテ赤黄ナリ、大塩村ニ温泉ノ湧ク処アルモ礬気ナリ、温泉アル処ニ礬気アリ、地上ニフキ出テ

土覆オキ、其ノ土ヲ集メメ桶ニ入レ水ニ浸シテ土ヲ去リ煎ズレバ礬トナル、宛カモ塩ヲ焼クガ如シト、上品光明ナルヲ明礬ト言フ」と、明礬が塩を焼いたような形態をしているところからこの産地に大塩と名づけたと考えられる。宝暦六（一七五六）年の大塩区古文書によれば、西島の長右衛門なる者が北沢地内（中富温泉所在地）の昆野の深沢で、大塩村と年額甲銀三〇両の契約で明礬を採掘していることから大塩がかなりの明礬産出地であったことは疑いないし、古老の言ではこの水で鹿皮をなめしたと伝えるのもうなずけ

梨子の「塩ノ山」も同類であろう。一説に塩の山は、「支尾の山」つまり分嶺の意とも解せられるが、第十編口碑と伝説に詳記しておいた。

地名にからむ伝説といえ「切石」の地名のおこりに、身延町の本遠寺にある通称於万の方(徳川養珠夫人)の墓石を大石和筋の石村(一宮町大字石)から富士川を筏で運ぶとき、切石の南、日下りで川へ落としてしまったところからなづけられたという伝説がある。

ひでりで減水したときはいまでもあらわれると里人はいう。

本遠寺は慶長一四年に身延山一二世日遠上人の開山になり、徳川養珠夫人(家康の側室)が日遠に深く帰依したところから給賜も甚だ多く、慶安三年には諸堂の造営も行なわれ、紀州藩主、徳川頼宣は養珠夫人の腹だけに承応二(一六五三)年母堂養珠尼の墓を寺内に建立させ、寺領二百六十石を付せられて大寺となったものである。国志・仏寺部にも、「養珠院殿ノ石塔・紀州頼宣卿ノ建立ニテ造営頗ル壮麗ナリ、一傳ヘニ云フ、大石和筋ノ石村ニ於テ石工ヲ命ゼラルト、云々」とあり、また産物部には、「石村(石麩村)・御影石、石村ノ京戸山ヨリ出ヅルヲ上トス、承応中養珠院殿ノ遺云ニ依リテ廟石ヲ此ノ山ニ於テ採リ、西河内領大野村本遠寺ニ挽キテ建テラル、紀伊殿ノ施主ナリ、」とある。

切石で一部墓石を落したという伝説もこの古事にかかわるものであるが、しかし本遠寺に於万の方の墓が建立されたのは江戸時代の承応二(一六五三)年だが、切石の呼称がすでにそれ以前にあることは、県誌本『河内領古文書』に収録されている依田金弥家文書

(切石)に明らかである。この古文書は、堀丹後守直寄から秋山半右衛門(寛永年間・一六二四―四三の人で岩間代官)宛におくられた書状でその一節に、(訳文)

一、切石御蔵、破損入用竹木かや等之儀、右蔵組四ヶ村にて調候様ニ可被申付候、勿論山入相、馬草等取り候族、可為二先例一事

一、餘(依)田永珍(正次)三ツ之林、前々之通り永珍計いに可被申付候事 (筆者注・依田六左衛門正次は慶長二十年没)

とある。つまり切石の郷蔵(年貢貯蔵倉)修理のために必要な竹木、屋根ふき用の萱などは、右郷蔵設置の四か村(切石・寺沢・久成・夜子沢)で調達するように申し付けると共に、入会山での伝馬の草刈りなどは従来どおりのしきたりで行なうこと。また依田永珍が支配する三つの山林については、前々の通り永珍の支配にまかせることという内容だが、国志にも、「依田六左衛門正次ハ武田家ニ仕へ、穴山梅雪ノ家臣デ入道シテ永珍ト号ス、其ノ子弥吉ハ与左衛門正定ト改メ、法名ハ永安ト称シ、後ニ菅沼定政ニ仕エ、依田金弥ハソノ子孫デ、天正年中ノ文書四通ヲ蔵ム、云々」の記録があることから、切石の地名が天正年間から少なくとも慶長年間にはすでに呼称されていたものであり、於万の方の古事にちなむ切石の命名はあくまで伝説にすぎないことがわかる。だとすると切石の地名の由来が別に問われねばならない。国志は、村里部『切石村』の項で、

「古ハ諸職ニ公役アリ、本村石工ヲ置キシ処カ」とあり、中世にはいろいろの職種に公役をおいたが、切石は石工の公役をおいたこと

ろであらうとしている。当時石工の公役があったことを傍証するものに、甲斐国領主加藤光泰から早川町葉袋の佐野七郎兵衛宛の印判状がある。七郎兵衛は父の鷗庵から続いて早川入り代官をつとめていた人物である。

加藤光泰印判状（訳文）

其ノ郷、伐リ置キ候石柱、前々ノ如ク近郷ニ申シ付ケ候。後ニテ引上ゲサセ此方（甲府）へ相届ケ可キ候、以来モ手形ヲ以テ申シ遣ス可ク候間、調（調達）申ス可キ者也、

五月十六日

○（加藤光泰黒印）

佐野七郎兵衛

（『東大史料編纂所影写本』）

加藤光泰は、天正一九年当国へ封ぜられ、先代豊臣秀勝（秀吉の義子・信長の四男）の後を受け甲府城築造の工をついだ人であり、朝鮮の役に出陣して戦死したので竣工には至らないまま、文禄三年浅野長政が当国に封ぜられ新城を落成し、古府から一条（現在の舞鶴城跡）に移ることになる。佐野七郎兵衛への光泰からの印判状は、この甲府築城用石柱を命じたものと思われる。築城という大事業なれば切石河岸からも搬送されたことは、つぎの夜子沢石大工由来書（夜子沢・望月満利氏蔵）の記録ともあわせ推察される。

由来書には、「羽柴秀勝（豊臣秀勝）公御在城二十四万石の知行の時も先例どおり石工公役の御証文を下され、又加藤遠江守（光泰）の居城の折、又慶長五年迄八ヶ年間浅野弾正長政公居城の時、当城の築立があり、諸職人を召出され、宇都谷（双葉町・旧塩崎村）十五人・夜子沢五人の棟梁を勤め御普請成就の上、御墨

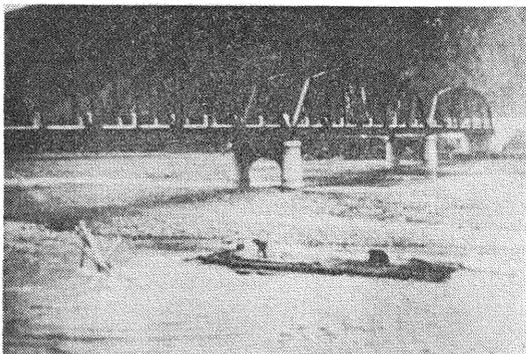
付の感状を下され云々」とあり、甲府築城にあたっては、宇都谷石工（国志にも見ゆ）と共に夜子沢石工もまた活躍したことが記録されている。この宇都谷石工の活躍した近隣の葦崎市小田川（旧中田村）にもやはり切石の小字名がある。

また、信州伊奈谷を天竜川に沿って下ると飯田市の隣、鼎町に切石という大字名がある。松川という河口にあって、上流から切り出す御影石を石材とし、現在も全町ほとんど軒並み石工職である。

以上の諸例からも、また現に切石に石材産地があることから、切石の地名が石材産地・石工公役に起因する地名であることはまちがいなからう。

地名を調べる上での第三の留意点は、大字名のみならず現在においては、ほとんど日常の会話にものぼらぬような小字をもみのがすことができることである。むしろ小字名の意味の解明こそ地名学の本命とされ、そこに先祖の生活の歴史や、自然の歴史を解明できる場合が多いのである。そして現在になって意味のわからない地名が多いところほど、その村また字区の歴史は古いといえる。

飯富に蔓草里という字名がある。早川岸にのぞんだ丘陵である。また西島にトツラ窪がある。東北ではトツラ、中央部から西ではツヅラといい、両者はともに藤その他の蔓類を意味し、この小字はしばしば川岸の諸村に多い。早川沿いに登須良峯（都川・保）・黒柱（都川）鶴巻・藤塚（下山）等数多く見られる。その地名の発生したわけは、単にこの植物が多くある所というだけでなく、これを探取して最も利用する作業、すなわち筏を組むわざと関係が深かったと推察できる。中世駿河への用材は早川・富士川を流下したも



早川の筏流し（早川橋付近、昭和10年ごろ）

富の場合早川の冬季の仮橋作りは村の公役であつてみれば、必要なのは藤づるである。その橋材の両端のトツラを通す穴のあけかたは、筏の材木の穴と同じであつた。

西島にトツラ窟があるのも注目される。紙どころ西島にとつて製紙用の薪の需要は多く、それを束ねる藤蔓の採取は生活につながつていたはずだし、楮こぞとおりにし仕事着も織つたであらう。

手打沢の「藤ヶ原」・矢細工の「藤藪」・平須の「藤作り」と各地区に同様の地名が見られるが、江戸時代には猪鹿の作荒しを防ぐ

ので、『駿河風土記』の岩淵の項に、「甲斐の楡皮、榎木等筏も茲に着かしむ」とあり、飯富には早川流木の御材木置場（本真）があつたことは国志および飯富村明細帳に明らかである。それだけに此の地名も祖先の生活と著しく交渉するところがあつたはずである。また国志の「磐橋」の項に「繩橋トテ藤羅ラツル纏架ケタル危橋アリ」とあるように、飯

ため、ら・ち・という木柵を畑に囲い、その結柵にも藤わらを用いた。またこれを原料にして布を織つたことは、古長谷村明細帳に、「女はふじを取りたふ布に仕り候」とある見ても明らかである。奈良田では楮こぞの縦糸に藤の横糸を織り込んだものが昭和の時代まで用いられていた。藤は三・四月ごろ山の真藤を刈り取つて皮をはぎ、灰汁で煮てよく搗いて糸にする。楮と藤を使つて織つたものを藤袴布と言ひ、仕事着として非常に丈夫な布地で最も多く使用されていた。いまは忘れられているこの一文字名が昔の先祖の書かれざる生活の歴史を、このようにとどめてくれている。

下田原に早稲田の小字がある。『地方凡例録』の「土地善悪の事」の中に、「村居（部落）北に在て南を請け、村前に田地ありて北の方高く、南低く日受よきは上田なり、又南に村居、森林等ありて、北請にて北低き地は下田なり、東高く西低き土地ハ下田なれども早稲に宜し、西高く東低きハ中にて晩稲によく云々」とある。つまり地形による日照度から土地の善悪を説いた一節であるが、下田原の地形はまさに東高西低の地形で、先祖は生活のちえからその土地にあつた早稲をつくつていた歴史を、いまはこの小字名だけにとどめているのである。

宮木に地性・井戸田の地名がある。明治九年の『土地柄表書上帳』（高野真氏蔵）に、「養水の儀は、地性、大谷ツの二た字、田二町一反歩余は八ツ沢より引入れ、わずかの沢水にて五ヶ年に二ヶ年位は早損が夏に御座候、春田にして稲麦の二作を収穫する能わず、実に比類なき早損且つ瘦地に候、云々」とある。地性は「ちしよう」とも言ひ、この地名も前記の土地柄にちなんでも生まれたもの

であろう。

また、同九年七月の山梨県令藤村紫朗への減税敷願書に、

「溜井たらいに水洒れし、止むを得ず銘々の呑井のいより荷担おんぎしてまき、漸く稲生育す。云々」とあり、井戸田の地名もこのような旱害地なればこそ生まれたわけで、一小地名が当時の土地の事情、性質を伝えられているのである。万延二（一八六一）年の同氏の古文書によれば旱害対策として、「田用水の義は不二川より引入れ下田原村地内へ相掛り数百軒の堰路せきぢ相立置き」毎年正月その受益者一同寄り合い、入札でその年の世話人を定め堰普請を行なった。下田原の神社下から取水し、鶴根の山下を隧道にくりぬいた数百軒に及ぶ水路で、いまでも痕跡を留めている。西島村も岩崎やまざきから次第に上方へ取り入れ口をのばしていったのは、嘉永五年、安政三年の工事からであった。

以下、郷土の地名を、自然地名（自然の地勢によって命名されたもの）・利用地名（土地利用の性質に因るもの）・信仰地名（神仏名・神事芸能に因るもの）・記念地名（個人の功業や遺跡を記念するもの）・合併地名（行政上合併して命名されたもの）の五類別にわけて、特に郷土の自然や生活の歴史を語る地名について考察することにする。

第三節 自然地名

山川草木・原野・沼沢など自然の地勢によって命名されたものは、地名としては古いものが多く、また全国共通なものが多い。

その意味では原始的な地名ともいわれ、本町の場合もこれが圧倒的に多い。

(一) 草木・植物にちなんだ地名

三本松・松山・松木平・杉場・南萩・荊口・椿沢・桜畑などの草木地名と共に、梅の窪・大梅・栗林・柿田・梨の木田など果実にちなんだものも多く、その代表的地名が「梨子」である。国志の産物部に、「青梨子・延喜式ニモ云ウ、諸国貢進ノ菓子、甲斐国ヨリ青梨子五担云々、本州第一ノ名品ニシテ四方ニ聞エタリ、州中所在ノ民戸ノ園林ニ産スル物ナレドモ今、運上永（雑年貢）ヲ貢スル村多シ、勝沼村ノ産ヲ最上ト為ス、岩崎村及ビ北山筋の長塚（敷島町）・五箇村ノ産之ニ次グ、」とあり、梨子も五箇と隣接する村であり、梨の木田（中山）と共に、この地区一帯山梨の名産地であったらう。甲州八珍果―なし・ぶどう・もも・かき・くり・りんご・ざくろ・くるみ（またはぎんなん）の第一に挙げられ、その主産地は峡東の盆地であったが、延喜式（九二七年）にすでに甲斐国の名産品として貢納されていたし、能因法師の古歌（夫木集）にも、「甲斐がねに咲にけらしなあし引の山なしをかの山なしの花」と歌われたほどであった。

(二) 芝・原・山・沢・谷・野の地名

この語が上・下につく地名は、開発以前からあった地名に多く、したがって古いものが多い。「中山」はその代表的なものである。国志に「古昔イニシ、総名ニ中山ト称セシヲ後ニ各村名ヲ分ツ、本村



甲州八珍果図（甲斐叢記）

特リ古名ヲ存シタルカ」とあり、「此ノ山ハ西南へ早川ヲ繞ラシ東ニ富士川ヲ帶ブ、故ニ中山ト名ツク」とあるように、中世は富士見山麓一帯を中山郷とよび、その後「中山ノ十二村」（梨子・福原・江尻窪・遅沢・中山・古長谷・矢細工・平須・久成・大塩・夜子沢・寺沢）にわかれ、中山は一部落名として残った。中山の最高峰を鈴ヶ森（平須）

これより南を大天上・小天上・中尾根などとよび、早川入りはこの中山によってわかれたれいっそう僻遠の地とされたのであり、この地の発展の大きな障害ともなっていた。

芝原（伊沼）原（伊沼・江尻窪・平須）石原（大塩）など、芝原のつく地名は、その字の暗示するように、やや高燥の草原を意味する台地・丘陵で、とくにその縁辺部は人間生活の初期からその舞台として利用されてきたところである。沖積平野の発達の際うぶしでなかった古代には洪積台地と沖積低地との接点に居住の場が占

められた。水利の便が悪いので焼畑・普通畑として利用されるか、原野として残されていた。しかし原のつく地名を検討していくと、環境などから考えて原野をさす原ではなく墾田の意がびつたりする所もある。「田原」も原野ではなく、「墾田」の意であろう。原は墾・治など開墾の古語と同じ意味にも使われ、九州地方では原をハル・バルとよび南九州ではハイ・バイ・バリなどとよぶ。野（ノ）は、今日では平坦な低地のように解せられているが、もとは山の裾野・緩傾斜地を意味する語で昆野（大塩）細野（福原）の地名が山深い高地にあるのもそのためである。

（三）平のつく地名

原と同義に平がある。堂平・足の平・川平・東平・大平・湯ノ木平・和平のように東国では何の平、中国・四国ですべてナル・ナロとよぶところはナラスで山中の平地を意味する。

奈良を平城と書くも同義で、平須はナラスである。また大平（夜子沢・矢細工）の何ヒラには傾斜面あるいは断崖をさすことも多い。

平尾沢（平須）奈良尾（大塩）成山（矢細工）は同じく山腹の緩傾斜地をいう。東国のタイラと関西のナル・ナロが同一地域にあるのは、早川町の奈良田のように国内移民の動向を察する上に注目される。

記念地名とも自然地名ともいえるものに兵部平（飯富）がある。遅沢側からは勝負平とよぶ同地異称の山地で、国志は「里人葛蒲平ト呼ブハ詔リニテ飯富兵部少輔ノ居址ナリト言フ、中世亦烽火場

ニモ用ヒタルカ、兵部少輔ノ頃河内ハ一円ニ穴山氏ノ領ナレド若クハ飯富氏ノ名田(取得者の名を冠して所有を表明した田地)ニテ采邑ナリシ事モ有リシニヤ、未ダ考ヘズ」とある。菖蒲平(塩山市松里)菖蒲沢(下山・谷村)勝負沢(身延町)等県内外に数多く見られる地名で、アシダニ・アシノタニ・アシノタヒラ(西島)と共に、人里遠い山間原野の地名に多いところから柳田国男は昔の墓制の名残りかと思うが、まだその由来がわかっていないという。

兵部平の呼称も里人は、飯富氏の居址跡と言うが、千葉・長野には峠と書いてヒョウとよぶところが多い。柳田はヒョウは標でみおくれ標のツクシであり、界を意味する語で、また山の嶺をヒョウとよぶとしている。瓢・俵・鋌・兵・峠などの宛字で諸国にある地名である。いずれもとの字は標で、標を立てておく標処である。兵道の姓は郡内にもあるが、九州には近世まで深山に入り標の神に仕え標の祭りを勤めた兵道者の名があった。ヒョウの地名の地形が峠に近いもの、丘陵の峰通りの通路で横断する地点なることは疑いなしとされる。兵部平も古くは中山郷や早川入りへの峠路であつてみれば峠の平らかな所からきた自然地名とも考えられる。よし飯富氏の居址であつたにせよ、鎌倉時代以降は、その土地の名を以て姓としたことは武田氏の末裔が南部・波木井・穴山・加賀美とすべて在地名を名乗つたことを見ても、地名が先であることがわかる。

立矢(伊沼・下田原)も莊郷の境の立矢の標示に由来する地名か、または立は館・楯であり、矢は岩、すなわち低地にのぞんだ丘陵の端をいい、日本書記のいわゆる要害之地を意味する。

間遠(夜子沢)の「間」は「会・相と同義で両間」つまり分界を

意味する方言(国志)で、「遠」はトウ(峠)のことである。つまり間遠は村界の峠の意で、(尾)遅(遅沢)も、「早川入十八村ノ関門ト云フベキニノ険所」(国志)で宛字を異にしただけである。

越(コエ・コシ)も峠と同義で、越道(西島・夜子沢)も往古の西島から手打沢へ、夜子沢から大子山への山越えの峠路であつた。榎田(寺沢)——山口に木を立て神と人との地を境する風は諸国にあり、後世にも峠を境木峠と呼ぶものも多く、その木は主として榎であつた。また道祖神の神木があるゆえに道祖ノ木と唱えた地をその木が榎であつたからサ榎と書き榎田に訛つた地名もある。寺沢の場合は、明沢不動の神木が榎の大木で最近までであつた。

榎の語義に関連して西島に一里塚がある。交通地名で昔の街道の一里ごとの里程標の跡で、そこに二間×三間の土塚をつくり榎を植えておいた。甲斐叢記にも「コノ上ニ榎ヲ植エタリ、延喜式ニ曰ク諸国駅路ノホトリ莫樹ヲ植エ往還ノ人ヲシテ休息ヲ得シム、本邦(甲州)ニテモ里塚ノ上ニ榎ヲ植シ事ハ上代ノ制ナルベシ」とある。(「第十編口碑・伝説」をあわせ参照)

四 ガケ地名

ガケは目立ちやすい地形の一つで、ことに大きな断崖の存在は、その場所を特色づけるところから、ガケを意味する地名もいろいろの種類がある。松枯(大塩)・塩枯(寺沢)・おなつがれ(梨子)等のガレ、カレ、ゴウラ・ガロ・ガロウのつく地名は崩れ崖のことで、崩れ(伊沼・飯富)・白欠(西島)・欠草里(平須)と同じ意味である。おなつがれには娘お夏の悲恋の伝説があるが、地名から

生まれたもので、同類伝説は西山にも下山にもある。

大嵐(下田原)あら山(梨子)も崩壊地をいい、波木井(身延)のハキ、各地のママも同義で時代により呼び名が異なるだけである。

寺沢の雁婦(がんづ)またの名を雁木(がんぎ)は、関東・東北で崩岸をカケ・ガケ・ガンゲとよぶ地形語の訛りと思われるが、また城をキとよんだのは古いよびかたで、水城・稲城・木崎・木の下などいづれも城跡のある地名だが、城の古音のキに木を当てるような気ままな当て字が日本地名には多いわけで、ガンギも城址のガケを意味したとも考えらる。

また雁木の本来の字義は、船つきのあがり場に設けたはしごの意で、洗濯石のガケに昔一連の小穴がみられ、これに丸太をつきさし棧橋に使ったと思われることから生まれた利用地名ともいえる。

祖母石(江尻窪)祖母沢(遅沢)の祖母は阻で岩礁を意味し、う。また祖母神のかつての在所からきた信仰地名とも言える。

石倉(平須)落倉(手打沢)蔵平(大塩)大蔵(大子山)のクラは『紀伊国風土紀』に「クラは方言、山の険峻なる処を意味す」とあるようにガケ山・大岩山をさすが、柳田はクラは自然の岩より塚、つまり信仰上の石塚を意味する場合もあるとする。

釜の沢(大塩)釜懐(八日市場)のカマについて『甲信紀程』は「方言は潭を釜と云う」とあり、また熊ノ平(夜子沢)のクマは限の転語、淵・潭の方言で、えぐられたガケ地をいう。大洞(江尻窪)の洞は岩窟ではなく、短い谷の深く入りこんだ処をいう。(国志)

長くつづく断崖を屏風岩(宮木)とか、幕岩ともよんだ。

中尾羽根(江尻窪・福原)赤羽根・山王羽根(遅沢)は、尾根ハバのことで、この地形語は昔の往來の利用に関係深かった。たとえば大炊平(江尻窪)の大炊は負(おふ)で、方言で山の中腹や岩傍などの正路でない小径を山を負うように蟹行する山筋をいったもので(国志)、前記のオバネの地形の利用と関係が深い。

飯富をオフ・オブとよんだのもおふのた山(下部町湯の奥門西家文書)の地名のように、烏森山を負ふ、または負ふる村を意味した山麓地名と考へる。往古の村落はもつと山麓にあったものが治水と駿州往還の発達により平地に進出したものであろう。

(四) 山ろく地名

山のもとはには集落が発生しやすく、ことに日当りのよい南側や東側には早くから村ができ、峯山・烏森山の山麓一带は縄文の遺跡地でもある。腰巻(矢細工)の地名は、増穂・忍野・一宮等県内各地に見られる。腰は山の腰、つまり峯山の麓の意で、巻は牧で、牧場のこととも解されるが、現地の地形からみて国志の「藤巻村」の説にちなんで、峯山の裾を東山の支尾が囲っている所を意味する地名ともいえ、またマキは同族集団をあらわすことから転化した部落そのものをさすことばでもある。

片山(八日市場)は片側が山地の意で、つまり山すそをいう。鶴根(宮木)も、甲斐叢記に都留市の「都留ノ言ハ葛葛ナリ、富士山ノ山足北ニ長ク延ビ連綿タルガツルノ如クナリ、故ニ風土記ニモ連葛ノ字ヲ用イタリ、然ルヲ後人鶴ノ字ニ書換テ嘉名トセリ」と

あるように、鶴根も河岸段丘の長く続く尾根の部落の意であろう。

根岸（西島・八日市場）の地名は関東・奥羽に多い。地名辞典には「山の根岸の義」とある。岸はもともと水ぎわのことであるのを山の麓に準用したのは方言かまたは転訛である。

(六) 沢のつく地名

沢は本町で一番多い地名で、夜子沢・寺沢・手打沢・遅沢の大字をはじめ小字はおよそ五十におよぶ。東国・奥羽では沢、西南日本では谷という。渓谷を意味し柳田は字義から見ると、自然の力ばかり強く、人の住むには向きそうもない地形のようであるが、実際は早くから開けた部落や耕地の地名の場合が多いとする。上代の水田耕作は自然の水流を利用するため、好んで山溪を利用し、しかも水害時に背後に抱える山のある最小の小平地を求めたので、植民は常に川上に向かって進む傾向をもっていた。それが人口もふえ、土木技術が進み治水の保証が得られるようになって、立ちもどって低湿広漠の地を開発することになったもので、今日富士川・早川引水による富士川べりの水田の主要部分は、三百年このかたの新田であることは検地帳・村絵図・村明細帳を調べて明らかである。

寺沢について国志は、「慶長郷村帳ニ明沢村ト記セリ、古蹟部ニ載ス所ノ明沢井云々ノ事モアリ、廃寺跡ヲ村名ニ称スト見エタリ」としている。つまり江戸初期までの明沢村の呼称は、明沢不動尊の廃寺にちなんだ命名だろうとする。しかし明沢村の明は「明ヶ」（秋山村）と同じく開発を意味する古語で、本村が開発されて明沢と称されたところへ守護神として不動尊を祭ったところから、「明沢

不動」と命名されたと考えるのが至当であろう。

「寺沢」の村名についても同様で、直ちに寺の故事に結びつけるのは牽強附会の説を免れない。というのは鯉沢町の長知沢にも寺沢の小字があるが、現地は南面の畑で部落から離れ、里人にたずねても昔から寺や堂や人家のあったことをきかない地形である。

寺沢の場合、宗門改帳を見ると、村総人数一四七人中、一二九人は切石善妙寺壇家、六人は下山村竜雲寺、二人は夜子沢村宝泉寺壇家で（安政五年）「妙神堂耆ヶ所、別当（僧）智常老人」とあり、妙神堂はこれらの預り寺として僧一人がいたのである。また遠祖の壇那寺が平須の長遠寺である家もある。延享四年の平須村の明細帳によれば、五石余の寺沢への出作が行なわれている。また長遠寺の板まんだらの六百名余にのぼる遠近の信徒の住所からも総合して考えられるのが、次のアテラの転語としての寺沢である。

南都留郡秋山村の安寺沢・北都留郡西原の阿寺沢・斐崎市下条の阿寺沢をはじめ全国にもアテラを名のる地名は少なくない。近くは下山に阿手古がある。アテラのラはもと名詞を確立するための一種の語尾で、柳田は、アテという語は、一本の木のある一面をさす語で、語のおこりは遠近のオチなどと同義で、人が最初に入りこんだ場所から見て、他の側面をさす語であり、アテは前からの予定開墾地であったという。寺沢の場合上代は、寺沢川が現在のように浸蝕されていなく川筋も定まらない川荒の低湿地であったことは、古絵図にある災害激甚地の跡からもうかがわれ、平須・久成の台地から見てそこはアテであったにちがいない。

つまり上流の平須・久成の高地から平和の保証が得られるに従っ

て次第に下りて開発されたものであろう。アテラのアが脱落して寺沢に転語したと考えられる。後述する久成の墾田千軒の移住の故事からも、寛文一一（一六七一）年の検地帳に見る屋敷数がまだ一二戸であったことから、部落移動の動向を示唆するものとして興味深い地名である。

遅沢について国志は、「本村ハ河涯ニ臨ミ中山ノ尽ル処ナリ、遅ノ言ハ獺ナルベシ、獺喰ト云フ地名アリ」とある。いま遅喰（梨子）遅喰坂（江尻窪）として残っている。葦崎市上円井に獺原の地名もあり、昔は獺（かわくそ）（イタチ科の獣で川沼池の近くに穴居し夜行性で蛙・蟹・魚類をたべる）がこの地一帯に棲息したものであろう。

岱沢（手打沢）のヌタは湿地をいう。大岱（身延・牧丘・御坂）

藤堂（境川）上野田（牧丘）黒野田（大月）等、ヌタ・ノタの地名は甲斐・武蔵に多い。近畿でウダ、西九州でムダ（闊牟田・大牟田）の字をあて、東九州では山中の湿地のみをヌタ・ノタという。

ヌタに似て開田しやすいい低湿地をアワラといい、田富・昭和町など中厚の湿地帯に多い。五味（勝沼）は方言で泥を意味し、ドブはさらに泥沼の地形で泥里（高根）大泥（山梨市）等があり、ドブ→トンボ→タンボ（中田甫、寺沢地内）となる。

下田原のヌガタは州潟または須賀田であろう。田原川に沿う湿地帯である。横須賀・大須賀・白須賀などの地名は東海地方に多いが、スカは海岸や川の中の砂の高まりで、洪水時に三角洲や扇状地の河川の両岸につくられた砂礫の堆積地をいう。スカとカタ（新潟など）とはうらはらのもので、富士川が洪水等で水位が上り田原川

の排水をふさぎ沼沢化させた場合は州潟となる。

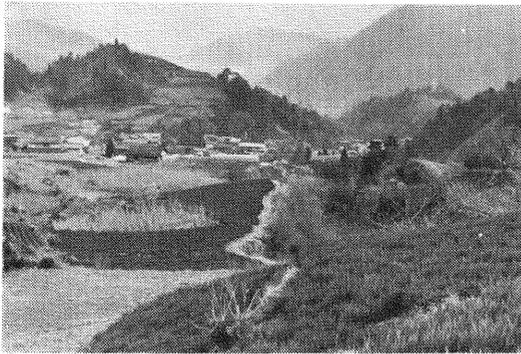
泉が集落発生の第一条件であった例はいたる所に見られる。清水沢（平須）若井地（大塩）の湧き水、水口（寺沢・遅沢）は水出口（御坂）や泉地のことであり、井ノ頭（猪ノ頭）・井出も同じである。

池の窪（平須）の池、水上（大塩・矢細工）の水のつく地名も泉と一致する場合が多い。水神前（飯富）の水神のように泉と古社寺との関係が深いことは通説である。

押手沢（久成）押立沢（夜子沢）直路沢（大塩）は、俄沢（鹿島）棒沢などと同義で、急傾斜の押出水の激しい沢をいう。

宛字のなかでも、他に例を見ない地名に外甲州（中山）がある。古老はソトゴウチとよんでいた。河内（コーチ・ゴーチ・カワチ・カワウチ）のよびなは、川や谷間の盆地を意味する。川・河を宮崎県ではコー・ゴと発音するが、入会古絵図（大塩区蔵）をみると、十谷にマンジゴウの小字が見え、甲州でも用いられたことばである。外甲州は本来外川洲だったのかもしれない。あとから外甲州の字が宛てられたものであるが、その漢字にひきずられ、山梨地名鑑（県地方課編）にも、ソトゴウシュウと振仮名がされ、いずれ地元読みが他国者読み押し切られてしまふときがよすが、そのときは本来の語源もますます不明となろう。

同じ例に中山の小字に暮武士沢がある。古老はボウジザワとよんでいる。傍示（ボウシ・ボウジ）傍杭（ボウグイ）の境界を意味する古語の訛りで、本来は境川の意であつたらう。



江尻窪部落

上代は陰部をクボとも称したことは古文獻に明らかで、身体（クボ）のクボに似た地形ゆえに名付けたといわれる。江尻窪は笹走・福原に源を発する遅喰沢（島川・江尻窪川）が眼下の早川に注ぐ江尻にある部落のところからつけられた地名である。淵尻（鰍沢）の

(七) クボのつく地名

久保・窪のクボはサワについて郷土に多い地名であり、江尻窪をはじめおよそ二〇の小字がある。クボの語は西国になく愛知以東の東海地方ことに東京周辺に多く、東北に進むとまたなくなる。他地方のヤツ・ヤト・サクにあたる地名である。（柳田国男）

矢坪（江尻窪）矢下（大塩）の矢は岩、坪は深くほみをいうが坪は別の意味にナラスつまり平らなところもよぶことばである。

平地の場合、坪は条（鏡中条）と共に条里制に基づく地名でもある。

ように何々の尻という地名は各地に見られる。落尻（甲府市旧朝井村）の項で、国志は「荒川・濁河・蛭沢及び五割河等当筋ノ汚流此処ニ集リテ笛吹川ニ注グ処漂淵トナル、是ヲ落尻ト名ヅク」とあり、

江尻窪もまさに遅喰沢が早川に注ぐところ「大洞」をなしているところから呼称されたものであろう。

板取久保（夜子沢）は、文字どおり中世に板取職の公役を課せられたところからの呼称であらう。穴山信友の山造り文書に、

「山造棟梁之間、棟別免許候、何れも山造共申付、何時も板を為取奉公可申者也、仍て如件、弘治三年二月十二日大くつれの助左衛門尉」

と身延町大崩の者への印判状があり、新倉・勝沼等、同地名も多い。

クボと似た地名に宮木の大谷、西島の蟹谷がある。谷をヤまたはヤツとよぶ習慣は鎌倉地方の谷七郷に代表的にみられる。ヤツは元来ヤト（谷戸）の二字をあてる地方もあるように、山中よりも里中に多く、山あいにあつて居住と耕作とに便であつた所、すなわち人は一方の丘陵の麓に住み、近くに田にもなり要害にもなる水湿の地をひかえた場所を名づけたもので、九州のウダ・ムダと同じで湿地およびその開墾地を意味する。

飯富に富戸という小字がある。飯富橋の位置からかじや沢沿いのぼった中腹の地名である。全国にある富戸・富士・布土の同類が訓読みにかわつたものであろう。柳田はフト・フットもクボと同じくホド（秀処）すなわち古事記・日本書紀にいう御陰と同じ古語であるという。昔は男女ともに、その隠し所の名を高い声で平然とよ

んでいたといわれる。ちなみに飯富橋からかじや沢に沿って烏森山を望むところ、中腹に二つの丘陵が並行して川に突き出しているところ、あたかも二侯大根にも似て、この二丘陵の間からはかじや沢が流れこんでいる。いまならまたぐらというくらいの意味で古い地名に属する。梨子にも土ホド沢があるが、一説にホドは豆科の植物で塊状の根があり、これを漢方に土ホドといい、この沢辺にホドを生じたからであろうともいう。

竹の花(八日市場)・花草里(江尻窪・下田原)の花は「塙」「鼻」で御崎の「崎」と同義である。『落穂集』に「ハナ山・山の

差出でたる処を謂う、塙と同じ、ハナワと書けり、」といい、また川岸などの迂回しなれば近よれない地形をいった。

八日市場の「竹の花」もそのような地形のところである。

八日市場は昔の宿場で、軍略の必要からここに竹やぶを立てて遠望をさえぎり切処を設



川岸の突き出た「竹の花」(八日市場)

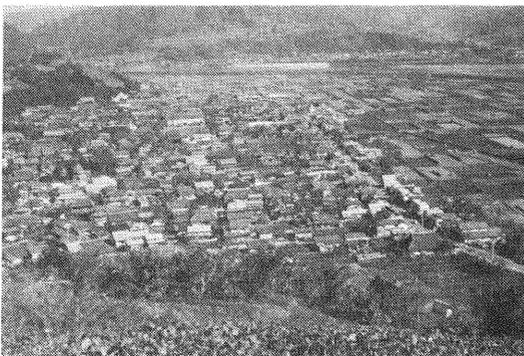
けたものか、または水防の竹堤をおいたものであろう。

(八) 島のつく地名

西島・伊豆島(久成)のように島のつく地名は山間にも多い。富士川沿岸をみても鹿島・鬼島・大島・波高島のように、島は元來水の力をもって洶り平らげた山間の地を意味することばであり、「水をめぐらした場所」の意からきている。久成の伊豆島(小学校所在地)もおそらく出島の宛字で、二つの溪谷をめぐらした合流点の扇状地であることに由来しよう。

しかし、「シマ寄合」のことばもあるように、水と直接関係のない地域でも、他から離れて孤立的に散在する村落をも、もとはシマとよんだ。早川町の硯島などはその類に属するといえよう。

西島のシマの生みの親は、まぎれもなく北に突き出た岩崎(やまざき)であり、各村の御崎(ごさき)に産土の鎮守社が多いことも



護岸工事で美田と化した西島

うなずけよう。郷土の誇る西島神楽も対岸の宮原と同様に地鎮めしづめの信仰に深くかわり発祥した神事芸能と推察できる。神楽の舞は両足を一度に大地から離さないのである。

対岸の岩間が、およそ五百年前は富士川の水底にあったことは、旧岩間の庄の屋敷跡から上宿にかけた地下を一丈五尺も掘れば目白砂の地層で、水勢を防いだ聖牛しんぎゅうの組木の現われたことでもうなずかれる。両越りょうこの渡から南に続く八丁余の竹やぶは、寛永年間（三三四、五十年前）岩間代官秋山半右衛門のもと竹を植えて川瀬を絶つたなごりで、この工事以来宿場北方の山の手（当時の屋敷地）からおりて住むようになったといわれている。また享保七（一七二二）年再び岩間村で富士川の瀬回し工事をしたため、それでなくても水難に悩んだ西島が、出水のたびに畑屋敷が水びたしになったと宝暦一〇年の村差出帳に記され、岩崎から南に延びて数幅三間・高さ九尺から一丈二尺におよぶ堤防の普請、また竹林によって川瀬を絶つたことも古文書に明らかである。近くは明治四〇・四三年の大水害に田畑四〇町歩と四〇戸を押し流して、いまの国道近くは一丈五尺の断崖が生じ、ここを本流が流れたことは古老の説くところで、北海道に村から一二戸が移住したのもこの時である。

第四節 利用地名

利用地名は、各種の土地利用のしかたから生まれているが、中でも農業に関する開発地名が多く、農業発展の各段階をも示している

る。

（一）焼畑耕作と地名

本町にも焼畑耕作に起因する何々草里そうりという地名が少なくない。焼畑とは山の木を切り倒した焼灰を肥料にして雑穀や楮こうぞなどを作った原始的農業で、地力の持続するおよそ三年のあいだ作り、あとは林にかえて次々の林を焼きはらう。それで切替畑きかえ・刈生畑かりうともいわれ、江戸時代も盛んに行なわれた農業形態である。欠草里・中草里・日影草里（平須）花草里（下田原・江尻窪）芋草里（江尻窪）中草里（梨子）柿草里・高草里（遅沢）胡桃草里（八日市場）とづら草里（飯富）等がそのなごりである。

郡内地方ではサス・ソリとよび、土地によっては単に「ソ」とだけいい、椗もろこ（久成）もそれである。久成・大くな（福原）も同義で、焼畑の一年次をアラク・アラキ（新墾）、二年次をクナ、三年次を古クナといった。アラコ・大嵐（下田原）・あら山（梨子）・大焼（西島・大塩）も焼畑からきた地名である。夏焼（大塩）・夏秋（本建・勝沼）・夏秋（初鹿島・長坂）などの地名は、普通の焼畑は前年の秋に切つて春早々に焼いて播種するの、その年の夏にはいつてから焼いても間に合うという所で、地味も肥え、日受けもよい場所のことである。慶長奉行証文に「夏焼を作る」とあるのがそれである。その反対が日影草里（平須）・夕暮（大塩）である。

（二）開墾と地名

鵜田うでた（久成）は椗の途中にあり、その昔（年代不詳三百年以前）

そこに大部落があり、墾田千軒と称した。

大水害で田畑は一面の河原と化し、流失して移住したと古老が言い伝えている。墾田はハルタ・ハリタともいい、焼畑・菊生畑の古語（国志）でもあった。また一説に、墾田は金山衆の屋敷跡だったとも伝えられ、第十編口碑伝説の項に詳述した。毘野（大塩）も墾田だろう。近野（雨畑）・コンノ（南部町佐野）・今野（鳴沢）の宛字も見られる。

吉屋（大塩）・ヨシヤ・由畑（手打沢）も墾地を意味しよう。各地の何々興野・高野・幸谷も本来は荒野である。ところが荒は凶作を意味する不吉の文字のため、飛騨の荒城郡を吉城郡と改めたと同じく、吉屋・由畑も、もとは開墾地を意味する。「佳字をもつてこれに当て」たもので、そこには先祖の願望がよみとれる。

中井尺（矢細工）は方言で開墾することを「けいしやく」するといひ、いまでも古老の使うことばである。

打越（久成・手打沢・福原）は押越（昭和町）の字も宛てられ、各地に見られるが、方言に他村にはいって耕作することを越石と言ひ（地方凡例録）沢や沼を打つ越して開墾地などがある場所をオッコシとよんだ。（国志）

(三) 燃料採取場と地名

九亀・九鬼（都留市）のクキは古語で「岫」の字が当てられ辞典にはふつう「山中の洞穴」の意が載せられている。

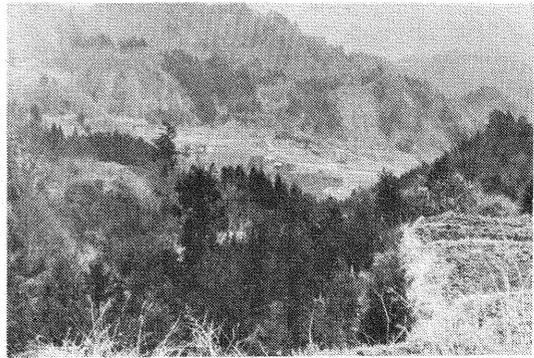
都留市の場合溶岩の洞穴などをさすであろうが、また山、丘の意のあることが辞書類には記されている。事実埼玉県の久喜町は古利

根川に近い小高い自然堤防の所にある。つまり須賀・曾根などと同義とみるが、またクキは燃料採取地を意味することばでもある。

久木・久というは必ずしも一種の樹名でなく薪を意味する。「かまど」をクド（大月市七保）というのと同じ意味である。栃久保（大塩）栃戸（矢細工）榎

沢（寺沢）など栃・榎といひ、また樞・柵もすべてその本義は一定の樹種でなく柴・薪の燃料を意味した。大櫛（増穂）も同義である。国島山（遅沢）も柴山のことで大阪西成郡中島大字柴島は、い

までもクニシマとよむ。紀記等に見える古語である。木割場（平須・福原・梨子）は、峯山の入会地の薪をこなす共同作業場であり、ゾウジバ（手打沢・宮木）とは、江戸時代田請の場所でありながら用水がなく、たばこ・木綿または瓜・なす・大根・野菜等を作るを雑事畑と唱えた（地方凡例録）この字名だろう。



墾田千軒の跡を望む（縦）

四 村落を意味する地名

荒居・新居(大塩・西島・夜子沢・平須)は古く開けた(少なくとも江戸時代以前)土地にある地名である。

アライはもとニイイ・ニイノといひ農家をイ(邑)とよんだのは相応に古い新村の場合だからである。

屋敷・屋敷添(手打沢)・屋敷平(矢細工)上屋敷(古長谷)前世の起源のものが多く、城房(西島)北城房・南城房(手打沢)の城(ジョー)などと共に、土豪の居住地・屋敷地で、濠や土圍い範圍内からうまれたもので、往古の聚落の位置をも推定できる。

これに対して今在家・新庄屋・新屋敷・町屋(八日市場・手打沢)また新田(久成・江尻窪)向新田(飯富)など何々新田というのが江戸時代以降の新開地の小字である。

古屋戸(遅沢)・大子山などの字名は、その部落の歴史をさぐるに重要である。古屋戸は江尻窪の飛び地で遅沢部落はこの古屋戸から下ったと古老は云うが、寛文一一(一六七一)年の遅沢村の検地屋敷は一戸だけであるところからもそのことがうなずける。

大子山の大字は長男とか、あとりの方言で元村を意味しよう。妙蓮寺の開山履歴では文禄年歴に檀徒五三戸を数えている。

切石の古屋敷は下宿御崎神社近傍にあり、現在の東割・西割・南割・北割の分割地名は、江戸初期(寛永年間)に伝馬宿新町を立ててからの宿割り地名である。

庄・保・郷・里も村落を意味する古名であり、本庄が公田(国領)

の場合、荘といわず郷または保といった。本郷(陸合)保(都川)などの地名がそれである。一色(旧共和村)は「一色別納」「吾妻鏡」の語があるように、一定の現物収入を目的とする追加開墾地(柳田国男)で、布の一色・油の一色・九一色(工一色)木工を以て貢租にあてる)などの地名も残っている。

繩切(手打沢)は繩出・繩外の地名と似て部落のはずれを意味しよう。検地を繩受ともいったが、その繩切れ地、つまりはみ出た処をさし、また大繩道の古語もあるように、繩切は道の尽きる処とも解せられ、どちらにしても部落のはずれを意味する。

矢崎新田(遅沢)は明治五年に切石の矢崎圭蔵(当時第三区副区長)の努力による三ツ石の早川河原の開墾新田(遅沢地内二町八反六畝・飯富地内二町八反四畝)に名づけた記念地名であるが、その後流失して字名のみ残っている。(県史)

(五) 特殊な職業者に起因する地名

矢細工村について国志は、「按ズルニ古ハ矢職人ノ居住セン処カ、他ニ矢作・矢矧ノ地名アル類ナラン」とあり、細工田(江尻窪)矢代取(福原)などの地名と共に、この地一帯中世には矢作の公役が行なわれていたものであろう。

国志の産物および製造部にも、「州中ニテ竹ノ美ナルハ万力筋ノ室伏村(牧丘町)八代郡ノ武居村(八代町)奈良原村(同上)残簡風土記ニ当郡ノ貢物ナリ、西郡ノ曲輪田村(櫛形町)荏原村(甲西町)河内領ノ矢細工村ナリ、公林ハ所在ノ堤防ニ多シ」とあり、矢細工は甲州でも竹の美林で名高かった。内くね(矢細工・平須)の

クネは竹やぶの方言である。下部町湯の奥の門西家には図解入りの矢作り古文書が残されている。

手打沢について国志は、「謂フ所西郡路ノ古道ナリ、按ズルニ小柳川ヨリ下ル処ヲ長知沢ト言ヒ、爰ニ手打沢ト言フ。訓相近シ、古時同地名ナリケンヤ村ヲ建ツル時、文字ヲ異ニセシナラン、名義未ダ考ヘズ」とあるが、もし長知沢の転語とすれば、ちよううち（町打ち）、すなわち昔、距離をきめて的を立て、銃砲を発射して打ち方を習った場所の転訛とも考える。近くに菅沼城もあつたところから一考を要する。県下に類似地名は塩山市下塩後に打手・東打手がある。打ち手とは鉄砲を撃つ人のことである。手打沢の地名にからむ伝説は各種伝えられている。（「第十編口碑と伝説」参照）

鑄物師屋（手打沢）について国志は、「古時工匠ハ水土ノ其ノ職ニ宜キ処ヲ撰ミテ之ニ居リ、商売ハ四達寛濶ノ岐ニ集リテ肆ヲ開キシコトナレバ自然ト地名ニモ呼ベリ」とあり、水土の便よく交通の要所に工匠は集居していたが、江戸期には衰微して村名をとどめるだけだったという。鳴沢村の磬叩をはじめタタラ・カネウチ・金子屋敷など同じ意味の地名が各地に残っている。

八日市場の地名について国志は、「古時日ヲ定メテ市ヲ開キシ処ナリ」という。安永六（一七七七）年の同村明細帳によると、「当村の里方は町場に御座候、市場之れ無く候え共、不動尊御縁日にて正月廿八日、六月廿八日両度ずつ一日町に御座候」とあり、江戸中期に至つても大聖寺の不動明王の縁日の「八」の日のつく年二回祭り市が立っている。おそらく中世には、大聖寺の荘園の産物の売買・交換など、門前市から始まったものであろう。

身延町にも八日市場があつたことは、天正年間の身延山所蔵の文書に「八日市場ノ内種坪」「八日市場、今ハ塩沢田地永代寄付」の記録が見られ、往古の八日市場は現在の塩沢区をさし、昔は市立ちもあつた所と見られる。門前市のみならず宿場にも宿駅を維持経営させるために、市場を開設させていること



鎌倉時代の市のようす（一遍上人絵伝）

は、岩間宿が焼けて、離散してしまつた者を早く帰宅させ復興させるため「市之儀沙汰候て云々」（南部宿文書）の穴山氏の文書があり、極月二六日をこれにあて、また切石宿の文久元（一八六一）年の明細帳に、「一、当村の儀駿州より甲府・信州へ通り候町並に御座候、尤も館屋（大きな店）の候町場には御座無く候へ共、毎年十二月廿七日市立ち申し候」とあり、この市は戦前まで続き、近郷はもちろん遠く早川入り・河東諸村からも集まり大変な賑わいをみせた。特殊な職業といえは、西島と八日市場に力者部落があつた。西島

第一章 地名の成り立ち

の場合戸数二六戸・人数九四人(宝曆一〇)、八日市場の場合八戸(文化一三)あった。つぎの古文書は八日市場村の力者取扱方に関する代官所への申上書写しであり、当時の力者の取扱いがよくわかる。

恐レ乍ラ書付ケテ申上ゲ奉リ候(訳文・大聖寺・西島区蔵)

当村方ノ力者共ノ取扱方ノ儀、今般御尋ニ付キ申上ゲ奉リ候、当村ノ力者共ハ当時(現在)八軒之レ有リ身分ノ義ハ、往古ハ冬ヨリ春ノ内村中ノ夜番相勤メサセ罷リ在リ候得共、中古番非人抱抱エ候以來相勤メズ、当時(現在)無役ニ御座候得共、非常ノ節又ハ相応ノ用事出来次第申シ付ケ候義モ之レ有リ候、先前ヨリ番非人同様ニ取扱ヒ来リ候得共、御繩請地(年貢地)銘々所持イタシ御年貢米金(御上納仕り候、村方夫錢(村費用)ノ儀ハ差出サセ申サズ候、

一、力者共ノ村預ケ仰セラレ候節ハ右仲間ノ内ノ者ニ番致サセ、百姓ニテハ番致ス間敷キ義ト存ジ奉リ候、尤モ是迄先例ハ御座無ク候一、右ノ者御吟味ニテ御呼出シ相成リ候節ハ村役人並ニ百姓共同宿仕ラズ候、尤モ凡ソ五拾ケ年程以前、田畑質地一件ニ付キ御呼出シ相成リ候儀御座候趣ニテ、其ノ節ハ力者共ハ、番非人共ノ小屋エ別宿ニ罷リ在リ候由申伝ヘニ御座候、右ノ通り是迄相心得罷リ在リ候儀ニテ、御田地モ所持仕リ罷リ居リ候モノノ義故、番非人ヨリ少シハ宜敷キ取扱ヒ申シ候得共、百姓ハ別火イタシ煙草ノ火ニテモ借リ申サズ候、尤モ宗門人別帳ノ儀ハ百姓トハ別帳イタシ、村役人ガ奥印仕リ差上ゲ奉リ来リ申シ候、此ノ段御尋ニ付キ恐レ乍ラ書付ヲ以テ申上ゲ奉リ候 以上

文政十亥年八月六日

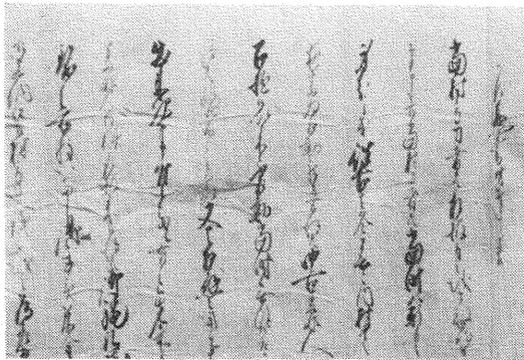
巨摩郡八日市場村 名主 伊左衛門

林金五郎様 市川御役所

とあり、身分は村番人につぐ取扱いで、部落内の問題は一切彼等仲間自治にまかせ、代官からの通達等は名主宅へ呼びよせて読みかかせ、また裁判沙汰等で召喚があり村役人が差添いしても、番人小屋に別宿させ、日常生活においてはたばこの火も貸借せず、宗門人別帳・氏神もすべて別扱いの特殊部落であった。

西島の場合も明楽寺の北に部落をもち、竹細工渡世をしていた。

力者がいつどこから来て、初めどんな仕事をしたか記録にないが、国志に岩間・市川大門を始め県下に一一か村とあり、いずれも川岸の村々で、いずれも築堤工事で入村したものと推察され、明治初期村から他出している。もとをただせば築堤功勞者で現代ならば功德碑を建てながくその功績をたたえられるべき人たちであろう。



力者取扱方に関する申上書(八日市場・大聖寺蔵)

第五節 信仰地名

神仏の名を呼ぶ地名、信仰にいわれある地名も本町に少なくな
い。

(一) 神仏の名を呼ぶ地名

古長谷村について国志は、「按ズルニ古時長谷寺ノ有リシ処ナル
ベン、又中野村ニモ長谷寺旧跡アリ、穴山信友下山ニ一寺ヲ創シテ
新長谷寺ト号ス、故ニ是ヲバ古長谷ト称セルナラン云々」とある。
穴山氏は武田の子孫であり、河内領の領主として威望いんせいをき
わめ、下山に京都の土を運ばせて地盤をつくり、神社仏閣の名号も
京都に似せて数多くの神社・寺院を創立した。

上賀茂ノ社（一ノ宮） 下加茂ノ社（二ノ宮） 飯繩権現（三ノ宮）
南松院・龍雲寺・妙見寺・新長谷寺・住吉ノ神・清水観音・北野天
神・愛宕権現等おごりをきわめた。この下山の新長谷寺に対して古
長谷と呼称されたものであろうとする。「第十編口碑と伝説」を
あわせ参照）

西島の妻之神は道祖神で、防障防塞また旅の安全を祈る神、縁結
びの神として辻などに祭られたもので、大塩の道六も道陸神の転化
で、クナドノカミ・フナドノカミなどと同じく道祖神に由来する。

左宮司（大塩） 三宮司（西島） さぐじ（梨子）の地名も民間信仰
にもとづくもので、東国だけの神で、諏訪が根元で今は衰えてしま

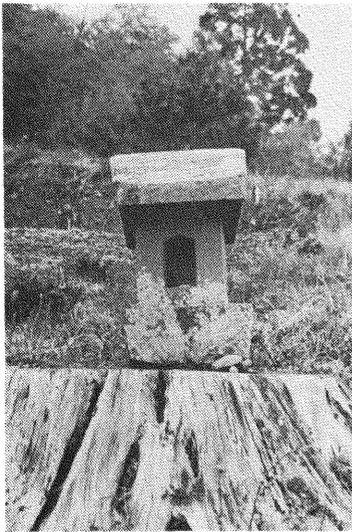
った土地の神の信仰とされて県内各地に見られる。子の神（夜子
沢）・山王（遅沢）は山の守護神を意味する。

天白（大塩・矢細工）は北伊勢の街道筋の天白が西境で、東国は
仙台より先におよび、その起源はいまは誰も知らない山神である。
明加沢（久成・日向南沢）も阿弥陀の名号塚の路傍神に由来する。

神明沢（大塩）は、シメイサマ・オクナイサマなどと言われた
二体一組の、家の神の祭られたところに由来しよう。

十二膳（梨子）は、十二鬼（木）神の山神に由来することが、梨
子の深松丑松氏所蔵の古文書にあり、現在も早川往還筋の大木の切
株の上に祠がある。

大蔵（大子山）は妙蓮寺のある所の地名で、寺の開山履歴に「開
祖正善坊日行大徳は幼名大蔵坊正善と称す、父は大蔵坊久成と云
ふ」とあり、開基以来帰依する檀徒五三戸とある。もつとも蔵・倉



十二鬼神の祠（梨子）

・鞍は地形語で山とか、ガケとか岩をさす場合と、谷をいう場合とのあることは古くからの通説で、大蔵もそのようなガケ場の地名である。

(一) 神事芸能に由来する地名

的場(大塩・西島)は国志の説のほか柳田国男によれば、諸国の射場の神事に由来する。勝沼町の琵琶者、諸国の尾社田のビジャは、ブジャすなわち歩射で、村の社の春祭りに射場を行ない終わって酒食を共にする風習は最近までであった。

また山中では狩りの初めに矢を放って祝し、山神の領分を侵さんとする一つの言いわけの祭事として行なったものといわれる。

踊場(西島)が村境にあるのも、本来は亡霊を送る行事だったからで、隣接村間にはこういう送り物の衝突があった。踊りをかける、掛け返すという話が昔はあり、「神送り場」も同義で西島の場合、厄神を富士川を渡り岩間村の山田川まで送り、古長谷村の場合には中山村境の出合に送った。これとは反対に相隣する部落には幸福の取り合いをする一種の競技もあった。寺沢の破魔射場・五箇の浜井場・御坂町の葉舞場等がそれで、境を中にして破魔矢を飛ばして深く隣村領に投げ入れるのを勝ちとした競技であった。

神田(大塩・夜子沢)宮畑(夜子沢)は祭典の供物や費用など、信仰上の用途に弁ずる共同耕地が含まれていた地区の字名である。

京当(手打沢)は大塩境にある字名である。他地方の京戸(一宮町大字石)つまり境祭の地を意味する。「清ら石」「清ら木」の霊石・霊木のある地で、教来石(白州町)などと同じ意味である。

宮木も、神木崇拜の古風に由来すると思われる。村に愛鷹明神社があるが、高野真氏所蔵の「由緒」によると、境内の松に鷹が巢を作ったのを通行の途次、新羅三郎義光公が見つけ大いに喜び巢鷹明神と号したとあるが、同類の伝説に起因するものと考ええる。

第六節 記念地名

寺沢に城山がある。本城山ともよび菅沼藤藏定政が河内領九千石の領主として守衛した堡城跡であることは著名である。(第三章詳記)



のろし台

西島に篝火焼場がある。各地の狼烟場の呼称と同じで、武田家の軍法飛脚篝火と言うのがこれである。東西河内領には、富士川に沿って左右より岩山の差し出た遠望のきく高所には必ず領界の警固のため亭候を置いた。一旦緩急ある時は、次々とのろしを上げて連絡するためである。

また西島の城山は、烽火台をまもったと言われる小笠原

小兼兵衛（またを笠井）の宅跡だとも言われている。

久成・中山にも城山じょうやまがあるが、これも哨堡の跡といわれ、また遠見場とほみば（江尻窪・日下り）も亭候ていこうまたは烽火台の跡といわれる。甲斐にはいたるところ「城山」の地名があるが、多くはこの亭候・烽火台跡をさして土地の人はよんでいる。

夜子沢の地名については、現在も下山・南松院に保存されている大般若経六百巻を見ると、その奥書に「与五沢村・曹溪庵・僧聡彦」とあり、この般若経はんにやきやうはもと夜子沢の曹溪庵（廃寺）の什物じぶつで、至徳年中（およそ五九〇年前）聡彦という名僧の書写したものであり、与五沢の字が宛てられているところから、夜子沢も後世の宛字でその字自体に特別の意味を導き出せないのである。

幡野今朝吉氏（夜子沢）所蔵の系図（文永五年）の写書の一部に「夜ノ子重郎高房郷ヲ赤石神社、赤石大明神ヲ祭り奉ル。畑六郎源長尾公ヲ山宮八幡宮ヲ祭り奉ル云々」とあり、この系図によれば夜子沢は、赤石神社氏神としての夜ノ子重郎高房公に由来する記念地名かとも思われるが、系図自体江戸末期の写し書きで今後の検討を要するし、六郷町岩間にも夜子沢の字名がある点からも共通地名と解釈さるべきであろう。岩間の場合、接続字名は狭間田・横間栗よこまきりであるところからも、夜子沢は、横沢・横手・横野といった類の自然地名の転訛と見るのが妥当で、この場合の横はタテ・ヨコのヨコではなくて「沢ぞい」。「沢ベリ」の意味と解するのが事実に近い、夜子沢も「沢ぞいの村」の地形語に由来するものであろう。

第七節 合併地名

明治政府の方針により、明治七・八年にかけて時の県令藤村紫朗によって、本県の場合全国的にもまれな大合併を強行した。

本町の場合その第一号が明治八年四月二三日に合併した大須成村で、同年六月三〇日には続いて共和村が合併した。大須成の村名は、大塩・平須・久成の元村名の一字ずつを持ち寄って命名したもので、このような合成地名は当時全国的にも多かった。

北巨摩郡に水上・青木・折居・樋口の四つの大字で、水と青の字を合わせて清、折と口で哲、すなわち清哲村（現斐崎市）としたなど、その代表的なもので、当時の合併に伴う社会情勢をうかがうよい例である。

共和村も文字通り宮木・下田原・上田原・一色の旧四か村の「共和和楽」の意によったもので、睦合村（南部町）と意味を同じくするものである。

静川村の場合、手打沢村の去就定まらず（当時西島との合併案もあった。）暫定的に寺沢・切石・夜子沢の三か村組合村として発足し、明治一〇年一〇月には組合役場を正伝寺本堂（切石）においたが、明治一二年八月にはこれに手打沢が加わり、明治二二年八月一五日、全国的な町村制施行令に伴い旧四か村が合併して切石村となった。その後、明治二五年中に村名変更の議が起り同年九月二〇日、静川村と改称された。静川の村名は、「富士川の流れ静かな

第一章 地名の成り立ち

ように伝えている。

「『どうだ、君、うまいだろう?』明治九年八月三〇日、県令藤村紫朗は、その精悍な顔を綻ばして朗かだった。七ヶ村の代表が集まって二日二晩というもの新村名を考えたが文珠の知恵も浮かばず無条件で県令に命名方を陳情した折、県令は明行く村の前途を寓意して『暉村』と名づけた。もう一度『どうだ、君、うまいだろう?』その日の県令は心から朗かだった。」と――。

原村の場合は、昭和八年七月一日に伊沼・八日市場・飯富の三か村が合併した折命名されたのだが、それまでは三か村組合村として運営されてきて、原の村名も組合立役場および組合立原小学校の所在地伊沼地区原の字名を踏襲して村名としたものである。



「静川村」命名に関する書類
(夜子沢区蔵)

る処」を以て起名したもので、やはり合併による平和郷の実現を願ったものである。

暉村の村名は、明治九年八月三〇日、県令藤村紫朗の命名になるもので翌三二日命名の経緯を「甲斐の新風土記」(山日・昭和八)はつぎの

以上のように合併地名を見ると、そこにはその時代なりの願望があり慶祝があり、繁栄がこめられて命名されていることがわかる。新町名「中富」昭和二年八月一七日、新町発足にあたって中部五か村合併促進協議会(会長佐野嘉一)は、広く町民から新町名を公募して、応募総通数二六九枚の中から、時の南巨摩地方事務所長滝川勸則の選定により平須区・神宮寺則子(当時大須成小学校教諭)の「中富町」が決定をみたのである。

中富の「中」は、南巨摩郡の中部を意味し、また中世の古称である中山(ちゅうざん)をも意味する。「富」

は、その中山郷の天頂たる富士見山を西境に

し、前に秀峰富士を仰ぎ、富士川の清流に臨む山紫水明の美し郷土の富み栄えゆく前途を

「中富」の二字に託したもので、誠に本町にふさわしい佳名といわねばならない。

むすび 今日、公簿に記載されている字名は、地租条例制定に先立つ明治初年の土地丈



町旗を先頭に 郡体育祭

に先立つ明治初年の土地丈

第二編 町の歴史

量の際の地図作製によるもので、在来の字名が引き継がれているものの古文書・古絵図と照合するとき、かなりの小字が統合整理されて消滅している。

いまはその意味さえ忘れ去られている郷土の地名は、先祖の書か
れざる生活の歴史、自然の歴史をとどめる大事な文化遺産なるがゆ
え、せめて現在公簿掲載のものだけでもその由来をきわめ、保全維
持を図ろうとしたのが本章の意図したところである。

第二章 原始—平須石造遺構

(一) 先土器時代

昭和二四年杉原莊介博士らを中心とする群馬県岩宿遺跡の発掘調査によって、土器を伴わない文化の存在を確認して以来、相次ぐ発掘調査によってわが国にも旧石器時代の存在したことが次第に明らかになってきた。この文化を「先土器文化」とよんでいる。本県でも山本寿々雄等によって昭和二七年、東八代郡米倉山付近において、昭和三八年には吉田格らによって東八代郡下向山遺跡において、昭和四一年、中央自動車道考古学調査団による大月市内宮谷地区、袴着地区においてローム層中より旧石器文化の遺跡を発掘し、その後昭和四四年に甲府盆地の上石田からも発見されている。

ところが本町の平須石造遺構の発掘（昭・四四）にひきつづき、昭和四五年、富沢町万沢小学校の校庭拡張工事の際、推定二・三万年前の旧石器時代の天神堂遺跡が発掘された。すなわち山本寿々雄らによる現地指導によって発掘されたものは黒耀石の石核（石器を作ったあとの石の核）・縦長剥片・石刃ナイフ（皮はぎ調整具）・敲石（石器を作るためのたたきいし）斧形石器・礫器（石礫を作るための打器）等千数百点の遺物が発掘され、岩宿遺跡より豊富な資料を持ち、さらに栃木県の磯山遺跡とならんで全国の五指の中に数

えられるものとして注目され、河内地方の先住民の歴史が旧石器時代にさかのぼることがここにはじめて明らかにされたのである。

発掘現場は標高一〇五呎前後の低地性丘陵で、富士川の中段段丘であり、泥岩や砂層の互層の上にローム層一層内外があり、今回の発掘はこのローム層中あるいはその最下部から出土している。（「天神堂遺跡」富沢町）

これらの旧石器遺跡の分布から、本県の旧石器文化は、富士川流域から曾根丘陵つたいに、甲府盆地および周辺の丘陵地ならびに郡内桂川流域にひろがっていることが推定されるのである。そしてそれは次の縄文式遺跡の分布ともほぼ重なっている。

(二) 縄文式時代

旧石器時代から新石器時代、すなわち土器を伴う縄文式時代に引継がれるが、この時代の文化を「縄文式文化」と呼んでいる。これらの縄文時代人も旧石器時代に引継いで石の道具を使い、山河に住んでいる鳥獣や魚貝類を狩り、草木の根や実を採って生活していた。このことは黒耀石の石鏃、各種の石器からうかがわれる。海辺ならずとも富士川流域の富沢町天神堂遺跡や南部町原間台地の遺跡から漁労用具である石鏃が豊富に発見されていることから、富士

川の魚類が特に食糧の端境期である夏の重要なタンパク源であったろうことは想像にかたくない。『甲斐名勝志』にも、「風土記ニ市川ノ郷、春夏ノ中、土俗竹網ヲ以テ海磯ニ随テ、魚来ヲ待テ而シテ之ヲ取ル、一網数百鮮ヲ取ル云々」とあるし、国志も、「毛智利ト云物ヲ竹ニテ造リ藤索ニ釣リ川中ニ浸シ俟魚下^イ捕^レ之一拳シテ數千百頭ヲ獲ベシ」と上代の川魚の豊かさを伝えている。

縄文式時代は、その伴出土器の形式から、早期・前期・中期・後期・晩期の五つの時代に大別し、晩期において弥生式に引継がれるが、弥生式はさらに土師式（古墳文化）に引継がれ、歴史時代へと移行する。

本町のあけぼの時代を示す出土遺物としては、戦後道路拡幅工事や土地造成の際、縄文遺物が発見されており、「甲斐石器時代遺跡遺物発見地名表」（山本寿々雄・昭和二七年）および「山梨県遺跡地名表」（山梨県教育委員会）にも収録されている。

所在地	名称	推定時期	主要伴出物品	備考
中富町松木平	松木平遺跡	中期	縄文土器・石斧他	実査
中富町山田和	山田和遺跡	中期	縄文土器・石斧・石匙他	実査

以上の発見においては、若尾平造（飯富）が県教委に届け出、実査も行なわれ、伴出物品は当時原中学校に収蔵された。

松木平遺跡は、下伊沼・大山祇神社の沢べりで発見されたものであり、依田明も昭和三年、六郷町折居忠義と現地を再調査した際、遺跡付近の沢淵から厚さ二^サ尺内外の炭化層（かがり火跡？）を発見している。

山田和遺跡は、三つ石・望月元海宅の土地造成の際発見されたも

のである。両遺跡はいずれも標高二〇〇〜三〇〇^サの烏森山山麓の富士川、早川河口にのぞむ丘陵上にあり、身延町の大久保、清士丸山遺跡、南部町原間台地遺跡、富沢町天神堂遺跡と一連の富士川流域の低地性遺跡に属するものといえる。

また昭和三年一〇月、土建業岐阜県新十町・加藤清三請負による矢細工道路拡幅工事中、腰巻部落に至るまで、東山（通称椿森・標高およそ六〇〇^サ）において、縄文前期と推定できる土器片（最大六・五^サ×四^サ）および二〇片が現在曙小学校および一部は郷土資料館（静川小内）に収蔵されている。土器片の数は内面が炭化（松やに？）して黒変している。現地は西に東山のがけを背負い、北は深い沢淵にのぞみ、東南におよそ二〇平方^サの猫額傾斜地をもって断崖にのぞむ日照地で、その地形からいつて昭和四四年現地踏査した山本寿々雄は洞穴遺跡（岩陰遺跡）と推定された。

昭和四六年二月八日、再び辺地債による道路拡幅工事（三つ石・渡辺治芳施工）に際し、依田明・深沢幸一・佐野三郎・野田宣安によって同地を再調査したところ、深さ一二〇^サの褐色を示す軟質ローム層と、下部硬質ローム層の境に、六〇^サ×四〇^サの炭化黒色土層を発見した（炉石なし）。その周辺から土器小片三点を採集でき、明らかに縄文遺跡であることが再確認できた。次ページの拓本がその一片である。

なお昭和四六年四月に大須成区堂平・萩部落から黒耀石片および土器片が野田宣安らにより表採され、同年六月二五日矢細工の原部落の桑畑で縄文中期土器片三点が依田明らにより表採され、富士見山山麓一帯に埋蔵文化財が包蔵されていることが確認できた。

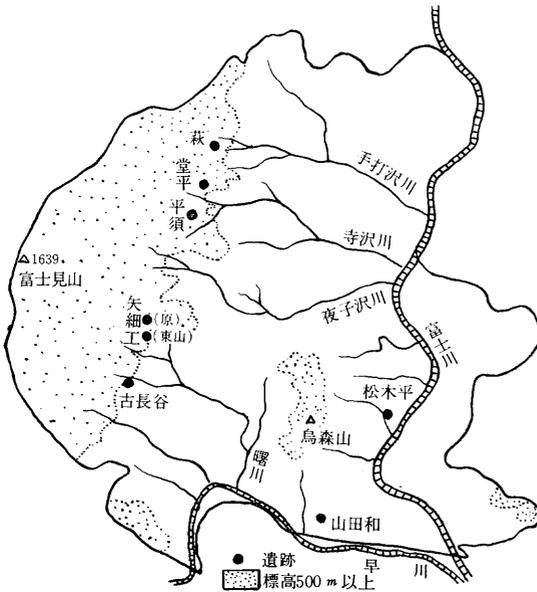


石棒 (古長谷)



東山出土の土器片 (矢細工)

また、同じ曙地区・古長谷部落の路傍に祭られる石棒二点は、三枝善衛により山梨県政六十年誌第一章原始第一節の縄文式文化の遺物の中に紹介されている。この石棒はかなり強いくびれをもって頭部を作り出している。石棒についてはいままでも学界において (一) 獵具説 獣の通路、落とし穴などに装備して圧殺したものの (二) 武具説 武勇・權威を象徴する一種の武器 (三) 崇拜説 石棒の一面が平面である



縄文時代遺跡分布図

場合が多いことから、その面を何かに立てかけ崇拜したという説 (四) 地母神体説 その形状よりの連想および近世の民間の信仰から類推した生殖神体説等の学説が開陳されているが、古長谷区の石棒は、現在も路傍に屋敷神として祭られている。

以上の如く本町の場合、飯富ほか五地点からの出土遺物が明らかにされてきた経過はあるが、いずれも考古学の組織的な発掘調査を経た上でのものではなく、それ以上の学術資料は得られていない。しかし、後述の平須遺跡も含めて本町の遺跡地は、すべて山腹か

河岸段丘上にあつて、その生活の主力は不安定な採集経済の上に立っていたことがわかるのである。

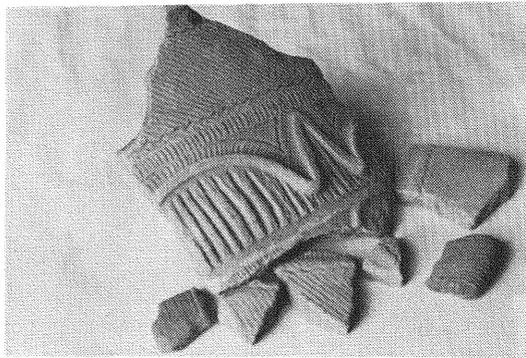
ただ注目すべきは本町地域の遺跡は、大きくは山地性の分布圏に属しながらも、大別すると標高一六三九呎の富士見山麓の山腹六百呎付近に南北に連なつて遺跡が発見されると共に、他の一群は富士川、早川河口に面する烏森山麓の標高二百から三百呎の丘陵に発見されていることである。同じ富士川流域でも下流地帯の富沢・南部・身延地帯の遺跡が標高二百から三百呎の低地性遺跡であるのに対して、本町にはいるとこの低地性遺跡の一連のつながりと思われる山田和・松木平遺跡と共に、他方五百から六百呎の高地性をもつた古長谷・矢細工・平須・堂平・萩遺跡の二系列にわかれるのである。もし推測を許されるならば、低地性遺跡はさらに富士川をさかのぼり、笛吹川流域の曾根丘陵から御坂町一帯の遺跡群につながると共に、矢細工・平須の高地性遺跡は、御殿山・源氏山・櫛形山と南アルプス前衛山系の山腹遺跡にそつて釜無川をさかのぼつて茅ヶ岳、八ツ岳の高地性遺跡に脈絡をもつように思われる。このことは平須遺跡に立つて、北に茅ヶ岳、八ツ岳を指呼の間に望むとき、それを実感としてうけとめざるを得ないし、江戸時代の村絵図でもこの山麓古道が利用されている。いづれにせよ富士川流域の遺跡性格は、甲斐中心部あるいは南信と駿河方面の文化交流のステーション的性格をになつていたと考える。また富士川、早川河口の低地性遺跡は、富士見山麓の高地性遺跡の夏季端境期の魚労兵站基地であつたかもしれない。

(三) 平須遺跡発掘調査の契機

昭和四四年三月、平須・原部落において、土建業望月栄一(夜子沢)施工による辺地債道路新設工事中、後掲第一図A地点において地元平須部落の幡野末子が、偶然にも土器破片を掘りあてたのである。

幡野氏は数か月前に、PTA役員研修視察で、長野県・井戸尻いどじり遺跡を見学してきたばかりで、その知識がスコップの先にあつた

この土器をほりあげる動機になつたのである。この土器は大須成小学校に運ばれ、神宮司諒教諭から通報された筆者も現地を踏査し、付近の畑から数多くの土器片や石斧・黒耀石片が表採されることを確認した。時あたかも町誌編さん事業に着手している際でもあり、県教委を経て文化庁に緊急発掘の許可申請を行ない、ここに日本考古学界員山本寿々雄の派遣のもとに、都留文科大考古学研究会O



幡野末子発掘の土器片(平須)

B森本圭一をはじめ、学部学生石黒良行・玉置昭文・財津ムツ子・河西やよい・小林恵子・山本正則の各会員の、寒風についての測量や遺物の整理・拓本・実測図作製等の日夜献身的な協力を得、それに町誌編さん委員会委員一七名、文化財審議委員会委員一名の調査団構成を加えて、昭和四四年一月二日から一〇日間の本郡初の考古学の組織的な発掘調査が行なわれた。この間、町誌編さん委員会事務局の深沢幸一・佐野三郎らの作業遂行にあつての連日の出動計画と諸準備への奔走と、役場各課の応援により作業は順調に進ちよくし、当初の計画日程で考古学界上貴重な発掘成果を収めることができた。

また、発掘作業にあつては、発掘地の桑園の抜根作業等地元平須区民の積極的な協力と、甲南中・原中・曙中の町内三中学校の現地学習を兼ねた生徒の出動参加を得たことも特筆されなければならぬ。

(四) 平須遺跡の環境

平須部落は、寺沢川の上流の標高六二〇呎内外にあつて、標高一六三九呎を有する富士見山山麓が東南にひらけたローム層の台地にあり、北に堂平部落・南は矢細工部落を望める日照時間の長い環境で、東に静岡台地のつきるところ、富士川をへだてはるかに富士山を望む高燥の環境にある。

部落は原・窪の二つよりなり、遺跡は高台の原部落に属し、糸瀬の滝をへて富士見山登山道が通じていて、県立自然公園の前衛地域としてハイカーにも紹介され、昭和四五年夏からは、民宿村として

にぎわいを見せるようになったところである。

近年人口流出の激しい本町の代表的な地区として、幕末には七五戸を数えた往古の活気はいま見るべくもなく、現在三六戸の静かなたたずまいをみせ、部落に若い人影を見ることはできない。

部落の東端にある公会堂の傍、妙香寺の傍、または民家の屋敷池など、部落内には富士見山からの伏流水の湧出がみられ、昔から清冽な地下水の絶えたことはなかったと古老はいう。

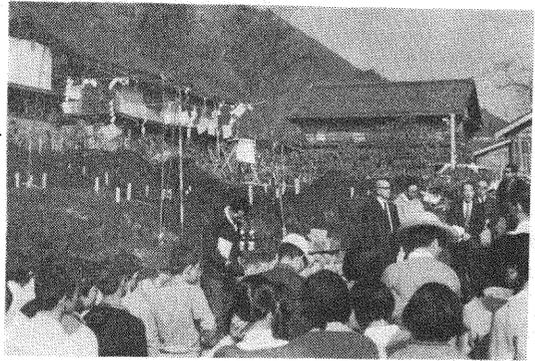
標高一六三九呎の広大な富士見山山麓から静岡台地に広がる潤葉樹林帯は、榛・栗・榎・樺・胡桃などの雑木林の丘と、せり・なすな・はこべなどにおおわれた東西に流れる溪流のひろがる地帯であり、かつてこの丘や沢をもとめて、さまざまな野獣や野鳥が集まつてきたろうことは、江戸時代の村方文書にみる猪鹿猿のおびただしい棲息被害の記録からも想像にかたくない。そして雑木林は、春ともなれば各種の食草が下草として生えそろう、爬虫類や両棲類が顔を出し、夏は大変な量の地蜂が営巣する。やがて秋にはくり・くるみ・どんぐりそのほかの木の実をつけて、その下はさらにしきつめたやうなきこが出る。

平須の縄文文化が、これらの自然の幸を基盤として育つた文化であることはたしかであり、ここに住居址を構えた縄文人の自然に順応し、自然を利用した知恵がそぞろしのばれ、北に八ツ岳・東に富士を望むこの風光明媚な高台は、縄文人たちの生活のしるべにもなつたろうし、第一、縄文人たちは、美を愛する気持ちのよい人々であつたろうことは想像するにたたくない。



← 寒風をついての発掘地点の
測量
(都留文科大考古学研究会員)

発掘式における町長笠井清
巳のあいさつ →



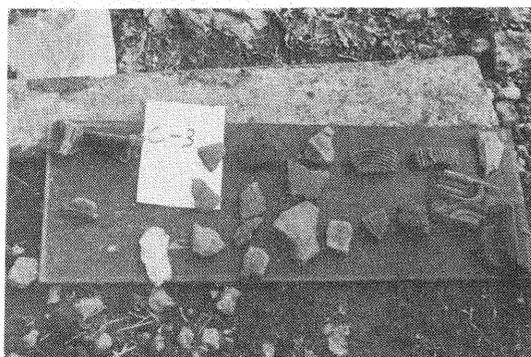
← 出土品に胸ふくらませでの
発掘作業
(町内三中学校生徒の出勤)

第二章 原始 — 平須石造遺構



← 竹ベラで注意深く土を削り
とっていく

作業中も意見交換は果てし
ない →



← 出土品は各グリットごとに
整理されていく

(五) 石造遺構

調査団により発掘された平須遺跡は、はからずも石造遺構とよばれる特殊な遺跡で、縄文中期（およそ四、五千年前）のものである。

石造遺構とは平易にいえば、「石の記念物」であり、平須遺跡の場合、付近の沢石を無秩序に配し、こわれた土器や石器を集めて石組の中に入れ、「立石」をたて、何かのしるしに使ったもので、現在全国で六〇か所ほどしか発見されていない遺跡で、日本考古学上貴重な歴史遺産として高く評価されるべきものである。

つぎに、山本・森本らの調査報告をかかげることにする。

I 石造遺構

発掘区は九畝×七畝の範囲内をもって第一調査区とし、グリット方式（注・格子状発掘）でおこなった。このことは今後計画されるであろう調査のうえの手がかりとなることを主とし、基礎的な資料作りにもその重点をおいたものである。（後掲第一図・B地点参照）

発掘区の東寄りE付近には墓標があつて、この墓標を中心に付近が大きく攪乱されていたことが事実として判明してきた。

しかしながら、この地点を除いた部分は、攪乱されることなしに西寄りに遺跡が広がっていることも判明してきたし、その層序もよい状態を示していることが明らかとなった。

表土層は有機質を含んだ黒味がかつた土壌で三〇^{センチ}内外の厚さを示している。つづいてその下の第一層は暗褐色の土層で二〇^{センチ}内外の厚さもち、さらに下の第二層は、褐色を示す軟質ローム層

で二〇^{センチ}内外をはかることができ、その下部は硬質ローム層となっている。

平須の石造遺構は、この第一層の下部にあり、沢石をもつてする石組は、すべてこの第一層土によつておおわれている。石組の沢石は大小様々であるが、その配列は雑然としている。何かのまとまりのあるものも示しているものとは考えられないが、実測図（第五図参照）○印、第二図写真ではS印の付近は、特徴的に円輪状に石組が配されている。この円輪状の中心点より、八六^{センチ}南寄りのところに柱状の立石が第二層中に深さおよそ五〇^{センチ}をうめ込んだ形であつてあることを検出することができた。この立石は長軸（やや三角）を利用してある。しかしながらその外円を円形にしているようには、石組がおこなわれていない。また放射状に配石した気配をみることもできない。地上に出ている部分は他の配石と変わっていない。（およそ二〇^{センチ}が出ている。）

またビット（注・くぼみ・穴）などの遺構も検出することもできなかった。このことは各々設定したグリットからも精査した結果同様なことはいうるのである。

石組の石は、その一部は第二層中にもはいる、あるいは相互に重なりあつてはいるが、他になんらの構築状態も示していない。

今回の予備的な調査の範囲からでは、その全体の姿をとらえることはできないが、配石の状態はさらに西寄りの未発掘地域に広がるようである。

石組間に伴出する遺物は余り多くはないし、これが集中的に出土もしていない。散在的に出土をみるのみである。第五図中のP印は

縄文式中期の土器ですべて破片である。同図T印は石器で、打製石斧・石匙等で、石鏃はここからは出土していない。ただ一個ではあるが土製円盤があるのは注目される。(山本寿々雄記)

Ⅱ 出土遺物

石造遺構の各石組間より出土した遺物は次のとおりである。すなわち土製品(縄文中期の土器破片および土製円盤)石製品(打製石斧・スクレイパーおよび石匙)である。

第6図に示す実測図中、完形品はないが後元想定からでは、1・2は共に浅鉢であろう。1は内面に赤色塗彩をおこなっており、小さな把手を有している。2もおそらく把手があったものであろう。3・4はあるいは浅鉢?かどうか判明しないが前者にくらべ小形である。文様は1・3共に共通性がみられる。特に1・2はそのことが指摘される。4は小形である。さてこのような手法はたとえば、長野県諏訪郡新道の中期縄文土器考古学手帖(松沢亜生)の土器No. 4の浅鉢形土器の中に見出されるものに近似するようにも思える。1・4における文様構成は、次の5および6の深鉢形とみられるものとは違っている。同時期の所産のものではないであろう。もしそうだとすれば時期的な空間のひろがりと考えられよう。

また第7図に示した拓本によってもそのことがいえる。いいかえれば石造遺構の石組内の遺物に示された時間的空間を読むことによつて、遺構自体の空間の時系列が考えられるということになり、このことは今後重要な意味をあたえることになるであろう。

第8図は把手の破片および土製円盤である。土製円盤には文様もなくまた穿孔もない。

第9図は石器実測図である。石質は八個は共に粘板岩製で、二個は硬質砂岩、一個は頁岩である。

これらの石器については、どのような土器と伴出していたのかは明らかにされ得ないが、黒耀石質のものはここには皆無である。石斧・スクレイパー・石匙は石鏃はない。(山本寿々雄・藤本圭一記)

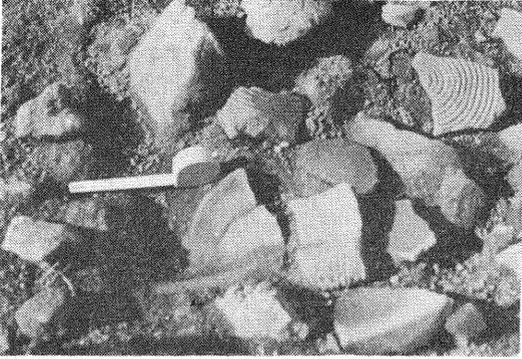
Ⅲ 考 察

以上概略を述べてみたのであるが、この平須の石造遺構の伴出する遺物からは、縄文中期の所産であることは疑う余地がないであろう。

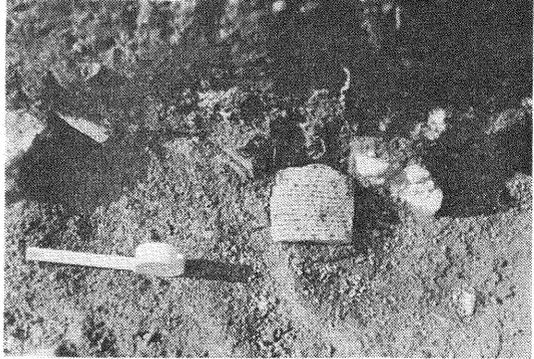
しかし、現状まで学界に報告されている全国各地の例の中に、(文化財保護委員会・大湯町環状列石と埋蔵文化財発掘調査報告)同じ時期のものでは同じ系列にはいるものはない。しいてその例を求めようとするとするならば、伴出遺物が示す縄文中期所産の岩手県・江刺郡稲瀬村樺山遺跡の例があげられようか。

今回の平須のいままでに知り得た予備的な調査範囲からでは、ただ雑然と無秩序の中に河原石の石組をもち、直径四〇センチあまりの円輪状を示す石組の存在と、若干はなれた個所に、下半部を土中にうめる状態で、柱状の「立石」一本を有する特殊な遺構であるといえない。そして、無秩序に広がる石組近くには、散在的に出土を示す縄文中期の土器破片と土製円盤・打製石斧とスクレイパー・石匙があったとしかいえないし、その出土の状況についても、ただ散在的な広がりの中にあつたわけである。

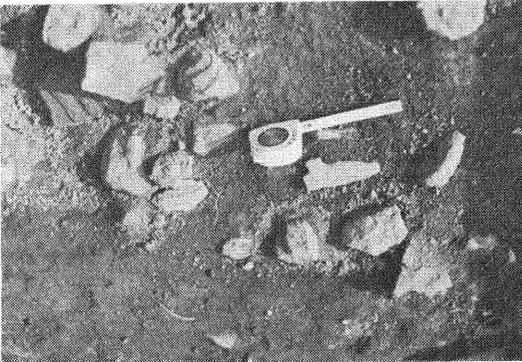
立石の小形のもが土中にうまり、ピットを有し、その中から土偶の破片を得た例として、北巨摩郡長坂上条の遺跡があるのみであ



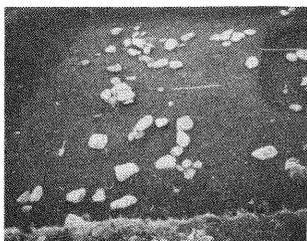
◀ 石組と土器破片の出土状況



土器破片出土状況 ▶

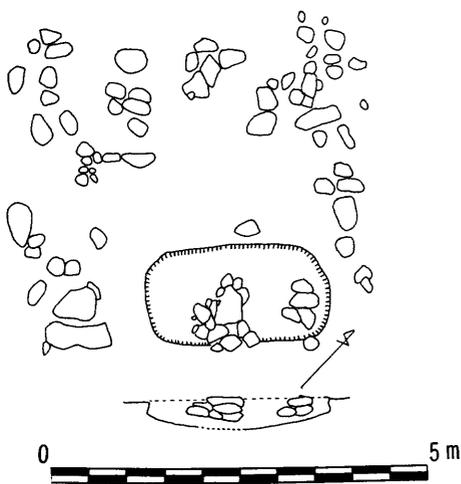


◀ 石器（石匙）出土状況



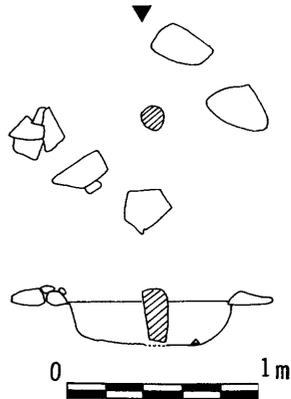
▲
道志村池の原遺跡の例
右端はピット

▼ 都留市尾崎原遺跡の立石の例



▲
道志村池の原遺跡の実測図

長坂町長坂上条遺跡の立石の出土状況図



るが、これは縄文晩期の例であり、中期の例としては今回が初めてである。そしていずれにしても、石造遺構の存在した例では、富士川右岸の地域では今回がこれも初めてであり、重要な資料を提供したことになる。

前にもふれたように、遺構の一部端に近世からの墓址等によって攪乱されていたことはあっても、その配石状況から西方地域に広がりをもっていることと併せ、今後のこの種石造遺構の研究上に貴重な手がかりを残している。現在までのところ北巨摩郡長坂町の長坂上条遺跡（縄文後期—晩期）。南都留郡道志村池の原遺跡（縄文晩期）。都留市の尾崎原遺跡（縄文晩期）等が類似する主な石造遺構であるが、特に長坂上条遺跡の場合と同様に柱状の立石が土中にその下半分をうめこんでいる点が共通していることにふれてみたが、ピットは存在していない。また、都留市尾崎原の例では、立石の近くに人面土器破片系の出土があり、河原石の配石は直径で二〇—三〇¹⁾円内外の円形に近いものである。

いづれにしても、今回の小範囲の調査からでは、早急な結論を見出すことは無理であり、今後の調査をまって詳しく述べる機会をもつたいと考えている。

すでに考古学界に著明である長野県の上原遺跡（縄文前期）岩手県の樺山遺跡（縄文中期）秋田県の大湯環状列石（縄文後期）等があり、昭和三二年報告書「上原」所収の全国の例では六〇が数えられ、その後追加もあって、この種の遺構の資料が年々増加している。やがていくつかのパターンにわけられ、編年学的な考察に進み、それらの性格も明らかになるにちがいない。そのような意味

で、標高六〇〇²⁾を越えて、富士川右岸に発見された平須の石造遺構がもつ考古学的な意義は大きく、わが国考古学界に興味深い課題をなげかけることであろう。（山本寿々雄）

IV 付録 A 地点出土遺物

農道工事の際、幡野末子が検出した遺物包含層が、どの程度の広がりであるかは判然としないが、ここを仮りにA地点（第一図参照）と呼ぶことにしよう。石造遺構の発掘調査の際確かめ得たデータ³⁾では次のようである。

すなわち、第Ⅰ層は暗褐色土層で15〜20cmで遺物包含はなく、第Ⅱ層は黒褐色土層で15cm内外となっており、遺物はこの層からの出土である。第Ⅲ層は、このA地点の場合は礫質ローム層となつている。傾斜面が強いので、むしろ北寄りの石垣より上の畑地に包含層が広がっているようで、表面採集も可能である。したがって計画的調査をおこなうとすればこのあたりではなからうか。

ともあれ、遺物を最初に発見した地点であり注目されよう。このような関心が工事関係者から学校・教職員・町役場・関係者に伝わり、山梨県下ではその前例のない町村関係機関が発掘調査の主体者となり、組織的に発掘調査をおこない、かつ記録に残し、遺跡を完全に保全し、歴史遺産を後世に伝えることを町の事業として成功させた実績は大きな意義をもつていよう。出土遺物は縄文中期の古い時期のものからであり、その一片一片にも編年上貴重な手がかりを教えてくれている。土器破片のほかには土製円盤一個があり、石造遺構の石組の中にも同様なものが見い出されている。石製品では、打製石斧・凹石等であり、いずれも工事中のもので、出土状

況等全体を明らかにすることにはおよばなかったが、調査団への調査段階では、まだ適確な証左が得られていないことは、山本氏が報告されているとおりで、これが何の跡であり、何に使用したかは、今後多数の資料を得て発掘調査が進行した時おのずから解明される日が来るであろう。

出土遺物の内、土器は大形のものでもちろんその破片からの想定では、付録A地点出土遺物の拓本1、あるいは4などは明らかに藤内1式土器の系統のものであろう。また拓本2、あるいは3は中期文化の開花前後のものであるかもしれない。(縄文の施文は欠いているが、たとえば九兵衛尾根3号住居址出土の土器No.122にその手法の近似性が求められようか。)

今回の資料は少量であるので多くを述べられないが、拓本5、8までの一括資料も編年のにまともなものであるであろう。また把手の集成図をみることも同じことが考えられる。また土製円盤も一個出土している。文様はない。

石器では打製石斧・凹石・および丸い礫に多くの小穴を有する俗に雨垂石(蜂巢石)がある。四個の凹石の石質は硬質砂岩、他の二個は安山岩、そして一個は頁岩である。特に安山岩製の雨垂石は山梨県下では報告された例のないものである。(藤本圭一・玉置昭文)

六 む す び

平須石造遺構は以上の報告にみるように、通常の穴住居址、または敷石住居址とは区別されるべきもので、全国的に発掘されている環状列石、石造記念物、配石遺構または諸外国のストーンサークルなどと呼ばれている遺跡と系列を同じくするものである。これら石造遺構については石信仰とかかわって、山の神に恵みを祈る祭壇説とか、または墓地説など各種の研究はなされていても、個々のケ

ースにかなりの状況の相違もあり、今日までの六〇箇所あまりの調査段階では、まだ適確な証左が得られていないことは、山本氏が報告されているとおりで、これが何の跡であり、何に使用したかは、今後多数の資料を得て発掘調査が進行した時おのずから解明される日が来るであろう。

また、その編年についても、東北地方発見の石造遺構は大部分が縄文後期または晩期に属し、わずかに岩手県樺山遺跡だけが中期にはいるのみであるが、関東から中部にかけて発見される類似遺跡は、従来とも中期のものが相当例出てきている中で、本県としては平須遺跡が初めてである。長野県北安曇郡平村上原の石造遺構は縄文前期と判定されているが、大場磐雄は、それら本土存在の遺構を通じて、縄文前期は小規模かつ不統一な石造遺構であったものが、次第に時代を追って整備され、特に東北地方の後期・晩期に至って秋田県鹿角郡大湯町環状列石に見るが如く、大規模にかつ統制された形態に盛行したと見る可能性の強いことをのべている。

ともあれ、本町の平須石造遺構がそれらの比較資料として、学界に貴重なデータを提供できたことは大きな成果であった。

つぎに平須遺跡の出土品についても、町民の一般理解のため平易に解説を加えておきたい。平須遺跡の出土遺物は、大別して土器(消費的生活用具)と石器(生産用具)に分けられる。

まず土器についてみると、編年は縄文中期の初頭(黎明期)の九兵衛尾根1・Ⅱ式(南関東編年では五領台式)から、中葉(中期確立期)の新道式、中葉(中期極盛期)の藤内1・Ⅱ式(南関東編年の勝坂式)そして、中期退嬰期・終焉期の加曾利E式に至るまでの

編年が推定される土器が、同一場所から発掘されていることは注目
に値する。この間、同一種族が永住したとみるべきか、他種族との
交替があったとみるべきかはにわかには断定できないが、重複居址の
見られる前記井戸尻遺跡（富士見町）の例をみると、縄文中期人は
戸外で火を使ういろいろな機会が多かったようで、自然発火も併
せ、原野も山林も村も焼きつくす野火のため終滅し、または追われ
て移住し、そのあと焼灰の沃土に再び新しい植物が前にもまして繁
茂し、それを追う動物が繁殖すると、やや新しい形式の土器をもつ
た他の種族が、かつて焼き払われた先住民の居址へ住みつく。こう
して重複居址が残り、土器型式の変せんと、その一時期の生活の単
位を教えてくれることが推定されている。

平須石造遺構からの出土土器の形は、小竪穴内にすむ一家族成員
の共用食器と想定される浅鉢から、煮沸具、または蒸器や貯蔵器で
あった深鉢、また有孔鋳付樽（醸造器）の土器片、さらには中期縄
文式土器のけんらんたる時期の藤内Ⅰ・Ⅱ式（勝坂式）の土器の口
縁部にバラエティに富んだ把手のついた土器片等まで検出された。

土器の文様は樹皮のせんいをより合わせた縄を押しつけたもの
（縄文式と呼ばれる理由）とか、竹ベラを使って文様をつけたり、
粘土ひもを貼付けたりしたもので、施文、装飾は爬虫類（ヘビ・ト
カゲ・カエル）・鳥獣類をモチーフにしたグロテスクな隆起文も多
い。

その手法は同じ中部高地の八ツ岳南麓（富士見町）の九兵衛尾根
・新道・藤内遺跡——総称、井戸尻遺跡の出土品に近似している。

これら中期土器の精巧な施文、装飾の意味するものについても諸

説があるが、中期の時代だけにみるマジカル（呪術性）な世界の象
徴とみる説などはその代表的なものである。（『縄文の世界』藤森
栄一）すなわち縄文人たちは、これら爬虫類はおしなべて地中から
出てくる春の生物の、生死をもってきてくれる、その神、地母神の
使者だったからであるかと考えられ、原始縄文中期人の信仰世界の
文化の特色と解明されている。

A・B両区から一個ずつ出土した土製円盤は、(1)宗教的要素をも
つおまもり、(2)何かのしるし、(3)装飾品の三説にわけられるが、い
まのところ信仰上の用途説が強く、これが石造遺構から出土してい
ることは、長坂上条遺跡の土偶（信仰遺品）破片の出土ともあわ
せ、石造遺構自体の意義・目的の解明と関連して注目されるのであ
る。

生産用具の石器としては、打石斧の出土が先ず挙げられ、これは
伐採具・土掘具として使われ、土掘具説をさらにおし進めれば原始
焼畑耕説も生まれてくるのである。（『縄文農耕』藤森栄一）

しかし、平須遺跡の石斧は、井戸尻遺跡に見られるような大型化
したものは出ていない。

凹石は、その中央部に（両面にあるものもある）特有な凹みをも
つだけのひと握りの丸石で、その用途は発火具説、くるみ・くり割
り具説（鬼ぐるみや栗の殻の突起を凹みにあてて）にしぼられてい
るが、後者の説が強いようである。兩垂石（蜂巣石）も凹石の一種
と推定されているが、本県ではその出土の報告例を知らないだけに
貴重な出土品である。

石匙（石さじ）は、俗に皮はぎともいわれ、獣皮の皮はぎや、草

木の美・根茎・芋などのこき採り、掘りどりの道具とされ、打石斧とうらはらに取獲具の一つとして使われたと考えられている。

スクレイパーも、石刃ナイフで主にけもの皮はぎ調整に使われた。

最後に黒耀石（天然ガラス）であるが、石造遺構からは発掘されなかったが、その周辺の桑畑からは多量に採集された。

その用途は矢じり・石錐（皮・せんいなどの縫針）、また鳥獣の脂肪・皮はぎにも最適であった。この主産地は、北海道の十勝岳・長野県の和田峠・大分県の姫島の三個所である。本県付近では箱根・天城山・八ヶ岳などもあるが、平須遺跡の石質は明らかに和田峠のもので、当時すでに長野県との交流があったことを物語っている。

(七) 平須遺跡発掘に関する公文書

次に掲げたものは平須遺跡埋蔵文化財発掘に関する一切の手続き文書である。本郡初の組織的発掘でもあり、ともするとこの種埋蔵文化財が乱掘され、貴重な学術研究の機会を失う例もあることからあえて記録に残し後世の資としたものである。

○埋蔵文化財発掘届

下記により、埋蔵文化財を発掘いたしますのでお届けいたします

昭和四四年一〇月二〇日

山梨県南巨摩郡中富町

中富町誌編さん委員会会長 笠井清巳 印

文化庁長官 殿

一、発掘予定地の所在および地番

山梨県南巨摩郡中富町平須 四五九番地

同 四六一番地

二、発掘予定地の面積

八三平方呎

三、発掘予定地の名称および現状

遺物包含地の現状は、三年一〇年生の桑が植えてあり、地表上から五〇cm～七〇cmに包含されているものと考えられ、一部ローム層が露出している箇所もあり、さらに乱掘されている箇所もある。

四、発掘調査の目的

本町は、町制施行一五周年を記念して、町誌の刊行を企図し現在資料集収に当たっているが、集落、人類の往事の姿は、土器・石器による探究が主となるものと考えられる。

したがって、先史遺跡関係を知る貴重な資料として、町誌執筆担当者の期待は大きい。さらに児童生徒の教材・本町文化財の見地からも、これが究明は考古学上に大きな識見を加えるであろうことが期待できる。

五、発掘調査の主体となる者

山梨県南巨摩郡中富町

中富町誌編さん委員会会長 笠井 清巳

六、発掘担当者の氏名および住所ならびに経歴

住所 山梨県甲府市岩窪町六〇四

氏名 山本寿々雄 日本考古学協会会員

七、発掘着手の年月日

昭和四四年一月二九日

八、発掘終了の年月日

昭和四四年二月八日

九、出土品の処置に関する希望

中富町中央公民館に、郷土資料展示施設を設け保管する。

また、出土品の状況で現地保存、保管し観光資源として一般公開する。

○委保第三の二二〇二号

昭和四四年一月八日

文化庁長官 今 日出海 印

中富町史編さん委員会

会長 笠井清巳 殿

埋蔵文化財の発掘について（通知）

昭和四四年一〇月二〇日付で届出の下記における発掘は、文化財保護法の趣旨を尊重され、別紙のことを御了知のうえ、慎重に実施してください。

記

南巨摩郡中富町平須所在遺跡

別紙

埋蔵文化財の発掘について

1、発掘終了後は、六ヶ月内にその調査報告書を提出すること。

その報告書には発掘により埋蔵文化財を発見したときはその名称

・数量・説明等を記載し、重要と思われるものについては実測図

・拓本・写真等添付すること。

2、埋蔵文化財を発見したときは、遺失物法第一条第一項の規定に

より、発掘終了後七日以内に所轄警察官署にこれを差し出さなければならぬのであるが、発見した埋蔵文化財が極めて多量若し

くは重いものである場合又はこれらがき損もしくは混じり合うお

それが多い場合、学術的な整理研究上必要がある場合等警察署に

差し出すことが困難であり、又は甚しく保存上支障があるとき

は、警察官署への発見届出をもつて便宜差し出したものとしての

取扱を受けることが出来るから一応事前に所轄警察官署及び都道

府県の教育委員会と密接に連絡しておき、警察署長に発見の届出

を行なうこと。

3、通常その埋蔵文化財は、発見の現物で警察署長から都道府県の

教育委員会に引き渡され、その保管に入るのであるが、同教育委

員会において学術上の分類、整理等のための必要を認めた場合に

は、発掘者はその負担と責任において、その関係する官公署・学

校・博物館・図書館・研究所等または発掘地の適切な場所、こ

れを一時保管することができる。

この場合には、保管責任者を定め、別紙の様式による保管証を

都道府県の教育委員会に提出すること。なお、これは学術研究上

特に認められた便宜の措置であるから嚴重な注意の下に保管すること。

4、発掘期日に変更があつた場合は直ちに報告すること。

なお、教育委員会においては、報告書の提出の際には保管証及び所轄警察官署よりの提出書を添付して、文化庁に進達することになつておりますから、その旨御承知ください。

又六ヶ月内に調査報告書（概要）が提出されない場合は再び発掘届の提出をしてもこれを停止する措置に出るかも知れませんのでその旨お含み下さい。

○埋蔵物発見届

下記により埋蔵物を発見しましたので、遺失物法第一三条によりお届けします。

昭和四四年一月二九日

中富町長 笠井 清巳 印

鯉沢警察署長 殿

記

一、埋蔵物の名称及び数量

縄文式土器・石器・土製品・ほか土師器一括石造遺構

二、発見場所および年月日 数量・みかん箱三ばい

南巨摩郡中富町平須

昭和四四年一月二一日～昭和四四年一月三〇日

三、発見者

イ、南巨摩郡中富町誌編さん委員会会長 笠井清巳
ロ、南巨摩郡中富町平須五二六 深沢 寛

四、保管場所

南巨摩郡中富町役場内 中富町誌編さん室

五、保管の方法

木箱に収納して保管

六、保管責任者の住所氏名

南巨摩郡中富町切石

中富町誌編さん委員会会長 笠井 清巳

○埋蔵文化財保管証

昭和四四年二月一日

保管者 山梨県南巨摩郡

中富町誌編さん委員会会長 笠井清巳印

山梨県教育委員会 殿

一、埋蔵文化財の名称及び数量

縄文式土器・石器・土製品・ほか土師器一括・石造遺構

二、発見場所及び年月日 数量・みかん箱三ばい

南巨摩郡中富町平須

昭和四四年一月二一日～一月三〇日

三、発見者

イ、中富町誌編さん委員会会長 笠井 清巳

四、保管場所
ロ、中富町平須五二六 深沢 寛

南巨摩郡中富町誌編さん室

五、保管の方法

木箱に収納して保管

六、保管責任者の氏名・住所及び職業

南巨摩郡中富町誌編さん委員会会長 笠井 清巳

上記の埋蔵文化財を、中富町誌編さん委員会の負担において、貴殿委員会の指示あるまで当分の間、責任をもって保管いたします。

○発掘担当承諾書

中富町々誌編さん委員会の主体となる発掘調査に担当者となることを承諾します。

昭和四四年一〇月一日

山梨県甲府市岩窪町六の四（日本考古学協会会員）山本寿々雄[㊦]

○埋蔵文化財発掘承諾書

學術調査（町誌編さん資料含む）のため、次のことを承知のうえ埋蔵文化財の発掘を承諾する。

記

一、地上物件の保障

桑一株につき、 円

二、土地の復元

埋蔵文化財発掘後は、現状復帰するものとする。

但し、重要文化財が発掘されたとき、現地保存の必要が生じた場合は、別に協議するものとする。

三、発掘に要する土地の面積

五四平方米（一六・三六坪）

四、発掘開始及び終了月日（予定）

昭和四四年一月二〇日から昭和四四年一月三〇日

五、その他緊急を要する事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

昭和四四年一〇月 日

土地所有者 住所

土地耕作者 氏名 南巨摩郡中富町平須四五番地 齋藤 政志[㊦]

中富町誌編さん委員会 平須四五八番地

会長 笠井 清巳 殿 望月 宗誉[㊦]

会長 笠井 清巳 殿

○委保第三の二二〇二号（写）

昭和四四年一月八日

文化庁長官 今 日出海 ㊦

山梨県教育委員会教育長 殿

○埋蔵文化財の発掘について（通知）

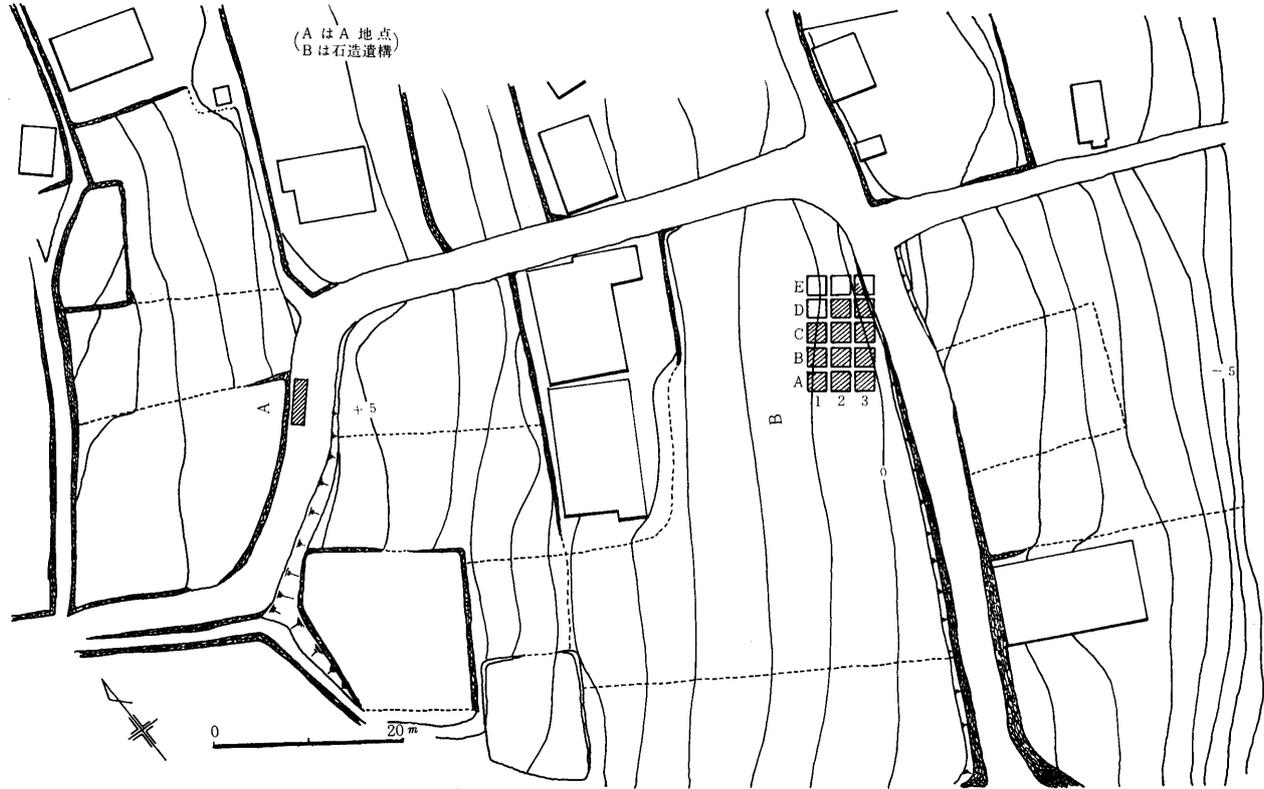
昭和四四年一〇月二九日付け教社第一〇—二二号で進達の下記における発掘はさしつかえない旨申請者に通知しましたから、昭和二六年九月二五日付文委保第七一号「埋蔵文化財の取扱について」に従ってよろしくお取り計らい願います。

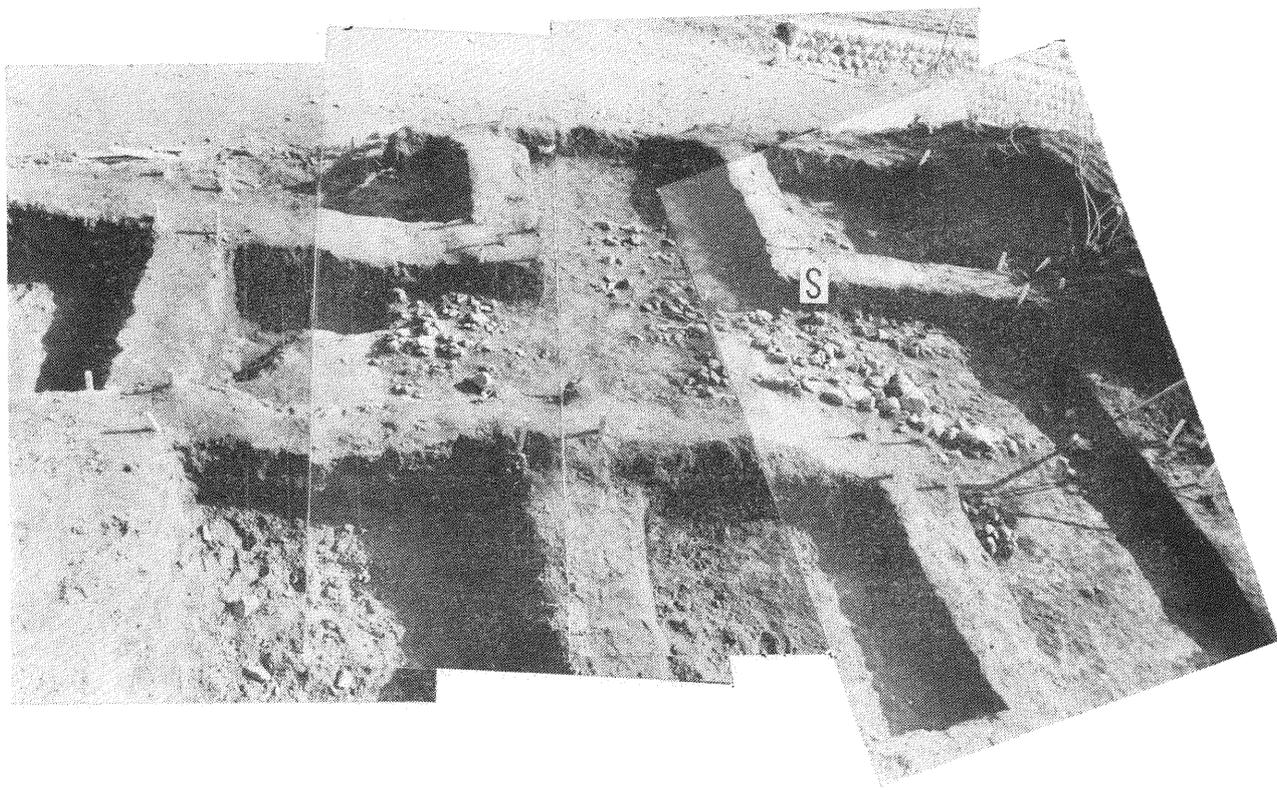
なお、この調査については、地元の教育委員会にも御連絡おき願います。

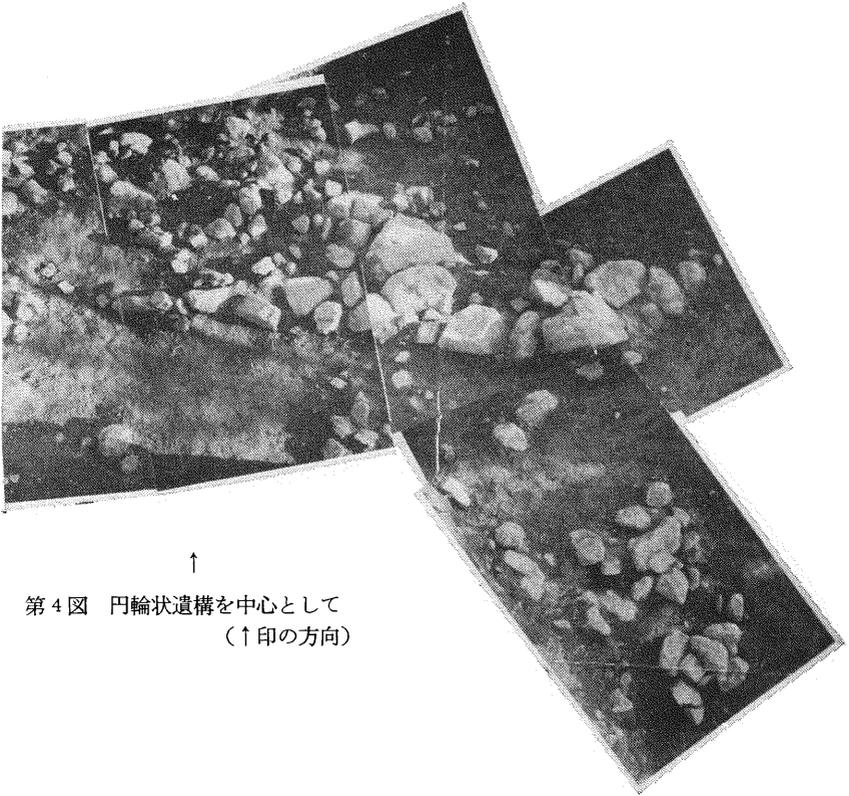
記

南巨摩郡中富町平須所在遺跡

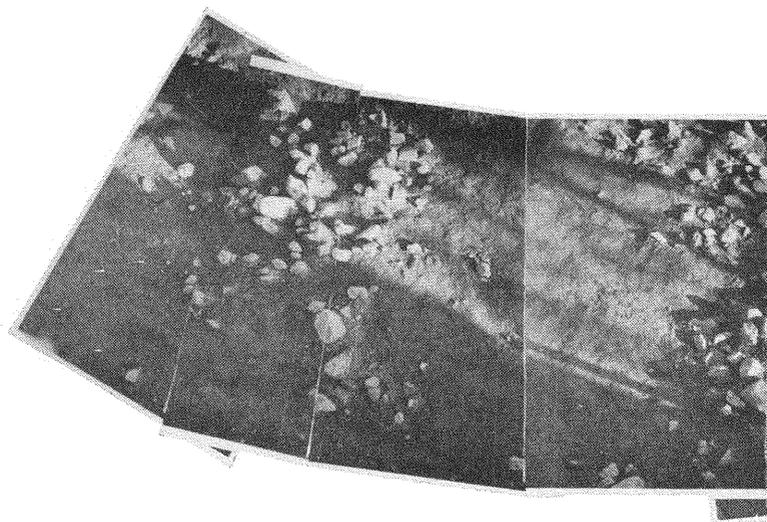
第1図 遺跡付近の地形図





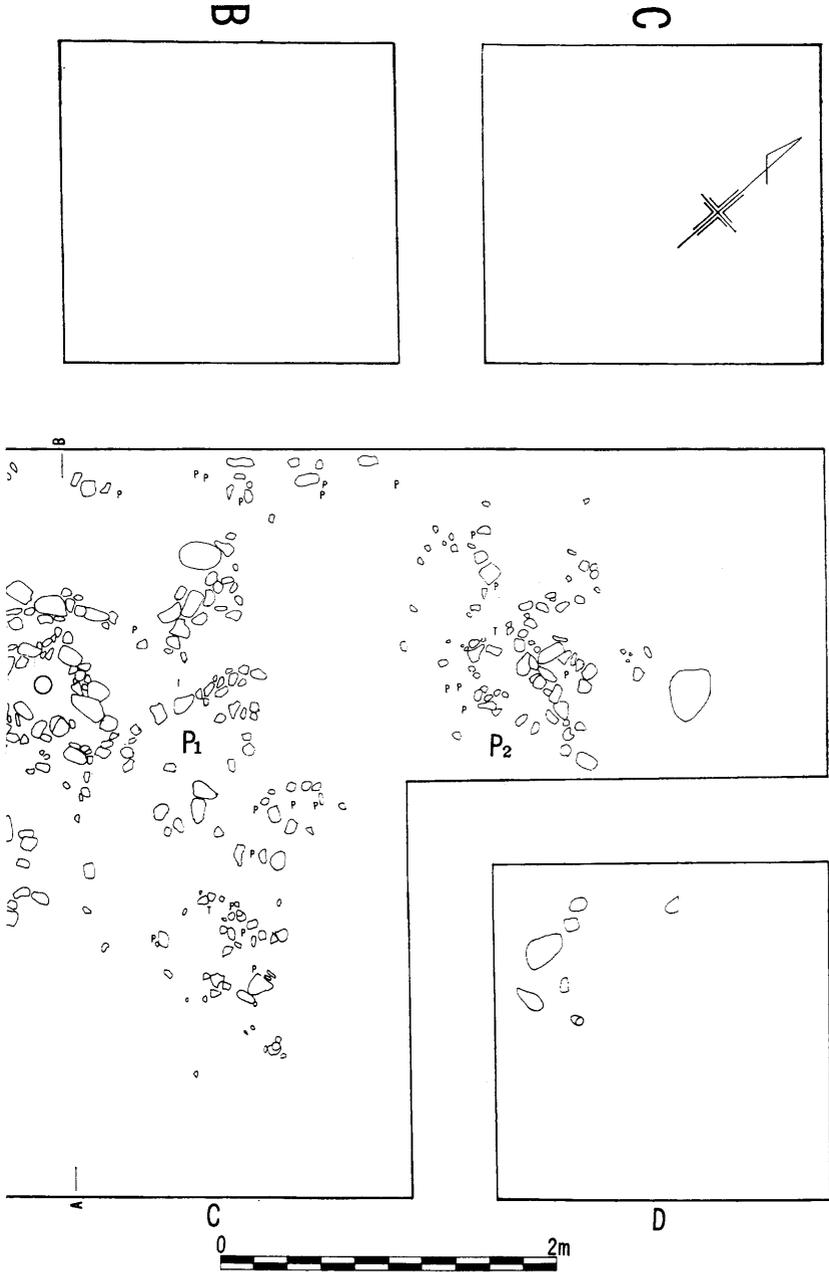


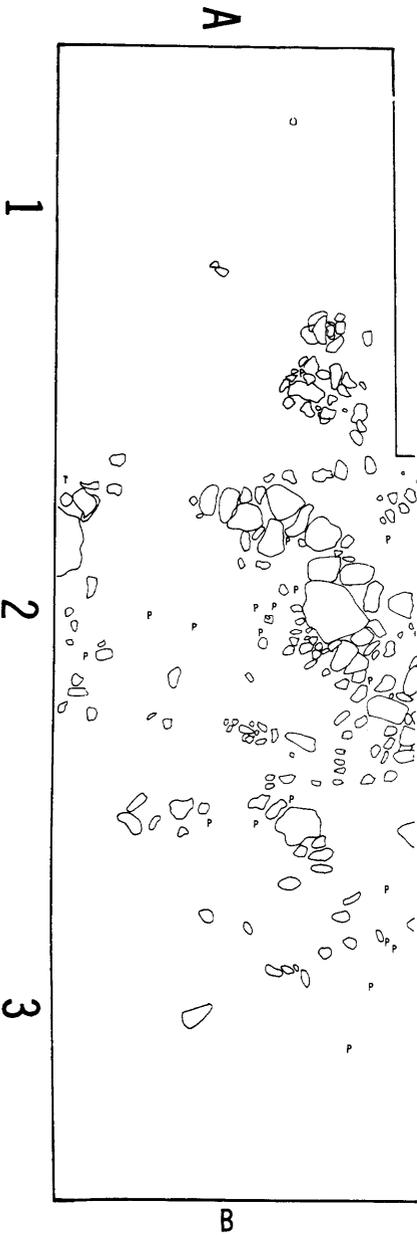
↑
第4図 円輪状遺構を中心として
(↑印の方向)

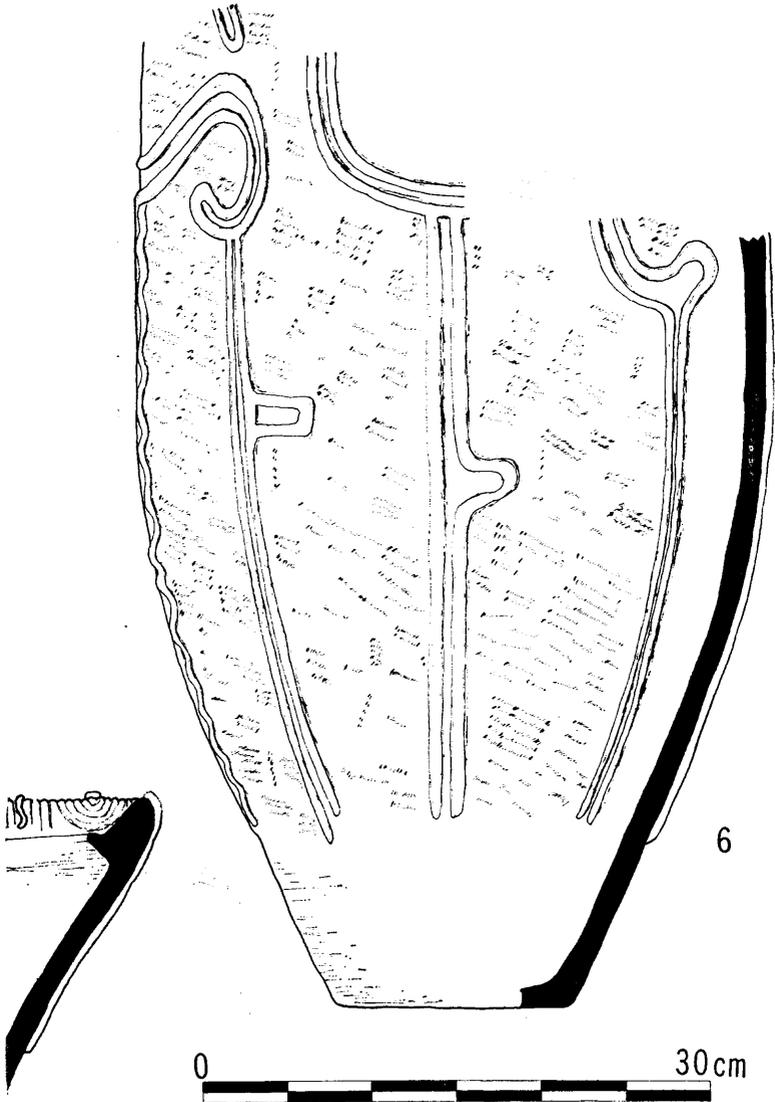


第5図 石造遺構実測図

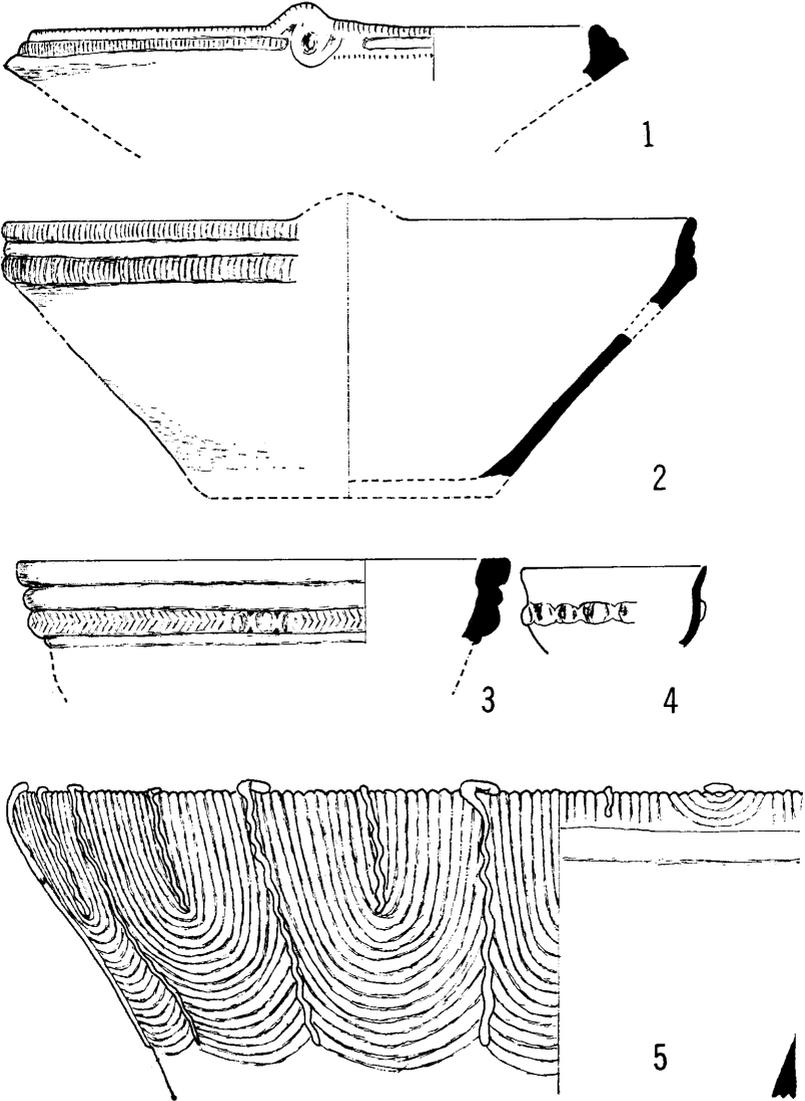
(○印は円輪状配石)







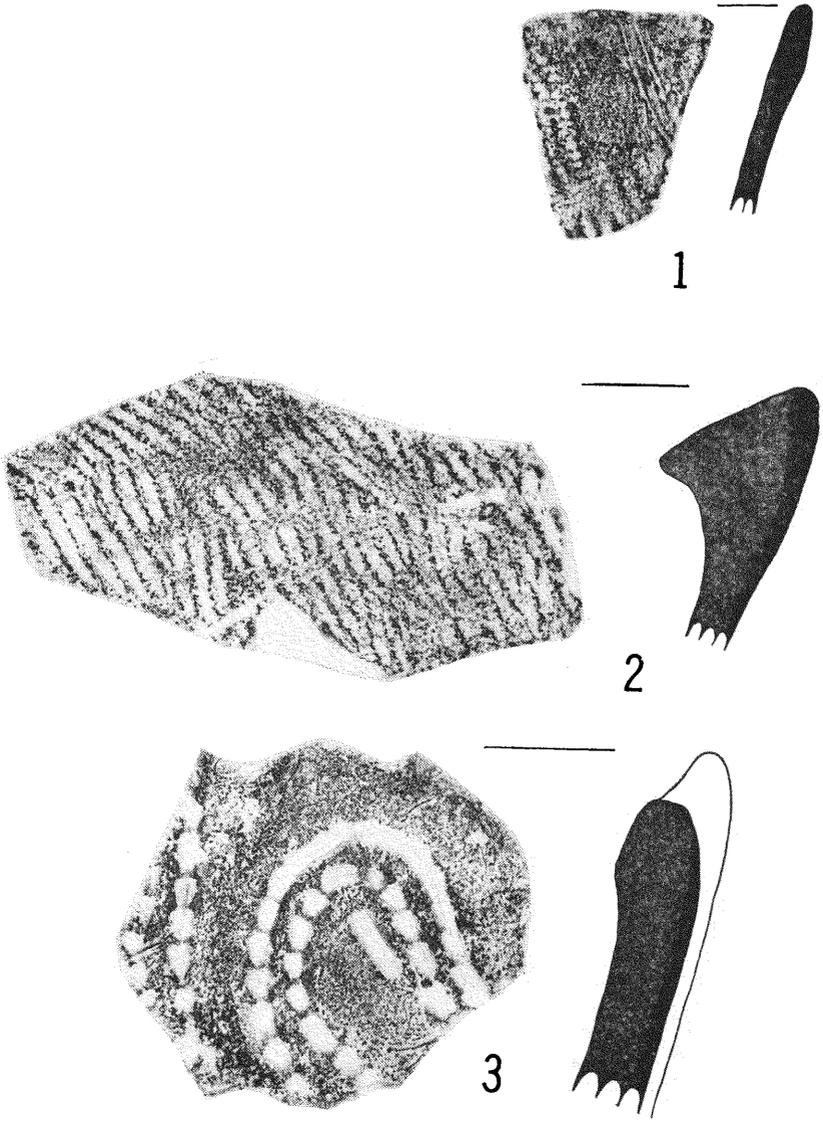
第6図 土器の復元実測図



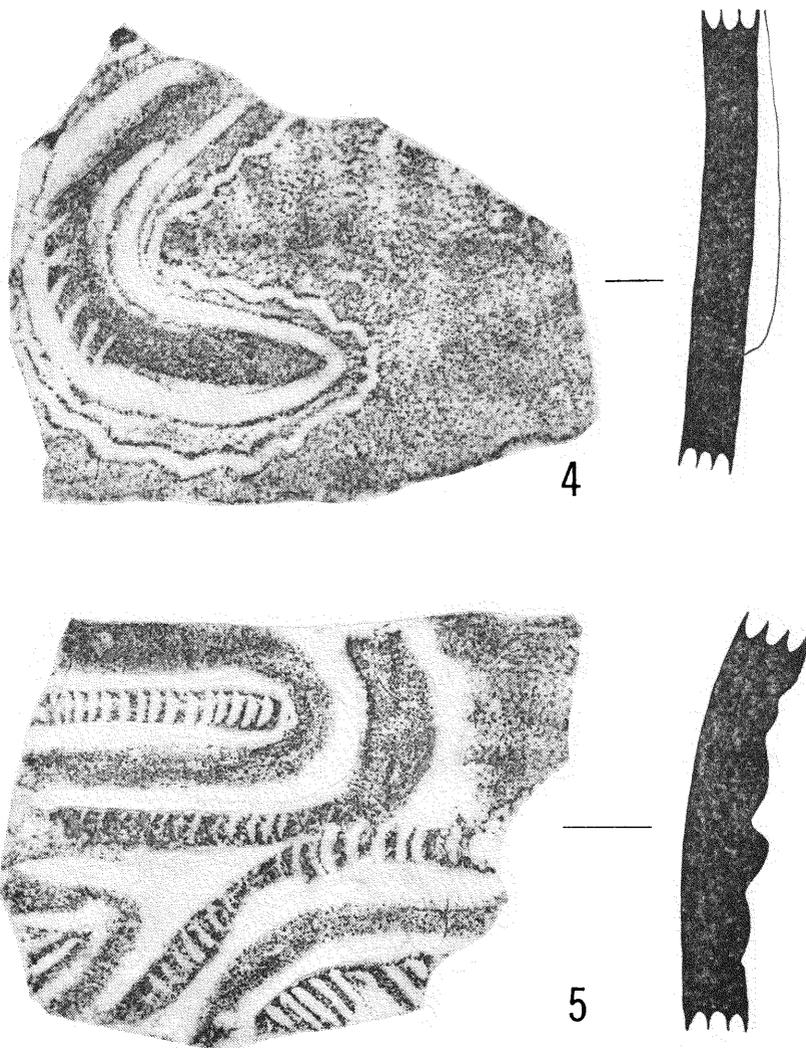


第3図 柱状の立石を土中にうめてある
第2図S印の位置（他に伴出遺
物なし）

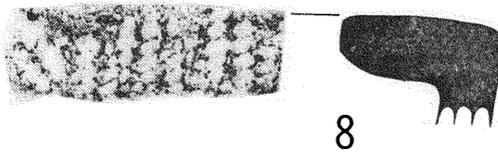
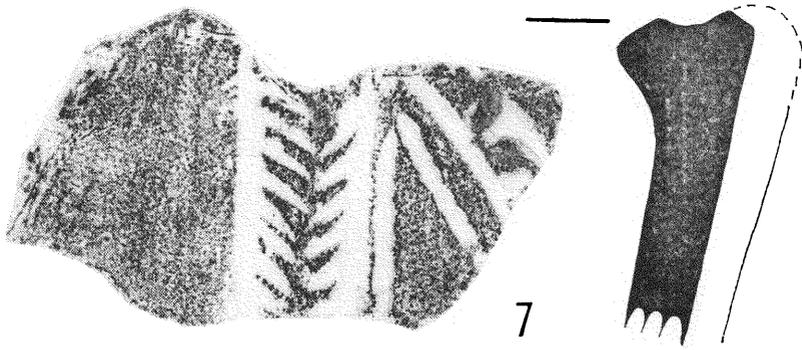
第7図～1 出土遺物の拓本



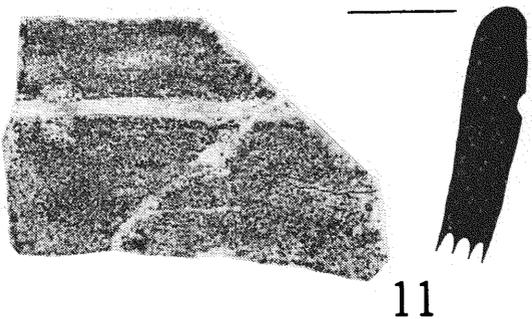
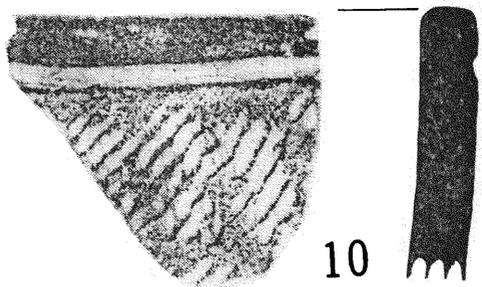
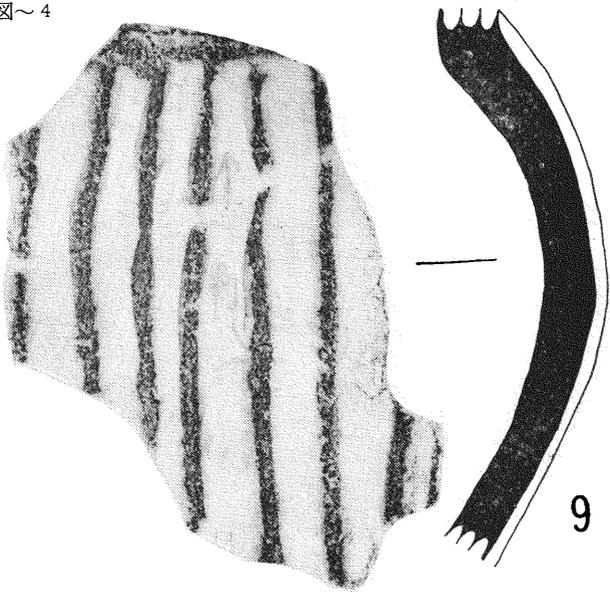
第7図～2



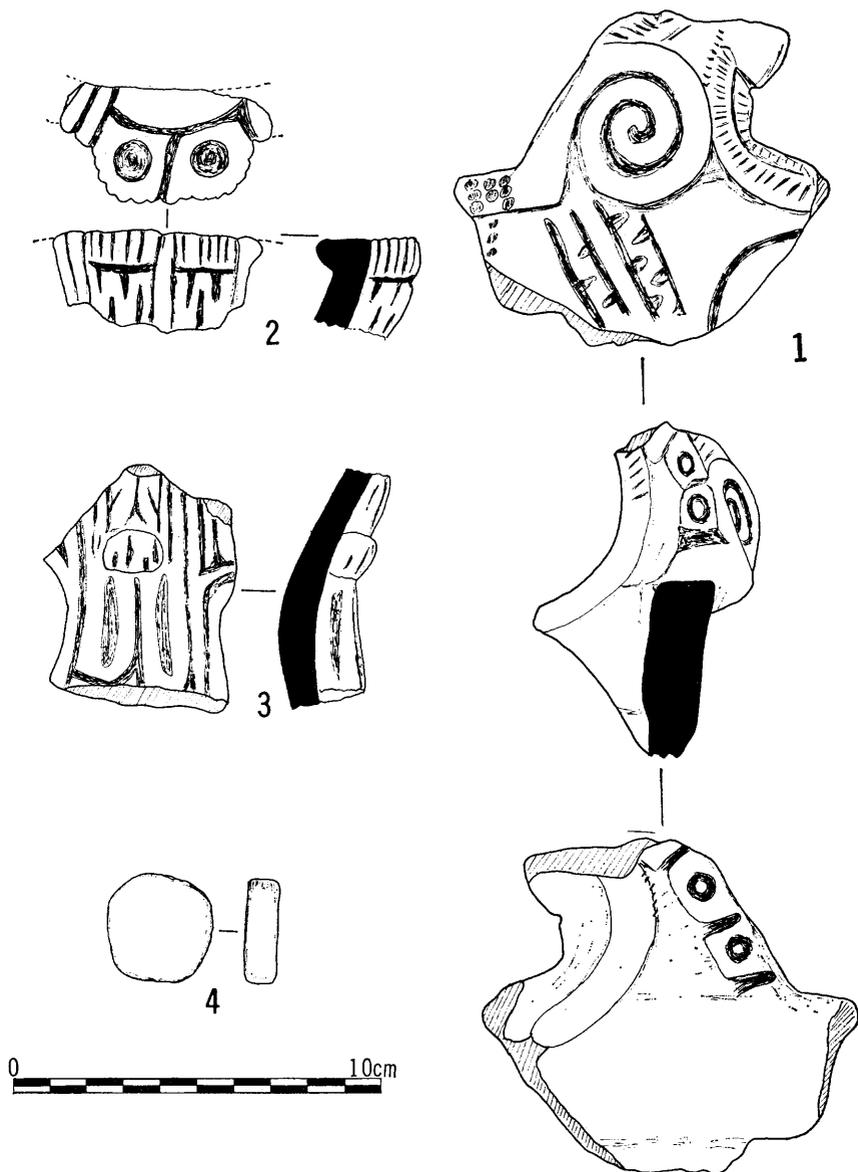
第7図～3



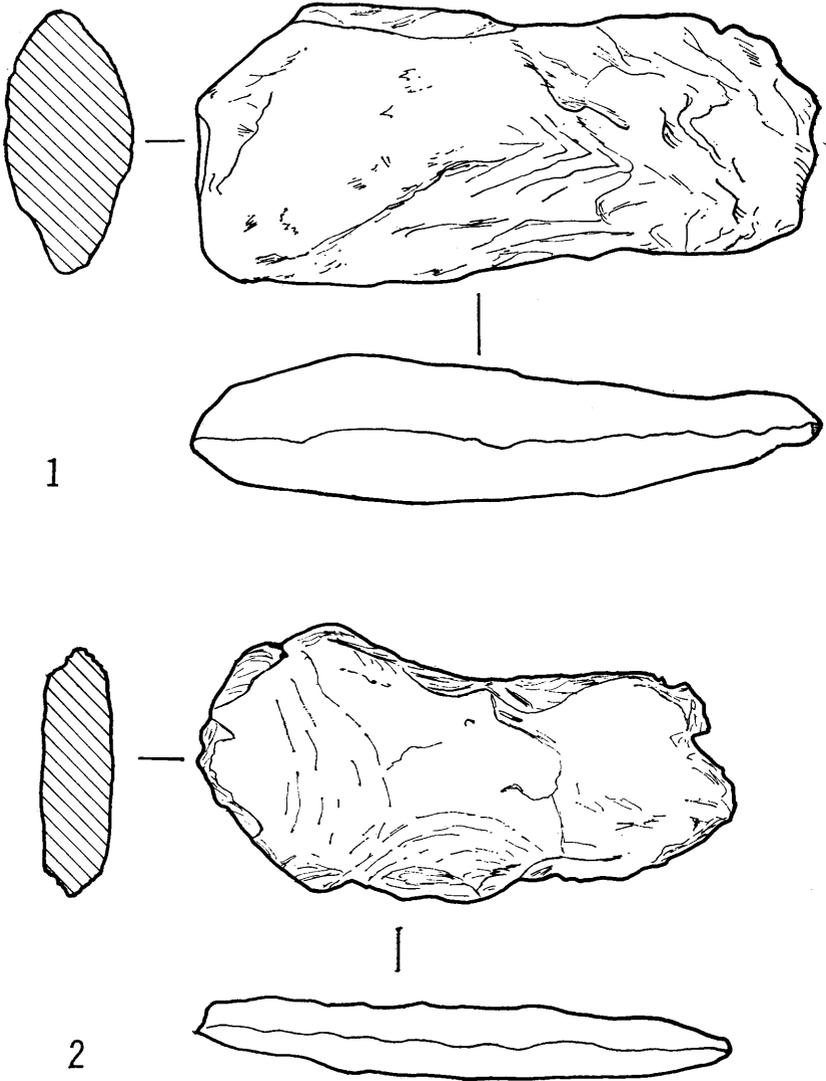
第7図～4



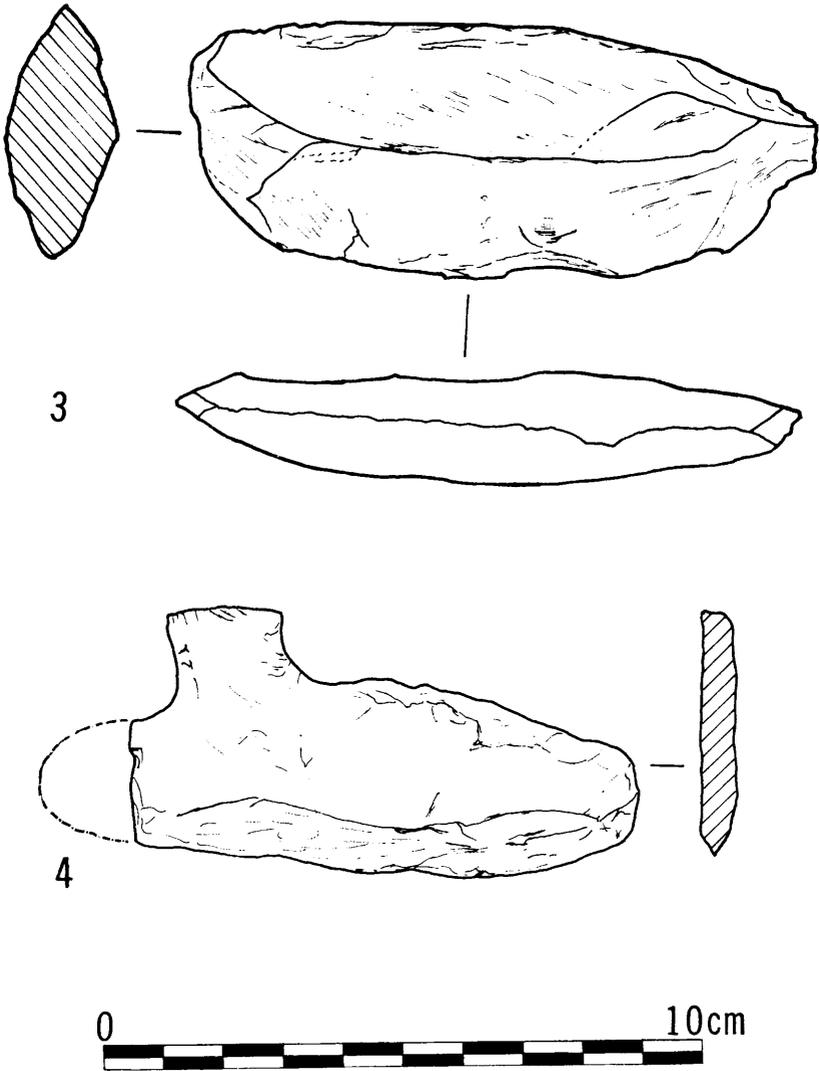
第8図 把手破片及び土製円盤



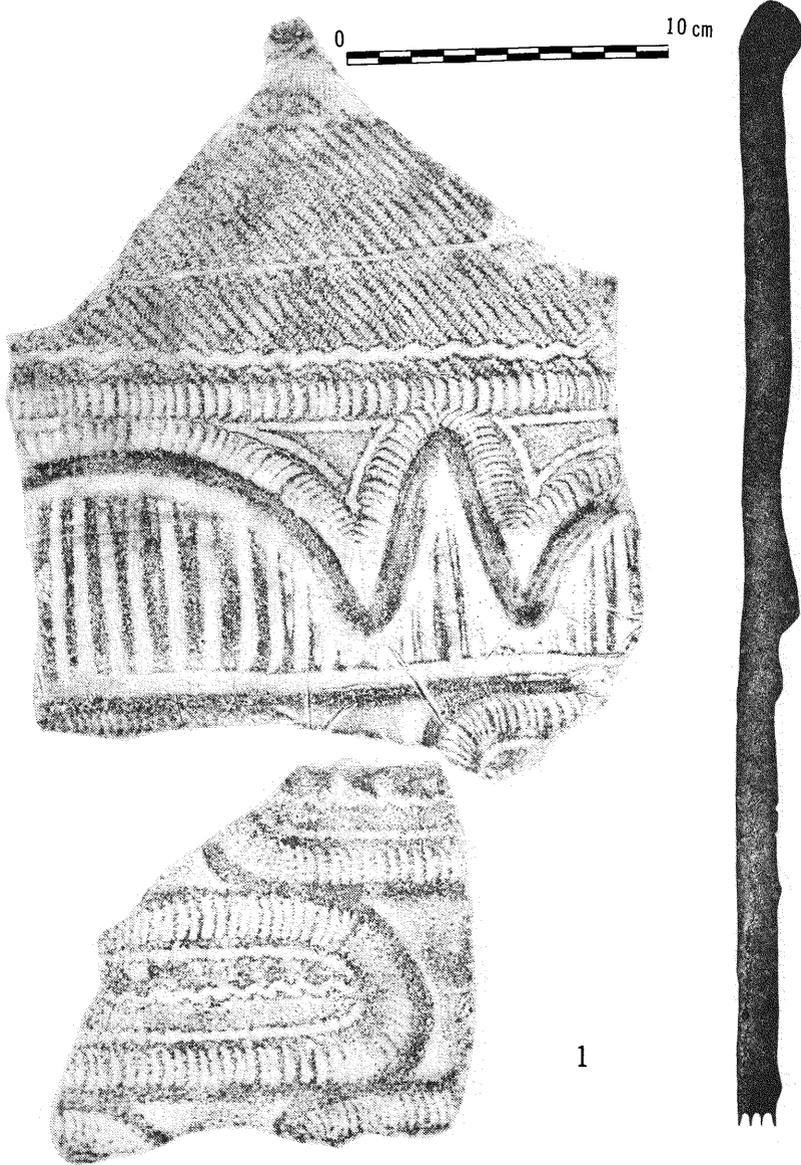
第9図～1 石造遺構の石組に伴った石器例

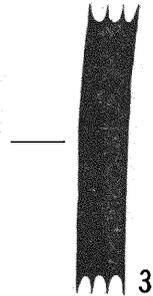
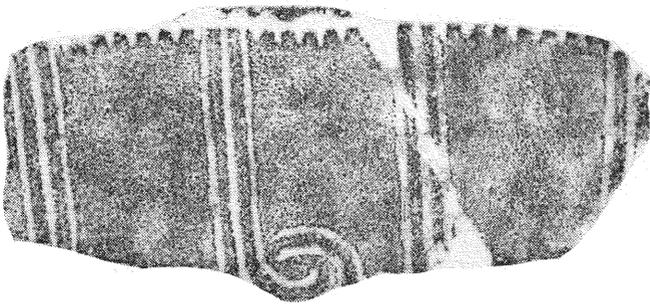
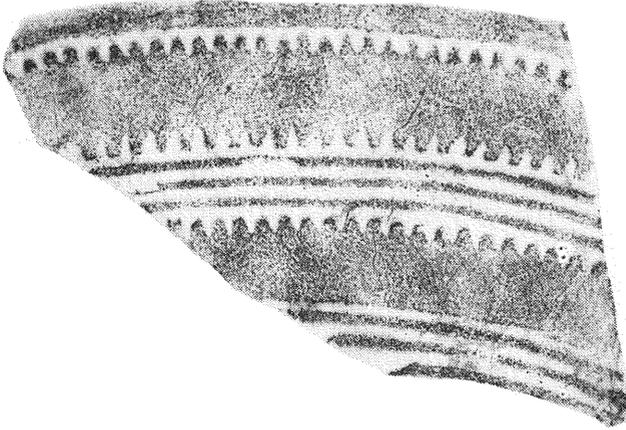


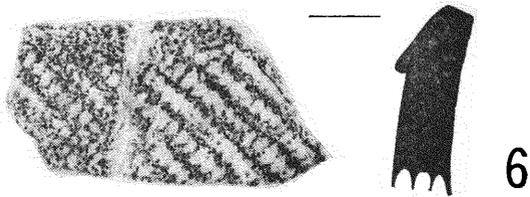
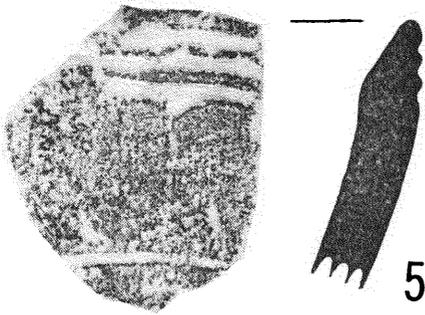
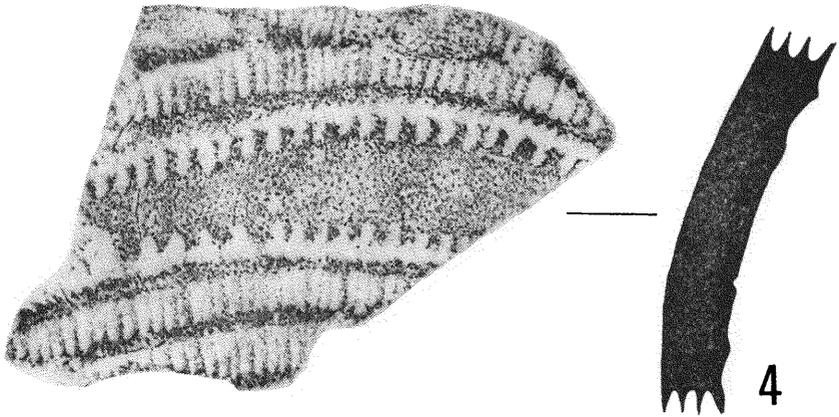
第9図~2

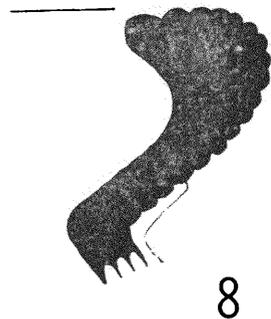
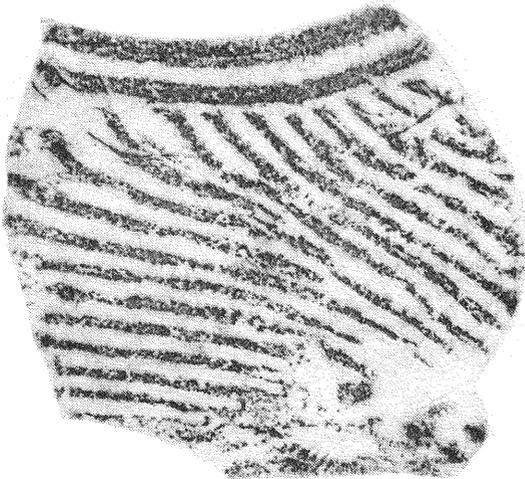
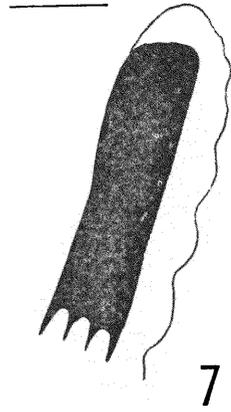
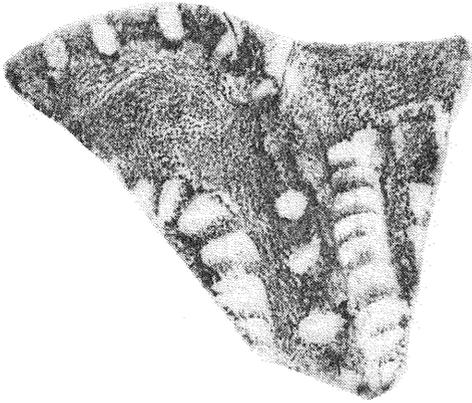


付録 A地点出土遺物（土器破片）

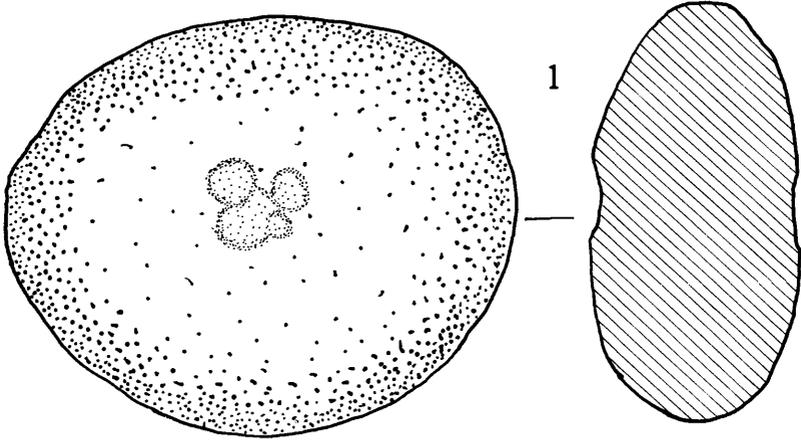




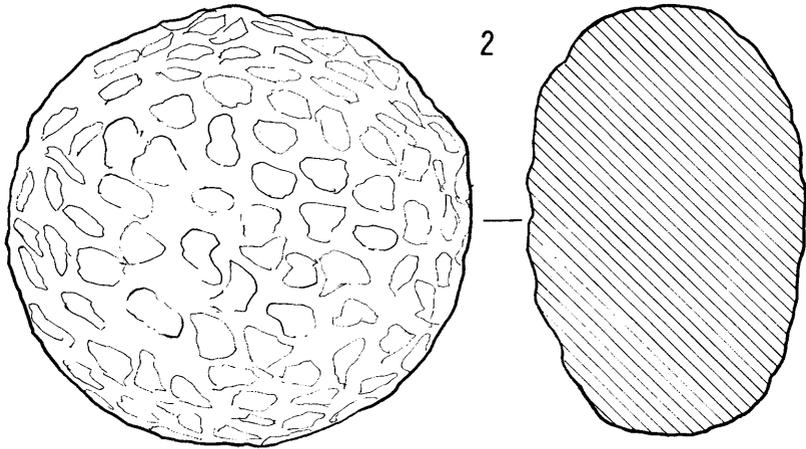




凹石



雨垂石



第三章 古代と中世

第一節 古墳時代

(一) 古墳文化

平須遺跡から発掘された土器が縄文中期の勝坂・加曽利E式などに混在して、奈良時代から平安初頭の土師器が微量ながら認められたことは注目すべきことである。この場合縄文時代に引き続き、弥生式時代、それに続く古墳時代、そして古代とひきつづき原始農耕をつづけて同族が生活していたとみなすべきか、または少なくとも稲作農耕期の弥生式時代には、盆地の低湿地に移住し、後代に至り先進土器技術を学んだ異族が再移住してきたと見なすべきかはにわかには断定できない。しかし平須土器の場合、その間の縄文後期、晩期、および弥生式そして弥生式から引継がれる古式土師器をとびこえて、国分式前後の土師後期のものが混在しているという事実をどう解釈すべきだろうか。

このことはひとり平須遺跡だけの問題でなく、八ヶ岳山麓・茅ヶ岳山麓・大菩薩山麓など中部山岳地帯を中心として開花したけんら

んたる縄文中期文化が、後期・晩期にいたるとその遺跡・遺物は数えるほどしかなくなってしまふことと共通する。

中期にあれほど盛行した文化が、なにゆえこのように消えていくかは大きな問題であるが、その理由として八幡一郎は、「盛行した縄文中期の文化が長く痕をひいたため」（『日本石器文化』）といひ、また藤森榮一は、「沖積世へはいつて第四回目の寒冷期の到来による生活環境の変化」（『日本原始陸耕の諸問題』）と推論しているが、いずれも決定的結論には至っていない。

いずれにせよ、縄文文化にピリオドをうたせたのは、大陸からあらたな水稻耕作の技術をともなつて波及した金属文化であった。つまり弥生式文化時代を迎えるが、それはいままでの狩猟蒐集経済の不安定な生活から人々の生活の基礎が稲作農耕という新しい生産形態へと質的な転換をもたらした時代であり、そのことはいままで山岳地帯の生活から、水稻耕作の条件である低湿沖積平地の中の高地を求めて生活圏が移動していくことになつたのである。

本県の場合、この稲作農耕を背景とする弥生式土器が、甲府盆地、すなわち曾根丘陵から八代、御坂方面へと、笛吹川水系の扇状地の縁辺部や丘陵性の微高地に最も多く分布し、荒川ぞいの盆地低部の沖積地上にも弥生人の集落や遺物がぞくぞく発見されているこ

とからも、本県の弥生から土師器への農耕文化の中心が、盆地周辺の丘陵や、盆地低地の沖積地にあったことは明らかである。

やがて、盆地を中心とする農耕文化の発展にもなつて階級社会を背景とする古墳文化が生まれ、なかでも前期高塚古墳は八代郡の曾根丘陵を中心に発達し、後期にいたつていわゆる国中地方（甲府盆地の縁辺）一般に及んで、高塚古墳が周密に波及するようになるのである。

この古墳の数は、前方後円墳約一七基、方墳二基、円墳約四〇〇基の多数が確認されている。

これに反し、本町の属する河内地方、すなわち富士川沿岸一帯の山岳地帯には、本町の平須遺跡をはじめ他町村の場合にも、古墳文化を示す分布圏はまだまったく発見できないのである。

すなわち、前述の甲府盆地の古墳分布圏の南限は、西八代郡では大塚古墳（三珠町）、南巨摩郡では富士川の咽喉部、鰍沢の近傍の馬門^{まかど}最勝寺辺の後期小円墳であり、それより以南には静岡県^{まかど}の庵原郡および富士宮市の平地に引継がれるまで、まったく古墳の形跡が見当たらないのである。

また、当時の常民の生活を象徴する土師器文化も、遺跡的にはきわめて散発的であつて、弥生式から引き継がれる古式土師器は見当たらず、すべて国分式前後の土師後期のものばかりである。わずかに富士川沿岸では久那土の日向に乱掘ではあるが簡単な石組のかまどをもつた土師竪穴が発見されている程度である。

これらのことから考察されることは、稲作農耕時代にはいる弥生式から古式土師器に移るまでは、乾燥地帯をおりて、主として甲府

盆地低部のような低湿地である沖積地に依存したと考えられるのである。

農耕社会の発展は、一方では村落国家が統一されて、わずか数世紀のうちに古代統一国家が生まれるきっかけとなり、生産力の発展と文化の飛躍的な向上は、一部の権力者の支配機構をいよいよ強固なものとしていき、（一千個以上を数える豪族の古墳の存在はそのことを実証している）そのため一般民衆は、衣・食・住以外のものに莫大な富を吸収され、律令制下にあえぐ奈良・平安時代の庶民は再び雑穀類を求め縄文式時代と同様な高燥台地へも住居をえらび、生活の分布圏が急激に拡散していったと考えられている。

平須遺跡に発見される後期土師器が縄文と複合して発見されるのも、古代にはいり河内地方のような山深い地方に生産される山岳物資が、生活の必需品として要求されたところから、再び縄文式時代にいた生活の基盤が追われ始められたもので、そこには米作りだけでない農業生産技術の革新が、焼畑農業を含めて当然あったと考えられるのである。

(一) 甲斐の国造

前述のように甲府盆地の沖積地一帯に古墳を築造した郷土の支配者については、信ずるにたる具体的史実は殆んど何も伝わっていない。

甲斐の国造（くにのみやつこ）については『日本書紀』に、「景行天皇四十年、日本武尊^{ヤマトノニギハヤヒ}東夷ヲ征ス（中略）蝦夷ヲ平ゲ日高見国^{カネツクニ}自^{ヨリ}還之常陸ヲ歴テ甲斐ニ至ル酒折宮ニ居ル」とあるように、日本

武尊が東国の蝦夷征服の帰途甲斐の国に来て酒折宮に止まり、

「新治(にいばり)筑波(つくば)を過ぎて幾夜か宿(ね)つる」と歌を以て侍者に問えば乗燭(ひろう)の老人が「かがなべて夜には九夜(ここのよ)日には十日を」と歌いついだので、その老人をほめて東国造(あづまのくにのみやつこ)にしたという有名な伝えが見えるが、史実の不明の時代の伝説であり、その背後に何らかの史実が反映されているとしても、その年代もわからないし、何をどの程度に反映しているかも断定し難いのである。ただこの歌が五七七の形式をとる返歌(へんか)とよばれ、旋頭歌(せんとく)を生んだところから、その旧地である現在の甲府市酒折の古天神に山県大弐の「酒折祠碑」と本居宣長撰文・平田篤胤の「酒折宮寿詞」の石碑が建てられ、江戸時代には連歌の発祥地として俳僧人のメッカとされてきたし、また甲斐国の名が国史の文獻に見えるのも是を始めとする。

「甲斐」は、柯彼(日本紀)歌斐(続日本紀)介資(風土記)峽(峽中紀行)など別字をあてたものもあるが、『和名抄』に「峽ハ山間ノ峽キ処也」とあるように、山間の国、峽の国の意味であることは諸文獻の定説である。

また元明天皇のころ(七〇七年)正倉院の御物の中に甲斐の国から調布として運ばれた金青袋白緇(しろのあしぎぬ)に墨書が遺され、正倉院古契銘文集成の調布の端書として記録されている一文に「甲斐国山梨郡可美里目下部□□□□緇一匹和銅七年十月」とあり、前述の古事記・日本書紀などと共に、奈良時代にすでに、甲斐と山梨のことが登場していることもたしかである。

第二節 律令制時代

(一) 巨摩郡と河合郷

奈良・平安時代は律令制時代といわれる。甲斐の国が東海道の一國として建置されたのはおそらく大化の改新(六四五年)の時であり、その境域も大化前代の甲斐国造の支配地域とそんなに違いはなかったものと考えられている。

この時代になると、甲斐国には中央政府から一定数の国司が赴任して政務を執り、国司の政庁である国府の位置については、平安中期の『和名抄』(醍醐天皇の承平年中・九三一—三三七の撰進)に、「国府ハ八代郡ニ在リ、行程上二十五日、下十三日」と見える。現在の御坂町国衙は国府址と推定されているが、一説には春日居村国府が初期の国府址で、笛吹川の氾濫によってのち御坂町国衙に移ったともいわれる。

当時都から七道諸国へ官道として駅路が通じ、中央と地方との緊密な連絡を果たしたが、甲斐路は『延喜式』(醍醐天皇延長年中・九二七年の撰進)によると、東海道本路の駿河国横走駅(御殿場市)から岐れ、加古(富士吉田市・山中)河口(河口湖町河口)みずち(御坂町黒駒付近)の三駅を経て国府に至った。三駅には駅馬各五疋が常置された。甲斐路が険しい御坂峠を越えたことは、当時の歌に、「甲斐人の嫁にはならじ事辛し甲斐の御坂を夜や越ゆらむ」

域に大きな変動があったことは留意しておかねばならない。

本町をふくむ河内地方も、この平安中期の和名抄にはじめて漠然と「川合」という郷名でくくられてあらわれてくる。

川合郷については、国志古蹟部・巨摩郡西河内領の項に、

一、河合郷 倭名抄ニ巨摩郡ノ郷名トス、今ノ西河内ナリ、本州三郡ノ諸川山沢ノ溪流田間ノ溝渠ミナ此ニ聚マリ駿州ノ海ニ注グ、故ニ河合ノ名アリ、河ハ所謂富士河ナリ、村里ハ河ノ西辺山ニ倚リ潤ニ傍ッテ居ル、西郡筋鯨沢村ヨリ駿州廬原郡ノ界ニ及ビテ拾貳里二十八町」とあり、また八代郡東河内領の項に、「一、河合郷 倭名抄ニ所ノ記ス八代郡ノ郷名、巨摩郡ト並デ同ジ郷名アルハ今東西河内領アル所以ナリ」とあり、川合郷の北限は現在の箱原および鹿島地区で、南限は万沢・十島の東西河内地方を総称したものとされている。

延喜式には、「凡ソ郡千戸ニ過グヲ得ズ、若シ五十戸以上ヲ余セバ分テ比郡(隣郡)ニ隸ス云々」とあるが、余戸(あまりべ)の郷名もあるところから、その通り区画されていたとすれば、広大な巨摩郡も千戸内外の戸数にすぎなかったわけで、その僻辺の一郷にすぎない河合郷の当時の戸数はまさに縄文時代にも似たものであったろう。

なお当時、生活文化の一中心であった民俗宗教たる神社の状況を延喜式にみると、全国三、一三二社のうち甲斐国は二〇社(うち巨摩郡五・八代郡六)あり、八代郡の南限が三珠町上野の表門神社、市川大門町の弓削神社であり、巨摩郡の南限は甲西町大井の神部神社であって、河内地方にはいまだ名のある神社もなかったことは、

律令制時代の甲斐の施政の中心が国府や国分寺を中心に国中にあり、河内地方は僻辺の地であったことを単的に示している。

第三節 甲斐源氏と河内

(一) 甲斐源氏の起り

中世(鎌倉—戦国時代)に至ると河内地方も、河合郷と呼ばれた漠然とした地域の中に岩間荘・下山荘・南部御牧など分岐した中世の荘園の姿を見せはじめ。

律令国家の基礎である班田制がくずれ、代って荘園制が土地制度の基礎となってくると、甲斐国にも各地に豪族や寺院の荘園が立てられ、しだいに公領(国衙領)を侵蝕して行くのである。

甲斐源氏はこれら諸荘園を基盤として起こった。とくに当国は牧場地帯である産馬に恰好の場所であったからである。

すなわち甲斐国は後三年の役後、源氏の一統で新羅三郎義光から出た甲斐源氏が平安末期から当国に発展し、それぞれ地方豪族として荘園強化を行ない、鎌倉・室町時代を通じて幾多の名族となつて覇となえていくのである。

古代を中心に奈良から平安へかけて土師式文化の堅穴時代の生活様式をおくっていた土民も、同族血縁帯の分岐や強い勢力を有する地方豪族に付き従って分裂し、古代家族制の郷の組織はあげて武家社会の機構の中に吸収されていくのである。



新羅三郎義光影像（大聖寺蔵）

甲斐源氏の祖とされる義光は、兄義家とともに後三年の役に武功をたてたが、本町八日市場大聖寺はこの新羅三郎義光の開基と伝えられ、北巨摩郡須玉町若神子の正覚寺と共に本寺には義光の牌が立てられ、大聖寺殿と称し、その寿像が安置されている。

義光は近江園城寺（近江園城寺）の新羅明神の社前において元服したので新羅三郎と呼ばれた。後三年の役後京に帰り刑部丞に任ぜられ、常陸介・甲斐守を経て刑部少輔従五位上に至り、大治一（一一二七）年に没したという。若神子には甲斐守在任中の居館の址と伝える所もあるが、しかし義光の伝記には明らかでない点が多く、甲斐守任命のことにしても、『尊卑分脈』『武田系図』等系図類や『時秋物語』等に見えるだけで、今一つ確実な証拠がほしいところとされている。

義光の二男義清は刑部三郎または逸見冠者（逸見冠者）となえ、青島郷（市

川）の荘官として天永中（一一〇一—一一二）市川の郷にいて治を行ない久安元（一一四五）年没した。（正覚寺牌）市川の平塩岡（平塩岡）にはその館址と墳墓がある。つまり義清は甲斐に土着した最初の人で、その意味で本当の甲斐源氏の祖は義清であったともいわれる。

その長男清光は逸見太郎または黒源太（黒源太）となえ、天永元（一一一八）年六月一九日市川の館に生まれ、成長して逸見の若神子に館し、逸見荘の経営と優秀な牧場地帯を占拠し、大八幡・熱那・多磨地方を完全に掌握するのである。仁安三（一一六八）年、五九歳で没し、長坂町大八田の清光寺はかれの開基であり、その墓所でもある。

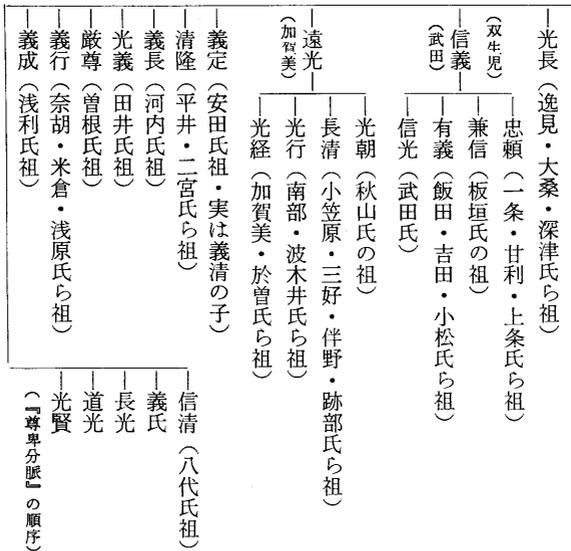
清光には諸系図によると十余人の男子があつて父祖の志をつぎ、甲斐一円に分居し甲斐源氏の武威をふるうことになる（系図参照）とくに二男信義は、武河荘武田（斐崎市神山町武田）に拠つて武田氏の祖となり、子孫相承け甲斐源氏の物領として繁栄するのであるが、長男逸見光長とは双生児の關係（異母兄説もある）にあり、後述の飯富兵部少輔虎昌の祖は、この光長の猶子（養子）として、飯富村を采邑するのである。

（二）加賀美 遠光

甲斐源氏の清光以後の甲斐国土着の中で、河内地方にゆかり深いのは加賀美一族である。その祖遠光は国志に、「加賀美次郎ト云フ。元暦二乙巳年八月十六叙任信濃守従五位下、平家追討賞源氏ノ大将受領六人ノ一ナリ、諸大家系図ニ清光ノ二男信義ノ弟トス」とあり、鎌倉の始め平家追討の賞を得た源氏の大

甲斐源氏略系図

○清和天皇——貞純親玉——源経基——満仲——頼信——頼義——
 義光(甲斐源氏祖)——義清——清光



将六人の一人である。加賀美荘(若草町とその周辺)にあって、法善寺境内に館址を構え、その広さ二万平方尺にも及び、当時の勢力の偉大を思わせる。頼朝に従って軍功があり信濃守に転ずる。

大聖寺本尊不動明王は、この加賀美遠光の建立と伝えられ、大聖



加賀美遠光影像(大聖寺蔵)

寺には遠光の影像が祀られ、甲府の遠光寺にはその石塔がある。

遠光がこの御勅使川扇状地の不毛の地を選んだのも、牧馬に恰好の地であったからこそである。『延喜式』によると、甲斐には武蔵・信濃・上野とともに御牧(勅旨牧)が置かれているが、甲斐の御牧は、柏前・真衣野・穂坂の三牧で今の北巨摩地方にあたり、甲斐源氏の勃興した地帯とも合致する。甲斐源氏の一族はこの官牧に近接して私牧を経営し、さらにその私牧を根拠として官牧への併合が開始されたと考えられている。

遠光の二男小笠原長清は当時の歌に、「都までなうけてひくはをがさ原へみの御牧の駒にや有るらむ」などとある小笠原の牧(明野村)を支配し、後には穂坂の御牧(官牧)も併せ管理し、朝廷とのつながりをも保ち、甲斐駒を牽いて朝廷にも貢上している。

このように甲斐源氏の勃興によって北・中・南巨摩地方に多数の

私牧が生まれ、河内地方にも石間牧（六郷町）・飯野牧（身延町）・南部牧（南部町）等の私牧となって繁栄するのである。

さて承安元（一一七一）年、今から八百年前、都に異変がおこった。夜ごと夜半七重の怪光が京都御所の屋根にかかり、時の高倉天皇はいたく宸襟を悩まされたが、これを退ける朝臣もなかったところ、弓馬の道に秀でた遠光が宮中守衛を引き受け、夜半御所の庭にかくれ怪光の現われるを待って、不動明王を念じつつ豪弓を打ち鳴らしたところ、さすがの怪光も忽ち退散し、遠光はこの功によって、宮中清涼殿安置の護神大聖不動明王を賜ったという。

こうした逸話が生まれる程、当時国内における遠光の地位は確かなものであったといえよう。

遠光の長子・秋山光朝は平重盛の信任を得てその女婿となったと伝え、二男加賀美次郎長清も重盛の女をめぐって兄・光朝とともに平知盛に仕えて京都にあつたところからも、当時「平家にあらずんば人にあらず」とまでいわれた平家全盛時代における加賀美一族の地位がしのばれる。

本町大聖寺縁起には、遠光は宮中から賜ったこの不動明王を供にかつがせて帰国するにあたり、富士川べりを上り、三恵の居館にはいるため大聖寺から北方教丁距てた駿州往還の旧道（日下り）に到ると、一天俄かにかき曇り暗夜の如く（日蝕であろうといわれる）、是非なく不動明王を路傍の岩の上に置き、一行奇異の感に沈んでいたところ、忽然として童子が現われ、「是より南八丁のところに、新羅三郎義光の開基の寺あり、是れ有縁の聖地なり、此処に安置すべし、我は不動明王の侍童なり。」と告げ終って消え去ると、再び



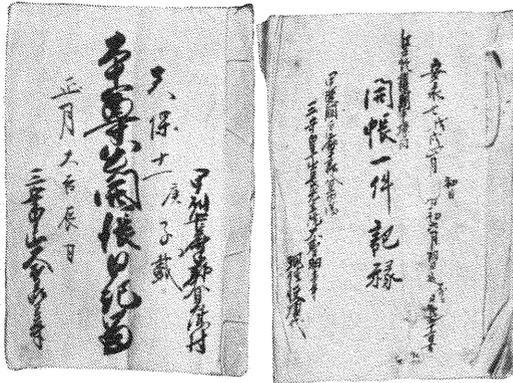
大聖寺本尊不動明王
（県指定重要文化財）

白昼にもどつたと伝えていゝ。それが日没の闇に似ていたので付近一帯を日下り、またその地を不動平、明王を安置した岩を不動岩（旧田原渡し付近）と言ひ、なお手打沢（拍手の礼を行ないし所）、町屋（待合・先手の従士待ち詫びし所）、蟹谷の見返りの滝（再考して洗身遡拝した所）等の地名伝説も生まれていゝ。

こうして遠光は大聖寺に一字を建立し、不動明王を安置し、加賀美・中山・川西三か郷を寄進し崇敬したと伝えていゝ。

この不動明王は後に信玄公の尊崇をうけ、信玄公寄進の茶器九点も大聖寺に現蔵されていゝ。

なお不動明王縁起には、「家康公北条家と合戦の時、川内に在陣此処に靈験の不動明王安置すと聞し召され、小笠原貞頼を代参せしめ給ふところ、月を経ずして御理運あり、此の時御朱印御制札寺領を寄付せられ、其の後小笠原貞頼・同右近太夫、家康公御名代とし



不動尊江戸出開帳日記留 (大聖寺蔵)

て御参堂あり、御造営の旨仰せ渡さる」と、天正一〇年六月、北条氏政当国侵入にあたり、駿河より徳川勢入国合戦のおり、家康が戦勝祈願に家臣を使わせたとしている。

また、元禄九・宝永八、安永七・天保一三年と数度の江戸表への出開帳が行なわれ、当時徳川諸侯の参詣した記名帳も保存されており、由緒ある不動明王は現在県重要文化財に指定されている。

大聖寺には小笠原家系図、および過去帳も保存されている。

本町はじめ河内地方が、加賀美一族の所領としてその支配下にあったことは、国志にも、「東西河内共ニ西部へ引続キタル地ニテ、皆

加賀美氏の伝領ト見エテ古址ノ存スル事モアリ、故ニ南部・下山ヲ始メ氏族多ク分処セシ趣ナリ、土庶部ニ記スル所ノ帯金・狭野・万沢・岩間・三沢等の諸氏モ其家ニ縁アランコトヲ疑エトモ今訂正ノ所ナシ」と記している。つまり帯金氏以下四氏は加賀美親族衆としては疑問の点があっても、これを

立証する資料もないとしている。

さらに、「遠光ハ洪徳アリ、子孫加賀美・秋山・小笠原・南部・於曾・下山等の村流繁栄ニシテ世々美ナリ」とあるように、遠光には四人の男子があつて、秋山以下諸氏をおこし、河内地方にも多くの子孫が繁栄した。

遠光の長子・秋山光朝は加賀美に近い秋山村(甲西町)にいて秋山氏をとなえた。かつて平家に仕えたので頼朝に斥けられその名があらわれなかったことは、次の頼朝の元暦二(一一八五)年正月六日、当時平家追討のため西海にあつた弟範頼に送った書に(「吾妻鏡」)、

甲斐の殿原の中には、いさわ殿(武田信光)・かがみ殿こといとをししくし申させ給べく候。かがみ太郎殿(光朝)は二郎殿(長清)の兄にて御座候へ共、平家に付、又木曾(義仲)に付て心ふぜん(不善)につかひたりし人にて候へば、所知など奉べきには及ばぬ人にて候なり。ただ二郎殿をいとをししくして、是をはぐくみて候べきなり。

と述べているように、源氏の代となつてからは、光朝は不遇となり、その反対に弟小笠原長清は頼朝の寵を得て重用されるのである。

光朝の二男(南部系図では孫)、下山小太郎光重は下山村に居館を構えて下山姓を名乗るが、南部氏のように家系は続かなかつた。

最初平家に仕えながら治承四年甲斐一族の拳兵に参加し頼朝に信頼された二男小笠原長清は、小笠原氏の祖となり、穂坂牧の系統をひく小笠原牧(明野村)を興し、白根町小笠原にも支館をつくって関

係をもった。三男の南部三郎光行は、治承四(一一八〇)年、石橋山の戦に頼朝に属して軍功があり、南部町に住し牧場経営にすぐれた手腕をみせ、その後奥州の南部に転じ、そこで、強大な権力を築いていった。

光行の三男実長は波木井に分拠し、波木井氏をとなえる。そのほか遠光の流れをくむものとして、帯金・常葉・万沢氏など河内地方の豪族の多くが加賀美氏より興って、河内地方へ勢力をはっていたのである。

波木井実長は、波木井以南南部までの西河内を支配し、父光行が鎌倉に仕えたように、主として鎌倉に在任し、その間日蓮聖人の教化をうけ、厚く聖人に帰依し文永一一(一二七四)年、聖人を身延に招へいする。聖人もまた、「波木井の殿の御育みにて九ヶ年の間、身延山にして心安く法華経を誦誦し奉り候ひつる。志はいつの世にかは思ひ忘るべき。」と記し、さらにまた、「何くにて死に候とも、墓をば身延の沢にせさせ候べく候。」(弘安五・九・一九)と遺言するほど、この河内の隠棲の地は気に入ったのであった。(身延山御書類聚)

(三) 日蓮御遺文に見る河内地方

日蓮聖人の御遺文には、鎌倉時代における河内地方の風土をしのぶ貴重な資料が多い。

聖人が鎌倉から身延へ入山した道中の日程については、身延山御書類聚(富木殿御書)に、

「十二日さかわ(小田原に近い酒匂)、十三日たけのした(箱根)

十四日くるまがへし(沼津)、十五日ををみや(大宮)、十六日な んぶ(南部)、十七日このところ(身延)」とあり、当時の官道である籠坂越えの鎌倉街道でなしに、富士の南麓回りをとっており、河内路の開かれる以前の東海道からの入峽路を知ることができる。

また聖人に映じた河内の道中風物は、(御書類聚・新池殿御消息)

「五月十二日、鎌倉を立ちて甲斐の国に分け入る。宿々(路々)のいぶせさ、嶺に昇れば日月をいただき、谷へ下れば穴へ入るかと覚ゆ。河の水は矢を射るが如く早し。大石ながれて人馬むかひ難し。船あやうくして紙を水にひたせるが如し。男は山かつ、女は山母の如し。道は繩の如くほそく、木は草の如くしげし。かかる所へ尋ね入らせ給て候事、何なる宿習(宿執)前世の因縁なるらん。」とあり、漢文体の修飾語の誇張はあるにせよ、当時の河内地方の草深き僻辺の旅路のようすがうかがわれる。

なお、当時の河内地方の生活の一端を示すものとして、御書類聚「上野殿御返事」の中に世情の恐慌を次のように伝えている。

「今年は正月より日々雨ふり、殊に七月より大雨ひまなし。此処は山中なる上、南は波木井河・北は早河、東は富士河・西は深山なれば、長雨大雨・時々日々につづく間、山さけて谷をうづみ、石ながれて道をふせぐ。河たけくして船渡らず。富人なくして五穀ともし。商人なくして人集まる事なし。七月などは塩一升を錢百。

(鳥目「孔銭百枚」今の時価で千円以上か)、塩五合を麦一斗にかへ候ひしが、今は全体塩無し。何を以てか買べき。味噌もたえぬ。小児の乳をしのぶが如し。かかる処に此塩を一駄給て候。御志大地よりも厚く、虚空よりも広し。云々」と信徒からの塩の陸送に謝し

ているのである。

四 飯富氏の治

前記のように中世初期においては、河内地方は加賀美氏の系統として下山・南部・常葉・帯金・万沢氏等の地方豪族が考えられるが、そのほかに本来は甲斐の国とは地縁的關係をもたず、単に幕府が河内の一地域を領地として与えたことによつて、その地の支配を行なつたものとして、岩間・飯富・工藤・四条氏があげられる。前述のように、河内地方はもともと後進地域であり、鎌倉幕府にとつては、御家人達への所領配分の上でも未開の土地として注目されていた。

飯富の兵部平に居館を構えたと伝えられる飯富兵部少輔虎昌の祖も、もともと鎌倉幕府の御家人であつた。国志・人物部に、

「東鑑ニ曰フ、元暦二(一一八五)年六月五日、囚人前ノ廷尉(検非違使尉の唐名で刑罰の司官)季貞ノ子息ニ源太宗季ナル者アリ、宗季後日ニ逸見冠者光長ノ猶子ト為リ名ヲ宗長ト改ム、季貞ノ存亡ヲ見テ密々下向ス、是レ弓馬ノ芸ヲ伝ヘ、剩ヘ矢ヲ作ルガ達者也、(中略)御家人ニ列ス可之由仰出被レ、之レ飯富源太宗季ト謂フ云々」と見えるように、検非違使尉源季貞の子息といわれ、源太宗季と称し、もともと鎌倉幕府の御家人であつた。源太とは源氏の嫡家に専ら用いられた通称である。源太宗季は後に逸見太郎清光の第一子である逸見太郎光長の養子となり、名を宗長と改め飯富の采邑地の在名をなつて飯富源太宗と称した。

第三章 古代と中世

光長は、武田の始祖信義とは双生児の兄にあたり、逸見筋(若神

子)にあつて逸見氏の祖となつた人であり、飯富氏はその後裔ということになる。とすると家系も家柄も武田氏と同じく続いた名門であり、祖先をたどれば一族ということになる。

飯富氏が本町飯富に居館を構えていたかどうかは詳らかでなく、国志は村里部・飯富村の項で、

「本村ハ鎌倉ノ時飯富源太夫宗長ノ食邑ナリ」としているが、また古蹟部第十四・兵部平の項では、

「里人菖蒲平ト呼ブハ訛リニテ飯富兵部少輔ノ居址ナリト云フ、中世又烽火場ニモ用キタルカ、十町許リ登レバ平ナル処方七八十歩アリ、今ハ畠トナレリ、北ニハ烏森山カガリヒ八日バカアリ、飯富氏ノ事ハ人物部ニ記ス、兵部少輔ノ頃河内ハ一円ニ穴山氏ノ領ナレド、若シクハ飯富氏ノ名田ニテ采邑ナリシ事モ有リシニヤ未ダ考エズ」と記し、虎昌のころは河内地方は一円に穴山氏の領地であつたはずだから、あるいは鎌倉時代、地縁的關係は別になくとも名田として支配していたこともあつたのかもしれないとしている。さらに古蹟部第九で、

一「飯富氏居址」西八幡村 境界民戸ニ係リテ分明ナラズ、荒畝ワズカニ存ス、阿宅屋堀ト云フ下水溝アリ、一蓮寺過去帳ニ延徳四年十二月廿八日聞一房八幡ノ飯富内ト見エタリ、婦人ノ法名ナリ、人物部ニモ記ス如ク此所ハ飯富氏数代ノ旧址ニテ兵部少輔自裁シテ後ハ山県三郎右兵衛尉之ニ居リ、西小松ノ石宮棟札ニモ見エタリ、亀沢天沢寺ハ、二氏ノ墳寺タル趣ナレバ采地モ此辺ニ在リタルナラン、とあり、西八幡村(竜王町玉幡)が飯富氏数代の旧址で、亀沢村(數島町)天沢寺が飯富氏の墳寺であるところから、采地もこの地方

にあったものであろうとして、すでに国志編さんの時点においてその由緒はつまびらかでないのである。というのもも虎昌は、

「軍鑑ニ永禄八年丑八月罪ヲ蒙リ劔ヲ賜リ自裁セリ、伏誅ノ後ハ弟源四郎昌景、氏ヲ山県ト改メ飯富氏ノ祀ヲ断チシカバ今ニ至リ本州ニ由緒伝エル者ナシト云フ」(国志)事情にもよるものである。

虎昌は、天文九(一五四〇)年信虎による信州・佐久地方の進攻以来同地方の守備隊長として重要な役割を果たし、翌一〇年信玄による国主交代後も引き続き守備隊総司令官をつとめ、以前にもまして東信濃経略の重要拠点となった小諸城の防備にあたった。

信玄は、この小諸城を東信濃平定の根拠地として、佐久地方に割拠する豪族たちを攻め、武田の勢力圏はしだいに拡大されていったが、虎昌はつねに青年総大将をたすけて武田軍の先陣を引き受け、同地の大家族村上義清・小笠原長時らを苦しめ、武田の威勢を中信濃方面へのばす立役者として活躍したのである。

この村上軍との戦いは、やがて越後の上杉謙信を動かし、有名な川中島の合戦へと発展するが、虎昌の豪勇ぶりはすでに佐久地方の攻略戦で敵味方なく知れるようになった。まさに「甲山の猛虎」の面目躍如たる武将だった。この飯富隊は後年「飯富の赤備え」といわれたように、騎馬武士から兵卒に至るまで、武器から差し物、馬具のいっさいが赤一色、槍にも赤い目印がつけられた。戦場で卑劣な振る舞いをさせないためとの説もあるが、赤一色の飯富隊の突撃は、まるで火の玉が飛んでくるような勢いに見え、敵は戦わずして戦意を失ったという。青年信玄時代の侍大将の一人であった虎昌は、よき参謀として川中島の合戦でも馬場美濃守と共に活躍、妻女



飯富兵部少輔虎昌の武者絵(古城跡蔵版)

山攻撃隊のリーダーであったことは『川中島戦史』に見られるが、永禄八(一五六五)年正月、信玄の長子義信の叛逆の罪を一身に負って自害した。『甲陽軍鑑』は、信玄が今川氏真を攻めようとしたとき、義信がこれに反対し、そのため永禄一〇年一〇月自害させられるが(三〇歳・東光寺墳墓)、虎昌も叛逆に加担したため永禄八年成敗されたと記している。しかし亀沢の天沢寺にある虎昌の墓には永禄六年六月の死と記されている。いずれが正しいかは別として、虎昌ほどの老功の臣が叛逆しようとしたことに疑問をもつ説もある。



輕井沢出陣時の信玄の感状（参考例）
（平須 深沢晴雄氏藏）

の上洛の大望の前の障害が駿河の今川であることも知っているため、老臣として義信を戒しめることのできなかった責任と、今川攻めの中止、もしくは一時延期というかすかな希望をいだきつつ死を選んだものであろうとも推察されている。

義信の死によって寡婦となった夫人今川氏は駿府へ送還されるが、氏真は叔父信玄のしうちを怒り、甲州への塩止め報復をしたことは有名である。永禄一一年氏真は信玄の猛撃をうけて遠州へ落居する。

さて、虎昌の遺子坊磨呂（四歳）は京都の三条家にあずけられて成長し、古屋弥右衛門と改名して一七歳で甲州に帰り飯富に居を構える。その子孫が富士川水運中興の人、弥次右衛門である。

国志・土庶部は、

今川氏真の生母、義元夫人（定惠院）は信玄の姉であり、氏真の妹が義信の夫人であつてみれば、今川攻めに義信が反対したのは考えられるが、虎昌は義信の反対理由にもうなずけるものを感じ、さりとて信玄

一「古屋弥次右衛門昌光」飯富村 苗字帯刀ノ浪人ナリ、享保中死シテ嗣ナク遂ニ其家衰敗ス、今支族アリテ繞ニ家譜ヲ伝フ、昌光・実ハ飯富兵部少輔五世ノ孫ナリ、永禄八年兵部少輔誅ニ伏シテ遺子坊磨呂四歳ナリ、所縁ノ人抱持シテ京師（京都）へ奔リ三条家ノ庇蔭ニヨリテ長ズトナリ、古屋弥右衛門昌時ト称シ本州ニ帰ル、年甫十七、時ニ天正六年ナリ、潜居シテ終ル、其子吉左衛門昌安、其子市之丞昌尹、其子弥次右衛門也、後市之進ト改ム、世々商ヲ業トシテ家殷富ナリ、富士川ノ舟路難所多ク覆舟ノ憂アルヲ以テ自ら費ヲ投ジ石ヲ除キ岩ヲ削リ舟行ヲ易カラシム、又東郡柏尾横吹ノ隘阨ヲ鑿シテ路ヲ修ス、今ニ至リテ人稱シテ美談トセリ、松平甲斐守家老柳沢権太夫ノ書牘（書状）一通ヲ蔵ム、文面懇切ナリ、

とあり、弥次右衛門は虎昌五代目の子孫とされている。虎昌の遺子坊磨呂があずけられた京都の三条家とは、本願寺門主三条左大臣公頼家であつたと推察される。信玄の正妻の生家である。信玄は、一三歳の時、武藏川越の上杉朝興の女を娶つて妻としたが、夫人は翌年懐胎して没したので（『妙法寺記』）、天文五年七月、一六歳の時、今川義元（あるいは氏輝）の仲介で三条公頼の第二女を娶つた。夫人は義信・信親（龍芳）の二人を生み、（三男早世）元亀元（一五七〇）年七月二八日、五〇歳で没し、円光院に葬られるが、虎昌が自害した永禄八（一五六五）年の五年後にあたる。

信玄ははかに諏訪の大祝頼重の女を側室とし、勝頼は天文一五（一五四六）年その腹に生まれ、母方の跡をついで諏訪四郎勝頼、俗称伊奈四郎を名のる。

坊磨呂は、三条夫人の実子義信の叛逆の罪を負つて殉死した虎昌

の遺子であつてみれば、三条家がこれを不慮に思い保護されたことはうなずけるものがある。ここで成長した坊磨呂は、古屋弥右衛門と改名して一七歳で甲州へ帰るが、虎昌伏誅の子であるゆえに、たとえ逸見(若神子)が遠祖の地であり、西八幡(玉幡村)が代々の居址であつたにせよ、諏訪領から離れ、また武田直轄の國中より、穴山氏の再支配になる先祖采邑の地飯富が潜居するに最適の地であつたにちがいない。おそらく弥右衛門は穴山氏の庇蔭により潜居して一生を終つたものであらう。というのも穴山信友夫人(南松院)と今川義元夫人(定惠院)とは姉妹の間柄にあり、今川義元の子(氏真の妹)と信玄の長子・義信との婚姻の仲介役を務めたものがほかならぬ信友であり、今川氏と穴山氏の従兄弟の交際は深いものがあった。

『高白斎記』(甲陽日記)天文二一(一五五二)年二月小朔日の項に、

「駿府へ御使者をつかはさる、二日駿府へ着、小林所宿、穴山殿旅館へ参る、一出、高兵致相談、義元へ披露、三日従二出御誓句之案文請取翌日以飛脚甲府へ進上仕候」とあるが、これは天文一九年六月二日、今川義元夫人(信玄姉)が三二歳で世を去り、信玄と義元とを結ぶ直接の姻戚関係が途絶えたため、天文二二年、義元の女を信玄の長男義信に嫁し、武田・今川両氏の再び強固な同盟関係を復活するため、正月八日から始まつた婚約の件についての総仕上げがなされたことを示すものである。そのため一足早く駿府へ赴いていた穴山信友宿へ使者が赴き、ここで信友は義元の家臣一宮出羽守や高井兵庫と相談し、三日義元の承諾書を得て翌四日飛脚を

もつてこれを甲府に進めた。四月一日には信玄からも義元へ誓書を送り、ここに両者の婚約が正式に成立する。義元の女はその年の一月二日駿府を發つた。

「廿二日御新造様駿府を御出、奥津に御泊り、廿三日うつぶさ(芝川町内房)、廿四日南部、廿五日下午(穴山氏居城)、廿六日西郡、廿七日乙巳酉戌の刻(后七時)府中穴山宿へ御着、子丑の刻御新造(義信新屋)へ御移り」と六日を要して河内路を甲府入りするのである。穴山氏の下山居城に泊まつたり、甲府穴山館に到着しているのも義元夫人と穴山信友夫人とは姉妹の間柄なればこそである。

このように義信の婚儀には少なからず努力した穴山氏の居館下山に隣接する飯富に、虎昌の遺子弥右衛門が居を構えたのも決して偶然とは考えられないものがある。弥右衛門が甲州へ帰つた天正六年は、穴山信君三八歳の時である。このような飯富氏の系譜も、もとをさかのぼれば鎌倉の御家人から出ているのである。

大塩村について国志は、「的場(大塩村)長三拾六間、横六軒ノ地アリ、伝説詳ナラズ、或ハ云フ千葉左京亮ト云フ地頭当村ニ居レリ、大塩殿ト称ス、大塩寺ノ境内其ノ居址ナリトモ云フ、(註・大塩寺開基は大塩華秀首座文禄二己年創建)古時ノ土ハミナ在住ナレバ弓馬ノ調練馬ナド往々有スル所アリ」として、鎌倉幕府の地頭職がいたとする伝説にもふれている。岩間については、「建暦三(一一二二)年五月和田ノ一族誅ニ伏シテ其闕所(没収地)ヲ勲功ノ賞ニ行ハル、甲斐国岩間荘へ伊賀次郎兵衛尉」とある。

「石間牧」は、もと左大臣藤原頼長の所領であつた。後白河天皇

の保元元(一一五六)年、保元の乱後、朝廷の御料地「後院領」になったことが「太政官符(兵範記)」に載っている。その後、和田義盛の一門誅に伏し嗣所となったのである。順徳天皇建暦三年五月、鎌倉の御家人伊賀二郎兵衛尉に賜ったことが『吾妻鏡』に載っている。伊賀氏の治所は、岩間にあつて、その男千葉式部丞は当地御知行の折、常州多賀郡「三河荘」より移転して居住し、この人を岩間殿といい、墓所は大乗寺の境内にある。(折井忠義調査)

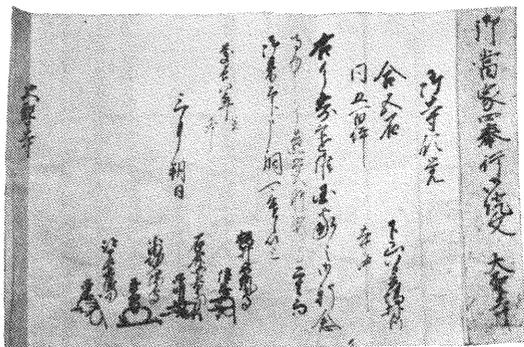
また奈良田・芦安方面は、「異本曾我物語ニ甲斐国大草郷芦倉村・奈良田村ナドヘ工藤庄司ノ知行所ナリ」とあつて、鎌倉御家人工藤氏の所領とする。

同様に、南部町内船は、初め鎌倉に邸をもつ四条金吾の知行地であつた。

以上のように中世初期においては、荘園体制の確立のもとに、本来は甲斐の国とは地縁的關係をもたず、鎌倉幕府が河内地方の一地域を領地として与えたことによつて、地頭や御家人による分散的知行が行なわれていた。

(四) 下山荘と田ノ原組

前述の地頭・御家人の分散的知行の中で本町が所属したのは、川西諸村の場合^{ミナモト}は下山荘、川東諸村の場合^{カガイ}は岩間荘であつた。国志にも「中世身延山ヲ以テ界ト為シ、山北四十三村ヲ北山荘ト曰ヒ、山南二十村ヲ南部御牧ト曰フ」「古時ハ上下二段トシテ身延・波木井ノ山ヲ限リ北ヲ下山ト曰ヒ南ヲ南部ト曰フ」とあるように、身延山・波木井山を境として北を下山荘、南を南部御牧とよんだ。下山南



四奉行証文(八日市場・大聖寺藏)

松院の般若経卷二十六に、「康暦二年三月廿四日酉時書」之於甲州河内下山北方与五沢曹溪庵書之僧聡彦とあり、八日市場大聖寺所藏の慶長八年の四奉行証文にも、「下山八日市場内寺中」とあることから明らかである。

岩間荘は常葉山以北をいい、本町の下田原・宮木・上田原・一色の四か村は田ノ原組と総称され一村ごとのよび名は用いられていなかった。

第四節 穴山氏の支配

(一) 穴山領

中世初期における荘園体制を基盤に、幕府の治領配分による地頭や御家人の分散的知行から次第に土着した小豪族による支配が行な

友のころには、国内の大族として陰然たる一大勢力を潜ませていた。

軍鑑(品十七)に「穴山殿手勢二百騎」とあり、(一騎は騎馬武者一人に徒歩兵五・六人の随員をさす)かなりの大兵力で、武田勝頼・信繁の二百騎と比べても穴山氏の勢力の程がうかがわれる。

その子信君は父子二代幼名を勝千代と称するが、信玄の幼名にあやかっただともいわれる(否定説もある)。永禄・元龜年間は左衛門大夫、天正の初め玄蕃頭、後に陸奥守、天正八年除髪後は梅雪斎白と号した。天正三(一五七五)年武田属城の一つ駿河江尻城主となるが、同一〇年三月武田氏滅亡の際家康にくみして江尻領および河内領を安堵した。五月家康と共に信長の安土城に招かれた際、六月二日の本能寺の変をきき帰国途中山城国で土豪に殺害される。

(一) 梅雪の謀反説と自立説

天正一〇(一五八二)年三月一日、武田勝頼が天目山に亡ぶ時、梅雪(信君)は主家と運命を共にせず、駿河・河内領約一〇万石の領地を有する有力な戦国大名として、信長・家康との関連を保ってゆくことになった。梅雪謀反云々はここに由来するが、そういう見方は当時の武田家の内状・戦国武将の生き方、当時の激動する世相等を考えない単純な見方とされている。身延町下山の南松院(梅雪の生母・南松院開基)には、武田氏・穴山氏研究の多数の資料・古文書が現蔵されていて、黙々のうち河内領主穴山氏の領地支配の形態や武田総領家との関係、さらに天正壬午の乱に際しての動静を語っている。



穴山梅雪像

武田惣家と穴山家の隙は勝頼の女と信君の子・勝千代との縁談が長坂長閑・跡部大炊介の反対で、信繁の子信豊の男、次郎に嫁した

ため、信君夫人(信玄の女)がこれに立腹したのがその発端とされるが、そうした惣家との内情だけでは解釈できないものがある。

(1) 香語に見る梅雪の心境 天正壬午の乱における梅雪の当時の立場や心境を知る重要な資料として、天正一〇年四月二五日、すなわち武田滅亡の翌月、梅雪が母南松院の一七年年忌を行なった際の香語(弔辞)を見てみよう。(訳文)

南松院十七年遠忌之香語

下山南松院ニアリ梅雪斎母ノ遠忌ヲ修セシナリ

其略ニ云ワク

梅雪斎季先ノ天正乙亥仲秋日、駿州江尻城ニ入ル、主ヲ称スル者凡ソ八歳、爾来其ノ第宅美ナル哉輪奐、其ノ樓閣タル也青天ニ高シ云々、且ツ本州太守勝頼公、其ノ位ニ在ッテ已ニ二十歳、常ニ讒人ヲ用イ乱ル、親族ノ諫メヲ聴カズ、去ル歳ノ秋之孟、古府ヲ壞リ新府ヲ築カント欲ス、古府ハ已ニ破レ新府ハ成ラズ、今茲ニ春之季、敵軍雲ノ如ク四辺ニ起遍ス、吁呼天乎、一族士卒干戈ヲ動かサズ一時ニ離散ス、主亦出奔スト雖モ高々峯ノ頂キデ主頂ニ露レズ、義ヲ重シ

シ命ヲ輕ンズル之士箭鋒相柱ゲ之ヲ討タント欲ス、守路無く終日潛蹶ス、国ヲ殺シ亡ス者守也(中略) 僉曰ク武田中興ハ吾門ノ大檀、他時異日ニ將軍之命ヲ承ケ、吾邦府ノ君ト称サン、足ヲ躡テ之ヲ俟ツ而已、至祝至祝、今茲ニ天正十歲竜集ル壬午孟夏廿有五日、先妣南松院一十七年遠忌之辰也、下略

按ズルニ梅雪幕府ニ帰スル旨趣ハ武田家再興之御約諾ヲ承ケシ事此ノ書ニ明カナリ、故ニ後ニ万千代信吉殿ヲ以テ武田氏ヲ称セ被ルト云フ、(国志卷之百二十一)

香語の大意は、穴山梅雪公は天正三年以来八年間駿河江尻の城主である。その邸宅は广大で美麗、その城郭は鉄壁である。だがなお世は平安ではない。勝頼公はすでに一〇年間太守の位にあったが、乱説を用い親族の諫言もききいれなかった。古府(つじが崎)をとりはらい新府城(韭崎市)を築かんとしたが、古府は破れ新府もならず、この春敵軍は甲斐の四辺よりおしよせた。ああ天命なるかな。一族の士卒は一時に離散し去り、高峯天目山に入らんとした勝頼公はついに最後を遂げた。国亡び去った責めは他でなくて勝頼公その人である。人はみな、武田の中興をなすものは穴山家である。やがてその家柄により將軍宣下をうけ、甲斐の君主となるであろう。いまはその日を待つのみである。というものである。

香語は南松院三世明院の筆になるもので同院に現蔵する、国志にも「武田家再興之御約諾ノ事此ノ書ニ明ナリ」とあるように、もはや勝頼の敗はくを予期して自らが武田家を再興する以外にないと洞察した信君の判断から家康と関連を図つたもので、単なる一身の保全のための離反でないことはこの香語に明らかで、また家康と交さ

れた次の書状によつて、事前の緊密な提携がうかがえるのである。

内覧

(穴山信君書状・下山芦沢家蔵)〔訳文〕

一、再三申シ達シ候ト雖モ、甲州所務無キ己前、御合力仰セ調へ被レ可ク御一行ノ事

一、兼テノ日自リ妻子ニ付ケ置キ候者共、今以テ同前為ル可ク候、

御心得為シテ申シ達シ候事

付・二之曲輪(廓)各妻子之ヲ指シ置キ候事

一、御動キ一日己前御番手衆指シ越被レ、心静カニ諸曲輪之仕置

(処分)談合シム可キ事

以上

(天正十年)

(穴山信君)

二月廿九日

梅雪斎 不白(花押)

(家康)

徳川殿

本状は国志卷之百二十一所載の註に、「天正壬午ノ春、穴山氏駿州江尻ニ在リテ幕府ニ降ル時ノ書牘(書状)ナルベシ」とあるように、勝頼攻略のため家康の軍勢が河内路から甲州へ侵入の直前、信君から家康に送られた書状の控である。

内容は、一、甲州侵入以前に合力の連絡をとられた事一、新府城に自分の妻子がいることを心得おかれた事(侵攻以前に帰る)一、進撃開始の一日以前に腹臣を派遣されたく、その者と慎重に城攻めの処置を談合致しおきたい事、というものである。また、次の書状は進撃直前に家康から信君に送られたものである。

「記録御用所本古文書」

(「甲州古文書」)〔訳文〕

甲州乱入ニ就キ、彼国ヲ進所為ル可キ之旨、所務之無キ以前茂二

年も三年も安土アツチヨから御扶持ゴフシ加エ被レ候様申シ成ス可ク候、若シ首尾相連アルニ於テ者、此方コノカタ従リ合力申ス可ク候、其ノ為一書進達候、恐々謹言

天正十年三月二日

家康御判

穴山殿

内容は、甲州攻略の後は甲州は穴山領たるべく、たとえ甲州進撃がなくても、それまで二年でも三年でも安土の信長より扶持あるよう取計らう。万一手ちがいがあった時は、家康自身が援助する、というものである。以上の二文書をもても、武田攻略にあたっての信君・家康・信長の三者の事前の連携がよくうかがえるのである。

武田滅亡後梅雪は家康と共に信長の安土城に招かれた後、二人は堺（大阪府）におもむいて滞在中（鉄砲買入れに行つたものと思われる）六月二日日本能寺の変を聞き、二人は別々の行動をとり、梅雪は伊賀越えをして領国に帰着し、梅雪は美濃路を経て帰国しようとして山城国宇治郡田原の草地の渡しに到つて不運にも土豪一揆のためその生涯を終つた。時に六月三日、墓所は田原にある。（清水市霊泉寺にも墓がある。法名霊泉寺殿古道集賢大居士）

梅雪の子勝千代は父の死後、下山に在つて穂坂常陸助・有泉大学等旧臣の助力を得て河内領を統制したが、天正一五（一五八七）年六月七日痘を病んで一六才で夭死した。福士（富沢町）最恩寺に牌子を置き、最恩寺殿勝岳寺公居士と称する。墓所は駿州小島松源院にある。次ページ写真の勝千代からの大聖寺宛の免許状に、

大聖寺並門満寺、可レ為長光院領之旨、老父以ニ判形之筋目ニ自今以後、不可レ有異儀之状、仍如件、

天正十五年

武田

（『勝千代』朱印）

三月廿六日

勝千代

大聖寺 御坊中

と信君の嗣子勝千代が「武田」を名乗っているところからも、依然として穴山家が武田を襲名していることがうかがえるのである。

なお武田家滅亡の際、梅雪は家康に二人の美女を献じている。国志には、「梅雪ハ家康ノ軍門ニ降り、美玄一人ヲ献ス、」とある。一人は市河十郎左衛門の娘竹と、一人は秋山越前守虎泰の娘都摩である。都摩は美しく家康の関門にはいって下山殿と称した。穴山氏に関する記録には、自分の養女の資格として献じた都摩は梅雪のたねを宿していたとあるが、事実は都摩は天正一一年九月浜松城内で家康の万千代を産んだ。万千代は後に信吉と称し名族武田の姓を襲し、穴山の家蹟を継いだ。天正一八年総州小金三万石に封ぜられ、二〇年には佐倉一〇万石に移封、慶長七年には水戸家二五万石を興したが、翌八年九月二二歳で早世した。その前年豊臣勝俊の女を娶つたが、生来多病で子がなかった。

そこで家康は第一男頼房を改めて水戸家の祖とし、武田の名蹟はここに断絶した。随従した河内領郷土について国志は、「属騎ハ皆幕府ニ入ル」としている。今日下山南松院に水戸家に関する遺物・資料が残存するのもこうした因縁によるものである。

(三) 葵庵法号記



武田を名乗る穴山勝千代免許状（大聖寺蔵）

の姉）であるが、深く仏教に帰依し、恵林寺に来ていた京都の天竜寺妙智院主・策彦和尚によって永禄五年に「理性葵庵」と法号・雅号が送られている。この法号記は甲斐国志付録にも収められているが、佐藤氏の指摘するように原本と対照して誤字・脱字が多いので原本（南松院現蔵）に基づく氏の解説をかかげる。

葵 庵 法号記策彦書也、下山南松院ニ藏ム
葵庵ハ信玄ノ姉、梅雪母ナリ

弘治乙卯、承之于匡甲之（甲州）慧林先臘、厥翌年畢事旋

また南松院には、

穴山一族の信仰と教養を物語るものとして五山派・関山派の諸名僧の墨跡などもあり、このことから河内領主穴山氏の雄大な権力を認識させてくれるのである。その一つとして南松院の法号である「葵庵」の由緒記にそれを見てみよう。

信友の夫人（信君の生母）は前述の如く信虎の六女（信玄



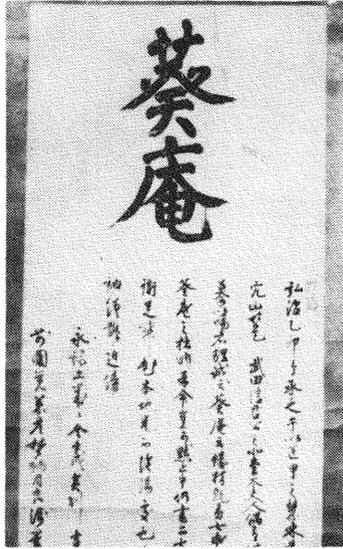
水戸家遺物（南松院蔵）

洛之頃、取途於穴山^②於是、武田信君公之北堂太夫人、偶々有法諱並雅号之求予^③以時命難辭、迅筆摹以囑者、理誠言葵庵云、儂指既易七裘葛（七年）矣、今茲秋之孟遠使々見督葵庵之拙頰^④再命豈可默止乎、仍書太字於其上且係一伽陀於其下
衛足開花本地光陰陽一処也、陰陽半間只白雲住、天下衲僧難近傍、永禄五歲々舍壬戌、夷則吉辰、前円覚策彦野納周良涉筆於城西州堂印

註①匡寺をただすこと ②穴山下山のこと 策彦は下山を穴山と思ひ違えたのである ③太夫人講候の母の敬称 ④衛足向日葵のことで葵庵の葵である ⑤夷則七月

策彦和尚は諱を周良といった。天文八（一五三九）年、同一六年の二回、大内義隆の委囑により遣明使節として大陸に渡り、使命を

りっぱに果たして後奈良天皇の御感にあずかり、天下の第一学僧とたたえられた名僧である。信玄は遠くその名声を聞いて教えを求め恵林寺に招いた。天文二一、三年のころである。再三の懇請にて弘治の年にはいってようやく下向の決意がつく。(弘治二・一五五六一年一〇月と考える)法号記には弘治乙卯、すなわち元年と明記してあり一年の差がある。法号記は七年(実は六年)後の永禄五年に書かれたもので記憶が薄れて一年早く下向したことにしたものと思われる。



葵庵法号記(下山 南松院蔵)

入甲するとすぐ恵林寺にはいり、翌弘治三年には帰洛する。大渡航二回の新進学僧で、信玄の民政・軍政に多くの進言をしたと考える。信玄の姉信友夫人も策彦に帰依し深い感化を与えられていた。

策彦が帰洛に際し道を河内路にとり、下山で穴山家の人びとに別れのあいさつをのべたのである。この時信友夫人から法号を求めら

れたが、先を急ぐのでとりあえず「葵庵理誠」の法号を授け、法号記は後送することにした。夫人はここに葵庵理誠尼となり、翌永禄元年七月には自らの菩提のため逆修(ギャクジュ・生前に死後の菩提を逆「アラカジメ」修「オサムル」の意・生きとむらいの義)したことから高野山武田家過去帳で知られる。すなわち「葵庵理誠禅定尼逆修・甲州武田御前様建立之、永禄元年戊午七月十三日」とある。

甲州武田御前様とは葵庵すなわち南松院夫人その人である。逆修の二年後の永禄三年五月には、葵庵の姉婿今川義元は桶狭間で戦死するし、その一二月には自分の夫信友が五五才で病死するにあっ



南松院像(下山 南松院蔵)

て、葵庵は急に老いを感じた。信友について立った信君は老母のために急使を京都に出して天龍寺に策彦を訪れ、法号記を促しめた。策彦は恐縮して急ぎ法号記を完成して浄書し使に託した。これが永

禄五年七月（夷則）で、下山で別れて六年後のことである。

（四）天桂和尚の葵庵画像の賛

穴山信友夫人像（昭四〇・県文化財指定）は永禄九年四月二五日、夫人が世を去ると嗣子信君が画工に命じて尼のありし日の姿をあやからせて描かせたものである。これを旧知の仲にある京都妙心寺の天桂和尚に託して賛を求めたのであったが、その年の冬になってようやく約束が果たされて書き届けられたのである。

葵庵理性大師者、妙智院主策彦和尚受業也、一日武田左金吾大夫遠寄北堂肖像、就余見請賛語、雖固辞不獲、止漫拙偈一篇賛之、言爾、容以馬郎婦、眼如尼、總持、本心描不就、擲筆問主維

永禄九臘月上澣日前妙心天桂叟

というもので、この賛によれば葵庵尼は策彦の受業（弟子）であったと記し、尼の死後のある日、嗣子の武田左衛門大夫信君公（金吾は衛門府の唐名）がはるばる母君（北堂）の肖像をもたらし余に賛を請うた。堅く辞退したがうなずかれないのでつたないえつ（偈）を記す。葵庵尼のお姿は美しく凛々しくて仙女馬郎婦を思わせ、その眼光のまなざしは達磨の如し、総持尼のように聡明で、道心の堅固さを思わせる。（馬郎婦は海録碎事に見える仙女、尼総持は祖庭事苑に見える梁武帝の皇女、達磨の弟子）

この賛を作った妙心寺天桂和尚は、天文二三年に大井夫人（信虎夫人）三回忌を信玄が長禅寺で勤修した時、恵林寺住持であって、天文末年に信玄に勧め同門の快川に席を譲った。快川はこの時のこ

とを、「天桂和尚予同門也、察予困窮、以甲州太守之命見招」と述べて天桂の友情を謝している。この快川の後住が前述の策彦和尚である。（快川の第二次入山は永禄七年十一月）

前述の策彦和尚による葵庵尼に送った法号記といい、天桂和尚の葵庵画像の賛といい、強く感じることが、河内領主穴山家の強大な権威である。文中に見える次の語句「武田信玄公」「北堂太夫人」「天下衲僧難近傍」「武田左金吾大夫」などの象徴する穴山家は、これまで普通に考えられていた穴山氏ではなく、まさに武田氏である。太夫人は諸侯の母を尊称する語で、いかに穴山氏が京都の僧侶たちから重く見られていたかも想像される。もちろん賛の類であるから美辞麗句は常とう的に用いられるとしても、これだけの表現は武田家中でも宗家武田を以ては穴山家以外にはいかなる僧も用いなかっただろう。要するに穴山家は武田領国の中において、完全に近い穴山王国を形成していたのである。このことが前記天正一〇年壬午の際の、梅雪の行動の基礎的伏線となっていると考えられるのであり、単純に梅雪を逆臣と断ずるわけにはいかなないのである。と佐藤氏は説いている。

成慶院武田過去帳に載った穴山血縁の人々は、各々その俗名にはすべて「甲州下山武田」「甲州武田」と武田姓を名乗っており、信友が河内領一円の再支配を確立してからもなお、武田伊豆守と名乗っている。

南松院大般若経卷二百五十一には、

「此全部再興大檀那甲州河内下山居住本名武田在名穴山伊豆守信

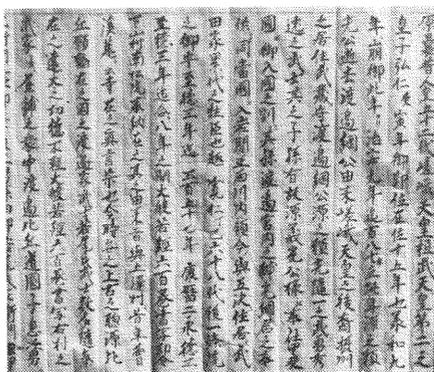
友」と武田を本名とし、穴山を在名とする記述がとられてい

る。
標泰江氏は、「河内領主とも云うべき地位にある穴山氏があく迄も武田を本名としたことは、穴山氏自身の意識の中に武田の末葉であるというところが想像以上に強くあったのである。この事実は他の一族に見られないことで武田親族衆内での穴山氏を考える上での一つのポイントとなろう。」と述べている。こうした穴山家関係文書を解明するにつけても、「穴山梅雪謀反」という単純な解釈を慎むべきは史家の多くの一致した見解である。

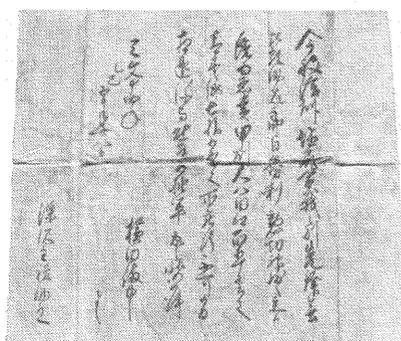
(四) 夜子沢曹溪庵と大般若経

下山南松院には、信友が天輪寺に施入した大般若経六百卷、重量にして約二〇貫(七五キロ)が現蔵する。

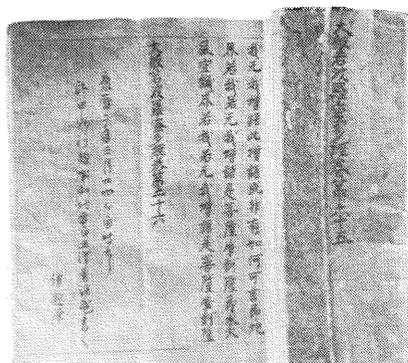
国志卷之八十七には、康暦二(北朝年号・一三八〇)年に本町夜子沢の曹溪庵の僧聡彦によって書写しはじめられ、至徳二(一三三五)年まで五か年の歳月を要して完成したという曰く付きのものと



大般若経由来記(南松院蔵)

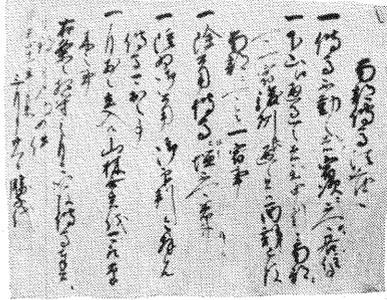


感状(平須 深沢晴雄氏蔵 参考品)



夜子沢曹溪庵僧聡彦の奥書

ある。(南北争乱期・足利義満の時代) 現存する般若経の奥書には、国士左衛門にある「若尾左衛門次郎君豊八日市場村村民所蔵ニ永禄三年十二月晦信君ヨリ諱字ヲ賜ハリシ文書一通、古鏡・印籠等アリ、下山南松院ノ大般若経奥書ニ天文十六年若尾左衛門次郎ト見エタリ、是ハ君豊ノ父ナルニヤ」とあるように、軍功により信君の諱を与えられた君豊の父の名も見られる。上の写真の般若経巻二十六の奥書には「康暦二年三月廿四日酉時(后六時)書了於甲州河内下山北方与五沢曹溪庵書之僧聡彦」とあり、また巻六十五に



南部伝馬法度(上)信友山作り文書(下・参考品)

は、
 「康暦二年中拾月十日午時書了 比丘聡彦 甲州河内与五沢曹溪庵」とある。つぎに南松院所蔵の般若経由来記を見てみよう。(訳文)
 原曩昔、人皇五十二代嵯峨天皇ハ桓武天皇ノ第二之皇子ニテ、弘仁庚寅年ニ御即位シ在住十五年也、承和九(八四二)年ニ崩御シ此年ヨリ治安元(一〇二一)年迄百八十年立チ、此年ニ源之頼光公逝去ス、渡辺綱公ノ由来ハ嵯峨天皇之後裔ニテ撰州(大阪)ニ居住ス、武藏守渡辺綱公ハ源之頼光ノ随一之武勇、秀逸之武士ニテ、其子孫故有テ源義光公様江仕エ奉ル、甲斐国江御入国之刻其ノ孫渡辺宮内之輔光綱ハ君之供ヲ奉リ、同ク当国江入り、岩間正(莊)西川内領、今ノ与五沢ニ住居シ武田家累代之柱臣也趣、寛仁丁巳(一

〇一七)六十八代御一条院之御宇、至徳三(一三八六)年迄三百五十七年(三七〇年)、康暦二(一一三八〇)永徳三(一一三八三)至徳三(一一三八六)年迄合テ八年之間大般若経六百卷ヲ書写シ、即チ今下山村南松院ニ奉納之レ在リ、其之由来者与五沢村ニ昔年曹溪庵ト云フ寺之レ在リ真言宗也、今時之レ無ク上古之聡源比丘願輪之レ在リ、因レ之渡辺家武士、若尾氏武士ノ数多随氣之レ在リ、遠大之功德ヲ輕ンゼズ大般若経六百卷ヲ書写シ、右村之武家並ニ屋鋪之衆中、渡辺比丘道円子息吹男左衛門之次郎景貞、三男孫四郎、若尾氏左衛門四郎六百卷之奥書ニ人数之レ在リ、何月何日ニ書キ、何月何日何時ニ書写終ルト卷数ニ右清名之レ在リ、
 伸者、至徳年号之時分者、扶桑(我國)国内合戦ノ最中ニテ恰モ大唐国ノ周之末世ノ戦国之時分之趣、因レ之右書写之大般若経六百卷ヲ戰場江所持被成レ、軍中滞謬無ク出家江懇ニ御頼ミ在レ之、読経懈怠無ク武運勝利ノ為満足ニ祈禱奉ル、般若経ノ年代ハ、至徳三(一一三八六)年ヨリ元龜三(一一五七二)年迄百九十年(一一八六年)相立チ、此年遠州身方ケ原合戦元龜三年ニ而終ル、次者天正元年トナル、兼テ信濃守武田大膳大夫春信一名ハ信玄公ト云ヒ此年ニ逝去ノ趣也、此年ニ信玄公ハ將軍ニ任ズル矣、天正十年ニ武田勝頼公逝去シ此年信長公京都ニ而薨ス、此年ニ明智京都十方家江地主ヲ有ス、今以テ御免シ之レ有ル趣也、大般若経ノ由来ハ昔年多年武士戰場江所持成被レ、野陣ノ合戦ノ勝利ノ為、万徳門滿ニ読経数日ノ故ニ雨湿相請ケ過半破却シ、因レ之下山之居住武田之御分家穴山伊豆守信友公、同名穴山玄蕃守信君公同心ニ而右之般若経ヲ再興スル也、一名ハ梅雪公ト云フ、再興者天文廿年(一一五一一)之頃歟、穴山伊豆

守之奥方ハ信玄公之御姉君ニ而、信君公之北堂(母堂)也、下山居住地江開基寺ヲ建立シ、正福山南松禅院ト号シ、法名ハ南松院殿葵庵理誠大姉ト云フ、菩提所江末代ノ為因縁ノ大般若経六百卷ヲ箱入ニ而御寄附也(中略)今般西川内領夜子沢村渡辺氏之子孫長右衛門、正福山江登ラレ、古往今来ノ旧規之趣意之レ有ル筋ヲ墨跡ニ而受納到シ度ク願在之、難ク止年代ノ深遠ノ訳ヲ尋ネ遂ゲ覓ニ任セ禿毫其之需ニ応ジ書示ス

偶作

渡辺武者古来周 海内勲功徳末休

八百年余明曆々 土農股賑是千秋

文化四年仲春月

現住南松禅院

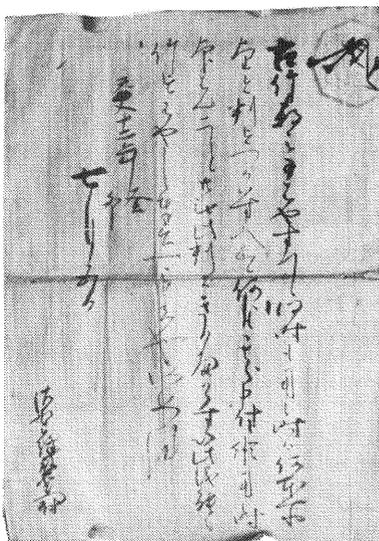
密隠道

□ □ (甲)

つまり、この由来記は文化四(一八〇七)年に武田家累代の家臣渡辺氏の子孫、長右衛門が南松院を訪ね、般若経六百卷の由来記の献納を願い出、時の住持密隠道が書き留めたものである。文中各所の年代に誤記があるのは誤伝によるものであろう。国志村里部・夜子沢村の項に、「下山南松院所蔵ノ大般若経ハモト当村曹溪庵ノ什物ナリ、至徳年中ノ奥書ニ与五沢村トアリ」とあるのがこの由来である。この大般若経は武田勢が戦場へ多年所持し、戦勝祈願に役立てたことは由来書の記すところだが、現存する般若経収納の大箱には軍馬の背につける繩掛けの穴通しもついている。

戦塵雨湿にあい大半破却したものを、後に信友によって再修したものであることは、国志卷之八十七・仏寺部に、「大般若経六百卷、康暦二年庚申(一三八〇)ヨリ至徳二年乙丑(一三八五)ニ至ル、伊豆守信友再修ノ奥書アリ云々」とあり、また現存する大般若

経第一百一十一卷の奥書に、「再興此経全部、大壇那甲州河内下山居住武田伊豆守源信友現当二世願望從心、天文十六年丁未中秋吉日」の自署、第三六八巻にも、「奉再興此一部願主甲州河内下山居住武田伊豆守信友奉齡四十二才、経師鏡順坊天文十六年秋菊月吉日」とあるを見て明らかである。すなわち、一五四七年に修理再興して当時父信介の牌子をおく天輪寺へ納めたもので、先記の本町八日市場の若尾左衛門次郎、夜子沢の渡辺左衛門次郎景貞、同孫四郎等の家臣の奥書も同じ天文二十六年のもので、聡彦が書写し始めた康暦二年から数えて一六七七後にあたる。甲陽軍鑑によれば天文一(一五四二)年一〇月、信州大門峠での甲信両軍の合戦(諏訪経略)の先陣をとめた一番の手柄は穴山伊豆守信友とされているが、この合戦などに大般若経が携行され戦塵雨湿にあったものと思



穴山信友判物(下部町 門西家蔵)

われる。

次に現存する穴山文書の二・三を例示する。

○穴山信友判物（下部町湯之奥・門西家文書・前頁写真）

（穴山信友）
（花押）

右竹藪之事はやすへし、何時も用之時ハ何本所望と判をつかへすへ
く候、何へも其分申付候 用之時、印はんこし候共、無此判者さるへ
からず、以此儀能々竹をはやし奉公可申者也、仍如件、

天文十二年癸卯

七月五日

佐野縫殿右衛門尉

○穴山信友判物（下部町湯之奥・門西家文書）

（穴山信友）
（花押）

就于奉行申、山作五間普請其外免許候、山作用所之儀、何時も無々
沙汰奉公可申者也、仍如件、

弘治元年

霜月十五日

佐野縫殿右エ門方へ

○穴山信友印書（下部町湯之奥・門西家文書）

（穴山信友）
（朱印）

一万まい、此ふきいたひろさなかさにとり進上申かへ由可申候、佐
野山にてなり共、つはきさうり山にてなり共、とり候はゞ人をあひ

そへへく候者也、仍如件

三月廿九日

ゆのをく

ぬいゑもん方へ

このような山作り文書は、穴山氏が居館の矢来・柵などに用いた
虎落竹や、社寺造営の葺き板、その他陣地構築用の軍需資材、土木
工事用材として河内領の特産としての林産に積極的^{もが}に力を注いだこ
とをうかがう一資料と

云えよう。

また門西家には中山^{なかやま}

金山（湯の奥金山）関

係の文書や採鉱具も現

存し、安永八（一七七

九）年、本町下田原村

の養三と申す者が金掘

夫四・五人を召し連れ

金山を採掘した記録も

残されている。

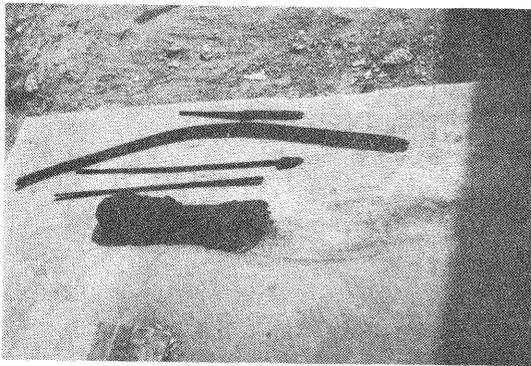
また穴山信君の天正

五年の南部宿伝馬法度

（南部町・朝夷家蔵）

はひろく知られてい

る。信君は天正三（一



弓矢と矢つば（平須 深沢清雄氏蔵）

五七五)年、江尻城主となり河内路の整備にも意を用い、伝馬法度五か条を出している。

以下は国志等にも引用されている本町関係の古文書である。

○大聖寺文書(中富町八日市場)

(一)穴山信君判物(寺領印書である。円満寺は廃寺となる。長光院とは本院の名で大聖寺は寮司だったか。)

右円満寺々中、如_レ旧規_ニ可_レ為_ニ長光院領_ト也、自今以後、弥_イ不_レ可_レ有_ル異儀_者也 仍_レ如_レ件

天正九年巳八月十二日

大聖寺 御坊中

(穴山信君) 梅雪齋 不白(花押)

(二)織田信忠禁制(勝頼攻略の折道筋の寺社・村里に下知の禁制である。)

禁制

(織田信忠)

(花押)

一、_(誰彼ナク)甲乙人等_(乱)藍妨_(乱)狼藉_(乱)事

一、陣取_ヲ放火_ノ之事

一、_(カシヤク)還住_(カシヤク)之者_ハ違乱_ノ之事

右条々、若_テ於_テ違犯_ノ之輩_ニ者、速_ニ可_レ処_ス嚴科_ニ者也、仍_テ下知_レ如_レ件

天正十年三月 日

(三)徳川家康禁制写(勝頼攻略の折道筋の寺社・村里に下知の禁制)

禁制「福徳御朱印」(宛名缺)

一、当軍勢甲乙人等_ニ乱妨_(乱)狼藉_(乱)事

一、寺中_ニ堂塔_ヲ放火_ノ之事

一、山林_ノ竹木_ヲ伐採_ノ事

右条々、堅令_ニ停止_シ詔_ヲ、若_シ此旨_ニ於_テ違犯_ノ之輩_ニ者、速_ニ可_レ処_ス嚴科_ニ者也、仍_レ如_レ件

天正十年三月三日

(四)穴山勝千世判状(寺領印書・三聖寺・円満寺は廃寺となる。)

如_レ前々_ニ大聖寺門前五間、並_ニ三聖寺棟別_ニ普請_ノ諸役_ノ以下免許_ノ之事、不_レ可_レ有_ル相違_ヲ以_テ此旨_ニ弥_イ向後_ニ可_レ為_ニ勤修_ノ肝要_ノ者也、仍_レ如_レ件

(棟別ニ家屋税)

天正十一年 未癸

十二月十六日

大聖寺

(五)穴山勝千世禁制

禁制

一、諸役_ノ之事

一、喧嘩_ノ口論_ノ之事

一、押買_ノ狼藉_ノ之事

右三ヶ条、自今以後、堅ク令_ニ停止_シ之_ノ畢、若_シ於_テ違背_ノ之族_ニ者、可_レ行_ル罪科_ニ者也、仍_レ如_レ件

天正十二年甲申正月廿八日

(穴山) 勝千世 (「勝千世」朱印)

大聖寺

(六)穴山勝千世印判状(寺領印書なり)

大聖寺並内満寺、可_レ為_ス長光院領之旨、老父以_テ判形之筋目、自今以後不_レ可有_ス異儀之状、仍如_レ件

天正十五年丁卯二月廿六日

大聖寺 御坊中

(穴山) 武田 勝千代 (朱印)

○江禅院文書(中富町西島) (一)穴山信君印判状(折紙・広禅院現蔵)
(信君先代近時) 宗九郎殿ノ古廟依_レ為_ス路邊(厥寺中へ移旦暮(朝夕)之茶湯御申可_レ申之由言上之間、棟別(家屋税)諸役令_レ免許_ス者也、仍如_レ件

天正八年庚辰十月廿八日

信君 (朱印) 下庵 奉之

西嶋之江禅庵(註・宗九郎法名栄中恩公・今天神に祭る。)

○中富町旧八日市場村 長左衛門所蔵文書(伝未詳)

(一)穴山信君名字状写(『新編甲州古文書』)
(穴山) 信君花押
実名

君豊(註・軍功に依り信君の緯名を賜りしもの)

永祿三年十一月晦日

若尾左衛門次郎

○中富町旧夜子沢村 川口六左衛門所蔵文書(伝未詳)

(一)穴山信君判物写(『新編甲州古文書』)

梅雪花押
兄与左衛門、於_テ陣中_ニ病死討死同前之儀候条、近年帰国以後之借錢免許候、并陣夫江尻之屋敷等不_レ相替_テ被_レ下_ル行者也、仍如_レ件

(年未詳) 十月四日

神助

○依田金弥家文書(中富町切石) (『新編甲州古文書』)

(一)武田晴信判物写

河内領十谷大塩郷、今扶助_ス畢、全可_レ領知_ス者也、

元龜二年七月十二日

信玄 (花押)

(付箋「宛所ナン」)

(二)穴山信君判物写

宛行 知行之事

右與津郷之内感応坊領為_レ当_リ給出置_ス之畢者、依_リ奉_テ公_ニ可_レ重恩_ス者也、仍如_レ件

天正二年七月十九日

信君 (花押)

依田六左衛門尉殿

(三)穴山信君判物写

近年榎田拘来神田相渡候、為_レ其成_ニ直判_ス者也、仍如_レ件、

四年七月十四日

梅雪 (花押)

依田六左衛門とのへ

四 武田勝頼書状写

急度染^{キツト}ニ筆^メ候、仍^チ今度敵播^キ候之処^ニ其城堅固仕置^キ寔^ニ忠節^ニ之至無^リニ
比類^ニ候、如何様^ニ帰陣^ノ之砌^レ可^ク謝^ス忠切^ニ（節）候、猶近日番替^キ可^ク遣^ル
之候条、乍^ラ苦身^ニ昼夜之番普請^等不可^ク有^ル油断^ニ候、猶敵跡^ノ之体聞^キ
届^ル節々注進^チ待入^リ候、委曲^ト跡与^ヘ・落合大藏少輔口上^ニ候、巨細^{コト}不^レ能^ハ具^ヘ
候、恐々謹言

（年未詳）

六月七日

（武田）

勝頼（花押）

依田駿河守殿

（五）菅沼定政證文写

免許^{コト}之^ト変^ヒ

一、貴殿居所屋敷并傳馬川^ニよけ普請^等除^キ之^ヲ畢^フ為^シ其黒判[、]仍如^レ
件

慶長二年九月三日

菅沼逗増（藤藏定政）

依田永珍殿

（正次）

同 弥吉殿

（六）菅沼定政証文写

穴山惣四郎持来[、]新島三千坪相渡^為其如^レ件[、]

（年未詳）

七月二日

菅沼逗増（花押）

依田六左衛門とのへ
（正次）

第五節 菅沼城

（一）北条氏の侵入と菅沼城の築城

天正一〇（一五八二）年三月、武田勝頼は天目山に亡び、甲斐の国は織田信長が占領するところとなった。信長は諏訪の法養寺において諸将士の賞罰を行なったが、恩賞の土として徳川家康は駿河の国一円を、穴山梅雪（信君）は旧領を安堵し、信長の家臣川尻鎮吉は梅雪の河内領を除く甲斐四郡と諏訪の地を授かった。

すなわち同年四月、鎮吉は甲斐の城代として四郡の国政を司どり、古府にあつて国事をとつたが、武田氏をにくむの余り武田の旧制をことごとく廃し、武田氏尊崇の神社仏閣をこわし、武田の菩提所惠林寺を焼くなどの暴政をふるつた。そのため州民のうらみをかき、同年六月、信長が本能寺の変に倒れるとすぐ、州民は蜂起して一五日、古府の岩窪の地に鎮吉を攻殺してそのうらみを晴らした。

そのため甲斐国は織田氏を離れて一時空国となるが、北条氏政はこの機をうかがつて六月、当国の大村勢を先導として侵入し、穴山勢と戦つたが大敗して侵略は果たせなかつた。

この北条勢との合戦のおり北条氏の侵攻に備えて築城されたのが、本町寺沢の菅沼城である。国志・古蹟部は次の如く記している。

「菅沼藤蔵堡城跡（寺沢村） 手打沢村ノ南、切石宿ノ北、駿路富士川ノ涯ニ在リ、四方離レ磐根四五町ニ跨ル孤山ナリ、寺沢村ハ切石ヲ距ルコト八町余、西ノ方中山（富士見山）ニ倚リテ家居セリ、寺沢川ト言ウ溪水出水デ城墟ノ西ヨリ南へ繞リ富士川ニ注グ、南ノ方ガ追手（表口）ナリ、雁木ト云ウ坂ノ林薄キ中ヲ曲折シ登ルコト三、四町ニシテ本丸ニ至ル、東西百間、南北八拾間許リ、塹壕（とりでやほり）ノ形ハ見エズ皆畑ナリ、其ノ中ニ供養塔一基建ツ、銘ニ菅沼御代々御治、延宝六（一六七八）年十二月三日、依田与右衛門□トアリ、西ト南ハ階級アリテ畑トナリ崩摧トナル、東ハ壁立富士川ニ臨ミ水涯ニ駿州路アリ、北ニモ樵徑（ちかみち）ヲ通ズ、手打沢村ノ間ハ畠地ナリ、里人云ウ、天正壬午（天正十年）ノ後、菅沼藤蔵定政（後ニ土岐山城守ト更ム）河内領ヲ采邑トシ当城ニ治スト、土庶部依田氏ノ条下ニ記スル所（後述）ト併セ看ルベシ、家忠日記編年集成等ニ載ス、天正十壬午六月六日岡部次郎右衛門正綱ニ神祖（家康）御書ヲ給ウ、其ノ文ニ、

此時に候之間下山え相うつり城見立候而ふしん（普請）なざるへく候、委細左近衛門申す可く候、恐々謹言 六月六日御諱（家康名）岡次参る

トアリ、按ズルニ伊賀越エ道中ニ御座アリテ賜ル所ナランカ、此ノ時岡部正綱下山ニ至リ、穴山衆ヲ催シ経営セシ所即チ此ノ城ナルベシ、同月廿日頃ニハ大須賀五郎左衛門康高御先手トシテ此ノ路（河内路）ヨリ討入り、市川ノ郷ニ屯テ張ル、中軍ハ中道筋駿州富士郡ヨリ入御、七月九日右左口ニ御着陣ナリ、此ノ時菅沼定政ニ当城守衛ヲ命ゼラル、采地ハ同十五年穴山家没収ノ後ニ給ハルト見え

タリ、同十八年定政ハ総州相馬ニ於テ封邑（領地）ヲ受ク、慶長七寅年当城ヲ割リ壞ス由言ヒ伝フレドモ、豊臣少将・加藤・浅野ノ領分ヲ歴テ此ニ至ル十三年ノ間、城主警衛等ノ事且テ聞ク所ナシ

岡志の菅沼城に関する記録は、現地と照合して全く正確で、南面の追手道にせよ、北面の捷徑にせよ、現在も利用されており、頂上の旧監視哨傍にあつた、家臣依田六左衛門正次の子孫・与右衛門の建立になる供養塔も、つい戦前まであつた事とも合わせ、その記述の正確さに敬服するほかない。

菅沼城の築城については、「此時に候間、下山へ相移り城見立候て云々」と家康の御判物（慶元文書）にもあるように、岡部次郎右衛門昌綱の所築とも伝えられている。昌綱は今川氏真の守将から転じて信玄に仕えて功あり、武田滅亡の後は家康に仕え、天正一〇年六月、北条軍の甲斐国侵入の報に接するや、家康の密意をうけていち早く甲州にはいり、下山に至つて穴山勢と連絡して所築したものである。文中の「伊賀越エ御道中ニ御座アリテ」とは、本能寺の変報を堺で知つた家康は直ちに帰国の途に就き、伊賀越（三重県北西部）の危難を冒して三日夜伊勢の白子浜に着き乗船四日、三河の大浜を経て岡崎に帰城した。この書状は同城中で認めたものである。

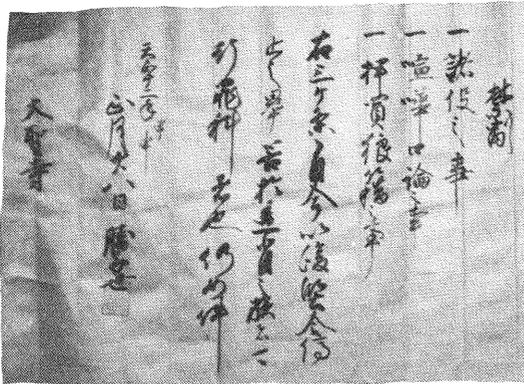
徳川勢は六月二〇日、大須賀五郎左衛門康高を先陣として河内路から入国し、市川に駐屯して政を行ない。撫民に努め州内を嚴重に警固して北条氏の侵攻に備えた。

家康は中軍を率いて駿府を七月三日に立ち、九日には中道往還より右左口に入国し、市川に到着しこの地にしばらく滞留した。この

時、家康は八日市場大聖寺に靈験の不動明王の安置することを聞
き、家臣小笠原貞頼を代参させて戦勝を祈願させたという。(大聖
寺不動明王縁起)

家康は北条氏の侵攻に備えての配陣に、渡辺因幡佐に九一色衆十
七騎をつけ、本栖の関には穴山勢を、岡部次郎右衛門昌綱を古府
に、本多弥八を若神子に、酒井左衛門を台ヶ原に、鳥居彦右衛門を
小山城に、大久保新十郎を新府柏原に、服部半蔵を勝山の砦に、松
平玄蕃頭・内藤弥次良・三枝土佐守は大野の砦に、そして菅沼藤藏
定政を本町寺沢城の
守衛に当てた。

こうして天正一〇
年八月、徳川勢は黒
駒一帯の地に北条勢
を破り、また信州方
面から侵入して来た
敵軍と逸見(若神子)
に戦って、対陣百餘
日の後についてにその
糧道を絶って甲斐は
まったく徳川の所領
となったのである。
菅沼藤藏定政は、
この合戦を機に以後
引き続き切石にあつ



穴山勝千代禁制札写 (大聖寺藏)

て堡城の警衛に任じ、その後天正一五年穴山家断絶の後を嗣いで九
千石の河内領主に封ぜられたのである。

すなわち国志・人物部第九・天正壬午後国守令吏の項に、

一、河内領 梅雪斎(信君)横死ノ後、男子勝千代家督シテ本領
下山ニ邑ス、但シ駿州江尻領ハ之ヲ除クト見エタリ、同十五年六月
勝千代天死シテ嗣無ク収公セラル、其跡ヲ菅沼藤藏定政ニ賜フ、但
シ慶長ノ改メ九千石余ノ地ナリ、是ヨリ先菅沼ハ切石砦ヲ守衛シテ
領内ニ在リ、同十八年下総相馬ヘ得替ナリ

とあるように、穴山信君の嗣子勝千代は天正一五(一五八七)年
六月、天然痘を病んで一六歳で早世し、事実上穴山家は断絶し、河
内領は徳川氏に収公され、天正一〇年六月以来切石砦を守衛してい
た菅沼定政が采領することになったのである。しかし信君時代に治
領していた駿州江尻領は、その子勝千代の代にすでに除封され東西
河内領に限られていたわけで、後の慶長検地の換算石高九千石にあ
たる。

また国志は、土庶部第十五巨摩郡西河内領の項で、

一、「依田与右衛門」切石村 子孫今依田金弥ト云フ浪人ナリ、
其ノ先信州ニ出ズ、六左衛門正次、武田家ニ仕ヘ梅雪斎(穴山信
君)ニ属ス、天正中ノ文書ニ通ラ蔵ム、六左衛門入道シテ永珍ト号
ス、其ノ子弥吉正定与左衛門ト改ム、(註・与右衛門の誤り)法名
ハ永安、後ニ菅沼氏ニ仕フ、文書ニ通ラ蔵ム、其ノ一ニ云フ、穴山
惣四郎持来ル新田三千坪相渡ス、其ノ為件ノ如シ、七月二日菅沼返

増花押 依田六左衛門殿へ、又一通ハ免許之事、貴殿居所屋敷並ニ伝馬川除普請等之ヲ除キ、畢、其ノ為黒判仍テ件ノ如シ、慶長二年九月三日菅沼逗留花押 依田永珍殿同弥吉殿トアリ、逗留花押ハ即チ菅沼藤藏定政ノ事ナル由、天正壬午御入国ノ時（北条氏政との合戦）定政御先手ニ加ハリシ事ハ諸録ニ見エタリ、切石宿ノ北ニ砦壁ノ跡存セリ、寺沢村ノ域ナリ定政ノ守衛セシ所ト云伝フ、類聚名物考・藩翰譜等ニ定政切石ニ於テ老万石ニ封セラレ始テ諸侯ニ列スト言ウ、按ズルニ慶長六年ノ検地高東西河内領合シテ八千餘石ニ充ツ、以前本州ニスルコト旧記ニ見アタラズ、天正十五年六月穴山勝千代天死セルマデハ彼家ノ本領ナリシヲ没収シテ後菅沼氏ニ給ハリシナラン、壬午ノ時（北条氏との合戦）ニハ非ズ、今文書等ノ伝ハリタルモ見エザレバ分明ニハ知リガタシ、但シ同十七年伊奈熊藏ノ検地九筋ニ限リタル趣ニテ、郡内領河内領ニハ絶エテ書類ノ見エザルモ各領主ノ有リシ故ナルベシ、同十八年関東御入国ノ後ハ豊臣少将・加藤氏・浅野氏等ノ領タリシ事九筋ト異ナルコトナシ、慶長五年後ハ秋山半右衛門父子御代官所トナリ依田永珍等モ之ニ属セシ趣ナレバ、次ノ文ニ慶長二年九月三日ト有ルハ本州ニテ与ヘシ書ニハ非ジ、定政ハ編年集成、武家補任等ニ慶長二年月日諸録ニ詳カナラズ、総州相馬ノ呂主土岐山城守定政卒ス、年四十七、其ノ子与五郎定義旧封ヲ賜ハリ又山城守ニ任ズト云々、同村ノ里長家藏ノ書ニ同十八寅年小田原御陣菅沼逗留増殿出馬、八日市場大聖寺ノ住持会庇、寺沢村ノ明沢井ノ水ニテ祈念スト云々、先手兼依田六郎（六左衛門正次）同子弥吉（与右衛門正定）、松田大膳、天野作左衛門、佐野莊五郎、秋山三郎左衛門、望月源太右衛

門、天野佐平次、松田彦四郎、川尻五太夫、藤岡四郎三郎、深沢理兵衛、笠井源四郎、深沢宅之丞、大野彦兵衛、石原久左衛門、春田善左衛門、山口源助、藤田友之助、熊谷兵左衛門、永井道保、関東小金ニ御逗留コレアリ、弥吉、道保、兵左衛門、佐平次、城中見届ケノ為御返シ成サレ候、按ズルニ以上廿一人ハ河内ノ地土ナルベシ、今苗字ヲ伝フルモノアリ、慶長七寅年破城ナリトアリ、又水野淡路守重良、石津九兵衛等ノ書牘アリ、堀丹後守直寄ヨリ御代官秋山半右衛門へ贈ル書牘中ニ依田永珍三ツノ林前々ノ如ク永珍計ヒニ申付被ル可キ事トアリ、是ニ由リテ観レバ慶長ノ後永珍尚此ニ住セリ、与右衛門ヨリ浪人シテ御代官杉岡勘左衛門ニ仕ヘシコトモ見エタリ、其ノ子モ与右衛門ト云フ、代々家名トス、父与右衛門死シテ今金弥ト云フ、家藏ニ国助ノ刀一腰、古硯一面四寸四分、古鏡一面長五寸六分、武田ノ時賜ハル所ト云伝フ、

以上の文献にも明らかなように、菅沼定政の切石在任は天正一〇年六月の北条氏との合戦時の菅沼城の守衛より、天正一八年下総相馬へ移封するまでの八年間で、そのうち河内領領主として諸侯に列したのは、天正一五年六月穴山勝千代が幼死してからの三か年である。そのことは天正一七、八年にわたって伊奈熊藏の検地（三河・遠江・駿河・甲斐・信濃五か国の家康の領土の総検地）が行なわれたが、その時の検地が郡内・河内二領は除かれ、國中九筋のみに限られていることから、この二領には領主がいたからこそであり、河内領は菅沼氏が支配していたことが傍証される。

(二) 河内郷土の小田原の役出陣

菅沼定政は、天正一八年の小田原の役に出陣した勲功によって総州へ移封したものと考える。

小田原の陣は天正一八年、秀吉が全国統一の総仕上げとして、関東最大の勢力北条氏を滅ぼした戦いであった。秀吉は諸大名を動員し進んだ軍事力と圧倒的な物量作戦で、北条氏を小田原に包囲攻撃し七月これを滅ぼした。ここに秀吉の全国統一は完成し、家康はこの戦勝後関八州を領し、八月一日江戸城にはいるが、菅沼定政もこの時総州へ移封したものとと思われる。

定政は小田原の陣に徳川氏の諸侯の一人として、河内の郷土二一騎（一騎は騎馬武者一人に徒歩兵五、六人の随従をさすゆえ百数十名を数える兵力となる）を従えて出陣した。その騎馬武者二一



鎧兜（古長谷・星野英男氏蔵）

騎の名は国志の中に紹介されている。これらの郷土は八日市場大聖寺の住持の会

応により、菅沼城下の

寺沢榎田の「明沢井」の水で身を浄め

明沢不動尊に陣中の

加護と戦勝祈願をこ

めて勇躍出陣したのである。明沢とは慶

長年間までの寺沢村の古名である。

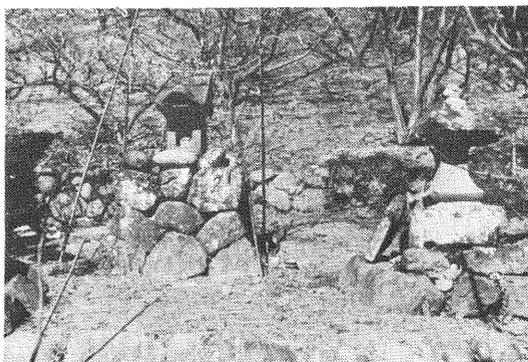
寺沢村明細帳（文政十一年）にも、

「一、明沢不動尊ヶ所・村中持（村有）」とあり、およそ三〇分離れた処（現在佐野寺男氏宅地内）に、深さ二〇尺の井戸があり、現在も満々と水をたたえている。

不動明王は大日如来の化身五大明王の最尊とされ、武士が守護神として崇敬したことは、信玄が大聖寺の不動明王を尊崇し、その時の報謝の書状や奇進の茶器九点も現蔵し、また家康も天正壬午の北

条氏攻略の時、その加護を祈念した故事からもうかがわれ、河内郷土の出陣に大聖寺の住寺が会応したのもかかる由緒によるものであ

る。



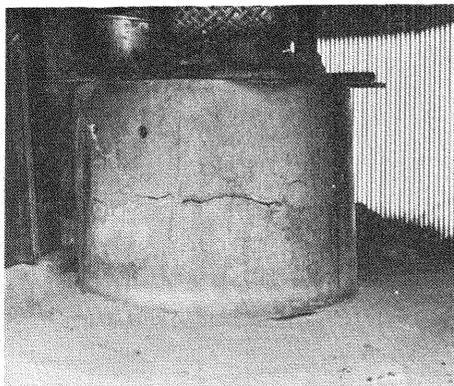
明沢不動尊（寺沢）

つたろう。

この小田原出陣に当り、伊奈熊威が富士川の急流に舟をつないで橋梁とし、兵馬の沈溺のわずらいを除いたことも伝えられている。

菅沼氏略系図

菅沼氏の遠祖は清和源氏頼光の流れで、定政は天正一八年下総相馬郡（茨城県南端）守谷藩一万石の城主に転封した。母方の姓をもつて菅沼と称したが後に本姓土岐山城守定政と称し、慶長二（一五九七）年四七歳で没し、その子与五郎定義がこれを継ぎ同じく山城守に任ずる。



明沢の井戸（寺沢・佐野寿男氏宅）

定政以後の系譜を日本史辞典・大名配置表に見ると、元和三（一六一七）年、定義は守谷藩から摂津・高槻藩（大阪府）二万石に移封し、その子頼行の代元和五年再び下総相馬郡に移封、さらに寛永四（一六二七）年、出羽・上山藩（山形県）二万五千石に入封する。

菅沼氏系図

頼定・頼基・明智頼重・頼篤・国篤・頼秋・頼秀・頼弘・頼定

頼尚・頼明・定明・定政（河内領主）・定義・頼行・頼殷・頼稔

頼臨郎・定経・頼亮・定吉・定富・頼布・頼潤・頼切・頼寧

頼之・頼知

その子頼殷は元禄

四（一六九一）年大阪城代に就任し、翌五年封地を摂津・河内・越前に移すが、正徳二（一七二二）年、大阪城代を辞し封地を移し駿河・田中藩（静岡県・益津郡）三万五千石に入封し、その子頼稔は享保一五（一七三〇）年、再び大阪城代に就任、封地を摂津・河内・播磨・美作四



信玄公寄進の茶器（大聖寺蔵）

国に移す。さらに寛保二(一七四二)年、上野・沼田藩(群馬県利根郡)三万五千石の領主に移封し以来一一代にわたり代々沼田藩主を後継し、明治維新を迎え、その子孫は土岐子爵家として繁栄した。

(四) 菅沼城の破城とその後

菅沼城は慶長七(一六〇二)年、築城後二〇年にして取りこわされたと伝わるが、菅沼氏が総州へ移封した天正一八年以後慶長七年までの一三年間は、豊臣秀勝・加藤光泰・浅野長政とめまぐるしく領主の変遷を経たが、その間この城を警衛した城主の事をきかないと国志はいう。

おそらく河内・郡内二領も前記三氏の甲斐国一円支配にはいつたからと思われ、慶長五年後は秋山半右衛門父子の代官所(岩間村)となり、菅沼氏の家臣依田永珍(六左衛門正次)もこれに属したことは、次の堀丹後守直寄から岩間代官秋山半右衛門への書状の内容からも明らかである。

堀直寄書状写(切石・依田金弥家文書)

猶以三御子息九兵衛御言伝黍有候 御代官所御仕置不_レ及_レ申候得とも万事御油断有ましく候 以上

御状令披見候 貴殿御願首尾相調_{とら}一段之事情

一、將軍様此表御成之節へうこぎ(五加)うと(独活)わらひ(蔵)など節々越候ニ可_レ被_レ仕事

一、切石御蔵破損入用竹木かや等之儀 右蔵組四ヶ村にて調(調達)候様ニ可_レ被_レ申付候 勿論山入相(会)馬草等取候族可_レ

為先例事

一、餘(依)田永珍(正次)三ツ之林 前々之通永珍計に可_レ被_レ申付候事

一、下山より川普請有増相濟由 又々来秋可_レ被_レ申事

一、なら田(奈良田)御巢鷹羽振無_ニ油断_ニ見出し候様ニ可_レ被_レ申付候事 以上

(年月日缺ママ)

堀丹後守 直寄(花押)

秋山半右衛門 殿

依田永珍は慶長二〇年五月二三日没している、この文書はそれ以前のものである。つまり菅沼氏家臣依田永珍の支配する三ヶ所の山林については、従前の通り永珍の計らいに申付けらるべき事と、その処遇に触れているを見ても、実質的には菅沼氏の移封を以て、河内領は甲斐国一円の治下に属したと考えられるのである。国志も菅沼逗留から依田永珍・同弥吉あての慶長二年九月三日の免許状(第四節掲載)は、甲州で与えた文書ではなからうとしている。

菅沼氏の家臣・依田六左衛門正次(永珍)は、遠祖は信濃源氏で信濃守源為公(伊奈荘治領)の六男・六郷為実を祖とし(伊奈系図)、為実(後)に小泉郡依田荘(現在依田村あり)に移り依田を以て氏とする。天正中に依田信六郎信蕃があり、その父信守の時より武田に属し駿將の名があり蘆田の城主であった。

穴山梅雪・菅沼定政の二主に仕えた六左衛門正次は法号を永珍と称し、慶長後も切石に住した。子孫依田多仲にかかわる天保年間の村方文書(切石・天野見氏蔵)によると、

「依田六左衛門天正の頃、穴山梅雪斎伴惣四郎幼年に付き、後見

役兼番頭勤め百人位の人数を領り、手打沢村、寺沢村両塚字御城山に相請け罷り有り、其の後役下の者並びに従来の者共多分農民に相成り当地に罷り居り仕り候」とある。慶長二〇年五月二三日没し、戒名は廓創永珍禪定門秋月院永順日随居士。その子弥吉正定は与右衛門と改め、父永珍と同じく菅沼氏に仕え、父子共に天正一八年の小田原の陣に出陣している。法名は永安と称した。この二代までの檀寺は下山龍雲寺である。菅沼氏総州へ転封後は浪人して岩間代官杉岡勘左衛門（承応二・一六五三）に仕えた文書（石津九兵衛書状写『甲州古文書』）も見られる。明暦四（一六五八）年正月一五日没し、戒名は松菴玄峯禪定門覚月院大乘日教居士。その子も与右衛門と云い代々家名としたが、切石・正伝寺はこの三代与右衛門の開基になる。

寺沢・河西義一氏所蔵の夜子沢文書写によれば、切石伝馬宿の八日市場宿よりの独立は依田与右衛門の力になり、与右衛門は当時間屋役をつかさどった。第四章第十五節に詳述する切石伝馬宿の建宿は寛永一四（一六三七）年と考えられるが、明暦四（一六五八）年没の二代与右衛門、および寛文七（一六六七）年五月二五日没の三代与右衛門の力にあずかったものであろう。

また国志にも記すところの、菅沼氏代々の供養塔、延宝六（一六七八）年の建立は、享保元（一七一六）年二月二〇日没の四代与右衛門（哲性院殿永安日修居士）になるものであろう。

子孫文化年間には金弥（多仲先々代）と云い、武田の時賜わるといふ家蔵の国助の刀一腰、古硯一面、古鏡一面を伝えていることは国志に記すところである。

また村方文書によれば、多仲曾祖父与右衛門（伊右衛門ともいう）の代享保年中までは、浪人肩書苗字とも宗門人別帳は別紙に差出しており、享保年中以後は長百姓も勤め、また天保年間の文書には、「一、当村名主役の儀、村中惣百姓を多仲方エ相寄せ相応なる人物エ申付け、惣方其の差図之通り御定め願上げ候先例の処云々」とあり、村役人交替の指図などもしている。

子孫依田多仲は初名を正俊といい、後に多仲杏林堂と号した。高室昌敏の門家に学んだ儒医で、門人に小山喜俊（南部）があった。また安政三年には家塾をも開き、生徒は男子二〇人、女子二人（慶応三年調）あり、学科は読書、習字で、寺子屋本や四書五経を教本として使い、学習年限はおよそ七年で、慶応三年に至る一年間に及んでいる。乗馬をよくし、「聊かの所用に而も御付之れ無き騎馬に而懸行き」村中をかつ歩したという。明治一七年三月に没している。

第四章 江戸時代

第一節 支配の変遷と村

天正一〇年三月、武田氏は天目山に亡び、甲斐国は織田信長の領地となり、同年四月、信長の家臣川尻鎮吉が城代として、穴山領を除く甲斐四郡の国事をつかさどったが、その暴政は州民のうらみをかき、本能寺の変で信長が殺されるとすぐに、古府岩窪の地に攻殺されてしまった。これは本県一揆の始めといわれる。

その後の領主の変遷をみれば次のとおりである。

(一) 家康の領国

鎮吉が攻殺されて甲斐は一時空国となるが、北条氏政はその際に乗じて六月当国の大村勢を道案内として侵入するが、穴山勢と戦って大敗し、六月徳川の家臣大須賀五郎左衛門康高が当国にはいり、市川で撫民の政を行ない、七月家康は駿府をたつて中道往還から入国し、当国はまったく徳川氏のものとなった。家康は家老平岩親吉をとどめて甲府城代とし、一二月駿河へ帰った。これから天正一八年関東受封まで前後七回ほど入国して当国の経営につとめるのである。

る。

織田氏が武田氏の旧制を破壊したに引き換え、家康は武田氏の旧制をそのまま採用し、国中へ布令を出すにも、「先規ノ如ク」とか「前々ノ如ク」とかして、大小切の税法でも、甲州ますの量衡の制でもそのまま踏襲し巧みに民心をつかみ、永くこの国を保つことができた。

また天正一三年には古府の旧城を廃して新たに一条の館地を見て、平岩親吉に命じて甲府城を起工した。甲府城は古くは一条の小山城、あるいは府中城とよばれ、柳沢時代から甲府城と正式によばれるようになったが、州人からは甲陽城、舞鶴城などもよばれた。この新城はたまたま一八年家康が関東に封ぜられて一時中断するが、豊臣領の時さらにその工をついでほぼ竣工を見るに至るのである。

天正一七（一五八九）年には伊奈熊蔵忠次に命じて国中九筋の地を検地させた。（天正の検地）しかしこのときの検地は、河内・郡内二領は各領主があつたため国中九筋のみに限られた。

(二) 豊臣氏の治

天正一八年家康の関東受封の後をうけて当国は豊臣氏の領とな

り、七月秀吉の義子、豊臣秀勝（信長の四男）が当国に封ぜられた。一九年秀勝は美濃へ移り、加藤光泰が代って当国へ封ぜられた。光泰は甲府築城の工をついだが、朝鮮の役に出陣して戦死したので竣工しないまま後に善光寺に葬られた。

そして文禄三年より慶長五年まで、浅野長政が当国に封ぜられることになる。長政は、光泰のあとをうけて甲府築城を完成し、古府の民戸を此処に移した。これが今の甲府の「下町」の起りである。

また、文禄三年から慶長二年のころにかけて国中を検地（文禄の検地）したが、これは太閤検地の一環として行なわれたものである。

このように国中の九筋が、織田、ついで徳川、さらに豊臣の支配へと目まぐるしく変転したのに対して、河内領は九筋の地とはまったく別に再支配者穴山氏の微妙な去就の中で穴山氏からそのまま徳川氏へ受けつがれ波乱の少ない支配の交替となるのである。すなわち梅雪の子勝千代が天正一五年一六歳で病没し穴山家が断絶したあとは家康はこれを没収し、菅沼定政にさづけ前代同様九筋の地とはまったく別に治めさせたのである。こうして河内領は、中世末の支配以来すでに国中四郡とはかけ離れた存在であったが、「河内領」という正式の呼び名は、前記天正検地の時、九筋とともに置かれた呼称（郡内・河内二領）であった。

(三) 家康の再領

慶長五（一六〇〇）年九月、家康が関が原戦で大勝すると天下の実権はまったく家康に歸し、当国は再び家康の領するところとなり、甲府城代には家康の宿老平岩親吉に山梨・八代・巨摩三郡を治

めさせ、都留郡には鳥居成次を封じた。

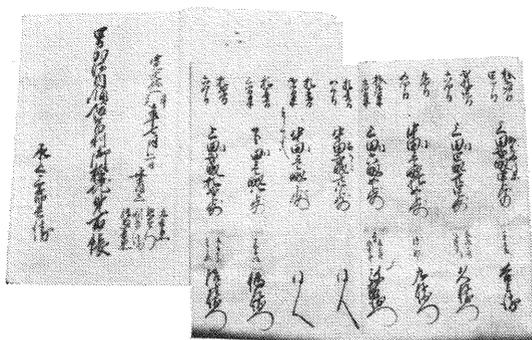
翌六年には大久保長安を検地奉行として甲州一円に総検地が実施され、地方支配機構がここに確立するとともに、ようやくわれわれの村々がかんり具体的に歴史の上に登場してくるようになる。

慶長八年二月、家康が幕府を江戸に開いてからは、特に諸侯の配置に注意し、ことに当国は山国で武田氏の起きたところでもあり、地は要害であり、州民は強勇で武田の仇敵である家康にとつては、ゆるがせにできない国であった。したがって再領後の諸侯は名古屋や大阪と同様、外様や譜代は封ぜず、必ず徳川家と最も縁故のある親藩の諸侯を封じたのである。

1 徳川義直 家康は慶長五年から同八年まで直領したが、あとは八男義直に譲り、慶長八（一六〇三）年一月、甲斐国二五万石を与えたが、義直がわずか四歳の年少のため、城代親吉が傅り役を勤めて国政を行ない、すべて公文書は親吉の名を用いた。

同一二年四月義直は尾州清州城に移り、この時親吉もまた義直に従って尾州犬山城に転じ、大久保長安は残留し国奉行として民政を掌握した。

2 徳川忠長 慶長一八年、甲斐代官大久保長安は病没し、元和二（一六一六）年より二代將軍秀忠の二男忠長がわずか九歳で甲斐の領主となる。忠長は駿河大納言といつて駿河・甲斐の二国を領したが、寛永九（一六三二）年「身のふるまい凶暴にして、去年より罪なき家士数十人を手討にせられ、そのさま狂気に類せり、云々」（徳川実記第二巻）の理由で秀忠はこれを甲府に幽閉し、後に上州高崎に移したが一〇年二月、二六歳でその地で自殺した。これから



寛文検地帳（飯富・古屋保氏蔵）

時代を通じての村高が確立した時期である。西河内領に属する本町の場合、この時の検地帳（寛文十一年）が各村に現存しており、この検地によつて基本的には幕末までの村高が確定したのである。

東河内領に属した宮木・下田原村もこの検地の延長である延宝六（一六七八）年に行なわれてい

はまた駿甲の地は幕府の直轄地となる。これより万治三（一六六〇）年まで二六か年間は甲府在番時代と称し、幕府旗本が二名ずつ交代で甲府城番となり甲斐を支配した。

3 徳川綱重・綱豊 寛文元（一六六一）年、三代將軍家光の二男綱重の領地となるが、綱重は「甲府殿」「甲府宰相」と呼ばれ、また江戸桜田門外に屋敷があったので、当時の甲斐を「桜田領」ともいう。綱重の甲斐領主になったころは、幕府の政治上の転換期であり、甲斐においても慶長検地について寛文検地が行なわれ、江戸

また本町矢細工村・宝曆六年の村明細帳には、「当村ノ儀ハ甲府宰相様御領分……」とあり、古長谷村・明和五年の村明細帳にも、「当村ノ儀ハ往古甲府宰相様御領……」また八日市場村・安永六年の村明細帳には、「当村ノ儀、往古ハ桜田様御領御代官細井次兵衛様亥年より巳年迄御支配……」と何れも領主の経歴記載をこの期から起しており、先の寛文検地帳と共に本町の具体的な姿は、この時にその全貌を現わしてくる。

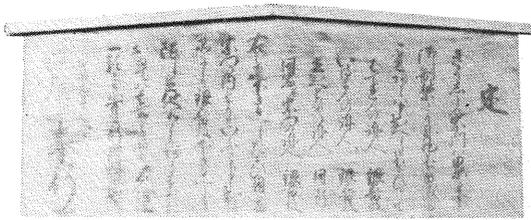
延宝六年九月に綱重は卒去し、一〇月襲封したのがその子の綱豊で、やはり「甲府宰相」と称えた。後の六代將軍家宣である。

4 柳沢父子 綱重・綱豊について宝永二（一七〇五）年、柳沢甲斐守吉保が領主となった。当時吉保は五代將軍綱吉の寵臣で大老職にあり、元禄

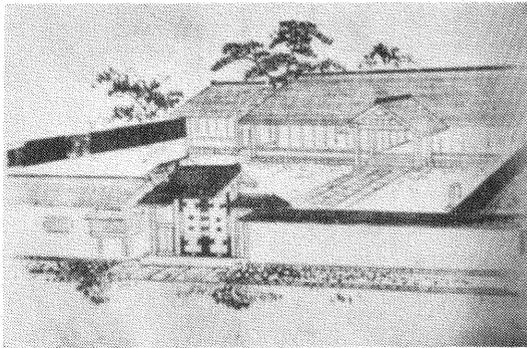


領主を経歴を記載する
差出明細帳（古長谷区蔵）

一四年將軍の偏諱と松平の姓を賜わり美濃守に任じ、松平美濃守と名のつた。甲斐源氏の子孫である吉保にとつて甲斐は祖先の地である。桜田領時代は甲斐領主は江戸にいたが、吉保は入



正徳元年切支丹禁制札（平須・幡野力氏蔵）



甲府勤番役宅（後の徽典館学問所）

甲してきめこまかな藩政をとった。特に代々の遺業である甲府城の修理竣工や、市区を正し甲府の面目を一新した。藩政も勸善懲悪のいわゆる徳を本とし民を教化する政治ぶりを発揮し、藩制の綱領として、「一、公儀御法度堅ク相守ル可キ事」をはじめとする法令条目二七条を發布した。宝永六年在藩四年で没し吉里に譲った。吉里は享保九（一七二四）年、大和の郡山（こおりやま）に転封するまで一五五年甲斐の藩守となる。今も旧村に残る正徳元年の忠孝札・切支丹禁制札等もこの間のもので、遺業として茅が岳山麓の朝穂堰（あそゑん）・穂坂堰

の開削が挙げられる。

享保九年、吉里の転封後は甲斐にはまったく領主をおかず、幕末まで幕府の直轄地となった。しかもこの時期は八代將軍吉宗による享保の改革が着々と実行されていた時である。

幕府の窮乏財政建てなおしのため、天領の年貢増徴に苦心した時期でもあり、甲斐一國の直轄地編入は大きな意味があったろう。

5 甲府勤番と代官 こうして直轄地となった甲斐の国には、藩主をもたない城の護りをするため甲府勤番といって、幕府老中の直接指揮下に甲府城に追手・山手兩勤番をおき、甲斐国全般を武力で警護するとともに、とくに甲府城下町の市政をも担当した。

切石・埴育直氏の先祖も元連雀町に住み代々勤番士であった。また一方には、江戸勘定奉行の支配下に属する三郡代官所が設けられ、一般村方の民政はその管轄下にゆだねられた。つまり文武の両系統に分けられたわけで、甲府の勤番支配がすべての政治を掌ったわけではなかった。

本町関係の代官陣屋は寛永一一（一六三四）年、岩間村におかれ、天和二（一六八二）年まで四八年間その支配下にあったが、その後三郡代官が甲府・上飯田・石和に設けられると、本町はおよそ八〇年間に飯田または甲府代官の支配下にはいるのである。市川陣屋は明和元（一七六四）年、駿府紺屋町陣屋出張所として設けられたのが始まりで、翌二年陣屋が建ち、寛政六（一七九四）年本陣屋となった。本陣屋設立後は本町旧村も



市川陣屋址（市川本町公民館前）

この支配下に属するようになり以後幕末に至るのである。

代官は手附・手代の下役人を隷属し、その人的配置は陣屋詰二人、江戸詰九人とに分かれ、幕府の勘定奉行の指揮下にあつて所轄郡村の戸籍調査・租税の収入・訟獄・逮捕などをつかさどつた。

市川代官は、初代小田切新五郎以下、二五代成瀬勘左衛門の一〇五年間に及び、明治二年三月明治政府の所轄に移るが、その間、仁政をして領民に賛賞された良代官に荒井清兵衛がいる。

安政元年一月四日、東海道一帯を襲つた大地震は領内各地にも大被害を与えたが、荒井代官は幕府の指令を待つまもなく、手元の御用金を流用して難民を救済し、本町平須村の民家一五戸半壊に御救金一兩宛貸付けた記録も残存し、旧高田村の如きは村社の境内に生きながら神として祀られ荒井大明神と尊称された。

また、清太夫芋の名で有名な中井清太夫代官は、殖産に尽力し高

冷地九一色地内に馬鈴薯を栽植して大成功し、他州まで甲州いもと称して伝播させた。また、小林藤之助代官は前訓略なる書を出版し、領民に忠孝の道を奨励した学者代官であつた。

つぎに矢細工・古長谷・八日市場村三か村の村明細帳なども照合して、本町支配の代官の変遷を見ると次の如くである。

本町支配代官変遷表

就任年代	通算 年数	代官名	所轄役所
寛文十一年（一六三四）	7	細井次兵衛	（甲府殿・桜田様） 領主徳川綱重
延宝六年（一六七八）	1	萩原孫四郎	領主徳川綱豊
延宝七年（一六七九）	1	野田七郎兵衛	〃
延宝八年（一六八〇）	3	朝比奈藤左衛門	〃
天和三年（一六八三）	9	遠藤次郎右衛門	〃
元禄五年（一六九二）	13	飯島八右衛門	〃
宝永二年（一七〇五）	5		（松平美濃守） 柳沢吉保私領
宝永六年（一七〇九）	16		（松平甲斐守） 柳沢吉里私領
享保九年（一七二四）	5	亀田三郎兵衛	上飯田代官所
享保十三年（一七二八）	2	奥野忠兵衛	甲府・石和兩代官 所領り
享保十四年（一七二九）	6	坂本新左衛門	上飯田代官所
享保十九年（一七三四）	14	大久保孫兵衛	〃
延享四年（一七四七）	2	吉田久左衛門 小川新右衛門	甲府・石和兩代官 所領り

寛延	元年(一七四八)	2	小川 新右衛門	谷村代官所領り
寛延	二年(一七四九)	7	上倉 彦左衛門	上飯田代官所
宝曆	六年(一七五六)	2	町野 惣右衛門	〃
宝曆	十三年(一七六三)	2	藤本 甚助	〃
明和	元年(一七六四)	2	川田 玄蕃	〃
明和	三年(一七六六)	9	久保 平三郎	〃
安永	三年(一七七四)	4	中井 清太夫	〃
安永	六年(一七七七)	4	関川 庄五郎	〃
安永	九年(一七八〇)	4	柴村 藤三郎	市川代官所
天明	三年(一七八三)	5	鈴木 新吉	上飯田代官所
天明	七年(一七八七)	3	平岡 彦兵衛	(天明七年七月陣屋取払)
寛政	二年(一七九〇)	5	小笠原仁右衛門	市川代官所
寛政	六年(一七九四)	4	榑原 小兵衛	〃 (寛政六年本陣)
寛政	十年(一七九八)	5	堀谷 文右衛門	〃 (屋となる)
享和	二年(一八〇二)	5	山田 茂左衛門	〃
文化	三年(一八〇六)	8	中村 八太夫	〃
文化	十年(一八一三)	8	鈴木 伝市郎	〃
文政	三年(一八二〇)	9	林 金五郎	〃
文政	十一年(一八二八)	5	野村 彦右衛門	〃
天保	三年(一八三三)	7	山口 鉄五郎	〃
天保	九年(一八三八)	5	小林 藤之助	〃
天保	十三年(一八四二)	6	高山 又藏	〃
弘化	四年(一八四七)	8	福田八郎右衛門	〃

嘉永	七年(一八五四)	2	荒井 清兵衛	市川代官所
安政	二年(一八五五)	3	森田 岡太郎	〃
安政	四年(一八五七)	5	佐々井 半十郎	〃
文久	元年(一八六一)	1	木村 董平	〃
文久	元年(一八六一)	1	高木 源六郎	〃
文久	二年(一八六二)	1	加藤 余十郎	〃
文久	二年(一八六二)	6	安藤 伝藏	〃
慶応	三年(一八六七)	1	増田 安兵衛	〃
明治	元年(一八六八)	2	成瀬 勘左衛門	〃

第二節 村絵図と村明細帳

江戸時代の村の概況を知るもつとも便利なものに、村絵図と村明細帳がある。

村絵図は普通明細帳に添えて差し出したものであるが、巡見使や荒地検分の時に検地役人宛差し出した場合もあり、その使用目的によって絵図の内容がちがいはあるが、この村絵図から山林・田畑・荒地・用水・堤・道・集落等、当時の村の状況が一見して理解でき、現況と比較するとき村の消長を知り得て貴重である。

村明細帳は差出明細帳・村内諸事有無書上帳・土地柄書上帳・御尋之趣書上帳など種々の名で旧村に残存し、差し出させた目的や時代によって内容に精粗の差もあるが、各村の概況を知るにはまことに便利な資料である。

普通明細帳は、領主の所替えの時、巡見使派遣の場合、領主や代官の巡見の場合、そのほかことある場合、各村に命じてあらかじめ村の概況を知るために差し出させた、むらた村方文書の基本的なもののひとつでいわば現在の村勢要覧ともいえるべきものである。

本町の場合、桜田領から柳沢領へ移る宝永二年の時の久成村明細帳、また柳沢領から代官統治となった享保九年の福原村明細帳がともに古く、一般的にはこの時の様式が多く継承されている。

内容的には村内の巡見を受けるための提出資料であるから、書式としてはその村の負担能力が一目でわかるように、「一、何々……」と項目的に書上げられているのが普通である。

支配者にとっては、おもに村の租税の負担能力を知る必要から作製を命じているだけに、作る方の村としても、極力租税などの過重にかかることを恐れて従来納めていない入会の草税など既得権は強調され、家畜や餘時作物等は、年代的に下るものでも、古い時代の明細帳をそのまま写し出している村方が多い。その点史料をよむ上に注意が必要だが、反面他の資料では求めがたい部落の祭神、あるいは肥料、播種量、作物の品種、農間かせぎの内容等に、村の生産の基本的事項や、質入小作ねだんなどがわかり貴重である。また各村の明細帳の比較によってその村柄などもよくわかる。基本的史料だけに残存する旧村はすべて掲げたが、紙数の制約上村柄の特色ある項目にしぼって適宜省略した箇条もあり、難語句は解文してある。村絵図は汚損したものが多くので一々模写したものである。

〔望月幹清氏所有
笠井伝造氏保管〕

宝暦十年（一七六〇）
村差出帳
辰九月 西嶋村

村差出明細帳のひな型として全文を掲載した

（表） 紙）

一、古高^{三斗}百三拾石壹斗壹升 甲府様御代（徳川綱重）
寛文十一年亥七月 水上三郎兵衛様御検地（いわゆる寛文検地）

一、高（村表高）貳百八拾五石八斗六升

此ノ反別八拾三丁三反廿六歩

内高五拾壹石五斗八合（水害・荒地等の引高）

此ノ段別拾五町三反八畝廿八歩

訳^{わけ}（村高の内訳）（反当貢租基準量）

田高九石九斗九合

石^{こく}盛^{もり}

上田 老石貳斗九升

此ノ反別壹丁四畝歩

中田 老石壹斗五升

但シ一毛作

下田 老石 壹升

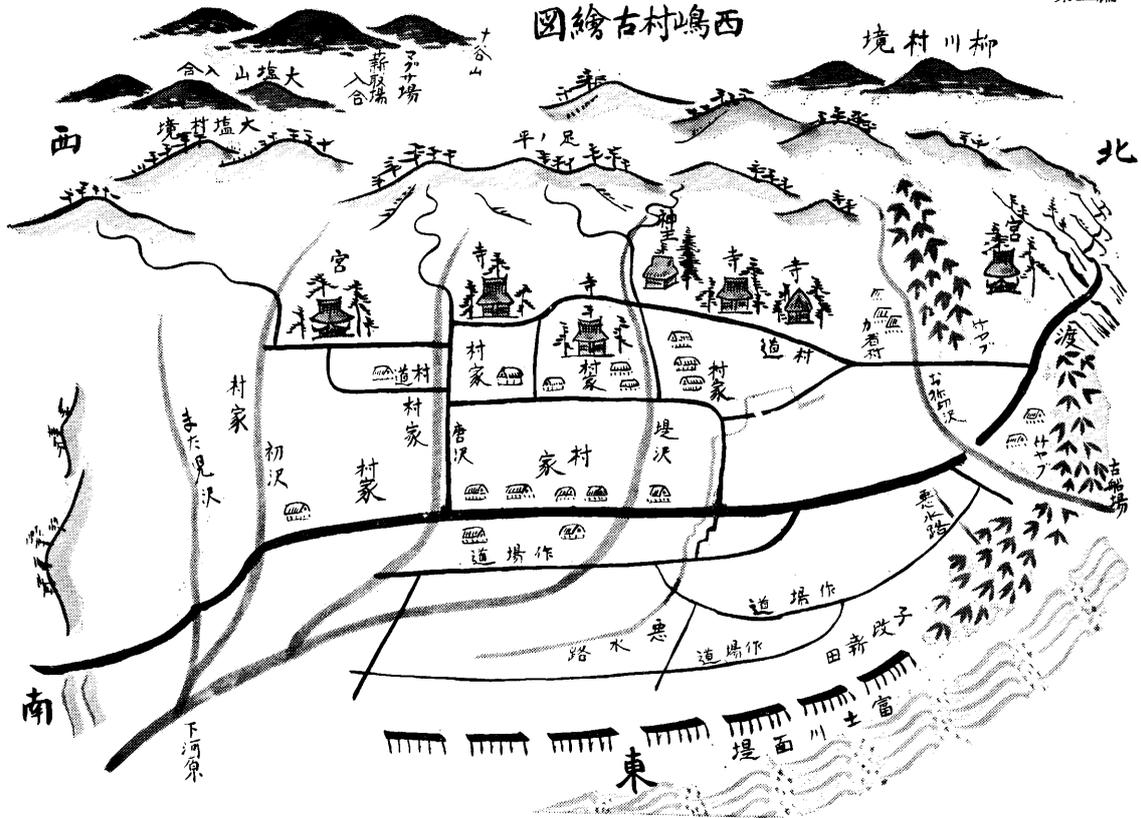
畑高貳百七拾五石九斗五升壹合

下々田 七斗貳升

山田 四斗

屋敷 老石壹斗五升

上畑 七斗貳升



第四章 江戸時代

(一六八八) 貞享五年辰 遠藤次良右衛門様

御検地

中 畑 五斗壹升
下 畑 式斗九升

一、高式石三斗九升四合

此ノ反別壹丁七反一畝拾壹步

前々御改新田

山 畑 壹斗代
刈生(焼畑) 壹斗五升代

中 畑 五斗壹升代
下 畑 式斗九升代
下々畑 壹斗五升代

内高式斗七升五合

此ノ反別壹反式畝廿七步

(一七三二) 享保十七子三月 村上左五右衛門様
藤井次右衛門様御検地

一、高拾五石八斗壹升式合

此ノ反別三丁六反八畝拾五步

上下畑 六斗代
中 畑 五斗

(一七五〇) (上飯田代官) 寛延三年 上倉彦左衛門様御検地

一、高四斗九升五合

此ノ反別式反壹畝廿四步

盛(石盛)

中ノ 下畑
畑 新田
下 畑 三斗
下々畑 式斗

(一七五八) (上飯田代官) 宝曆八寅年 町野惣右衛門様御検地

一、高式斗式升六合

此ノ反別壹反廿四步 盛

下々畑 式斗

高都合三百四十七升七合

此ノ反別八拾九丁三畝拾式步

一、畑壹町五反五畝拾式步 前々見取(その年の検見で年貢を定め

富士川岩崎分

富土川岩崎分

一、反別壹丁三反四畝步 是ハ寛保三(一七四三)年亥三月御

改仰付ラレ候 此冥加金(雑税)拾式両永六拾文 但シ壹反ニ

付永九百文 右金四両永廿文宛 去ル子年ヨリ寅年迄三ケ年ニ

御上納仕り候(岩崎付近は一七〇〇年代畑に開墾された)

一、当村分内 東西拾五町 富土川端ヨリ柳川境迄

一、当村ヨリ所々江道法 南北式拾町 手打沢ヨリ十谷境迄 但シ山より里迄

一、当村ヨリ所々江道法

江戸へ四拾式里 甲府六里半 駿府式拾三里 富土根方拾四里

信州松本廿八里 沢迄箱原壹里 岩間へ拾九丁 楠甫拾八丁

鳴狩村十六丁 手打沢九丁 大塩村廿丁 柳川村廿五丁

一、家数式百五拾軒 本村

五ヶ寺寺方 壹軒名主 壹軒神主 七軒長百姓 壹軒紙改役人

式軒医者 三拾軒水呑(小作百姓) 壹軒□屋 三軒ちやや(茶

屋)

一、家数廿六軒 力者

人数九拾四人 内四拾四人男 五拾人女

是ハ竹細工渡世致シ申候

(寛文検地高より石数にして十八石余・反別にして五町步余が村高として増加した)

- 一、馬三拾疋 但シ女馬めうま
- 一、田方ハ灰土石交リ稲作ハ早わせ遅いらく早わせぜんもん作申候
畑方ハ赤土石交リ平畑ハごみち(泥湿地)砂交リ地窪ニ而満水
ノ節ハ水灌エ申シ候
- 耕作 大豆・小豆・岡稲おぼ・きび・八重やえなりいもも路(越)こし作申候
- 一、こやしハ草かりニ而田方ハ老反ニ三拾駄入レ申シ候
畑方ハ三十五六駄入レ申シ候
- 一、こうぞハ畑之端ニ少々御座候 藺草茶たばこ青亭あそう類シ(漆)
並ニ樹木ノ類ハ御座無ク候売出シ申サズ候
- 一、当村紙漉申シ候 十月ヨリ四月迄 是ハ農閑之間 男ハ紙漉
女ハ手伝ヒ仕リ候 右紙糊入ニ而御座候 諸国、商売仕リ候
- 一、川漁場 藤川(富士川)原ヨリ取り申シ候又山沢ヨリ取り申シ候
- 一、用水ハ村内ニ池掘リ置キ申シ候(富士川取水ハ安政年間から)
- 一、田畑質入値段 田老反ニ付五両ヨリ五兩式分位 上畑老反ニ付
三兩ヨリ三兩式分位 小作入上田四斗ヨリ五斗(凡そ三割強)
上畑老斗ヨリ老斗五升(凡そ二割)
- 一、御高札場 老ケ所 内 切支丹御高札老ケ 火付御高札老ケ
- 一、御竹藪並御川除場所御制札式枚 但シ老ケ所
- 一、岩崎富士川面 長サ八拾間(二八〇)横平均拾九間半(五十三)
三材
- 一、御林(竹藪公林) 老ケ所 此ノ反別五反式畝
おね切沢
- 一、御林 老ケ所 長サ四拾式間 横平均拾九間
此ノ反別式反六畝拾八歩
- 一、古舟場(岩崎を二三丁くだった所 むかし岩間へ渡した船場跡)
- 一、御林 老ケ所 長サ八十間 横平均十老間老尺
- 一、同所古舟場道上
- 一、御竹藪(官有) 老ケ所 此ノ反別式反式畝老歩
同所下
- 一、笹藪 老ケ所 村支配ノ藪 長サ八十四間 横廿式間
是ハ笹竹地柳生ヒ申シ候 満水ノ節ハ所々ケ破損(修理)仕
リ候
- 一、差水留さしみどメなきそだ又ハ難所ノ道橋等様々ノ御入用文来リ申シ候(切)
- 一、御立野 式ケ所 長サ九拾式間平均ニ御座候 長サ七拾間 横
拾間平均ニ御座候(共出水ニ而欠流レ申シ候)
- 是ハ例年とし葎 芦入札ニ而御拵遊ハサレ候
- 堤界限之内
- 一、百姓竹藪 式ケ所 前ニ百姓屋敷所初沢添ぞく同所
- 一、百姓竹堤 老ケ所 同断
- 一、右式ケ所竹藪屋敷統キニ而前ニ百姓支配藪ニ御座候
- 一、百姓持チ来ル林 四丁五反歩 但シ七ケ所 是ハ宝曆八年寅年
より小物成(このめり) 三斗六升御上納仕リ候
- 一、新株取場 十谷村(入会来リ申シ候)
- 一、屋材新取来リ申候。入会村々ハ西島・鳥屋・柳川・箱原・大塩
・手打沢、是ハ年々御年貢なしに而入リ来リ申シ候 八拾年以
前山本十谷村ト出入(訴訟)仕リ候 見分(検分)之上御裁許
之下置(下知)下サレ当村ニ而所持仕リ候 道法当村ヨリ山迄

三里半御座候

- 一、薪秣取場 柳川村分へ入会申候 入会村々ハ西島村・鳥屋・柳川・箱原、是ハ去年御年貢無シニ而入会来り候へ共百四拾四年以前山本柳川村ト訟事仕り御裁許ノ上御年貢御米壹石八斗年々御定免(定年貢)に御のせ御上納仕り候 然ル処ニ柳川村ニ而大分切添(開発) 畑並新林等仕ルニ付キ五拾壹年以前寅年(宝永七・一七二〇) 出入仕り向後(今後) 切添畑新林等仕り間敷き旨御裁許状ヲ所持仕り道法、村より山迄三拾八丁御座候
- 一、薪取場 大塩村分内 入会ノ村 西島・手打沢村 是ハ前々より御年貢なしに而入会来り申候 道法、村より山迄拾貳三丁より三十五六丁御座候
- 一、薪秣取場 手打沢内へ入来り申候 是ハ前々より無年貢ニテ入来り申候 道法、村より山迄拾丁より廿五丁迄御座候
- 一、当村より手打沢村へ出作仕り候 高六拾七石三斗七升九合
- 一、同十谷村へ出作仕り候 高九斗四合
- 一、寺沢村へ出作仕り候 高五石四斗六升六合
- 一、当村大塩村へ出作仕り候 高壹石四斗七升
- 一、同箱原村へ出作仕り候 高壹石貳斗
- 一、当村分内大塩より入作仕り候 高七石貳斗
- 一、御廻米(江戸輸送年貢米)之儀老年ハ御上納仕り候手打沢ニ御藏普請仕り手打沢・大塩・西島三ヶ村ニ而組合御藏造立仕り候 処 近年ハ御米仰付けられず金納斗りニ御座候(これを随納といつて河内領は米金何れにても自由だった)
- 一、当村ハ駿州より信州江往還道ニ御座候 伝馬道の宿ニテハ御座

無ク候(伝馬宿は切石・八日市場)

- 一、当村ハ市場ハ御座無ク候
- 一、当村ハ富士川通り川岸ニ御座候 当村より駿州岩淵迄 道法拾五里御座候
- 一、御年貢之儀 小切金壹両ニ付四石壹斗四升替大切金、御国中ニ壹割増ニ御座候
- 一、当村之内富士川中 廿四・五間より 川丈廿五丁拾貳間 六・七拾間迄
- 一、御米 壹石八斗 柳川山年貢(入会山の雑税) 上納仕り候
- 一、御米 三石八斗五升貳合 紙漉舟役(營業税) 御上納仕り候
- 一、岩崎富士川渡舟壹艘 是ハ前々より御物入(公費) ヲ以テ御舟御造立仰セ付けれられ当村ト川東桶甫村右両村へ御預けなされ荷送りノ義ハ十五日宛兩村ニテ相動メ申候 右舟ハ九年廻リニ造立仰セ付けれられ候 其間破損(修理) 等迄御物入ヲ以テ仰付けれられ候 当村舟守三人ニテ屋敷三ヶ所御檢地御役引高八石下し置かれ 尤モ往年ヨリハ舟賃ヲ水ノ多少ニより少々宛取り申シ候
- 一、岩崎一ノ出より下川原迄
- 一、富士川ノ川除御普請(護岸防水工事) ハ郡中割(郡中諸村共同負担) ニテ年々御普請仰付けれられ候
- 一、氏神宮 三ヶ所 諏訪大明神 若宮八幡宮 伊勢大神宮
- 一、小社 三ヶ所 山ノ神式ヶ所 天神壹ヶ所 是ハ山林ノ内ニテ前々より御捨地(租外地) ニ立テ来り申候
- 一、薬師堂 壹ヶ所 但シ式間三間 是ハ前々より御見捨地ニテ寛文拾壹年ノ御檢地ニモ御除地(免税地) 御仰セ被下置キ候

一、伊勢屋 耆軒 但シ三間四間 是ハ前々より御捨地ニテ寛文十
老年亥年ニモ御捨地御仰せられ御帳面(檢地帳)にのり申さず

候
一、十王堂耆軒 但シ三間二間半 是ハ清源院古寺中御捨地ニ御座
候

一、山沢五ヶ所 おね切沢・堤沢・唐沢・初沢・南土井沢
右五ヶ所ノ内堤沢・お禰切沢・初沢三ヶ所ハ前々より御普請(公儀定普請)ニテ御座候 式ヶ所ハ自普請(自村負担)ニ仕り候

富士川御普請所

一、堤 長サ六拾八間 敷三間 高サ九尺

富士川通りお禰切沢より下川原一ノ出迄御普請所

一、堤 五百六拾間 敷三間より四間迄 高サ壹丈貳尺より五尺迄

一、土橋六ヶ所 下河原 さいの神 耆里塚 々所 窪尻 宮の前

一、悪水貫掘五ヶ所 淵の端 妻の神 久保尻 下河原 宮の前

是ハ当村地窪ニテ富士川水湛へ申スニ付、七拾老年以前朝日奈
藤左衛門様御代官所(延宝八年・一六八〇○天和二年)ノ節迷
惑ノ由御訴仰七仕り候へバ御見分ノ上 畑場五反廿八歩御潰シ
水貫掘仰付けられ右ノ反別永引地(悪水掘敷引・永免地) 仰付
け下し置かれ候

一、往還横手道 長サ廿三丁 西島村・箱原村間 内三丁当村分

十二丁十谷村分是ハ九拾六年以前(寛文三・一六六三年)兩宮重
兵衛様御國境ノ万沢迄御出デ御歸リノ節富士川出水ニテ往還ノ
渡舟ナキタメ当村ニ御逗留遊され漸ク渡舟申スニ付、外二道筋
之レ無キ哉御尋ニテ右道筋見分入□時ニ仰セ立テ御物入(公

費)ヲ以テ新道御造り仰せなされ候 風雨出水等ノ節ハ往還ノ
渡舟罷リ成ラズ儀候御公人様方(下役人)モ御返り遊バサレ
候ヘドモ難場ニテ馬止めされ候儀罷リ成ラズ殊ニ馬荷物難シク

越シ申サズ候 右道修復両村ハ仰付ラレ候 当村ノ儀は居村よ
り少々ニテ十谷村ノ道作り申スニ付御訴訟仕り候へば前々より
御役引村方(道造普請の減免) 仰付ケられ候 尤モ大破ノ節ハ
御物入仰付ケ来り申候

一、当村富士川岸ニ御座候故出水ノ節ハ畑・居屋敷共水湛へ申候
殊ニ三拾九年以前寅年(享保七・一七二二年)岩間村ニテ藤土
川(富士川)瀬廻シ御普請仰付られ別テ平畑根水さし悪田ニ罷
り成り申候故百姓困窮仕り申候

一、右村名主給米拾壹俵百姓方より遣し申候 役引高拾石八斗 村
夫錢(村内夫役費の割高)ハ相除き申候 拾八石ハ長百姓役引
仕り候 名主役ノ儀ハ八人ニテ老年替ニ相勤メ申候 甲銀百四
拾四匁ノ名主増給ヲ宝曆九卯年より相究百姓出し候

一、当村より漉キ出シ候糊入紙御連上紙(所得税)四拾分ノ一御上
納仕り候 但シ百九拾八枚切り 壹束ニ付五枚宛御朱印役人方
其時分ニ類紙ヲ相納メ御改ヲ請ケ売買仕り候

一、神送り虫送り等富士川ヲ越エ東川内領蔵間(岩間)村山田川迄
送り来り申シ候

御除地(のぞきちい免租地)

一、寺屋敷 壹反八畝廿歩 禪宗 青源院

一、同 壹反四畝十六歩 同 永宝寺

一、同 壹反歩 同 高全院

一、同 同 同

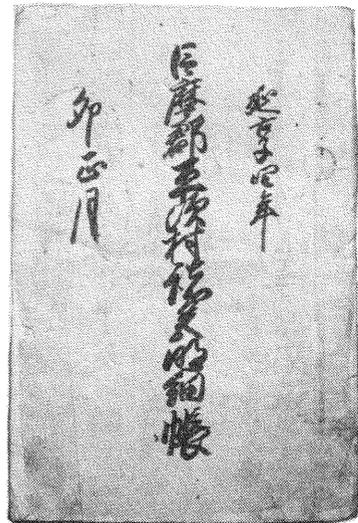
一、同 同 同

第二編 町の歴史

一、同	式敵廿壹歩	同	西光寺
一、同	壹反壹敵六歩	身延山末寺	円明寺
一、屋敷	壹敵歩	法花宗	川口出雲
一、下々畑	十八歩	薬師堂	出雲
一、下々畑	壹敵廿六歩	神主	渡守八右門
一、屋敷	壹反四敵廿九歩		同 半七郎
一、同	壹反貳敵歩		同 新五郎
一、同	壹反五敵廿六歩	御竹林守	庄衛門
一、同	壹反拾八歩	同	庄衛門
一、畑	六敵廿歩	同	三衛門
一、畑	壹敵廿九歩		

右ハ当村ニ有リ来ル諸色類明細書ニ申ス処少シ茂相違無御座候
 宝曆十年
 巨摩郡西嶋村 名主 長百姓 政 一良衛門

□□□□
 □□□□
 □□□□



(平須・幡野力氏蔵) [訳文]

延享四年(一七四七)
 巨摩郡平須村諸色明細帳
 卯正月

平須村方角東向

古高 百七拾石六斗
 寛文十一辛 近山清兵衛様御検地(寛文検地)
 一、高百三拾貳石八斗九升壹合
 五石四斗九升九合
 田方
 百貳拾七石三斗九升九合
 畑方

此ノ反別三拾貳町四反壹畝拾七步

一、家数五拾八軒

内耆軒名主 五軒長百姓 三拾九軒本百姓 拾三軒半百姓(水巻)

一、人数貳百五拾三人 百廿七人男 百廿貳人女 四人出家

一、馬拾疋 牛ハ御座無ク候

一、田方 青砂・赤ざく土・其ノ外砂間ニテ御座候

一、畑方 野土・石間・砂ざく土ニテ御座候

一、田方 種子ハ中手勝ニ作リ申候、但シ耆反ニ付キ京升耆斗ノ積リニ入レ申候

一、畑方作り者 大小豆・粟・稗(ひえ)・きび・芋・大根・なたねを作り申候

一、田畑・御屋敷ハ田耆反ニ青草加リ敷、三拾駄程入レ申シ候
一、余時之作物 ちゃ・たばこ・柿ハ村デ遣申ス程御座候

脇へ売出し申ス程ハ御座無ク候 栲こせハ西島村・市川村へ出シ売リ申候 藺草あひ・藍(染料用の一年草)・青苧(麻繩の材料)・桑・らう(木蠟)・漆等其ノ外ノ樹木ノ類ヲ他へ売出し申すハ御座無ク候 (四木しよもくニ桑・楮・漆・茶、三草さんそうニ紅花・藍・麻)

一、蚕飼ハ飼ヒ申サズ候 絹紬商売仕らず候

一、紙漉ノ義前々より御座無ク候

一、農業ノ間 男女仕業ノ義 男ハ薪木・もや等少し宛町屋(手打沢)・切石・西島村へ出シ売リ申し候 女ハ麦作・もみ俵を作り申候

一、当村ノ用水呑堰(のみせき)へせきわ沢より引上ゲ長サ貳百三拾貳間、右ノ内四拾間ハ悪所ニテ御座候間、樋ニテ取り申シ候ニ付、毎年自

普請ニ仕リ申候 尤モ下水ハ久成村へ落シ申候

一、田畑質入直段

中・下田 耆反ニ 金耆両貳分より貳両迄

下々・山田 耆反ニ 金耆両より耆両貳分迄

上・中畑 耆反ニ 金耆両貳分より耆両三分迄

下々畑 耆反ニ 金三分より耆分迄

山刈生 耆反ニ 金貳朱より三朱迄 (刈生ニ焼畑)

一、高札場 式ケ所 当村中ニ

一、内 切支丹御高札一枚 道かこい札一枚 牛首通り

一、郷御蔵 耆ケ所 此敷地耆畝歩 前々より御引上ゲ下シ候

一、御林(公林) 大原野村分 ざばみ山ニ耆ケ所 東西拾五町 北をね通り耆里 但シ 津加もみ 加津ら御座候

前々ハ大原野村・平須村両村ニテ入会薪取り申候所 野田七郎兵衛様御代官ノ節(延宝七・一六七九) 御林山ニ仰付られ、其レ以後は両村にて山番相勤メ折木・かれ木ハ両村ニテ取来リ申候

一、百姓林(農民の所持林) 拾耆ケ所 阿津ま(しで・栗) 大日影(もみ・栗) 日影そうり(栗・しで) せきり(しで・栗) 日影そうり(しで・栗・はりの木) 小宮山(栗・松・こなら) 日所道下(松・栗・しで・はりの木) 梅窪(栗・しで) 日向(松・もみ・こなら) 日所日向(松・栗・くぬぎ) 大畑ケ所(もみ・しで・枿) 宮沢(しで・なら) 是ハ百姓林にて役錢ハ一切御上納仕ラズ候

一、藪四ケ所 宮窪・橋津め・中畑ケ・日向林 是ハ役錢(検地帳に記載されない土地の雑税) 御上納仕ラズ候

一、南端場通りニ風除木先規より立テ来リ申シ候

一、薪ハ大原野村御林ノ外ガそミ山と申ス所より早川村山境大原野刈生場(燒畑場)迄、当村大原野両村古来より入合薪取り来リ申候、此ノ外他村ハ一切入会申サズ候

一、馬草刈敷久成村分道平山ニテ互ニ入り取り来リ申シ候
尤モ久成村を当村分へ入レ申シ候ハ杖立横道日かげより、と屋あらしを限り、ひかげノ内へ入り申シ候 扱亦、矢細工村山ト

当村山ノ義ハ境目ノ内互ニ入会来リ申シ候 勿論当村分内へ外ノ村ハ一切入レ申サズ候
一、秣場ハ久成村分道平山へ馬はなし飼ヒ来リ申シ候

一、当村ノ儀入筋村ニより高下村・小室村通りノ山中通りノ往所ニテ 矢細工村・久成村御廻状(領主が村々へ用件を通達するための書簡)継ギ 諸役人様方御通りノ節人馬次(継)仕り候までにて、此ノ外ノ往還ニハ御座無ク候

一、当村ノ義大助郷ニテ、御伝馬宿切石・八日市場両村にて勤兼申シ候節ハ触来り次第 右両村ノ内へ大助仕り候(助郷)宿場近隣の農民に課した夫役)

一、御米寄御蔵所御座無ク居村郷蔵ノ外組合御座無ク候
一、当村城米ノ儀居村納メ仕り候節ハ切石村岸ニテ納メ申シ候 山影谷合ノ悪田場ニテ悪米ニ御座候故 國中ニテ買ヒ納メニ仕り候節ハ青柳岸ニテ御廻米ニ納メ来リ申シ候 当村より切石岸迄

一里 青柳浜まで三里半
一、御城米(甲府御城詰米)俵拵ハ二重かわ、小口加々里ハみの

かかり、御廻米(江戸納め)ノ節ハ三重かはニ仕り候 但シ壹

俵ニ付キ三斗六升入

一、御年貢金納ノ義 年々九月ニ小切金三兩余内上納仕り大切金納ハ十月中旬より極月下旬迄ニ納メ来リ申候 但シ小切金ノ義ハ御取箇(年貢)三分ノ壹を金壹兩ニ四石壹斗四升替ノ定御直段ニテ御上納仕り候 皆済目録(領主からの年貢請取証)ノ義ハ翌年六月より七・八月迄ニ御渡シ成され候 御米ノ義ハ前々より納メ次第(米納・金納何れも自由)ニ御座候 御米納仕廻ノ節納札差上ゲ申シ候

一、当村南川通り御普請所 長サ九百八拾間 夜子沢村境・滝下間
一、当村北川通り御普請所 久成村境より当村赤がれ迄五百七拾間 右御普請去ル巳年以來自普請仰付られ候而役金ハ相納申サズ候

一、造酒屋は申すに及ばず請売酒屋も御座無ク候
一、当村ニ之レ有り候 馬楽(獣医)壹人 場附商人四人 馬喰壹人 木挽三人 杣(きこり)商売二人

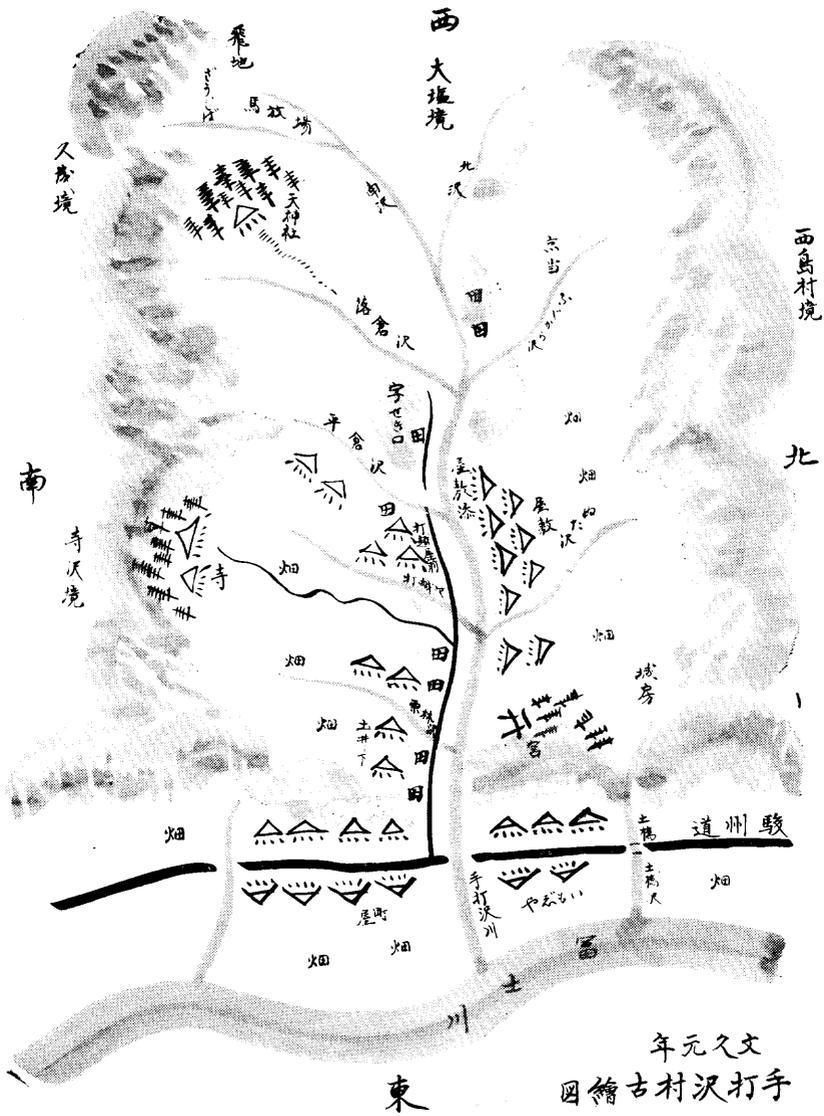
一、当村ニ獵師鉄炮式挺 壹挺ハ清兵衛 壹挺ハ伝左衛門
一、是ハ猪鹿猿等耕作ノ間ニ狩リ、鳩小鳥モ少々討チ申シ候

一、当村小尾和首道 店橋(棚橋) 御普請所長サ三百三拾弍間
一、是ハ山中通往還 破損(修理)ノ節御入用(公費)下し置かれ候ヘドモ巳年以來自普請仰付られ 御役金納メ申サズ候

一、細窪牛首迄 長サ七拾五間 是ハ当村より方々への往所ニテ悪所ニ御座候 前々より御高札下し置かれ道ノ兩端ニ雜木立テ来リ申シ候、尤モ破損繕ひハ村普請ニ仕り申シ候

御除地(免稅地)

一、屋敷 壹反三畝二步 法花宗延得山(延徳山)長遠寺



一、中畑 耆反五畝廿六步 同寺

一、屋敷 四畝步 久遠寺地中端場坊末寺 清蓮山妙光寺

一、中畑 五畝九步 同寺

一、中畑 耆畝步 八幡社中同寺支配

一、高式斗五升八合 矢細工村へ出作

一、高五石三斗六升九合 寺沢村へ出作

一、高老石式斗三升六合 夜子沢村へ出作

一、高五石八斗六升式合 久成村へ出作

一、高六石四斗三升式合 夜子沢村より入作

一、高式石耆斗五升三合 矢細工村より入作

一、高耆斗七升五合九勺 久成村より入作

一、名主給米 耆石四斗四升 此ノ俵四俵 但シ三斗六升入

是ハ村高(村費)ニかけ申シ候

一、穢多・乞食・非人(賤民)等御座無ク候

右書上ゲ申シ候通り少茂相違御座無ク候 以上

延享四年 卯正月 巨摩郡平須村

名主 与兵衛 印

長百姓 六兵衛 印

同 弥右衛門 印

同 太右衛門 印

上飯田 同 源兵衛 印

御所 同 三左衛門 印

西島村の場合、富士川岸の川普請が最大事に対して、山村平須村

の場合山間の険難の道普請の負担が対照的である。山村らしく百姓林や入会山の記事が多くを占め日影田・冷田のため良質米が得られず、大豆・楮・薪もやを売出し、國中の良質米に替えて年貢米を上納したり諸職の木挽・山師等も山村ならではである。

(大塩区蔵)

注・比較資料として天保年間(およそ九〇年後)の差出明細帳をも()内に表示した。

延享二年(一七四五年)

差出明細帳

丑二月 巨摩郡大塩村

古高 百三拾式石四斗六升九合 七拾五年以前桜田御領(徳川綱重)

寛文十一亥年 深谷庄右衛門様御検地

一、高百九拾七石五合 甲斐国巨摩郡大塩村

内 田方四拾六石三斗四合

此ノ反別五町三畝拾九步

但シ一毛作り

畑方百五拾石七斗耆合

此ノ反別七拾五町九反式畝廿五步

一、当村分内 東西三拾式丁 南北式拾町 但シ山中

一、当村より所々道法

江戸へ四拾三里・駿府へ式拾式里・甲府へ七里・富士根方大宮

一、拾弍里・信州松本へ三拾里・新倉村へ、山越三里・隣郷手打沢村へ沢通り拾五町 同柳川村へ、沢越弍拾町 同大原野へ、山越七拾町、同久成村へ、沢越拾五町（新倉・大原野の早川諸村へは、峯山越えて往来し、柳川村へは、沢越山路で交通したことに注目）

一、家数百弍拾三軒

内 耆軒名主・弍軒長百姓・九拾六軒本百姓・弍拾四軒水呑
一、人数四百九拾三人

内 弍百廿九人男・弍百四拾九人女・拾五人僧・馬弍拾匹

一、田方 青砂利・赤野土・同ざく地

一、畑方 赤野土・青砂利・白ざく地

一、田方稲種 新穂・岡穂・乱やらく・わせも稲作り申シ候

一、畑方 赤野土・粟・稗・菜・大根・其外かうらい（きび）・そ

但シこやしハ青草腐こい・耆反ニ付キ三拾弍駄ぐらひ

（畑肥は秣草・下肥・あぶらかす買入レ相用ヒ候事 天保十四

年）

一、臨時ノ作物ニ楮少々刈生畑（焼畑）ニ作り売出し申シ候

一、かいこ一円無御座候（木綿布着用品ニテハ織リ申シ候事 天保十

四年）

一、紙漉候義ハ只今ハ一切無御座候へ共 先例ニテ小物成米弍斗五

升弍合年々御上納申シ候（紙漉は中止しても営業税は納めた）

一、農業の間 男女共ニ猪鹿□いとり仕り、其間ニ薪をとり西島へ

少々宛売出し申シ候（女へ綿糸取並ニ山稼仕り申シ候 天保十

四年）（当時産物売出ノ品 大豆 小豆 楮 三ツ又 国々へ
売捌申候事 天保十四年『村内諸事有無書上帳』）

一、当村吞水堰 弍ヶ所 内耆ヶ所ハ四百間 耆ヶ所ハ三百間

是ハ先規より大破ノ節ハ御公儀様より御入用（公費）下し置かれ候

一、田方用水所々ノ山沢より取り申シ候（田方用水堰拾七ヶ所天保十四年）

一、田畑質入直段（註・西島の田五両 畑三両に比べて安値に注意）上・中田 耆反ニ付弍両より三両迄 下・下々田耆両より

耆両弍分迄 上・中畑耆両より耆両弍分迄 下・下々畑弍分より三分迄 山刈立畑（焼畑）ハ直段も極り申さず候

一、高札場 切支丹

札耆ヶ所御座候

一、郷藏 耆ヶ所

此屋敷 耆畝歩

一、百姓持林 拾四ヶ所

丸山林（松木）

（左富島）

さんくじ（松木）

日影林（はんの木）

あくり窪（松木）

立テ石（杉木）

後山（松木）



大塩村差出明細帳

中村林(こなら) 中ぞうり(栗) 吉屋日向(松木) 石原林(志で) をぎ林(はんの木) 寺のわき(栗)

是へ林反別も御座無ク候 小物成(山年貢) 御上納仕り申候場所茂無御座候

一、百姓持竹藪八ヶ所

内 西川二ヶ所・宮ノ前二ヶ所・いとじり・百姓屋敷添・塩沢

一、当村枝郷(枝村とか支村の意)

内 沓ヶ所萩ニテ廿四石六斗六升八合 沓ヶ所大畑ヶ高式拾三石式斗 沓ヶ所吉屋高四石六斗五升

一、当村分内 若井地山・今野山・釜沢山・石休場山右四ヶ所へ西島村・手打沢村四月より九月迄秣場入会来り申シ候 右両村より下草永(下草銭)上納請取り御役所様へ御上納仕り申シ候

一、当村より切石村へ大通りノ節へ大助(大助郷)伝馬出し申シ候

一、当村御城米 手打沢前不二川岸へ出し 舟ニ積ミ八日市場村へ遣りそれより御公儀様御運賃ニテ江戸へ廻り申シ候

一、御城米三重がわ・小口かより・但シ三斗六升入

一、当村ノ義へ造り酒屋へ御座無ク候 但シ小売酒屋も之れ無ク候

一、当村ニ罷り有候 大工沓人此ノ外職人等並ニ耕作致サズ渡世致シ候類ノ者無之候(大工拾七人・茅大工(屋根ふき)拾人・石工三人・杣(きこり)拾式人・木挽五人・天保十四年)

一、当村ニ獵師へ之れ無ク候

一、当村ニ定預り鉄砲式挺御座候 但シ三匁筒(弾の目方が三匁)

一、当村ニ御拜借鉄砲式挺御座候 但シ三匁筒

(猪鹿おどし鉄砲御かり申し四月より十月まで毎夜作場相廻り

ならし申シ候 ゑんしょう代金式分より沓両迄高割ニ仕り申候年により高下御座候 延享三(一七四六)年明細帳)

一、堂四ヶ所 内 沓ヶ所七面山大明神・沓ヶ所七面大明神(枝郷萩) 沓ヶ所観音堂・沓ヶ所妙法神堂

一、社式ヶ所 内沓ヶ所氏神諏訪大明神・沓ヶ所氏神八幡宮(枝郷萩) 社神主へ御座無ク候

一、当村難所棚橋五ヶ所 西村・西条・宮坂崖下・家下二ヶ所

是へ源山(薪馬草取りニ通り候道ニ栗丸太ヲ以テ棚橋ニ仕り大損ノ節木伐・人足賃銭永御扶持米(食糧代)下し置かれ候

一、当村北沢・南沢両沢川除場御普請所ニテ御座候

(川除とは堤防を固め河底を浚うこと、工事の性格程度により、公儀・御手伝・国役・自普請に分類された)

御除地(免租地)

一、境内沓反三畝式歩 江原村龍昌院末寺禪宗 宝珠山大円寺

一、境内八畝九歩 久遠寺末寺法花宗 長栄山薬王寺

一、境内沓畝五歩 久遠寺中南向坊末寺 大塩山仙応寺

一、境内沓反沓畝廿式歩 久遠寺末寺法花宗 経王山法永寺

一、境内沓反三畝拾九歩 久遠寺末寺法花宗 覚永山妙伝寺

一、高式石五斗沓升式合 当村より久成村へ出作仕り候

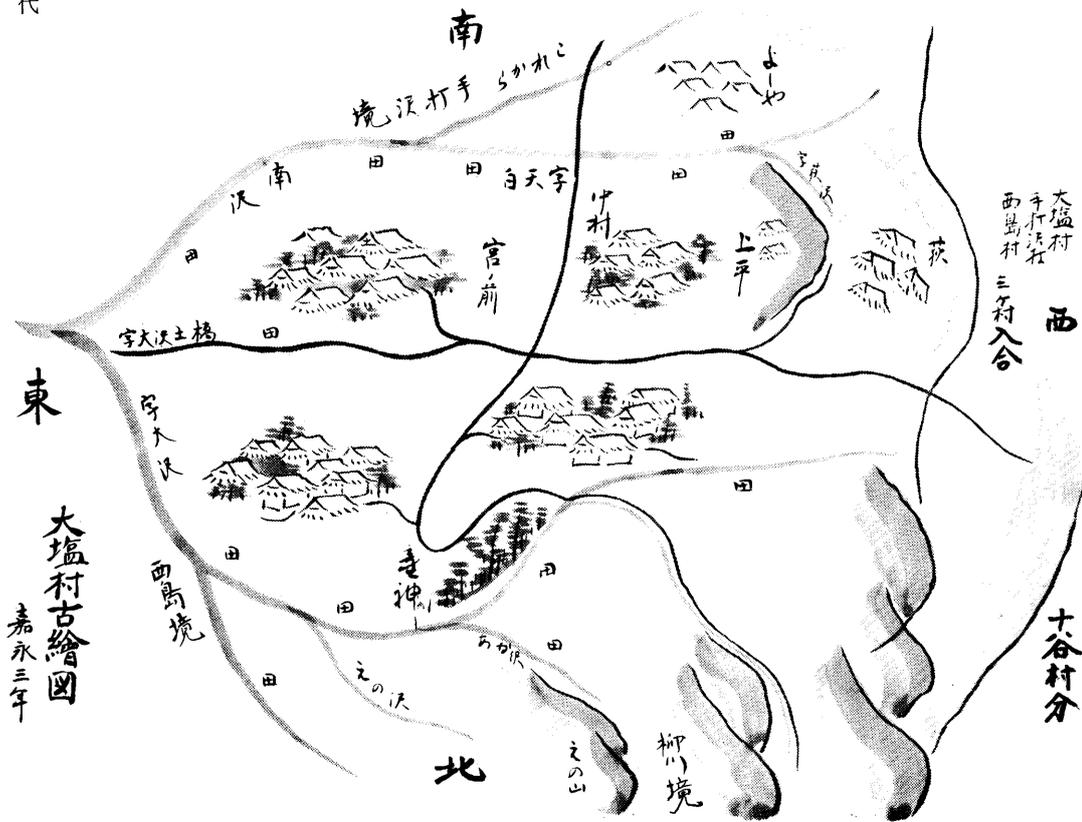
一、高式拾三石沓斗 当村より手打沢村へ出作仕り候

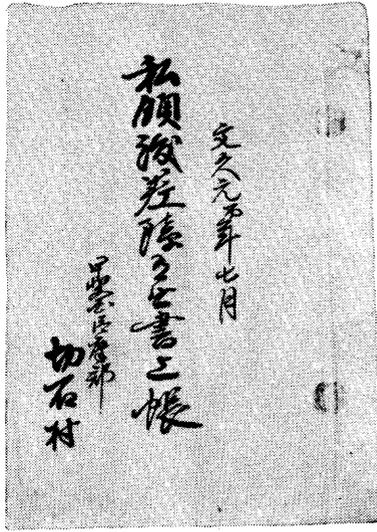
一、高七石式斗 当村より西嶋村へ出作仕り候

一、高式石三升八合 手打沢村より当村へ入作仕り候

一、高石石四斗七升 西島村より当村へ入作仕り候

一、高石石六斗八升三合 柳川村より当村へ入作仕り候





私領渡差障有無書上帳 (切石村)

- 一、高石石六斗五升式合 十谷村より当村へ入作仕り候
- 一、名主給米 石九斗並高拾石八斗役引 長百姓役引へ取不申候
- 一、定夫(村用役夫) 給米 三斗六升並高七斗式升役引
- 一、当村穢多乞食ハ之レ無ク候
- 右ハ当村ニ有来り候類、明細書上候所書面ノ通り相違御座無ク候
- (一七四五)
- 延享二年丑二月

巨摩郡大塩村 名主 勘兵衛
 長百姓 重郎右衛門
 同断 敵兵衛

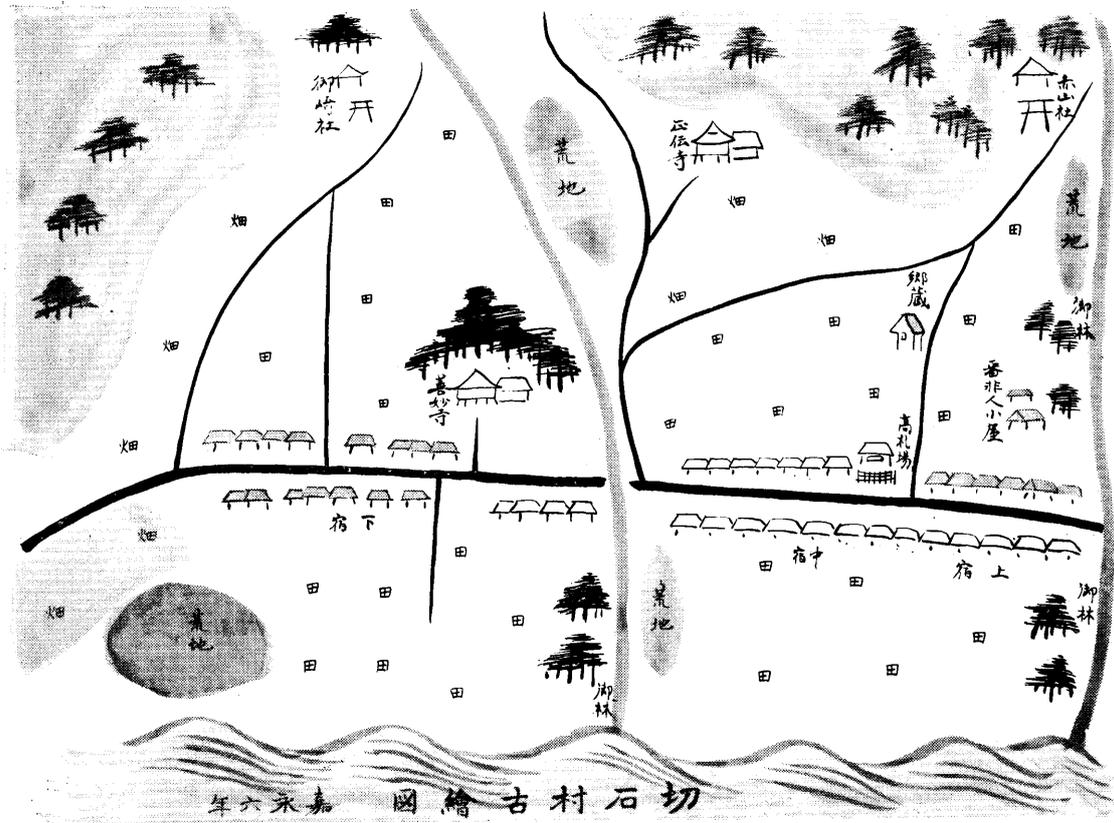
以上

(切石・天野晃氏蔵)

文久元酉年七月(一八六一)
 私領渡差障有無書上帳
 甲斐国巨摩郡切石村

甲斐国巨摩郡切石村

- 寛文十一辛亥年 深谷庄右衛門様御檢地
- 一、高八拾三石七升六合(検地高)
 九拾石壹斗五合(実租高)
- 一、当村より江戸迄道法四拾三里・甲府迄七里
- 一、家数六拾六軒
 内 六拾式軒本百姓・式ヶ所法花宗善妙寺・正伝寺
 老軒山伏跡・老軒御林番人小屋
- 一、人数三百六拾九人
 内 男百八拾六人・女百八拾三人・馬八匹・牛ハ御座無ク候
- 一、当村ノ儀、富士川・寺沢川・夜子沢川通り其外字日下り岩切込
 共数ヶ所御普請所ニテ殊ニ駿州より信州迄ノ往還継立宿場ニ付
 キ難渋仕り候
- 一、御年貢納方ノ儀ハ往古より随納村方ニ付キ米金勝手ニ相願ヒ上
 納仕り候 尤モ年々御帳紙直段御触流し御座候節、郡中物代、
 り米金仕訳書差上ケ候儀ニ御座候
- 一、米証(米の品質)ノ儀ハ山附ニテ悪敷候事故、年々御普請御扶
 持米(出勞食糧米)ニ相願ヒ申シ候



一、御廻米津出し、当村より八日市場河岸迄十八丁、夫より富士川通り川下ケ駿州岩淵河岸迄川路十四里、同所より蒲原浜迄陸路壹里八丁、同所より清水湊迄海路四里、同湊より舟積江戸迄海上八十里

一、当村ノ儀駿州より甲府、信州へ通候町並ニ御座候、尤モ館屋(大きな店)候町場等ニハ御座無ク候へ共毎年十二月廿七日市立申シ候

一、当宿ノ儀ハ駿州より信州迄ノ往還継立宿場ニテ、壹ケ月ノ内朔日より十四日迄当宿、其ノ内八日より十四日迄定助郷を寺沢村ニテ、当宿名目ヲ以テ別段問屋相立テ御用御継立仕来リ候ニ御座候、十五日より晦日迄ハ八日市場ニテ御用御継立仕来リ候儀ニ御座候、且ツ当宿へ定助郷村ハ寺沢村・久成村ニテ相勤メ来リ候儀ニ御座候、大助郷村々ノ儀ハ人足百八拾人より式百人位迄ハ近郷式拾ヶ村ニテ相勤メ来リ、人足式百人余より四百人入用之レ在リ候大通行ノ節ハ東河内郷式拾六ヶ村並ニ早川入六ヶ村迄一同組込ミ五拾式ヶ村へ高割合ヲ以テ御継立人足触当来リ、其ノ余ノ大通行之レ在リ候節ハ御支配御役所様へ御願立テ仕リ、早川奥入九ヶ村迄組込ミ都合六拾壹ヶ村へ同ジク御触当通行差支へ御座無ク相勤メ来リ申シ候、其ノ外諸役御勤メ候様御座無ク候

一、村々入会ノ儀ハ寺沢村・久成村・夜子沢村・右三ヶ村(馬草刈取り入会ニ入来リ申シ候 尤モ草代ハ差出し申さず候 見取場(開発したばかりの劣悪な耕地で、石高を付せず年貢は適当に軽量を見取った耕地)之レ有リ候へドモ、前々ニ皆荒地ニ相成

リ候儀ニ御座候、小物成(雑税)ノ儀ハ山手米(山年貢)之レ有リ、年々米壹斗差出し来リ申シ候

一、御割附(年貢割付令状)ノ事、口米(付加税)上納仕り候

一、当村ノ儀ハ水損場(水害地)ニ之レ有リ、富士川通り長サ三百間、川除御普請所一ヶ所、寺沢川通り長サ百五拾間川除御普請所壹ヶ所、夜子沢川通り長サ百五拾間川除御普請所壹ヶ所つ、往還道字日下りと申す場所、岩切巾九尺、長サ九拾間余之レ有リ、合セ四ヶ所定式御普請所(公令の普請課役場所)ニ御座候(公儀御普請の場合は費用は幕府が負担するのが原則)

一、用水ノ儀ハ寺沢川・夜子沢川通りニヶ所引込ミ流シ、末ハ不二川へ落水候へドモ、自普請ニ罷り来リ村入用割合仕り候儀ニ御座候悪入種(水路の出入口のとい)等御座無ク候

一、畑作ハ木綿・大豆・粟・黍・稗など作り居り候

一、農業の作間稼ノ儀、男ハ居店・小商・藺藁買出し仕り、又ハ大工其ノ外日雇稼ニ他出仕り候義も之レ在リ、女ハ木綿糸取・蒔・蒔織稼仕り候義ニ御座候(国志にある名産切石ござ)

一、夫食(食糧)種初代御拝借(天保飢饉の節)弘化元辰年より丑年(慶長元)迄式拾式ヶ年賦ニ御返納中ニ御座候

一、公事出入(訴訟)ノ義ハ八日市場宿・切石宿・寺沢村右三ヶ村より岩間村へ相掛リ(相手ニ)人馬継立人足差支出入事件安政五午年中御支配御役所迄訴上ケ奉り当時(現在)御調べ中ニ御座候(岩間村が大助郷人足を差出さなかつた一件)

一、村ノ物作地(共有耕作地)ハ御座無ク候

一、御林(官有林)御竹藪五畝式拾六歩ノ処、内四畝八歩前々流失



御尋之趣書上帳 (寺沢村)

仕り、残り老敵拾八歩ハ木立・竹藪ニ之レ在リ候 (寺沢川・夜子沢川堤防に有った)

一、諸商売・免許等ハ御座無ク候

一、無反別・無石盛等 (隠し田畑の事) 御座無ク候

右之通り相違御座無ク候

文久元年子七月

切石村

以上

〔切石村の特色は伝馬宿と、所謂「切石ござ」である。上敷・うすべりともい。甲斐国志にも名産として記録がある。〕

木村董平様

市川御役所

名主 重左衛門 ⑩

長百姓 圭 蔵 ⑩

同断 平 八 ⑩

同断 豊 吉 ⑩

百姓代 利兵衛 ⑩

同断 常兵衛 ⑩

(寺沢・河西義一氏蔵)

文政十一年(一八二八)

寺沢村明細帳

子九月 (控)

高百貳拾七石六斗九升八合

甲州巨摩郡 寺沢村

一、当村惣家数 當時(現在) 貳拾貳軒

一、七面明神堂 壹ヶ所

一、氏神天神社 壹ヶ所 祭祀ノ節は下山常陸之神籠越し 村中持

一、御崎社 壹ヶ所 御除地(免稅地) 拾歩 同断

一、明沢不動 壹ヶ所 同断

一、他村より入作 切石村・夜子沢村・平須村・久成村・手打沢村 村中持

一、西島村右六ヶ村より入作百姓御座候

一、当田方式拾石余ハ水損場・畑方ハ残ラズ旱損地ニ御座候

用水は久成村より出候水引入レ申シ候

一、村中入会山秣場ハ久成山へ入り肥刈リ採り来リ申シ候

一、当村往還通りニハ御座無ク候ヘドモ切石村ニ加宿ニテ毎月八日

より十四日迄壹ヶ月ニ七日宛、壹日ニ馬四疋宛出し御伝馬相勤

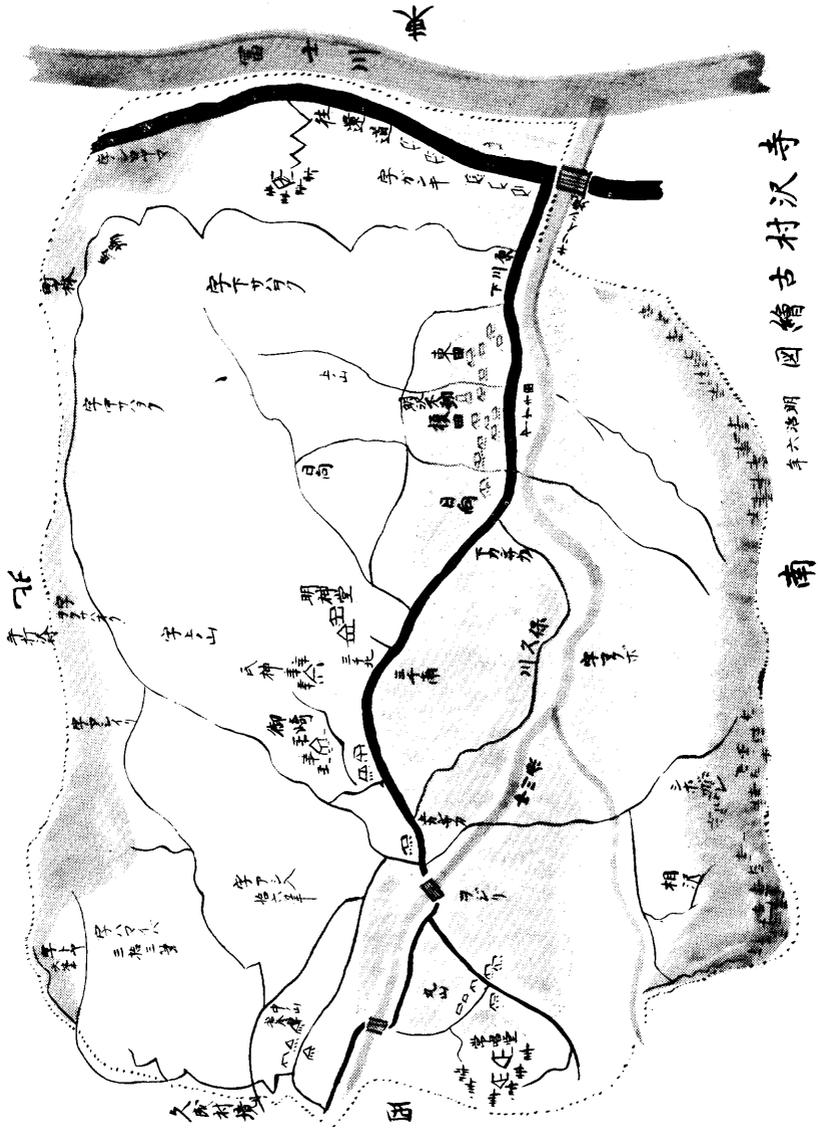
メ来リ申シ候、内壹月ニ三疋宛久成村より定助御座候

一、高四拾壹石七斗貳升 御伝馬役引(御伝馬役村としての役引)

一、古城所 壹ヶ所

一、城主ハ菅沼逗増と申す方ノ由 慶長ノ頃落城ノ由 當時ハ畑

場ニ御座候



一、堤十三ヶ所 算三ヶ所 井堰（田用水のせきとめ所）拾式ヶ所

一、御高札 二枚 郷倉ハ四ヶ村ニテ切石村ニ御座候

御廻米納ノ節ハ切石村より道法九丁附出し船積仕リ八日市場
問屋（取扱事務所）ノ送り状を以テ川下ゲ仕リ候

一、米七斗四升四合 紙漉船役米納メ候（営業の有無に關係なく納
入）

一、米九升 山手米（山年貢）納メ申候

一、村役人 名主耆人ハ請米耆石八斗、外ニ役引高四石八斗

長百姓役引高四石八斗宛、式人で九石六斗除き申シ候

定夫（村用役夫）耆人 給米三斗六升 名役同値段ニ候

一、米七斗式升 切石ハ加宿問屋給、右同断（切石宿問屋場委託
費）

一、農業ノ間 男ハ肥・薪致シ女は莞薙おり申シ候 藺は川東領よ
り買ヒ申シ候 男女共ニ猪鹿垣根造リ申シ候（猪鹿の被害を防
ぐため畑のまわりに柵を作ること）

一、鉄炮耆挺 玉筒三匁 預リ証文指上置キ申シ候

田畑直段付

上田耆反ニ付甲金六兩位・中田耆反付同五兩式分位・下田同断
・下々田五兩位・上畑右同断・中畑四兩位・下畑三兩式分位・
下々畑式兩式分位・屋敷六兩位（江戸後期に至ると高値になっ
ている）

一、田方ハ早稲・晩稲共ニ四月上旬（旧曆）ニ苗代五月中ニ植付候

一、畑方 麦蒔ハ九月より十月中ニ蒔付ケ四月・五月上旬より刈取
リ申シ候、種ハ耆反ニ付キ耆斗五升位も蒔キ申シ候

一、土地 田方ハ三分式ハ黒真土三分ノ耆ハ砂間

畑方ハ五分ハ黒真つち、五分ハ赤真つち

一、田畑肥 田方ハ耆反ニ付キ草肥三拾駄位入レ申シ候

（一八二八）畑方ハ廿駄位入レ申シ候

文政十一年子九月

巨摩郡 寺 沢 村

寺沢村の場合も切石加宿として助郷伝馬役の公役をもち、農間に
は、切石・夜子沢・田原同様ニ藺草を購入してゴザを織っていたこ
とがわかる。大塩村同様且ては紙漉きもしていたが、たとえ廃業し
ても船持株の権利税は納めていた。猪鹿の被害は寺沢村においても
例外でなく畑に防禦柵を囲ったことがわかる。

（夜子沢区蔵）

註・享保九年柳沢領から天領となつて
間もなくの明細帳である

享保二拾年（一七三五）
甲州巨摩郡夜子沢内
指出明細帳
卯三月

古高 八拾九石七斗八升

年久數儀ニ御座候故ニ年号も御繩手（檢地奉行）茂知り申さず
候

寛文十一年亥年 深谷庄右衛門様御檢地

高百六拾壹石六斗
一、家数六拾壹軒

老軒名主・四軒

長百姓・五拾四

軒百姓・貳軒水

吞

一、人数三百拾六人

内男百六拾貳

人
女百四拾八

人
僧五人、山

伏一人、馬

貳拾疋、牛ハ御座無ク候

一、田方^{たがた}ハ三分一ハ白真土^{まことち}、三分二ハ砂間^{すなま}

一、畑方^{はたがた}ハ三分一ハ赤土、三分一ハ白真土、三分一ハ石間

一、田方 稲種^{いねくさ}やろく・しんが・あせこしもち作ル

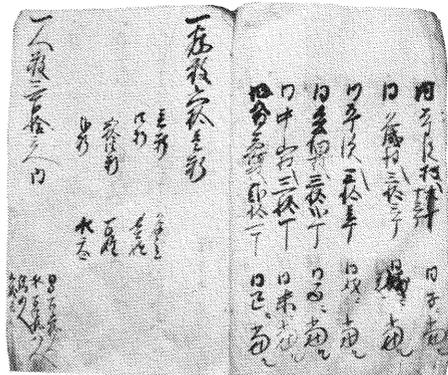
一、畑方^{はたがた}ハ大豆・小豆・粟・稗・茶・木綿・芋・大角豆・蕎麥^{そば}作候

一、田畑こやし 草ごひハ田沓反^{あひ}ニ三拾駄、畑沓反^{あひ}ニ廿駄

一、餘時作り物 藺草^{いんそう}・茶・たばこ・藍^{あゐ}(染料草)・苧^{あおぞ}(麻繩材

料)・桑、其外はろう・うるし並園木等御座無ク候

一、椿^{つばき}少々御座候、西嶋へ売り申し候



指出明細帳 (夜子沢区蔵)

一、かいこ飼^{かゐ}・緒^{いと}・紐^{ひも}わた仕出候ハ御座無ク候

一、紙漉出し候ハ御座無ク候

一、農業ノ間男女共に田畑こやしノ仕度^{しだ}仕り、薪^{たきぎ}等取申し其ノ外何

ニテモかせぎ御座無ク候

一、用水ハ夜子沢川より道法^{みちのり}式丁引キ申シ候

一、田畑質入値段(註・他村に比して高値がめだつ)

上田沓反ニ甲金九兩・中田甲八兩貳分・下々田甲七兩

上・中畑甲金四兩・下々畑甲三兩・山畑刈生畑甲貳分

一、高札場 沓ケ所 名主前ニ御座候、切支丹札沓枚・捨馬札一枚

一、郷藏^{ごうざう}ノ義へ前々より組合ニテ切石村郷藏へ相納メ申シ候

一、百姓林 八ヶ所 此ノ反別八町貳反歩

大石田(松木林) 若宮(志で林) 横道(柵林) 新なしお(松・

はんの木) 宮沢(しで林) 川平林(柵木林) 北沢(松木林) 北

沢(松木林) 押立沢(こなら林)

一、日下り 松木林百廿本

是ハ日下り往還懸所ニ付キ道かこひ木に立テ置き申シ候

一、枝郷(支村) 川平・板取久保と申す式ケ所御座候

一、入会山三ヶ所 久成村・寺沢村・矢細工村

右三ヶ村分山ニテ薪・馬草刈敷等取来り御年貢小物成ハ不納候

一、当村駿州より信州への往還通りニテ候ヘドモ馬次宿ニハ御座無

ク候ヘドモ、日下りト申す往還道七丁廿九間の所、当村分ニ御

座候、是ハ小破^{こやぶ}の節ハ自普請仕り候、大破^{おほやぶ}ノ節ハ御普請仰付ケ

下シ置カレ候(當時は日下り道の修理は夜子沢村公役)

一、当村早川入への往還ニテ馬断道と申し四丁余ノ難所御座候、是

も日下り道同前ニ御座候

一、当村ノ儀、切石村へ大助場(大助郷)ニ御座候

一、米七升弍合 小物成(小年貢・雑税の総称)

是ハ前々紙漉申シ候故御上納仕り候ヘドモ只今ハ紙漉申サズ候

一、当村ニ罷リ在リ候山伏老人御座候、其外諸職人御座無ク候

一、当村ニ威鉄炮老挺預リ置キ猪鹿追申シ候、但し三匁筒

一、夜子沢川通 川除場 長千五百間ノ内所々ニ御普請仰付られ候

一、高拾石七斗三升五合 当村分切石村へ出作

一、高杓石六斗九升弍合 当村分寺沢へ出作

一、高弍石八斗四升六合 当村より平須村出作

一、高弍石八斗四升弍合 当村より久成村出作

一、高杓石五斗三升三合 切石村より当村へ入作

一、高九石八斗八合 平須村より当村へ入作

一、高七石七斗三升三合 八日市場より当村入作

一、名主給米 杓石八升 矢細工村より当村入作

一、穢多乞食御座無ク候 付箋 弍石五斗二升

右ハ当村有来ル類、明細書上ゲ候処書面之通り相違無御座候

(一七三五) 享保二十年 卯壬三月 以上

(上飯田代官)

大久保内蔵助様(大久保孫兵衛)

御役所

名主 佐右衛門
長百姓 藤左衛門
十左衛門
六之丞
十右衛門

(八日市場区蔵)

註・文中()内に比較史料として天保年間(およそ六〇年後)の内容も記載した。

安永六年(一七七七)

差出 明細書上帳

酉九月 巨摩郡八日市場村

百七十七年以前 寛文十一亥年八月 深谷庄右衛門様御検地

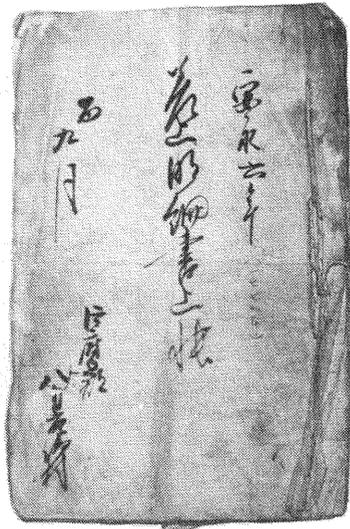
一、高百七拾七石三斗九升四合 田畑本途(本年貢) 甲斐国巨摩郡八日市場村

一、高百七拾七拾町杓反九畝三步 此ノ反別七拾町杓反九畝三步

一、当村ノ儀、往古ハ桜田様(徳川綱重)御料御代官細井次兵衛様
亥年より巳年迄御支配、午年萩原孫四郎様御支配、未年野田七
郎兵衛様御支配、申年より戌年迄朝比奈藤左衛門様御支配、亥
年より未年迄遠藤次郎右衛門様御支配、申年より飯嶋八右衛門
様御支配、寛永二丑年松平美濃守様(柳沢吉保)御私領、子年
より松平甲斐守様御私領、享保九辰年より御料所御代官様、辰
之年より未年迄亀田三郎兵衛様御支配(以下省略・第一節本町
代官変遷表参照)

一、当村田方御検見入ノ節、内見(臨時檢注)ノ儀ハ六尺弍分竿入
レ用ひ来リ申シ候(六尺弍分竿とは間竿一間に二分の繩心をつ
けて測量した事)

一、当村惣家数 百弍拾軒 四軒寺(家数百四拾八軒 天保四)
一、人数五百五人 内 男弍百四拾弍人・女弍百六拾三人



差上明細書上帳（八日市場区蔵）

- 一、寺数四ヶ寺 僧七人
- 一、七面大明神 別当（神官）耆人
- 一、当村力者 家数七軒・人数三拾四人・内男拾八人・廿拾六人
- 一、伊沼村より当村江入作百姓貳拾人・飯富村より入作拾耆人
- 一、江尻窪村より貳人・中山村より拾四人・切石村より五人
- 一、夜子沢村へ当村より出作三拾貳人・中山村へ出作百姓貳人・伊沼村へ出作拾人
- 一、御朱印地 山城国上醍醐山報恩院寺 真言宗密厳山 大聖寺
- 一、高五石 五百坪山林竹木等御免許
- 一、屋敷四畝歩 身延山久遠寺末寺 法花宗長養山 円光寺
- 一、屋敷五畝歩 身延山坊中志摩坊末寺 長峯山 長源寺
- 一、屋敷五畝拾歩 身延山坊中大善坊末寺 大小山 妙蓮寺

- 一、家数七軒（耆軒 天保四） 大聖寺門前
- 一、馬拾八疋 牛ハ御座無ク候 御伝馬役馬
- 一、当村氏神八幡宮祭礼ノ儀六月十五日・九月廿五日
- 一、老年両度下山村一ノ宮（上賀茂ノ社）神主を頼み申シ候
- 一、田方ハ白土ニテ少々ノ出水・天水を以て仕付候へば旱損（干害）仕ル場ニ御座候
- 一、畑方ハ白土・砂土ニ御座候ヘドモ、旱損・水損仕り、富士川通りニ御座候ヘバ少々ノ出水にも水いかり候場所にて諸作押埋リ押流シ候ヘバ、百姓夫喰（食糧）ハ申スニ及バズ上馬飼料等御座無キ候場所ニ御座候
- 一、御林 竹藪耆町耆反歩 耆ヶ所 但シ笹竹ニ御座候
- 一、百姓持林 七ヶ所 耆町五反歩 御検地ノ節御繩入申サズ候ニ付キ反別大積ニ仕り、前々より林年貢御上納仕り、山手米（薪・秣採取税）式斗五升御上納仕り候
- 一、百姓竹藪 三ヶ所 耆反五畝歩 但シ笹竹右同断
- 一、当村入会山ノ儀、中山村・矢細工村・夜子沢村・江尻窪村・遅沢村五ヶ村分内互ニ入会ヒ古来ヨリ殊、冬ハ枯草取来リ申シ候
- 一、薪木山と申スハ御座無ク候、早川満水致シ候節流水出候ヘバ下山村と境ハ早川水落チ次第富士川表ヨリ遅沢村・江尻窪村分内迄、飯富村・伊沼村・八日市場村・古来ヨリ入会にて度々流水取来リ申候、三ヶ村にて畑くろ、荒間等ノ秣、冬ハ枯草、薪木等入会ニテ取来リ申候御事（早川流水訴訟事件ノ証拠書類となル項目）
- 一、当村里方町場ニ御座候、市場之レ無ク候ヘドモ不動尊御縁日ニ

テ正月廿八日・六月廿八日両度づつ一日町ニ御座候

一、当村ノ儀、駿州より信州へノ往還筋ニテ馬継宿場ニ御座候

御伝馬数往古ハ三拾式疋相勤メ候ヘドモ、連々百姓困窮仕リ、

只今有馬拾八疋ニ御座候御事

一、当村より下山村迄、駄賃錢本馬(一駄四十貫荷) 疋疋五拾七文

輕尻(二十貫荷) 疋疋三拾八文、人足疋人廿九文

一、当村より畷沢村迄駄賃錢、本馬疋疋式百拾式文・輕尻疋疋百四拾八文・人足疋人百六文ニ御座候

一、御伝馬役除高 百八拾四石疋斗三升式合、但シ御伝馬宿入用・六尺給米(幕府雜人夫給米) 御藏前入用(淺草御藏維持費)

ノ儀去ル卯年より御伺ノ上免除御座候

一、橋六ヶ所 但シ惣テ水掘、山沢ノ往還筋ニ御座候

一、富士川通り字上河原 堤長サ百貳拾間・敷疋丈七尺・高四尺

一、同川通字大門寄 貳百貳拾間・敷三間・高六尺・馬踏六尺

一、同川通字大門先 石積長サ貳拾間・敷二間・高三尺・馬踏三尺

一、同川通堤長 六拾間・敷九尺・高サ三尺・馬踏三尺

一、川舟四艘 四人乗 青柳河岸附ニテ十月より御廻米其ノ外たば

こ・大豆を積ミ、駿州岩淵まで乗遣リ申シ候

一、高札場 壹ヶ所

切支丹高札杵・忠孝高札杵・毒薬高札一枚・火付禁制高札

一枚・ちやうさん(逃散) 高札杵一枚・御林敷高札杵・計六枚

一、郷藏壹ヶ所 長サ拾六間・横八間・反別四畝八歩

是ハ御年貢御除下し置かれ、郷藏修覆ノ義ハ伊沼村・飯富村と

三ヶ村ニテ仕来申候

一、御廻米ハ八日市場河岸より駿州岩淵河岸まで道法拾四里と申候

一、御廻米附出 八日市場村河岸附村々、箱原村・大塩村・手打沢

村・寺沢村・切石村・夜子沢村・久成村・平須村・矢細工村・

古長谷村・中山村・江尻窪村・飯富村・伊沼村・此ノ村々往古

より河岸附ニ御座候御事

一、御城米ノ儀ハ取米三分壹ハ小切御値段金壹兩ニ付、米四石疋斗

四升替定値段、大切ノ義ハ國中ニハ壹割増御値段ヲ以テ、百姓

勝手次第ニ米ニテモ金ニテモ御上納仕り候御事

一、御年貢米河岸出御座候ヘバ、八日市場より駿州岩淵迄船積ミ仕

リ、則チ遣リ状出シ申シ候、御運賃金ノ義ハ御公儀様より御渡

し下し置かれ船頭方へ相渡し申シ候、御米納換札ハ八日市場村

より河岸附村へ出し来リ申シ候

一、御師鉄炮壹丁 前々より預り持ち来リ候 持主・惣衛門

但シ玉目三匁筒

一、威鉄炮壹丁 是ハ年番名主ニテ預り申シ候

但シ玉目三匁筒 御預リ証文差上ゲ置キ申シ候

一、田畑賃入値段(天保四年「五六年後」の騰貴に注目したい)

上田壹反ニ付 甲金五兩程 (八兩程天保四年)

中田 " 甲金四兩式分程 (七兩程 ")

下田 " 甲金三兩程 (六兩程 ")

下々田 " 甲金貳兩程 (五兩程 ")

上畑 " 甲金三兩程 (八兩程 ")

中畑 " 甲金貳兩程 (八兩程 ")

下畑 " 甲金貳兩程 (五兩程 ")

下々畑〃 甲金老両式分程 (三両程)〃〃

山畑老反ニ付 甲金老両程 (老両式分)〃〃

刈生畑(焼畑) 甲金老分程 (三分程)〃〃

一、田畑小作入上年貢附

但シ田老反ニ付 甲金老両程 (甲金老両老分程)〃

畑〃 甲金式分式朱程 (甲金老両程)〃〃

一、畑方へへ、大小豆・粟・稗・芋・綿・其外色々少分宛仕付申候

一、名主給米 三石老斗五升 (三石八斗五升 天保十四年)

名主除高のぞきなか七石式斗ニ御座候

一、長百姓給米老石四斗 (甲銀八拾匁)〃〃

一、定夫(役夫) 給料 老石五升 (甲銀八拾匁)〃〃

一、百姓持林 七ヶ所 老町五反歩 松木林

まとは・太子ばち・堂主之入・舟久保・大境・一花畑

一、当村大工 五人(註・幕末の天保年間には職人が増加することに注目)

(天保四年(一八三三) 大工二十一人・桶屋拾六人・茅大工かやだいこ

(屋根職) 八人・鍛冶老人・医者一人・砂官一人・石切一人)

右ハ此度当村の様子明細書、此之如ク御座候、若シ相違成ル儀書上ゲ候へバ何分の御答に茂仰付けられ可ク候為、其連印仕り差上げ申シ候処仍て件の如し

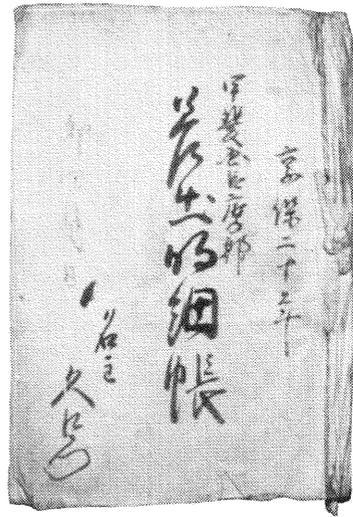
(一七七七)
安永六年酉九月

巨摩郡 八日市場村

名主 庄右衛門
長百姓 勝五郎
百姓代 嘉平次

関川庄五郎様 (上飯田代官)

御役所



差出明細帳・飯富村

(飯富・古屋保氏蔵)

註・享保九年柳沢領から幕府直轄地となつておよそ十年後の明細帳である

享保二十年(一七三五)

甲斐国巨摩郡

差出明細帳

卯四月 日 名主 久左衛門

甲斐国巨摩郡 飯富村

何年以前ニ誰様御検地ニ御座候哉知り申サズ候

古石高 四拾三石四斗八升（慶長六年検地高のはず）

一、寛文十一亥年六月 水上三郎兵衛様御検地

高四拾三石四斗三升九合 改出（村高）

七拾五石四斗壹升 有高（現在高）

内 拾壹石五斗五合 諸色引高（水害その他の引高）

一、家数百五軒 壹軒名主・四軒長百姓・九拾三軒百姓・七軒水呑

一、人数五百五拾八人

内 貳百八拾八人男・貳百六十六人女・四人僧

一、馬数 拾貳疋 但し女馬 内五疋は遣馬 七疋は二才馬

一、田方は赤土・畑方は赤ま土

一、田方ハ稻種ハ永楽・北国・弥六作り申シ候

但シ壹反ニ付 種粃ハ京升壹斗五合ノ積リニ仕入レ申シ候

一、畑方ハひえ・あわ・大豆・小豆・木綿・此ノ外色々仕付申シ候

一、田畑こやしハ草こやし壹反ニ付、田畑共ニ式拾駄つづ入申シ候

一、餘時の作り物は蘭草・茶・たばこ・青苧・楮・其ノ外漆並ニ樹

木ノ類、所々へ売出し作り物一切無之候

一、かいこ・絹・紬・綿一切仕り申さず候

一、紙漉等も一切御座無ク候

一、農業ノ間 男ハ所々へ日雇取り方々ニ罷り出申シ候

女ハ薪・こやし草等を取り罷り有り申シ候

一、用水ハ早川より道法式町余引取り申シ候

一、上・中田七反歩余ハ、天水場

一、田畑賃入値段

上田壹反ニ付金五兩・中・下・下々田ハ四兩以下

上畑壹反ニ付金四兩余・中・下・下々畑ハ三兩

一、高札場 式ヶ所 村中ニ式枚・川除場（護岸箇所）ニ壹枚

一、川除竹藪 川除並ニ道橋・用水堰ニ前々ヨリ入用ニ仕来リ申候

一、郷藏ハ前々より御座無ク候（八日市場ニ三ヶ村組合郷藏あり）

一、百姓林 五ヶ所 根岸・椿沢・西ノ上・とちの木沢・宮之上

一、当村株・薪取場ハ遅沢・江尻久保村分へ入会、株刈敷取来申候

一、株場入選伊沼村・八日市場村当村へ入会

但し野錢（草税）なしに入選申シ候

一、当村ハ駿州より信州への往還通りにてハ御座候へドモ馬繼にて

ハ御座無ク候、当村ニ間屋と申スハ御座無ク候

一、早川常船隻艘 但シ長七間半・横壹間

右ハ六十年以前（寛文九年・一六六九年）とり年、身延山久遠

寺より右ノ船 宛入置キ、橋落チ申シ候得バ、船渡し仕り候

船頭ノ義ハ当村より式人・下山村より式人出合申シ候、船頭扶

持米（一人扶持・通常一日五合の割で給与）も久遠寺より下さ

れ候、当村船頭式人ハ村役除き置き申シ候、船ちんノ義ハ水か

さによ里五文より拾式文迄船頭受取り申シ候

一、通船式艘 是ハ御廻米（江戸浅草へ）青柳岸より岩淵着仕り候

一、当村役引ノ義ハ早川河越相勤メ申スニ付、高御割前々より御免

ニテ御座候

一、当村御城米当村寄藤川岸へ出し、八日市場間屋ニ相渡し来申候

一、当村前々藤川通り、川巾三十間余、早川巾五拾間余（一三六米）

一、造酒屋 造方三拾六名 孝助

右造酒相休ミ候訳ハ商売ノ間造酒仕来り候、然ル所ニ近年御林

第四章 江戸時代

- 山籠り願ニ付キ江戸表ニ逗留仕り候ニ付キ相休ミ致シ在り候
- 一、当村ニ籠り在り候 桶屋老人・紺屋老人・鍛冶式人・大工四人
木挽老人・商人五人・但シ塩、ちや(茶)売り申シ候
- 一、当村ニ威鉄炮前々より預り来り候、鉄炮老挺三匁計り御座候
- 一、当村ニ木橋式ケ所 但シ長三間・横沓間・往還道、他ハ長四間
・横沓間、是ハ大通リ之節ハ粟倉村御林ニ而右橋木下され候
- 一、当村早川橋老本 但シ長サ八間・巾沓尺六寸・丈沓尺貳寸
右橋木並ニ橋懸ケ諸入用ノ義ハ、西川内早川入より上領貳千石
三拾九ケ村ニテ割合申候、橋懸ケノ義ハ伊沼村、八日市場村、
切石村右三ケ村より当村へ人足助合毎年十月八日ニ懸ケ来申候
- 一、御用ニテ御通り遊され候御役人様方ヲ当所早川河越役仕り候
故、前々より國中高割夫錢諸懸り村諸役何ニテモ納メズ申シ
候、勿論当村分中ノ川運上(運送税)ノ義も出し申さず候
- 一、当村早川河原ノ義、村前より遅沢村分もぢり籠共ニ当村ニテ前
々より支配仕り候
御除地(免租地)
- 一、屋敷五畝拾五歩 身延山久遠寺中 法花宗久遠山 永久寺
- 一、屋敷八畝歩 身延山久遠寺末 法花宗飯富山 本成寺
- 中畑七畝拾歩 同寺 右同断
- 一、氏神八幡宮 宮寺 永久寺 前々より反別ハ御座無ク候
- 一、天神宮 宮寺 本成寺 右同断
- 一、題目当 当寺 了園
- 是ハ身延山久遠寺ノ中、清水坊末寺東金山東照寺と申す寺、潰
移出し妙法山円久寺と申シ候

- 一、高四石五斗余 伊沼村より入作
- 一、高三拾石余 当村より伊沼村へ出作
- 一、高式石三斗余 当村より中山村へ出作
- 一、高拾三石余 当村より遅沢村へ出作
- 一、御普請所 八ヶ所 但シ藤川面・但シ早川面
- 一、沓石四斗四升名主給米 七石式斗名主役引高
- 一、御年貢江戸表廻米行代ノ義ハ御差図次第御上納申シ候
- 一、村中諸入用(村費)懸り物、夫錢(出勞費)ノ義ハ、大小ノ百
姓残ラズ寄り、沓ケ年ニ二度づつ高割り仕り候
- 一、御運上材木積場 沓ケ所 但シ長サ廿五間・横八間
- 一、当村渡場へ材木上り御役人様方御用ニテ御出御改遊され候
- 一、御逗留中成され候水夫・薪・油代・一國中ニテ御割台下され来
候尤も米・味噌ハ御持参成され候
- 一、当村ノ儀、前々より材木渡場ニ御座候故、後乗り方より前々よ
り甲金六分宛取来り村夫錢(出勞費)の助合ニ仕り申シ候
- 右ハ当村有来り候類、明細書上げ申シ候所、書面之通り相違御座
無ク候
- (一七三五)
- 享保二十年卯四月 日 巨摩郡 飯富村
- 名主 久左衛門
- 長百姓 九左衛門
- 同断 弥次右衛門
- 同断 弥市右衛門
- 同断 六之丞
- 百姓代 松兵衛
- 甲府 御役所

飯富村の場合は、早川の川越公役を勤めた村だけに、早川渡船・架橋関係の内容が多くを占めている。また上流早川入り諸村からの運上材木積場もあって、江戸城の修理や幕府の御用材として、ここで役に組みなおして富士川をくだり駿河湾まではこび出した。そうした往古の歴史のうかがえる記録をとどめて興味深い。

(古長谷区蔵)

天保十四年(一八四三)
村差 出明細帳
卯正月吉日 巨摩郡古長谷村

巨摩郡 古長谷村

寛文十一年 深谷庄右衛門様御検地本紙取持仕り候

一、高六拾八石壹斗三升四合

此ノ反別式拾式町四反拾式步 甲府へ八里半・江戸へ四拾五里

一、(御支配代官経歴・八日市場村同様省略ス)

一、家数四拾八軒 外ニ寺々ケ所 皆高持(水呑百姓はいないこと
の意)

人別式百貳拾人 内男百五人・女百拾五人・女馬五疋・僧貳人

矢細工村より入作高 壹斗七合 百姓貳人

中山村へ出作高 三拾九石五斗三升式合 百姓貳拾六人

福原村へ出作高 拾石五升式合 百姓拾五人

江尻窪村へ出作高 拾石四升三合 百姓拾三人

遅沢村へ出作高 貳石六升壹合 百姓四人

梨子村へ出作高 九升壹合 百姓壹人

矢細工村へ出作高 九斗六升 百姓四人

一、田方用水ハ、大光寺川・古長谷川、両川用ヒ申シ候

一、畑方ハ山中ニテ高山境 殊ニさがし畑ニ御座候、早損・水損

勝之場所ニ御座候

一、百姓持林 四ヶ所 大光寺・ひなた通・ひかげ通・入会境林

是ハ先規より反別御座無ク候 但シ薪木・芝林ニ御座候

一、当村新取山 早川村山・矢細工村山・福原村山へ互ニ新取仕候

一、当村入会山馬草場 福原村・江尻窪村へ互ニ入会、山銭無ク候

一、当村ハ山附ニテ猪鹿猿数多ク罷り出、悪所ニ御座候

一、助郷ニテ切石・八日市場へ大通リノ節ハ人馬出シ申シ候

一、御高札式枚御座候 是ハ堂端ニ立テ来リ申シ候

一、郷藏屋敷老ケ所 此ノ反別 壹畝五步、分米(租税米)八升式合

一、入樋(水路口のと) 御座候 懸樋(かけどい)モ御座候

一、御廻米村納ハ八日市場ニテ納来リ申候、道法巷里陸附仕り申候

一、当村川除之儀ハ郡中割御普請所ニ候へ共延享年中より自譜請

所

一、稼 男ハ農業ノ間ニ平日薪取り罷り有リ申シ候 薪少しづつ切

石村・西島村出し売リ申シ候 女ハふじを取りたふ布ニ仕リ候

一、猪鹿猿御座候

一、猪鹿防鉄炮式挺 是ハ兩用共ニ預リ証文差上ゲ置キ申シ候

一、畑方 麦ひがんより土用中ニ蒔付 中前ニ刈取り申候、種老反

ニ付、京升式斗四升ぐらい蒔き、作も老反ニ付五斗位、粟五月

- 中よりはげん迄蒔付、ひがん時分ニ刈取り申候、種耆反ニ付、四升ぐらい蒔き作九斗ぐらい取り申シ候、ひえ五月中前ニ蒔付、八月ひがん迄ニ刈取り申候、種耆反ニ付四升位蒔き、立毛(粗穀)九斗ぐらひ取入レ申候、大豆三月中八拾八夜迄蒔付、九月土用前刈取り申候、種耆反ニ付五升位、立毛耆石ぐらひ取り申候、いも作二月中より植付申候、八月ひがん後ニ引取申候、種耆反ニ付九斗位植付、立毛四石ぐらひ取り申候
- 一、肥 田方ハ青草を用ひ畑方も同断
- 一、村役人給 名主耆人ニ付給分五俵、但し八拾五匁定直段ニ候 役高拾石八斗附申シ候、墨筆紙時々ニ夫錢(村費)ニ入レ申シ候
- 一、田畑質地直段付 上田耆反ニ付、甲金耆兩式分より耆兩三分迄 小作入 上米九斗より耆石迄 上畑耆反ニ付、質入金三分より耆兩迄、小作入、三斗より四斗まで、山刈生畑(焼畑)ノ儀ハ当分、猪鹿猿喰荒し、直段付ケ御座無ク候
- 田方ハ早いねニテ三月中四月以前苗代仕り、五月中十日前植付ケ、八月ひがんに刈取り申候(旧曆に注意)
- 一、土地 田方ハ浅地ニテ砂まじり、畑方ハ浅地石まじりくろぼく
- 一、神送り場 中山村境ノ出会と申ス所ニ置キ申シ候
- 一、狛師式人御座候
- 一、乞食三人御座候
- 一、(らち) 長サ千式百間、但シ耆間ニ杭廿式本宛、長サ六尺、是ハ猪鹿閉らち当村分ノ内百姓人別村高ニ割付ケゆい申候、及ビ閉

植木仕り候テ老年ニ式度宛破損(修理)仕り申候(延享三年)
 (一八四三)
 天保十四卯年正月 巨摩郡古長谷村

名主 源左衛門
 長百姓 周 八
 同断 庄兵衛
 百姓代 仲右衛門

(江尻窪区蔵)

文政十二子年(一八二八)
 明細書上帳
 九月 巨摩郡江尻窪村

甲州巨摩郡 江尻窪村

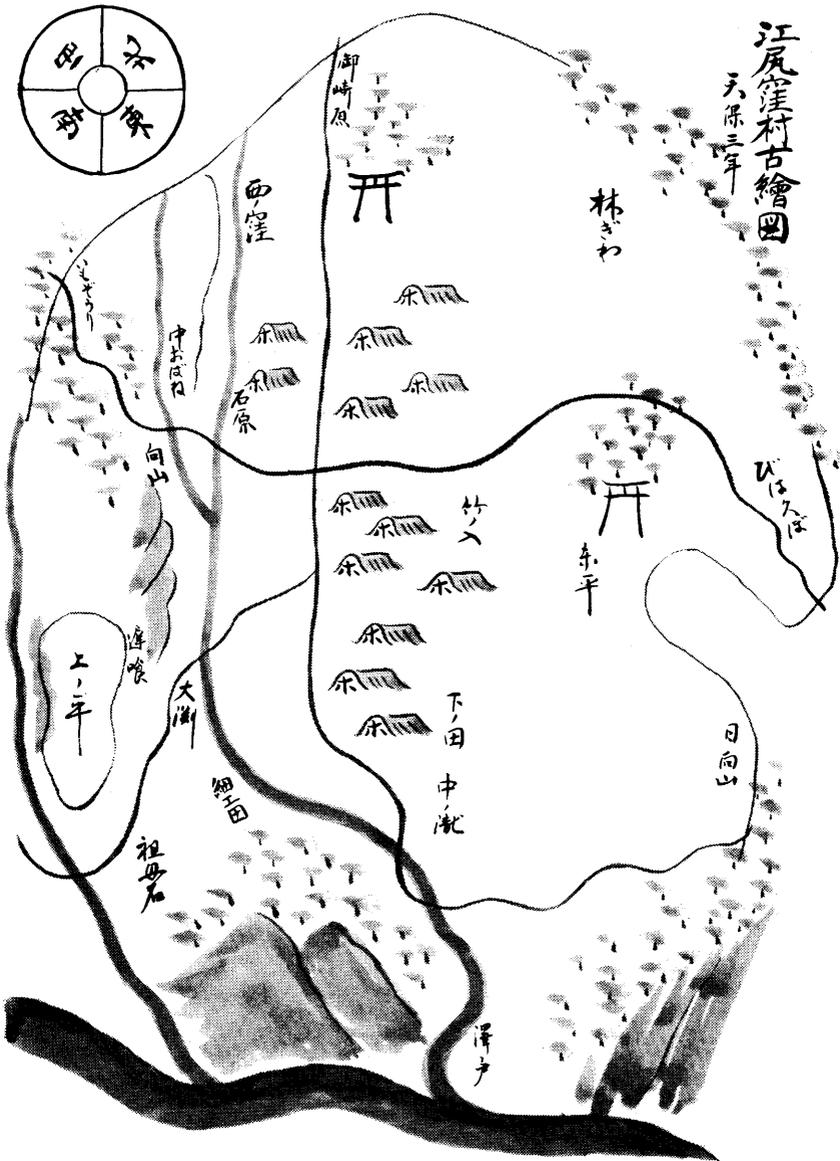
- 古高八拾耆石式斗也
 寛文十一亥年七月 深谷庄右衛門様 御検地ニ而
 (村高) 一、高百拾五石耆斗六升九合
- 田高 式拾九石式斗八升九合 此ノ反別式町四反三畝式歩
 畑高 八拾五石八斗八升也 此ノ反別式拾四町式反四畝式歩
- 一、家数九拾三軒 惣人数三百八拾七人(馬)式拾疋
- 一、寺式ケ所 下山村禅宗龍雲寺末寺日輪寺 同上 慈眼寺
- 一、非番人小屋 耆軒(村役人の下、村内の治安維持にあたり罪人の探索・逮捕・官有林の番・火の用心などに従事・最下層身

分)

- 一、当村名主役ノ儀、江尻窪村・遅沢村・梨子村・福原村ノ四ヶ村
ハ江尻窪村長百姓ニテ耆ケ年番ニ相勤メ申シ候
 - 一、遅沢村・梨子村・福原村ノ三ヶ村ハ往古より当村ニテ兼帯仕来
申シ候(嘉永三〇一八五〇年各村独立する・第三節村役人の項
参照)
 - 一、甲金五両壹分壹朱 名主給 是ハ江尻窪村・遅沢村・梨子村・
福原村ノ四ヶ村高ヘ掛ケ取来リ申候、尤モ名主ハ耆人ニ御座候
 - 一、役高 拾石貳斗 内三石ハ江尻窪村名主ヘ、四石貳斗ハ同村長
百姓ヘ、残り三石ハ遅沢村・梨子村・福原村長百姓ヘ
 - 一、高札場耆ケ所 但シ切支丹御札並ニ捨馬札以上二枚
 - 一、郷藏屋舖 耆ケ所 貳間半×貳間
 - 一、紙漉船役米(營業税) 貳斗七升上納仕リ申候、紙漉人耆人御座
候
 - 一、田畑 黒芥土石まじり、田方稲作種ハうづら・ゑび・かげくろ
畑方ハ大豆・小豆・粟・稗・蕎麦ノ類作り申シ候
 - 一、たばこハ少々作り申候、楮三ツ又少々御座候得共他ヘ売払申候
 - 一、農業作間稼ノ儀ハ男ハたきぎ或ハ駄賃、女ハ木綿糸稼仕リ申候
 - 一、田畑賃入直段 上・中田ハ甲金三両より三兩貳分迄、上・中畑
ハ甲金貳兩貳分より三兩迄
 - 一、百姓持林 八ヶ所 きつね山・日向山・大ふら・向山・清之沢
・いもそう里・細工林・そり林
- 是ハ少々ノ松木御座候、御改メハ御座無ク候様ニテ往古ヨリ御
年貢不納ノ場ニテ御座候、此場ニテ下草ノ儀ハ遅沢・梨子・福

原入相(入会) 取来リ申シ候

- 一、御年貢米金納次第ノ村方ニ御座候
 - 一、大工・鍛冶・商人御座候 是ハ少々ノ高持百姓ニテ耕作ノ間ニ
塩・茶・酒請売仕リ候
 - 一、御預リ鉄炮式挺 猪鹿防ギノため拝借仕リ申シ候
 - 一、定夫給甲金四両 是ハ四ヶ村高掛ニテ、一日一夜式人宛四ヶ村
惣百姓相廻し、御用村用ノ節ハ相勤メ申シ候
 - 一、当村より出作 高拾三石八斗耆升遅沢村ヘ、高拾三石五斗四升
八合梨子村ヘ、高三石四斗貳升九合福原村ヘ
 - 一、当村ヘ入作 高貳斗八升三合福原村より、高七石四斗三升八合
古長谷村より、高耆石九斗九升五合中山村より
 - 一、石地藏・庚申塚・御崎之森、並ニ道祖神ニケ所御座候
 - 一、近村駄賃附 但シ耆荷ニテ、鰍沢ヘ甲銀耆匁貳歩、西島ヘ甲銀
七歩五厘、切石ヘ甲銀五歩、八日市場ヘ甲銀四歩五厘、下山村
ヘ甲銀七歩五厘、笹走村ヘ三歩五厘(當時の駄賃がわかる)
- 右ハ当村ニ有来リ候類、明細書上ゲ候処相違無御座候、以上
文政十一子午年九月 江尻窪村 名主 六郎左衛門 ㊦
- 長百姓 間三郎
啓兵衛
伊左衛門
伊右衛門
柳右衛門
与右衛門
百姓代 政左衛門



(平須・神宮寺脩氏藏)

宝曆六年(一七五六)

甲斐国巨摩郡矢細工村明細帳

子十月 日

- 一、当村之儀ハ熊谷甲府宰相様(徳川綱豊) 御領分、宝永式酉年より享保九年辰年迄松平美濃守様(柳沢吉保) 御領分、享保九年辰年より御料上納罷成り享保九年辰より同末年迄亀田三郎兵衛様御支配(上飯田代官) 末年より酉年迄奥野忠兵衛様(甲府代官) 小宮山李之進(石和代官) 様御支配所、巳年より寅迄坂本新左衛門様御代官所(上飯田御代官) 寅年より卯年迄大久保孫兵衛様御代官所、卯年より辰年迄吉田久左衛門(甲府御代官) 様、小川新右衛門様(甲府代官) 御預り所、辰年より巳年迄小川新右衛門様御支配
- 一、当村田方御検見入差候田検見六尺式寸竿用ヒ来リ申シ候
- 一、家数六拾軒 内本役四拾九軒・後家拾老軒・此人別式百三拾人
- わけ 男百拾老人・女百拾九人・馬六疋
- 一、平須村より入作高 三斗二升 百姓三人
- 古長谷村より入作高 七斗五升 百姓四人
- 中山村へ出作高 九石四斗九升 百姓廿人
- 古長谷村出作高 七石六斗式升三合 百姓九人
- 夜子沢村へ出作高 三斗五升 百姓三人

- 平須村へ出作高 式石八升老合 百姓五人
- 一、寺院三ヶ所 御除地 中畑六畝拾六步 屋敷三畝六步
- 一、当国巨摩郡下山村龍雲寺末寺 禅宗 福寿院
- 一、当国巨摩郡下山村龍雲寺末寺 禅宗 宝積寺
- 御除地廿八步
- 一、当国身延山久遠寺寺中端場房末寺 法花宗 妙泉寺
- 一、氏神社老ヶ所 見捨地(免租地) 村入用(村費) ニテ祭礼仕リ申シ候
- 御朱印除地ニテ私領一切御座無ク候
- ひるこ大明神 神主来ル川内領下部村 依田河内守
- 外小分祠六ヶ所見捨地 天白山神・八幡宮神・濟明神
- 天神是ハ村入用ニテ祭礼仕リ別当神主御座無ク候
- 一、堂老ヶ所 見捨地 七面大明神村入用ニテ祭礼仕リ申シ候
- 一、当村之内ニ石地藏くわんおん(観音) 庚申様村入用ニテ辻ニ立テ置キ申シ候
- 一、当村ニ地藏屋敷御座候 村中入用ニテ立テ置キ申シ候
- 一、田方 上・中・下・下々田共残ラズ南川通り、北川通り、川添ニテ少々ノ水・風損ニモ川欠ケ砂入り場所ニ御座候
- 一、畑方ハ上・中・下畑候、平畑ニテ御座候エドモ少々ノ風損ニモ合ヒ申シ候、基ノ外下々畑・山苜立(焼畑)ノ旱損場御座候
- 一、用水ノ儀ハ溜井常々七八町宛之、日照ノ節ハ北沢より取り申シ候エドモ道法式拾町、三拾町宛ノ場所ニ御座候
- 一、当村隣郷 東ハ夜子沢村へ道廿町、南ハ中山村へ道十八町、未申(南西) 古長谷道十八町、西ハ早川村境(山虎四拾町、

北ハ平須村へ道廿弐町

一、御林(御料林)ノ儀当村ニハ一切御座無ク候

一、百姓持林六ヶ所 此反別五町三反歩、林年貢何にても納めず候

よこて・うしろ沢・よこ道・とちど・柳沢・とや

一、村中入会山 薪ハ当村山並ニ早川村山、大平ぬたば迄往古より

入会取来り申シ候、山手小物成(山年貢)は前々より出し申さ

ず候馬草・刈敷・薪ハ北ハ平須村境、南ハ古長谷村境、東ハ夜

子沢村境、辰巳(東南)ハ中山村境ハ右場五ニ入合取来り申候

其外ノ村ハ当村分内ハ入レズ申シ候、右入合村モ境目をかり

(刈)申シ候

一、当村秣場御座無ク候

一、当村山方山際ノ村ニテ御座候

一、当村山中道筋ニテ、大塩村より笹走村迄通り申シ候

一、当村ハ切石村、八日市場村ハ大通リノ節ハ人馬出シ申シ候

一、当村棚橋ヶ所 長サ四拾間余・巾八尺・是ハ当村へ往来並ニ

作物道物テ甲府御用達道、岩谷ニテ棚橋ニ繕ヒ前々より御入用

(公費)下され下道作り来り候へ共、元文二(一七三七)年よ

り自普請村ニテ罷り成り当時自普請仕り申シ候

一、御高札老枚 但し屋敷敷地ハ村仲ニ御座候

一、当村郷倉老ヶ所 此ノ敷地、下々畑壹畝五歩御年貢御引方御座

候

一、当村御廻米納ノ儀、八日市場村河岸ハ式里津出し申シ候、同所

より駿州松岡(岩淵)迄川路拾四里、同所より小湊へ陸渡シ式

里、同所より口ノ浦(清水市)へ海上五里小廻シ、同所より江

戸へ七拾四里、

一、六尺給米御蔵米高八拾四石三斗六升三合(御伝馬宿入用と共に

天領だけの年貢)

外拾四石五斗五升七合 無地高諸引

一、米壹斗六升九合 六尺給米(幕府使役人夫扶持米)

一、永式百拾文九分 御蔵入用高割(浅草御蔵の維持費)

一、当村北川通り、南川通り、御川除御普請前々より御普請所ニ御

座候所元文二巳年より普請村ニ仰付られ自普請ニ仕り申シ候

一、当村枝郷三ヶ所 成り山 家老軒後家、こしまき 百姓三軒

屋敷平 百姓家七軒、是ハ当村枝郷(支村)ニテ御座候へ共、

前々より高分ヶ等ハ御座無ク候

一、鳥獣師御座無ク候

一、猪鹿猿荒シ仕申候ニ付、夏秋作時分獵師老人村中ニテ頼抱申候

一、稼男ハ酉辰(朝夕)農業ノ間並ニ平日共ニ薪を取り切石村・

西島村へ出し少々宛売り申シ候、其外ハ何にても稼御座無ク候

女ノ稼何にても御座無ク候

一、獵師鉄炮老挺有之、定預リ猪鹿鉄炮式挺、是ハ右両処ともニ

預リ証文差上ゲ申シ候

一、造酒屋・小売酒屋御座無ク候

一、田畑質入直段付、上田老反ニ付キ金三兩、中田老反ニ付キ金式

両式分、下・下々田老反ニ付キ金壹兩式分迄入レ申シ候

上畑老反ニ付キ金式兩式分、中畑老反ニ付キ金壹兩式分より式

兩迄、下々畑老反ニ付キ金壹兩式分・三分迄、山・菊立(焼畑)

ノ儀ハ場所ニより御繩請成ても預リ人御座無ク候により不同ニ



御座候

一、田畑小作人 田耆反平均米九斗位、上・中・下畑平均耆反ニ付キ銀拾五匁位、年により不同ニ御座候

一、田方 早稲ハ五月中十五日前ニ植付申シ、八月ひがんに刈取候中では同月中十二・三日前ニ植付八月ひがんに刈取申候、五分ハ早稲、但し田高ノ内五分位中てハ稲作年ニより不同ニ御座候

一、土地 黒土・石砂土

一、畑方ハ麦八月ひがんより蒔付ケ、来ル五月中末迄ニ刈取り申シ候

種耆反ニ付キ、京舛斗位余

粟ハ五月中余方ニ仕付、八月ひがんに刈取り申シ候
稗右同断

大豆三月より仕付ケ八月ひがんに引取り申シ候

蕎麦五月中余方ニ蒔付ケ、八月ひがん位ニ刈取り申シ候

大こん同断、但し巡り式寸より三寸迄（凡て旧曆表示）

一、当村名主役ノ儀前々より長百姓五人にて耆年番に勤メ来リ申候名主給米耆石四斗四升、名主耆人ニテ取り申シ候、外紙代少々取り来リ申シ候

長百姓給御座無ク候、此外何にても当村給米取儀一切御座無候
村火番ハ村役ニテ相勤メ来リ申シ候

一、切支丹ノ類御座無ク候

一、出家四人・大工耆人・木挽式人・馬医師耆人・獵師耆人・その外鍛冶・猿廻し・鉦たたき・穢多・非人御座無ク候

右ハ此度明細帳御尋ネ御座候ニ付、差上ゲ申ス所少シモ相違御座

無ク候、若し相違成ル書上申候ハ、何分ノ御咎ニモ仰セ付ケラレ可ク、其ノ為帳面差上ゲ申ス所仍テ件ノ如シ

宝曆六年十月 日

矢細工村

巨摩郡西河内領

名主 右左衛門 印

長百姓 与右衛門 印

同断 平左衛門 印

同断 源之丞 印

同断 藤右衛門 印

（上飯田代官所）
上倉彦左衛門様 御役所

（久成区蔵）

註・この明細帳は柳沢吉保が甲斐國領主になつた年のもので最も古いものである。

宝永二年（一七〇五）
甲州巨摩郡川内領久成村
諸色明細帳

（表 紙）

一、当村分内 東西へ式拾五町寺沢村境より山迄

南北へ拾五町平須村境より大塩村境迄

但府中（甲府）へ七里半

一、人数百六拾五人 内 八拾人男

八拾五人女

（水口・石畑も当時は久成村に所屬していた）

一、家数三拾九軒 内 拾六軒本百姓

式拾三軒水吞

(水吞百姓の多いことに注目したい)

一、馬式拾式疋 女馬

一、御年貢米京升^{ます}ニ而三斗六升入俵ニ而納メ来リ申シ候

一、御口米(本租に対する付加米) 取米壹石ニ付四升六合懸^がリニ納

メ来リ申シ候

一、御詰大豆式斗宛納来リ申シ候、但シ御年貢御取米壹斗宛ニ御

差次被下候、但シ米壹斗ニ付キ大豆式斗宛(当時大豆二斗と米

一斗で代替)

一、御年貢御取米之内三分一ハ小切小判壹両ニ四石壹斗四升かへ之

定直段ニ而納来リ申シ候、三分式ハ米金ニ而上納仕り候、直段

之義年ニ依り高下御座候

一、楮ノ義少々宛御座候、御検地之節御水帳(検地帳)ニ御書載成

サレ候外ニ楮役ハ出シ不申候

一、御川除御役金(水防税) 年々御公儀様御割次第御上納仕り候、

但シ年ニ依り高下御座候

一、田作稲草 やらくもち こやし 青草

一、畑作 大豆 小豆 粟 稗 きび そば 麦 こうらい たば

こ少々 な(菜) 大こん作り申シ候

一、耕作間(こ)ぎ・むしろ少々宛仕り申シ候、其ノ外薪等取り申シ

候

一、高拾式石式升三合八勺 大塩村より入作

内 八石式斗九升壹合式勺 田方

三石七斗三升式合六勺 畑方

一、高六斗八升五合八勺 畑方 手打沢村より入作

一、高五石九斗九升壹合 寺沢村より入作

内 壹石式斗七合 田方

四石七斗八升四合 畑方

一、高式石八斗四升九合五勺 切石村より入作

内 壹石五斗六升九合五勺 田方

壹石式斗八升五合 畑方

一、高壹石式斗七升四合式勺 夜子沢村より入作

内 七斗三升九合五勺 田方

五斗三升四合七勺 畑方

一、高五石三斗壹升九合 平須村より入作

内 九斗三升式合六勺 田方

四石三斗八升六合五勺 畑方

一、高壹石式斗四升九合 寺沢村へ出作

内 壹石壹升五合 田方

式斗三升四合 畑方

一、百姓林六ヶ所 みの口・石畠ヶ・堂平・もみそ・久成・伊豆嶋

・是ハ御検地之節御改請不申候間、反歩ハ知レ不申候

一、藪六ヶ所 百姓拾三人之居敷 是ハ御検地之節御改請不申間、

反歩しれ不申候、尤も藪銭出し申さず候

一、入相山ヶヶ所 内 久成村分道平山、大塩村・寺沢村・切石村

・夜子沢村・平須村・五ヶ村入逢 是ハ山年貢御座無ク候、但

シ道法居村より壹里

一、入相山沓ヶ所 内 平須村分入相申候、但シ道法居村より沓里、是ハ山年貢ハ御座無ク候

一、入相山沓ヶ所 村中新取場、内十谷村分みその沢、西島村・柳川村・手打沢村・久成村・大塩村五ヶ村入達

是ハ山年貢ハ御座無ク候、但シ道法沓里

一、入山沓ヶ所 大原野山ハ入相申候

一、小判貳両三分銀拾貳式分四厘 御拝借御返納(註・飢饉御救金はハ七年以前卯春(元禄十二年)遠藤次郎右衛門様御代官所の時御拝借仕り候、御返納ノ儀ハ無利子辰ノ年(元禄十三)より申ノ年(宝永元年)迄老年ニ小判貳分銀四匁九步五りん宛五年ニ御返納仕り候

一、米四石沓斗五勺 御救米、此小判五両貳分式朱銀四匁四厘、但シ百俵ニ付五拾兩かへ、是ハ卯ノ年(元禄十二年)水損風損仕候ニ付、百姓共困窮仕り飢及申候由御耳ニ達し、中より以下ノ飢百姓共ニ御救被下候

一、川除長式拾間 石積 高六尺・敷三間・馬ふみ式間 久成村川通

一、川よけ長六間 石積 高四尺・敷二間・馬ふみ沓間半

一、牛垣出し 長八間 牛木廿四本・かご拾六・竹十式束

是ハ未ノ春(元禄十六年)高柳佐右衛門所御奉行ニ而諸入用(公費)仰付下され候

一、当村江戸御廻米切石村藤川岸エ出シ上乘方へ相渡シ申候、舟賃ノ義ハ御公儀様より御払遊ばされ来り申候、村附出ノ道法拾八町ノ所百姓役ニ仕来り申候(切石河岸迄は農民負担・川下舟賃

は幕府負担)

一、御伝馬切石村エ正月ニ六疋宛老年ニ七拾貳疋正定助申候、役高拾四石四斗御引キ下され候(三十八年後の寛保三年より切石・寺沢へ三疋宛)

一、当村名主給米 式石六斗式升、是ハ高へ割懸ケ取来り申シ候

一、当村各主ノ義ハ長百姓四人ニテ老年替りノニ致申シ候

一、役高七石式斗ハ名主役除 役高九石ハ長百姓役除

一、御年貢江戸廻御米ノ義御代官所切ニ御公儀様より上乘御定、干米金(欠米金)として百俵ニ付小判沓両三分より式両式分迄ノ内、年ニ依テ高下御座候テ出シ来り申シ候

一、村中諸事入用夫錢(村費)ノ儀老年ニ付五両より七両迄ノ内年ニ依リ高下御座候テ掛り申シ候ハ村中寄合吟味ノ上高割ニ致シ来り申シ候

一、当村御役高(年貢高)六拾三石九斗式升

内拾四石四斗ハ御伝馬役引 残四拾九石五斗式升 御役高

一、高拾六石七斗六升五合 枝郷堂平分

堂平ノ義山中悪所ニテ耕作美入り不足ニ御座候、其上猪鹿猿大分ニ出テ耕作喰荒シ百姓退転(破産して他へ引き移ること)仕り候ニ付キ七年以前卯ノ年(元禄十二年)遠藤次郎右衛門様御代官所ノ節御訴訟仕り候へ共御見分遊バサレ四年以前巳ノ年(元禄十四)より御取下ゲニ遊バサレ下サレ候

右ハ当村諸事御尋ニ付、村中ニ之有ル品々、前々仕来り候様委細帳面ニ記シ差上ゲ申シ候通り相違御座無ク候

(一七〇五)
宝永二酉年

選澤村古繪圖

天保三年



甲州巨摩郡川内領久成村

名主	次右衛門	㊦
長百姓	作兵衛	㊦
同	政右衛門	㊦
同	頼兵衛	㊦

(江尻窪区蔵)

文政十一年(一八二八)
明細書 上帳
九月 巨摩郡遅沢村

甲州巨摩郡 遅沢村

- 一、家数拾軒 人数六拾老人・馬三疋
- 一、寺老ヶ所 禅宗下山南松院末千光庵 素師堂老ヶ所
- 一、当村 長百姓老人、長百姓役高ハ江尻窪・遅沢・梨子・福原ノ四ヶ村役高ノ内老石宛取来リ候
- 一、当村名主役ノ儀ハ江尻窪村ニテ往古より兼帯ニ相勤メ来リ申候
- 一、高札場老ヶ所 但し村中
- 一、田方ハあを砂まじり、稲草ハうづら・ふくとく・あかたま之類
- 一、畑方ハあかまつち・大小豆・粟・稗・きび・たばこも少々、其ノ外菜大根作り申候、
- 一、農業作間稼ノ儀ハ男ハたき木取り或ハ駄賃、女ハ木綿糸稼等
- 一、五拾五ヶ所 新林ニ御改請 林小物成(林年貢) 出シ候

宝永七寅(一七一〇)年飯富村と草間出入仕リ其上御繩外ノ所人別限リニ林政歩請老反ニ付米老升宛出申候、合九斗三升四合

一、拾五ヶ所 新林ニ御改請 草間出入右同断、飯富村より入作百姓末年ヨリ老反ニ米老升づつ出し申候、此米合老斗九升七合

一、早川ニテ川狩リ仕り来リ申候

一、当村御城米ハ八日市場村川岸迄廿四丁出し申候

一、御年貢米金納次第ノ村方ニ御座候

一、当村田畑質入直段、上・中田ハ老反ニ付三兩より四兩迄入申候
下・下々田ハ老反ニ付式兩式分より三兩迄、上中畑ハ老反ニ付式兩より三兩迄、下・下々畑ハ老反ニ付老兩式分より式兩迄、

一、米老石老斗三升老合 林小物成(林年貢)

此ノ林数五拾ヶ所 内式拾ヶ所寺林 三拾ヶ所百姓林

是ハ宝永七寅年飯富村ト草間出入仕候節御改仰付ラレ、持分限リニ御繩請老反ニ付米老升ヅツ御上納仕リ申候

一、当村預リ鉄炮式丁御拝借仕リ置キ申候

一、高拾老石五升五合 飯富村より入作

一、高拾三石八斗老升 江尻窪村より入作

一、高六斗 笹走村より入作

一、高七斗三升六合 樽坪村より入作

一、高三石七斗六升九合 中山村より入作

一、高老石三斗八升式合 古長谷村より入作

一、名主給ノ儀、甲金五兩老分老朱也、是ハ四ヶ村百姓持高老石ニ付キ甲銀老匁六厘ヲ以テ掛ケ、江尻窪村兼帯名主江差出申候

近村ニ駄賃附ケ

- 一、飯沢村へ甲銀壹匁式歩、一、西島村へ甲銀七歩五厘 一、切石村へ甲銀五歩 一、八日市場村へ甲銀四歩 一、飯富村へ甲銀三歩 一、下山村へ甲銀五歩 一、江尻窪村へ甲銀三歩
- 右ハ当村ニ有来リ候、類明細書上ゲ申候、廻相違御座無ク候 以上

(一八二八)
文政十一年九月

遅沢村 名主 六郎左衛門

長百姓 佐太郎

百姓代 直右衛門

(江尻窪区藏)

柳沢吉里私領から代官統治を翌えた最初の年の明細帳である。

享保九辰年(一七二四)
甲斐国巨摩郡西川内領
福原村諸色明細帳
五月

- 一、当村分内 東西廿卷町江尻窪村境より早川境迄

南北三町古長谷村境より梨子村境迄

但府中(甲府)へ九里

- 一、人数三拾四人 内拾八人男 拾六人女

- 一、家数八軒 本百姓 馬壹疋 女馬

- 一、御年貢御取米 三分一ハ小切御定直段、小判壹両ニ四石壹斗四

升之、三分二ハ大切米年ニ御直段、但シ去申ハ小判壹両ニ六斗

式升六合之 右ノ内御米納次第御金ニテ納メ来リ申シ候、河内領ノ義ハ御國中ニ拾両ニ四俵高

- 一、御口米御取米壹石ニ付四升五合五勺ノ内ニ而御上納仕来申候

- 一、大豆五升 是ハ御年貢ノ内ニテ買納府中ニテ請合を以て請負人方へ去申年ハ壹俵ニ付銀式拾式匁八分ノ勘定を以テ三兩壹分八厘相渡シ札取置キ申シ候

- 一、田畑方作毛 稗粟大豆 但シ山苅生畑ハかうらい作り申シ候

田方いね斗り作り申シ候

- 一、耕作之外男女かせぎの儀何に而も無御座候

- 一、人馬役勤メ申ス儀江尻窪村江罷出組合ニ而古来より諸事御入用

人足相勤メ来リ申シ候

- 一、高拾三石式斗式升壹合 江尻窪村より入作

内壹石三斗三升四合ハ田方 拾壹石八斗八升七合ハ畑方

- 一、高壹石式斗七升四合 畑方梨子村より入作

- 一、高式石九斗式升五合 畑方古長谷村より入作

- 一、高壹石壹斗八升七合 畑方梨子村へ出作

- 一、高九斗五升壹合 江尻窪村江出作

内八斗六升四合ハ田方 八升七合ハ畑方

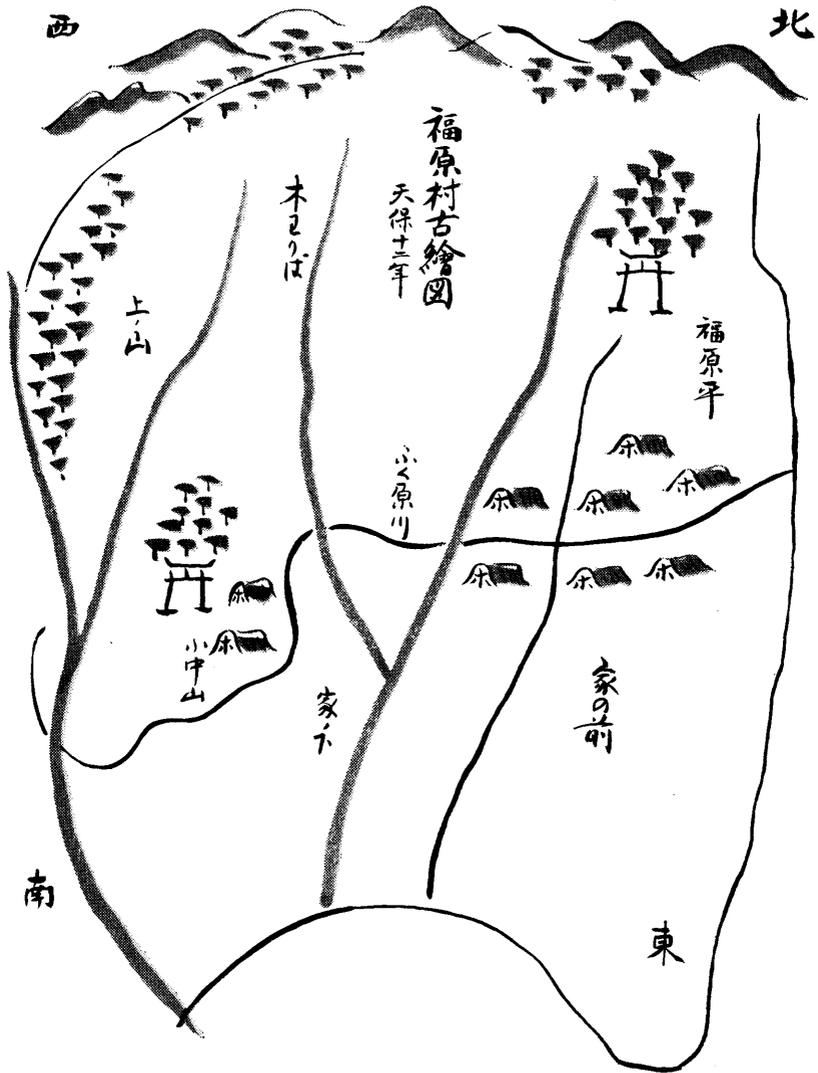
- 一、百姓林 壹ヶ所 日影林 是ハ少々ノ松木御座候、往古ヨリ御

年貢不納ノ場ニ而御座候、此場ニテ下草之義ハ江尻窪村・遅沢

村・梨子村入相ニテ取来リ申シ候

- 一、入相 薪秣かや取場 梨子山壹ヶ所 早川山壹ヶ所

是ハ山銭なしに先年より入相ニテ薪秣かや取来リ申シ候



梨子山へ道法拾五町 早川山へ杵里御座候

一、御米合 四斗式升 元禄拾二卯四月 夫食御拜借五ヶ年ニ御返納仕り候 此小判式分銀三分五厘ヅツ 是レ八辰暮（元禄十三年）より老年ニ銀六匁ヅツ申ノ暮（宝永三年）迄五匁三分五厘ヅツ御返納仕り相済申候

一、銀六拾匁匁三分五厘 是ハ元禄十三辰ノ二月、河内領及録ニ候ニ付御訴訟仕り、右ノ銀高当村へ被下置キ候

一、用水ハ天神沢と申ス所ヨリ取来リ申シ候

一、当村切支丹御札並ニ捨馬札以上式枚右ノ外一切御法度ノ札無御座候

一、当村より、江戸へ四拾三里半、信州へ拾五里半、駿州岩淵迄十五里

一、名主給米ノ義百姓持高を以て高老石ニ付老升五合ヅツノ積リ御年貢勘定帳ニ載出シ来リ申シ候

一、名主長百姓ノ義古来より江尻窪村ニ而相勤メ御指紙ノ義別紙ニ罷下置、其ノ取箇（年貢高）ニ而出シ来リ夫錢懸物ノ義ハ四ヶ村百姓持高ニ而出人足御入用ノ時、四ヶ村相談を以テ動来リ申候

一、御検見流引方割ノ義、御検見引御帳を以て場所切に反別ニ引申候、御検見ノ節ハ御触相廻り候へ共、江尻窪村名主、長百姓寄合村切ニ内改仕り、其上御役人様御見分罷遊御改被成候

一、諸事入用、懸リ物江尻窪村ニ寄合詮義仕り割究メ、百姓持高ニテ出シ来リ申シ候

一、当村薪ノ義、早川山ニ而取来リ山錢ノ義ハ出し不申候、道法老

里

右ハ宝永二酉年指上ゲ申シ候、明細帳ノ面不残写シ指上ゲ申ス所相違無ク御座候、以上（内容は宝永二年の明細帳の転記である）

享保九辰年 五月 西川内領 福原村

名主 佐次兵衛 ㊦

長百姓 源重 郎 ㊦

市川御役所

（江尻窪区蔵）

享保九辰年（一七二四）

甲州巨摩郡西川内領梨子村

諸色明細帳

五月

一、当村分内 東西三拾老町江尻窪村境より早川村境迄

南北九町福原村境より笹走村境迄

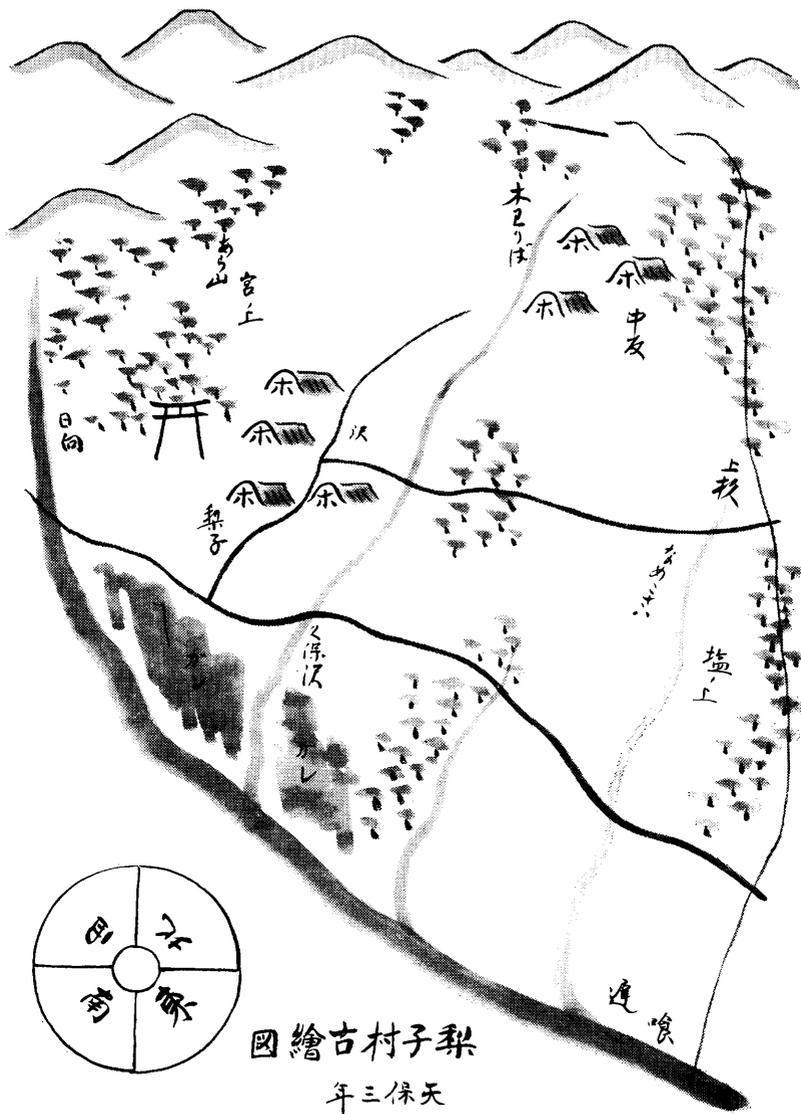
但シ府中へ九里

一、人数式拾九人 内拾三人男 拾五人女 老人僧

一、家数六軒 本百姓 馬三疋 女馬

一、御年貢御取米 三分一ハ小切御定直段、小判老両ニ四石老斗四升カエ、三分二ハ大切米御直段去ル申年ハ小判老両ニ六斗式升六合カエ、右ノ内御米納次第御金ニテ納来リ申候、河内領ノ義ハ國中ニ拾両ニ四俵高

一、御口米ノ御取米老石ニ付四升五合五勺ノ内ニテ御上納仕来申候



第四章 江戸時代

- 一、大豆六升 但シ米ニ式升カエ 是ハ御年貢ノ内ニテ買納府中ニテ請合ヲ以テ請入方へ去申年ハ卷儀ニ付銀式拾式匁八分ノ勘定ヲ以テ銀三匁八分卷厘相渡札取置申候 (大豆は米の三分一の値、久成村明細帳の二分一と比較参照)
- 一、夫金 御幸夫 是ハ役高拾九石九斗三升八合ヲ以テ御割被成候御川除御役金も此高を以て御割被成候
- 一、田畑方作毛 稗・粟・大豆 但し山刈生畑はかうらい作り申候 田方へいね作り申候
- 一、耕作の外男女かせぎノ儀何ニテモ無御座候
- 一、人馬役勤申ス儀、江尻窪村エ罷出組合ニテ古来より諸事御入用人数相勤メ来リ申シ候
- 一、高拾九石九斗壹升貳合 江尻窪村より入作 内四石貳斗貳升八合ハ田方 拾五石六斗八升四合ハ畑方
- 一、高老石壹斗八升七合 畑方福原村より入作 右式ケ村より当村エ入作仕り候
- 一、高老石貳斗七升四合 畑方福原村へ出作
- 一、百姓林ヶヶ所 上ノ山 是ハ少々ノ松木御座候、終ニ御改メハ無御座候、林ニテ往古ヨリ御年貢不納ノ場ニテ御座候、此場ニテ下草ノ義ハ江尻窪村・福原村・遅沢村入相取来リ申シ候
- 一、御米合 四斗貳升 元禄十二卯四月、夫食御拝借五ヶ年ニ御返納仕り候、此小判式分銀三分五厘、是ハ辰暮より元年ニ銀六匁ヅツ去申暮ハ五匁三歩五厘御返納仕り相済申シ候
- 一、銀六拾八匁四分四厘 是ハ元禄十三辰三月河内領飢餓ニ候ニ付

御訴訟仕り右ノ銀高当村へ罷り下シ置キ候
 一、用水ハ窪ノ沢より取来リ申シ候
 一、当村切支丹御札並ニ捨馬札以上式枚右ノ外一切御法度ノ札無御座候

一、当村より江戸へ四拾三里半 信州へ拾五里半 岩淵迄拾五里
 一、名主給米ノ儀百姓持高を以て高老石ニ付壹升五合ヅツノ積リ御年貢勘定帳へ載出し来リ申シ候

一、名主・長百姓ノ義古来より江尻窪村ニテ相勤メ指紙別紙四ヶ村百姓持高出し人足御入用ノ時ハ四ヶ村相談ヲ以テ相勤メ来リ申シ候

一、諸事 入用懸り物江尻窪村へ寄合詮議ノ上割究メ四ヶ村百姓持高ニテ出し来リ申シ候

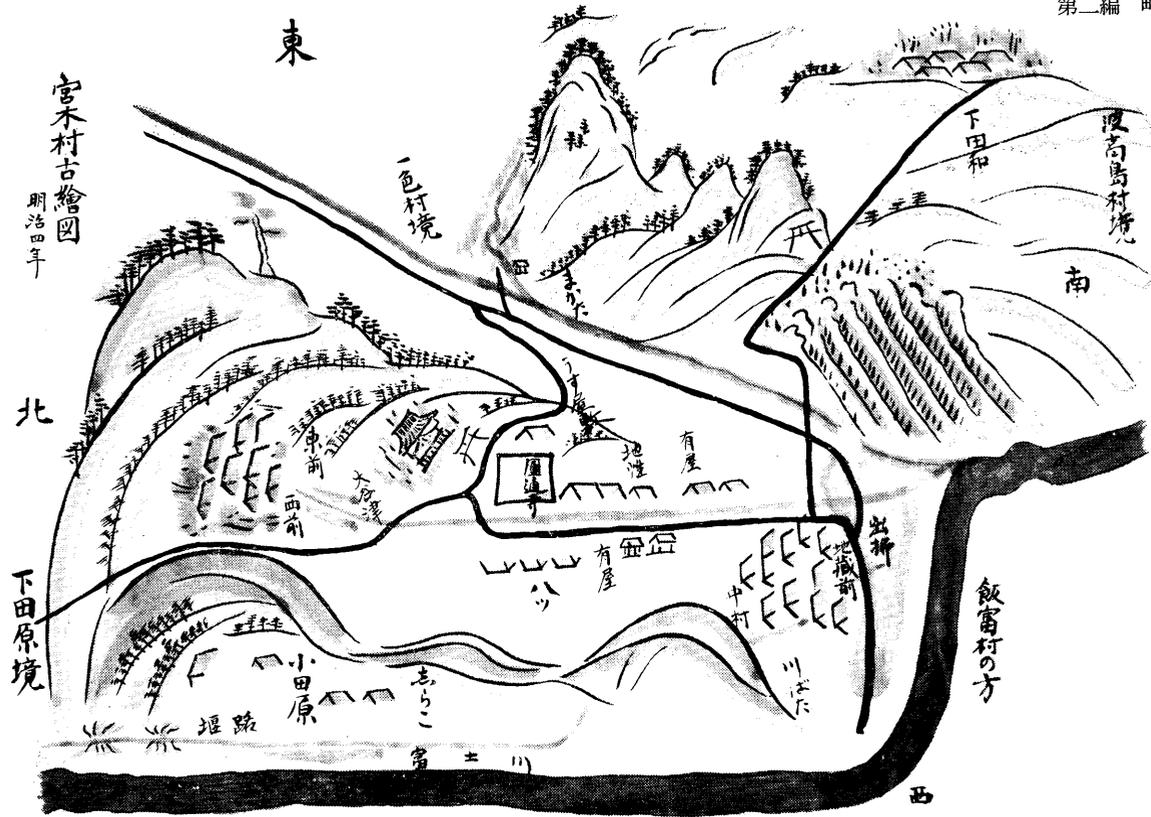
一、当村薪ノ義早山川ニテ取来リ、山銭ノ義ハ出シ不申、道法壹里右ハ宝永二百年指上ゲ申シ候明細帳之面不残写し指上ゲ申ス所相違無御座候 以上

(一七二四)
 享保九辰年五月 西川内領梨子村

名主 佐次兵衛 ㊦
 長百姓 源重郎 ㊦

土地柄書上帳
 八代郡第十五区
 共和村ノ内元宮木村

(高野真氏藏)



宮木村古繪圖

明治四年

土地柄書 八代郡第十五区 共和村ノ内元宮木村
戸数九十二戸 人数四百三人

内 男貳百十二人
女百九十一人

一、当村ノ儀、東ハ常葉村境・西ハ富士川境・北ハ旧下田原村境・南ハ旧波高島境

一、田畑ノ儀、西南ヨリノ耕地ニテ南東ニ大子山(だじやま)(醍醐山)ト申ス高岳御座候、田用水ノ儀ハ字地性、大谷ツ二タ字ノ田貳町壹反歩余ハ八ツ沢ヨリ引入レ、僅カノ沢水ニテ五ヶ年ニ貳ヶ年位、早損ノ憂御座候、字仲村ト唱ヘ候場所ニ、田六反歩余ハ引水無ク天水ノミニテ五ヶ年ニ三年位早損ノ憂御座候、字井戸田ト唱ヘ候場所ニ田壹町歩余ハ、山沢ノ極ク冷水ニテ五ヶ年ニ貳ヶ年位ハ不熟ノ憂御座候、右字ノ外ニモ田少シ之レ有リ候ヘドモ、冷水ノ場所ニテ五ヶ年ニ三ヶ年ノ不熟ノ憂御座候

一、田肥ノ儀ハ壹反ニ付、壹ヶ年ニ木葉刈數七十背負位、壹里余隔リ候場所ノ銘々持山より、刈取り肥入レ申シ候

一、田畑ノ儀ハ壹反ニ付、壹ヶ年ニ糶糠代価金五十錢位、草三十背負右同断銘々持山より刈取り肥入レ申候、持山之無キ者前ト同断、尤モ右草三十背負牛馬ニ踏テ入レ申ス者モ御座候、以上前書之通り相違御座無ク候也

明治九年第三月

右村 伍 長 高野房匡

同 近藤汎円

副戸長 近藤勝信

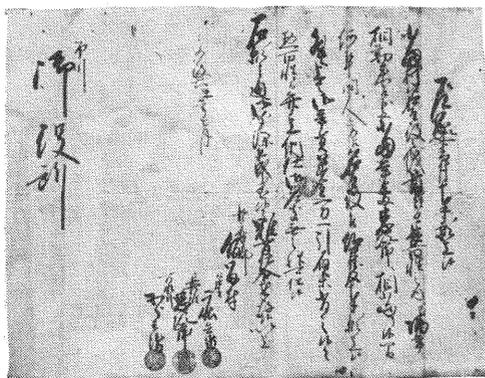
山梨県令 藤村紫朗殿

同 若林義重

第三節 村役人

(一) 村方三役

江戸時代、代官の支配のもとに実際に村政にあたったのが村役人である。村役人は、名主(なぬし)・長百姓(おさびやくしやう)・おとなびやくしやう)・百姓代(ひやくしやうだい)の三役があり、これを村方三役(むらかたさんやく)とよんだ。



三判(飯富村名主役弁納証文・古屋保氏蔵)

村政はこの三役によつて行なわれ公用の提出書類には、この三役の連印が必要で、これを「三判」といった。

ことに名主は、領主側の支配機構と農民側との接点としての役割をもち、その意義は近世村落史上大きなものがあつた。名

主は、初期にはほとんど世襲制であった。世襲の名主の中には、武田時代からの遺臣や、中世以来の土豪の系統をひくものや、草分百姓で持高の多い地主層のものが多かった。しかし時の経過とともに組頭くみがしらクラスの勢力の拾頭も当然出てきて、享保の頃からは名主の交代制がとられるようになってきた。

名主の就任には代官の許可が必要だった。

名主給として給米（一石五斗平均）および年貢減免の特典を受け、経済的にも優越していた。この名主給は、村民が出す「村入用」つまり村費の中からまかなわれ、給米金高は各村の明細帳（第二節）に明らかである。

名主の仕事は決して暇ではなく、責任も重かった。領主からの法令や廻状・年貢割付等の公式書類はすべて名主にくる。宗門人別帳や五人組帳等代官から提出を命ぜられる書類は名主の責任において作成せねばならない。年貢を村の百姓に小割する場合の責任者もまた名主である。特に年貢納入にあたっての名主の責任は一段と重かった。つまり、村落の行政上の運営にあたっては、何から何まで名主の責任で事を行なった。また、百姓の中で農業を怠ける者や酒に酔って他人に乱暴したりした者に対しては、説教をして始末書をとるといったぐあいであった。つぎの詮証文もその一例である。

差出シ申ス一札の事（切石・天野晃氏蔵）〔訳文〕

一、当村ノ百姓□左衛門義、去ル卯年拾三ヶ年以前ニ死去致し、夫より後家デ百姓渡世わい能リ有リ候。然ル処、当月十日晚隣村若者等三人集リ酒給ハリ居リ候処、村役人御見廻りの目に留り、一言ノ申訳之れ無く御差当り組合一同御詫び仕り候処、早速御聞儀下され有難

く存し奉り候。以来は右様ノ儀決して致す間敷まじ候。依て一同連印差出申す処、件くだんの如し

寛政二（一七九〇）年卯七月十一日

当人 □左衛門つとむ 組頭 太右衛門 ㊦

当村御役人中 様

といったぐあいであった。

名主とならんで長百姓があった。名主の補佐役で村の有力百姓の中から本百姓の入札で選ばれた。名主の許可制に対して、代官所への届出制でよかった。江戸中期以降は、この長百姓の内から年番で名主をつとめた。本町旧村の場合長百姓給を受けた例は少なく、役引高ひきこうといって四〜五石の年貢減免の特典があった。

百姓代ひやくしやうだいは、百姓の代表もしくは代弁者として監査役をつとめた。一般農民の村政への発言権がしだいに強くなってから出現し、享保ころからおかれるようになった。平須村の場合の如く村民を代表して名主の不正を追究し、越訴おこせしてこれを追放した場合すらあった。通常長百姓の欠員や増員に伴って入札の結果、長百姓になり、やがて名主となるケースが多い。

長百姓・百姓代の人数は、村の大小によって不定であり、梨子・福原・遅沢村の如き小村は江尻窪村の村役人が兼帯していた時代もあった。幕末と共に村役人の仕事もふえて増員する傾向にあった。

享保九（一七二四）年甲斐国は、柳沢氏のと天領（直轄地）となるが、その際甲府・上飯田・石和の三代官は、まず行政の末端機構の村の政治を掌る名主および長百姓の選任について、つぎのよう

な覚書を公布した。

覚 (訳文)

一、村々の名主は、いままで長百姓の内から年番で勤めてきた。そのため、出入(紛争・訴訟)などもおこっているが、そのような村は吟味(取調べ)の上、常勤名主に申しつける。

一、現在村方で長百姓を望む者もあり、そのために出入に及ぶ村も多い。自ら村役人を希望して申出ることには不屈き故そのような願出はしてはならない。

一、今後とも長百姓の欠員がある時は、長百姓筋にふさわしい者の内から村中なっとくで願出るについては申付けるのでそのよう心得よ。もし村中の意見が整わない場合は入札に申付ける。

但し長百姓格の者でなくても、人柄よく誠実な者で村中なっとくで願出た場合は吟味の上申付ける。

一、長百姓筋の者でも無筆無算の者、ならびに石高が二石以下の所持者は申付けない。但し村方小村で百姓の数少ない所では小高でも申付ける。

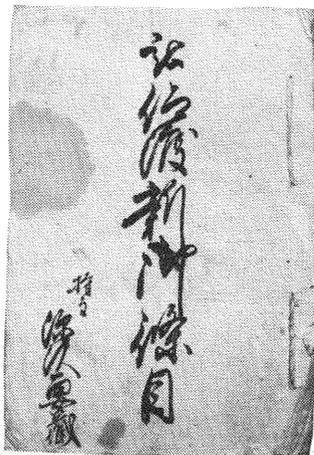
一、長百姓はなるたけ大勢にせず御用を果すようにすること。いまだある人数を増すよう願出ても吟味の上申しつけないようにする。

右は名主、長百姓につき諸村に紛争が多く、そのため百姓が難儀してきているので今後は右の通り定める。

以上の触渡して幕府直轄領以降の村役人に対する支配体制の意向はわかるが、村方文書を見ると必ずしもこの覚え書きが徹底したとはいえず、各旧村とも村役出入はあとを絶たなかった。

また、享和三(一八〇三)年の「被仰渡新御条目」(手打沢・深沢敬喜氏蔵)にも、長百姓の選任にふれて次の如く公布している。

一、長百姓役の人数が多いと、名主役の輪番が遠く役務が不馴れになるので、村高に応じて人数は少なく定め、役人は貞実な者を入札を以て取りきめ、総百姓の連印をとりつけよ。尤も筆算のできない役人は選ばず、百姓代は年番にしても新規にしても年々正月中に名前を届ける事。



被仰渡新御条目
(手打沢・深沢敬喜氏蔵)

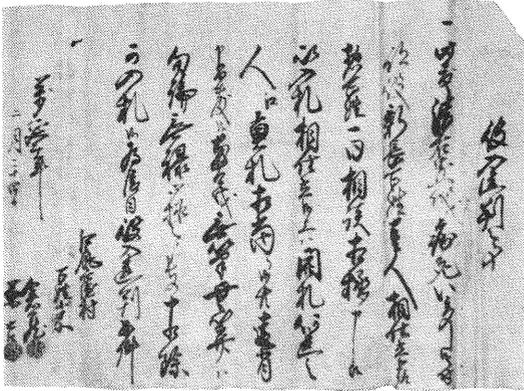
一、名主役の勤務は万端貞実に取計ひ、村費をかけないよう心掛け、年番交代の期月を守り、引継ぎの検地帳・名寄帳・割付・皆済目録^{かいぎもくろく}の外、勘定向の書類は大切にして、目録書をもって引継ぎの上、手形を取置くようにせよ。

附記 小前百姓(一人まえの百姓)は、村役人に背かず村方が穏順に治まる様すること。捺印したら村役人は役所へ印鑑を差出し、小前百姓は名主へ印鑑帳を差出すこと。

(一) 村役人入札議定書

つぎにかかげたのは、長百姓の病死に伴う補充のため、新長百姓選出をきめた総村中による議定書（江尻窪村）と、幕末期に至り村役人の公役・公用の増加に伴う長百姓増員のための総連印による議定書（平須村）である。

役入連判之事（江尻窪区蔵）



役入連判之事（江尻窪区蔵）

一、此の度、清右衛門儀、病死いたし候に付、以後新長百姓老人相

仕立候趣、惣百姓

一同相談相極め申

候、入札を以て相

仕立候上へ、開札

何連の人へ重札相

当り候共、違背申

す間敷候。尤も

無筆無算は勿論、

無縁同様のもの相

除き入札致す可く

候、後日の為、役

入連判件の如し。

（一八六一）

万延二年 二月

二十四日

江尻窪村

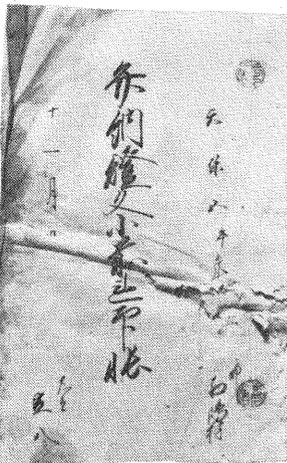
(百姓小前八十四名連判)

このように、長百姓は入札、つまり選挙制がとられたが、選挙といっても全村民でなく、本百姓である戸主が投票した。被選挙者も読み書き算盤のできるそれ相応の持高者に限られていた。平須村の場合は持高一石五斗、古長谷村の場合は二石以上と指定されていた。

議定連印ノ事（平須区蔵）

当村役人勤方の儀、近年御用多きにて御差支も御座候儀に付、増設致す可き趣、仰せられ御座候に付、村中一同相談の上、入札を以て長百姓相仕立可く申候、尤も持高石五斗以上の人物宜敷者見立て人撰いたし入札仕る可く候、

且つ誰人へ重札相当り候とも決して違変（とりきめやぶり）等仕り間敷候、然る上は弁納証文へ聊かも差支へ無く印判致す可く



弁納証文小前連印帳（西島区蔵）

候、之に依り村内一同連印の入札儀定証文仍て件の如し、

(一八六八)
慶応四年七月十八日 (百姓惣連印)

前書の通り村中一同相談仕り候処、相違御座無く候、以上

百姓代 五 兵衛

同断 彦左衛門

村役人中

(三) 名主交代の弁納証文

つぎの書状は、名主交代に伴う代官所宛提出された弁納証文である。年番名主が就任するときは、村方三判による弁納証文を提出しなければ役所では任命しなかつた。

弁納証文とは、次の書状中にもある「御年貢米金引負仕り候はば惣百姓にて引受け、きつと弁納仕る可く候」つまり、御年貢納めについて名主に公務上の損失負担がかかった時は、村中一同で弁償して完納する旨の誓約証書である。次の証文は、名主制度最後の年のものであるが、このような行政機関末端の自治体の長を監督官庁で任命する制度は、やがて名主制にかわって戸長制・村長制となる明治五年より明治の末期迄継承されるのである。また長百姓の新設加入の場合の弁納証文は、惣村中の捺印がないと役所では任命しなかつた。写真・西島村の弁納証文小前連印帳がそれである。

乍恐以書付奉願上候 (切石・天野晃氏蔵)

巨摩郡 切石村

名主 利兵衛

長百姓 兵八

右村役人申上げ奉り候、当村名主役の儀、長百姓順年に勤メ来り去る末(明治四)依田利兵衛相勤め候処、御年貢米金引負等御座無く当申(明治五)七月より天野兵八順年に相当し候間、何卒御仁恤を以て同人に名主役仰せ付け成し下し置かれ度く、然る上は兵八名主役中、万一年貢米金引負仕り候はば、惣百姓にて引受け急度弁納仕る可く候、且つ今般交代に付き、村中故障の者一切御座無く候間、右願の通り御聞済成し下し置かれ度く、連印を以て願上げ奉り候、

明治五年六月

右

名主 依田利兵衛 ㊦

長百姓 天野兵八 ㊦

同断 遠藤丈右衛門 ㊦

同断 天野新太郎 ㊦

同断 依田常兵衛 ㊦

百姓代 依田半右衛門 ㊦

同断 渡辺太郎兵衛 ㊦

郡中惣代

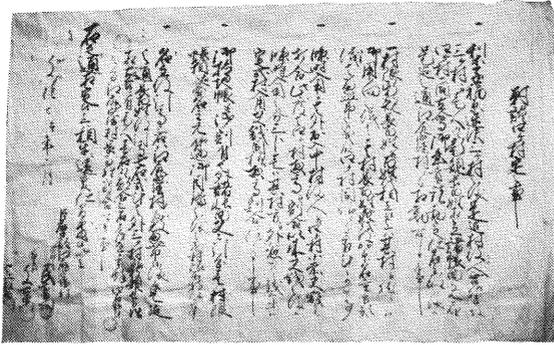
西島村 笠井丈左衛門

山梨県御役所

この弁納証文からも明かなように、江戸時代を通じて名主役の大の仕事は一村の年貢を滞りなく完納させることであつた。

四 村役人をめぐる出入

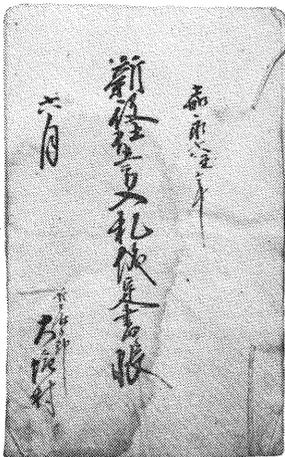
出入というのは江戸時代における民事訴訟のことである。訴訟手



対談四ヶ村定之事（江尻窪区蔵）

続は原告が目安という個条書形式の訴状を代官所へ提出すると、代官所はこれを審理し相手方召換の裏書を加えて原告に還付する。これを受けた原告は被告に送り、被告はこれに対し返答書を提出し、代官所は両者の言分を審理するのであるが、民事訴訟の場合役所は内済といつて極力双方が和解談合により事を解決し奉行所までもちこんで表沙汰にしないようにした。証文の扱入（仲裁人）には隣村・近村の村役人があたり、内済成立の場合は済口証文を交換し、連署の一通を奉行所に提出し、それは事実上の判決文の効果をもつた。内済が成立しない場合は、江戸表の奉行所にもちこまれ御裁許の形をとるわけだが、訴訟の費用は一切村方負担で一村を疲弊さすほどの莫大な額と年月と出労を要することが多かった。したがって訴訟にあたっては、いかほど費用がかさんでも村民全部で必ず負担する旨の議定書に物連印をとりつけている古文書が多い。

- 1、江尻窪四か村組合役儀出入

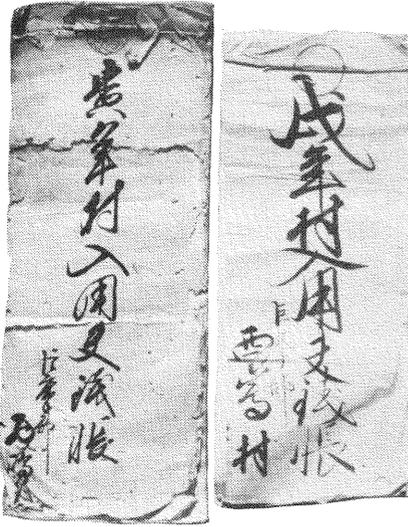


新役仕立方入札儀定書帳（大塩区蔵）

明細帳で見たように、梨子・福原・遅沢・江尻窪村は古来組合村として江尻窪が三役を兼帯してきた。しかし文化年間、年貢の各村割付けの取計いから出入があり、ほか三か村から組合村解体願の出訴がなされた。この出入は、文化七年二月、箱原村名主・京ヶ島長百姓および古長谷・中山・葉袋村の近村役人の扱入が入り、各村へ新規に一名の長百姓役をおき、年貢の諸勘定は四か村一同立会で決め、名主役については従来どおり江尻窪で兼帯することで内済した。従来は江尻窪一村から名主ほか長百姓五名、百姓代四名が出され、ほか三か村には村役がなかったことに起因した。この役儀出入は、四〇年後の嘉永三（一八五〇）年結局各村が独立して村方三役を立てることで落着いている。

2、八日市場村間屋・名主役交代一件

八日市場村の場合は、伝馬宿だけに名主は同時に本陣と間屋を兼ねていた。必然的に名主はこれらの業務に支障のない宿方から出たが、安政四（一八五七）年以来入村の大山山・後山から出入があり、結局文久元（一八六一）年隣村役人の仲介によって大山山に



村入用夫銭帳 (西島区蔵)

も年番名主をおき、大子山年番の時は、宿方に出張所をおいていっさいの役務を執り、本陣も支障のないよう取計うことで落着する。これに類する村方役儀出入は各村ともあるが、結局は村政の実権を村役人だけがもつ封建体制下における村落自治体制そのものの矛盾と缺陷がひきおこすトラブルにはかならなかった。

(五) 村入用帳・村入用小割帳

村入用帳は、村入用夫銭帳その他様々の呼び名があるが、要するに村の一年の出費を細目毎に書き上げた帳面である。村入用は年末に(または年二回)集計してそれを村民全部に割掛けるわけであるが、この割掛けた帳面が村入用小割帳である。この村入用の夫銭

割も名主の仕事の一つであるが、その割振は決して容易なことではなく、夫銭割振にからむ出入も各村に少なくなかった。安政二(一八五五)年の江尻窪村の夫銭出入一件の済口証文によると、
「年々夫銭割ノ時ハ村中ハ勿論入作(他村からの耕作者)立会ヒ帳面見届ケ熟談自得ノ上割合致ス可ク、夫銭割ノ儀モ江尻窪村入作惣代ノ者ハ触日限ノ通り相違ナク印形(印鑑)持参シ立会ヒ、若シ日限延日ニ相成候節ハ居村役人取計ヒ割合ヒ、然ル上ハ御年貢ハ勿論夫銭共触日限ノ通り名主方エ持参相納ム可キ筈ニテ云々」とあるように、総百姓立会いのもとで納得の上行なわれた。

第四節 宗門改帳

(一) 切支丹制札

江戸時代に入ってキリスト教の禁止はますます厳しくなった。寛永一四(一六三七)年一月におこった島原の乱は領主松倉氏の圧政に対する農民一揆だが、一揆の農民の心がデウスへの信仰によって力づけられていたことは否定できない。この事件があつてから幕府はキリシタンを徹底的に弾圧した。にもかかわらずキリシタンは江戸時代を通じてその信仰を守った。これを隠れキリシタンといつたが、明治六年キリシタンが解禁になった時は、その信仰習俗はすっかり土俗的なものにおしまげられていた。

次のキリシタン制札は同教徒の摘発のため、各村の高札場には必

ずかかげられたものである。

定

切支丹宗門ハ累年御制禁たり、自然不審成者これあらば申出べし、御褒美として、

(宣教師)

ばてれんの訴人

銀五百枚

註・銀一枚は四三匁 正徳元年は宝銀

(教職師)

いるまんの訴人

銀三百枚

七〇匁が金一兩、したがって銀五百枚はおよそ金三百兩、米価に換算すれば三百石という莫大なほうびである。

立歸り者の訴人

右 同断

同宿の宗門の訴人

銀 百枚

右の通り下さるべし、たとへ同宿宗門の内たりといふとも申出る品により銀五百枚下さるべし、隠し置き他所よりあらはるるにおゐてハ、其所の名主・五人組一類ともに罪科に行われる可き者也、

(一七一)

正徳元年五月

日

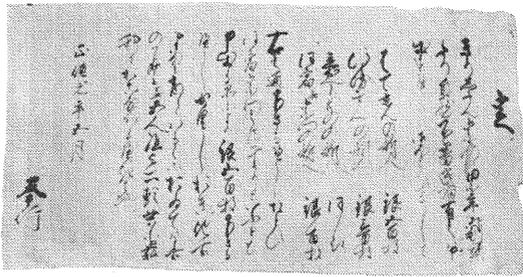
奉行

(二) 寺請制度

幕府は武士・農民・町人・男女・子どもを問わず一人ごとについてキリシタンかどうか調べ、この調査には寺院が一役買った。つまり寺院がこの者はキリシタンではないと保証するのである。

これを寺請制度といった。結婚・奉公・旅行・移住などすべて他出する場合には、必ず寺や名主によるこの証明を必要とさせた。つぎにかかげるものは、江戸から切石に定住し菓子職を営もうとした

吉五郎夫婦の移任の寺請証明と、名主の送籍券である。



切支丹制札写(依田明氏蔵)

宗旨送り一札之事

(切石・天野見氏蔵・訳文)

奏ス、吉五郎儀ハ代々浄土宗ニテ拙寺壇那ニ紛レ無ク御座候、御法度ノ切支丹ノ類ニとりかえの儀ハ御座無ク候、今般宗門相除キ念ノ為、送り手形件ノ如シ
安政四丁巳正月 日

江戸四ツ谷

浄土宗最光寺 印

差出シ申ス願ヒ一札ノ事

(訳文)

江戸神田紺屋町二丁目

繁次郎兄 吉五郎

同人妻

右ハ我等ノ兄ニ付、今般武人ノ者共ノ儀、其ノ御村方ノ長百姓豊吉、百姓和七・辛兵衛諸人ニテ、右其ノ御村方百姓文兵衛ノ屋敷ヲ借地仕り、菓子家職いたし罷リ有リ候処、引続キ菓子家職仕リ度ク申スニ付、宗旨寺相添へ送り遣シ候タメ、何率御村方ノ御取持を以テ、宗旨人別・五人組へ御加ラセ下サレ度ク願上ゲ奉リ候然ル上ハ御公儀様御法度ノ儀ハ申スニ及バズ、御用・村用等大切ニ相勤メ且又、一切ノ申分等仕ラズ村役人ノ差図ヲ請ク可ク申シ

候、若シ右ノ趣キ相反キ候ハバ、連印ノ者罷リ出行キ受ケ、御迷惑ハ決シテ懸ケ間敷ク候、後日ノ為一札差引申ス処件ノ如シ、
(一八五七)

安政四年巳十月

吉五郎弟

繁次郎 ㊦

江戸前木横町

証人 源次郎 ㊦

甲州切石宿 御役人御中
前書ノ通り相違御座無ク候 以上

江戸四ツ谷三丁目

町役人 宮辺清八郎 ㊦

享和三(一八〇三)年の新御条目(江尻窪区蔵)にも、「他所のもの住居願候はば、出所相糺し其の取村役人へ懸け合ひ、たしかなる請人手形を取り置き、店貸・借地等の儀も同様相心得可き事、」とあるように、江戸時代には人請のみならず地請・店請・金請などにもすべて請人が必要としたわけである。

つぎは、旅行者に対する壇那寺の発行した往来一札である。(訳文)

往来一札 (切石・遠藤信行氏蔵)

一、男老人 百姓 重左衛門

右ノ者ハ代々法華宗ニテ善妙寺且那ニ紛レ御座無ク候、然ル処此ノ度ビ心願ニ就キ甲州身延山ニ参詣仕リ候間、当人行キ暮レ候節ハ御慈悲ヲ以テ一宿仰付ケ下サレ候、若シ又病死仕リ候ハ

バ其処ノ御作法ヲ以テ御葬リ下サレ候、別段コナタへ御相談ハ及ビ申サズ候、幸便ノ節御越サセ罷リ下サレ候、先ハ往来一札件ノ如シ、

(一八五六)

甲州巨摩郡西河内領

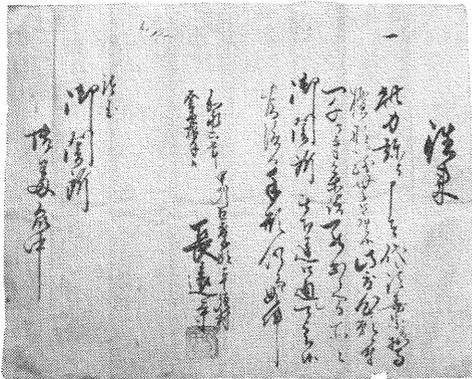
安政三丙辰正月 日

切石宿 善 妙 寺 ㊦

諸国廻々

御寺院衆中

もし旅中病死の際は、その土地のしきたりで葬ってくれてよい。ついでこの便があれば連絡してほしいというのである。江戸時代旅



往来一札 (平須・幡野力氏蔵)

立ちに家族と水盃をかわしたわけもうなすけよう。写真には諸国一千か寺参詣の心願にあたり、平須長遠寺から出された往来一札である。

このような寺請証文や名主証文がなければ、「旅人へ宿貸し候儀、名主・五人組へ相届け申すべし、怪し

(以下前記同文)

右同宗同寺旦那 (寺印)

一、与右衛門下人九藏義河内領八日市場村□兵衛子寅九藏 ④
之暮より卯の暮迄老年季ニ召抱申候(以下同文) 年 十九才

右同宗同寺旦那 (寺印)

一、与右衛門下人重右衛門義河内領笹走村□左衛門子重右衛門④
寅ノ暮より卯ノ暮迄老年季ニ召抱申候(以下同文) 年 廿四才

右同宗同寺旦那 (寺印)

一、与右衛門下女けさ義河内領矢細工村□右衛門娘寅けさ
ノ暮より卯暮迄老年季ニ召抱申し宗旨ノ義(同文) 年四十六才

右同宗同寺旦那 (寺印)

一、与右衛門下女よし儀河内領中山村□右衛門娘寅よし
暮より卯暮迄老年季ニ召抱申し宗旨ノ義(同文) 年 廿三才

右同宗同寺旦那 (寺印)

一、与右衛門下女まつ義河内領久成村□左衛門娘寅まつ
より卯暮迄老年季ニ召抱申し宗旨ノ義(同文) 年 廿四才

右同宗同寺旦那 (寺印)

一、与右衛門下女ひつ義当村□左衛門娘寅暮より卯暮ひつ
迄老年季ニ召抱申し宗旨ノ義(同文) 年 十八才

右同宗同寺旦那 (寺印)

一、与右衛門下女あき儀当村□左衛門娘寅暮より卯暮あき
迄老年季ニ召抱申候 年 十七才

右のように、百姓与右衛門は三人の自分の血縁家族のほかに、西

島・中山・夜子沢・八日市場・笹走の近村から五人の下男を、また矢細工・中山・久成・自村から五人の下女を抱えている。いずれも一年季奉公である。この場合家父長与右衛門は、一打・筆頭とも呼ばれていた。



改帳門宗された登録下女、下男、(手打沢・深沢敬喜氏蔵)

同じく宗門帳にある百姓重郎右衛門(四八歳)の場合、四人の血縁家族のほかに、近村から六人の下男と五人の下女計一人の奉公人を抱え、下男の一人はまだ九才の幼年である。このような地主がいるかと

思えば、一方□兵衛(五一歳)の場合は、五人家族で女房(四一歳)、長男佐□衛(二四歳)を残し、次男百松(二四歳)を宮原村へ、長女まつ(一九歳)を西島村へ、三男七蔵(二〇歳)を自村内他家へすべて奉公に出している。これらの奉公人は、何れも寺請証文を奉公先村内の請人(保証人)に預けて奉公するわけである。

江戸時代には分地制限が広く行なわれ、幕府が標準とした高一

○石、反別一町以上なければ分地できないことを考えれば、当時の農民の大部分は新田開発による田畑の拡張でもないかぎり、分家はほとんど不可能であった。分地制限は領主が年貢も納入できぬ零細農民の増加をおそれた処置であったが、一方農民自身も「世にぬほうものを田分けというのは、かの田地より来ることはなり」といわれたように高分けによる共倒れを防いだ。従って二・三男は奉公に出るか養子に行くか、生家で「カスオジ」「オジボウ」など軽蔑的な境遇で一生独身で居候的耕作に甘んじているか、さもなくば職人になる以外なかった。職人といっても当時は石工、大工、紺屋等副業的なものが多く自らその数は限定され、二・三男が独立百姓になるには、自ら耕地を開拓するほかなかつた。事実江戸時代の新田増加には二・三男の労働力が大きく貢献し、各地に残る何々新田なる村の多くは、こうした二・三男によって開拓されたものである。江戸時代の前半期は人口増加時代であり労働力は十分にあった。これらの安い労働力によって新しく開墾し、盛んな者は益々栄えて二・三男を分家させることもできたが、反面には生涯を奉公人で終わる家抱・名子・庭子などと呼ばれる譜代(世襲)の奉公人も少なくなつた。(『日本農業史』古島敏雄『近世農民生活史』児玉幸多)

また都市の発達に伴い町場に居住する商工業の従事者の多くは、こうした二・三男が吸収されていったものである。

(2) 宗門帳にみる奉公先

つぎに郷土の二・三男の奉公先を資料の残存する切石村・中山村の宗門帳から集計したのが次表である。

この年代は江戸後期に属してくるので、鯉沢・青柳・市川大門・

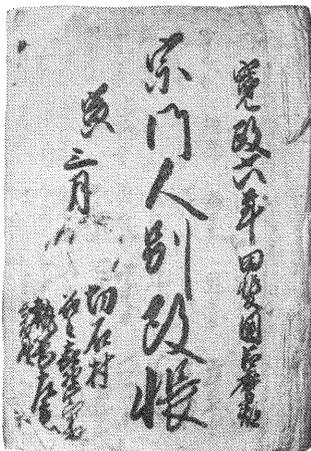
甲府等の町場への奉公人も目立ってくるが、なお河内に近接した中郡筋の在所も少なくない。

奉公人の男女の比率はほぼ半数で、めだつた傾向は見られない。

(3) 宗門帳にみる婚姻圏

次表の集計表は宗門帳にみる旧村の婚姻圏、および幕末の婚姻圏の記録がある明治初期の戸籍簿によるものである。江戸時代は一般に通婚範囲が狭く、江尻窪の場合自村内婚姻が五四%、大塩村の場合四一%とほぼ半数の高率を示し、これを隣接旧村・新町内まで拡げると八、九〇%が同一地域内での通婚である。数少ない遠隔郡、他国との婚姻関係は入婿、入嫁の例が多く、出婚の場合はほとんど近接村に限られている。

同じ隣接村との縁組も各村によって傾向がある。江尻窪の場合、早川町との婚姻が一五%を占め、中山村が対岸の身延町にのび、大塩村が富士見山麓づたいに五開地区との婚姻率二〇%に達しているのも当時の往還による交域と密接な関係を示している。切石村の婚姻圏が比較



宗門人別改帳

的広域なのも往還宿場の立地条件からであるうし、伊沼村が対岸東河内諸村との婚姻のめ

第四章 江戸時代

[中山村]

奉 公 人 他 出 先

[切石村]

年代	人数	奉 公 先	年代	人数	奉 行 先
明 和 (一七六五) 二年	男 6 女 14 計 20	鰻 沢 男 1 女 2 西 島 女 4 切 石 女 2 岩 間 女 2 伊 沼 女 2 鏡 中 女 2 荆 市 女 2 八 日 女 1 寺 場 女 1 落 居 男 1 八 日 市 男 1 寺 場 男 1 落 居 男 1	(一七八七) 天 明 七 年	男 5 女 7 計 12	鰻 沢 男 1 女 1 青 身 男 1 女 1 市 延 男 1 女 1 沢 伊 男 1 女 1 登 伊 男 1 女 1 沼 村 男 1 女 1 柳 山 男 1 女 1 川 登 男 1 女 1 登 沼 男 1 女 1 村 妻 1 女 1
			(一七八八) 天 明 八 年		
寛 政 (一八〇〇) 二年	計 3	鰻 沢 男 2 女 1 青 柳 女 1	寛 政 (一七九四) 六 年	男 10 女 9 計 19	甲 府 男 3 女 1 鰻 沢 男 2 女 2 荊 小 男 1 女 1 長 上 男 1 女 1 於 沢 男 1 女 1 古 市 男 1 女 1 下 村 男 1 女 1
文 化 (一八一七) 四年					

宗門帳に見る江戸時代の婚姻圏

中山村 寛政12 (1800)	自村21 福原4 夜子沢4 博坪4 伊沼4 江尻窪2 粟倉2 飯富2 古長谷2 遅沢1 梨子1 手打沢1 久成1 切石1 加賀美1 西島1 薬袋1 青柳1 大城1 柳川1 八日市場2 [自村34% 中富町43% 他町村23%]
切石村 天明7 (1787)	自村9 夜子沢3 西島3 久成3 手打沢3 大塩2 平須2 古長谷1 下山2 岩間2 江尻窪1 帯金2 鰻沢2 矢細工1 伊沼1 雨畑2 八日市場2 大城2 十谷1 大野1 保1 荻1 京ヶ島1 青柳1 [自村18% 中富町47% 他町村35%]
江尻窪村 明治3 (戸籍簿)	自村75 古長谷7 中山5 梨子4 八日市場5 博坪4 福原3 矢細工3 薬袋3 遅沢2 京ヶ島3 西島2 久成2 夜子沢2 粟倉2 早川2 塩ノ上2 飯富1 雨畑1 千須和2 宮木1 平須1 大原野1 笹走1 大島1 西八幡1 帯金1 川田1 上於曾1 西保1 [自村54% 中富町27% 早川町15% 他4%]

大塩村 明治2 (戸籍簿)	自村45 葛籠沢5 柳川7 久成7 西島6 梅久保4 平須4 夜子沢3 高下3 切石2 落居2 矢細工3 十谷6 古長谷2 寺沢1 伊沼1 宮原1 手打沢1 小室1 箱原1 楠甫1 八日市場3 〔自村41% 中富町30% 鯉沢町20% 他9%〕
伊沼村 明治3 (戸籍簿)	自村31 八日市場9 飯富9 下山4 平須3 下田原4 宮木7 夜子沢3 福原2 西島2 遅沢3 古長谷1 一色2 十日市場1 久成2 南部2 甲府3 波木井1 切石1 市川大門1 北川1 早川1 中山1 車輪田1 身延1 江尻窪1 新瀉1 帯金1 本郷1 矢細工1 清子1 下飯田2 静岡1 武州1 山家1 上田原1 落居2 市ノ瀬1 粟倉1 寺沢1 博坪1 鯉沢1 〔自村30% 中富町48% 他村12%〕
平須村 明治3 (戸籍簿)	自村167 矢細工29 大塩27 久成14 柳川14 古長谷13 切石11 夜子沢15 堂平10 中山10 伊沼10 京ヶ島10 葉袋10 江尻窪14 荻8 山王8 十谷8 塩ノ上5 寺沢7 大子山5 福原4 下山7 川平6 千須和3 粟倉6 八日市場4 草塩4 宮木6 本建5 長知沢3 石島4 下田原2 鳥屋4 梨子3 笹走2 波木井3 大島2 板取窪2 硯島2 博坪2 箱原2 西花輪1 水口1 大原野1 穂積2 身延2 飯富2 切房木1 松山1 西ノ宮1 遅沢1 吉屋1 早川1 落合2 宮原6 天神中条1 新倉1 舟原1 大城1 新巻1 横根1 長野1 車田2 落居1 古関1 甲府1 〔自村30% 中富町41% (内15%曙区) 他村29%〕

だつのも、富士川渡船による交流が密であったからである。このように自村、または隣接村との婚姻の高率は、当時の生活圏の狭さにもよるが、同時に他国の者との婚姻は禁止され、そうでなくても、

「婿嫁・養子取組ノ儀、名主・五人組立合ヒ念入ニ取りキメ可ク、右祝儀等分限ニ応ジ手軽ニ致ス可キ事」(享保三・新御条目)

など種々の制限や手続きがあったことにもよるものである。

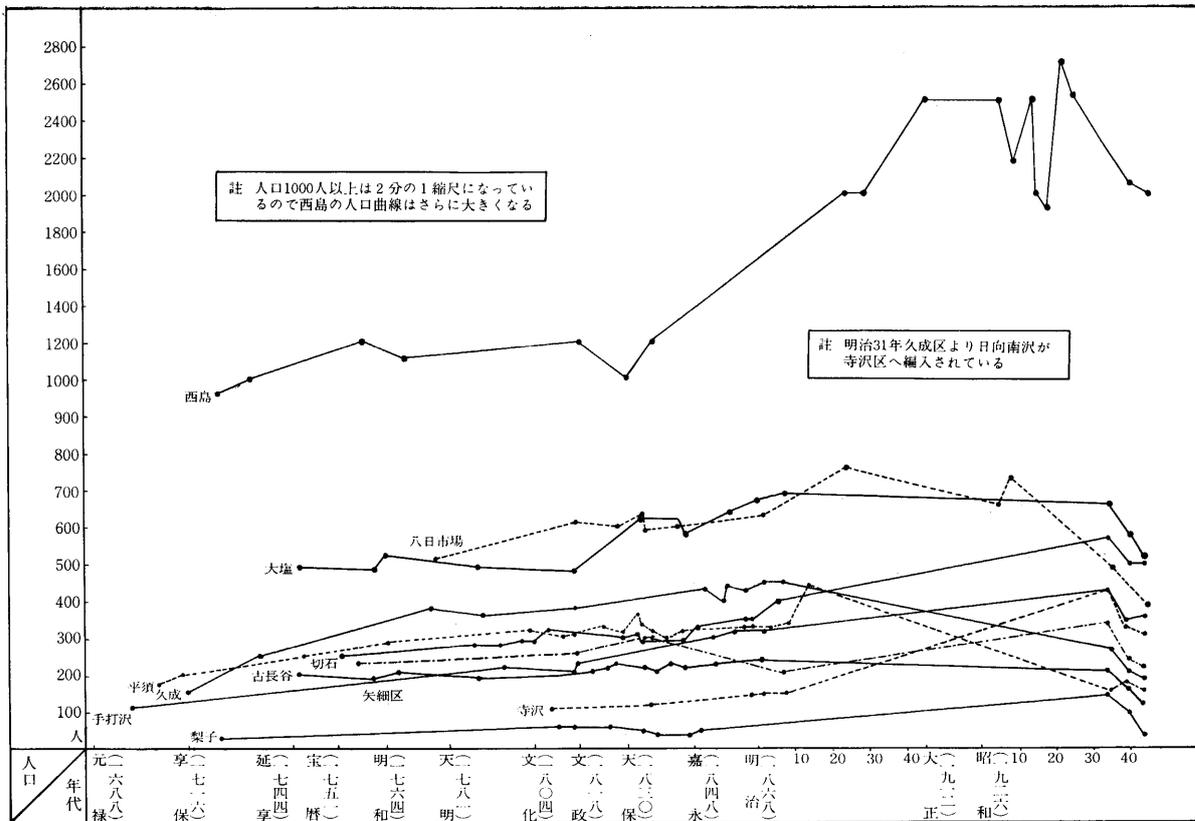
(4) 宗門帳にみる人口動態

宗門帳の各年代を追えばその村の人口動態が明らかになる。旧村の保存資料は年代も不揃いであり、資料の多寡もあり、必ずしも十分な比較考察はできないが、一般的にいえることは、江戸初期の人口増加率に比べ、江戸中・後期になるとほとんどの村が停滞し、横ばい現象を見せている。また天保四年から天保一四年ころにかけては、飢饉の影響が各村の人口動態に微妙なかげをおとしている。

幕府はこのような農村人口の減少は、とりもなおさず幕府財政の基盤である年貢の生産にも影響することとて、捨子や墮胎の禁止や、天保一四年には「人返し」政策をとる、都市へいる奉公人や職人の帰農対策を進めたので、その後若干の増加が見られるようになる。

また、江戸時代はならして男より女が少ないといわれるが、必ずしもそうはいえず本町の場合、江戸後期に至るに

第四章 江戸時代



人口動態

西島

年代	戸数	人口	力者部落		備考				
			戸数	人口					
寛文11 (1671)	131		24		屋敷検地帳 馬30疋 番人1戸(家族6)				
享保8 (1723)	199	957	24	77					
〃 17 (1732)		1,047		96					
宝暦7 (1757)	276	1,216	26	94					
明和5 (1768)	283	1,187	25	94					
天明3 (1783)	270	1,155							
文化12 (1815)	300	1,200	8	30					
文政13 (1830)	320	1,011	5	20					
天保7 (1836)	272	1,218	25						
慶応4 (1868)	340		(男)	(女)					
明治24 (1891)	348	2,001	1,029	972					
〃 29 (1896)	335	2,045							
〃 45 (1912)	382	2,454							
昭和5 (1930)	406	2,548							
〃 9 (1934)	395	2,168							
〃 14 (1939)	396	2,517	1,160	1,357					
〃 16 (1941)	386	2,010	945	1,065					
〃 18 (1943)	388	1,923	824	1,099					
〃 22 (1947)		2,732							
〃 35 (1960)	451	2,278							
〃 40 (1965)	451	2,054	1,087	967					
〃 45 (1970)	454	2,011	971	1,040					
大 塩									
年代	戸数	人口			出生	転入	転出	死亡	馬数
		男	女	計					
寛文11 (1671)	98								(屋敷検地帳)
延享2 (1745)	123	229	249	493					20
宝暦10 (1760)	126	228	239	467					13
明和1 (1764)	126			524					
天明8 (1788)	120	229	249	493					20
文化11 (1814)	130	250	230	480					(国志) 44
天保4 (1833)	143	334	287	621					55
天保9 (1838)	144	313	305	618					63
天保14 (1843)	143	334	287	621					62
弘化3 (1846)	145	282	299	581	12	3	4	7	55
万延2 (1861)	141	316	323	639	31	4	6	43	55
慶応4 (1868)	141	348	322	670	3	6	8	7	55
明治2 (1869)	141	338	331	669					
明治8 (1875)	155			688					(大須成合併時)
昭和35 (1960)	130			669					
昭和40 (1965)	123			577					
昭和45 (1970)	120			521					
明治15(大須成村)	326	794	824	1618					(本籍人口・他へ寄留91人 他より寄留23人)
明治24 (")	312	906	933	1839					(本籍戸数271・人口2200)
昭和5 (")	244	795	859	1654					(本籍戸数250・人口2065)
昭和31 (")	250	853	857	1710					

第四章 江戸時代

年 代	戸 数	人 口			出 生	転 入	転 出	死 亡	馬 数
		男	女	計					
久 成 (明治31年までは日向南沢が含まれている)									
寛文11 (1671)	41				(屋敷検地帳)				
宝永2 (1705)	39	80	85	165					22
享保19 (1734)	57	135	115	245					18
安永4 (1775)	81	184	194	378	11		12		4
寛政2 (1790)	81	182	180	362					4
文化11 (1814)	83	185	193	378	(国志)				
嘉永4 (1851)	89	201	226	427	16	10	9	7	
安政3 (1856)	89	205	132	437	21	7	2	8	24
万延2 (1861)	91	193	238	431	12			8	
元治2 (1865)	91	199	230	429	6	10	8	7	24
明治2 (1869)	91	208	242	451	5			8	
明治7 (1874)	93	228	221	449					
明治8 (1875)	103			449	(大須成村合併時・日向南沢含む)				
昭和35 (1960)	52			271					
昭和40 (1965)	49	100	114	214					
昭和45 (1970)	49	87	103	190					
平 須									
寛文11 (1671)	60				(屋敷検地帳)				
元禄17 (1704)		74	72	146	(長遠寺壇家89人・妙光寺59人)				
正徳5 (1715)		93	95	195	(外僧7人)				
延享4 (1747)	58	127	122	253	(外僧4人)				
明和2 (1765)	60	141	140	288	(外僧7人)				
享和3 (1803)	74	160	151	317	(外僧6人)				
文化8 (1811)	75	149	152	305					5
文化11 (1814)	77	153	155	308	(国志)				
文政8 (1825)	74	169	154	329	(外僧6)				
文政13 (1830)	82			315					
天保3 (1832)	82	184	175	365	(外僧6)				
天保4 (1833)	82	173	161	344	11	7	24	23	8
天保7 (1836)	82	152	166	318	10	5	8	25	8
天保11 (1840)	78	151	153	304					
天保13 (1842)	78	162	154	316	7	5	2	7	8
天保15 (1844)	78	164	157	321	12	6	4	16	8
弘化2 (1845)	78	155	176	331	11	5	8	14	8
安政3 (1856)	78	171	178	349	18	6	6	3	8
安政5 (1858)	78	169	172	341	7	7	10	11	8
元治2 (1865)	78	162	169	331	10	4	8	9	8
慶応3 (1867)	78	158	180	338	6	5	8	6	8
明治4 (1871)	78	152	180	332	11	4	1	12	8
明治9 (1876)	87	165	179	344	9			2	
明治15 (1882)	92			441					
昭和35 (1960)	46			161					
昭和40 (1965)	41	83	97	180					
昭和45 (1970)	38	61	73	134					

第二編 町の歴史

年 代	戸 数	人 口			出 生	転 入	転 出	死 亡	馬 数
		男	女	計					
手 打 沢									
寛文11 (1671)	24				(屋敷検地帳)				
元禄12 (1699)	24	49	63	112					
寛政8 (1796)	48			217					
文化11 (1814)	47	107	103	210	(国志)				3
文化12 (1815)	48			234	4	3	2	3	
文化13 (1816)	50			230	2	3	2	5	
嘉永6 (1853)	57			298					
安政2 (1855)	58	156	154	310	11	10	4	13	
安政5 (1858)	59	158	161	319					
文久1 (1861)	60	150	154	304	14	5	5	9	3
明治3 (1870)	61	154	161	315	5	13	5	22	
昭和35 (1960)	97			427					
昭和40 (1965)	79	152	178	330					
昭和45 (1970)	93	174	181	355					
寺 沢									
寛文11 (1671)	12				(屋敷検地帳)				
宝暦8 (1758)		48	40	88	(僧1)				
天明3 (1783)		51	55	106	(僧2)				
文化11 (1814)	24	56	53	109	(国志)				
文化11 (1828)	22								
天保7 (1836)	28	58	58	119	2	2	3	2	10
安政5 (1858)	28	79	68	147	1	3	1	3	10
慶応3 (1867)	28	76	75	151	6	3	3	6	10
明治2 (1869)	29	78	75	153	0	0		1	
明治11 (1878)	36								
昭和40 (1965)	79	152	178	330	(日向南沢を含む)				
昭和45 (1970)	81	139	171	310					
切 石									
寛文11 (1671)	60				(屋敷検地帳)				
宝暦2 (1752)	60	124	130	254	(山伏1 番人1)				
天明7 (1787)	66	139	138	277					
寛政6 (1794)	65	137	142	279	1	2	22	7	10
寛政12 (1800)	64			294					14
文化2 (1805)	63	149	138	287					
文化7 (1810)	63	165	153	318					7
文政12 (1829)	64	159	148	307	3	8	1	5	9
天保3 (1832)	64	165	148	313	3	3		4	9
天保5 (1834)	64	150	144	294	1	3	5	7	9
天保8 (1837)	63	148	150	298	3		2	6	8
天保15 (1844)	63	135	146	281	8	9	6	13	
嘉永2 (1849)	63	167	160	327			2	3	8
元治2 (1865)	66	170	175	345		1	11	21	7
慶応4 (1868)	66	179	170	349	9	7	9	4	
明治6 (1873)	70	201	194	395					
明治7 (1874)	73	204	197	401					
昭和35 (1960)	128			573					
昭和40 (1965)	113	231	264	495					

第四章 江戸時代

年 代	戸 数	人 口			出 生	転 入	転 出	死 亡	馬 数
		男	女	計					
昭和45 (1970)	118	241	260	501					
明治24(静岡村)	308	736	746	1,502	他へ寄留98人 他より寄留65人				
明治43 (//)	337	1,063	1,084	2,174	83		43		
明治44 (//)	385	1,098	1,116	2,214	81		51		
大正 2 (//)	376	1,077	1,137	2,214	80		38		
大正 4 (//)	376			2,273					
昭和 5 (//)	382			2,446					
昭和15 (//)				1,688					
昭和22 (//)				2,232					
昭和25 (//)				2,153					
矢 細 工									
寛文11 (1671)	62				(屋敷検地帳)				
宝暦 6 (1756)	60	111	119	230					
文化11 (1814)	62	120	138	258	(国志) 5				
天保 5 (1834)	70			304					
天保 7 (1836)	70			301					
天保 8 (1837)	66			298					
明治 8 (1875)	71								
明治 9 (1876)	73			210					
明治18 (1885)	70								
昭和35 (1960)	72			342					
昭和40 (1965)	62	112	130	242					
昭和45 (1970)	61	103	114	217					
古 長 谷									
寛文11 (1671)	33				(屋敷検地帳)				
延享 4 (1747)	30	91	111	204	(外僧2)				
宝暦13 (1763)	51	91	94	185					
明和 5 (1768)	50	100	105	205					
天明 8 (1788)	50	95	93	191	(外僧3)				
文化 7 (1810)	46	93	105	198					
文化11 (1814)	46	92	110	202	(国志)				
文政 4 (1821)	49	101	113	214	8	1	5	5	
文政 8 (1825)	49	93	126	219	11	7	17	11	
文政10 (1827)	49	99	128	227	3	9	3	2	
天保 5 (1834)	48	99	117	216					
天保 7 (1836)	48	94	113	207	4	1	2	6	
天保 8 (1837)	48	98	113	211					
天保12 (1841)	49	109	116	225	6	4	2	3	
天保14 (1843)	48	105	115	220	7		1	9	
天保15 (1844)	48	105	107	212	9	3	6	13	
弘化 3 (1846)	48	110	109	219	6	2	1	3	
嘉永 6 (1853)	49	113	114	227	6	3	3	6	
万延 2 (1861)	49	119	124	243	8	4	2	4	
元治 2 (1865)	48	117	114	231	7	2	2	10	
慶応 4 (1868)	48	119	107	226					
明治 2 (1869)	48	120	115	235	9	1	2	4	
明治 8 (1875)	45								
明治 9 (1876)	45								
明治21 (1878)	40								

第二編 町の歴史

年 代	戸 数	人 口			出 生	転 入	転 出	死 亡	馬 数
		男	女	計					
昭和35 (1960)	47			211					
昭和40 (1965)	41	67	90	157					
昭和45 (1970)	35	51	66	117					
福 原									
寛文11 (1671)	10				(屋敷検地帳)				
享保 9 (1724)	8	18	16	34					
文化 7 (1810)	16	38	31	69					
文化11 (1814)	17	35	30	65					
文政 9 (1826)	16	33	39	72	2				3
天保 5 (1834)	15	31	42	73		1			3
天保13 (1842)	16	36	40	76			1		3
天保15 (1844)	16	34	37	71		1		4	3
弘化 4 (1847)	16	38	35	73		2		4	3
嘉永 2 (1849)	16	41	40	81	9	2	1	2	3
明治 8 (1875)	16								
明治18 (1885)	15								
昭和39 (1964)	18	35	50	85					
昭和45 (1970)	15	22	25	47					
梨 子									
寛文11 (1671)	6				(屋敷検地帳)				
享保 9 (1724)	6	13	15	29					
文化 7 (1810)	12	32	31	63					
文化11 (1814)	12	28	30	58					
文政 9 (1826)	12	29	31	60	(国志)				0
天保 5 (1834)	12	25	25	50	1	1	1		3
天保 8 (1837)	12	28	26	54		2			3
天保15 (1844)	12	20	24	44	6	1	2	1	3
弘化 4 (1847)	12	18	25	43		1		3	3
嘉永 2 (1849)	13	23	24	47		2	1		3
明治 8 (1875)	11				8	0	3	1	3
明治18 (1885)	12								
昭和39 (1964)	12	32	25	57					
昭和45 (1970)	11	22	20	42					
江 尻 窪									
寛文11 (1671)	61				(屋敷検地帳)				
文化 7 (1808)	99	169	198	367					
文化11 (1814)	101	184	195	379					
文政 9 (1826)	95	196	192	385	(国志)				10
文政13 (1830)	96	187	197	384	9	3		10	20
天保 4 (1833)	98	186	191	377	7		1	10	20
天保 5 (1834)	97	185	191	376		1		2	20
天保 7 (1836)	97	190	198	388	2	1		2	20
天保13 (1842)	96	174	191	365	10	2	6	10	20
天保15 (1844)	96	170	190	360		5	2	3	11
弘化 4 (1847)	96	168	177	345		5	4	7	4
嘉永 2 (1849)	93	175	181	356		31	9	2	5
嘉永 4 (1851)	93	184	180	364		8	2	4	6

第四章 江戸時代

年 代	戸 数	人 口			出 生	転 入	転 出	死 亡	馬 数
		男	女	計					
安政5 (1858)	94	181	175	361	5	7	9	5	20
安政7 (1860)	93	181	172	353	5	7	9	11	20
慶応3 (1867)	90	177	175	352	10	8	9		20
明治2 (1869)	91	176	171	340	6		5		11
明治8 (1875)	89								
明治18 (1885)	86								
昭和35 (1960)	57			260					
昭和40 (1965)	57	98	134	232					
昭和45 (1970)	57	93	115	208					
中 山									
寛文11 (1671)	45				(屋敷検地帳)				
寛政12 (1800)	63	143	151	294			17		
文化10 (1813)	64	161	158	299	12			7	9
文化11 (1814)	62	153	127	280	(国志)				
文化12 (1815)	67	157	130	287	5	7	11	18	9
文化14 (1817)	67	157	139	296	11	2	9	9	9
文政5 (1822)	68	140	176	320	6	3		4	9
文政10 (1827)	68	164	175	335					
天保2 (1831)	68	159	174	313				17	
天保4 (1833)	69	142	176	315	8	2	5	9	9
天保6 (1835)	67	141	175	319	4	3	7	5	9
天保7 (1836)	67	141	162	303	3	1	5	17	9
天保12 (1841)	66	146	169	315	10	2		5	9
天保14 (1843)	67	147	172	319					9
弘化2 (1845)	67	151	164	315					9
嘉永6 (1853)	70	161	171	332	14	4	5	8	9
安政4 (1857)	71	147	173	320	9	6	9	9	9
安政7 (1860)	72	139	188	327	10	5	1	5	9
文久3 (1863)	74	134	176	310					
慶応3 (1867)	74	139	174	313					
明治2 (1869)	74	145	171	316					
明治4 (1871)	74	138	182	320	(内寺2、番人1)21				
明治8 (1875)	72								
明治18 (1885)	72								
昭和35 (1960)	68			348					
昭和40 (1965)	65	129	143	272					
昭和45 (1970)	64	138	122	260					
遅 沢									
寛文11 (1671)	1				(屋敷検地帳)				
文化11 (1814)	10	25	25	50	(国志)				
文政9 (1826)	11	31	26	57	3		1		3
天保6 (1835)	13	29	26	55	2			2	3
天保8 (1837)	13	28	25	53		3		6	3
天保15 (1845)	13	19	27	46	1	1			3
弘化2 (1845)	13	24	29	53	9	2	2	3	3
嘉永2 (1849)	13	31	28	59					
明治8 (1875)	13								
明治18 (1885)	15								
昭和35 (1960)	35			220					
昭和40 (1965)	30	60	55	115					

第二編 町の歴史

年 代	戸 数	人 口			出 生	転 入	転 出	死 亡	馬 数
		男	女	計					
昭和45 (1970)	29	51	45	96					
明治24 (曙村)	312	800	830	1,630					
昭和6 (〃)	330			1,985					
昭和8 (〃)	332			2,043					
昭和10 (〃)	322	652	835	1,487					
昭和15 (〃)				1,713					
昭和22 (〃)				2,188					
昭和25 (〃)				2,153					
八 日 市 場									
寛文11 (1671)	83								(屋敷検地帳)
安永6 (1777)	120	242	263	505					(力者7戸34人) 18
文化11 (1814)	128	311	300	611					(国志) 18
文政11 (1828)	149	296	298	594					(力者8戸) 18
天保4 (1833)	148	306	322	628					(力者7戸)
天保5 (1834)	133			594					
天保14 (1843)	146	302	301	603					(力者4戸) 18
明治2 (1869)	149	306	324	630	13	18	12	10	18
明治8 (1875)	130								
大正14 (1925)				494					
昭和5 (1930)	98			664					
昭和8 (1933)	98			727					
昭和35 (1960)	105			492					(原村合併時)
昭和40 (1965)	108	198	246	444					
昭和45 (1970)	108	176	215	391					
伊 沼									
寛文11 (1671)	23								(屋敷検地帳)
文化11 (1814)	77	153	152	305					(国志) 10
文政6 (1823)	76	161	169	330					
天保14 (1843)	74	131	156	297					
安政5 (1858)	76	174	181	355	14	6	5	6	10
文久2 (1862)	76	158	161	319	11	3	4	8	10
慶応2 (1866)	74	153	158	311	7	11	2	5	10
明治3 (1870)	75	166	159	325	12	9	6	3	
昭和5 (1930)	57			380					
昭和8 (1933)	57			376					
昭和35 (1960)	69			321					(原村合併時)
昭和40 (1965)	64	113	133	246					
昭和45 (1970)	61	111	122	233					
飯 富									
寛文11 (1671)	63								(屋敷検地帳)
享保20 (1735)	105	288	266	558					(外僧4) 12
文化11 (1814)	130	289	299	588					(国志) 32
文政11 (1828)	124								
明治8 (1875)	120								
大正9 (1920)				898					
大正14 (1925)				1,077					

第四章 江戸時代

年 代	戸 数	人 口			出生	転入	転出	死亡	馬 数
		男	女	計					
昭和5 (1930)	180			1,078					
昭和35 (1960)	235			1,108					
昭和40 (1965)	231	455	552	1,007					
昭和45 (1970)	223	392	507	899					
下 田 原									
文化11 (1814)	101	195	208	403	(国志)			10	
昭和35 (1960)	119			524					
昭和40 (1965)	104	200	233	433					
昭和45 (1970)	100	180	209	389					
昭和5 (共和村)	379			2,209					
昭和7 (〃)	368			2,535					
宮 木									
延宝6 (1678)	70				(屋敷検地帳)				
文化11 (1814)	99	209	180	389	(国志)			5	
文久3 (1863)	90			334					
文久4 (1864)	90	167	168	335	4	6	2	7	
慶応4 (1868)	90	180	158	338	4	10	6	7	
明治9 (1876)	92	212	191	403				5	
昭和35 (1960)	99			483					
昭和40 (1965)	96	214	216	430					
昭和45 (1970)	100	180	209	389					

したがってむしろ女子人口が上回っている場合が多い。前掲の集計表中「転入」は結婚による入村や離縁による戻り、奉公人の年季明け帰村者などで、「転出」は逆に離婚による出村や奉公人の他出等の数である。

死亡者が著しい年は、飢饉や疫病の流行によるもので、そうした時は幼児の死亡率も高くなっている。明治以降の人口は信頼できる各種残存公文書史料から集計したものである。

第五節 五人組

(一) 連帯責任制

五人組制度とは幕府が全国の村落に実施させた組織であるが、年貢生産の責任を保証させ、また犯罪等村の治安をはかるために五人をもって一組とし、その組に連帯責任制を取らせたものである。したがって村の自治組織というよりも領主が自己の支配確立のために上から強制させた面が強い点にその特質があるといえよう。

五人組制度に類するものは、古くは律令制度の中に五保の制があった。五家を一保として、これに保長を置き、互に檢察させて違犯を防ぎ、租税の連帯責任を負わせる等五人組制度とその目的を同じくするものであった。

しかし、五人組制度の直接の起因は慶長二(一五九七)年

三月の秀吉の掟であった。この掟は、辻斬り・すり・盗賊・悪逆人等の相互檢察を目的として、侍は五人組、下人は十人組を組織させたものだが、これは武士を対象としたもので、農民や町人にかかわるものではなかった。

江戸幕府が五人組制度をその領内に施行させた時期は必ずしも明確になつていないが、画的・同時的に実施したものではなく、部分的に始まり内容もしだいに整備強化されていったもので、大阪の役と前後して幕府がキリスト教禁止を断行し、その徹底的弾圧を遂行するにおよんで、五人組の連帯責任制が広く採用されて行ったものである。このことは次の資料からもうかがえる。

指上ゲ申ス五人組一札ノ事 訳文 (平須・幡野力氏蔵)

一、今度さりしたん宗門御穿鑿ニ付、五人組五組寄合ヒ、耆組より然る可き者耆人出し合ひ、五人組仕立て置き、自今以後切支丹宗門の儀者申すに及ばず惣而御法度の趣、常に油断無く驗儀仕る可き旨仰せ渡され候に付、惣百姓立合ひ吟味仕り、五人組相究め一札指上げ申候、縦親類縁者好身知者のものニ御座候とも、依怙(ひいき)見改負け仕り間敷く候、勿論仲悪誦者に候共、私意の趣き申立えず、非分(ひぶん)成る儀仕らざる様に万御仕置の趣き相守る可く申し候

若し右の旨相背き申スニ於ては、五人組の義は申すに及ばず村中の者迄、如何様の曲事(くせつ)ニ(非科)ニ茂仰せ付けらる可き候、仍て如件

(一七〇四)
宝永元年

川内領平須村 名主 伊右衛門

組頭 倉兵衛

市兵衛
茂兵衛

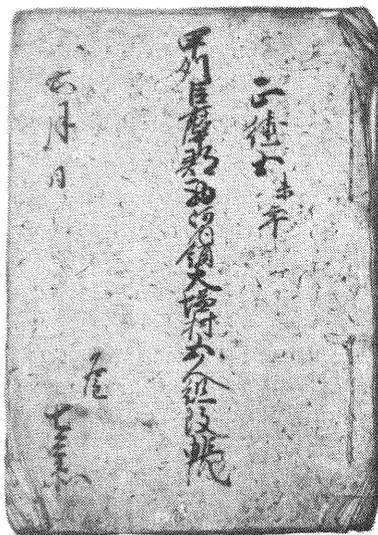
宝永元年といえは柳沢吉保が治領した年だが、翌二年には宝永条目四九か条が出されており、第二条に「一、五人組の儀家並最寄次第五軒宛組合し借地・店借・寺社門前・下人等に至迄諸事吟味仕り、悪事之れ無き様に仕る可き事」とうたわれている。しかし古長谷・切石村の宗門改帳前文「覚」によれば、寛文四(一六六四)年一月二五日付の御条目(四代家綱)にすでに五人組の名が見えている。

五人組の編成にあたっては、村役人は除外し、また水呑百姓はまとめて編成し、五人組帳には記載しないとか、本百姓だけの五人組に隸属させておくとかし、主体は本百姓であった。組合わせ方は家並に最寄り次第五人ずつ組合わせるのが普通であったが、百姓の大小を考えて平均に組んだり、上一、下一その間に中三人を入り組ませたり、また好身・親類縁者のみ組合わせないようしたり、人数も端数により六、七人にした所もある。組の中の重立を組頭としたが、組合の互選の場合のほか、名主の選定する場合もあった。つぎの文書は文化二(一八〇五)年の切石村の場合である。

五人組改メニ付

(切石・天野晃蔵) 訳文

右者五人組合是レ迄不順之有り候処、此度御役所より組合五人宛に限り、組合わせ仰付られ可き候ニ付、長百姓・惣百姓相談の上、五人づつ順序組合わせ人別帳書上ゲ申候 以上



五人組改帳（大塩区蔵）

として、宿並み順に十一組に編成して報告しているが、安政五（一八五八）年三月の寺沢村の場合を見ると、

差上げ申ス五人組証文之事

（寺沢・河西義一氏蔵）

一、此度五人組御改ニ付、親類、縁者、仲能キ者計リ組合ワセ申さず、大小ノ百姓高持三步組合ワセ、水呑ノ者ハ組下ニ仕リ村中ニ徘徊仕リ候者老人茂残サズ此証文ニ書キ証シ、前々仰出サレシ御条目ノ御法度ノ之有ル趣、堅ク相守ル可ク申シ候為、其連印仕リ申ス所、仍テ件ノ如シ、

（一八五八）
安政五年午三月 日

巨摩郡 寺沢村 名主 栄 助

長百姓 三左衛門

同断周 助
百姓代 良 蔵

として、一組は六人、二組六人、三組六人、四組は五人を以て構成されており、その編成法は時代によっても異なっていた。

五人組帳は、はじめは名前を連ねたものにすぎなかったが、次第に大部のものになり、やがて近世村落生活の規定となったもので、嘉永三（一八五〇）年の五人組御仕置帳（寺沢・河西氏蔵）によれば、六四か条にのぼる大部のものになっている。いまその例をあげると、すべての組合の内に於いて、徒ら者・悪者があれば申し出る事。キリシタン関係の者は隠しておかない事。田畑山林の永代売買は禁止し、質入れ年季は十か年に限ること。出所の確かでない品物を質にとらないこと。百姓に似合わぬ遊芸者・不孝者・徒党を申合わせた者は隠さず申出る事。名主およびその家族に限り絹・紬は許されるが、平百姓は木綿以外は用いない事。祝儀・不祝儀は分限より軽く行ない大酒をのまないこと。捨子はしないこと。獵師のほかは鳥獸は一切とらないこと。獵師と雖も鶴・白鳥は取らないこと。牛馬を捨てないこと。牛馬の売買は五人組へ届出ること。新地へ寺社を建てないこと。高二十石、反別二町歩以上の者でなければ分家はできない事。遊女野郎をいっさい村におかないこと。不審な旅人に一泊たりとも宿を貸さないこと。組中に病人等があつて耕作のできかねる時は互に助け合つて年貢の不納のないよう努めること。等々、それは五人組として必要なことばかりではなく、農民として守るべき法令集ともいべきものであった。

この前書を名主は、「毎年正月・五月・九月・十一月迄かに四度村中の大小百姓寄合い、確かに読み聞かせ常々其の趣きを合点仕り罷り在り候様に」つとめたのである。もしその中の一人でもこれに背くものがあれば、組合員残らずその責罰を受けたもので、その関係は誠に親密であった。この法は江戸時代を通じ、明治二年六月のころまで行なわれた。

(一) 生活上の制限

前記の五人組の御仕置帳の条々のみならず、領主からは折にふれ農民の生活上の制限に関する仰せ渡し、御触書が出されている。旧村に残存するこれら仰渡書は枚挙にいとまないが、なかでも多いのは天保の改革に際する儉約令に基づくものである。

被仰渡議定書之事

(切石・天野晃氏蔵)

前々公儀より仰せ渡され候御法度の義は申すに及ばず、此の度、御代官山口鉄五郎様御手代葉山孫三郎様仰せ渡され候趣き左に記す

- 一、紬布の義は老若男女に限らず、衣類の義は帯・羽織等に至る迄、木綿・麻の外決して着るべからざる事、
- 一、羽織の儀は、村役人の外決して着るべからず、是に順じ万事儉約いたし申す可き候事、

右仰せ渡され候ケ条の趣き堅く相守り申す可き候、万一違背候こと之れ有らば其の段早速御詮宜申す可き候。之に依り連印儀定仍て件の如し

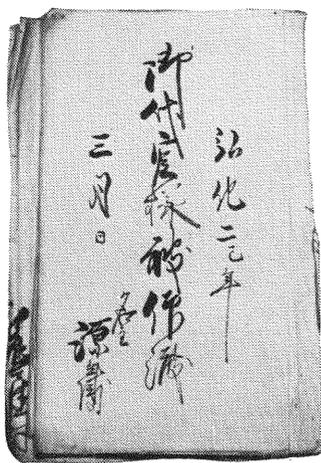
天保八年丙九月

切石村 村方三役以下

(五七戸惣百姓連印)
つまり前条の仰せ渡しを全戸厳守することの儀定連判状である。

被仰渡書 天保八年十月 日 (大塩区所蔵)

- 一、夏は麻を織って着る事。薄花色の鳥(縞)がすりも有合わせを用うことは致し方なし、
- 一、冬は木綿、右同断
- 一、懐中入 色合は何にても小倉模様の内
- 一、煙草入 紙にて相用い、模様は小倉八重
- 一、きせる 銀は決して相成らず、赤しんちゅうに限る可し、
- 一、女子供 かみの毛の類を切るは相成らず、紙にて相用う可し、
- 一、筭へ勿論銀かんざしは決して相成らざる事、



御代官様被仰渡 (江尻窪区蔵)

一、農夫女ども心得の第一は衣服の儀、手作りの物にて着用を相扱

ひ用い申す可き筈、食事は成るたけ粗飯を好み、またすべて食物へ公用に至る迄悉く手作りを相用ひ候が百姓の常、然ル処心得違の者共へ下着には不断^{きよ}絹布を着用いたす段、奢り増長いたし不埒の儀、以後きつと相改む可き事

ここでは着物の色合いや模様まで制限し、たばこ入れは紙製、きせる・かんざしは銀の使用を禁止し、下着の絹布着用を禁止している。ということは当時富裕な町人たちは、きせるにいぶし銀、羽織裏などに絹布を用い、秘かに嗜好を満足させていたわけである。

同じく天保一二年九月の郡中定(大塩区所蔵)には、

- 一、御役所へ出頭する場合も小前百姓は羽織は着けざる事
- 一、祝儀・愁歎(不幸)初産立、祭礼等に至る迄絹布は着けざる事
- 一、女子供の襟、帯等並びに諸仁儀のやりとり等にも、絹布の類は決して用いざる事。

などの定め書もなされ、「百姓は木綿・絹は武士」の掟を守らせた。

被仰渡

(江尻窪蔵)

- 一、百姓の身分にて絹・紬^{つむぎ}の類の着用等へ勿論、婦人の腰帯、はぶき、子供衆の初着の類、はきものの緒にも相用い申す間舖^{せつた}き事
- 一、塗下駄・雪踏・藤倉草履は相用いまじき事、
- 一、日傘・蛇の目の傘は一切相用い申すまじき事、
- 一、先般より仰せ渡され候きぬ紬類は申すに及ばず、すべて奢りが

ましき売買致すまじく、且つま高値に売り申すまじき事

一、小間物渡世^{とせ}致し候者を村内に一切立入り申されまじき事、
右の通り猶又仰せ渡され候、此の上は時々御見廻りし、万^い一御触れの趣に相背き候者之れ有り候はば、たとえ子供たりとも御差押えられ、当人は勿論、親類、組合、村役人に迄きつと御糺^{ただし}され可き候旨、嚴重に仰せ渡され候に付き、其の段惣百姓へ申し渡し、名主方へ請印取り置き、追て御廻村の節に右請印帳の御改めを請け候様致す可き趣、是れ又仰せ渡され候、以上

天保十四卯年七月 日

江尻窪村(三判)

遅沢村(三判)

福原村(三判)

梨子村(三判)

(小前百姓以下物連印)

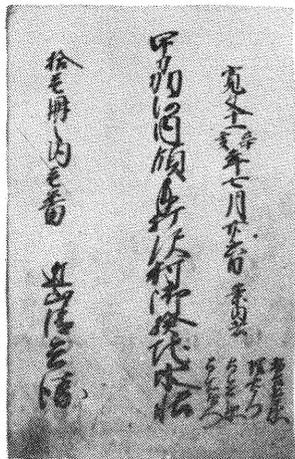
これは天保一三(一八四二)年、水野忠邦の儉約令に基づき、代官から申し渡されたものである。ここでも絹・紬は鼻緒にいたるまでいっさい禁止で、もし下着にでも着ていれば見合しいだ役人がはぎとり名主・五人組まで罰せられた。げたは丸げたに鼻緒は竹の皮製で、塗りげた・雪駄・藤倉ぞうりの使用やたびは禁ぜられた。名主以外は竹皮ぞうり、わらぞうりで雨天に限り引割りげたの使用が許されたが、村外へ出る時はげたは禁ぜられた。日傘・蛇の目は男女共固く禁止され、そまつな竹の皮の笠とみのが用いられた。これを要するに、農民が働くのは自分自身のためではなく、領主のために、年貢生産のために働くのであって、その生活はそれに必要な限

度に限定されたのが江戸時代の特徴であった。これに対し農民は、「笠やたんび(足袋)はどもこもしょうに、二斗の年貢が不足か」と年貢重庄のうらめしさをうたったのである。

第六節 検地と村高

(一) 寛文検地

検地は、徳川時代においては俗に糶入なわいれまたは竿入さふいれともいわれ、村の総地籍・総石高を調べる土地調査のことであり、農民の一筆ことの土地を調査した結果を書きとめた帳簿を検地帳または水帳みずちやうと呼ばれる。したがって検地帳は土地経済の上に立つ江戸時代においても最も基本的な土地台帳の一つであった。



寛文検地帳(手打沢区蔵)

国志・提要の部に、

「武田時代田野町段ノ数詳ツマビラカナラズ、貫高カンゲウカヲ以テ通用セリ、天正十年ノ後猶旧制ニ依ル、同十七丑年命アリテ(家康の)伊奈態蔵次ノ一国打量ダリヨウアリ(郡内・河内領は各領主があつたので国中のみ)慶長元年浅野彈正少弼(浅野長政)打量アリ、右両度ノ高ハ分明ナラズ、同六丑年大

久保石見守奉行トシテ打量アリシ時ノ石高ヲ伝ヘテ古高ト称シ毎村ニ水帳ヲ蔵セリ」

と見えるように、武田時代の検地帳の記載形式は貫高制で、町段形式(石高制)を使用していなかった。貫高制というのは中世の表示方式で、土地に対する課税額を錢(貫文)高に換算し、その税額で地積を表示したものである。これに対して石高は土地を生産高で表示



延宝検地帳(宮木区)

したもので、浅野長政の検地（太閤検地）から石高制がとられるようになったものだが、その資料はまったく残されていない。

慶長五年に甲斐国は家康の再領地になったが翌慶長六年になって大規模な一國検地が行なわれた。城代は平岩親吉、検地奉行は大久保石見守であった。そのため岩見検地と呼ばれた。

打量は実に慶長一年まで続く大事業であったが、このときの検地結果が、一般に慶長古高帳と呼ばれるもので、村明細帳の始めに記載されている「古高」も普通これである。

その後寛文年間に行なわれたのが、いわゆる寛文検地で、延宝年間まで継続され、本町旧村に残存する検地帳はすべて寛文一一（一六七一）年のものである。（宮木・下田原はその継続として延宝六年）

この寛文検地は少なくとも関東地方の幕府直轄領のほぼ全域にわたって行なわれた大きな検地で、太閤検地・慶長検地に匹敵した。この検地によって本町各村のいわゆる〃本百姓体制〃が整えられ、これ以後の領主と農民の關係が規定され、以後幕末まで総検地は行なわれていない。つまり原則的にはこの寛文検地が貢租の基本台帳として幕末まで踏襲されるのである。

寛文検地の特色は、名請人（本百姓）が大量にふえ、しかもその中で屋敷持名請人が増加したことである。名請人とは、検地帳に名請けされた農民のことで、無高の水呑百姓に対して田畑や屋敷を持ち、耕作に必要な用水権・入会権などの百姓株をもつ農民のことで、同時に年貢負担者として「名寄帳」にも登録された。領主側では幕府の財政基盤である年貢徴収を確保し、一定数の本百姓を維持

するために、江戸初期においては小農民自立政策としての新田開発・灌漑整備などの政策を打ち出し、それまでの下人的百姓や、本家の経営の中につつまこまれていた二、三男を形式的にも自立させようとした結果である。しかし一方寛文一三年には有名な農民法令〃分地制限令〃および田畑永代売買禁止令などで寛文検地によって整備された百姓株の体制をそのまま固定させようとする政策をとるのである。すなわち名主二〇石、一般百姓一〇石以上の保有者に限り分地を認め、それ以下の分地は認めなかった。正徳三（一七一三）年には分地高がそれぞれ一〇石、面積一町歩以上たることが規定され（二〇石・二町以下では分地ができないということ）その後変遷はあったが、大体この規準によった。その意味でも寛文検地が近世村落体制の完成に果たした役割は大きかった。しかし江戸中期以降には次第に商品生産の進展、商業資本の発達の中で本百姓内部に分解がおこり、田畑をもたない新たな水呑百姓が広範に生まれ、（各村明細帳参照）江戸後期には百姓株の移動が激化してくるのである。

つぎに飯富村の場合について検地帳の実際を見てみよう。

寛文十一	辛酉年六月廿六日	案内者	九兵衛
甲州河内領飯富村御検地水帳			弥物兵衛
六冊之内	式番		利兵衛
			宗右衛門
		表	
		紙	
		（飯富屋保氏蔵）	

墨付拾老枚 水上三郎兵衛

中 楠 彦太夫
田中 彦右衛門

(水上三郎兵衛以下四人の下役人組)
で検地が行なわれたことを意味する)

この検地帳は六分冊(別に刈生帳共七冊)からなっており、表紙には検地役人の水上三郎兵衛の名と、役人を案内した村役人たちの名が記されている。記帳は、一筆ごとに田畑の区別、上・中・下・下々の土地の品位および面積が記入され、その下に直接耕作者の名が記載されている。検地帳の最後には、田畑ごとの計および総面積の集計があり、それぞれ田畑の品位ごとに反当りの石盛(公定収穫高)が記入されており、末尾には神社の除地(免租地)が記録されている。

石盛は斗代ともよばれ、田畑の品等ごとに、上田について三、四か所の坪刈りをおこない、一坪に初一升あれば一反に三石、このうち二割を減じて二石四斗、また五分摺にして米一石二斗を得、これを石盛とするといったぐあいである。二割減らすのは種代五分、欠代五分、年々の損毛を一割と見積つてのことである。しかし実際はいちいち検地の際坪刈りができるわけでないで、土地の善悪・寒温深淺、用水の掛引肥養、収納の勝手等を諸事勘案して(『地方凡例録』)きめられた。この一反当たりの石盛の数に集計の反別を掛けたものがすなわち石高、または村高で飯富村の場合、八十六石九斗七升九合となる。村明細帳を見ると記載の順序は、まず古高

(慶長古高)が例示され、つぎに寛文検地の村高、ついで水害その他による引高を記し、その引いた残りの有高にたいする貢租が記されている。

貢租の対象には屋敷地も含まれており、屋敷検地帳として分冊されているのが普通である。寛文検地は屋敷持ち名請人がふえたことは先に述べたが、検地帳上に土地所持者として記載されている農民



屋敷検地帳(飯富・古屋保氏蔵)

全部が屋敷地をもつていたわけではなく、飯富村の場合、名請人八四人のうち屋敷持ちちは六一人で、二三人は田畑だけあつて屋敷のない者である。つまり二、三男とか家長の別棟とかに住んでいたと思われる。このように屋敷のないものが検地帳に記載されていることは、それら小農民を独立者として認めようとする意図に出たということでもあろう。

検地帳に見られる、

「金左衛門分 弥治兵衛」「清左衛門分 全兵衛」と、誰々分という肩書きのある分付(ぶんづけ)百姓がそれである。屋敷持ちの最

検地高一覧(その1)

手打沢	寺沢	切石	夜子沢	矢細工	古長谷
25戸	12戸	36戸	68戸	62戸	33戸
反 畝歩 40. 124	反 畝歩 24. 025	反 畝歩 16. 624	反 畝歩 12. 827	反 畝歩 914	反 畝歩 4. 920
13. 310	18. 105	18. 329	13. 711	2. 202	4. 110
2. 417	12. 510	13. 301	17. 217	7. 404	4. 725
3. 015	10. 817	5. 623	5. 008	2. 025	1. 709
—	—	—	—	—	—
59. 006	65. 521	54. 017	48. 903	12. 615	15. 604
33. 314	10. 018	3. 515	25. 309	17. 211	26. 025
60. 303	24. 323	4. 529	35. 700	31. 508	25. 613
108. 521	64. 222	4. 605	83. 616	35. 405	28. 725
166. 821	83. 300	2. 021	142. 221	60. 528	42. 505
98. 501	90. 618	—	241. 416	129. 910	1. 924
—	27. 804	—	135. 719	165. 908	—
181. 920	—	—	—	—	80. 214
654. 520	300. 425	14. 810	664. 121	440. 610	205. 216
3. 713	1. 018	6. 023	6. 022	5. 112	3. 122
653. 303	301. 513	20. 903	670. 213	445. 722	208. 408
712. 309	367. 104	74. 920	719. 116	458. 407	224. 012
石斗升合 205. 212	石斗升合 127. 698	石斗升合 83. 076	石斗升合 203. 229	石斗升合 112. 713	石斗升合 69. 914
寛文11年 8月	寛文11年 8月	寛文11年 8月	寛文11年 7月	寛文11年 8月	寛文11年 7月

第四章 江戸時代

各村の寛文

村名		西島	大塩	久成	平須
項目					
屋敷	数	131戸	98戸	41戸	60戸
上	田	反 畝歩 2. 415	反 畝歩 6. 420	反 畝歩 13. 822	反 畝歩 —
中	田	1. 423	16. 322	11. 511	725
下	田	2. 624	17. 916	16. 515	5. 202
下	々	2. 525	9. 521	10. 308	1. 511
山	田	1. 203	—	—	515
田	小計	10. 400	50. 319	52. 226	8. 023
上	畑	120. 014	34. 412	17. 610	64. 821
中	畑	120. 524	75. 328	31. 827	71. 415
下	畑	194. 122	128. 024	57. 506	79. 006
下	々	242. 907	168. 906	66. 002	75. 021
山	畑	13. 012	82. 611	125. 024	57. 803
山	下	—	—	220. 909	41. 425
苧	生	104. 613	259. 528	—	—
畑	小計	795. 402	749. 019	450. 523	389. 626
屋敷	反別	27. 219	10. 206	3. 820	8. 112
畑	屋敷	822. 621	759. 225	522. 908	397. 813
田	畑屋敷	833. 021	809. 614	575. 204	405. 906
村	高	石斗升合 285. 860	石斗升合 197. 005	石斗升合 159. 643	石斗升合 165. 855
検	地年月	寛文11年7月	寛文11年8月	寛文11年7月	寛文11年7月

検地高一覧(その2)

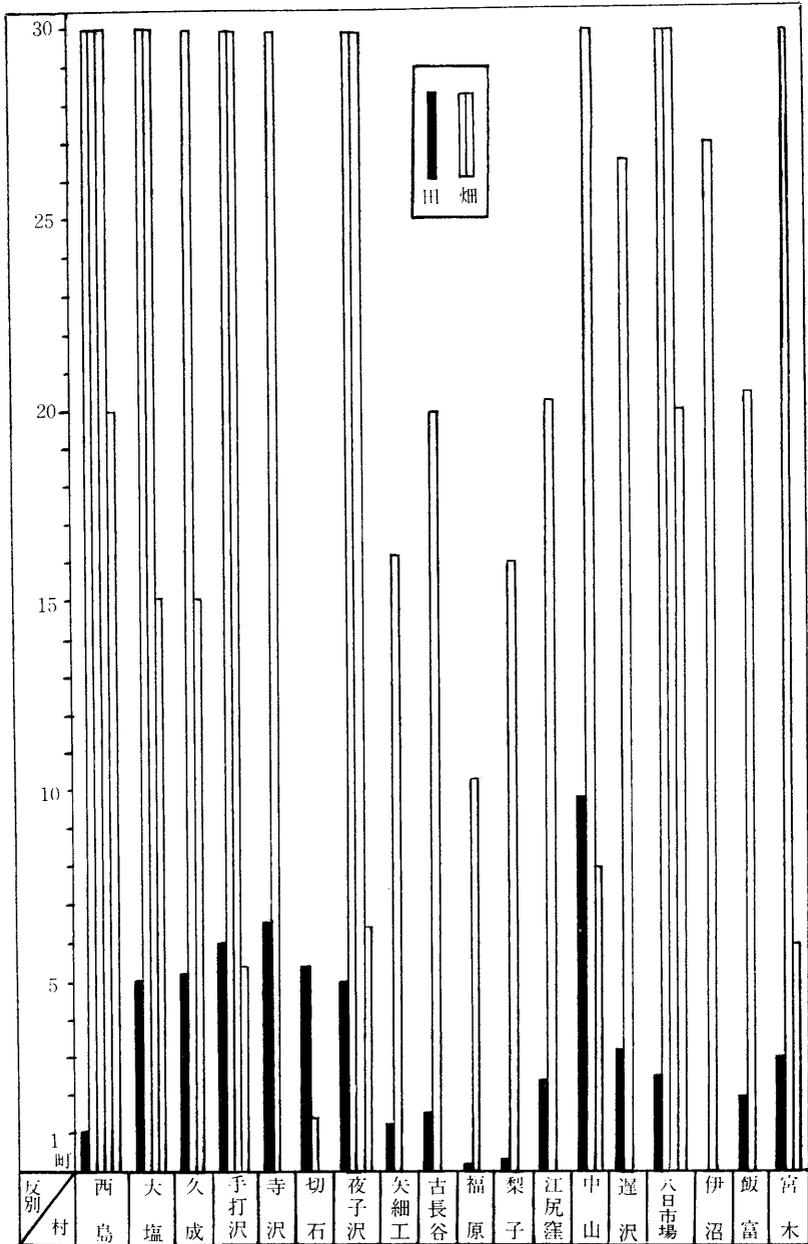
遅 沢	八日市場	伊 沼	飯 富	下 田 原	宮 木
1戸	83戸	23戸	63戸		70戸
反 畝歩 5. 821	反 畝歩 9. 016	反 畝歩 5. 227	反 畝歩 7. 511	(資料ナシ)	反 畝歩 —
7. 706	8. 019	503	10. 401		7. 010
13. 005	3. 923	523	1. 808		13. 810
6. 526	4. 609	227	608		5. 611
—	—	—	—		3. 628
33. 128	25. 707	6. 624	20. 328		30. 129
2. 022	63. 800	16. 425	31. 016		39. 800
716	58. 419	21. 504	15. 803		60. 610
6. 524	121. 422	45. 503	20. 900		96. 126
46. 818	203. 300	86. 412	73. 628		79. 023
72. 121	223. 226	47. 814	48. 117	87. 225	
2. 914	129. 425	5. 018	15. 729	—	
133. 502	—	—	—	—	
264. 827	799. 802	272. 327	205. 403	(甲斐国三郡村高帳)	362. 924
314	8. 300	4. 511	14. 417		7. 624
265. 211	808. 102	276. 838	219. 820		370. 618
298. 409	833. 809	279. 017	240. 218		400. 817
石斗升各 62. 359	石斗升各 305. 774	石斗升各 100. 777	石斗升各 121. 866		石斗升各 204. 905
寛文11年7月	寛文11年8月	寛文11年7月	寛文11年7月	延宝6年	延宝6年

第四章 江戸時代

各村の寛文

村名		福原	梨子	江尻窪	中山		
項目							
屋敷	数	10戸	6戸	61戸	45戸		
上	田	反 畝歩 103	反 畝歩 —	反 畝歩 3. 626	反 畝歩 16. 227		
中	田	517	2. 315	7. 307	32. 921		
下	田	929	1. 022	10. 428	38. 712		
下	々	田	312	313	2. 801	5. 412	
山	田	—	—	—	—		
田	小	計	2. 001	3. 720	24. 302	93. 412	
上	畑	2. 411	3. 902	37. 804	8. 316		
中	畑	14. 808	15. 421	45. 419	11. 209		
下	畑	20. 322	29. 827	48. 100	37. 312		
下	々	畑	28. 422	27. 417	42. 618	102. 025	
山	畑	30. 405	28. 211	28. 266	96. 717		
山	下	畑	35. 014	—	1. 321	127. 220	
苅	生	畑	—	48. 009	31. 112	—	
畑	小	計	132. 309	160. 415	234. 720	383. 009	
屋敷	反	別	717	425	7. 612	5. 827	
畑	屋敷	計	134. 310	153. 422	142. 332	388. 906	
田	畑	屋敷	計	126. 607	157. 212	266. 704	482. 318
村	高	石斗升合 28. 021	石斗升合 35. 705	石斗升合 115. 169	石斗升合 183. 035		
検	地	年	月	寛文11年7月	寛文11年7月	寛文11年7月	寛文11年7月

寛文検地による田畑反別地区別比較表



大は九畝十歩、最小は四歩で、一畝以内十二戸、二畝から三畝が十戸、四畝～五畝が八戸、五畝以上は四戸にすぎない。最大の弥次兵衛所有の屋敷九畝十歩も、文政二(一八一九)年、つまり百五十年後には四戸に分割され、村全体では六一戸の屋敷が一〇九戸に分化していつている。

(二) 各村の寛文検地高

各旧村に残存する寛文検地帳に基づき、その検地高を集計したものが前表である。屋敷数によって、ほぼ当時の各村の戸数がわかってわかる。田畑反別を見ると、第一章・地名の成り立ちの項でふれたように、田は当時、曙川の流域の中山、夜子沢川流域、手打沢川流域と、沢に沿って先ず開けたことがうかがわれ、沢水の細い西島・飯富・宮木など河原田の開田はほとんど進んでいず天水溜池にたよる程度のものであったことがわかる。畑地の場合も、山下畑(延宝石盛直しでは刈生畑になる)・刈生畑などの占める割合が高いことが注目される。

(三) 各村の石盛高

つぎに寛文検地帳による石盛高を村別に対比集計したのが二七四頁の「寛文検地石盛対比表」である。石盛とは貢租の規準量のことである。田の場合には一反歩当りの米の収穫量で示すことが容易であるが、畑の場合には、麦・粟・稗・大豆等の雑穀を換算して決定する。西河内領の場合寛文一一年の検地の六年後の延宝五(一六七

七)年に、支配方は石盛直しを行なっている。二七四頁の下段の数字がそれで、山梨県立図書館収蔵の延宝検地帳から抽出できた村について記載したものである。この石盛直しに際して山畑・山下畑の内その位の不相応の分は刈生見取に変更され山下畑のほとんどは賦課の外におかれ、上・中・下・下々の田畑についても、二、三の特殊例を除いて寛文石盛より延宝石盛の方が低率になっている。いま旧村に残っている寛文検地帳の村控は、この延宝年間の石盛直しの数値を以て寛文十一年検地の数値としてあるものが多い。以後明治維新の地租改正まで貢租算定の基本は変わることなく存続した。

石盛は各村の土地の生産力を示し、次表によると切石・尻尻窪・遅沢・八日市場・伊沼(八日市場・伊沼は石直し前)が一般に高い。

しかし、これを全国の標準石盛と比較すればどうなるであろうか。

徳川初期の全国標準石盛、すなわち一反歩の平均収穫高はどのくらいであったかを、慶長六(一六〇一)年から貞享四(一六八七)年にいたる間に存在する検地帳二四種について算出した石盛の表示(玉川治三著「近世日本農民史」)によれば、つぎのとおりである。

田方(斗単位)		畠方(斗単位)	
上田最高	一八・〇	上畠最高	一三・〇
上田最低	一一・〇	上畠最低	六・〇
上田平均	一四・四八	上畠平均	九・三三
中田最高	一六・〇	中畠最高	一一・〇

寛文検地石盛対比表

(註) 上段は寛文11年石盛・下段は延宝5年石盛(単位は「斗」)

村	品等		上田	中田	下田	下々田	山田	上畑	中畑	下畑	下々畑	山畑	山下畑	蒨立畑	屋敷
	斗	石													
西島	12.9	11.5	10.1	7.2	4	7.2	5.1	2.9	1.5	1		0.25	11.5		
大塩	13 11.5	11 10.1	9 8.6	6 7.2		9 7.2	7 5.8	4 2.5	2 1.4	1 1		0.5 0.25	12 11.5		
久成	14 11.5	12 11	10 8.54	7 7.2		9 7.2	7 5.76	4 4.32	2 2	1 1		0.5 0.25	12 11.5		
平須		11 9	9 7	7 6	4 4	8 7.5	6 5.98	4 2.55	2 1.18	1 1		0.5 0.25	12 11.53		
手打沢	13 13	11.5 11.5	11 10.1	8.6 8.6		8 7.2	6 5.8	4 2.9	2 1.4	1 1		0.5 0.25	12 11.5		
寺沢	15 12.9	13 11.5	11 10	8 7.7		8 7	6 4.3	4 2.8	2 1.4	1 1		0.5 0.25	12 11.5		
切石	14.4	12.96	11.52	8.54		8.64	7.2	2.88	1.4						11.5
夜子沢	14 13	12 11.5	10 11	7 8.6		9 7.1	7 5.1	4 2.9	2 1.4	1 1		0.5 0.25	12 11.5		
矢細工	13 12	11 10.2	9 8.6	7 7.2		9 7.2	7 5.8	5 3	3 2	1 1		0.5 0.25	12 11.5		
古長谷	13	11	9	6		7	5	3	1.5	1		0.25	11		
福原	13 13.5	11 13	9 11.5	6 6		8 8.6	6 7.2	4 2.9	2 1.4	1 1		0.5 0.5	12 11.5	0.25	
梨子		11 12	9 11.5	6 8.6		8 8	6 7.2	4 2.9	2 1.4	1 1		0.5 0.25	12 11.5		
江尻窪	14.4	12.96	11.5	8.64		7.2	5.76	2.88	1.44	1		0.5	0.25	11.52	
中山	14 13	12 11	10 10	8 8		9 7	7 5	5 3	2 1.5	1 1		0.5 0.25	12 11.5		
遅沢	14 14	12 12.96	10 9.95	7 8.6		8 8	6 7.2	4 2.9	2 2.2	1 1		0.5 0.5	12 11.5	0.25	
八日市場	16	14	12	9		10	8	5	3	1		0.5	12		
伊沼	15	13	11	8		9	7	5	3	1		0.5	12		
飯富	15 13	13 11.5	11 8.7	8 7		9 7.2	7 4.3	5 2.5	3 1.4	1 1		0.5 0.25	12 11.5		
宮木		12	10	8	6	8	6	4	2			0.8	10		

中田最低	八・〇	中島最低	四・〇
中田平均	一二・四三	中島平均	八・四五
下田最高	一四・〇	下島最高	九・〇
下田最低	五・〇	下島最低	三・〇
下田平均	一〇・一五	下島平均	五・三五

また、他の資料によれば、上田^{じょうでん}一石五斗(石盛十五という)、中田は一三、下田は一、上畑一〇、中畑八、下畑六、屋敷二三というように二斗下りが一応の規準とみなされている。

本町の場合、前記五か村のほぼ全国平均なみは別として、全村をならせば、上田が全国平均の中田なみで、特に畑地の収穫量が劣ることがめだつのは、山村の地勢・土質のしからしめるところであらう。

四 村高の対比

村高(石高)は、反別の集計に石盛をかけたものである。換言すればその村の農業生産力を米に換算して表示したものといえる。前述のように幕府の総検地は寛文—延宝期の早い時期に終わり村高は以後だいたい固定するが、しかし耕地の欠損も生ずれば新開地もできるので、部分的にはたびたび修正されていることは西島村差出帳・飯富村検地帳等に記載されているところである。

つぎに、寛文検地以後についても記帳が整備されている飯富村検地帳控(飯富・古屋保氏蔵)によってその概要を見てみよう。

飯富村検地帳石盛直し年代表

(1) 延宝五(一六七七)年七月(延宝石盛直し)

苜生畑 合式町四反六畝九歩

対象地 根岸林・椿沢・とづら草里・くづれ・栗沢・尾石窪

とじろをばね・滝沢・山田和・平林・宮ノ上

田合 式反四畝式拾九歩 見取改

(2) 貞享五(一六八八)年三月(辰)貞享五改新田並寺除地改)

宮ノ上 下々畑 九畝拾歩 沓斗四升 永久寺

前田 下田 六畝歩 八斗七升 本成寺

根岸林 山畑 式反六畝廿歩 沓斗 同寺

田畑合 四反式畝歩 高九斗式升

右之外除地 屋敷 五畝拾五歩 永久寺

屋敷 八畝歩 本成寺

中畑 七畝拾歩 寺中起 同寺

つまり寛文検地の下畑が苜生畑に改められ、また逆に除地であった寺社持田畑四反式畝歩が、貞享元年、同二年に行なわれた国中検地の除地の作法と同一にするため貢租対象にくり入れられた。

(3) 元禄七(一六九四)年七月(新田畑改め)

田合 沓町四畝拾九歩 前田・道外

内訳 下田 五反五畝式拾式歩 八斗七升

下々田 四反八畝式拾七歩 七斗

高八石式斗七升式合

(4) 元禄二一(一六九八)年八月 (新田畑改め)

下々田 合七反五畝貳拾五歩 七斗 道外

内五反六畝拾歩 元禄七年の見取新田成

分米五石三斗八合

(5) 元禄一五(一七〇二)年八月 (新田畑改め)

下々田合八反六畝五歩 道外・窪通り

内訳 壹反拾七歩 元禄七年見取新田に成

壹反五畝七歩 元禄十一年見取新田に成

高六石三升貳合

つまり貞享・元禄の江戸中期にかけて「道外」にのびて新田開発がしきりに行なわれている。このようなのは西島村にも見られ、(村明細帳)時代が下ると共に、平地の開発が進んだことがわかる。

これらの新田は検見の結果、五年とか一〇年の一定期間は、反別のみ検地帳に記載され、「見取」といって、毎年の出来高によって、相応の年貢をかけられるが、それ以後は成田とみなされ、石盛が定められ、村高に加えられていった。

次ページの表は、各村の年代別の村高対比表である。

寛文一一年の村高より宝暦六年の村高が著しく低い夜子沢・八日市場・中山・久成・伊沼などの村の場合は、寛文一一年の村高が、六年後の延宝五年の石高直しの行なわれぬ以前の原帳に基づく村高であることを考慮にいれなければならない。

いづれにせよ、西島・飯富二村の河原田の新田開発の増加を除き、全般的には村高はほぼ固定されていることがわかる。

つぎに延宝六年「甲斐国三郡鄉村高帳」によって、甲斐国内の村高による村柄の比較を表にすると三〇二ページ上表のようになる。四クラスのうち、一千石以上の村はすくなく、一番集中しているのは百石から五百石までの村である。百石以下の小村は東西川内領に圧倒的に集中しており、本町の場合も二十村のうち七村を数える。

(四) 村高と実質生産高対比表

二七八ページ下表は、平須村・宮木村について、寛文——延宝検地の反別収穫高と、明治九年の「反別免割簿」ならびに「田畑反別総計書上帳」によるものを比較したものである。平須村の場合、寛文検地の水田が九反弱に対し明治九年には五町七反強と六倍になり、収穫高は五石強が十倍の五十石強と飛躍的增加を示している。宮木村の場合は、書上帳以外におよそ六反の田と八十町歩にのぼる下畑・刈生畑が林にもどっている報告文を併せ見ると、田の収穫高が約一・三倍、畑収穫高がおよそ三倍になっていた計算になる。宮木の古老の話に、高台にある高野真宅(旧名主)の屋敷の南側がケヤキの大木でおおわれているのは、検見役人の眼から眼下の河原にのびる宮木村の隠し田の発見を防ぐためだったという。このように幕末から明治初期には、村高より現実の収穫の方が多いということは一般的であった。ところが年貢は村高に対して課せられる。その間の余剰を農民が売り、農村に商品経済が展開し、幕末農村に新しい様相が見られるようになるのがだいたいこの歴史のコースである。

では幕末になると農村経済がそれだけ楽になったかというところ、それどころか、次に詳述するように、農民が納める年貢は本年貢のほかに、実にもろもろの小物成(雑租)を納め、そのほかもっとも農

第四章 江戸時代

年代別村高対比表 (単位・石)

村別	年代	慶長6 (1601)年	寛文11 (1671)年	宝暦6 (1756)年	文化11 (1814)年
	資料	村明細帳古高	検地帳	甲斐国三郡郷村高帳	甲斐国志
西島		130.110	285.860	304.066	305.395
大塩		132.469	197.005	197.537	197.537
久成			159.643	134.658	136.749
平須		170.600	165.855	171.012	171.452
手打沢			205.212	206.564	207.228
寺沢			127.698	123.983	127.698
切石			83.076	89.755	91.105
夜子沢		89.780	203.229	162.935	162.935
矢細工			112.713	99.765	99.809
古長谷			69.914	68.523	68.523
福原			28.021	28.021	28.021
梨子			35.705	35.705	35.705
江尻窪		81.200	115.169	115.276	115.276
中山			183.035	151.482	151.482
遅沢			62.359	78.622	78.842
八日市場			305.774	183.156	184.132
伊沼			100.777	61.703	61.703
飯富		43.480	121.866	115.856	134.276
下田原				204.905	204.905
宮木			166.169	179.265	179.897

甲斐国内村高対比表 (延宝6 甲斐国三郡郷村高帳)

石高別 筋別	1000石以上 A	500石以上 B	100石以上 C	100石以下 D
山梨郡				
万力筋	3	15	25	6
中郡筋	2	12	11	0
栗原筋	3	23	27	3
北山筋	4	4	9	4
八代郡				
大石和筋	3	14	24	2
小石和筋	3	17	21	4
中郡筋	4	6	6	12
西郡筋	1	2	3	0
東川内領	0	1	17	41
巨摩郡				
中郡筋	5	19	25	2
北山筋	7	10	23	18
逸見筋	7	22	31	3
武川筋	2	11	19	7
西郡筋	5	27	33	3
西川内領	0	2	29	31
	49 村	185 村	303 村	136 村

村高と実質生産高対比表

平須	項	検地帳 寛文11(1671)年	反別免割簿 明治9(1876)年
	田反別	8反023	57反228
畑反別	291. 815	234. 428	
苧生畑	16. 027	33. 228	
屋敷	8. 112	30. 503	
総反別	324. 117	593. 324	
田収穫高	5石134	52石824	
宮木	項	検地帳 延宝6(1678)年	反別総計書上帳 明治9年
	田反別	30反129	42反709
畑反別	363. 924	477. 617	
屋敷	7. 624	2. 700	
総反別	400. 817	453. 026	
田収穫高	28石998	32石485	
畑収穫高	124. 130	336. 404	

民を苦しめた助郷の夫役の負担があり、それは幕末になる程苛酷なものとして農民にのしかかったのである。

第七節 年貢と諸掛り

(一) 農民の負担

家康の「百姓は死なぬように生きぬように収納申しつける」とは有名なことばであるが、領主が年貢を取る場合の原則として、この生かさぬよう、殺さぬよう々々ということばは、まことにいい得て妙である。「年貢さえすまし候えば、百姓ほど心安きものはこれなく……」（慶安御触書）には違いなかったが、また「百姓とごまの油は絞れば絞るほど絞れるものなり」ということも間違いない現実であった。

同じ領内でも村ごとに年貢率や量に差があったのも、生産力の高い村では、かりに八〇%の年貢をとっても残りの二〇%で再生産ができる場合があり得るし、低い村ではわずか一〇%でも再生産ができなくなる場合もでる。だから表面的な年貢米だけでは農民にとっての年貢の比重ということはよくわからない。しかし一般的表現を用いれば、五公五民〜四公六民と云ってよいであろう。

本町各旧村の実態についての分析は後述するとして、江戸時代の年貢の種類についてみれば次のとおりである。

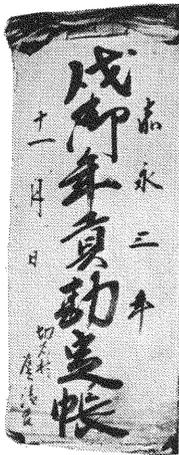
(1) 本途物成と小物成

田畑の生産にかける租税を本途物成ほんちものなりといった。本年貢とか正租という意味である。

田の年貢は米で納めることが原則であったが、畑年貢ははじめから金納であった。「米は領主のもの、雑穀は農民のもの」というのがこの時代の原則の一つであった。したがって本町旧村のように畑高の比重の高い山村において年貢金納のため雑穀を貨幣に代えることは重大な関心事であった。

つぎの訴願文は、古長谷村から代官役所へ出されたものであるが、この間の事情をよく伝えている。

恐れ乍ら書付を以て願上げ奉り候 (訳文) 古長谷区藏
今般米の値段が高いので、穀物の他国出しは御差留下さるよう郡中物代(名主総代)から願事が差出されたが、これについて差支えの筋あらば早速申出るよう御触渡しがあり承知致しました。この件について私共の村々には畑勝ちの土地ですので、御年貢御上納にあてるため、大豆・小豆を多分にしつけ、駿州・遠州(静岡県西部)まで、田豆・味噌豆として売りさばいて年貢はもちろん、夫食(食糧)代にして来ています。



御年貢勘定帳
(切石・天野晃氏藏)

右の大豆の平年時正常の値段は、当国富士川岸で船入二四俵に付き甲金六兩位と心得て来ましたが、当年の値段は相場五兩位の風説があり、その上収穫高はようよう五、六分作であり、外の穀物とは値段に大きな開きがあります。その上大小豆も一緒に他国出しを差留められては、どれほど下値になるかは眼に見えており、御関所で嚴重に御改めを受けるようなことになるとすれば、農民の難渋は必至で歎かわしく存じますので、何卒御慈悲を以て、右大豆荷については、是れ迄通り他国出して売捌きできるよう願上げ奉ります。右の願の通り御聞入り下され、来る一月中を限り他国出し御差留の件、御免し下されば有難き幸わせに存じ奉ります。

つまり、米同様に大豆の他国出しを禁止されれば、不当に安値になって年貢金納に差支えるので、従来通り自由販売できるようにとの山付き諸村からの切実な請願である。

これは本途物成の場合であるが、その他に小物成こもなりという年貢がある。田畑以外にかかる農民の定納する永久的雑税のことで、山林・原野・河岸などからの受益に対する課税である。種類は雑多で、山年貢・山役・山手米永・野年貢・野役米・野手米・草役米・茶椿年貢・漆年貢・杉山藪林年貢・御林下草銭・河岸役など農民のさまざまな収入に対しても掛けられることになっていた。これらの雑税は金納が一般的であった。

(2) その他の諸税

これ以外にもさまざまなものがあつたが、中でも高掛物たかかかりもの（運上うんじょう）冥加みょうが）国役こくやく）夫役ぶやく）などは重要なものであつた。高掛物は、その名のよ

うに村高について一率にどの村にも掛けたもので百石につきいくらとかけた。

甲斐国のような天領では三種類があつて、これを高掛三役たかかきさんやくといつた。御伝馬宿入用ごでんまじゆくいよう・六尺給米・御蔵前入用の三つである。御伝馬宿入用は村高百石につき米六升が普通で、五街道の間屋、本陣の給米、および宿の諸入用にあてるものである。

六尺というのは、江戸城内の雑用人夫のことで、これにあてる米が六尺給米であり、高百石につき二斗である。江戸浅草にある幕府の米蔵の維持費が御蔵前入用で、上方では百石につき銀二五匁、関東では永二五〇文であつた。御伝馬宿入用は寛永四（一六二七）年から設けられた。この高掛三役は天領のみに限ったから、この諸税を納めているところは、まちがいなく直轄領であることを証明する。

運上・冥加 農業以外のさまざまな営業に課せられたのが運上・冥加金である。小物成の一種である浮役うきやく（税額が一定しないもの）に含まれる。運上とは商品の売上額に対して一定の比率で（一〇分の一とか二〇分の一とか）徴収したものである。

冥加は、元来営業許可を感謝する業者の献金の意味だったが、これとても営業継続中は年々上納させられたから、結局は運上と同様のものになってしまった。運上・冥加の例として、西島の紙漉運上をはじめ水車運上・市場運上・鉄炮運上・酒造冥加・質屋稼冥加等があつた。実際に負担するのは営業に従事している者であつた。

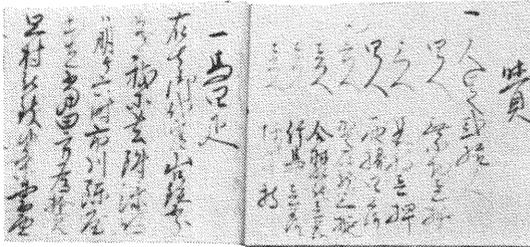
国役とは、大河川普請・日光法会参列道中諸費など臨時に巨額の費用がかかる場合に、村高に応じて金・銀・銭何程と課した。

第四章 江戸時代

夫役 農民は米と貨幣のほかは労働力そのものを領主に納めねばならなかった。これが夫役である。五街道・脇往還の幕府の公用旅行者の人馬継立てに際して宿駅の人馬でまかないきれない場合、近村から村高に依じて一定数の人馬を徴発して、これを援助させた。これを助郷すけごうと云った。このほか村々の街道の一定の長さを割あてて道普請と掃除を申しつける往還掃除役・また橋の管理普請を申しつける橋役（飯富村）・そのほか堤川除普請かきよけなどがあつた。

(一) 年貢の取り方

本年貢の場合、その租率の決め方には二つあつた。一つを検見取法けんみとり・他を定免法じょうめんぽうと云つた。検見取法は、毎年実際の出来高を秋調べて課税する方法である。検見取はまず村内で村役人が中心に一筆ごとのでき具合を調べ、それを基に代官が検査した。この方法は色々の不便があつたので、江戸中期頃から（享保三・定免施行法令）用いられたのが定免法である。それは過去数年間のでき具合をもとにして規準收穫高を設定し、それによつて、三年く七年くらい数年



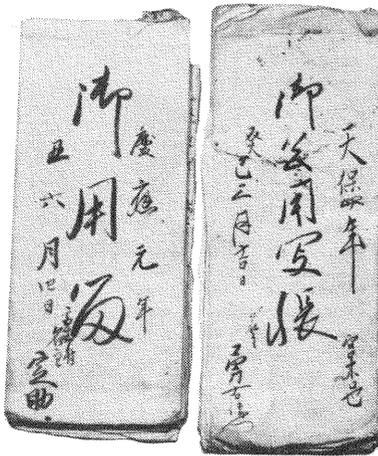
検見先触廻状（宮木・高野真氏蔵）

間は検見を経ずに定額の年貢を取り立てた方法である。この両者は各々に利害得失があつたが村方文書には、この両方法をめぐつて定免願・破免願など様々の文書が残っている。

二八二ページの検見先触廻状は、天保四年の凶作時、検見のため代官所から村々へ触れ回した申渡書である。

天保一四年七月、代官所からの仰渡書（江尻窪区蔵）に、

「定免の村々が違作を申立て破免の検見をする場合は、以前は一國一郡にも及ぶ程の凶作でなくては引高（減免）は仰せ付けられなかつたが、享保十年になつて四分以上の被害があつた場合、猶食料や種子代はたやすく貸し渡されないので実質三分以上の被害があつた場合は破免検見をするので、正直に取調べを請ける事」とあるが、天保四年の飢饉はまさに江戸の三大飢饉の一つ、当然ともいふべき破免検見であつた。



御用留（宮木・高野真氏蔵）

文面には検見に必要な人馬差立てを先触れをもつて命じ、宿泊地や休憩地をも併せ知らせてあり、村々はそれ

によつて人馬の用意をする。また廻状の回る範囲が記され、最後の留村から再び代官所に戻すのである。名主はこのような触書・廻状などの御用を御公用写帳・御用留に書くことも重要な仕事であつた。

(宮木・高野真氏蔵)

(一八三三)
天保四年 宮木邑
御公用写帳
癸巳三月吉日 名主勇右衛門

検見先触廻状

覚

一、人足式拾人

内 四人 乗物老挺 三人 長持老桿 四人 兩掛四荷

六人 駕籠三挺 一人 合羽籠老荷 一人 竹馬老荷

一人 坪竿持

一、馬四足

右ハ御代官山口鉄五郎儀、我等其ノ附添ニテ明ケ六ツ時市川陣屋出立シ当田方ヲ検見ノ為、廻村致サレ候条、書面ノ人馬差出シ滞リ無ク繼立申ス可キ候、尤モ渡船・川越等之レ有ル場所ハ前後ノ村方申合セ、差支エ之レ無キ様ニ取計フ可キ候

一、検見村々ニテハ、村役人共ハ村境エ罷リ出案内いたし、札口物持人足ノ外ハ無用のもの差出し申す間敷ク候事

一、田場ノ建札ハ内見帳ニ引合セ、小前百姓一筆限り入念ニ立札い

たし、且つ村境エハ笹竹を立て都而紛らわ敷ク之レ無キ様致す可キ事

一、鎌・薙・繩等田場エ持参いたし、尤も是ノ中草鞋・箕・糶升等取揃エ春法場所エ持参致ス可キ事、今以テ内見帳差出サザル村方ハ、前夜、前々夜、泊村ノ旅宿エ差出ス可キ候事

一、上下式拾人ニ候条、泊村ニテハ宿二軒用意いたし、木銭・米代相渡シ候条、取合セノ品を以て相賄い一汁一菜ノ外ハ馳走ケ間敷儀、すべて質素を相守リ無益ノ入用ヲ相懸ケザル様堅ク相心得可ク申ス、万一心得違を以て酒肴等用意いたし差出シ候とも、其ノ儘差し戻し候儀ハ勿論、急度(嚴重に)沙汰及バサレ可キ候条、其意ヲ心得可シ、尤モ座敷其ノ外取締ヒ等ハ一切無用ノ事ト為可シ

一、右ノ通り申渡シ候ニ付テハ休泊ノ村方役人共並ニ水夫等ニ至ル迄、銘々弁当持ニテ罷り出、決シテ休泊所ノ賄ヲ受ケ申ス間敷ク、尤モ宿もの共エも其段兼テ申付ケ置キ候様致ス可キ候、且又、無益ノ人数ヲ相集メ混雜致シ間敷キ事

一、左連バ足輕仲間小もの等、村役人其外ニ対シ御威光を以て、がさつ(乱暴)不法ノ儀申懸ケ候類、其外如何ノ申懸かり等いたし候ハバ早速申立テ可キ候、此ノ廻状ハ早々ニ順達シ留村より役所エ相返ス可キもの也

(一八三三)
天保四年

山口鉄五郎手代 (収税地方役人)

安藤源吉
佐久間倉助

別紙廻村順帳
 村々名主・長百姓中

同	人	手附	久保寺	欣兵衛
〃	〃	〃	藤田	孝藏
〃	〃	〃	高嶋	貢助
〃	〃	〃	武藤	伝左衛門

市川御役所巳九月十八日卯上刻(午前六時)出づ

九月廿日泊り徳永村 廿一日百々村 廿二日飯野村 廿三日葛籠

沢村 廿四日大嶋村 廿五日中野村 廿六日八日市場村

文中の内見帳ないみちょうというのは検見を受ける日のために、村内で村役人が中心になって一筆ごとにその年の収穫量・地番・反別・百姓名等を記した札を立て、その結果を帳面に仕立てたものをいう。検見の日には代官の手代・手附てづけが二人ずつ組んで三組に手分けして、その日の担当村を見分に廻り、出来高を見るため中庸の田を見立て坪刈りを行なう。これをもとに手代は坪刈帳を作り名主印をとる。これを小検見こけみといった。さらに代官自ら検見を行ない、名主・村役人・手代・代官等の個人的意見が決定に大きな要素となった。だから村方では検見になると手代や代官に御馳走や賄賂を送り大変だったようで、廻状にもその事を強く戒めているが、それは表向きで実際は必ずしもそれを防ぐことはできなかった。太宰春台はその著「経済録」で、「代官が検見に行くとき村民は数日間奔走して道路の修理や宿所の掃除をし、前日より種々の珍膳を調べて到来を待つ。館舎に至ると種々の饗応をし、その上進物を献上し歓楽を極める。手代

はもとより召使いに至るまで身分に応じて金銀を贈る。このためにかかる費用は計り知れないほどである云々」と検見法の弊害を論じている。

天保一五年村儀定書連印帳(久成村)に、「御支配御代官様へ御論外御役人中様方御止宿等仰付られ候節へ御定も之れ有り候得共、諸入用ノ儀へ御上下共大積リ甲金貳分御手代中様方御止宿等へ上下共ニ甲金貳朱ノ見込ヲ以テ取計し御休ノ節モ右ニ准ジ候積リ」とある。一兩が四分、一分が四朱だからおおよそ接待費が類推できよう。

(三) 本町旧村の年貢率

村の年貢は、ごく大まかにいえば村高に年貢率を掛けてきめる。村高二〇〇石の村で免(年貢率)が四ツ(四〇%)ならば、年貢は八〇石である。逆に後述の年貢割附(わつづ)にある年貢高を村高で割ればその年のおおよその年貢率がわかる。

実際は、村の耕地は上田から下々田まであり、古田、新田の差もあり畑もある。村高にはいつている土地でも堤や池、溝の敷地もある。こうしたものを高内引の土地という。さらに水損・早損の荒地もある。これを村高から引いて現実の生産(毛付)を基準として考えねばならぬ。また石盛高や村高が現実にあっているかどうかという問題もあり、その村にとって年貢が高かったか低かったかをきめることは相当の難事である。大まかにいえば四公六民、つまり四〇%ぐらいの算術平均が出るが、山村の畑作地帯は三〇%位だった。要は生かさぬよう殺さぬよう取るわけである。したがって生産の高

各村の年貢率（納高÷村高）

村名	年代	年貢率 (%)
西島	享保7 (1722) 年	36
平須	宝暦11 (1761) 年	26
矢細	文化10 (1813) 年	22
切工	文政7 (1824) 年	44
手打	弘化3 (1846) 年	23
大塩	嘉永2 (1849) 年	38
中山	万延元 (1860) 年	38
宮木	万延元 (1860) 年	43
古長	文久元 (1861) 年	29
八日市場	明治4 (1871) 年	38

い村ではどうしても高率になり、低い所はその逆になる。
畑の年貢率 山村の畑作の村にも村高はついていることはすでに前節でのべた。雑穀を米に換算するという形だが、それは形式的な操作であり、結局は金納で一反につき永何文とつける場合が多い。これを「永取り」という。永というのは永銭すなわち永楽銭のことである。永楽銭は室町時代に中国の明からはいつてきた良銭で当時の基準通貨であった。江戸時代はその通用は停止し、大量の寛永通宝を以て需要にあてた。しかし永銭の名はいわば擬制通貨として残った。永一貫文(千文)を金壹両にあて、そして金一両をその時の比価で銀錢に換算した。本町の場合の年貢率を割符の年貢高からおまかに割出したのが次表である。

上の表からみても山つき諸村の畑作地帯の年貢は一般に安かった。幕府の政策が米中心の年貢で、畑に対する年貢は軽視されがちだったこともあるが、何といっても畑の生産力は低く高率で年貢を課すと農民を殺してしまう恐れがあったからである。

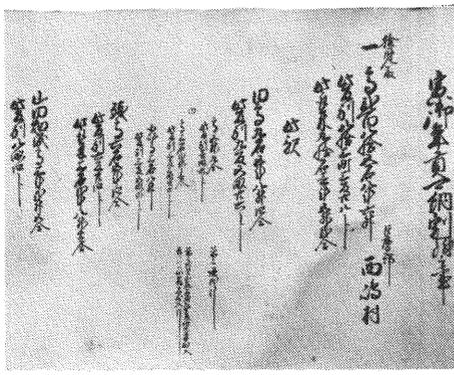
(四) 年貢納入法——割付状と皆済目録

年貢割付状は、割符・御取箇・年貢免状あるいは単に免状などの名も使われ旧村に残存するが、要するに一村ごとの納税通達令状である。租税は村単位に賦課され、それを村役人が総百姓立会いのもとに、個人にその持高その他の条件に応じて割付けた。これに対して皆済目録は、割付けられた年貢を完納したとき交付されるいわば領収書である。

割付状は、秋の收穫前後に代官所から各村に出され、村役人は総百姓にこれを見せ請印証文を代官所へ提出する。そして割付状には皆済期間として二月一〇日から二〇日を指定している。しかしこれがなかなか守れず、しばしば日限厳守の申渡しが出されている。

安永七(一七七八)年七月の「御年貢皆済之儀被仰渡」(江尻窪区蔵)によれば、

「昨年の年貢納めは年内中に皆済した村々もあるが、だんだんくり下り三月中に至っ



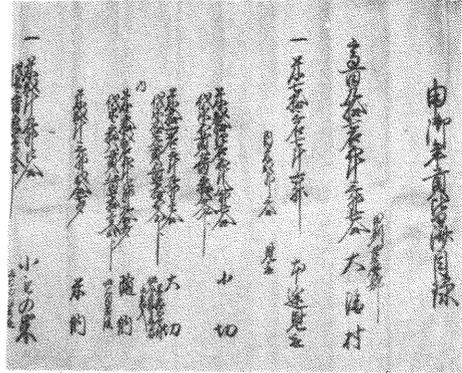
安永年貢可納割附之事 (西島区蔵)

第四章 江戸時代

てやっと皆済した村々が多分にある。此のたび、村役人や高持百姓を召出していきかせたことは、年貢納めは近來諸国とも早くなり年内に残らず皆済するようになり、当国の場合も中村清太夫様御支配（甲府代官所）の村々はすべて年内に皆済しているのに、当支配地においては度々御役所より書付を請けても種々困窮を申立て延引するのは、つまるところ百姓共が御年貢の重大さをわきまえず、村役人も日頃よくその旨の教えが行届いていないため、今年からは従来の心得違いは許せぬ一旨の仰渡しに對し、「十二月十日迄に必ず皆済する」旨の百姓連印の儀定書を村役人宛提出させている。

また、文化七（一八二四）年九月には、市川代官所から次のような御触れも出されている。（切石・天野見氏藏）

「当国の年貢皆済は四月をもつて期月と定めてある。これは富士川を川下げて江戸浅草まで運送するのに手間がかかるためである。



申年御年貢皆済目録（大塩区蔵）

金納分はこれも以前からの定の通り年内に納めなければならぬ。関東の村々はすでに米金共、年内の期日に皆済して期日を越えることはない。当国は先々の支配からの仕来りであるから特別の勘弁をもつて取斗らっているのである。ところがそれを良いことにし、しばしば皆済期日を越える村があるが云々」として、細かく、しかも嚴重に期日を守るよう触がされている。そしてこの御触に對し村中の農民を名主宅へ寄せ、村役人・五人組頭立会いのもとに、惣連印の儀定書をとつて役所へ差出すようにしている。農民にとつて、秋の收穫後、殊のほか嚴重な検査のある年貢米を俵に仕立てるまでは容易の事ではなかつたし、金納の場合も大豆を收穫して、国中や駿河へ川下げて売さばき、その収益金を手に入れるまでは容易なことではなかつたのである。まったく苛酷な通達というほかはない。

つぎに年貢割付状の実例を見てみよう。（古長谷区蔵）

（文久元年）
酉割附

甲斐国巨摩郡
古長谷村

取米合 拾九石五斗八升四合

内 米三升

去申増（去年の増加分）

外

一、米貳升

山手米（山年貢）

一、永六拾八文 未より亥迄五ヶ年季 水車連上（水車収益税）

新規

一、永八拾七文 当酉より卯迄七ヶ年季 質屋稼冥加（質屋税）

- 一、米四升七合
- 二、米七斗三升七合
- 一、永百七拾壹文三分
- 御伝馬宿入用（駅継費）
- 六尺給米（江戸城人夫費）
- 御蔵前入用（米蔵維持費）

米拾九石七斗八升式合
 永三百貳拾六文三分
（註・永永米銭で計算上の
 擬制通貨で一貫文が二両）

右者定免当西御取箇（年貢割付状）書面之通りニ候条、村中大
 小之百姓入作之者迄不レ残立会ヒ無ク甲乙割合ヒ之ヲ来ル極
 月十日限り急度可レ令ニ皆済ニ者也
 （一八六一）

文久元酉年十月

高木源六郎

右村名主

長百姓

惣百姓

この割付状は最も簡潔なものであるが、すべての村がこうではな
 く、畳一丈にも達する割付状も珍らしくない。たとえば西島村の享保
 七（一七二二）年の「免定」によれば、高勘定も複雑で、前々諸引
 （以前からの差引高）当引（本年度差引）川欠引（川流引）水押し引
 （満水引）西之山崩引・当寅川欠砂置引・卯年石置山崩引・西石置
 引・同損毛引・前々普請引等々、水害・山崩れ等による免引高が田
 畑の品等ごとに明記され、村高二八五石八斗六升のところ、取米合
 高は九十八石一斗九升六合に計算され、そのほか紙漉蓮上などの雑
 租を含めて百五石六斗五升六合が納合米となっている。

(四) 年貢割付の納高の変遷

年貢割付の納高の時代的変遷を、割付状が各年代にわたり残存す
 る矢細工について調べたのが次ページの表である。

矢細工村の寛文検地の村高は、九八石九斗二升であるが、柳沢の
 支配から天領になってすぐの享保の改革のころは、年貢率はおよそ
 三五％である。これは田一町三反弱、畑四三町（内焼畑二〇町）と
 典型的な山村ともいふべき当村にとって実質的には高率である。そ
 れが安永年間にはいりおよそ二〇％に軽減するが、逆に天領特有の
 高掛三役の御蔵米入用永二一三・一文、御伝馬宿入用米五升一合、
 六尺給米一斗七升一合および山手米二升五合が新たに賦課されるぬ
 けめなさである。しかし年貢率二〇％台は以後幕末に至るまでほと
 んど変化がない。

享保年間から文化年間ころまでは定免の期間は五か年が普通であ
 るが、文政年間から天保六年の一五年間は三か年季が採用され、天
 保の飢饉の七年から再び五か年定免に切替えられて以来幕末に至っ
 ている。定免になったからといってその期間まったく年貢高が同一
 だったわけではなく、特別の災害引を除いて、毎年僅少ながら増加さ
 せ、特に定免切替えの時は、新墾分の免直しをし、納高をあげて定
 免にしている。

天保七年の大飢饉においても、わずかに一石弱の高引だけでほと
 んど変わらず、逆に天保一〇年には免直しを行なって従来より増加
 されていることも注目される。

また諸役の冥加金は、天保五年からの水車連上二〇八文（安政六

第四章 江戸時代

矢細工村年貢割付年代表

年 代	納 合 米	備 考
享保 9 (1724)	石 米34.254	納期12月 1日
享保14 (1729)	米36.300	享保13年より5ヶ年定免 納期12月20日
延享 2 (1745)	米32.282	
安永 8 (1779)	米21.000 永 ^文 213.1	高掛 3 役の新賦課
寛政12 (1800)	米21.074 永213.1	永213.1文は御藏米入用
文化 5 (1808)	米16.918 永213.1	川欠・崩石・砂入引
文化 6 (1809)	米21.525 永213.3	
文化10 (1813)	米22.222 永213.1	
文化13 (1816)	米16.518 永213.1	山崩・石砂入文化13年より5ヶ年定免
文化14 (1817)	米20.943 永202.7	
文政 2 (1819)	米21.647 永213.1	
文政 7 (1824)	米22.284 永213.1	文政 7 年より 3 ヶ年定免
文政11 (1828)	米19.872 永201.9	川欠、石砂入引
天保 2 (1831)	米21.225 永213.1	
天保 4 (1832)	米21.305 永213.1	天保 4 年より 3 ヶ年定免
天保 5 (1834)	米22.129 永421.1	水車運上永208文
天保 7 (1836)	米20.937 永421.1	天保 7 年より 5 ヶ年定免
天保 8 (1837)	米22.742 永421.1	
天保10 (1839)	米23.049 永423.1	免直し増高
天保15 (1844)	米24.439 永427.1	天保12年より5ヶ年定免
弘化 4 (1847)	米24.724 永427.1	弘化11年より5ヶ年定免
嘉永 4 (1851)	米25.508 永431.1	畑田成・起返増
安政 6 (1859)	米25.442 永439.1	水車運上切換増
元治 1 (1864)	米25.660 永693.1	鉄砲役米250文増
慶応 2 (1866)	米24.818 永693.1	当年～明治 3 年 5 ヶ年定免
明治 2 (1869)	米24.825 永703.1	甲府県庁支配下
明治 4 (1871)	米24.633 永125.0	高掛 3 役なし

年二三〇文・明治二年二四〇文)が新規課税され、元治元年には鉄砲役米二五〇文が新規課税されているが、他の諸役米はなく、まったく江戸時代における当村は田畑耕作以外見るべき産業の発展が見られなかったことが指摘される。

(六) 年貢皆済目録

年貢割付で割付けられた年貢を完納したとき、代官所から交付される領収書が皆済目録であるが、次に割付との対比上同じく矢細工村の皆済目録をみてみよう。

(延享四年)

卯御年貢皆済勘定目録

(矢細工区蔵)

高九拾九石七斗六升五合

矢細工村

一、米三拾三石八斗四升五合

本途見取(正租)

一、米七石五斗三升九合

口米(付加米)

内 五斗貳升三合

公納口米

一、米七石六升九合

三升口米
六尺給米(江戸城人夫諸費)

一、永貳百拾文九分

諸蔵前入用(幕府御米蔵維持費)

費)

一、米七石七斗七升五合

夫食返納(飢饉時借用分)

一、永四百八拾貳文七分

川除金三拾年返賦納(水防費)

一、永百三拾文壹分

餅米糲買納代

合 米三拾六石七斗貳升八合
永八百貳拾三文七分

右次第

米拾七石貳斗八升貳合

小切金納

此永貳百七拾貳拾五文壹分

但金老兩ニ付米四石七斗四升替大切金納

米貳拾貳石七升三合

升替大切金納

此永貳拾六貫九百八拾老文六分

但シ米三拾五石ニ付、金四拾貳兩三分永百五拾文替

米貳石七升六合

三升口米

此永老貳百拾九文貳分

但シ米三拾五石ニ付、金四拾貳兩替

米五斗貳升三合

公納口米

此永六百四拾老文

但シ米三拾五石ニ付、金四拾貳兩三分

米九升五合

永百五拾文替

米七石八斗

餅米糲代米三割増共

永八百貳拾三文七分

諸廻米

納合 米七石八斗九升四合

永納(金納)

永三拾貳貫三百九拾文六分

外(雜租)

一、永貳拾貳文四分

卯年祭礼入用

一、永貳拾老文六分

辰年右同断

一、永拾老文七分

甲府御蔵小揚賃役高掛

一、永四拾五文四分

御廻米入用

一、永七拾四文壹分

御金詰賃並包歩銀（上納金を包む費用）

右村 名主

一、永拾九文七分

陣屋元継出入用

長百姓

都合 米老石八斗九升四合
永三拾貳貫五百八拾五文五分

右ハ去ル卯御年貢米金並ニ小納物等、大小百姓入作ノ者迄立文云ヒ、高下無ク割賦仕リ上納仕リ候小手形を以テ、御勘定仕上相違無ク御座候、若シ此ノ上如何様ノ手形等出シ申シ候共反故ニ御座候、其ノ為連判仕リ指上ゲ申候 以上

（一七四八）
寛延元年辰十二日

矢細工村

名主	藤 右衛門	印
長百姓	平 左衛門	印
〃	与 右衛門	印
〃	源 之丞	印
〃	与 左衛門	印
百姓代	六 左衛門	印

吉田久左衛門様（甲府代官所）

小川新右衛門様（上飯田代官所）

御役所

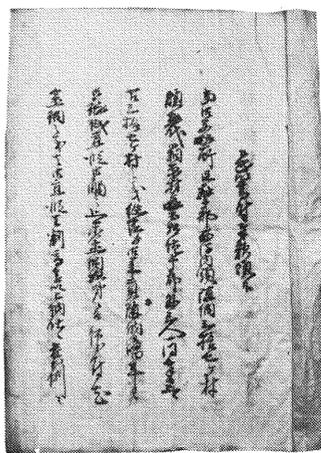
前書之通り皆済相違無シ之付令^ツ奥印^ノ候也

小川	新右衛門	印
吉田	久左衛門	印

通常皆済目録は、役所が書いて交付する形式が多いが、この矢細工村の目録は、村方で納入年貢の明細を書き代官に提出した目録に、代官の裏判をもって年貢皆済目録にかえたもので、こうした便法も当時とられた。この皆済目録は、日付は寛延元年辰二日になつてゐるが、実は前年延享四卯年分の皆済目録である。皆済目録の書類が年越しになるのは一般的だが、二人の代官名宛になつてゐるのは、甲府代官吉田久左衛門がこの年退官し転任期にあつたため甲府・上飯田代官両所領り支配にされたからである。

さて目録の内容であるが、先ず本途米（正租）三三石八斗四升五合のうち三分の一の一石二斗八升二合は「小切」金納といつて、金一兩につき四石一斗四升の換算率で金納、つぎに本来なら残り二石五斗六升三合の三分の一にあたる七斗五升二合が「大切」金納として張紙値段（公定相場）によつて換算され、その他はすべて雑租を含めて米納で御廻米に付されるのが甲州大小切法の定法だが、河内領の場合畑作地帯なるがゆえに、現物納の分も通常大切金納にくみこみ、張紙値段の一割増で金納にしている。これを河内領では「随納」と唱えていた。矢細工の場合も現物納は諸廻米分一石八斗、餅米粃代九升四合計一石八斗九升四合にすぎない。（大小切法は次節で詳述）

目録中「口米」「口永」とあるは付加米、金のことである。鎌倉時代、口糶などといつて収納物の減損補充のために行なわれたが、



明治2年随納款願書
(八日市場区蔵)

江戸期には年貢徴収にあたる代官の事務費として納入させ代官に交付したが、享保一〇(一七二五)年以降天領では代官所の諸入用を幕府より支給することになり、そのため口米・口永は直接幕府に納入することになったものである。

「納合」の永何文というのは、先記のように永楽銭何文ということで単に計算上の擬制通貨で、永一貫文が金一兩にあたる。

「納合」高のほかにさまざまな雑租が記されているが、内容は時代や村によっても異なるが、幕府への公用以外の村入用分、あるいは代官所の入費である。江戸時代の貢租といえは通常正租だけを考へ勝ちだが、このように、「祭礼入用・甲府御蔵小揚人足賃・御金下改賃・継出人足賃・陣屋修繕入用」(宝曆十一・平須村)「陣屋修復・陣屋建替入用・甲府御蔵人足懸・祭礼入用・御廻米入用・御金包入用」(寛政八・久成村)「包斗銀・御金才領入用(上納金納付の付添諸経費)・陣屋修復入用・郡中惣代給・助郷人足入

用」(嘉永二・大塩村)「養老扶持渡・川除郡中割・包分銀・御金才領入用・陣屋修復入用」(明治四・切石村)等時代によって実にさまざまな雑租が併納され、名主さえ意味不明のものがあつた。

第八節 大小切と河内領随納

江戸時代他国にみられない甲州独自の年貢納入法としての大小切租法は、すでに他国にも有名であつて、『地方凡例録』の中にも、「甲州四郡の内、巨摩・山梨・八代の三郡に大切・小切と云う石代あり、是は信玄時代より始り、右三郡田畑米取にて本途見取惣取米の三分一を小切と云ひ、安石代金耆両に米四石耆斗四升替なり、残り三分二の内又三分一を大切と唱へ張紙直段にて金納し、其余は米納なり云々」とあるとおりである。『地方凡例録』の著者は高崎八万二千石の領主松平右京亮輝和の郡奉行であるが、この郡奉行の筆書で紹介されるほど諸国にも有名な税法だつたともいえる。

大切の金納は毎年國中相場といつて、甲府・黒沢・皷沢・勝沼の四か所に貼紙した平均値段をもつて領主よりこれを定め、また小切は金納とし、安石代といひ金一兩につき米四石一斗四升替えの永久不変の石代であつて、はじめは五月に、のちには八月に納め、享保以後には九月をもつて上納することになつてゐた。いま試みに旧村の皆済目録から大切金値段のいくつかと比べてみると、小切値段の換算率は四分一ないし五分一といかに安値段であつたかがわかる。寛延元(一七四八)年 金耆両二八斗三升替(矢細工皆済目録)

宝曆十一(一七六一)年 金壹兩ニ一石替 (平須 皆済目録)
寛政八(一七九六)年 金壹兩ニ八斗五升替 (久成皆済目録)

しかしこの大小切税法は、実際には甲州の石盛が他国に比べてひどく高い面もあったので、すこぶる恩典ということも額面通りのものではなかった。明治五年「当国大小切据置敷願書」(八日市場区)にも「当国ノ儀大小切之レ有ル所以ヲ以テ、旧幕府中漸々免増シ当時(現在)頗ル高免ニ相成リ、大小切ノ法モ有名無実ニ相成リ、耕作ノ余徳薄ク」とそのことを指摘している。ただ税法そのものが他国にみられない特殊な税法だけに幕府もしばしばその改革を意図し、貢租の増額を計ったが、そのたびに農民のはげしい抵抗にあつて意を達し得なかつた。

(一) 河内領の随納

しかし河内領の場合は、前節に於いて矢細工村の年貢割符を例に詳解したように、國中^{くになか}地方と異なり、この大小切税法が額面通り行なわれたわけではなかつた。

このことは宝永六(一七〇九)年の八日市場村明細帳に、

「一、御城米之儀ハ、取米三分壹ハ小切御値段金壹兩ニ付、米四石壹斗四升替定値段、大切之儀ハ、國中ノ壹割増御値段ヲ以テ、百姓勝手次第ニ米ニテモ金ニテモ御上納仕り候御事」とあるように、小切金納については國中と同一であるが、大切の場合、國中では残り三分の二のさらに三分の一(全体の九分の二)を貼紙値段で金納し、残り(全体の九分の四)を米納というのがこの税法であるが、河内領の場合は、小切金納を除いた三分の二については、すべて金納で

も米納でも農民の作柄次第にまかせられたのであり、金納の場合は國中の貼紙値段より一割増の勘定で納めたもので、寛永二一(一六四四)年、岩間代官秋山平右衛門支配の節にはすでに認められていたものである。(寺沢区蔵文書)

大	切	小切
米	納	

大小切米納税法

年貢米の品質の検査は嚴重であつたし、御廻米は三重俵に仕立てる等、包装費や、山間辺地から河岸^かまでの輸送費と莫大な労力を勘定にいれば、大切金の公定値段の一割増の金納は、河内領農民にとって特典であつた。もちろんこの場合として農民個々の自由意志で選択できたわけではなく、随納諸村が寄合い郡中惣代を通じて、その年の作柄・米価とも見合せて米金納の割合を出し、それに基づいて各村が貢納したものである。これを随納^{ずいのう}と唱え、河内領諸村はこの既得権を守るため、事あるごとに旧慣を主張し敷願を続けてきたのである。つぎの随納敷願書(八日市場区蔵)は、明治二年西河内領随納三十七か村から代官所へ提出されたもので、その間の事情をよく伝えている。

恐レ乍ラ書付ヲ以テ敷願奉リ候(訳文・八日市場区蔵)

第二付キ、日用ノ夫食ノ六七分ヲ買入レ候義ノ処、近年ハ米穀ノ値段格外ニ高価ニテ、農事ヤ職業ニ出精勸励仕リ候テモ、妻子ノ扶助相成リ難ク必至ト困窮ニ陥リ当惑難シ^{ナシ}罷^シ罷^リ在リ候、然ル処今般随納ノ御糺^{ムス}シ御座候処、素々随納ト唱エ候ハ米納・金納何れにとも其ノ年柄に随ひ納メ候趣意ノ処、其ノ本意を失ひ自然ニ追々金納のみいたし、米納難渋ヲ申立候ハ随納ノ趣意ヲ心得違ヒ致シ候義ノ旨仰セ聞サレ恐入リ奉リ候ヘドモ、年代ハ知ラザルモ随納ノ名目之レ有リ、既ニ寛政度（一七八九〜一八〇〇）ノ御割符目録ニ随納と御書載^{カキ}之レ有リ候義ニ付キ、随納名目ニテ石代ヲ金納願ヒ候ハ不相当ノ義ニモ御座候ハバ何率前段御賢察下シ成サレ、格別ノ御仁恤^{ジンジツ}ヲ以テ旧来ノ通り大切金ノ御値段を以テ御日限ニ上納奉ルヨウ、年々仕訳帳仰付ケ下シ置カレ度ク此段願上ゲ奉リ候

右願ノ通り御聞濟ミ下シ置キ成され候ハバ、三拾七ヶ村之もの共相助^{ヒト}リ偏^ヘニ御仁政有難キ仕合^{シアワ}セニ存ジ奉リ候 以上

当御支配所 巨摩郡西河内領

随納三拾七ヶ村

（三十七ヶ村連印）

明治二己年八月

右村々惣代

箱原村	長百姓	佐十郎	印
切石村	名主	圭藏	印
波木井村	長百姓	太兵衛	印
福土村	長百姓	新之丞	印

市川御役所

この歎願書の出された明治二年ごろより甲斐国は大蔵省との交渉の中で、大小切税法そのものの改正が検討され明治五年六月、大蔵大輔井上馨により廃止の達書が出されるのである。ところがこの廃止に反対して、甲斐国一円は不穏な形勢を示し、特に東山梨・西山梨・東八代の三郡を中心として八月二三日、農民およそ六千人あまりが蜂起し、やがてこの一揆は全県的なものとなり、河内領においても巨摩郡三一区・三二区の全村の連名による歎願書が八月二日に出されている。（八日市場区蔵）

「大小切御廃止相成候テハ国民飢渴ニ陥リ候ハ顯然ニ付、小前ノ者共暴揺既ニ御庁ヘ罷出愁訴仕り度キ趣を以て、万死を究め候ニ付キ動揺ノ義も斗り難く」といった河内諸村の不穏な一揆の行動も起こされたが、このような愁訴も空しく、九月初めには騒動も鎮圧され、結局甲州独特の大小切租法も明治五年ついに廃止となるのである。

第九節 焼畑とらち

(一) 焼畑農業

焼畑農業は戦後も早川入り奈良田に残っていたし、文献の上では奈良・平安朝期にもみられる。正倉院文書にある「火田郷」「焼蒔田」などそれで、現在に至る野焼きの神事も火耕・焼畑の遺風とされている。さらに古く縄文・弥生時代の原始期の農業形態として焼

畑を推定することもできることは第二章でふれた。

本町の場合、寛文検地帳に刈生畑・刈立畑とあるは焼畑の旧称であり、第一章で考察したように、地名にも往古の焼畑地の名残りとどめていられるものが少なくない。

寛文検地によってこの焼畑にまで検見取の年貢を賦課されるようになったからには、村方文書にも刈生畑の記録がふえてくるが、この焼畑農業は江戸時代初期には特別な意味をもっていた。つまりこの時期は焼畑をふくめて、従来の無役の農民たちが一本立ちの百姓として領主の支配に服するにいたる時期で、それまでの半独立の無役の農民たちがさらにいっそうの独立性を獲得するためには、追加的な耕地を必要とし、その場合それほど高い技術と経費を必要としないう焼畑が、このような層の生活を維持するための農業となった。

焼畑は林や灌木や草地を焼きはらって、その灰を唯一の肥料として、土地を荒起こしし、雑穀の種子をまいて、鳥獣を追う以外の管理を加えないで収穫することを特色とする。したがって作物をとる期間は地力の許す期間であり、普通三年で放棄して四年目には次の林地に切替えられるので、切替畑ともいわれた。

本町の場合を寛文検地帳にみると、全畑地に占める焼畑の割合は、久成・遅沢の五〇%、矢細工の四〇%、大塩の三五%と高率を占め、山中のみならず富士川沿いの村々にとっても、手打沢三〇%、西島二三%、飯富二三%とそれは決して無縁ではなかった。

(一) 猪鹿猿荒らしとらち

焼畑に林地を用いるか草地・灌木地を用いるかは、獣害の程度が

重要な条件となった。

古長谷村の明細帳(天保一四)に、「当村は山附にて猪鹿猿数多く罷り出、悪所に御座候」とあり、宝永二(一七〇五)年の久成村明細帳には、「枝郷堂平ノ義山中悪所ニテ耕作実入不足ニ御座候、其ノ上猪鹿猿大分ニ出テ耕作喰荒シ百姓退転(移転)仕り候ニ付キ、七年以前卯年(元禄一二年)一代官所に訴訟して元禄一四年より免租されている。農民の努力も猪鹿猿の獣害にはついに勝てなかつたのである。現在においても富士見山麓の曙・平須地区が、食べごろになったもろこしをかきとられ、甘藷を掘りとりれることは普通であつてみれば、江戸時代の獣害はおよそ想像がつくというものである。

享保二〇(一七三五)年の夜子沢村の代官所への訴願状に、(区蔵)

「拾ヶ年以前より猪鹿猿増発(イヌ)仕り、男女共に昼夜に限らず罷り出追払ひ申し候へ共夥しく、百姓の自力にて防ぎ兼ね申し候」とあり、その防ぎよは畑作農業にとつて重要な条件であつた。この獣害を除去するために、その地に自生する林木と藤づるで畑の周囲に垣を回らしたが、耕地の利用年限はこの垣囲いの耐久期間ともかわり、その点からも三・四年の短期間となつた。焼畑労働中にしめる垣囲いとその修理のための労働は実に大きな負担であつた。

古長谷村の延享三(一七四六)年の明細帳に、

「一、らち、長さ千貳百間(二一八二疋)但し老間に杭貳貳本宛長さ六尺、是は猪鹿閉(イヌ)らち、当村分の内百姓人別村高に割付けゆい申し候、及び閉植木仕り候て老年に式度宛破損(修理)仕り申し

候」とある。らちとは猪垣のことで埵外・不埵などの語に通ずる古語である。一間幅に二二本の六尺ぐいを立てたとすると、ほとんど一分のすきもなく垣囲いされたわけである。また棒ぐいのかわりに自生の林木を利用して垣った。

寺沢村明細帳（文政一一）にも、「男女共に猪鹿垣根造り申し候」とあり、江戸後期までどの村にも見られたのである。垣内の地名が各地にあるが、こうした垣の内の意味した耕地や集落を意味しているかと思われる。出穂以後収穫にいたる期間は、「昼夜に限らず罷り出」焼畑の近くに仮小屋を設けて猪鹿を追う必要があった。焼畑を開く場所数はこの仮小屋に住んで獣害除去に従事できる労働力の量によって決まってくる面を持っていた。このような形態での焼畑農業は、収量も不安定で奈良田の場合、反当収穫は大豆二斗、粟四斗、稗三斗、そば八斗四升（『奈良田物語』）といったぐあいであった。

収穫法は穂首刈りであり、脱穀は穂焼きを行なっている。住居から遠く離れた山地だけに穀だけを運びわらは肥料としてすてた。こうした焼畑は通常入会地での共同耕作が多かった。火入れは共同で行ない、そのあと個人割りして耕作したのである。

(三) 威し鉄砲

一方このような猪鹿垣の被害を防ぐため威鉄砲が領主から貸与された。

大塩村明細帳（延享三）に、「猪鹿おどし鉄砲御かり申し、四月より十月まで毎夜作場相廻りならし申候、彥んしょう（煙硝）代金

式分より壹兩迄高割ニ仕り申候、年により高下御座候」とある。一兩の煙硝代といえば米一石分にあたり多額な費用である。矢細工明細帳（宝暦六）では、猟師一人を専任で村抱えしている。国志卷二・国法部に貸し渡し鉄砲について次のように記している。

村々借渡し鉄砲

一、鉄砲千式百拾五挺 村数五百拾七村

三百四拾七挺 猟師筒ト云 獸ヲ猟ル事 山深キ村々ニアリ

内三拾七挺 用心筒ト云 世ニ玉コメ鉄砲ト云

八百四拾壹挺 威筒ト云 猪鹿ヲ威シ追去ラシム 山中村々

ニアリ

都合証文四百四拾

式通

外 三百七拾挺

取上筒 事故

アリテ上へ

取上ゲニ為

リタルナリ

合鉄砲千五百九拾五

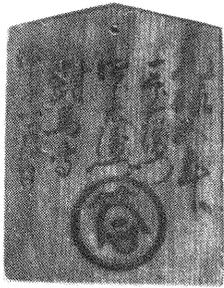
挺

甲府殿（徳川綱重）ヨ

御料所引渡しニナル、

リ松平甲斐守（柳沢吉里）請取り辻（始末）
西河内ニ式拾壹挺銘々預り人ノ名アリ

威筒は空砲であるが、猟師筒は鉄砲運上永、つまり営業税を納め



鉄砲鑑札と御印判
(平須・深沢晴雄氏蔵)



鉄砲証文(大塩区蔵)

た。各村に残る鉄砲証文によれば、平須村四挺・古長谷村五挺・福原村二挺・遅沢村二挺・梨子村二挺・江尻窪村二挺・大塩村に七挺等各村に許可されている。写真に掲げた鉄砲鑑札および印判は平須・深沢晴雄保存のものだが、焼判のあるとおり、江戸時代は平須村が近郷の鉄砲鑑札

をつかさどる御印判衆役を兼帯していた。江戸時代は、「入鉄砲に出女」といわれたように、鉄砲の貸与は領主の本意ではなかったが、年貢徴収のためには止むを得なかった。

貸与規定は厳重をきわめ、前記国志でも三百七十挺の違反取上げが行なわれており、次の各村の鉄砲証文もそのことを伝えている。

差上申鉄砲証文之事(平須区蔵・訳文)

獵師玉込 (註・玉目三匁とは玉の目方が三匁の意)
 一、鉄砲沓筒 但シ玉目三匁 持主 弥右衛門 ㊦
 一、同断沓筒 但シ玉目同断 同断 勢兵衛 ㊦
 御拝借玉無之

一、同 沓筒 但シ玉目同断 預主 儀左衛門 ㊦
 一、同 沓筒 但シ玉目同断 同断 玄兵衛 ㊦
 右者獵師筒ノ儀、書面ノ通り玉込メニテ猪鹿其ノ外ノ鳥獸ヲ打取リ申候、然レ共御停止ノ鶴・白鳥・ハ打取り申サズ候、御拝借筒ノ儀ハ玉込ミ申サズ鳥獸おどし来リ申候、尤も仰セ渡シノ通り親子兄弟・好身(交誼)ノ者エモ決シテ貸渡し申す間舖く、万々一不埒の趣御聴き達シニ候ハバ、持主・預リ主ハ勿論、名主・長百姓・五人組迄如何様ノ曲事(罪科)にも仰付けられ候、其の為連印証文を差上げ申す処仍て件の如し
 (一八六二)
 文久二年二月

甲州巨摩郡 平須村

名主 儀左衛門 ㊦
 長百姓 三右衛門 ㊦
 百姓代 反左衛門 ㊦

市川御役所

また、大塩村の鉄砲証文(慶応二・大塩区蔵)によれば、

「非常異変ノ節ハ右鉄砲玉薬・口薬其ノ附属の品を持ち早速御陣屋へ駈付け御差図請け申す可く、云々」と一朝有事の場合の処置まで厳重な誓約をとりつけている。威し鉄砲は名主が保管していた。

第十節 刈敷と入会

(一) 刈敷肥料と入会

江戸時代の肥料の中心は刈敷かりしきであった。か、ち、き、か、し、きなどとよばれた。

刈敷とは、草や灌木の若枝などをそのまま田畑に敷き入れることである。各村の明細帳をみるとおよそ田畑共二、三〇駄入れた。西島村の場合「田方老反三拾駄程・畑方は三十五、六駄」と最高である。

一駄を本馬四〇貫とすると、一反歩の刈敷量は千二百貫から千五百貫となり、軽尻二〇貫とみても六、七百貫となり他地方（四、五百貫）に比べてその量は多い。大塩村明細帳（延享二）には、「田方は老反に付き青草二百五十束」と束数で表わされ、宮木村の土地柄書上帳（明治九年）には、七〇背負いと背負子しよいこの数で表わされている。

刈敷を取るための林野の面積は、それを入れる田畑の数倍なければならぬ。しかし江戸時代には林野の個人保有（百姓持林）は部落統きの後山程度しか認められず、それ以外の林野は入会山として村々が共同利用した。入会山は他に馬草・燃料・建築土木用材の採取や、また前節にもべた焼畑や開墾地にも使用された。

また、入会山の所有形態も (1)数村で共同に所有または支配する

山に共同で立ち入るもの、(2) ある村の所有している山に他村のものが入り込むもの、(3) 自村内の山へ村のものが一しょに立ち入るものなど各種があったが（郷土辞典）、はっきりしていることは、入会村または部落の権利であって個人の権利ではないという原則である。したがって各村の明細帳をみても明らかのように、当初は耕地や屋敷になされたような検地はなかった。したがって江戸時代の初期から入会山の帰属をめぐって村々や部落相互で大規模な紛争が全国的におこった。このような紛争は村相互では結論をつけられず領主の政治権力がそれを解決する唯一の手段となり、勘定奉行所が乗り出して裁許さいしよにあたったが、支配側も従来の慣行を重んじるのがその基本的態度であった。「入会出入」とか「山論」とかいわれたのがそれで、本町の各旧村にもこうした出入文書が数多く残されており、それは江戸時代のみならず明治初期の地租改正期をはじめ明治の中、末期の民有林払下げにからむ訴訟問題にまで尾を引いている例が少なくない。

中でも複雑な山論を繰り返してきたのが、大塩地内の北沢山や、五開地内の十谷・柳川に入会をもつ西島・手打沢村の場合で、山元諸村との出入は江戸時代を通じて繰り返され、しかも駕籠訴かごせなど御法度の直訴におよぶ深刻なものであった。

西島村の場合、差出帳にも明らかのように、十谷村に道程三里半、柳川村へ三八町、大塩村に三町より三五、六町、手打沢地内へ二五町と隣村へはすべて入会山をもち、十谷村への場合など、文字通り鎌を携え馬をひき、星をいただいて出かけ、月を踏んで帰るといった状況がくりひろげられるのである。

十谷山の場合は延宝年間（一六七三～八〇）、柳川山の場合は元和年間（一六八一～八三）といずれも江戸初期に入りがあり、奉行所の御裁許を経て入会権を確定させている。では、何故にこのような遠隔地にまで入会地をもつに至ったのであろうか。

元來持山の少ない富士川流域の平地諸村の場合は、江戸初期から中期にかけて治水や灌漑工事が開発されるにつれ、当然刈敷・秣場の農用林野が不足してきて、他村の山にこれを求めざるを得なくなる。農地の開発と刈敷用林野とは切り離すことができない関係にあったからである。その際里近い所は古くから隣村の焼畑地等に占有されているので、さらに山奥の未開の山林を利用する以外になかった。この場合として程度の差はあれ山元村との紛争はさけられないが、江戸初期においては幕府も年貢を確保するため、このような新田地の用水や農用林野を保証しようとする態度をとり、かなり人為的な形で奥山への入会地の利用が設定されたのである。また北沢山のように村境の、すでに山元村大塩で焼畑等に利用している山の場合でも、支配側は稲作という、より年貢の増収を期待できる新田地のために、刈敷用の夏草に限るといった利用上の一定の制限をつけて共同の入会地とさせる場合が少なくなかった。

切石村の場合で見ると、夜子沢村地内夜子沢川の主流間遠傍の中山村との境までさかのぼり、寺沢川の上流、久成地内石畑（当時石畑は久成村に属していた）まで「村々入会」の形で設定されるというぐあいであった。その際耕地と用水と刈敷林野はかなり密接なつながりを持って考えられたのが常である。実際問題として灌漑面積

は用水量に規定され、用水量は降水斜面に関係するので、このような取扱いには一定の合理性はあったが、利用する側からいうと近傍の山を利用するに比べて入山距離が著しく大になるわけである。そのような不合理の下で遠距離の山に入会う姿を平地の諸村の場合多くみることができるのである。前圖十谷山入会図（大塩区蔵）を見ても、西島・手打沢・鳥屋・柳川・大塩・箱原の六か村がそれぞれ入合って複雑な入会地を形成している。また次図、北沢山の場合、山元大塩村の田畑、焼畑もある山中に西島・手打沢二か村が共同して入会うのである。十谷山は主として薪炭材、近場の北沢山はもっぱら刈敷用として利用された。

（二）山 年 貢

これら村々の入会地利用に対しては通常山年貢が賦課されており、それが入会地の利用権、さらにその根源としての所持権の一つの証拠ともされていた。それらの山年貢は多くは入会村より山元村に対する山銭のつもりで納め、それと山元村の負担分（これが零の場合もある）を合わせて山元村より領主へ上納する形をとっていた。もちろん採草地や自給薪炭材の場合、それが直接新しいものを生むのでなく、終極的生産物は田畑の生産物であり、田畑の年貢の中に林野の年貢部分も含まれる性質をもつものなので、山年貢はごく少額のものであり、利用所持の表示たるほどの意味しか持たなかったのが普通であった。

そのことは利用形態および利用資格の上にも現われていた。利用の内容は自給用の採草・薪炭採取に限られ、それらは戸割の平等量で

なく、田畑の持高とそれに規定される生活の規模に比例して行なわれるのが通例であった。

従って貢納者たる本百姓が本来の入会権者であり、水呑層みなのみは小作関係にはいることよって地主の利用権の一部を許されたのである。そのほか馬持ちとそうでないもので利用量の差を定めたり、採取用具(鎌・鍬・山刀・斧)で利用資格を表示し、その数で利用量を表わす方法、あるいは株、札などで表示する場合などがあった。また山年貢負担量が利用資格を表示していた。

入会山の利用については一定のきまりがあり、入山の期間をはじめ、それらのきまりは厳しく守ることが要求された。次の書状は、夜子沢区蔵の入会山儀きじょう定書である。

入会山議定書(夜子沢区蔵・訳文)

- 一、野あらし致まじす間舗まじき事
- 一、小盗致まじすまじき事
- 一、林拾木よきもに砥物持入り間敷まじき事
- 一、荒地の草刈り間刈り取り間敷まじき事
- 右ヶ条の儀いたし候もの之有る趣に付、村内一統相談を以て取
定め候上は右族見付け次第役所へ差出し、穿鑿せんさくの上鑑びた式貫文の過
料差出させ、見付候ものへ取らせ可き筈、念の為仍て件の如し
(一八五一)
嘉永四亥年六月廿七日(村中惣連印)

(三) 山 論

前記のような経過で入会は成立したが、そこには山元村と入会

村、入会村相互の境論や利用権の複雑な争い、すなわち山論が起こってくるのである。その代表的事例として、大塩地内北沢山の入会権をめぐる西島・手打沢村二か村と、山元大塩村との山論を、そのぼう大な資料(大塩区蔵)から要約してみよう。

北沢山をめぐる山論のそもその発端は寛政七(一七九五)年、およそ一七五年前にさかのぼる。すなわち入会村西島と山元村大塩の境論ならびに利用権に関する出入に端を発し、支配役所が乗り出し、北沢山の地押(検地改め)が行なわれ、寛政一一(一七九九)年の御裁許の結果つぎの御請証文がかわされた。この寛政度の御裁許文は以後明治に至るまでの両村間の山論の証書書類に必らず引合いに用いられたものである。

北沢山山論御裁許御請証文(大塩区蔵・訳文)

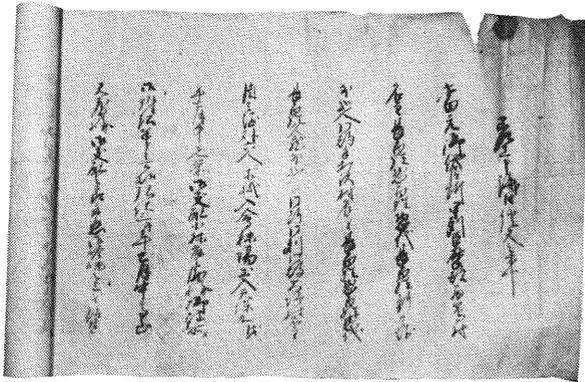
- 一、大塩村地内北沢山は今回再検地の結果、反別百五十四町歩あり、そのうち田畑反別二十四町九反三畝六歩は、大塩村の検地帳にも記載されており、其のほかの反別九反歩余は、検地以後の寅年からの新畑で現在は田となっている場所、また立木たちぎ成取下げ場は年貢対象地として大塩村から貢納もされており、大塩村の年貢地であることに相違ないこと。
- また、西島村からの申立ての前記地内に馬置場がある旨の申立ては、検地帳および年貢割附(租税割付令状)にも記録がなく、また大塩村に隠田がある旨の申立ても証拠がないので取上げ難い。

一、西島村・手打沢村が旧来から入会株を取り来たったことは、双方共認める処であり、今後とも両村は夏秋の入会株に限り取るよ

うにし、その際大塩村で年貢を納めている前記立木場所の下草や田畑作付の場所には一切立ちよらず、大塩村も両村の入会地に支障のないようにし、互に和融し再び論争のないようすること。

一、大塩村は寅年以来の新畑を新田にしながらその旨代官所へ届出ず、その上裁判中は入作してはならない旨の仰せ渡しの係争地へ作付けたのは不埒に付き、名主は過料金三貫文（銭四貫が金一両）・長百姓は急度御叱り、百姓代および作付百姓は御叱りに処すること。（急度御叱り・御叱り江戸時代の軽罰）

一、西島村名主・長百姓・百姓代会山の道普請については、山元大塩村と十分掛合い双方立会で行うべき処を、一通りの掛合いだけで返答が遅れたからといって大勢で立入り大塩村地内の



北沢山論済口証文（大塩区蔵）

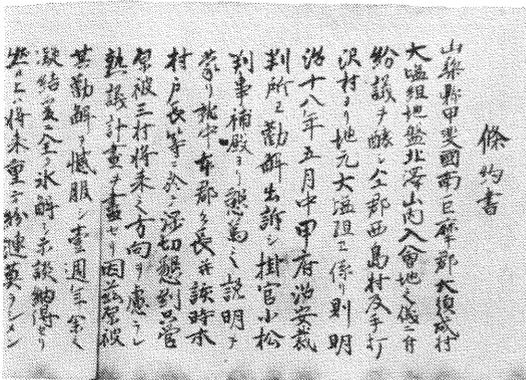
川除粹・石積等を取りくずし、稲作等を踏荒したのは不埒に付き、名主は過料銭五貫文仰せ付けられ、長百姓・百姓代共一同急度御叱りに処すること。

一、両者とも過料銭は三日の内市川代官所へ納めること。

なお、別紙の御請証文によると、下草税として西島村は永金三十三文九分（永一貫文が一両）、手打沢村は二百六文一分計五百十文そのほか口永（付加税）一五文三分を山元の大塩村を通して市川代官所へ納めることになる。

また、別件御裁許状によれば、入会山の道作りについて、今後入会二か村より四、五日前に山元村へ通達し、双方立会いのうえ、三か村から相応の人足を出し、人馬の通路に支障のないよう道作りすることと判決が下った。

ところが、天保年間の大雨出水、山崩れに伴う入会山の道路修理問題、また山元村大塩のその後の刈生畑（焼畑）の開墾が、大塩村は古来よりの年貢地であることを主張し、入会二か村は入会地であることを主張し、再び係争となり、その境界如何によつては、山元村の年貢と入会村の草税との二重課税問題もからみ、市川代官所では一向に解決がはかどらず、ついに入会二か村から天保三年二月六日、江戸表御老中への御駕籠訴となる。もちろん越訴はご法度ゆえうけいられず国元役所へ差戻され、再び支配役所で争われるが、越訴による心証阻害もあってか、市川役所での審理は一向に進捗せず、しかも裁判中の数年間は入会村は係争地を理由に山止めされたままで刈敷採取ができず死活問題となり、ついに天保一二年六月再び江戸表御奉行所への御駕籠訴が敢行される。その間山元大塩



明治20年入会解体条約書 (西島・大塩区蔵)

村へ対しては実力行使に伴う刃傷沙汰も繰り返され、裁判の遅延が多年にわたって双方に多大の出費と労力の犠牲を強いる結果となる。

つまるところ、文久元(一八六一)年六月、天保三年から実に三〇年後に、荊沢村名主市川文蔵・川上村(旧落合村)名主兵右衛門の仲介による内済となるが、済口証文の内容はつぎのとおりである。

一、北沢山論の境界は、まみ穴沢と北沢の合流地より、同沢筋を追って松枯沢の水流を見通し荻通りより山王道十谷境まで北側は残らず入会地とし、寛政年間の判決の通り大塩村貢納地の立木ならびに田畑作付の場所へは入会二か村は一切立ちよらず、もつとも刈生畑についてはやせ地のため、大塩村で銘々の持地所内で切替える分については入会

村も異論なく、そのほかの入会地での開墾や開発は大塩村では一さ
い行なわれないこと。入会道作りについては大沢入口から同沢に沿
て杉葉沢すぎはの合流地から柳川道までつとおりに人馬に差支えないよ
う毎年三月十日、地元大塩村から前々日西島・手打沢両村へ通達
し、三か村立会いのもとに相応の人足を出して作付場所ならびに護
岸に支障のないように道作りし、かつ柳川通りより先き山王道ま
では在来の道を通路に支障ないよう取り図らうこと。かつまた、西島
・大塩両村の境界のまみ穴沢ふちは水流を追って、田地際まで人馬
の支障のないよう双方立会いで道作りし、その他の在来の山道につ
いては大塩村の取り計らいにまかせて道作りし、支障のないように
する。

以上の内容で落着するが、慶応三年九月には、道作り一件で再度
出入におよび、前記荊沢村・川上村の名主による内済証文による再
調停が行なわれ、以後明治までこの入会権は引継がれるのである。
要するにこの山論の争点は、山元大塩村にしてみれば、古来焼畑
慣行地として、三、四年ごとに切替えられていく場所、別に新た
に入会地を開発しているわけではないという主張が基調にあるに対
して、入会村二か村にしてみれば、三、四年ごとに切替えられるき
わめて流動的な焼畑だけに、その際の境界や道利用、草利用に双方
の見解がくいちがって紛争を繰り返してきたものである。

時あたかも天保の飢饉時で、山元村にとれば食糧問題を解決する
早道は焼畑の拡張であつたらうし、一方平地の西島・手打沢村にと
っては、一粒でも多くの食糧増産のために、より以上の刈敷肥料が
必要であつたらう。ましてそれが山元村の焼畑開墾によって少しで

も減少するような事態がおこるとすればまさに死活問題であったわけ、そうした時代背景と照合して考察することなしには、この深刻な入会紛争の機微な争点は理解できないであらう。
さて、明治以後どのような変遷を経てこの入会問題が結末を遂げるかにも触れておこう。

四 明治以降における入会地

北沢山の山論は、明治五年の地租改正時における土地官民有区分の際山元大塩村よりの入会慣行の拒否に端を発し再燃するが、明治七年四月二〇日、時の県令藤村紫朗の調停によって、従来の入会慣行の継続の示談が成立するのである。ところが明治一三年入会山の地券（土地所有券）が山元大塩村に交付されたことについて、西島・手打沢両村から異議が出て、明治一八年五月、甲府治安裁判所へ和解調停を出訴した結果、明治二〇年次の条約書の締結により、寛政年間より実に百年間にわたる山論も円満裡に終止符をうつのである。

条約書

（大塩区・西島区蔵）

山梨県甲斐国南巨摩郡大須成村大塩組地盤北沢山内入会地ノ儀ニ付、紛議ヲ醸シ同郡西島村及ビ手打沢村ヨリ地元大塩組ニ係リ則チ明治十八年五月中甲府治安裁判所ニ勸解（和解調停）出訴シ掛官小松判事補殿ヨリ懇篤ノ説明ヲ蒙リ、就中本郡郡長並ニ該時本村戸長等ニ於テ深切懇到只管原被三村ノ将来ノ方向ヲ慮ラレ熟議計画ヲ尽セリ、因テ茲ニ原被其ノ勸解ヲ憾服シ老邁年余ノ凝結爰ニ全ク氷解

シ示談納得セリ、然ル上ハ將來重テ紛纏莫ラシメン為メ条約ヲ為ス左ノ如シ、

第一条

山梨県南巨摩郡大須成村大塩組地内北沢山内入会地旧来ノ証蹟（証拠トナル形跡）ヲ廃シ、分会ヲ判明シタル熟談金トシテ金壹百七拾円ヲ地元大塩組ヨリ西島手打沢両村ニ受渡致シタル事

第二条

前条北沢山内字大焼山反別寺町参反拾貳歩ノ官有地ハ西島・手打沢両村へ御払下決了致シタレバ、自今両村ニテ進退（処置）致ス可キ事

第三条

前条北沢山内字釜ノ沢山反別参町五反八畝廿一步ノ官有地ハ大塩組ニ該地ニ生育スル立木ハ西島・手打沢両村ニ御払下ノ義既ニ其筋ノ允許ヲ請ケタレバ立木ノ伐取ノ跡地ハ大塩組ニ於テ自由タル可キ事但シ西島・手打沢両村ニテ立木伐取期ハ明治式拾壹年式月限トス

第四条

前条熟談ノ儀ノ完結スル上ハ旧来原被ニ存スル該件ノ裁許図面並ニ契約書等ハ悉ク皆無効タル可キ事

第五条

自今前条々ヲ確守履行シ比隣ノ交義ヲ厚クシ争論之レ無キ様致ス可キ事

右条件ヲ証明スル為メ各村人民総代及ビ関係人連署シ条約書ヲ取換シ候処仍テ件ノ如シ

明治式拾年 第叁月

第四章 江戸時代

山梨県南巨摩郡西島村

人民総代 佐野 唯兵衛 印

佐野 保 印

野中 林兵衛 印

同県同郡 手打沢村

人民総代 深沢 好兵衛 印

望月 長三郎 印

依田 元平 印

望月 和兵衛 印

同県同郡大須成村大塩組

人民総代 佐野 要右衛門 印

佐藤 清明 印

小松 吉右衛門 印

依田 重昌 印

小松 武兵衛 印

前書条約立会後日証人トシテ調印致シ候也

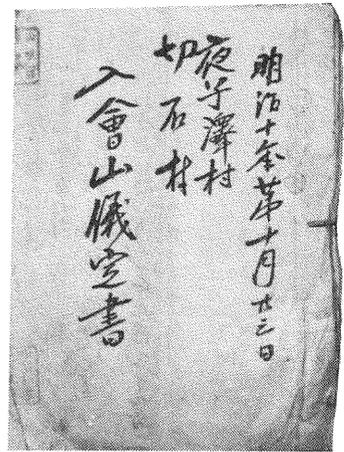
同県同郡西島村大須成村 前戸長 若林 謙三 印

(四) 各旧村の山論

以上のような山論は各旧村の場合も例外ではなく、いま残存資料によって年代順に列挙すればつぎの通りである。

(1) 天和二(一六八二)年二月 夜子沢村・切石間の境界山論における御裁許済口証文(夜子沢区蔵)

切石村の入会地は、東北は地藏尾羽根限り、東南は伊勢宮より日

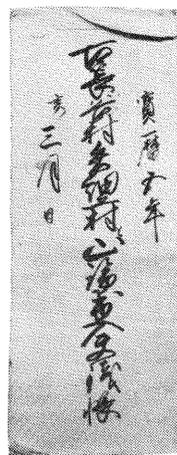


夜子沢・切石の入会山儀定書
(夜子沢区蔵)

下り尾羽根限り、南は八日市場遠坂(ちば)の道まで、西南は間遠坂(まくだ)中山境の道限り、西北は冠沢(かむら)限り、高草里(たかくさ)尾羽根の道限り、北は久成村分内(ぶんない)石畑・寺沢村の大境に限ること。但し境界内の民有地分は下草たりとも一切刈取らないこと。山開きは毎年夜子沢村より三日前に通知すること。戸籍表人員の他の雇人等の刈取りはしないこと。入会場所の草税および諸費用は夜子沢七分、切石三分の割合で夜子沢の責任において上納すること。

(2) 寛政九(一七九七)年十一月 十谷山入会地に関する大塩村と西島村間の山論出入。西島村百姓一人による十谷村入会地よりの薪背(きりかへ)負荷のほか引木し、大塩村内道路・田畑・畔敷・居屋敷・石垣等欠引荒らしに関する出入。

(3) 文化四(一八〇七)年七月 中山村と矢細工村間の境界出入に関する御裁許済口証文。矢細工村地内の中山村入会山は、下鳥屋・手しろおばねより西鳥屋はぶちを限り三ツ沢迄、中平おばねより清



山論出入夫錢帳
(古長谷区蔵)

水沢通り村川を越え首戸まで、東は桜沢・古長谷村境まで、但し田畑を除く、旨の裁許があるが、同文化六年境界論再発し同一〇年五月・中山村からの入会地内の新道作りに対する紛争出入もあった。

(4) 文政二(一八一九)年九月 十谷村入会山に関する大塩村と十谷村(山王)との山論出入。十谷村(山王)入会山にて大塩村が田地養灰の灰焼をしたことについて山王より、山王分の年貢切替畑を灰焼したと故障し差止めしたことに端を発する争論一件。

(5) 嘉永三(一八五〇)年 梨子村と福原村間の峯山山論一件 両村の峯山入会地の茅山の割合、および茅引道作りに関する慣習の遵法違反に伴う再確認のための議定書取交し。

(6) 嘉永六(一八五三)年八月 福原・梨子村二か村と古長谷村との峯山ま草刈り一件議定書。福原・梨子二か村の山元村へ古長谷村は神酒代を差出すこと。古長谷村から福原・梨子両村への出作者は自作に限りま草は勝手次第に刈取れるが、小作をさせている分については刈取りは一切できないことの議定書取交し。

(7) 弘化二(一八四五)年七月 大原野村・平須村二か村と十谷村との山論一件の済口証文。同村地内滝沢より鷹巢平にある十谷・柳川・鳥屋・西島四か村入会地の新道、古道通行の紛争について、今

後は鷹巢平峯直下の横道は使用せず、鷹巢平水こぼれ峠道通りに限り、平須・大原野両村は通行すること。

以上の事例から、入会問題の第一は境論、第二は利用内容、第三は山道問題が多くを占めていることがわかるが、入会権は用水権と共に江戸時代の村落成立の二大条件だっただけにその紛争も深刻化したのである。

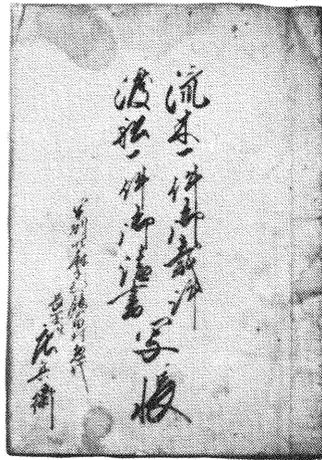
第十一節 早川流木一件

(一) 早川流木

入会権をめぐる特殊な例として、早川流木をめぐる地元飯富村対隣接伊沼・八日市場村二か村との出入があげられる。この出入も、先記の大塩村対西島・手打沢二か村の山論に匹敵する長期かつ大がかりなものとなり、窮極的には江戸奉行所の御裁許によって結着するところとなる。

早川流木一件は、早川出水により上流早川入り諸村から流出する材木が、河川河原に堆積したものについての拾木権をめぐる出入で、江戸奉行御裁許にあたっては隣接村江尻窪・下山・初鹿島・栗倉村四か村の村役人も証人として召喚され、事件発生の文政一(一八二八)年より御裁許を見た天保七(一八三六)年三月まで八か年にわたる長期の入会出入であったが、それ以前においても内済^{ないさい}出入は、しばしば行なわれていたものである。

いま、その訴訟内容を流木一件御裁許写帳（飯富・古屋保氏蔵）に見てみよう。



流木一件御裁許・渡船
一件御請書写帳

差上申ス一札ノ事

（訳文・飯富 古屋保氏蔵）

甲州八日市場村役人ニテ小前物代（農民代表）ノ長百姓宗助外屯人、伊沼村役人ニテ小前物代ノ長百姓次郎左衛門外屯人ヨリ同国飯富村役人ニテ小前物代ノ長百姓庄兵衛外屯人エ相掛リ候流木出入ノ儀、右村其節ノ御支配御代官野村彦右衛門様御役所（市川代官所）へ御訴訟申上ゲ引合（参考人）ノ為、同国江尻窪村ノモノ共モ召出サレ御吟味中、山口鉄五郎様御代官所ニ相成リ（代官交替）相手方（飯富村）ノモノ共右ノ御役所ノ御吟味（審理）相拒ミ候ニ付、曾我丹後守様（江戸勘定奉行所）エ御差出ニ相成リ、同国下山村外式ケ村ノモノ共ヲモ召出サレ、再応（再度）御吟味御座候処、訴訟方ノ義、八日市場村ハ高（村高）百八拾四石余、伊沼村ハ高六拾壹石余之有リ、飯富村ト下山村境ノ早川ノ出水ニテ流レ寄セ候木品ノ義ヲ地元ノ飯富村並ニ八日市場村・伊沼村三ヶ村ニテ入会拾ヒ来リ、

既ニ寛政三亥年中（一七九一）改メノ上、請木主之無キ節ハ、取上ゲ候村方ニ於イテ勝手次第第二取計ヒ候様仰セ渡サレ候義モ之有リ、然ル処去ル子年中（文政十一）早川出水ニ付キ、流木ヲ拾ヒ取り候積リニテ式ケ村ノモノ共右河原エ罷リ越シ候処、飯富村地内ノ堰渡シ、其ノ外ノ道普請等ニテ往来ガ混雜致シ候間、差シ延ベ呉レ候様ニ相手方（飯富村）ノモノ共申シ聞カセ候ニ付キ、暫ク見合セ居リ候間、相手方ニテハ右流木ヲ多分ニ拾ヒ取り候後ニ、鉦・斧等ヲ相携エズ立入り候様申シ越シ候間、其ノ意ニ任セ立入り拾ヒ候へ共、相手方ニテ存分ニ拾ヒ尽シ候上ノ義ニ付キ、木品手ニ入リ申サズ候故、仕来通り鉦・斧ヲ持參シ拾ヒ取り度キ旨掛合ニ及ビ候処、相成リ難キ旨申シ聞カセ心得難ク候間、其ノ段御訴エ申上ゲ御吟味ニ相成リ候義ノ処、相手方（飯富村）ニテハ一村ニテ拾ヒ来リ外ノ村方ヨリ入会候義ハ之無キ段申立テ候エ共、享保度（一七一六〜三五）ノ両村（伊沼・八日市場）ノ明細帳ニ村方ノ薪山ト申スハ御座無ク早川満水イタシ流木出ノ節ハ下山村境ノ早川水ガ落子次第第二富士川ヨリ江尻窪・遅沢分迄、飯富・八日市場・伊沼三ヶ村入会ニテ流木拾ヒ取り候ト銘記之有リ、又ハ承応ノ度（一六五二〜五四）其ノ節ノ御支配御役所エ差出シ候濟口証文（和解証文）写シ伊沼・八日市場モ彼ノ場ニテ先規ノ通り流木拾ヒ取り、猶以來ハ互ニ相違申ス間數キ旨相認メ江尻窪並ビニ訴訟三ヶ村役人名前ノ書面ガアリ、其ノ外享和度（一八〇一〜〇三）流木拾ヒノ義ニ付キ、川木拾ヒヲ相手ノ村方（飯富）ニテモ差留メ候間、八日市場・伊沼兩村ニテモ差留メ候様ニ相手村方（飯富村）名主ヨリ差シ越シ候文通モ之有リ、年来相手方（飯富村）ノ入会ニテ流木ヲ拾ヒ取り候間、仕来通り入

会差障ラザル様イタシ度キ段申シ、(以上ハ伊沼・八日市場村訴訟方ノ申立理由、以下ハ相手方飯富村ノ申立理由) 相手方(飯富村)ニテハ寛政三亥年中(一七九一)守屋弥惣右衛門様御代官所ノ節、甲州ノ川々出水ノ流木ノ義ニ付キ、右御役所ニテ仰セ渡サレ候趣ハ訴訟方(八日市場・伊沼村)ノモノ共ガ申立テ候通りニ相違之無ク候エ共、早川エ流レ寄セ候木品ノ儀ハ前々ヨリ外村ノ入会拾ヒ取り候義ハ御座無ク候処、去ル子(文政十一・一八二八)年中出水ノ砌リ、訴訟方式ケ村ノモノ共ガ鉦・斧等ヲ相携エ理不尽ニ右川原エ立入り候間、差留メ候処、古来ヨリ入会来リ候ヲ謂ハレ無ク差留メ候段ハ心得難キ旨申立テ候エ共、元文(一七三六〜四〇)並ビニ安永度(一七七二〜八〇)ノ村明細帳(飯富村)ニ外村ヨリ何ニテモ入会候義之無キ段記シ之有リ、且ツ文化十三子(一八一六)年中、八日市場村ノモノ共角木ヲ背負ヒ右川原ヲ通行イタシ候ニ付キ差押エ候処、同村ヨリ其ノ節ノ御支配御代官先野村彦右衛門様御役所エ御訴エ申上ゲ、御吟味相成リ候処、右角木ハ早川流木ニ之無ク下山村ニテ貰ヒ請ケ候木品ニ相違無キ段相分リ差押エ候段ハ心得違ヒニ付キ、八日市場エ相詫ビ内済イタシ候義モ之有リ、素ヨリ入会来リ候義ニ候ハバ、右体ノ差押エ可キ謂ハレ之無キ候間、仕来ノ通り入会御差留メ之有ル様イタシ度キ段申シ、(以下江尻窪村ホカ近村ノ証言内容) 江尻窪村ノ者共モ早川流木ノ儀ハ訴訟方式ケ村ノ村明細帳ニ早川満水イタシ流木出ノ節ハ江尻窪・遅沢分迄飯富・八日市場・伊沼三ヶ村入会ニテ拾ヒ候段ノ記之有リ、其ノ外承応ノ度、御支配御役所エ差出シ候書面ノ写ニ江尻窪村ノ儀モ入会、流木拾ヒ取り候趣キ、認メ之有リ候旨ヲ訴訟方(八日市場・伊沼村)ノモノ共申立

テ候ヘ共、古来ノ儀ハ相弁^{ハキヤ}申サズ、江尻窪村ハ山附^{ツキ}ノ村方ニ付キ、流木拾ヒ取り申サズ候而モ薪^{タケ}其ノ外差支エノ義御座無ク、勿論承応年中ノ書面ニ江尻窪村ノモノ連印^{イナシ}以多シ候由ノ義モ村方ニ者書面御座無ク、訴訟ノ村々ノ義入会ニ而流木拾ヒ来リ候ヘバ否更^{イナセ}(否諾)ニ相弁エ申サズ候段申シ、早川村ノ粟倉・初鹿嶋・下山ノ三ヶ村ノモノ共ハ川筋出水ニテ流出候木品ノ儀ハ、川ノ中央ヨリ村方附エ流レ寄セ候分ヲ村限りニテ拾ヒ取り、粟倉・初鹿嶋ノ両村ハ隣郷ハ之無ク、下山村ハ隣郷ニ波木井村之有リ候エ共、同村ヨリ下山村エ入会ヒ流木拾ヒ取り候義之無キ旨申シ、御吟味中当御奉行所エ御引渡ニ相成リ猶御吟味御座候処(以下判決文) 訴訟方ノ義ノ承応ノ度ノ訴訟三ヶ村並ビニ江尻窪村ヨリ御支配御役所エ差出候由ノ濟口証文並ビニ享和度ノ相手方名主ヨリ流木拾ヒ取り候義ニ付キ差シ越シ候文通等之有リ候トモ、江尻窪村ニハ書留メモ相見エザル旨申立テ、殊ニ印形(印鑑)モ之無キ書面ニ候間、右ヲ以テ入会ニ相違無シトノ申分ハ御信用成リ難ク、其ノ外村明細帳ニ入会ノ儀之有リ候トモ、自己ノ書留ニテ他村エ対シ候証拠ニハ相成リ難ク、早川附村々ノ義、粟倉村・初鹿島候ハ隣郷之無ク、下山村ハ隣郷之有リ候ヘ共、入会早川流木拾ヒ取り候義ハ曾テ之無キ上ハ訴訟方両村ヨリ相手方エ入会候トノ義ハ不相当ノ申分ニテ、其ノ余ノ証拠無ク申シ候迄ノ儀ハ御取用難ク候ニ依テ、以来早川出水ニテ流レ寄セ候木品ノ儀ハ相手方(飯富村)ニテ拾ヒ取り、寛政度ニ仰セ渡サレシ趣ヲ以テ(流木ハ御代官所へ届出、請主ナキ時ハ取上ゲタ村デ自由ニ処分スル事) 取計ヒ候様仰セ渡サレ候、相手方ノ儀御支配御役所ノ御吟味相拒ミ御書ノ印形(印鑑)難渋^{ナシユウ}イタシ候ハ不埒^{キョウト}ニ付キ、急度(蔽

重ニ)御叱り致シ置キ候、

右仰セ渡サレシ趣キ一同承知畏ミ奉リ候、若シ相背キ候ハバ重科
仰セ付ケラレ可キ候、仍テ御請証文差上ゲ申ス処件ノ如シ、
(一八三六)

天保七申年三月十六日

山口鉄五郎御代官所

甲州巨摩郡八日市場村

村役人小前惣代

訴訟方 長百姓 牧 平 印

伊沼村村役人小前惣代 長百姓 次郎左衛門 印

同 長百姓 重郎右衛門 印

飯富村村役人小前惣代 長百姓 庄兵衛 印

相手方 長百姓 万右衛門 印

同 長百姓 伊左衛門 印

御吟味ニ付被召出候 同人御代官所

江尻窪村村役人惣代 長百姓 徳 平 印

下山村村役人惣代 長百姓 源右衛門 印

初鹿島村村役人惣代 長百姓 六左衛門 印

栗倉村村役人惣代 長百姓 徳 平 印

長百姓 源右衛門 印

長百姓 庄兵衛 印

長百姓 万右衛門 印

長百姓 伊左衛門 印

長百姓 徳 平 印

長百姓 源右衛門 印

御奉行所

右内藤隼人正様御役宅ニ於テ御裁許仰渡候写

御掛り御留役

柳 道太郎様

御立会

宮寺五平治様

飯富村

長百姓 庄兵衛

百姓代 万右衛門

前節でもふれたように、入会裁判においては、支配側は常に入会慣行を尊重する態度に出るので、裁許にあたっては両者の証拠書類や近村の証言が審理の中心になっている。御裁許は伊沼・八日市場村の入会権の主張は証拠書類不備として却下され、事後、川中央より南側の流木は先例通り下山村に、北側の流木については飯富村の入会権が公認されることになる。他の訴状とも総合する時、飯富村が一村限りの入会権を固守した背景には、「早川折々水難之有り候節は御入手当て下し成され御普請念入りに相仕立て、夫々切所防ぎ致し漸々御百姓相続け仕り候処連々困窮に相成り」とあるように、早川の再々の水害復旧工事に多大の犠牲を払い、かつ「早川の義は往古より当村方にて川越役相勤め」加えて訴訟沙汰の発端の前年、すなわち文政一〇(一八二七)年三月、「村方大半焼失、爾後引続き六月晦日大風雨大荒にて一村難波」(流木一件御愁訴状)するといった窮状の中から出ていることが推察されるのである。

当時江戸奉行所に出廷のため、天保六年七月二三日江戸表へ出立した庄兵衛(古屋保先代)の旅日記が奇しくも保存されており、甲州道中三三宿の安全祈願と思われる「南無妙法蓮華経」の七字の題

目三三行を連書したお守札、甲州街道案内帖、万金丹・紫金錠の漢方薬等まで保存されている。道中「寛」書によると、七月二三日村方出立、途次市川役所へ届出て甲府泊り（宿賃一四八文）二四日は笹子峠を越えて白野宿泊り（一六四文）二五日小仏嶺泊り（一四八文）二六日高井戸泊り（一六四文）二七日江戸着、奉行所へ到着届出、中田屋泊り、二八日市川役所江戸詰へ届出、二九日原被双方奉行所届出、七月（閏）三日「御呼出し御吟味御座候」とあり、当時四泊五日で江戸へ到着したことや、旅中の鯉沢戸川の舟賃四文、石和舟賃二文、わらじ一四文、そうめん三文、だんご一六文、江戸での髪結二八文、湯銭八文等々旅銭の明細や、帰路は石和市川間、鯉沢切石間の舟利用までわかり貴重である。

第十二節 用水争論

一、中山・矢細工の用水出入

江戸時代の村落において、入会とならんで用水は、村落成立の二大物的条件であった。

刈敷肥料の給源である入会が多くの山論を生んだように、用水の水利権をめぐる紛争もまた山論に劣らず多かった。

特に山つき諸村の場合、それが生活の基盤となる日用水・飲用水ともからんで、そこに利害の衝突、すなわち用水出入に発展する場

合が多かった。

本町における江戸時代の代表的な用水争論は、富士見山の伏流水を水源とする曙川の上流（腰巻川）の水利権にかかわる矢細工村と、中山村（古長谷村を含む）の場合が第一に挙げられる。

富士見山山麓の標高六百呎に位置する矢細工村（戸数七〇戸）は古来から腰巻川の水源である字水上の滝水を、およそ六五〇間（一二〇〇呎）の木樋で引水して、日用水・飲用水にあて、不足の分は原部落五か所、久保部落七か所の井戸で補なって生活していた。

ところが一二〇〇呎に及ぶ木樋のぼく大な修理費と労力の負担に堪えかねた村民は、嘉永二（一八四九）年、相計り土堰を新設した。（もっとも矢細工村は古来の古堰の修理復活を主張する）

これに対して、水源を同じくして日用・田用水に利用する下流の中山・古長谷村がこれに故障し、新堰の埋立ての元形復帰を要求したのが、そもその用水争論の発端であった。この新堰は中山・古長谷村の抗議により一旦埋立てられたが、矢細工村の懇請により、隣村村役人が立入り、春（八十八夜）から秋（彼岸明け一〇日目）までの下流両村の田用水の利用期間を除いて、冬季の余剰水に限り新堰引水が認められたのである。つまり生命の基本である飲用・日用水にもまして年貢の田用水が優先されていることは、この種水論に共通して他の旧村にも見られる現象である。所詮農民は「年貢のなる木」にすぎなかった。

さて、安政元（一八五四）年一月中旬、関東を襲った大地震によって、矢細工村の井戸水が涸れ減水するという異変が起こり、新堰利用を申入れたが聞き入れられず、やむなく部落から五町（六〇

○^疑 余離れた字牛首の深沢の湧水を背負いあげて補なつてきた。

しかし文久三(一八六三)年は前代未聞といわれた大干害で井戸、溜堀がかれ、連日六〇〇^疑の沢水の背負いあげに堪えかねた矢細工村が、新堰から引水したことから再び出入りとなり、以下、元治元(一八六四)年、慶応二(一八六六)年と干害の年ごとに訴訟が繰り返されてきたが、慶応三年、近村村役人の訴状貰い下げによる内済証文で決着を見たのである。この間、実に一八年間の水争いであったが、内済証文は当初の嘉永二年の調停内容の再確認であり、それはちょうど西島・大塩村間の入会争論が、つねに当初の御裁許証文の再確認におわつたことと軌を一にしているのである。

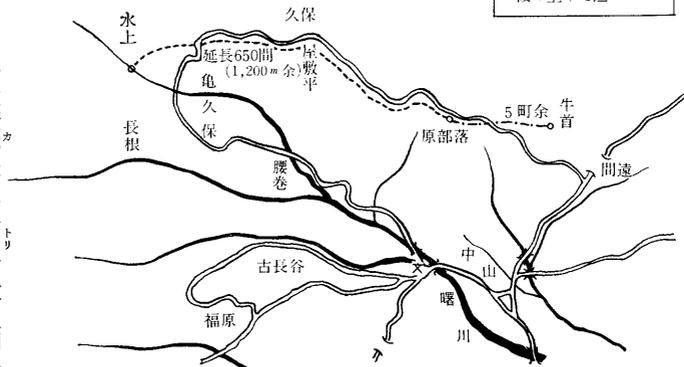
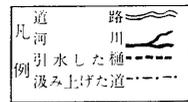
次に、両村間の用水出入一件をほう大な多年の出入文書の総決算ともいふべき、慶応三(一八六七)年の済口証文に見てみよう。

こうした出入文書には、勢いのおもむくところ平時にはタブーとされている隠田等の内容も表面化され、はしなくも当時の祖先の生活の深層がうかがわれて興味深いものがある。

差上ゲ申ス済口証文之事 (中山区蔵) 訳文

当御支配所ノ巨摩郡中山村ヨリ矢細工村ニ懸リ、去ル元治子年(一八六四)十月中、先ノ御支配安藤伝蔵様御役所へ不法出入ヲ訴エ上ゲ候一件ヲ御吟味(審理)中ニ御場所替(転任)、当御役所ニ御引渡シ相成リ、尚御吟味中ノ処、隣村平須村長百姓・甚兵衛、切石村長百姓・圭藏ガ立入り熟談内済(調停)仕リ候趣キ左ニ申上ゲ奉リ候、

一、訴訟人ノ私共(中山村)村高ノ義、御高百五拾老石四斗八升式



中山・矢細工水論説明図

合、惣家数七拾軒之有リ、田方仕付ノ義ハ、村方地内字堰口ト申ス場所ニ往古ヨリ堰渡シ隣村矢細工村ノ字滝ト申ス山ノ狭キ水ヲ引入レ、稲作ノ仕付ハ勿論呑用水ニ仕来リ相續罷リ在リ候、然ル処相手村方(矢細工村)

ノ者共、如何ガ心得候哉、嘉永二酉年(一八四九)三月中、右ノ滝ト山峠通りヨリ原小路ト唱エ候場所マデ、凡ソ長サ六百五十間余(約二二〇^疑)ノ新堰相立テ、掛樋ヲ以テ不法ニ水ヲ引入レ、私共村方(中山村)用水ニ差支エ有リ候処、殊ニ新堰ノ義ニ付、右堰筋

ヲ早速埋立テ元形ニ致ス可キ趣ヲ、相手村方役人ドモ懸合ヒ及ビ候エドモ、何分取りアイ申サズ埋立テ候。心底更ニ相見エザルニ付キ、捨テ置キ難ク御訴エ仕ル可ク存ジ罷リ在リ候処、折柄隣村ノ平須村長百姓・瀬兵衛外三人、夜子沢村名主・長兵衛耆人ガ立入り（仲介）、新堰ヲ掘立テ呑用水ヲ引入レ候段ハ全ク心得違ト発明仕リ、右ノ堰ヲ早速埋立テ元形ニ仕ル可ク趣キノ詫ビ書ヲ一札差入レ候ニ付、一先ズ濟方仕り候処、引続キ立入ノ者ヨリ精々無心之有リ候ハ、矢細工村ノモノ共、新堰ハ一旦埋立テ候エドモ、田用水中ノ春ハ八十八夜、秋ハ彼岸明ケ十日目迄ハ一切水ヲ引入レ申サズニ付、隣村ノ好ミヲ以テ田用水ガ不用ニ相成リ候エバ、右ノ堰筋ヨリ水ヲ引キ取ラセ呉レ候様願ヒ度ク、尤モ水ハ春迎モ用水ニ差支エノ節ハ急度掛ケ樋ヲ取払ヒ申ス可キ趣キヲ以テ、同村役人共ヨリ相頼ミ、勿論書面ニ相振レ猥リニ水引キ入レ候義之有ラバ、聊モ相違無ク堰筋ヲ埋立テ申ス可ク由ノ受意、書入レノ無心一札ヲ差入レ候上ハ、村役人ドモハ勿論、小前末々ノ者ニ至ル迄、急度相守リ申ス可ク、万一、一札ニ相振レ水ヲ引入レ候義之有リ候ハバ、其ノ節ハ相違無ク急度堰筋撥均シ、元形ニ致シ申ス可キ趣キヲ以テ、是レ迄立入人ヨリ私共村方（中山村）エ無心之有リ候ニ付、惣無ク其ノ意ニ任セ一札請取り置キ候処、同六丑年六月中、無心書ニ相振レ猥リニ水ヲ引入レ、田用水ニ差支エ有ル不法ヲ差働キ候ニ付、右ノ堰ヲ早速埋立テ元形ニ致ス可ク、左モ之無キ候ハバ、願立テ仕ル可ク旨ヲ相手村方役人共エ罷リ詰メ掛合ヒ及ビ候処、尚又、平須村瀬兵衛外耆人ガ立入り、心得違ノ趣キヲ只管詫ビ入り、向後一札ニ相振レザル様仕ル可キ旨、是レ又一札ヲ差入レ候ニ付キ、再三ノ儀聊ノ相違

モ之有ル間數キト存ジ、是非ナク勘弁致シ打過ギ罷リ存リ候処、去ル寅（慶応二年）五月廿四日、前書ノ新堰エ水ヲ引入レ候処、同年ノ義ハ稀成ル大旱魃ニ付キ田用水ハ勿論、日々ノ呑用水ニ差支エ候義ノ処、右体ニ数度一札ニ相振レ勝手我儘ニ差働キ、水ヲ引入レ田方仕付ニ差支エ有リ候不法ノ仕義方、右ハ相手村方ハ原小路ニ井戸五ヶ所、久保小路ニ七ヶ所都合拾式ヶ所之有リ、其ノ外ニ溜掘り拾九ヶ所搾エ置キ、日々用水ニ相用ヒ、如何様ノ旱魃ノ年柄ニモ差支エ候義ハ一切之無ク、殊ニ原小路ノ井戸ノ内、沓ヶ所ハ甲蓋致シ相用ヒズ候様ノ義ニ御座候間、用水ヲ引入レズ候トモ、差支エニハ決して相成ラズ、再々応々一札ニ相振レ勝手ニ水ヲ引入レ候ハ、相手ノ者共ノ義ハ私共ノ村方ヲ見侮リ、用水差支エ有リ候ハ全□ノ仕方ニ之有リ、左候迎捨テ置キ候テハ田用水ハ勿論呑用水ニ渴キ、一村必至ト難渋至極、第一御年貢御上納筋エ抱リ、御百姓ノ相統モ相成リ難キニ付キ、何率御慈悲ヲ以テ相手ノ者共一同ヲ召出サレ、差入レ置キ候一札ニ相振レ有リ、水ヲ引入レ不法差働キ候始末ヲ御吟味ノ上、新堰ヲ早速埋立テ元形ニ致シ候義、嚴重ニ仰付ケラレ候様申立テ候、

一、相手方（矢細工村）ノ差上ゲ候ハ、当村ノ義、御高八拾五石余、家数七拾五軒、原組・久保組ト両組ニ相成リ居リ、日用・呑用水ノ義ハ、村山字水上ノ滝水凡ソ六百五拾間余ノ木樋ヲ以テ引取り、其ノ余ハ井戸水等相用ヒ相統罷リ在リ候処、右ノ樋ハ修復ノ度々、多分ノ入用相懸リ、素々極難ノ村方デ難渋ノ余リ、嘉永二酉年（一八四九）三月中、惣百姓一同相談ノ上、往古ノ古堰ヲ相繕ヒ通水致シ候処、中山・古長谷兩村ノモノドモ新堰ノ趣キ申成シ、故

町分余モ隠田ノ分之有ル可ク、其ノ外畑ヲ田ニ致シ御本途トモ□作
 相仕付ケ候場所ガ物体ニテ凡ソ三拾町分余モ有ル可ク候エドモ、尚
 早魁ノ年柄ニモ御差支エナク仕付ケ方相成リ、流末ノ遅沢村ノ田用
 水ニ掛ケ余リ候分ガ流レ行キ及ビ候儀ニテ、当村ニ於テハ日用呑水
 ニ必至ト差支エ御百姓相統方ニ抱リ、誠ニ以テ歎ゲカワ敷キ次第ニ
 御座候間、右体ノ無理難題ヲ申シ掛ケ候始末、敷重ニ御吟味ノ上、
 已来ノ義ハ先年書入レ置キ候書面ニ抱ラズ、日用呑水丈分ノ儀ハ差
 支エ無ク引取り方相成リ出来候様、憐レミ置カレ候段願ヒ申立テ
 候、
 前書ノ通り申シ争ヒ御吟味中ニ双方ガ篤ト相糾シ熟談ノ趣意ハ、先
 年矢細工村ニテ呑用水ヲ引取り致シ、堰路ヲ相当テ候儀、中山村ヨ
 リ差留メ故障ヲ致シ候節、春ハ八十八夜ヨリ秋ハ彼岸明ケ十日目迄
 日限ヲ相定メ、一円ニ取水致シ間敷キ管ノ無心書ヲ矢細工村ヨリ中
 山村エ此ノ度ビ取替ス義ニ付キ、右日限ヲ相守ル可キノ処、日限違
 反イタシ候ハ心得違ヒト相弁エ候上ハ、中山村ニオイテ憤リ相赦シ
 先年ノ無心書ノ実意ヲ相弁エ、酉年(嘉永一・一八四九)已来取水致
 シ候通り秋彼岸明ケ十日目ヨリ春八十八夜迄、素堰筋ハ水引取り
 申ス可キ候、尤モ先前差入レ置キ候印書ノ通り心得違ヒ之無キ様、
 掛争ヒ候節ハ、両村役人立会ヒ穩カニ取計ヒ致ス可キ管ニテ、一同
 申分ナク示談掛合ヒ行届キ、然ル上ハ右一件ニ付キ、重テ御願筋ハ
 毛頭御座無ク候、尚又隠田等之レ無キ処、訴訟方ニテ御吟味中申上
 ゲ候間、相手方ニテハ疑惑之無ク、此ノ上ハ御役所様御見分ノ上相
 決ス積リ、双方申分無ク御座候ニ依テ、私下ゲヲ以テ申上ゲ奉リ
 候。然ル上ハ訴訟立入人一同連印済口証文差上ゲ候処件ノ如シ、

(一八六七)
 慶応三酉年十月

中山村

名主	安左衛門	長百姓	半右衛門
長百姓	源左衛門	〃	喜右衛門
〃	定平	〃	藤右衛門
百姓代	太右衛門	百姓代	次左衛門
百姓代兼	勝兵衛	小前惣代	伊左衛門
小前惣代	甚左衛門		太右衛門
	勝右衛門		万平
	吉兵衛		太郎左衛門
	茂兵衛		榮左衛門
	友右衛門		民右衛門
	喜平次		市郎兵衛

矢細工村

名主	源左衛門	長百姓	儀兵衛
長百姓	弁之助	〃	万平
〃	長助	〃	斧右衛門
〃	儀右衛門	百姓代	勝右衛門
小前惣代	文右衛門	小前惣代	茂兵衛
	嘉右衛門		太右衛門
	三左衛門		庄兵衛
	源四郎		磯兵衛
	勝兵衛		源一郎
	長左衛門		藤右衛門

同様の用水出入は他の旧村にもみられた。古くは、寛保元（一七四一）年の大塩村の「呑水堰出入御裁許御請書」（大塩区蔵）がそれである。

下大塩の場合、往古より「宮の前」に呑水堰があったが、村下まで四百間の堰路を貫通するについて、村内の紙すき仲間から、この堰は本来紙すき用水として落尻は大塩寺前であることが主張され、かつ土堰では家敷内に水がしみることを故障したため出入となつたが、役所の裁許の結果、(1) 村役人連印の古書、享保年間の村差出帳等から、宮の前から村下まで四百間の呑水堰が古来よりあったことが承認され、(2) 紙すき汚水が流末に混入しても村下四十軒は異議を唱えないこと、(3) 土堰でなく木樋により屋敷内の浸水のおそれなきようにすること、等の条件で飲用堰ぶしんが行なわれている。

また、嘉永七年（一一月二七日安政年号）の平須村の「村内議定

市川御役所

作右衛門	喜兵衛
茂左衛門	久左衛門
房右衛門	尽左衛門
亀右衛門	
平須村	
立入人	長百姓 甚兵衛
切石村	
同断	長百姓 圭蔵

書之事」（平須区蔵）は、村内久保部落の滝水引水の呑水堰について、家数の増加と干害による水不足を解決するための村役人以下七二戸連印の村内議定書が残されている。

また近くは、明治八年の西島村の上ゲ・檜組の用水の的場組への余剰水分水使用の調停文書（鯉沢・当時巨摩郡第三十一区区长遠藤聡知氏『誌』一号）等もみられる。

一方、田用水についても、慶応四（四月八日明治年号）年の古長谷村の「対談議定書之事」（古長谷区蔵）に「今般古長谷川辺ニ是迄新田等数多ク之有候処、近来湯水勝に御座候、俱々難決ニ付、新田開発之義は双方相談之上以来新田相起シ申中間敷キ候、且是迄新田有之候場所モ切広ゲ等決シ而致ス間敷候云々」等の文書も残されている。

第十三節 富士川水運

(一) 馬の瀬開さくと夜子沢石大工由来書

四囲を山にかこまれた甲斐国には、昔から湖水伝説というのがあつた。甲斐文明の中心地甲府盆地は一面まんまんたる水をたたえ、人びとはその水ぎわの斜面のわずかな土地で狩りをし、あるいは湖に舟を浮かべて魚貝をとり、ここかしこに変転して貧しい暮らしをおくっていたという。

夜子沢故望月光治氏蔵（望月好訓の祖父）の「石大工由来書」に

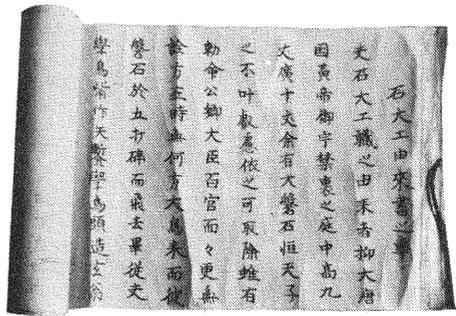
は、景行天皇の治世に、鰈沢の南、禹の瀬を切り開いてこの湖水を富士川に落とし、盆地を干拓した功勞者を以て甲斐国石大工の元祖とし、同業者によつていまもって正月六日に石工講が行なわれている。つぎにその石大工由来書をひもといてみよう。

石大工由来書之事（訳文）

夫れ石大工職の由来は、抑大唐国の黄帝の御宇、禁裏の庭中に高さ九丈・広さ十丈余の大磐石有りて、恒に天子の歡慮叶わず、依て之を取除く可く勅命有りと雖も、公卿・大臣・百官の面々更に詮方無し、或時何方と無く大鳥来りて彼の磐石を五つに打碎きて飛去り畢ぬ、夫れ従り鳥の嘴に学びて矢鏝を作り、鳥の頭に学び玄翁・石斧・鎚を造り、以て唐土の石工始まると云々、是の時、大王歡感の余り、石大工職へ官位を下す、是れ日本も同烈官なり、又、本朝は国常立尊従り天神七代の伊弉諾尊・伊弉册尊地神五代の天照皇大神が天の逆鋒下し賜りて嶋と成す。其時日本は浮嶋にて鹿島大明神、要石を破りて名島と成す。依て人皇目度き御代と成る也、（日本石工の祖をときおこしたるもの）

一 中略 一

茲に東海道甲斐国は、人皇十二代景行天皇の御宇、甲斐国と唱え来りて住まう四郡の県と雖も、其頃今の中郡は横二里堅三・四里の湖水也、其時の領主姓名不詳と雖も、今の山梨郡東光寺の辺に居住して民を撫育す、則ち出でて凡そ五万俵の収納有り、依て領主家臣に命じ水の吐場を求め鰈沢の卯の瀬と謂う所を見立て、人力の及ぶ所に非ずとて、石工道具を以て山上の巖石を切裂く事を役人に命

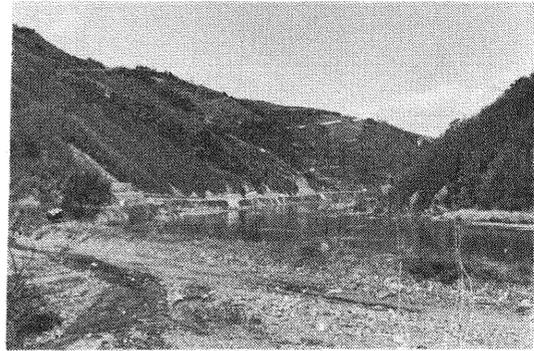


石大工由来書（夜子沢・望月好訓氏藏）

下の国民喜悦す。是に於て其の領主を尊敬して廟所を建立し法名を地藏菩薩とし、号を法城居士とす、時の役人、崇山岩山を切裂き給ひしを以て、天子より蹴裂明神の号を賜う、今日も社在り。又石大工の鑿梁を尊敬し穴切大明神の神号を賜ふ。北山筋の西青沼の神社是れ也、今以て其社領在り、三石七斗四升の御朱印也、亦五石七斗二升は御墨印也。是れ則ち当甲斐国石大工の元祖なり云々、すなわち、禹の瀬を開きとして盆地を開発した功勞者を以て甲斐国石大工の元祖としているのである。

由来書はさらに、夜子沢石大工の祖は、武田の祖源義光四代の後胤武田信光公御治世の治承年中（一一七七～七九）頼朝平家追討の折、武田一族の一条次郎忠頼公がこれに加勢し御出馬の時、駿駿往

じ、禹之瀬に仮小屋を建て、金銀米銭を借しまず諸人を興し北山筋の住人鑿梁と成りて國中人民を励まし昼夜に限らず丹誠云々、依て忽ち大山の大磐石を切通して甲斐の大水を東海へ押流し、今の中郡筋を悉く干潟とし、国民開発之に成りて、上田故に甲国は日本国内の上の中国に改まり、領主は天福を得、上



禹の瀬（鰍沢・小柳川橋付近から）

還の道橋等並びに難所の御用普請を仰せ付けられ、其

の時河内領夜子沢分内、富士川辺りの（日下り）岩道

・鑿付道の御用を

仰せ付けられ、其

の砌りの鑿梁一人

有り、すなわち夜

子沢村居住の者で

これを以て夜子沢

村石大工の祖とし

ている。以来夜子

沢村石大工職は、

武田家累代の御用勤めを相続し、信玄公の御代天文年中に各地の要害、御城御用に忠勤し、ごほうびに甲斐国総棟梁格の御墨付きを頂戴し、天正元年勝頼公治世には、新府城築立の御用勤、また同年三月織田信長公、同年八月には家康公駿州より入国の際御用職人として御奉公仰せ付けられ、その後天正十八年よりは秀吉公に仕え、その後加藤光泰公にも仕え、文禄三年より慶長五年迄の八か年浅野長政公居城の際は、新城（甲府城）城築の際北山筋の宇都谷石工（双葉町）一五人・夜子沢石工五人が棟梁と成り御用を勤め、御普請成就の上御墨付きを頂戴する。以後夜子沢石工は一時中絶し、中祖忠

治郎なる者、安永年中（一七七二）に甲府城御破損（修理）御用仰せ付けられ、其の忠勤のごほうびとして白銀五枚並びに御証文を頂戴したことは実正なり、云々。

最後に「石茲に改書記し候通り誠に当国石大工職は不_レ輕儀、後世の人篤_ニと熟得致し、猶又石工先祖の弁_ニ重きを以て職業に励む可き者也、仍て由来書件の如し、維持安政七（一八六〇）庚申年正月」で結ばれている。甲斐国志には、在郷諸職人の項に、

一、石切拾五人 耆人屋敷百坪、勤日一ヶ年ニ廿四人ヅツ、一日老人ニ米万升八合御扶持方下サレ其外ハ賃銀下サレ候、

拾五人 北山筋宇津谷村 高七石式斗ツツ合百八石

と宇津谷石工が十五人いたことは記録にもあるところである。

同じ石大工由来書は、夜子沢板取窪・幡野今朝吉氏も所蔵し、

『石破元祖』文治三（一一八七）年五月（後世写書）に見ると、前記由来書の大唐国黄帝の禁裏云々のくだりは、「其レ高千穂峯ニ御殿之庭高サ五丈、広サ十町余大石アリ云々」から始まり、この大盤石を五つに打破したのは石凝姥命が天の香具山の金を治工し矛矢と鑿と錘を作り行ない、因て神武天皇より日本五位の官の一つを賜り、職人第一の上座・上芸となる所以が記され、石工祖神として石凝姥命・石尊大権現が挙げられており、年代・文体・内容から見て、石工由来書の原書はこちらだろうと思われる。その他石工職に関する古文書数点がある。

ともあれ、石工由来書にも引用されるほど甲斐国人にとって湖水伝説は古いのである。そして禹の瀬開さく_レの伝説がある限り、甲斐の石工職の元祖をここに求めるのもまた自然であろう。武田から江

戸時代活躍した夜子沢石工仲間が自らの仕事に誇りを以て、「誠に当国石大工職は軽からず、篤と熟読致し、石工先祖の舟重きを以て職業に励む可き者也」と後継者に説き伝えたものであり、いわゆる職人氣質もこうしてはぐくまれたものであろう。西島の紙すき業者が、紙祖蔡倫を祭ると軌を一にするものである。ところで、この石工由来書に引用された湖水伝説とは何か、古記によるとこの湖水説には二つある。

1、向山土本毘古王と蹴裂明神

綏靖天皇の御代に向山土本毘古王という大臣がいた。天皇は王に甲斐の国の開発を命じ、王は長田足など家臣と一千人の民衆を引きつれて甲斐に入り、一宮町・英に国庁を開いた。目の前に広がる太湖をみて王は「この水をどこかに流すことができた」と長嘆息した。ある日イカダに乗って湖水を探険していると、一匹の大亀が現われて南へ南へと先導した。大亀が王を案内したところは蹴沢であった。王はここに宮殿をつくり一千人の民衆を使って掘さくをはじめ、蹴沢を切り開いて湖水を取り除いた、——と。そのとき大岩があり多くの人たちがツナをかけて引いてもびくともしなかつたが、王の子、日向岩連彦の妃に藤巻姫があり大力無双、手をふれば岩が動き全力をこめると、さしもの大岩石もゆるゆると動いたという。この姫を蹴裂明神と呼び、いまの蹴沢町の小柳川端の祠がそれであるという。もちろんこの甲斐湖の水を落としたのがいまの富士川というわけである。

「山ヲ切ルヲ穴切明神ト云ヒ、岩ヲ破ルヲ蹴裂明神ト云ヒ、水ヲ導クヲ瀨立不動」といったと、国志も禹の瀨の伝説にふれている

し、「甲斐名勝志（萩原元克著）も、「一説に草昧（世の中の開け初め）の時、此州湖水なり、時に一神有り、山を蹴裂、水を避く、故に水涸れて州となる、後世此神を蹴裂明神と崇祀云々、予按ズルに、風土記に市川ノ郷、春夏の中、土俗竹網を以て海磯に随て、魚来を待て而して之を取る、一網数百鮮を取る云々とあれば其頭も、此辺は猶湖水湛へたりと見えたり云々」と詳述している。

2、四道將軍武渟川別命

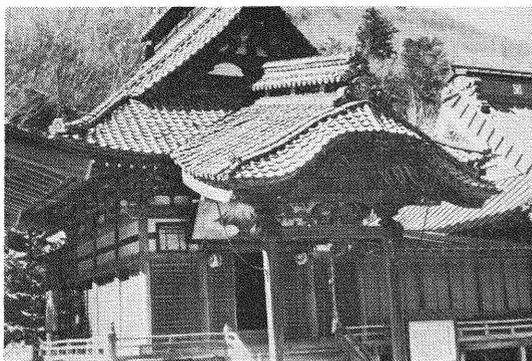
綏靖天皇から四百年後の崇神天皇のとき、はじめて四道將軍が置かれ武渟川別命が東海將軍となった。命は東海平定の道すがら甲斐に入り、いまの韭崎市神山町宮地にとどまったという。そしてなお湖沼の多い甲州平原を見渡して富士川の河床をさらに掘り下げたため、湖沼の多くの水が引かれ新田がたくさん生まれたという。

3、日本武尊と水去国成玉

さらに二百年後の景行天皇のとき、皇子日本武尊が東征に赴いた帰途、甲州酒折にとどまったとき、雨が降り続いて盆地一帯が湖水と化した。これをみた尊は「これでは人びとが困るだろう」と「水去国成の玉」を湖水に投じたため、日ならずして水が引いたという。

4、塩海宿弥

土本毘古王・武渟川別命について富士川開さくの功労者は塩海宿弥といわれる。『国造本紀』によれば甲州初代の国造に任命された人である。景行天皇の御代で一説には日本武尊の東征に従って甲斐鎮撫を命ぜられたといわれ、土本毘古王の子孫の娘を妻にして政治を行なった。いまだなお湖沼の残っているをみて、朝廷に奏聞



行基をまつる鬼島観音（鯉沢町鬼島地内）

のうえ、大己貴命（おこなむちのみこと）小彦名尊（すくなひこなのみこと）素戔鳴尊（すさのおのみこと）の三神をまつり、祈願をこめて鯉沢を開さくした結果、ようやく盆地から水が引いた。そのとき三羽のカラスが道案内していまの甲府市穴切神社あたりに舞ってきたので、ここに三神をまつり山を切り開いたので穴切神社と称したという。

先記夜子沢石大工由来書は、この景行天皇のころの古事伝説にあやかったもので、『甲陽遺聞録』などが底本とされたと思われる。

5、僧行基開さく説

前記の一連の伝説に対し、第二説

は、養老年中（七一七～七二三）僧行基が甲州にはいり、鯉沢の南・小柳川の富士川へ注ぐところをきりひらいて湖水を除き、初めて一良土を得たので、国人はその威徳を仰ぎ、夏の国王・禹の治水の功勞にも比すべきものとし

て、そこを禹の名となづけ河霊を祭って鯉裂明神と唱えたという。

禹の瀬の名は湖水伝説のうち、「行基巡杖」から出ているもので、甲斐叢記（大森快庵・嘉永二年・五三歳没）によれば、

「俚老の説に九筋の地上古は一面の湖なり。庶民わずかに四方の山傍に寄居せり。養老中行基といへる聖の遊化して本州に到り南山を劈開ければ、湖水忽ちに涸落ちて斯く有る国とはなれるなり。故にほりわりたる所を禹の瀬と名づけて夏后の徳に比すと云。其処に河霊をも祀り鯉裂明神と称す。又、国母地藏・瀬立不動など人口に伝れり。云々」とある。

(二) 伝説と史実のくいちがひ

このように多くの古文獻で紹介されている湖水伝説も史実としては郷土史家のあいだで否定的である。上野晴朗は『甲州風土記』のなかで「この広い盆地が一面湖だった。それはいかにも人々の夢をかきたてずにはおかない美しい物語である」が、史実とは大きな時代のずれがあることを考古学的立場から実証している。

すなわち現代の甲府盆地の村落は標高二五〇〇呎前後の低地から、およそ九〇〇呎前後の高さまで人々は生活の基盤を求めているが、その最も低い二五六呎前後の伊勢町、住吉町・下一条・あるいは西の方へ行って飯田町・北新町の旧練兵場の付近など、今から二千年前後の弥生式から土師式へかけての遺跡が豊富に発見されているし、そのなかには縄文式の遺跡さえも発見されている。最近の例では昭和四四年四月に甲府市上石田町の都市計画道路工事現場から縄文中期（約三・四千年前）の高さ八〇〇呎、直径八〇〇呎の大きな

カメ棺二個とツボも一個発見された。つまり縄文中期にはすでに湖底の水はひいており先住民の集落があったことがはっきり裏付けされたのである。

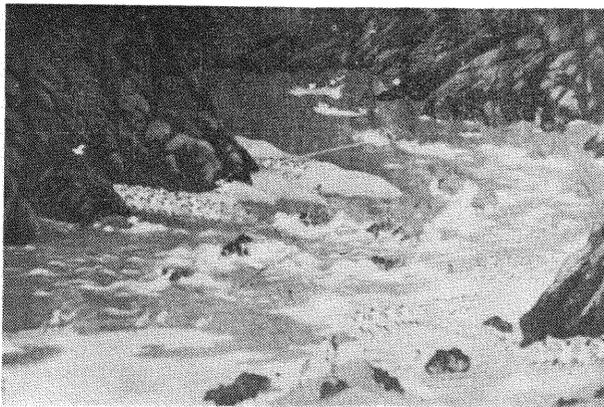
しかし一方ではその甲府盆地の一番低いところでは、現在でもまだいくつかの沼沢があり、荒地も残されている。そして一朝霖雨が続き台風でもくると、いまの甲西町の田島・南湖の辺は河水があふれて一面に湖状と化してしまう。

『山梨水害史』に天長二（八二五）年から明治四三年のおよそ一千年間に、この盆地ばかりで八四回の大水害の記事が載せられているのを見ても、どんなに水害に悩んだかがわかる。われわれの先祖はまさに水とのたたかいそのものの歴史であり、延喜式（九〇五年・平安中期）に「甲斐国堤防料二万束」とあるのを見ても甲斐の治水の歴史は古く、このような治水への関心が、後人によって輪をかけて伝説を生んだと考える。

上野晴朗は先記の史実と現状から、少なくとも縄文式や弥生式時代には、湖などという大げさなものはずになくなっていて、地形的にわずかの沼沢があっても、それはかえって米作りなどには最適な場所となり、そのため盆地低部には弥生から土師期へかけての遺跡が豊富にみられるとして、湖水伝説も、神々が湖水をうまし土地に変えていった国ほめの物語であり、これら古代農耕社会の人々によって生まれた叙事詩ふうな賛歌が、しだいに説話化されていったものであろうとしている。

地質学の立場からは甲府盆地が湖であった時期は洪積世（一万年以前）であるとされている。古くは石原初太郎などによって、蓬

沢・一町畑・乙黒・西花輪等において沼瓦斯（マッシュガス）が湧出する点などからも立証されており、田中元之進も曾根丘陵の台地から淡水性の珪藻の化石を発見し、湖が淡水性であったことを証明されている。湖水が干拓された経過を石原は、盆地が陥落し湖水が生成すると共に、四方の山から盛んに山津波が押出してこれをうめていったことを、御勅使川扇状地を初め盆地周辺の扇状地から実証し、その後盆地



箱原天神が滝難船除け工事絵図

一帯の地盤は徐々に隆起すると共に、富士川の峡谷は逆に開きくされ、盆地内の水は排出して平野と化し、その上に釜無・笛吹および荒川の氾濫のため土砂を堆積して、今日のような充填盆地とかわったものであるとしている。

つまり、史実は湖水時代と人

間が住みついた時代とはまったくかけ離れている。当時の湖水そのものが否定される以上、先記土本毘古王や行基開きく説も否定されるわけである。しかし伝説が科学によって否定され、その非合理性が明らかになったからといって、それはもはや現代と無縁なもの、価値なきものというみかたも歴史研究には無縁であろう。精神的に見て、うの瀬開きくの伝説が何故かくも甲州人に連綿と語り伝えられてきたかを考えるとき、水と争い、水とたたかっていた先祖にあって、うの瀬開きくこそまさに果そうとして果しえなかつた夢であり願望であつたにちがいない。水害のたびに、あたかも第二の行基の出現を、その時代なりの実感をもって生き伝えてきたものと考ええる。そしてそれは現代にも承けつがれていることは、戦後うの瀬開きくが多くの政治的課題にのぼっていることでもうかがえよう。

後述の富士川水運の河床開きくもその時代なりの姿と化して明滅しつづけた富士川開きく史の一コマとしてとらえられないこともなかろう。

(三) 富士川名考

「富士川」の名称の由来についても郷土史文献に多くの先人がふれているところである。

富士山を水源としていないばかりか、県内では富士山の余滴すらはいらず、富士山とはなんのかかわりもないこの川が、なぜ富士川と呼ばれるかの疑問は昔から甲斐国の人々のあいだにあつた。

国志にも、笛吹・釜無の二つの川は甲州の大河である。釜無は雨のあとの増水がとくに甚しいが平時は笛吹の方が大きい。このため



昔の小学校用甲斐国史(びょうぶ岩)

昔は二川が合流した地点から下流も笛吹川といったことは「川筋帳」をみても明らかである。

いまは釜無・笛吹・芦川が市川大門村と東南湖村(甲西町)のあいだ、押切所というところ

で合流したところから下を富士川と呼ぶがそんないわれはない。なぜならば、その流末が駿州にはいって芝川も合わせ、しかも富士郡の境に達すれば、富士川と呼ぶのもいいが甲州では富士山の水滴をさえ受けなくて大きな川になっている。

それなのに、なんで流末をとって富士川と名づけることができよう。(要旨)ときわめて不服顔である。すなわち国志は、

「夫木集ニ題不_レ知深養父『みねはもえふもとは氷るふじ川のわれもうき世を住ぞわづらふ』頼政家集ニ水辺納涼『夏も猶雪解の水の末なればふじの川こそ冬こちすれ』トアル類其ノ餘富士川ノ歌ニ

水ノ不澄コトヲ詠ズルハ皆雪解ノ意ナリト云、古今一定ノ辭ナレドモ本州の輿地ヲ視ルニ此河水ハ聊モ富士ノ溪流ニ交ヘル処アルコトナシ云々」とそのいわれなきを説いている。ところが宝暦年間（一七五〇年代）の『裏見寒話』（野田成方著）によると、万年山大泉寺（甲府）に大泉という池があり、この池は山のかげによって富士山が見えないのに富士山の影がうつった。このためこの流れを富士川という（要旨）とあり、また、青木昆陽の『甲州略記』には、東河内の岩間より下の方で、この川を富士川というのである。昔、岩間村の付近に頼朝公が植えられた藤の木があったので藤川といつた。富士川と書くのは誤りである。（要旨）と、それぞれ富士川の名の由来を書いている。しかし国志はこの二つの説に対し、「モトヨリ齊東野人（もの道理を知らないなか者）ノ語ニシテ弁ズルニ足ラザルナリ」と手きびしい。いかにもこじつけとしか受けとれない。

さてその国志では、昔は富士川のうち甲州分は「笛吹川」と呼ばれていたとあるが、それでは「昔」とはいつのことだろう。同じ国志は、日蓮上人の御遺文（松野殿女房御返書）に「東には富士河、北より南へ流れたり」とあるので、すでに富士川と呼んだのは長い間と思われる。とあり、日蓮が身延山を開いた鎌倉時代すでに甲州内も富士川と呼んでいた。国志が書かれた文化三（一八〇六）年から、五三三年の昔、現在からおよそ七五〇年も前のことであった。その昔甲州は未開の山国であり、京都や鎌倉の公卿や武士たちは足を踏入れることはなかった。しかし駿河路はそのころも交通の大動脈、ここを往来する旅人たちは富士を仰いでその美しさに感嘆する

とともに、駿河路を横断する大河を富士山から流れ出る川とみて、ためらうことなく富士川と呼んだことだろう。それがいつのまにか甲州分までさかのぼり、釜無・笛吹の合流点より南をすべて富士川と呼ぶようになったのだらう。そして、その時代は少なくとも鎌倉時代、してみると富士川の名が県内部分に通用したのは、どんなに近く見ついても七〇〇年の昔である。しかし町内旧村に残る江戸時代の古文書には、「藤川」「不二川」「不尺川」と必ずしも統一されて文字が使用されていないところからも、「富士川」が固定文字であったともいえないのである。

さて、僧行基が刻んだ観音をまつるといふ飯沢町の鬼島山妙現寺は、それから五〇〇年後の仁治三年（一二四二・鎌倉時代）の大雨で崩かいしたという。富士川が暴風雨によってはん乱しての水害の史実は数えきれないが、平時とても富士川それ自身の水の恵みは灌漑用水としては薄かった。というのも富士川が河内の深い谷間を流れているためで、本町の場合にしても西島・手打沢・切石・八日市場・飯富、そして下田原・宮木等富士川沿岸のいづれの旧村をみても、足下に富士川を見ながら用水としては利用できず、もっぱら支流の谷川にたよってきたもので、水源の細い西島・飯富・下田原・宮木等はいくくも天水溜池にたよったことは村方文書に明らかである。

西島が岩崎^{やまざき}の富士川上流から取水をはじめたのは江戸末期の嘉永五年、浅尾新田の伴右衛門による工事（工事費五百両弱、人足延べ六千人）および安政三年の開削工事（甲銀五六〇両、人足延べ八千人）からであり、宮木村も安政から万延年間にかけてであった。

(四) 富士川舟運の開始

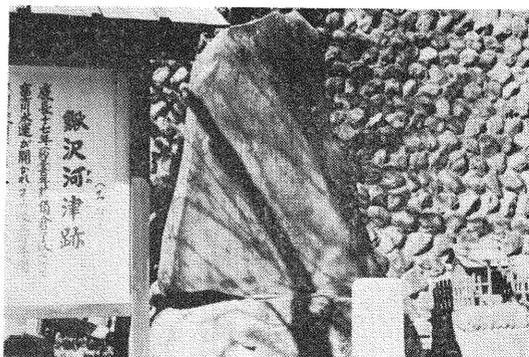
富士川が一躍脚光を浴びたのは、近世における富士川舟運の開始からであり、以後俗に「三道一水」といわれ甲斐の交通の主要幹線路は、甲州街道・沼津往還・駿州往還と、富士川舟運がその主たるものとなった。

富士川の水運開始は、利根川・淀川・北上川・最上川・阿武隈川と共に、近世の日本河川交通史上特筆されるものであり、『甲斐史』(土屋操編)によれば、慶長一二年家康が將軍の時、京都の土木家角光とみのかみみつ好に命じて富士川を開きくさせ、一七年正月ようやく工をおえ、船を造って舵かじの操縦を教え、鰍沢から岩淵まで水路一八里の間に船を通わせることになった。その間鰍沢・青柳・黒沢を三河津さんかづといい、御米詰蔵を設け番船をつなぎ、岩淵岸・蒲原浜かみはら・清水港と連絡して貢米を江戸に回漕した。と記している。

国志山川部でも、「黒沢村記ニ言フ、慶長之辛丑年(六年)角倉与市富士川通船ヲ始ム」とあり、また、「市川大門村円立寺ノ鎮守天神画像ノ裏書ニ慶長十七年正月廿五日京師角倉勝左衛門富士川通船ヲ始ムルノ砌祈願之天神トアリ」の二記事を併記して、「按ズルニ通船の二記各異ナリ未知孰是 黒沢村記ニ慶長六年ト云フハモトヨリ誤ナリ」として慶長一七年を支持している。

林羅山の撰文による碑は寛永七(一六三〇)年、角倉了以の子、素庵が氏に依頼して父の命日に京都の嵐山の大悲閣に建立したものとされるが、その碑銘によれば、

「十二年春、了以鈞命ヲ奉シ船ヲ富士川ニ通ず、駿河岩淵ヨリ舟ヲ



鰍沢旧運輸会社跡付近の富士水碑

り一七年ごろまでの竣工としている。先記碑文は、富士川に船が走るのを見て、魚に非ずして水上を走る。怖い哉と嘆じ当時の衆民にとつてそれはまったくの驚異であったとするが、富士川の舟は日蓮上人の御遺文集に、「船あやうくして、紙を水にひたせるが如し」(新池殿御消息)、「或時は河はやく石多ければ、舟破れて微塵みじんとなる」(新尼御前御返事)などに見え、鎌倉時代にすでに利用されていたと思われる。

鰍沢河岸に寛政九(一七九七)年一二月に建った「富士水碑」は

挽キ甲府ニ到ル、山峽ノ洞民未ダ管テ舟有ルヲ見ズ、皆驚キ曰ク、魚ニ非ズシテ水ヲ走ル、怖シイ哉、怖シイ哉、胡人舟ヲ知ラザルト何ヲ以テ異ナラン哉」とあり、やはり慶長一二年より着工されたことになっており、『富士川水運史』(青山靖)は、諸資料を参照して慶長一二年よ

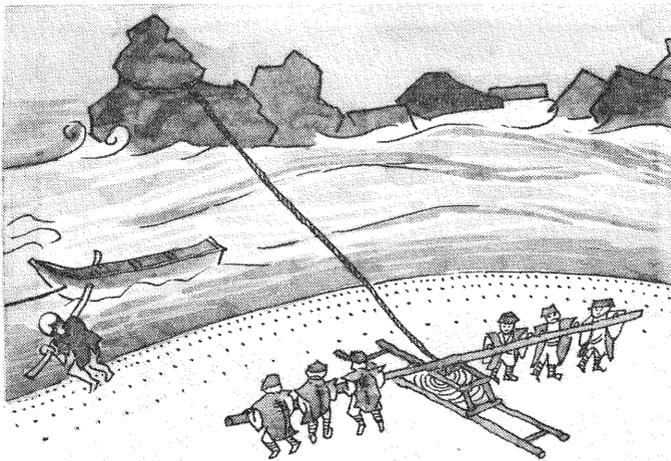
市川代官小笠原仁左衛門手代の黒川好祖宗八の撰文で、先記羅山の碑銘が底本とされたものといわれ、富士川開さく工事のようすについて、

「滝ノ如ク有ル者、広クテ浅ク有ル者、石ノ水上ニ出デテ有ル者、潜テ伏スル者、其ノ滝ノ如キハ高キヲ穿チテ之ヲ平ニシ、其ノ広クシテ浅キハ石ヲ積ミテ之ヲ狭クシ、其ノ石ノ水上ニ出ズルハ焼爛シテ之ヲ碎ク、其ノ潜リテ伏スルハ径尺長サ二丈ノ錐頭杖ヲ作り、浮楼ヲ構エ以テ之ヲ下シ、轆轤ニ因ッテ以テ之ヲ拵ゲ、必ズ碎テ後チ之ヲ舍ツ、財力労費ノ多少ヲ厭ズ、是ヲ以テ功成リテ舟ヲ通ズ、」
とあり、了以自ら現地で工事の監督をしたことは、前記羅山の銘文中にも、「駿河岩淵ヨリ舟ヲ挽キテ甲府ニ到ル云々」とあることからもうかがわれるとしている。（『富士川水運史』）

当時の開さく工事のようを知る資料として、富士水碑と共に、鰻沢七面堂の文化一四（一八一七）年二月の天神滝玄石難船除け「水行直仕形図絵」および「水行難場有形図絵」とある二面の掛額（鰻沢公民館保存）によってその状況をよく知ることができる。「水行直仕形図絵」は、文化一三年に天神滝玄石切取工事の難船除き工事の状況を描いたもので、板で水をせぎ立て高瀬を切り開く状況、人喰岩を埋立てているさま、大石を神楽算（車地）で巻き上げているさま、御係り役人が岸上からさしすずしているさま等当時の土木工事のようすをうかがい知る好資料で、下掲の図はその一部を模写したものである。

(五) 富士川開さくの目的

了以の富士川開さくの目的について日本交通文化史（三井高揚）は「幕府自ら積極的に保護し、これが交通上に於ける便宜を助けた



難船除け工事絵掛額より（文化14年）

のは、幕府直轄の米を江戸へ回送するに際して費用の多き陸路運輸よりも低廉なる富士川を利用した事が主なる理由であった」と記し、甲州貢米の江戸回送が幕府における目的であったろうとしているに對し、青山は富士川の御回米の開始は舟運の始まりから二〇年後の寛永九（一六三二）年一〇月であり、その間にかんりのへだたりがあることから、貢米回送にのみその目的を断じ得ないとしている。

了以は本姓は吉田と称し、了以の祖父宗忠以来京都の嵯峨に質屋（土倉）を営み、また京都帶座の座頭職をもつとめ、了以はその資本をもとに朱印船貿易を始めて、海外貿易家として莫大な富を収めるとともに、大堰川・天竜川そして富士川などの水路工事によって、運賃や航通権からも利益をあげて巨万の富をつくりあげたのである。

国志山川部に黒沢村記として「旅客商人ノ船賃等ハ皆角倉氏ノ定ムル所ニシテ今ニ旧慣ニ仍ルト云フ」とあつて、富士川開さくも、物資輸送による運賃収益を目的としたことが右の記述からも知られ、青山も、

「水ノ舟楫有ルハ猶陸ノ車馬アルガ如ク、陸ニ車馬可ナラザル無ク、水ニ舟楫ノ可ナラザル無シ」（富士水碑）とする了以の資本家的慧眼に基くものとしている。

(六) 飯富村古屋弥次右衛門の開さく

富士川開さくの歴史の中で忘れてならないのは、飯富の古屋弥次右衛門による開さく工事である。

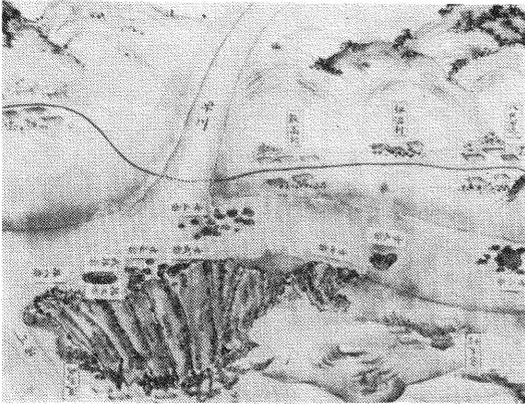


鰻沢七面堂・天神滝玄石

慶長一七年竣工した角倉了以の開さく工事も、二年を経ずして土砂が堆積して通船に支障を来たし、一九年幕府は重ねて了以に工事を命じたが病氣のためその子玄之（玄一）が代って工事を行ない、三月から七月にかけて竣工した。けれどもその後大水などのため川

筋がおりおり変わり、危険の個所もできて破船や溺死の不詳事もあった。

『甲陽旧尋録』に、「右川道に天神の滝・鼠石・小豆石・本釜又は船に積候荷物等大分損失致し候処、西河内領飯富村古屋弥次右衛門と申すもの自分之金銀入用に而右難所之石を切たいらげ是より川筋ぶなんにして近年は破船も少く水に而死候ものも無之由、又右之難石共未だ少々有之をば弥次衛門石と唱へ候よし、此外弥次右衛門甲州笹子峠並鶴瀬・勝沼の横道をも自分入用を以て普請いたし候よし申之」とあるように、天神の滝（箱原）馬ノ面石・博奕石（切石の東・下田原の境）、屏風岩（宮木）、鼠石・小豆石（万沢・十島間）、本釜・銚子ノ口・貉滝（駿州）などは



安政4年富士川難場絵図のうち屏風岩付近
(青柳・小河内氏蔵)

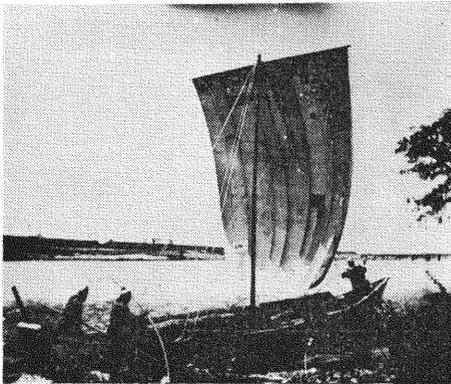
し申之」とあるように、天神の滝（箱原）馬ノ面石・博奕石（切石の東・下田原の境）、屏風岩（宮木）、鼠石・小豆石（万沢・十島間）、本釜・銚子ノ口・貉滝（駿州）などは

最も危険であった。

そこで享保中（一七二六〜三五）飯富村の古屋弥次右衛門が私費を以て岩石をきり、浅瀬をさらいなどしたので、以来破船も少なく水難者をくいとめたといわれる。了以の開きくからおおよそ百年後で弥次右衛門は、まさに富士川水運中興の祖ともいいうべき功労者であった。（第三章第三節参照）

(七) 御廻米の川下げ

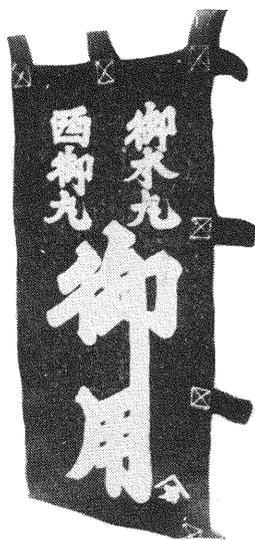
富士川水運で甲州から運び出す物資の最大のもは年貢米であった。



富士川の帆かけ舟

(帆は明治18.9年ころから用いられた)

これを御廻米（ごかいまい）といい、甲信二州の年貢として取りたてた米を岩淵を経て江戸浅草の幕府の米蔵に運んだ。 鰍沢に集まった米は、甲府城内支配下の諸村の年貢と信州の大名・松平丹波守・諏訪因幡守・内藤大和守の



御城米旗印

御廻米を扱ひ河岸には米蔵が建ちならび、そのための番船は百八そうにも達したという。黒沢河岸（鯨沢・市川大門）は石和代官所支配下および田安領（徳川御三卿）だった一町田中（山梨市）の貢米を扱ひ、石和代官所の米蔵はいまの舟場の南に、田安御米蔵はいまの市川南小（旧大同小）の場所にあり、その番船は百五そうだった。また市川代官所支配下の貢米は青柳河岸で扱ひ、その御米蔵は明治三八年まであり、番船は四〇そうだった。

鯨沢・黒沢・青柳の三河岸から釜無川・笛吹川・平等川をさかのぼる舟もあり、この舟を近番と呼び釜無川は葦崎まで、笛吹川は石和までさかのぼって物資を運んだ。葦崎は舟山橋の付近・石和は甲運橋付近に河岸があり、ここまで往復二日の日程だった。要するに北巨摩や信州の米は葦崎で馬の背からおろされて舟に積まれて鯨沢に、東郡の米は石和から舟で黒沢に運ばれ、それぞれの御米蔵に積み込まれた。御廻米は三河岸の御米蔵に積み込まれるまで、各村の名主か総代がつきそい、各代官所の役人が立ち会いのうえ、重量やます目をはかりなおす、いわば検査のうえ御米蔵に積み込んだ。富

士川を下すときは、三斗六升入りの俵を、その日の水の深さにより一そうに三二俵、少ないときは二六俵ずつ積み、「御用」のぼりを風になびかせながら富士川の早瀬を南に下った。

年貢米の納入は当初靱納めであったが、寛永二（一六二五）年柳沢領のころから米納めに改められた。当時は村納めの貢米を全部廻米として江戸へ送ったのではなく、その三分の二は甲府御城詰米であった。次いで駿府御蔵詰となり、さらに江戸御廻米が開始されたのは寛永九（一六三二）年一〇月、三代將軍家光の時、すなわち、徳川忠長が甲・駿・遠・信四か国五〇万石領主から上州高崎に移封した後、宝永元年まで幕府御料所になった時実施されたものとされている。（『富士川水運史』）

富士川舟運の開始の慶長一七（一六一二）年からすれば二〇年後で、その期間がありすぎることから、家康の通船の目的は必ずしも貢米の廻米ではなかったという根拠がうまれてくる理由である。

さて、河内領の場合はどうであったか。文久元（一八六一）年の切石村明細帳に、

一 御年貢納方へ往古より随納村方ニ付、米金勝手ニ相願ヒ上納仕り候、尤モ年々御張紙値段段御触流し御座候、郡中物代より米金仕訳書差上候儀ニ御座候、

とあるように、年貢を物納にするか、金納にするかは、その年の御張紙値段（大切）の御触れが出たところで、米相場と作柄とを見合わせ、米金納の割合高をまとめ郡中物代から仕訳書を代官へ提出した。これを「随納」といって東西河内領の既得権であったことは前節で詳しくのべてきたところである。

郡中惣代とは、支配代官ごとに数か村の組合をつくり、名主・長百姓の中から一名ずつ交替制で選び置かれ、貢米津出しの督励や、代官からの通達などの連絡係も含めて、貢米完納方策に対する幕府の未端機関としておかれたものである。

(八) 御米寄蔵と津出場

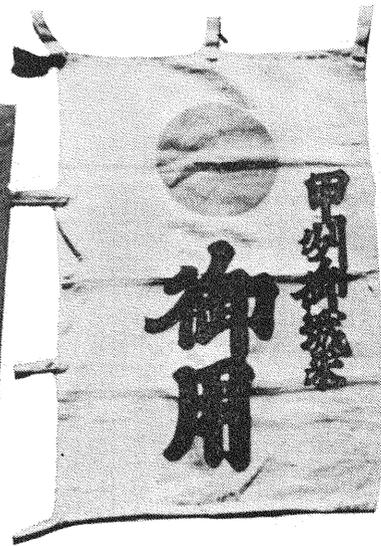
前記三河岸や御米蔵に相当するものが、下流の河内領諸村の場合には御米寄蔵と津出場である。いま河内領諸村が鯉沢・黒沢・青柳の元河岸とどのような支配・所属関係にあったかを、国志にみればつぎのとおりである。

一 三河岸

○鯉沢御米蔵(二十間ニ四間)台(四十間ニ二十間)矢来ノ修復トモニ公役ナリ、下皆同ジ、甲府役所支配下諸村ノ貢米ヲ置ク、又信州ノ諏訪領・松本領ノ米モ此レヨリ運送ス、(一ツ橋殿ノ米蔵蹟アリ)番船百八艘(運上永三十三貫四百五十文)

○青柳御米蔵(二十間ニ四間)台(二十八間ニ二十六間)困堤(長六百八間)寛永十五戌寅年初テ建ツト云フ、市川役所支配下諸村ノ貢米ヲ置ク(清水殿ノ米蔵蹟モアリ)番船四十艘(内、西河内領諸村ノ属船アリ、運上永二十疋貫四百五十文)

○黒沢御米蔵(廿間ニ四間)敷地一段二畝歩、本村ヲ距ルコト十町三十八間、新川ノ西ニアリ、石和役所支配下諸村ノ貢米ヲ置ク、又田安殿米蔵(八間ニ四間)新川ノ東ニアリ、番船百五艘(東河内領諸村ノ附船ヲ支配ス、高田村ニモ二艘アリ、此ノ河岸ノ船ハ総テ船首ヲ黒塗ニシテ識ントス)近番船二十艘(運上永二十九貫五百文)



御城米旗印

凡ソ九筋ノ貢米津出シハ百姓ノ役スル所ナリ、此ノ三処ヨリ船ニ積ミテ駿州ノ岩淵河岸へ運送ス、一艘ニ米三十二俵ヲ積ム、賃永四百八十文官ヨリ給フト云フ、(岩淵河岸ヨリ蒲原ノ浜マデ陸附ケ、蒲原ノ浜ヨリ清水湊へ小廻シ、清水湊ヨリ江戸浅草御蔵前へ大廻シ、船賃駄賃等各御定アリト云フ)

つまり、西河内領諸村は青柳河岸、東河内領の場合は黒沢河岸に属して、黒沢河岸の付船はすべて船首を黒く塗って識別した。

三河岸の米蔵に相当する御米寄蔵は、西島・手打沢・大塩の場合には手打沢に組合郷蔵があった。(西島村差出帳)

切石・久成・寺沢・夜子沢の場合は切石にあったことは、依田金弥家の古文書(『甲州古文書』収蔵)の一節に、
一、切石御蔵破損入用竹木かや等之儀、右蔵組四ヶ村にて調(調達)候様に申付られ可く候



船頭の足なかぞうり

等の山つき諸村の場合は、各村の義倉を兼ねて単独におかれ、津出しの際、大塩は手打沢、平須は切石、曙諸村は八日市場河岸へそれぞれ収納した。

元河岸に相応する津出場は、往古はこの御米寄蔵のある手打沢・切石・八日市場におかれ直接船荷されていたが、享保九（一七二四）年三月、柳沢吉保私領から幕府天領となつてからはすべて八日市場へ浜出しすることになった。この間の事情について、平須・幡野力所蔵の古文書はつぎのように伝えている。

一、西河内領此村ノ御年貢御廻米船積ノ義、先規より手打沢村・切

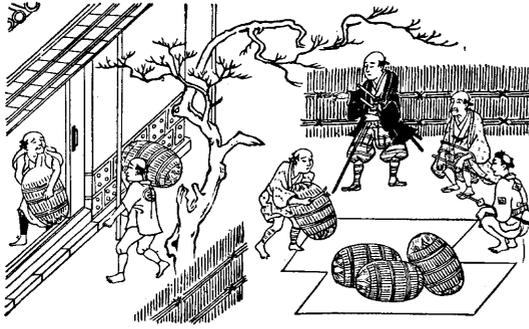
とあり、また久成村明細帳（宝永二）にも明らかである。手打沢の場合は現在深沢勝徳氏所有の土蔵で、切石の場合は夜警詰所の区有地にあつた。飯富・伊沼・八日市場三か村の場合は、八日市場に設置されていたことは、これまた八日市場・飯富村の明細帳に明らかである。その他の大塩・平須・古長谷・江尻窪

石村浜ニテ舟積仕来リ申候処、御料所に罷り成り、八日市場村へ浜出シ仰付ケラレ候ニ付、去ル冬迄ハ附送り申候エ共、当年より右両村ノ浜ニテ船積仰セ付ラレ罷リ下シ候様ニ願奉リ候、八日市場村エ出シ申候エバ番賃諸掛リ多ク懸リ、其ノ上御米納札ノ義も駿州へ舟差（船割リ）仕り候テ請取札參ラズ候内ハ、問屋上乘納札村方ニ渡シ申サズ候、且又八日市場ニ郷蔵も御座無ク名主宅ニ積預ケ申候儀も無用心と存じ迷惑ニ存じ奉リ候、当年より切石・手打沢両村ノ浜ニテ舟積仕り、其所ノ名主送状ニテ駿州エ積送り申候様ニ願上ゲ奉リ候、御慈悲ニ拙者共願ノ通り仰セ付ラレ下シ置キ候へば百姓勝手ニ罷り成り有難く存ジ奉リ候、以上

（一七二七）
享保十二年十二月九日

切石村 夜子沢村 寺沢村
手打沢村 大塩村 平須村

津出場までの年貢米の運搬費はすべて農民負担であつたから、手打沢・切石で船積みしたものをいったん八日市場で荷揚げすることは、それだけ輸送費もかさみ、それに問屋事務の手續きがわずらわしいうえに、郷蔵もなく名主宅へ積み預けておくのは無用心だから先規のとおり、手打沢・切石浜から、その名主送状で直接駿州へ舟下げるようにしてほしいという趣旨の請願書である。この注進は結局取り上げられたようもないことは、延享二（一七四五）年の大塩村明細帳にも「一、当村御城米は手打沢前不二川へ出し、舟ニ積ミ八日市場村エ遣り、それより御公儀様御運賃ニテ江戸へ廻り申候」とあるを見てもうかがわれ、その他の明細帳とも照合するに、



役人や名主の立会いのもと年貢米を納める農民
(大和耕作絵抄)

西島はその後直接八日市場へ、大塩・手打沢は、手打沢岸から八日市場へ、平須・久成・寺沢・夜子沢・矢細工は切石岸から八日市場へ、その他の諸村は直接八日市場岸へ津出しされている。

八日市場河岸付諸村の中に箱原村も加わっていることは八日市場明細帳（安永六・一七七七）の示すところで、また同明細帳に、一、川船四艘、四人乗、青柳河岸附ニテ十月より御廻米其ノ外たばこ・大豆を積み、駿州岩淵まで乗遣り申候とあるように、青柳河岸支配のもとに舟四そうをもって前記各村の

米納検札ならびに川下
げ業務にあたった。

西河内領の場合は、
八日市場のほか、下
山・波木井・南部の三
か所が津出場であつ
た。また東河内領の津
出場は岩間・下田原・
波高島・帯金・大島・
内船の六か所があり、
西岸の八日市場に対
し、東岸では下田原が
川東近郷の御廻米の米
納検札ならびに川下げ
業務にあたった。

下田原の付船は黒沢

河岸に属したため、すべて船首を黒くぬつて識別したことは先記のとおりである。

(九) 御廻米の津出し

年貢米としての御廻米の俵ごしらえは殊のほかきびしかった。「俵拵・俵入等へ村役人・米主念入ニ相改メ」（享保三・御条目・江尻窪区）「御廻米の節ハ三重かはニ仕リ候」（平須明細帳）とあるように、米ごしらえは村役人立合いで調整され、俵詰めのみ、米質の吟味についても、「米性劣り候分ハ、江戸御蔵前納相済マズ段今般仰セ渡サレモ之有リ候間、小エ前百姓ニ能ク申聞カセ厳密ニ相改メ申ス可ク候」（享和三、被仰渡御案文・江尻窪区）とあるように、品種の違つたものの混入や、青・赤・死米や折米・靱ぬかなどはいらぬよう、一粒一粒吟味を要求され、短日寒気のおりから一升の米を選別するのに早朝から日暮れまで五、六人がかりでようやくなし得たほどで、一村で三、四俵出すとすればその手間ははるく大なるものであった。しかも、俵ごしらえは長期の河川・海上運漕の水ぬれ、荷漕ぎによる荷いたみを防ぐため三重俵に入れ、小口は、ちどりかかりとか、みのがかりとか繩掛けまで厳格に指示されていた。なおその上、「御年貢江戸廻しの節は、諸事入用の上乗を相究め欠米金と申し百俵ニ付、小割二両より三兩壹分迄ニ相定メ上乘方へ相渡し、江戸御蔵エ納メ申し」（天保一四・平須村明細帳）とあるように、減米金を上積みしなければならなかった。

このように貢米の米ごしらえを厳重にしたのも、武士のご膳米として良質を要求されたこともあるが、同時に、貢米は税収入として

売却され、幕府の諸経費に充てられたため、その品質の良否はただちに売価に影響するからであった。

しかし一方農民の側にとれば、「山影谷合ノ悪田場ニテ悪米ニ御座候故、國中ニテ買納メニ仕リ」（平須村明細帳）青柳河岸納めにせざるを得ないほど、山村地帯にとってはその努力の限界をこえた苛酷なものであった。この国中の米との交換は大豆をもってなされ、宝永二（一七〇五）年久成村明細帳では米一斗と大豆二斗換えで、また享保九（一七二四）年梨子村明細帳では、大豆六升と米二升換え、つまり二分の一ないし三分の一の率で取引されている。

したがって、幕府の要求するような良質米ばかりは買納されなかつたと見え、再々そのことについてのお触れ文書が出されているが、つぎの江尻窪区蔵の文化三（一八〇六）年の御請書はその間の事情を詳しく伝えてくれている。

差上申御請書之事 訳文（江尻窪区蔵）

甲州御城米の村々の米拵えの御取締りについて御役人が廻村なされて仰せ図られた事

一、御城米はかねて仰せ出されている五人組御仕置書しおきにもあるように仕立てを入念にすることは勿論、第一の御年貢であるから古来より百姓銘々大切に心得、また村役人は品質・量目等それぞれ吟味して、中札を入れ・俵拵えがすむと浄めをして上納した程の古例に有つたものが、近来はなんとなく古法も失われ、選別の米を出さず下米を納める類もあり、俵拵えも右に準じ粗末に仕立てる類もあり、納入の節の検査で芻米引取り等になり、かえって村方に費用もかか



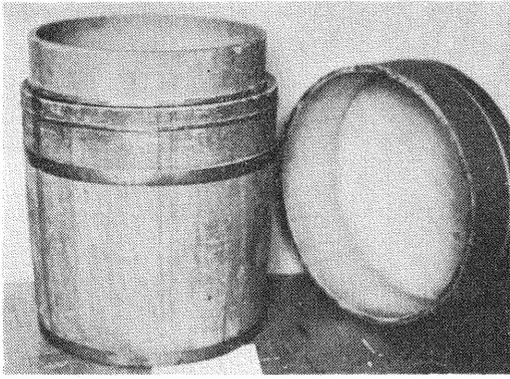
十島番所大豆荷通し手形（江尻窪区蔵）

は結局郡中全部で償わねばならない始末で、上米を納めた者までが悪米の弁償金を負担する事になる。元来御年貢は以前は切火等で清めた程だから、各土地の上米を選別して納める事は諸国一統の百姓みょうかの冥加（冥利）に心得べきことである。

一、近来江戸納めの節に減石があり、割増米のみならず本石までもます切れになり、この弁償のため多分の買納代金を差出すことも有る。

しかし村々で銘々が入念に量ってあれば、海上を廻送したにして

ることになる。近来御廻米について郡中に多分の費用が嵩んで難儀の趣きを聞くが、前書の通り仕立方が粗末になつては納入できず、自ら俵替え等の費用がかさみ、特に御城米の趣旨を失い、古来の仕法を守る者もおしなべて粗末になつたことは歎かわしく、たとえ江戸表へ悪米を廻送しても御藏納にはならず、其の分



桶まひるは合5大榎と食器4人分の船頭

も、それ程の減石もない筈と思うが、これ迄の運送方は郡中でも承知のとおり、駿州清水港に夏中まで数月も野積みいたし置くため、俵造りは勿論御米性も痛み減石も歴然とある。もともと甲州御廻米は四月に皆済の御定めである筈である。既に去年（文化二年）の御廻米は岩淵河岸を二月一杯の払渡し、清水湊を四月中旬に皆出帆して浅草御蔵に五月中旬に皆済したから、各折々の出役名主の日当や雑用並びに失切も少く、且又減石もなく是迄と違い御米痛みもなかった。元來村々で数ヶ月も丹誠して作物を養育し天候を心配し、収

獲する迄心を勞し、上米を選んで出荷したものなれば荷痛みせず江戸御蔵へ納入したいのは百姓すべての実意で何よりの真加である。しかる處、前々の如く途中にて早々荷乱れして、切角の上質米も痛む頃になって皆済になるようでは、みんなの実意も届きかねる上に、多分の減石或

は諸費用又は運送の牛馬雇賃もかかり、つまりは郡中費用も嵩み、且つ又出役名主の御用負担も増し、数月滞留して農事に差支え難儀することになり、郡中多分の難儀あるのみで、だから公儀も格別御厭いになるという事である。右の趣旨は郡中の小前百姓に至る迄銘々弁え居ることでは有ろうが、前書の通り自然と古法も失われ、郡中費用も多かる由を聞くので、今般仰せ出された御趣旨もここにある。だからといって是迄と違つて特に米性を選べと申すのではなく、土地でとれた米を以前仰せられたように選別し、御代官所で御吟味を請け、升入りも是迄よりもつと余計にせよというのでなく、定法の升切れがないよう村役人・升取のものが神妙に計り納めるようにせよとの事で、中札の通り村役人・米見・升取のものが吟味を逐げ、俵造り等入念にし、其の外運送渡しの者もきをつけ、村費を減らすよう第一に心を用い、滞りなく納めるようにする事である。ただ費用を恐れても軽卒に心得ては其の手段も無く、かえって思わぬ費用がかかる道理だから、実意をもって凡てを取計い支配御役所の御差図を受け奉るようによせよ。

此の度び御廻村の節御理解の趣を村々で写し取つて末端の百姓迄残らず申論しを仰せ聞かせ一人一人御意を承知した。仍つて百姓全員の請印をこのように差上げ申す次第である。

（一八〇六）
文化三寅年十月

野田松三郎御代官所
甲州巨摩郡

誠にかんで含めるような仰せ渡しであるが、見方をかえれば江戸後期ともなると幕府の権力も全体的に弱くなり、指令もそのままに

はうけとられなくなったことが文中からよみとれる。「中札」とは、貢納の俵ごとに入れる木札のことで、書式はつぎのようなものであった。

中札の書式

中村八太夫御代官前甲州巨摩郡八日市場村	米主	誰れ
当卯御年貢三斗六升入	升改	多れ
右者私共立会相改候所相違無御座候	米見	たれ
卯十一月	名主	〃
中村八太夫手附		
稲子長五郎		

御廻米輸送は、河岸問屋（八日市場）までの送達は農民の負担において行なわれ、河岸場からの舟下げの輸送費は幕府の公費によった。

河岸問屋に送達された貢米は、ここで改めを受け、その順序は俵装・升目・品質検査といった順序で、不合格を^俵刎俵といった。つぎに升取役によって量目の抽出検査が行なわれ、不足の場合は升切れ・石切れと^いって、全俵数へかけて米主に^弁納させた。この^弁納を^差加え米の意から「^差米」と^いった。貢米検査の時に「^差し」によって抜き出される米は検査役人の役得となったもので、いづれも巨大な^差しを用い、藩によっては数千石の多きに達し、上田藩領の古老の話によれば、三尺もある^差しで、それで抜きとられる時には涙がこぼれたという。（児玉幸多『近世農民生活史』）

(十) 川下げの状況

貢米廻送の航路は、八日市場河岸から川丈十四里舟下げされ、いま、東海道線富士駅のある岩淵の中ノ郷か、あるいは松岡に船揚げされ、そこから御米置場まで駄馬で三町余運ばれ、ここで元河岸同様の貫目・升入れ改めが行なわれた。この際の切れ米に対しては船頭が弁米した。

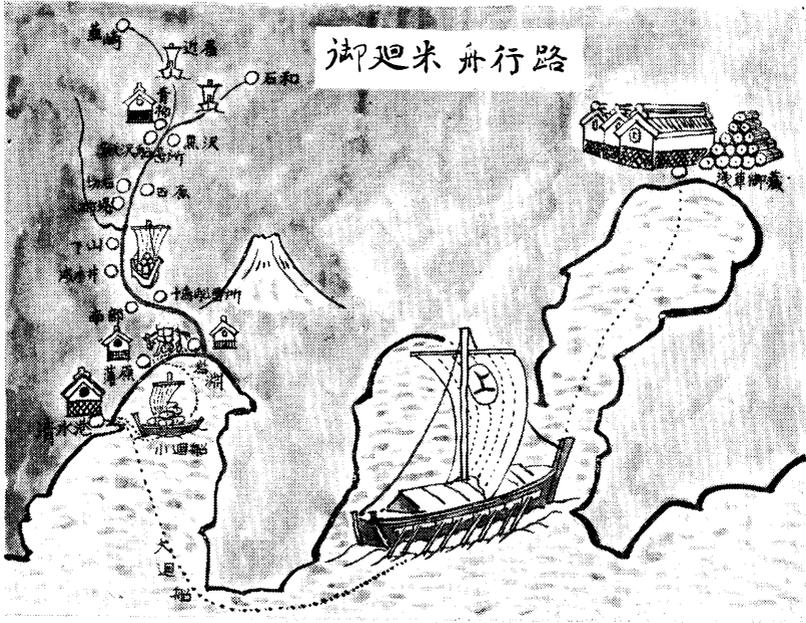
俵ごしらえが不良で中味に減量を来たす分は送主が負担ということで、あらかじめ廻送中の欠損補いを見越し、村方より欠米として^{かん}老俵（三斗六升）につき七合五勺加納してあるわけである。（実際は一升五合平均・後掲船積送状参照）天保一四年の大塩細帳には、百俵につき二両より二両半分を金納で上乘方が江戸御蔵へ納めたとあり、時代が下ると共に金納にかわったものである。従って俵痛みもなく減少している場合は船頭の責任とされた。

岩淵から蒲原浜までは陸路一里八丁、この間は駄送で差し送った。

蒲原浜でも升入改めが行なわれ、この切れ米に対する^弁納は岩淵問屋の責任であった。

清水港の向嶋まで海上四、五里は「^小廻し」と^いって蒲原浜から廻し船で廻漕、ここで貢米は二重皮に表装しなおされた。清水港でも改めがあったが、この際の切れ米は蒲原船頭が弁米する規定であった。

富士川の貢米が岩淵・蒲原・清水港と何回かの積み換えが行なわれ、清水港へ直送できなかったのは、富士川の急流に合わせて作られた高瀬舟（笹舟）と称せられる小舟では、海上航海はできなかったからである。



清水港から、江戸浅草の御米蔵までの海上廻船の状況については、大塩・依田左門蔵のつぎの船積送状によって、その状況をうかがい知ることができる。

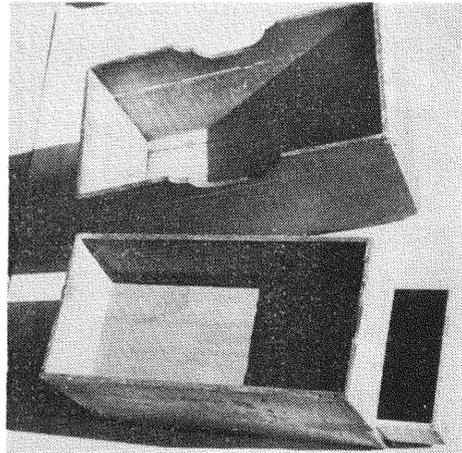
甲斐国去午（文化七）御年貢米船積送状之事（依田左門蔵）未
（文化八）二月廿六日未上刻（午后二時）出帆

五日回船

一、御米千七百六拾七俵八升七合 駿州焼津久左衛門船

沖船頭 嘉七

内巻俵箱入之分 但シ三斗六升入 但シ船頭水主賄共六人乗
此石六百三拾六石式斗七合 駿州清水湊より江戸迄



書類入れ兼用の船頭の箱枕
（切石・赤池次郎氏蔵）

此運賃金三拾貳兩三分
(永米錢) 御米百石ニ付金五兩、永百七拾
 永百四拾壹文九分

此記

甲州巨摩郡大塩村

米六百九石老升貳合貳勺 本米

長百姓 上乘 要藏

此運賃金三拾貳兩 永貳貫九分

内金拾兩貳分 永六拾七文六分 三分一当湊ニ而相渡候分

金貳拾壹兩壹分 永八拾五文三分 三分二ハ江戸着之上御渡

成サレ可ク候分

米拾七石老斗九升四合八勺 欠米(減米を見越しての割増米)

此運賃三分 永三拾九文 残ラズ發湊ニ而相渡シ候分

内訳

御代官所河内領〇印証米

米三百九拾壹石三斗三升六合五勺 本米

米拾石八斗七升五勺 欠米

御代官所河内領〇印之内

あか之外青赤更証相成米之分(品質検査ノ結果下米ノ分)

米貳百貳拾七石六斗七升五合七勺 本米

米六石三斗貳升四合三勺 欠米

一、御米賈目辨廻

(賈目検査) 拾五貫四百目

(辨目改メ) 三斗七升七合

拾五貫貳百目

三斗七升六合

拾五貫貳百目 改平均

三斗七升三合

拾五貫目

三斗七升四合

拾五貫目

三斗七升六合

三斗七升四合

一、米七俵 但四斗入 船中糧米

内考俵 上乘糧之分

一、船三年遣 但シ杉・楠遣

一、檣ほねしら 杉しん 檣かたびら 縮拾九反

一、鉄碇てついかり 七頭 但六拾五貫目分 三拾五貫匁迄

一、俱(設備) 拾貳房 内 苧(麻) 三房 苗三房 檣三房

一、苧むしろ 五百五拾枚 藪三房

一、船中新 五百把

一、解はげ 下船老艘 但檣五挺

外

衣類・米櫃・沖間捕・水桶・走道具 有之

極印 船足(吃水) 四寸

右者中村八太夫支配所ノ甲州河内領村々去午(文化七) 御年貢江

戸御廻米書面之通り駿州清水湊ニ於テ、上乘船頭立会サレ、俵数・

賈目・辨回等相改メ、船足ノ極印眼積定ノ上出帆申シ付ケ候間、江

戸着船ノ上御改メ御請取り成サレ可ク候、尤モ運賃及金ノ内三分一

ハ当湊ニ於テ相渡候間、残金之儀者水揚之上御渡成サレ可ク候

文化八末二月廿六日 駿州清水湊出役

中村八太夫手代 内海常藏

江戶麻布仙台坂下

中村八太夫手代 大貢孝右衛門殿

中村八太夫手代

大貢孝右衛門殿

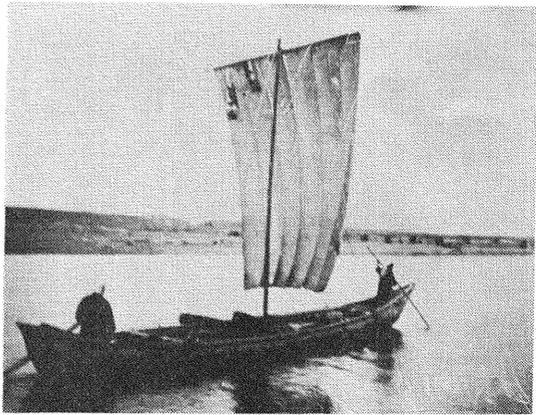
この河内領諸村の御年貢米船積送状は、清水港に出役する当時の市川代官中村八太夫の手代、つまり年貢事務担当地方役人から、同じく江戸出役の市川代官手代宛の送状であり、大塩村長百姓要蔵（依田左門氏先代）が河内領諸村の御廻米の上乗として江戸に同乗した時のものである。

上乗というのは、江戸時代年貢を輸送する際、船に同乗して輸送中のいっさいの責任を負担するもので、駄送の際の宰領にあたる。通常その船の積荷主中から一名ないし数名を上乗に選出し、船積み・積替えの吟味、船頭・水主の監督、そのほか難船の際の投荷などについても指示を与えた。年貢米の廻送の際には川船でも一そう限りで上乗を配し、船足（吃水）の極印打ちをおこない、起請文を提出させるなどなかなか厳重であった。

さて、清水港から江戸浅草までは、「大廻し」といってこのように一そう千七、八百俵、石数にして六、七百石積みの大船で廻船され、これはすべて帆船で縮布十五反といった大きなものであった。

元和五（一六一九）年の江戸初期に始まった菱垣廻船は二五〇石積みであったが、宝曆（一七五一～一七六三）ごろからはこのように七、八百石の大船がすでに造られたのである。五日回船とあるのは、清水港から江戸まで海上八〇里を五日（船種によっては八日くらい）で航行する船種であることを意味する。

廻船の航行日数は五日間でも、いっさいの納入手続を終えるまでには、先記江尻窪区蔵文化三年請書に見られるように、清水港から江戸納めまでまる一か月、岩淵河岸からは三か月もかかった。上乗食糧として四斗入米俵が積込まれていることから逗留期間の長さ



富士川を上る帆かけ舟

がうかがえる。航行中の沢手米（湿米）ぬれ米の取替え買納や、金納・俵装替え等、また江戸での品川港からの水揚げから浅草御蔵納めまでの費用は村方負担で、これらの積荷納入事務いっさいはこの上乗の責任であった。しかし廻船運賃は幕府が負担し、送状によると、三分の一は清水港で船主に前渡しし、残り

は江戸着払いの方式がとられている。また送状の「御米貫目柁廻」を見ると、清水港における米改めは、一俵ごとの目方と柁目の両方で行なわれている。廻米は一俵、三斗六升が定法であるが、抽出検査の結果は平均三斗七升五合、つまり加納分一升五合の余分があり量目は合格していることになる。しかし品質検査においては、赤米・青赤米の下来とされたのが本米分二百二十七石、欠米分（減石補充米）六石で、これは全体の三七

％にもおよぶ高率で、いかに河内米の品質が劣っていたかわかるのである。これは清水港での検査の結果であるが、最終的の江戸浅草御蔵前での御改めの結果についてはこれではわからない。しかし当時一割位の芻米（不合格米）ができるのは普通であった。もし芻米が出た場合は、郡中村方の負担で買納か金納して補充しなければならぬわけである。いきおい係役人への手入れ、つまり袖の下によって改めに手心を加え芻米を少なくするように苦心するのもこれまた上乘の役割りの一つであった。

文化三年、市川御役所分、甲州巨摩郡塚原村・上乘友左衛門の場合、御米千八百俵のうち蔵米御改めで百八十九俵（一割）の芻米ができ、「御当地ニテ承り候処、とても上連エ手入レ仕ラズ候テハ御芻米多分ニ出来可ク仕来ニ存ジ候、下ノ者ハ残ラズ手入レ仕リ候エドモ云々」と、江戸から国元へ連絡があり、ともかくにも手入れの結果、御再見を願って八四俵（五分）にとどめた（『富士川水運史』）記録がのっている。こうした表に出ない出費や、上乘の滞在費等、芻米の負担のあれこれを合わせるに郡中村方の負担はばく大なものであり、天領が私領に比べて四公六民・三公七民と租率が低くても農民の負担は決して軽減されたわけではなく、河内領の随納の既得権の意味の大きさも改めてうなづけるのである。

(四) 御 廻 塩

甲州は海に遠く、食塩に恵まれなかったことは、弘安元（一二七八）年九月一九日の日蓮上人の書翰に「七月なんどは塩一升を銭百、塩五合を麦一斗にかへ候ひしが、今は全体塩無し、何を以てか

買べき、味噌もたえぬ、小児の乳をしのぶが如し云々」とあって、鎌倉時代塩一升が鳥目（孔銭）百枚、今の時価でおよそ千円以上もする尊いものであった。

また、天正五年二月二日の穴山梅雪の伝馬法度（南部宿）の第三条には「公用を除き伝馬に塩を着ける可からざる事」と、塩の無断輸送を禁止している。塩は、戦国時代隣国今川領から搬入されたが、今川氏は武田領へ搬出する塩を対象として駿河・甲斐の国境に塩関二か所を設けて輸出課税しているほどであった。

永禄一〇年今川氏の塩留に対して謙信が信玄に書を送り、自分が争うのは弓矢であって米塩ではない。戦場では敵であってもその民



引帳 出塩
(切石・天野せい氏蔵)

の苦しみを見るに忍びないといつて、越後の塩を商人に低価で送らせた物語は戦国武将の美談として語り継がれている。しかしこの点『武田信玄』（磯貝正義）は、越後の塩が他の商品と共に糸魚川街道から越後商人によって信濃へはいつてきたのは昔からのことで、謙信は越後の製塩業を守るためにも従前どおり塩荷の移出を続けさせ

せたのであり、あえて塩留めを行なわなかったという事実が後世好ましい謙信像と融合して美談に結実したものであろうとしている。

富士川舟運以前の甲州への塩の移入は河内路以外に、沼津往還を御坂峠越えて、また大宮から中道往還を馬背・人背で運搬された。

舟運開始以来は、馬一駄六俵荷を船一そうが四〇俵荷で甲州入りしたわけである。他国から甲州入りするところから「御入塩」とよび、また廻送されてくることから「御廻塩」ともいった。瀬戸内から清水港まではいり、そこから年貢米の逆路を甲州入りしたわけである。

文政一二年八月の郡中惣代から三河岸を相手取り市川御役所へ願出た塩荷取扱方御理解願書写（『富士川水運史』）には、

「塩升入ノ儀拾ヶ年以前迄ハ竹原塩・波止浜塩ノミニテ云々」とあって、文政年間以前は、主として竹原塩（広島県）と波止浜塩（愛媛県）が移入されていた。升入は兩者とも一俵につき国升一斗三、四升入であったという。その後、才田塩・赤穂塩（兵庫県）と称する小俵の塩が移入され、安政ごろからは紀州塩（和歌山県）も甲州入りするようになった。

古老の言によれば、大俵一二貫匁の場合は、通常一そうに二〇俵荷で四人立ちで、三人が引き一人がかじ取りであった。

旧正月の一日だけ休み、二日から初荷の仕事初めであったという。下りは一日で着き、その日のうちに上り荷をつんで、二、三里のぼって泊るといったぐあい、ひと仕事が終わる五日ぐらいの日程で、その間二日ほど休養をとってまた下るといったぐあいであった。

江戸時代は、岩淵河岸・蒲原浜間は下り荷は岩淵で一度水揚げ、陸行して蒲原に送られ、荷揚げ・荷積みによる荷痛みや、不便が多かったが、明治五年蒲原宿の佐藤佳次郎・塩沢長兵衛・甲州御代咲の古屋典義・上黒駒の武藤藤太・住吉の坂本敬義らによって新たに掘川を開設し直通できるようになった。古老の話では上下船がやると交差できる幅一五尺前後のものであったという。

切石河岸の場合、現在の夜子沢川河口（開運橋下）に荷揚げされ、現在の南浜屋（天野せい）の母屋は、当時の塩蔵を現在地へ持ち上げたもので、横町・遠藤義男、下宿・遠藤信行の旧塩蔵も当時のものである。

江戸時代における御廻塩の取扱いは、「塩荷物ノ儀是迄御廻米ニ準ジ候由」とあって、御廻米に準ずる取扱い方だったという。

清水港には塩問屋があつて、売方・買方両者から口銭や蔵敷料を徴収し、清水港から蒲原浜への移送は瀬取船という小廻船によつた。

『富士川水運史』によると、瀬取りには台移しと岡上げの二方法があり、台移しとは元船から岡揚げせず、直接瀬取船に移す方法で、減貫も少なかったという。

舟からの小揚げ、あるいは牛馬の付卸し等による乱俵は岩淵河岸で手入れするのがならわしであった。此の取扱ひ方について天保八（一八三七）年八月、岩淵塩人の不正の取計らいの数々を列記して甲州国中の村々惣代は奉行所へ訴え、取扱ひ改善を要求した。

一、乱俵にならない分も俵直しと申し、俵ごとに多分の塩を抜取り、前々は老俵に付き三斗八、九升から四斗迄も之有る処、近年

は式斗四、五升から三斗位しかない。升目中札を取捨て元入れ（荷主）がわからないようになる。

一、岩淵三河岸の塩商人が馴れ合い、塩荷物がたくさんの場合、岩淵・蒲原へ留め置いて、売さばき次第積み登りし、漸次値段の引上げをはかる。三拾四ヶ年以前より、舁入欠減りの上巻俵について甲銀七、八匁余も高値になった。

一、本年春から塩に不純物を混入してある。何品ともわからないが、誰云うとなく馬骨の粉と云う。

等であって、岩淵・蒲原・鰺沢・青柳・黒沢の間屋・塩商人を指名して御吟味を願ひ、じ後は、岩淵ばかりでなく富士川東鹿島郡の内へも引取らせ乱俵にならないよう取扱いに念を入れ、俵入替えはせず結繩のしめ直しとし、塩揚場へ会所を建て、俵売りの分は賈目を以って売買するように改めて欲しいと願っている。

富士川をさかのぼって甲州にはいった塩は、鰺沢に陸揚げされ、ここで前記の如く包装しなおされたため「鰺沢塩」と呼ばれ、国中一円はすべてこの名で通ったようである。こうして甲州にはいった塩は、明治三代におよそ一二万俵（『塩販売史考』）石数にして一万石から一万二千石に相当した。なお、つぎの山梨県統計書によれば、明治の中期には年間三〇万俵から四〇万俵（一斗一俵の小俵換算）に達した。

明治	数量	元 価
17	56,456石	118,069円
18	36,610	79,268
19	40,725	83,059
20	44,884	93,073
21	38,481	69,137
22	30,353	65,123
24	30,287	86,573
25	30,887	57,129
26	28,624	48,508
27	31,964	84,012
28	42,926	55,693
29	5,813	22,670
30	6,181	18,543
31	8,250	22,824
32	24,738	76,269
33	1,066,600	1,073,393
34	869,671	102,150

出 船 数	明治	入 船 数
6,575 (38,349)	17	10,955 (131,356)
8,030 (25,156)	18	8,549 (69,237)
10,643 (17,009)	19	10,970 (128,424)
14,420 (19,747)	20	11,915 (136,881)
8,346	27	8,003
11,446	28	3,538
11,245	29	14,235
8,900	30	14,235
10,090	31	15,760
9,660	32	11,835
4,497	33	11,350

注・（ ）内数字は石数を示す。
出船の場合石数は減っても舟数は増加しているのは旅客利用の増加を示す。

(三) 明治以後の舟運

明治・大正期における富士川舟運は富士川運輸会社の舟運である。富士川運輸会社は明治八年に設立され、昭和二年身延線開通と

共に終わりを告げるが、その間半世期余甲信にわたり広い後背地を持つた富士川は内陸水路の責務を遺憾なく發揮し、甲信駿の運輸史上に不滅の金字塔をうちたて、物資の輸送と文化の交流に多大の功績を残したのである。その水路の原動力となつたのが運輸会社で、その全盛期は明治の中ごろで、三七年の中央線開通と共に大打撃をうけ、身延線開通によって命脈を断たれてしまった。したがって二〇年、三〇年代がその最盛期とみるべきである。

いま、明治七年一月二十九日付富士川運輸会社設立願を見ると、青柳村と鯉沢村の合同によつて「一、本局ヲ鯉沢ニ建テ分局ヲ蒲原ニ建、尚亦衆議決定ノ上出張所ヲ青柳其外適宜ノ場所ニ立ツヘシ云々」とあり、会社の資本金三千円、一株拾円の株式組織で発足する。本町の場合もこの運輸会社の分社が西島・切石・下田原・伊沼・八日市場・宮木・飯富と沿岸各村にうまれた。（『山梨県史』）

御届

鯉沢運輸会社

当社一ヶ年一覽表別紙の通り相製し御届奉申上候也

明治十一年四月四日

右社長 遠藤 聡 知

山梨県第二課御中

運輸会社一覽表

副社長 青柳 詢一郎

入社人員 三二二名 但本分社出張所共

本社地名 第十五区鯉沢河岸

株 金 一〇、一八五円二八錢四厘 本分社出張所共

平均入費金 三、二五七円八五錢五厘 //

役員の物額 八二名

給 料 金四、〇二円八一錢一厘 本分社出張所共

船艘の數 四三六艘

運賃揚り高平均金 七三、五七五円 本分社出張所共

乗客の數 三、二三一八人 本分社出張所共

純 益 金 二、五四二円七九錢四厘 本分社出張所共

分社設立のヶ所 五二ヶ所

出張所設立のヶ所 四ヶ所

河岸場の數 四ヶ所

右の一覽表作成に当り本分社出張所の下調は次の通りである。

入社人員	株 高 金	入 費	役員 總額	給 料	船數	運賃揚高	乗客數	純 益	河岸 本分社 出張所
八四	四八二〇円	一一八三円	七	一〇五〇円	二〇八	三五二〇〇円	二〇六七九	一一二二円	一本社
五五	一七六七円	二〇一円	六	九五錢四厘	九七	一六三六八円	一三三九八	三五五円	一青柳
	五〇錢	五三錢九厘		四一錢八厘		七五錢		九一錢三厘	

第四章 江戸時代

人員	入社	株高金	入費	役員総額	給料	船数	運賃揚高	乗客数	純益	河岸場数	本分社出張所
一	一〇円			一	一二円六七銭						清子
一	一〇円			一	一〇円			三六〇	五円四八銭		大野
一	三〇円		七〇円	一	三〇円			七〇〇	二九円四三銭		波木井
一	一〇円		四〇円	一	三〇円				八円一七銭		下山
一	一〇円			一	一二円五六銭			一〇〇			帯金
一	三〇円		三〇円	一	三〇円			七二〇	三七円八四銭		飯富
一	一〇円		四円	一	三〇円			六〇〇	一円九二銭		波高島
一	一〇円		六円	一	六円六六銭			一〇〇			宮木
一	一〇円			一	七円三五銭			三〇〇			市八場
一	一〇円			一	七円三三銭			一〇〇			伊沼
一	一〇円			一	四円一四銭			一〇〇			田原
三	五〇円		一〇円	二	五〇円			二四〇〇	二九円八二銭		切石
一	一〇円		一〇銭	一	二〇円			二〇〇	一〇円		西島
三	三〇円		一〇円	一	三〇円			八〇〇	二二五円 二七銭		鴨狩
一	二〇円		二円	一	三〇円			四八〇	二円一七銭		岩間
三二	六二八〇円	八七円 四〇銭七厘		三	一六〇円 一九銭七厘	三二	二二一〇円 二五銭	七九一	六九円 八三銭九厘		黒沢

第二編 町の歴史

貫石	星山	長貫	内房	下稻子	万沢	十島	井出	福士	楮根	寄畑	内船	和田	南部	中野	大島	入張所 本社
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	入社員
一〇円	二〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	二〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	株高金
						二円五五銭		五円九六銭	四三銭	五円一三銭	一八円四六銭		四一円三六銭	五円七四銭	八円一銭	入費
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	役員 総額
一七円三〇銭	二〇円	二〇円	二円八八銭			二〇円	五円六七銭	三〇円	一〇円	一〇円	三〇円		三〇円	二〇円	二〇円	給料
																船数
																運賃揚高
					一〇〇	五〇		一〇〇	五〇		一二〇		二二五〇	七二〇	一三〇	乗客数
	一三円二八銭	二円三〇銭				二〇円		二円	一〇〇円		二五円		三三円			純益
																河岸 場数

第四章 江戸時代

一	一〇円	五八銭	一															山崎
三	三〇円	三円五一銭	一	三〇円														石和
一	二〇円	一〇円一三銭	一	一〇円														川田
一	四〇円	一円五一銭	一	三〇円														落合
一	二〇円		一	六円四四銭														上曾根
二〇	八〇〇円	一五円九銭	三	一八〇円														二川
一	三〇円	三三円一三銭	二	二円														乙黒
一	一〇円	五八銭	一	一五円														上野
一	二〇円	六円五八銭	一	三〇円														市川
二	二〇円	一円七四銭	一															興津
一	一〇〇円		一															町屋敷
一	一〇円		一	二〇円														北田
一	一〇円		一															新浜
一	三〇円		一	二〇円														吉原
三〇	六〇〇円	一八四〇円	四	三三八円														岩淵
一	三〇円	六〇円	一	三〇円														松岡
一	五〇円		二	三〇円														岩本
一	二〇円	二〇円	一	三〇円														沼久保

入社人員	株高金	入費	役員総額	給料	料	船数	運賃揚高	乗客数	純益	河岸場数	本社出張所
一	一〇〇円	八錢	一	一〇〇円					四円六四錢	〇	清水
一	一〇〇円	一四六円	一	一〇〇円					一七八円	〇	蒲原
三五	五二七円	三四円	六	六三二円					五三錢九厘	〇	
三五	七八錢四厘	四九錢七厘	六	六四錢六厘					二五四二円	〇	
合計	一〇一八五円	三二五七円	八二	四〇二円	四三六	七三五七五円	三三三二八		七九錢四厘	五二〇	出張所
三二二	二八錢四厘	八九錢五厘	八二	八一錢一厘	四三六						

右表を見て明らかのように、明治以降の運輸は御廻米輸送の廃止に伴って旅客輸送にも大きなウエートがかかり、鰈沢・青柳の元河岸と共に、切石河岸・南部河岸が中継河港としてさかえたことを示している。朝早く鰈沢から舟で下ると、早ければ昼には東海道をへ出、明治二年東海道線開通後は、その日のうちに汽車で東京へ行くこともできるようになった。

いう限られた輸送に対して、多様な物資の輸出入が見られるようになった。次の表は明治二〇年・山梨県統計書に基づき、鰈沢河岸の輸出入物資である。輸出品を金額高で見ると、米をトップに木綿糸・繰綿・紙がつづく。鰈沢河岸よりの輸出品であるから、紙は市川紙と考えられるが、当然西島からも出荷されたし、次の輸入物品の紙は西島紙の国中への出荷と見なされる。

貨物の輸送も、江戸時代の下り舟の廻米・大豆、上り舟の廻塩と
鰈沢河岸ノ輸出品 (明治二〇年・山梨県統計書)

品名	元					価					数					量					
	二十年	十九年	十八年	十七年	二十年	十九年	十八年	十七年	二十年	十九年	十八年	十七年	二十年	十九年	十八年	十七年	二十年	十九年	十八年	十七年	
米	五四、六二六四五、〇三〇	一〇八、二二二一〇五、六四〇	一五〇	二二〇	八、八四八	七、一五七	二〇、四八八	二二、二八九	八、八四八	七、一五七	二〇、四八八	二二、二八九	一六三	一三	一一						
清酒	一、八八四	一	一五〇	二二〇	一五〇	一三	一三	一一					一六三	一三	一一						
葉烟草	一	一	八八	四四八	四四八	一貫	一貫	一貫					一貫	一貫	一貫						
刻烟草	二、九〇四	四、二六五	八、四七四	四、一一四	二、四二五	四、一八四	五、三九八	一、九八五													

品名	元					価					数					量
	二十年	十九年	十八年	十七年	二十年	十九年	十八年	十七年	二十年	十九年	十八年	十七年	二十年	十九年	十八年	
白砂糖	四一、四〇七	四七、七八〇	一八、七〇八	三九、七八六	五一、二六七	六六、四〇六	四五、八三九	六二、七二三								
赤砂糖	八三、〇八六	二〇、三三九	五四、八五九	六〇、九八八	一七〇、二三八	一四七、九五四	一〇三、三六七	一一九、五五九								
葉烟草	一六〇	五九〇		三六二	四二五	一、九一七	四〇三									
木綿糸	六、八一八	九、七〇七		四五〇	四、三三七	五、一二四	二四〇									
麻苧		一、五二九				一、四二二										
熟鉄	一四、二三四	一一、六七〇	二一、九五八	一八、三三三	四七、四一四	五三、二三二	五五、九三九	五〇、一五八								
鉄塊	六、八三二	四八〇			二三、三五六	四、八〇〇										
鉄釘	一五〇	三三三			三七四	一、一一〇										
畳表	八、九〇八	七、〇二七	一〇、三三〇	八、五九九	八一、四四三	七〇、一七八	三六、七四九	八四、一八〇								
石炭油	六四、九五六	七二、六〇五	六五、四九一	六一、二三八	二九、四八二	三三、〇四九	二六、四三七	二六、三六八								
水油	二八八	九二〇		一、二八四	一四	六四										
紙			五〇				七二									
種粕	一、六八八	四一四		三六八	八、七四一	二、九七二		一一、四九二								
藍玉	一一、三五九	六八、三七九	一〇三、〇九七	七九、七〇〇	七五、八〇六	六八、三七九	八五、九一五	六三、三九四								
菜種	四、〇〇八	三、五四五		一四八	二、四五二	七二四		三七								
經節	一一、九四二	二、四〇〇		六、〇二二	一一、三三〇	二、〇四〇		三、九〇〇								

荷である。明治七年の「舟積当座帳」（切石・遠藤信行蔵）にみると、同家扱いによる一月より翌年四月までの五か月間の秋大・小豆の出荷総額は二千俵に達しており、大須成・曙地区の出荷が多くの比重を占めている。

(四) 河岸のにぎわい

耕地の僅少な東西河内の村々は、勢い舟運に伴う船乗り稼業に進

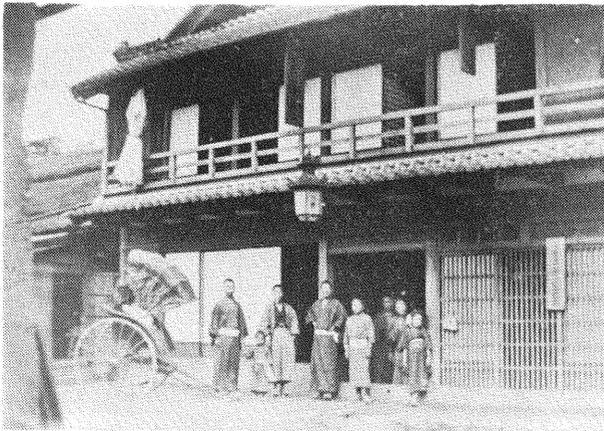


舟積出荷帳（切石・遠藤信行氏蔵）

本町における輸出品を、切石河岸についてみると、その大部分は大豆・小豆で、そのほか三極・干麵も出荷されたが、ほとんど静岡への下り

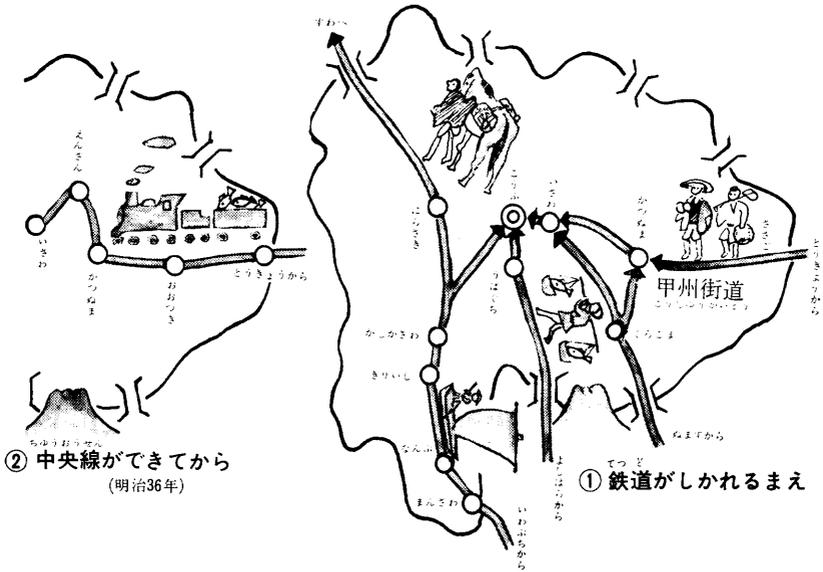
魚類	四八、〇六七	一九、五九〇	四、七〇四	四八、八七六	一三三、六六九	六六、八八六	一一、四七二	八四、〇四二
陶器	八、九五五	五、八九七	?	?	六、八七九	二、九一五	七三二	三六八二
雑貨	?	?	?	?	一、三三、五五六	七、二九二	二、五八九	二、七九四
					一、二四〇	二、四四一	二、四四〇	

出し、当時舟一そうの往復の収入は二〇円（時価二万円）という収入だった。かくて通船は明治三〇年代は最高潮に達し、八百から千五百の舟数を数え河岸の仲継業を始め、船大工・旅宿・茶店・荷駄賃かせぎと沿岸の河岸場は活気をみせた。



ガス燈と人力車の見える松阪屋（依田利通氏蔵）

共和村の場合、河岸の下田原には船問屋（分社）があり、その全盛時代は小廻送船七五艘をもち、村民の七%以上が舟乗りを稼業とし、一往復三日に二〇円の好収



時 代 的 変 遷

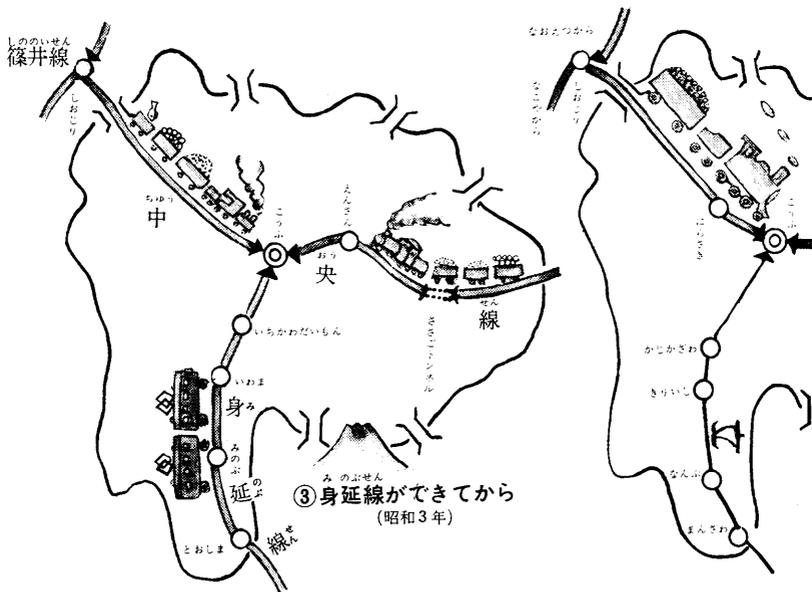
入をあげ、三階建を誇る料理兼宿泊業者（現在若林武宅）の宿場、川原に立ちならぶ船宿は昼夜の隔てなき酒と女人と弦声の不夜城だった豪勢さの、今日その面影だに忍ぶべくもない。

切石の松阪屋（現在の切石郵便局）にはガス燈がとまり、人力車がはいり、明治の新文化はいち早く峡南の富士川沿岸にはいった。精進湖に遊ぶ外人は、下田原・切石・八日市場へ出て船で富士川を下り東海道へ出るのを楽しみにした。

八日市場の若尾屋もそうした旅人を相手に旅館を営み、裏畑には当時すでにキチガイなすといわれたトマトが作られて外人の食せんに上ったといわれ、外人の手からビールのあきびんが富士川へ投げられると、物珍しく船頭衆は拾い上げて、子どものみやげにしたという。

富士川水運が旅客の便にも利用されたのはすでに江戸時代からであつた。

市川代官所の検見役人の廻村も富士川の下り舟を利用しての。慶応元年九月の廻村順帳（宮木、高野真・御用留帳）をみると、「九月十日昼、大鳥居村十日泊、岩間村より宮木村迄乗船、十一日昼下田原村、十一日泊り鰍沢宿」とあり、さらに古くは延享三（一七四六）年五月二八日付、「大巡見様御朱印写 御先触写」（西島区蔵）によると、江戸より駿河・遠江・三河・美濃・尾張・伊賀・伊勢・甲斐・信濃・飛騨・志摩に及ぶ大巡見であるが、甲斐国内の「泊休覚」には、長沢村五月廿四日泊、若神子村五月廿五日休、葦崎村同日泊、小笠原村五月廿六日休、鰍沢村同日泊、鰍沢より御船にて御下り、身延町五月廿七日泊、西島村五月廿八日休、市川大門



物資輸入の

町同日泊、右左口村五月廿九日休、甲府御城下町同日泊、三日市場村六月朔日休、勝沼村同日泊」とあり、鵜沢から身延の間は下り舟が利用されている。また庶民の身延山詣においても、文化四年江戸発刊の木版刷り道中案内（飯富・古屋保蔵）のうち、「みのぶざんけい道中」の項に、「甲府よりみのぶへ道のり石和より下り舟五り、かぢか沢より羽木井江五り半、羽木井よりみのぶへ老り半、みのぶより東海道藤川江くんだり舟あり、舟路十二り、さかおとしにながれ水早記ゆへ一時半にハふじ川の口、かしば（河岸場）へつくなり」と、石和から笛吹川、富士川の下り舟が紹介されている。

これが明治、大正期になるとさらにその利用はふえ、『富士川下り甲府より身延』（大正一三年）記によると、「甲府から上京せんとして陸路笹子、小仏の二嶺を越え所謂郡内道中車馬の便は、途中一泊翌日漸く八王子に到り、旧甲武鉄道で日暮れ入京する。富士川經由の場合は、朝未明に甲府を出て鵜沢の一番船に乗れば正午岩淵着、それより東海道線にてその日の中に旧新橋駅へ行李を下すことができた。而かも途中労なく旅趣又浅からぬので人多くは之によるを悦とした。」とあり、当時鵜沢粉奈屋、万屋の宿料三円、乗客は二〇人、その他多少の貨物を積載し、舟子はへ先に河流の進路をとるに一人、後尾に權をもつ舵手一人、船腹に鰻をこぐ者一人、最近では飛行艇が往復、朝の九時と一一時の二回出航し、夏だけは午前七時の臨時発もあることを記し、船中の状況について、「船中あらごもの上にうすべりしかれて客はその上に相對して座す。雨降れば苦をかける。発船事務所で切符を買い、船中においては在所の自慢話も出れば御祖師様の高徳宣伝やらでにぎわう。途中天神ヶ滝の難所

移る、廿三日辛未酉刻於上条河原^ニ御合戦駿河^ノ福島衆^ヲ多^ク被^シ爲^シ討捕^リ廿七日乙亥從^テ積翠寺^ニ御曹子殿初^テ府中^ヘ御下^リ」

とあるように、明応元（一四九二）年から大永元（一五二二）年にわたる駿河の今川勢による幾度かの甲斐進撃、特に大永元年の福島正成の数万の大軍による出撃は、武田方（信虎）を九月大島の戦いに破り下山を経て国内に侵入し、六〇余日の対陣の後、一〇月一六日の飯田河原の合戦、一月二三日の上条河原の激戦でようやくこれを敗退させた。この駿河勢との数度の対戦は武田・穴山両氏に河内路の警備を嚴重にさせたのであり、いまま^{カガリびたき}篝火焼場^{（西島）}を始め、旧村に狼烟場・遠見場・城山の地名をとどめてゐる。

永祿一一（一五六八）年二月、信玄による今川氏真の駿河攻略もこの河内路を経て出撃される経緯の中で、河内路は甲駿を結ぶ軍用路としての性格をますます強め、宿駅は整備されていった。

しかし、二月六日に甲府を出発した信玄は、河内路を下り六日めの一二日に芝川内房に到着しているのをみると、現在と比べ当時の河内路の険難悪路がしのばれる。

天正三（一五七五）年、穴山信君が江尻城主となるにおよんで、河内路は甲駿一円支配の中で駿河と甲府を結ぶ、軍事上はもちろん経済上の要路としても、各宿駅の整備はいっそう進められた。

国志卷之百一にある、穴山信君の天正八年「伝馬舩」に、
一、伝馬老足無^ク相違^ナ可^キ出^ス之^ノ者^也 仍^レ如^シ件^ノ、
辰八月十四日

辰八月十四日

（穴山信君朱印）

源三申請

江尻 興津 由比 内房 万沢 南部 下山 岩間 甲府迄

（時ニ梅雪齋在^リ駿州江尻^ニ但シ岩間ノ次ニ市川宿アリ、自分ノ知行所ニ非ザル故ニ除^ク之^カ）

とあるように、当時は甲府——（三里半）——市川——（二里半）

——岩間宿——西島——下山の経路を経たものである。もとは市川大門から弓削神社の東を通り^{おびな}帯那峠^ヲを越えて帯那に至り、清水・芦久保を経て割石峠を岩間宿まで出たのであり、山家・帯那に関所の跡があった。後、黒沢村を通り^{くろさわ}口留番所^ヲを置き、関所役人でなく黒沢村役人による村番となっていた。

国志は慶長一七年、角倉了以の富士川舟運開削以後は、割石を越えず^{えす}鹹沢より岩間に通送したとあるが、鹹沢・岩間の間は富士川の両越の渡しによった。

（一）両越の渡し

国志卷之五十二・古蹟部に、

一「^{モロコシノワツタシ}両越渡^{（渡船）}駿州路ナリ、西河内箱原村砥阪ト云フ処ニ富士川渡船アリ、岩間宿へ通送ス、又西島村ノ岩崎ト云フ処ニ渡場アリ、是ヲ^{カウ}両越ノ渡シト云フ、^{コウヒ}口留ニ伝フル歌ニ、

唐^{カウ}くにの渡りならねどもろこしはこまの郡に行かへるなり

西河内ハ巨摩郡ナレバ^{信玄}斯ク詠メルナリ、或ハ穴山梅雪ガ渡場ニ名ヅケントモ、又梅雪ノ婦人^{信玄}賢性院尼ノ歌ナリトモ云ヒ伝ヘタリ、砥阪ヨリ西島ノ間突岩絶壁ニシテ人跡通ハザル故ニ、東河内ニ岩間宿一^{カウ}拵^キヲ置キ、又西河内切石宿ニ通送ス、十数町ナラズシテ二所ノ渡場アリ、煩^{カウ}ハシキニヨリ貞享^{シヨウキョウ}年中岩腹ヲ鑿^キリ徒行路ヲ通ズ、今ニ新道切通シト呼ベリ、爾後行旅人多クハ此ノ渡場ニカ、ラズ、

として、口碑（いいつたえ）は梅雪が渡しに名づけた歌とも、またその夫人が詠んだとも伝えられているように、両越の渡しが国志の記す慶長一七年よりおよそ六〇年まえ、すなわち穴山領時代の元龜初年（一五七〇）年から運漕（そう）されていたことは、次の箱原文書・西島文書からもうかがわれるのである。 鯉沢町箱原の依田家文書に、

其方一代居屋一間棟別諸役等令ニ免許一畢者守ニ此旨ニ相当之奉公可ニ勤止者也 仍如レ件

元龜元年庚午十二月十日

信君花押

つまり船頭公役として棟別錢（家屋税）や他の夫役を免除するの
で精勵して奉公せよという穴山信君の印判状である。

また、同じく箱原村船頭所蔵文書（伝未詳）に、次の加藤光泰証
文写もある。

以上

箱原村之船頭屋敷、被_レ成御免許一条、昼夜無_レ油断、公方衆於_ニ
御通_リ者、可_ニ相渡_ス者也、

天正十九年辛卯十一月廿日

泰（加藤光泰）
齊（黒印）

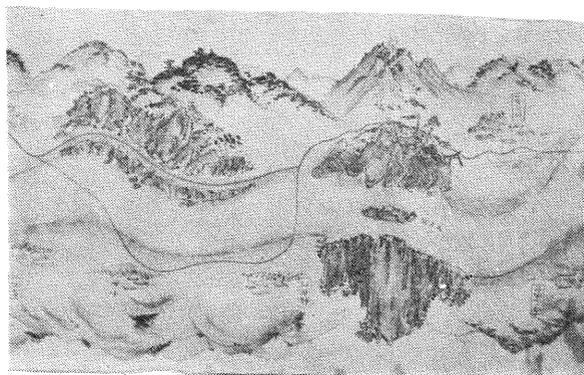
（『新編甲州古文書』第二卷）

次の西島区蔵村方文書は、さらにこの間の事情を詳述しており、
西島・楠甫・箱原三か村組合の船頭屋敷による、伝馬継立ての状況
をうかがいしることが出来る。

乍_レ恐付_ニ御尋_ニ奉_リ申上_ニ候

（西島区蔵・訳文）

当御代官所甲州八代郡楠甫村、巨摩郡箱原村・西島村三ヶ村組合ニ
ヨル富士川通り御通船ノ儀ハ、前々御公儀様御入用（公費）ニテ馬
渡（伝馬）船ヲ式艘御造立、御修覆（復）仰セ付ケラレ、右ハ元龜
二（一五七一）年ヨリ船頭屋敷ヲ右三ヶ村エ御免許下シ置カレ、其
ノタメ箱原村・楠甫村ニ御墨附ヲ頂戴奉リ、其ノ後尚又天正十（一



安政4年富士川難船場絵図のうち天神ヶ滝と両越の渡
（青柳・小河内氏蔵）

五八二）午年御墨
印ヲ頂戴奉リ、船
頭屋敷御免許ノ儀
ハ慶長七年ノ御
水帳（検水帳）ニ
御免許之有ルニ付
キ、先規ノ通り御
免許下シ置カレ候
趣キ、延宝六（一
六七八）午年御水
帳ニ之有リ其ノ
上、役高御引方
（減税）下シ置カ
レ候程ノ御儀ニ付
キ、格別ノ御由緒
ヲ以テ古来ヨリ御
入用下シ置カレ御
依テ別紙往古ヨリ

造立御修覆共仰セ付ケラレ候儀相違御座無ク候、

ノ証拠書物ヲ御免シ入レ奉リ候間、仕来リ通り御修復ニ入用（公費）下シ置カレ度ク願上ゲ奉リ候、最モ右ノ外古キ書物数多ク有ル可ク御座候儀ニハ候エドモ、類焼又ハ村役人交代ノ度ニ散乱仕リ、急速ニ見当リ兼候儀ニ御座候、此ノ段書付ケラ以テ恐レ年ヲ申上ゲ奉リ候、以上
（一八五〇年）

嘉永三戊戌十月廿四日

甲州巨摩郡西島村

箱原村

右当村代兼 八代郡楠甫村

名 主 良 左 衛 門

荒井清兵衛様 市川御役所

古書物差上ゲ候控

享保十九（一七三四）年寅四月 御修復出来形帳面下書

宝曆二（一七五二）年目論見帳写 楠甫 良左衛門所持有之

同 四（一七五四）年 同断写

同 十（一七六〇）年 同断写 箱原 久右衛門所持有之

其 外

宝曆以来書物数多ク差上ゲ候処、残ラズ御奉行様へ奉入披見候、

楠甫村 恒八 七十八才写シ継ギ候

以上の文書に明らかのように、兩越の渡しは江戸時代以前の元龜初年に伝馬継ぎ立て舟役として、公費による舟二艘（各渡し一）の新造がなされ、西島・楠甫・箱原の三か村組合による船頭屋敷によって運漕されていた。船頭は諸役免税の恩典を与えられ、舟は四年めぐりに修繕し、九年めぐりに新造された。西島村の場合船守は三

人で楠甫村と半月交替で勤めた。

（三）箱原・西島間の新道

国志に「十数町ナラズシテ二ヶ所ノ渡場アリ、煩ハシキニヨリ貞享年中（一六八四―一七八七）岩腹ヲ鑿リ徒行路ヲ通ズ」とあるように、兩越の渡しが開設されて百数十年後に、西岸の断崖を切り棧橋を掛けて新道切通し道が作られ、以後は鰍沢から直接切石・八日市場へ継ぐことになった。ただし新道は徒行路ゆえ馬一匹を人足八人替えて荷継ぎしたのであり、駿府目付の御巡見や大通行の馬利用の場合は、旧規の如く大事をとって岩間宿に通過し、駿府目付の巡見等は後章でふれる人馬先触れを見ても下りの場合は、鰍沢から下山・大野まで舟運の利用がほとんどであった。

この新道切通しについても次掲の西島区村方文書によると、寛文六（一六六六）年、つまり貞享年間より二〇年ほど前、兩宮重兵衛という代官役人が万沢からの帰途、富士川増水のため渡船ができず、西島に滞留したことを契機に、公費で新道の開削を命じたものとしてゐる。もともと宝曆一〇（一七六〇）年の村差出帳によれば九六年前（寛文四年）とあり、二年の開きがあるがこれは誤算である。岩間村誌や国志によれば、岩間代官所の廃止は天和二（一六八二）年とあり、それ以前の寛文年間新道が開削されたことによつて脇往還となつたため、岩間代官所が廃止されたと考えたい。

年々恐レ以テ書付テ奉リ願上ゲ候

（西島区蔵・訳文）

巨摩郡西島・箱原両村ノ儀ハ信州ヨリ駿州並ビニ甲府エノ往還筋ニ之有リ西島村宇岩崎・箱原村戸坂ト申ス所ニテ、富士川渡船之在

リ右ノ脇道ノ義ハ満水又ハ夜中ニ弁利ノ為、往古ハ両村地内ノ極ク
 險阻ノ場所ヲ切開キ通路ニ仕り候処、寛文六年甲府宰相綱重様
 (徳川家光ノ二男・徳川綱重デ甲斐国領主) 御城代、雨宮重兵衛様國
 境迄御越遊バサレ御帰府ノ節、西島村ニ御止宿ノ砌り出水ニテ渡船
 差支エ、外ニ通路之無キ哉ノ旨御尋ネニ付キ、右ノ道御案内申シ上
 ゲ御通行遊バサレ道筋ヲ巨細(委細)ニ御見分ノ上、直チニ御入用
 (公費) 下シ置カレ候間、堅岩ヲ切下ゲ切広ゲ棚道・投渡橋等丈夫
 ニ出来、有難ク通行仕り候、

其ノ後御当代ノ節ハ度ビ度ビ御入用ヲ以テ御修覆仰セ付ケラレ候
 申シ伝エニ御座候、勿論両村ニテ年々砂払ヒ橋懸ケ替エ、大雨雪等
 ニハ人足差出シ道造り仕り、出水又ハ夜中ノ御用等差支エ無ク相動
 メ罷リ在り候所、年曆相立チ大破ニ及ビ候故、安永(一七七二)一八
 ○) 年中心願ノ者之有リ、私共両村エ岩切、砂払等手伝致シ呉候エ
 ドモ、山崩レ等ニテ通行相成リ難ク文化一〇(一八一三)年隣村駅宿
 切石村名主佐兵衛ノ世話ヲ以テ、西河内領村々助力致シ呉レ、岩切
 ・棚道・投渡橋等夫々修覆仕り候エドモ、連々ニ(ひきつづき) 大
 雨雪等ニテ破損仕り、別ケテモ当年ノ儀ハ程度ノ大雨ニテ山崩レ道
 橋大破シ極ク難場ニ相成リ、御伝馬並ビニ向々ノ御役所エ通行ノ村
 々御用等ニ差支エニ相成リ、難渋ノ旨度々掛合ヒ御座候エドモ、両
 村ノ自力ニ及ビ難キハ必至ト当惑相歎キ罷リ在り候、前段申上ゲ奉
 リ候通り兩越舟場ノ向キ差支エ候節ハ、急ギノ御用等ニテ通行仕り
 候道筋ハ外ニ御座無ク候エバ、実ニ捨テ置キ難キ場所ニ付キ、恐レ
 願ハザルノ是非ナク別紙簡所附帳ヲ以テ願上ゲ奏り候間、何卒厚キ
 御仁恵ヲ以テ御見分遊バサレ、願ノ通り御入用御普請(公費工事)

仰セ付ケ下シ置カレ度ク奉ゲテ願上ゲ奏り候 以上

(一八三五)
 天保六年八月

巨摩郡西島村

同郡箱原村

名主	弥右衛門	名主	佐重郎
長百姓	藤三郎	長百姓	万兵衛
牧	藏	治郎左衛門	
新兵衛		五兵衛	
和兵衛		百姓代	常藏
平三郎		文	助
百姓代	庄左衛門		
	惣三郎		

市川御役所

前書ノ通り西島・箱原両村ニテ御歎訴奉り候場所ニ付、満水ノ節
 ハ勿論夜中急ノ御用仰セ付ケラレ候時ニ右場所通行仕り御相勤メ罷
 リ在り候エドモ、近年通路差支エ難儀仕り候ニ付キ、西島・箱原両
 村ニ度々掛合候エドモ自力ニ及ビ難ク申シ候ニ付キ、一統(一同)
 当惑仕り罷リ在り候処、来春ノ餘時(余暇)ニ御普請仰付ケラレ可
 キ趣ニ承知奉り候間、何卒厚キ御仁恵ヲ以テ西島・箱原両村ノ願上
 ゲ奉り候通り、御普請仰付ケ下シ置カレ度ク私共村々一同願上ゲ奉
 り候、以上

巨摩郡鯉沢村

八日市場村

名主	長蔵	名主	増五郎
長百姓	喜平次	長百姓	牧平
百姓代	弥平太	百姓代	桑八

切石村

手打沢村

名主 茂市

長百姓 与八

長百姓 佐兵衛

寺沢村

平須村

大塩村

名主 佐五右衛門

名主 定右衛門

久成村

三ヶ村代兼江尻窪村

名主 半左衛門

長百姓 佐兵衛

夜子沢村

飯富村

長百姓 弥惣兵衛

名主 栄兵衛

矢細工村

伊沼村

名主 次郎右衛門

名主 佐次郎

中山村

早川入拾八ヶ村惣代塩ノ上村

名主 伊左衛門

名主 七兵衛

御代官山口鉄五郎様

市川御役所御普請御掛^{カカリ} 御役人中様

右ノ通り願上ゲ奉リ候処、餘時御普請ニ之無キ候ニ付、追テ川々

御普請ノ節ニ御願ヒ出可キ旨仰セ渡サレ、来春ハ御定式ニ御願ヒ申

シ間敷キ旨請書^{ウケモノ}（承諾書）差上ゲ申シ候

新道改修嘆願書は川内上領（早川以北）諸村挙げてのものであった

が、翌春の着工は許可にならず、翌七年一〇月再度同文願書が出さ

れている。時あたかも天保の大水害時であり、加えて数年続きの飢

饉の御救普請の性格をも含んだ嘆願書であるが、新道開削以後も安

永・文化と幾度かの改修工事が行なわれており、江戸後期の天保に
至っても兩越の渡しが併用されていることがよみとれるのである。

四 安政の大地震と日下り道

箱原・西島間の切通し道と共に難所であったのが切石・八日市場
間の「日下り」の切通し道である。文久元（一八六一）年の切石村
明細帳（切石・天野晃蔵）には、

「富士川・寺沢川・夜子沢川通り其ノ外往還字日下り岩切込ミ共數
ヶ所御普請ニテ、殊ニ駿州ヨリ信州迄ノ往還繼立テ宿場ニ付キ難
仕り候」とあり、また明治四年辛未五月一三日の明細帳には、

駿州往還通り字日下り

一、道路長サ五拾間通り 巾九尺 岩切壱ヶ所御普請所

御入用（公費）

慶応三卯年より当未迄五ヶ年分

一、米壱石式斗三勺 金貳拾五兩三分 永六百四拾三文四分

此 訳 「永」永楽銭の略で擬制通貨）

卯年 米壱石七升七合八勺 御入用金拾六兩壹分 永百貳拾壱文

同年 岩切御普請 米壱斗式斗式合五勺 御入用 金壱兩壹分 永貳百貳拾五文三分

辰休年

巳年 金八兩壹分 永貳百九拾七文 同断

午休年

未休年

右之通り御座候 以上

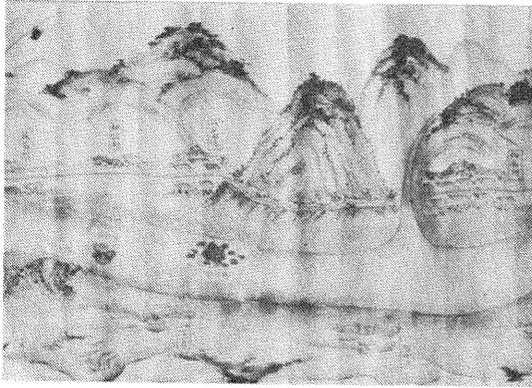
(明治四年)
辛未五月十二日

右村 名主 遠藤丈右衛門 ㊦

長百姓 矢崎 圭藏 ㊦

甲府御役所 百姓代 依田半右衛門 ㊦

とあるように、江戸時代を通じて幅九尺の岩切り工事が定式普請として継続されている。特に大工事であったのは、安政の大地震による大崩壊である。安政元(一八五四)年一月四日東海道一带



安政4年・日下り道絵図(青柳・小河内氏蔵)

におこった大地震は、大被害をもたらした。青柳河岸御米詰蔵の崩壊や、本町の平須村の家屋半壊一五戸に御救金一両あてご拝借の記録(平須・神宮寺修蔵) 早川往還の崩壊(中山区)、古長谷村常岳寺の崩壊、矢細工村の井戸水の枯水等の記録も残されている。時あたかも幕府は

内憂外患により政治の方針も定まらず、世の中は不安動揺におそわれていた時であり、「泰平の世をたいへんにゆりかえし上もゆらゆら下もゆらゆら」などという狂歌もあらわれた。

日下り道大崩落の道普請の状況を安政二年文書にみてみよう。

「駿州往還字日下り道は定式御普請所であるが去る寅(安政元)十一月四日大地震にて岩崩・山崩いたし、その節御普請御役人が数度御見分なされたが、地元夜子沢村より替道(大子山回り)に致したき趣を願出たため御普請は延年になった。しかし右の替道は道距凡そ二十町余もちがひ、私共四ヶ村(切石・八日市場・寺沢・伊沼)は勿論、往來の旅人一同難渋の事故、御普請役人様へ御願申上げた処、早速御聞濟下され一人立ち道を右四ヶ村の最寄人足で通行できるように仰渡され道明けしたが、去る七・八月の度々の大雨・大水で再び大破し、右四ヶ村は勿論二ヶ村の郡中惣代飯富村・弥市右衛門、古長谷村・清十郎一同御役人様へ書面で歎願した処、損害箇所附帳をしたため来春より定式御普請に指定されるよう手続方仰せ渡され、今般書面を以て御願立申上候」(切石区蔵)

その結果、来春より再び新道工事が着工される運びとなった。

(五) 早川渡し

河内路の最大の難所であり、また国にもきこえた名所に早川の横渡し舟がある。身延参詣の信者の道中日記も数多く、それぞれに早川を渡るには悲壮な決意を迫られたようである。

江戸の清水浜臣の身延詣での紀行文(『甲斐資料集成』)から當時のようすをみよう。



日下り道の災害（昭和10年9月の台風）

づつ立ちて、此繩を取り持ちて引き緩むる、即ち舟川下へ帰る事一町ばかり、中には舟人二人棹させども、浪の勢強くして棹さしあへず、岸なる四人引き付くるに、滝浪の落しかかる様、恐ろしとも恐ろし、おのれ此処彼処の旅ありきして、数多の早瀬渡り見しかども、かかるばかりなるは見し事もなく渡りし事もなし、市川の懸司へ要の事有りて行きしなりといひしかば渡し守等心の限りいそしみたるだにかくこそはあれ、大方の旅人如何に渡り悩むらんかし、とかくして向の岸へ引つけぬ、嬉しき云わん方なし、舟路も此川の落

「下山の宿の北に早川という流あり、二瀬に分れたり、一瀬は人の肩を頼みて渡りぬ、渡瀬は流の烈しきとへんに物なし、唯白浪のたぎり落つるばかりにて、水のいろを見て、川原の此方彼方水烟り霧り合ひて袖を湿す、舟の舳に太き麻繩を二筋づつ結びつけ、川向ひに二人

口の水さきに屏風岩と云ふ有りて、この瀬いと恐しとぞ、未（后二時）のさかりに身延山に到り着きぬ」と。

今は早川の上流で発電に取水し平時の水量はさほどでないが、当時は『甲水源委』（文化二・岸汝裕著）が甲斐一円の大小河川二七二流についてその流域を漢文体に記述した中で、早川を、

「河身三十餘里、甲水之高峻湍悍、以是河為冠」と認めたっており、甲州一のあばれ川々であった。

江戸の国学者・黒川春村が、嘉永年間に県内を歩いた折の『並山日記』巻九において、やはり早川の渡しにふれている。

「さて切石・八日市場などいふうまやをすぐれば早川といふいみじき渡りあり。水上はなだたる白根嶽よりいでて、七面山のおくのかたよりめぐり来る大川なるが、ここにてふじ川に落あふなりけり。かの雨畑とてよき硯の出づるところもこの川上の谷はざまなりとぞ、川原二十町ばかりありて、いく瀬にも流れくれば、或はふるふふるふかちよりわたり、或ひは川越しといふもの肩にかかりて、いまや波の底に打ちはめらるるとおそるおそるわたりゆくに、殊に広瀬のたぎちゆくあり。船には大つなを二筋ゆひ添へ左右の岸に人あまた立をりて、この綱をきと捕へて力をきはめ引わたす岩波高くみなぎりおつれば沖中におしながされつつあるや、覆へるかと思ふ計りに波のおと高く船ゆらめきて目もくれたましひも、きこえこちするを、辛うじて南の岸に曳き寄す。もし此の綱の切れたら

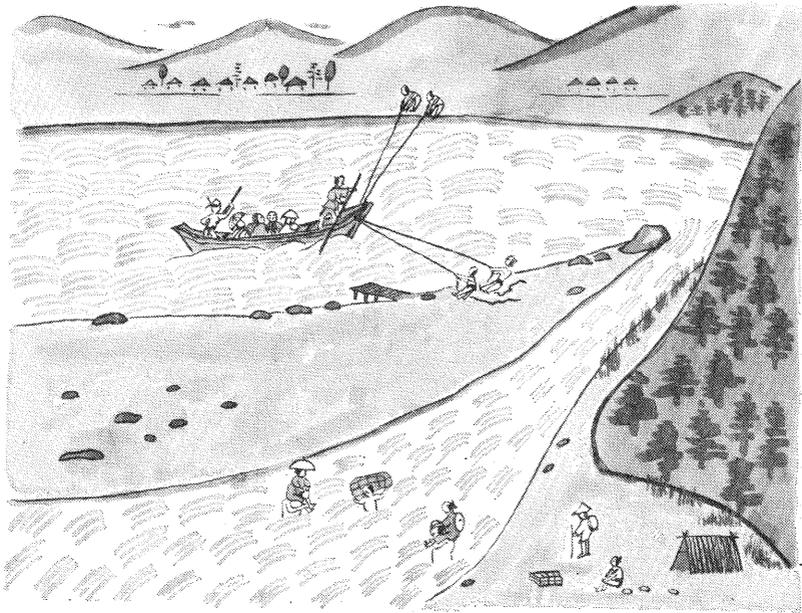
むには、たちまちに船くだけでわが身は泡とも消えなまじと思ふに、命いきたらむ心地せられぬ。渡りはて、吐息つきつき遠ちこちを眺め渡すに、富士川の東の岸は巖とも高く長く添ひ延びて、いこと様に立ちつづきたり。これなむかねて伝へ聞し屏風岩といふところなるべき。」

とあり、この船を「早川の横渡し」といった。

霞江庵翠風の『甲州道中記』は「河原の中一里有、常水は川中三十間斗なり」とあり、昔は河原幅一里もあったという。もつとも並山日記は二〇町（二・二ギ畝）としているが、諸文献や古絵図を参照するとき、昔の早川の川筋はさらに北辺をも洗い屏風岩に直につきあたる形で富士川に落ち合っていたもののように、飯富・下山新田の護岸工事で現在のようにせばめられたと思われる。常水は川中三〇間（五五畝）とあるが、享保二〇年の差出明細帳には「早川巾五拾間余（九一畝）」とあり、時代によって瀬も変わり川幅の変動もあったわけであろう。現在は下山の上沢と飯富の間に新道がつくれ、長さ五五七畝の県下一の「新早川橋」の完成を見た。

このように早川は無類のあばれ川とあって、渡船のないころは川止めは毎度のことであつたらう。せっかく御祖師さまの近くにきながらと身延詣での旅客も残念に思ったに違いない。かくして川越しのできぬまま引き返す人たちのため、早川の横渡しは開かれたものである。国志は山川部・早川の項で、

「飯富ノ渡シ元来歩涉リナリシガ夏秋ノ間旅客多ク水漲ヲ患ヘ



早川の横渡し舟

又身延山ノ香客渉ルコトヲ得ズシテ空シク還ルコトアル故ニ発願ノ人アリテ身延山ヨリ材ヲ採リテ渡シ船ヲ造リ國中ノ香客ニ募リテ錢ヲ集メ舟子ノ給トナシ錢ヲ出ス者ニハ券を与ヘテ往來ノ験トス、是レヲ無賃札ト云フ、冬春ハ橋ヲ架ス、飯富、下山兩村其ノ事ヲ司ドル

と記している。享保二〇年・飯富村差出明細帳には、

一、早川常船老艘但し長さ七間半・横巻間

右は六十年以前とり年(寛文九・一六六九年)身延山久遠寺より右の船罷り入れ置き橋落ち申し候得者船渡し仕り候、船頭の儀は当村より式人、下山より式人出合申し候、船頭扶持米(俵米)も久遠寺より罷り下し候。船木並びに破損(修理)之義茂久遠寺より下され候、当村船頭式人は村役除き置き申し候、船ちん之義は水かさによ里五文より拾式文迄船頭受取り申し候

とある。早川渡船のおこりはこの二資料や、また次の古文書(県立図書館蔵)からも明らかのように、寛文九年(およそ三百年前)祐慶法意なる人の本願によって、身延詣でのために國中千人の信徒の協力を得て集まった浄財金五〇両で、田地を買って身延山へ寄進し、その収獲粃二四俵を船頭四人(一人六俵)の俵米とし、また渡し舟の維持修繕費として六俵を毎年これにあて、舟材は身延山本院がまかない造船したのがその起りである。

次の文書は、渡船の請役となつた飯富・下山二か村から、身延山本院にさし出した一札である。

早川渡船一札指上申事 (県立図書館蔵・訳文)

一、身延御本院並ニ寺中門前ノ荷物共に運賃無く渡ス可ク申シ候事

一、御公用人衆モ右同前

一、札持衆モ右同前

一、札ヲ持タザル衆人ノ運賃ハ、船頭式人ヲ越エル時ハ六錢宛、

四人ヲ越エル時ハ拾式錢宛相定メ申シ候事

一、本荷物老駄ノ運賃ハ、人式人宛ノ積ニ相定メ申ス事

右ハ身延參詣ノ為、祐慶法意ノ本願ニテ早川不憲ノ渡シニ於テ千人一緒ノ助候金子五拾兩ヲ以テ田地ヲ買ヒ御山(身延山)エ指上ゲ申サレ候、彼ノ加地子(公田貸与税)粃式拾四俵ヲ舟頭四人ノ御扶持方下サレ候、船ノ入用(出費)ニ六俵宛毎年下サレ候上ハ、右相定メ申シ候通り、往還ノ衆ヲ違ヒ無く船渡サセ申ス可ク候、若シ右定メ外ノ迷惑ノ儀候ハバ、此ノ連判之者急度(嚴重ニ)穿整(取調ベ)ヲ遂ゲ申シ付ケ可ク候、後日ノ為一札仍テ件ノ如シ

(一六六九)
寛文九年西十月八日

飯富村 市川 源左衛門

土橋 弥兵衛

佐野 九兵衛

若尾 忽右衛門

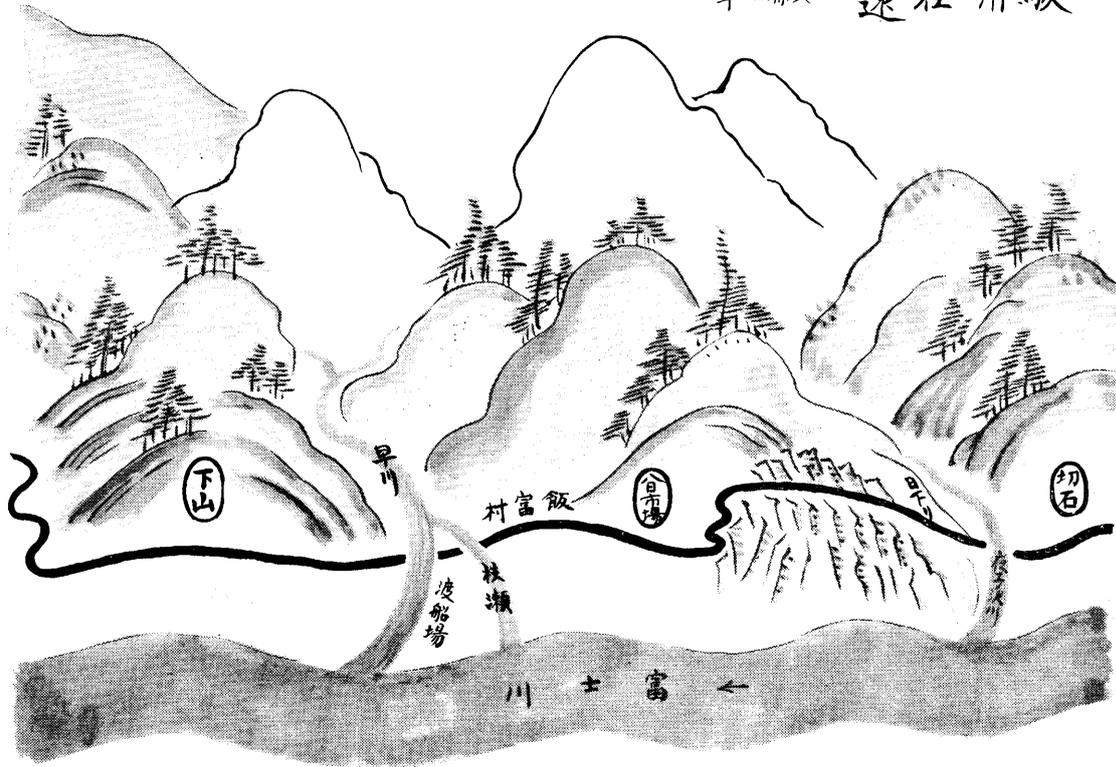
市川 弥右衛門

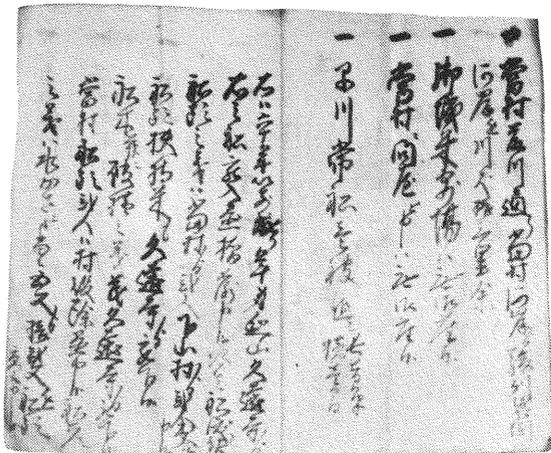
古屋 六之丞

下山村 松木 九左衛門

古屋 庄左衛門

天保七年 駿州往還





飯富村差出明細帳のうち、早川渡船の項

石川 五郎兵衛
 渡辺 作兵衛
 松木 重左衛門
 黒崎 又左衛門
 佐野 藤左衛門
 保坂 八右衛門
 佐野 惣兵衛
 松木 八兵衛

右ハ身延山本院様へ指上ゲ成リ候御手形髓カニ拝見シ書之条々御請
 合仕ル可ク、船越シ預リ申シ候上ハ少シモ御手形之趣相背キ申ス間
 敷ク候、就テハ夫ノ郷中ヨリ小伝馬ゴトマ(宿次役)御引キ下サレ候上ハ
 少シモ不作法成ル儀仕リ間敷ク候、若シ定ノ通り相背キ申候ハ御セ
 ンギノ上如何様ノ義仰付ケラレ候共、御ウラミ申ス間敷ク候、後日
 ノ為手形仍テ件ノ如シ

寛文九年酉巳十月廿七日

主 頭 黒 兵 衛 ㊦
 五人組出頭人 次郎左衛門 ㊦
 主 頭 喜左衛門 ㊦
 五人組之一人 六 兵 衛 ㊦

つまり身延山本院を始め門前寺院の僧侶やその荷物、および幕府
 の公用者、それに舟運開設に助力した寄進者はすべて無賃で渡し、
 一般利用者については規定に基づく相應の舟賃を受け取ることに
 し、また伝馬デンマ継立ての村役もさし引かれたことでもあり、この手形
 を固く守り不法の儀のないようにするという請け証文である。

こうして早川の渡船は始められたが、その後、無賃札が濫用され
 たので、二年後の正徳元年に飯富の古屋弥次右衛門が本院へ赴き無
 賃札の改め替え、つまり再発行を願ひ出るのである。(文政一三・
 早川船渡勤方の儀返答書・古屋保氏蔵)その時の協議を機に事後鑑
 札の有無にかかわらず、諸国からの参詣人については、年四回の大
 会に限り無賃で引き受け、その功績によって当村本成寺は永代にわ
 たり聖人しようにんせき跡の寺格を許されることになる。

つぎの感状は、その際身延山本院より飯富・古屋弥次右衛門に渡されたものである（県立図書館蔵）。弥次右衛門は富士川舟運中興の祖ともいふべき功労者であるが、また当時本城寺の世話人であり、早川渡船にあたり指導的役割を果たした人でもある。

自今已後ハ永代毎年正月・六月・十月・十一月ノ大会ノ節、諸國ノ身延山參詣ノ諸人ノ早川船越ヲ遲滞無ク渡ス可キノ旨、甲州飯富村・飯富山本成寺ノ寺壇堅ク之ヲ領リ受ケ、其ノ証状ヲ捧グニ於テ、本山其ノ功ニ感動セシ故、衆評ヲ遂ゲ今後永代聖跡ヲ許容シ、第十一世妙経院日冠聖人ト稱シテ宜シキ也、船渡シノ儀永ニ怠慢有ル可カラズ、依テ補任斯クノ如シ

(一七七七)
正徳元辛卯年十二月三日

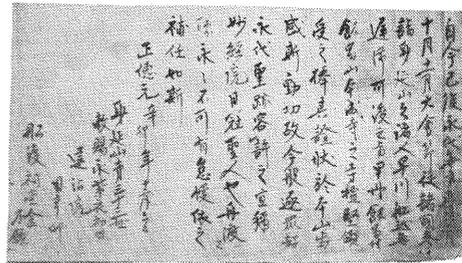
身延山第三十三世 勅賜永紫衣初祖 遠活院日享 印

船渡祠堂舎 (指導者) 本願 飯富村住人 古屋弥次右衛門

早川渡船は飯富・下山の二か村が受け持ち、両村より二人あて出て、出水の場合の増員、その他の諸事さい配は飯富村が担当し、そのため諸役引きの特典を与えられた。その後、文政一三（一八三〇）年、市川代官野村彦右衛門支配の時、改めて渡船並びに川越し賃が規定された。

川越し賃は、水深一尺から以下五寸ごとに四段階に、船賃は船頭および引綱人夫の所要人数により五段階にわけている。

次はその請け証文である。



身延參詣人無賃渡し感状（県立図書館蔵）

差上げ申ス御請証文之事（飯富 古屋保蔵・訳文）

甲州巨摩郡飯富村地内早川渡船並ビニ川越シ人足賃錢ノ儀、先ノ御支配林金五郎様ニテ御取り調べノ上御伺イ成シテ下サレ候処、此ノ度ビ御下知相濟リ候ニ付キ左ノ通り仰セ渡サレ候

川越人足賃 但シ枝瀬幾筋ニ相成リ候共賃錢ハ同斷
水深壹尺程 人足壹人ニ付キ、賃錢八文

但シ水勢至テ急流ニ付キ、旅人壹人ニ付キ人足手引共貳人掛リ同式尺五寸 同
拾文

但シ右同斷 同式尺程 同
拾貳文

但シ右同斷 同式尺五寸 同
拾六文

但シ右同斷ニテ兩川ニモ相成ル可キ前ニ付キ、旅人壹人ニ付キ人足左右手引共三人掛リ
渡船賃 但シ御用通り並ビニ帯刀イタシ候者共ノ外、出家

第四章 江戸時代

ノ分荷物共無賃ノ積ツモリ

船式人掛リ 但シ旅人老人ニ付キ鑑拾文、本馬耆駄ハ鑑式拾文、
 軽尻耆駄ハ鑑拾五文、但シ前ト同ジ川ノ謂レニテ船頭老人宛式
 人掛リ引綱ヲ以テ左右エ両一人掛リ

同三人掛リ 但シ同鑑拾三文、同鑑式拾六文、同鑑拾九文

同五人掛リ 但シ右同断綱引式人棹取老人共三人掛リ

同五人掛リ 但シ同鑑拾九文、同鑑三拾八文、同鑑式拾七文

同五人掛リ 但シ右同断、綱引式人宛四人、棹取老人共五人掛リ

同六人掛リ 但シ同鑑式拾五文、同鑑四拾四文、同鑑三拾五文

同八人掛リ 但シ右同断、綱引式人宛四人、棹取式人共六人掛リ

同八人掛リ 但シ同鑑式拾八文、同鑑五拾六文、同鑑三拾九文

但シ右同断、綱引三人宛六人、棹取式人共八人掛リ

但シ枝瀬相立ツ川越場之有リ候内ハ、本瀬ノ水嵩減シ候儀ニ付キ
 前書賃銭ニ都テ旅人者四文劣リ、本馬ハ八文劣リ、軽尻ハ五文劣リ

ノ積リ

右ノ通りヲ以テ旅人ヨリ之ヲ受取ル可ク、以来村役人日々渡船場
 エ罷リ出テ越立方ノ等閑之無キ様差配イタシ、旅人ニ迷惑及バザル

様取締リ方仕ル可キ旨仰渡サレ承知畏ミ奉リ候。

若シ船頭共ノ儀心得違仕リ旅人エ対シ越立方ニ付キ、ガサツ（乱

暴）不法ノ儀之罷リ有リ、又ハネダリケ間敷キ義等御聞キ及ビ候ハ

バ、当人共ハ勿論村役人迄何様ノ御科ニモ仰セ付ケラレ可ク候。依

テ御請証文差シ上ゲ申ス処件ノ如シ

（一八三〇）

文政十三年寅年壬三月

野村彦右衛門様 御役所
 (市川代官)



甲州巨摩郡飯富村

百姓代 太郎 左衛門
 長百姓 五郎 兵衛
 名主 源 六

早川渡船川越人足賃定書（飯富・古屋保氏蔵）

文中の本馬とは、一駄四〇貫までの積み荷をいい、軽尻は荷物二〇貫まで、または一人に荷物五貫目までをいった。人足は荷物五貫めまでが一人足、人足二人は馬一匹に扱った。

舟賃は下領

（下山以南一九

か村）へ通行の

者は飯富村で受

け取り、上領（飯富以北三九か村）へ通行の者は下山村で受け取り

け取り、上領（飯富以北三九か村）へ通行の者は下山村で受け取り、日毎勘定で両村船頭に割り振られた。

しかし、渡船、川越し人足賃の規定がいつの時代も順調に解決されていたわけではなく、実際は川越し役二か村と、近村および旅客との利害が伴わず、船賃をめぐる出入も繰り返されている。

触れ書が出されて六年後の天保七年三月付けの江戸奉行所御裁許文「渡船一件御請書写」（飯富・古屋保蔵）によれば、往古よりのしきたりとして冬場の早川掛け橋の際、伊沼・八日市場二か村は、人足六〇人余あてさし出していたところから、渡船、川越しは無賃で通行していたが、その後人足の不足等のもつれから出入におよび、事後架橋人足は飯富で担当し、伊沼・八日市場村は御定賃銭分として荒麦六斗入り六俵ずつを毎年六月にさし出すことで落着いている。

また天保七年四月に、飯富村が枝瀬川越し賃を旅人一人まえ百文および渡船賃二八文あて受け取った事について、代官所より、

「文政十三年中の御定め仰せ渡され有り候処、右はいずれの心得罷り在り候哉」と、飯富村に御札文書ただしが出されている。これに対する飯富村の陳述書の内容をみると、

「文政十三年より本年までは度々の大水で瀬筋が狂い定まらず、本瀬の北方に式筋、南方に式筋、計四筋もでき、その上早川は他の川と違い甚しく荒川のため、なるたけ浅瀬の場所を見立てて川越しするわけだが、そのため距離が遙かに隔たり川瀬毎に人足が詰め合わせて居なければ往來に支障があるため、手配の人足が数多くかかり殊の外難渋したので、恐縮だが定め賃銭は川筋一本分に勘定し、四筋分を総掛けして旅人一人当たり百文宛請け取り（規定は枝瀬が

幾筋になっても御定賃銀）且又、渡船八人掛り賃銭は、枝瀬が方々にある場合は、本瀬もそれだけ水量が少ない道理故、吾人前式拾八文の内四文引いて式拾四文請け取るべき定めのところ、ふと心得違ひして式拾八文ずつ請け取ってしまったことは誠に申上げようもなく、以後は決してこのような心得違ひは致さないが、しかし前書の通り大変難場で人足が多勢かかり難儀し歎いているのが実情で、今後は右の見当の賃銭を受取って滞りなく川越しできるよう格別の御憐愍の沙汰を願ひ上げ奉る」

旨の請願がなされている。時あたかも天保飢饉時、数年にわたる冷雨は早川のあばれ川を狂わし、瀬筋も四本に広がり、しかも米価はうなぎのぼりの値上りとなり、文政一三年の御定め賃銭ではとうてい引き合わなくなった世情が背景にあったの出入と思われる。

このようにはっきり増し銭をとらないまでも、暗黙のうちに旅行者が酒・たばこ代の心づけをしないうちは支障なく川越しできなかつたことが、同類出入文書にうかがわれ、早川渡しは川越し役にとっても旅人にとっても大きな負担になってきたことが推察される。

武家・公用者・出家の人荷はすべて無賃のため、そのぶんを一般旅客で補てんする以外にない経済状態に至りながら、船賃の増額は据え置かれたところに、こうした出入も後を絶たなかつた。

冬場は、毎年一〇月より翌年三月までの五か月間、仮橋を掛けて通行する習わしであった。架橋のしきたりも時代によって若干の変遷がある。享保二〇（一七三五）年の村明細帳では、「早川橋一本、但し長さ八間、巾一尺六寸、丈一尺二寸、右橋木並びに橋架け費用

は、川内上領三十九村の村高負担で、工事は伊沼・八日市場・切石三か村の人足助合すけあひで毎年十月八日に架橋しているが、文化一三（一八一六）年の文書（古屋保蔵）によれば、「橋一本は上領、一本は下領で橋木代、諸掛りは村高分担で、一本の長さは八間四尺、巾一尺四寸、厚さ老尺二寸、」とあり、粟倉村の御林木を下付され、伐採運搬の人足代は上・下領共村高割合で出銀したが、その後飯富・下山兩村で甲金五両あてで請け負って準備するようになり、天保七年以来は架橋工事自体も飯富・下山兩村で請け負うようになった。

また、明治五年の「早川橋示談書」によれば、上領三八か村は橋木代を、下領一九か村は架橋人足代をそれぞれ村高割りで分担し、そのかわり渡橋は無賃とし、工事は地元飯富・下山兩宿が請け負っている。また明治になって地元飯富村だけで架橋工事いっさいを請け負い、そのかわり橋銭を貰いうける旨の市川代官所の許可を得たのに対し、旧規存続の請願文を出した上・下領各村との内済示談書ないさいだんが次のものである。

（切石 天野晃・寺沢 河西義一蔵）

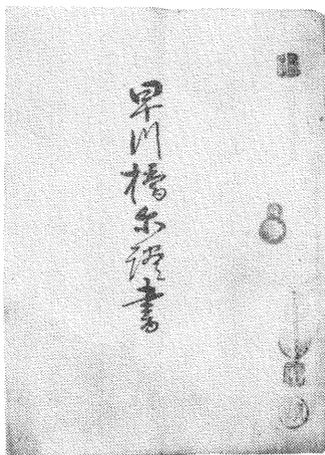
早川橋示談書 明治五年

一、西川内領上領の村々は、橋木代金のみ従来の通り以後も出金いたし候村方は、橋の之有るうちは橋銭なく通行致すべき事、
 一、橋掛渡しは、毎年十月八日より翌年三月下旬迄は、出水にて橋落ち候とも減水次第何か度も掛け渡す可く、尤も其の節に至り保ち次第そのまま何か月迄も差し置き申すべき事、

一、橋木代は上領は従前の通り入札を以て請負いたし、木品相求め三か村立会の上代金の割合致し、村毎に出銀相添え廻村し地元村え相届け可く候筈、下領はしきたりの通り人夫の賃銀を各村に割合わりあひい、出銀相添え是れ又順村に附廻ついでし地元村え相届け可く候事

（六）早川入り往還

早川入り諸村と河内路を連絡することは、政治上からも地域の生活上からも欠かせず、いわゆる早川入り往還は江戸時代の早川入り



早川橋示談書

時の宿場の面影を残し、往時の馬の背に、背負子せういこに往還の盛んだったようすを古老は懐しげに語ってくれる。中山から江尻窪を経て道は新金嶺あらかねりゅうげを越えて笹走に至るが、これからが早川入り一八か村で、塩の上から京が島にいたるあたりは四八曲がりといわれた羊腸の坂道であった。京が島から草塩・早川・大原野を経て新倉から湯島に通じていた。東岸から西岸には数えて一一橋あったと国志にある

への表交通路であった。切石を表玄関として夜子沢から間遠峠をこえ、中山に至り、中山はその中心地であり、まも道路に沿う屋なみは当

が、丸太木の投渡橋か、危険なつり橋であった。

明治以降の物資の交流は早川入りからはまゆ・みつまた・小豆・大豆などが搬出され、搬入されたものは、おもに菓子・塩・魚・米等で、背負いの量は軽くて五貫、たいてい八貫位で、はきものはわらじで一往復に二足は必要であったという。交易は物々交換ということだけでなく「手ぶらで行くもの」という主として買い出しが目的で



早川入り往還、中山宿

あり、夜中に出かけ夜明けごろ切石宿・飯富宿に着き、店があくの待って買入れ引き返したという(都川の古老の話)。明治七年、切石局から草塩、明治一四年には湯島まで郵便路線が確立され、官道的な性格をもっていた。

現在は早川橋右岸道路が表交通路とされているが、これは東京電力が大正一〇年樽坪発電所の建設にあたり、資材運搬用のトロッキ軌道として開削したのが始まりで、大正一四年の新倉発電所工事で

新倉まで延長された。一般がこの軌道を利用できたのは昭和九年からで、軌道組合の設立によりトロッキ九台をもって運行されたのがその始まりである。早川橋・新倉間にバス乗り入れが実現したのは昭和一五年で、当時は一五人乗りの木炭車であった。

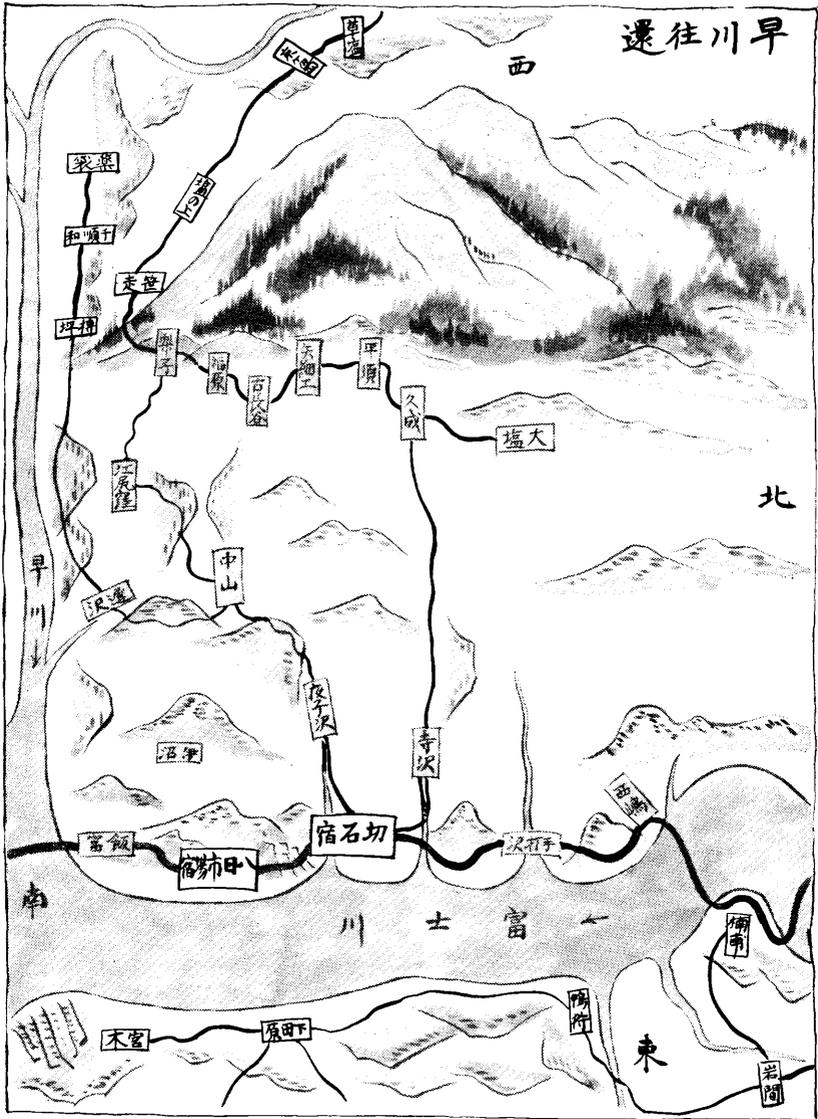
現在の三ツ石から遅沢を経て中山に通ずる道路にしても、地元出身野勝陳稟議の努力により開かれたもので、それ以前は国志にもある「突岩上を驚足でわたる」険しい道であった。

早川入り往還の場合、駿州往還にもまして岩切り・棚道・投渡橋



早川入り往還の馬荷(昭和初期)

等、道普請は沿道各村の大きな負担であった。後節の助郷と共に、農民にとって最も苛酷な負担で、『近世農民生活史』(児玉幸多著)によれば、このような諸入用は幕末に至るにつれ増加の一途をたどり、年貢のほかにその八割以上にもおよび村入用を村民は負担しなければならなかった。幕府財政が苦しくなるにつ



れ、領主はできるだけ御普請（公費負担）を少なくし、自普請（村費用）を多くしてその費用を農民に転嫁させようとしたからである。

現在残っている「早川入往還道御仕様帳」「入用夫錢帳」の多くは、飢饉や災害時における御救普請、つまり失対工事的性格をもったものである。御普請の場合も定式普請と臨時普請があり、定式は通常三年とか五年の一定年限継続されて課せられるのが普通であった。

つぎの夜子沢村の「村益議定書」に当時の早川入り往還の道普請の状況を見ると、その負担は一村の経済を衰微さすほどの多額の出費におよんでいる。本文は他の議定書に比べその例を見ない格調の高いものである。

（寺沢・河西義一蔵）

麿古道

天保八年

村益議定書（写）

為新道

丁酉八月

巨摩郡夜子沢村

議定書之事

（訳文）

夫レ道ハ万物此ニ由ル者也、惣テ四海泰平、道法聖君ノ御治代ノ賢者、山谷潤溪ノ住家ニ至ル迄道ヲ平ニ開キ通シ、棚橋投ゲ渡シ、岩切ヲ相成スニ御入用ヲ以テ年々歳々下シ給ヒ、物ニ不足事無ク安穩ニ通行致シ、或ハ凶作飢饉ノ者ニハ厚キ御憐愍ヲ以テ御救ヒ御拜

備仰付ケ被レ助命致シ（天保七年ノ飢饉ヲサス）又ハ御救御普請ヲ仰付ケ被レ、誠ニ御仁恵仰ギ伏シ奏リ候、御国恩ニ報ヒ奉ル可ク、事無キ百姓等ハ華美ニ移ラズ分限ニ応ジ、一筋ニ農業ニ相励ミ出精致シ、御年貢上納期ニ違ハズ様相慎ミ、且ツ仰付ケ被レシ御入用等成ル丈ケ相減ラス可ク銘々相心掛ケ可ク、然ル処当村ノ儀ハ隣国ニモ之レ無キ難所ノ往還之多く、年々棚道・投渡橋仰付ケ被レ、別ケ而茂早川入往還之儀ハ川辺伝ヒニテ少シノ出水ニテモ道切リ押流シ通行無ク、中山中七ヶ村、早川入拾八箇村エノ御用又ハ御用代米運送等ニモ差支エ候儀毎度之有リ、村方一同難儀至極ニ仕リ道欠損ノ度ビニ繕ヒ、村人足夥シク本年内ノ出費中々斗リ難ク、自然農業渡世ノ妨ゲト相成リ、御上納ニ遅レ連々村方衰微イタシ、歎ゲカハ鋪ク罷リ在リ候、依テ今般村内一同篤ト相談ノ上取リ極メシ道筋ノ儀ハ、切石村分内ハ正伝寺大門通りノ橋ハ相頼ミ、夫ヨリ堰伐通り子ノ神ノ上堰ヲ通り遠光寺へ掛リ、疱瘡神ヨリ横エ通り赤羽根ヲ通り、法向寺地中下ノ田ニ投渡橋致シ日影ヲ通り、車屋下ニテ投渡橋シ、川平ノ大端場下通り、道祖神上へ抜ケ、間遠ノ出口ニ投渡橋シ、夫ヨリ峠迄ハ是迄ノ通り致ス可ク道造ル管ニテ、然ル上ハ米々々仰付ケ被レシ数百間ノ棚道、投渡橋箇所ニ御除（免租）相成リ、以来御入用等相減ラス可ク申スト雖モ、然シ右筋ノ内、岩切等之リ有リ容易ナラズ、村内ノ自力ニテハ奉仕及ビ難キ御時節、地所持ノ者ハ持チ寄り筋ヲ篤ト相弁エ得心致シ候上ハ、御田地掛合ヒ少シハ損費之有リ候共、否申ス間敷ク管、双方共ニ決シテ異変仕リ間敷ク候、然ル上ハ年々道繕ヒ村人足多分ノ費ガ相除カレ村益広大ニテ追々村内風俗、暮シ方モ立直リ、豊饒ノ基ニシテ身心自ら善キニ相移

リ申ス可ク、道徳ノ大本之ニ依テ得ルベシ、村内一同議定仍テ件ノ如シ

(一八三七)
天保八年丁酉八月

巨摩郡夜子沢村 名主

長百姓

百姓代

惣百姓

これは前年の冷雨による天保飢饉の御救普請の継続として発議されたもので、工事は翌九年春三月に完成し、記念碑も建てられた。碑銘の一句に、「山險シク溪隘キハ是レ地ノ形ナリ、形ヲ制シ利ノ因トナスハ実ニ人ノ靈也、」とある。天保年間打ち続く災害のため村は疲弊し人心も乱れてきている中で、村民一同災害復旧に立ち上り、新道建設にとりくんだ決意のほどがうかがわれる。

さらに明治一一年三月一二日付、村総代渡辺宗十郎・道路修繕世話人川口八右衛門・伍長連署による議定書によれば、

「字赤羽根ノ儀ハ古道ヲ上ニ道切開キ、川平下耕地ト隔テ無ク成ル」ように二か所の新道工事を計画し、「川平郷地ノ儀ハ手近ニ之レ有リ候間、出金人足等何程相掛リ候共、六分ヲ以テ出勤仕リ、下郷地ノ儀ハ四分ヲ以テ出勤致ス」ことの議定書もとりかわされている。

次に曙地内旧村の定式普請の状況を、「早川入往還道定式棚道御普請御仕様帳」(江尻窪区蔵)に見てみよう。

天明六(一七八六)年午三月 巨摩郡江尻窪村 梨子村

早川入往還道定式棚道御普請御仕様帳写 (江尻窪区蔵)
高百拾五石壹斗六升九合 巨摩郡 江尻窪村

早川入往還道

一、棚道、長拾四間、巾六尺、三ヶ所

内、六間びはくび六番、五間同所五番、三間いも草里

右入用

松木 八本半、長サ壹丈、末口四寸

同木 八本半、長サ貳間、末口四寸

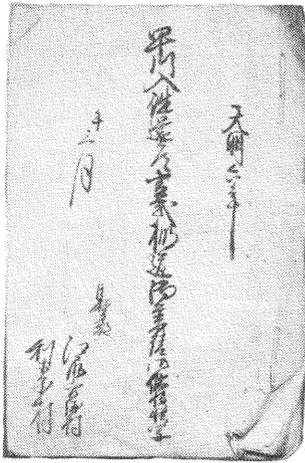
同木 四拾貳本、長サ壹丈三尺、末口四寸

同古木 七本、長サ貳間、末口三寸

廉多拾四束、五尺繩

留竹貳拾八本、目通り四五寸廻リ

立抱 梁木 並木 土留木 敷ぞだ



早川入り往還道御仕様帳 (江尻窪区蔵)

一、人足八拾四人老分、但シ粟倉村より御普請所迄往還道法四里

一日六里步行、末木ノ枝葉ハ根切のものへ下サレ候積リ

右之寄

御林木五拾九本、長耆丈三尺より耆丈迄、末口四寸より三寸

同そだ拾四束、五尺繩メ

人足ハ拾四人耆分、御林木運び人足、但し耆人米七合五勺

合六斗三升七合

外ニ竹式拾八本 村

高三拾五石七斗五合

巨摩郡 梨子村

早川入往還通り字夏打

一、投渡橋 長四間、巾六尺、耆ヶ所

右入用

松木式本、長四間、末口五寸、投渡木

同木三拾本、長式間、末口式寸 並木 是ハ耆間ニ拾式本宛

同古木四本、長式間半末口三寸 土留木 是ハ兩縁分

そだ 五束 五尺繩メ 是ハ耆間ニ耆束ゾツ

留竹式拾本、目通り五寸廻リ 是ハ耆間ニ四本ゾツ

一、橋 梓 小梓式組 内法長八尺四寸、高四尺四寸、横五尺四寸

此石 耆坪八合 人足七人式分

右入用

松木四本、長式間、末口六寸 梓抱 式間伐八本ニテ耆組四本

同木八本、長八尺末口四寸 横貫 是ハ耆組四本ゾツ式組分

同木八本、長八尺末口四寸 敷成木 是ハ右同断

同木式拾六本 長八尺末口四寸 敷成木 是ハ耆組拾三本ゾツ

同木八拾八本 長六尺末口式寸 立成木 是ハ耆組四拾四本

繩拾八房

式拾尋曲リ

是ハ耆組九房ゾツ

大工六人

賃永式百廿五文 但シ耆人永三拾七文五分

〔永リ永楽銭の略〕

早川入往還

一、棚道延長八間、巾六尺、式ヶ所

内六間日なた・式間宮ノ下

右入用

松木五本 長耆尺末口四寸 立柱 是ハ式間伐拾本デ耆間式本宛

松木五本 長耆式尺末口四寸 梁木

同木式拾四本 長耆丈六尺末口四寸 並木 式間ニ六本ゾツ

同木四本 長耆丈二尺末口三寸 土留木 右同断一間一本ゾツ

そだ八束 五尺繩メ 敷そだ 是ハ右同断 一間ニ耆束ゾツ

一、留竹拾六本 目通り四五寸廻リ 是ハ右同断一間ニ式本ゾツ

一、人足百九拾耆人三分 但シ粟倉村御林より御普請所まで往還道

法四里、一日六里、末木枝葉ハ根伐之ものエ下サレ候福リ

右之寄

御林木 式百五本、長五間より六尺迄

同そだ 拾三束、末口八寸より式寸迄

永式百式拾文 五尺繩メ

人足百九拾八人五分

人足九拾耆人三分 御林木持運び人足

米耆石四斗三升四合七勺 但シ耆人米七合五勺

人足七人式分 御扶持人足

米五升四合 但シ耆人米七合五勺

合米 壹石四斗八升八合七勺

永式百式拾五文

(一七八六)
天明六年午三月

御普請方 副田伝右衛門様

大橋豊次郎様

天明六年といえは、江戸時代の三大飢饉の一つ、天明二年から六、七年まで続く冷害のあった年で、この工事もその御救普請であつたと思われる。

御仕様帳によれば、当時の早川入り往還の道幅は六尺であつたこと、道普請の用材は粟倉村の御用林から伐採運搬したこと、棚道・投渡橋の工事の仕法は当時としてはかなりしつかりしたものであること、一日の一人当たり人足賃は米七合五勺であつたこと等、江戸時代の早川入り往還の土木工事の概要がうかがえるのである。

同様の御仕様帳、入用夫錢帳(にようふうせん)は中山・古長谷・矢細工等に残されている。そして定式御普請の年季が明けると、さらに五か年季・拾か年季の継続方を申請している。次はその一文である。

恐れ乍ら書付ヲ以テ願上ゲ奉リ候(江尻窪区蔵 訳文)

梨子村・江尻窪村・中山村へ早川入往還道橋・投渡橋定式御普請所ニ御座候処、去ル天保十三(一八四二)年から難場ノ箇所ハ追々御仕法替仰セ付ケラレ、当時(現在)ニテハ危難ノ場所モ少々ニ相成リ、此ノ上ハ非常ノ義ハ計リ難ク御座候エドモ、平年格別ノ不場モ御座無ク、村々大小ノ百姓相助カリ農業相勤メ候義ハ、御慈悲一

同有難キ仕合ニ存ジ在リ候、依テ願上ゲ奉リ候ハ今迄ノ定式御普請成サレ候金米御見均(平均額)ヲ以テ来ル戊(イヌ)ヨリ来ル寅迄五ヶ年季定式御普請ニ仰セ付ケラレ候様仕り度ク願上ゲ奉リ候

(一八五三)
嘉永六年六月廿九日

江尻窪村
梨子村
中山村

市川御役所 御役人前中様

(七) 早川水運

早川入り諸村との交通は早川水運にもよつた。国志にも、「上流諸村ノ材木公私共ニ飯富村マデ流シ来リ筏ニ作り駿州へ送ル、其地ヲ本真ト名付ク御材木置場アリ、長サ五間横八間ナリ、往昔江戸白金御殿ノ切組モ是処ニテ仰セ付ケラルト云フ」とあり、上流からの流木はいったん飯富の御材木置場に集材され、ここで役人の検査をうけ、再び筏に組んで駿州へ送られた。

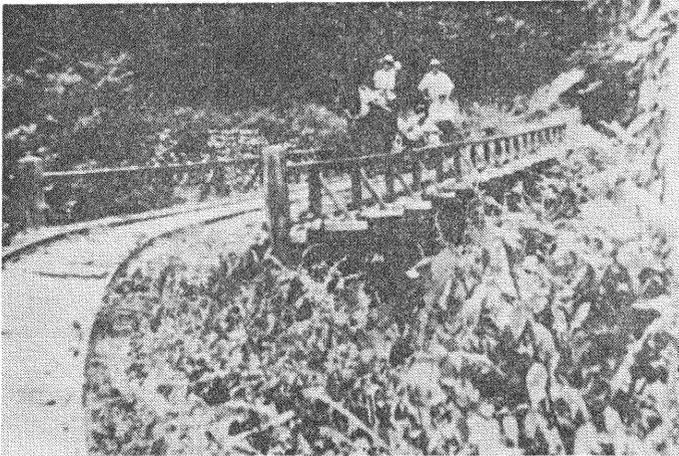
文政のころ山之手支配役であつた榊近江守直教の「諸国見聞覚書帳」によると、「旧時荒川の支流ポーコン沢より三尺角十二間半の落葉松を搬出せしことあり、以つて森林と水量の豊富なること覽るに足る可し」という一文があることからも、早川上流より素材が搬出されたことが明らかで、次いで天保八年江戸城修理のため、下つて元治のころ水戸御用により早川を下り富士川を経て駿河湾まで筏に組んで搬出した記録もある。(早川町・深沢輝一蔵)

以来明治・大正・昭和初年にわたり荒川・野呂川・雨畑川を始め各支流の山林より、その一部を製紙の原料として流送したが、なか



早川をさかのぼる舟（前方に遅沢の山が見える）

でも明治末期が最も盛んであった。
 明治二九年春には、早川運輸会社（資本金四百円）が硯島に設立され、大島まで川舟が通航した。川舟は四人〜六人が岸で綱を引き急流をのぼった。
 明治三〇年代には、豊富な早川入りの木材資源に目が向けられ、



昔懐しい西山軌道

つぎは新早川往還の開発の歴史を年代順に列挙したものである。

本州製紙ものり込んできた。殖産興業を国是とした明治政府の方針によってようやく山深い早川入りにも開発の手がのびされてきたわけである。

しかしこの早川水運も、前記のように大正一〇年早川水力発電所建設にあたって道路が開発され、今四、五〇代の人にはなじみの「西山軌道」が通じて次第に姿を消すのである。

同時に切石から間遠峠を越えての早川入り往還はすたれ、早川右岸軌道の全盛期を迎えていくわけである。

- ・大正一〇年 早川橋・樽坪間に軌道開通
- ・大正一四年 樽坪・新倉間に軌道開通
- ・昭和元年 新倉・湯島間に軌道延長
- ・昭和九年 大島・雨畑間に軌道開通、早川入り軌道組合を設立して早川橋・新倉間も加えて民間経営となる。
- ・昭和一五年 身延・新倉間にバス開通（定員一五名）
- ・昭和一六年 新倉・奈良田間に軌道開通
- ・昭和一八年 雨畑・稲又間に軌道開通
- ・昭和二五年 身延・雨畑間にバス開通
- ・昭和二八年 身延・奈良田間にバス開通（林業道路）
- ・昭和三〇年 身延・奈良田間バス開通（西山発電工事道路）
- ・昭和三四年 奈良田・荒川間自動車道開通（電源開発道路）
- ・昭和三八年 荒川・広河原間自動車道開通（電源開発道路）

第十五節 伝馬宿と助郷村

(一) 伝馬宿

伝馬とは、幕府公用の旅行者の荷を運送する人馬のことで、その人馬を差し出す義務を課せられたのが伝馬宿である。

甲斐国も武田のころ、甲州街道を始め主要幹線路に宿駅を設け、伝馬を常備して人荷の輸送にあてたが、左に掲げた武田家印判状写（寺沢・河西義一蔵）は、岩間伝馬宿にかかわるものである。

武田家印判状写
 岩間宿中伝馬就^キ無^キ手透^ス一^ニ困窮^ス之由言上、依^テ之^ノ向^テ後何^レ之人雖^モ望^ム之^ノ者也、依^テ而如^シ件
 市川迄可^レ出^ス之^ヲ但失念候共、從^テ市川^ノ外者非^ニ公用立^ニ不可^レ出^ス
 （一五七七年）
 天正五丁丑七月十六日

岩間伝馬所

佐野越前守 朱印奉之



岩間伝馬宿印判状写（寺沢・河西義一氏蔵）

これは穴山信君が岩間宿に対し、伝馬役の困窮申し立てをみるとめ、以後の伝馬は市川大門までとしたもので、この印判状から岩間宿が天正五年以前の設立になることがわかると共に、当時の岩間宿の窮状を知ることができるとは、次の允許状か

らうかがえる。内容は天正八年、穴山信君が下山居住の役引大工・源三に与えたもので、駿州江尻から甲府までの往来にあたっての伝

馬一匹を無賃で宿継ぎ使用できることを認めた手形であるが、これによって武田時代の河内路の伝馬宿を知ることができる。

折紙 天正八年伝馬触 (国志卷之百一)

一伝馬老定無相違可出之者也 仍如件

辰八月十四日 朱印 源三申請

江尻 興津 由比 内房 万沢 南部 下山 岩間 甲府迄

この手形には甲府・岩間間の市川宿がぬけているが、穴山領ではなかったためと注釈されている。また、八日市場・切石宿の名が見えないところから中世には、下山から岩間へ直接送送されていたことがわかる。では八日市場・切石がいつから伝馬宿の課役を務めることになるかを地方文書にみても以下三説にわかれる。

その第一はつぎの訴訟文写(河西義一蔵)によるもので、これは切石宿から夜子沢村あての伝馬定助郷の訴願状の一節である。

「切石宿ハ御伝馬宿ニテ百姓三拾貳人・馬三拾五匹御座候テ一日ニ六疋宛毎日伝馬相勤メ申シ候、然ル処近年殊ノ外草刈リ人数モ不足致シ今般ハ馬数八疋ニテ、御定メ通り御伝馬相勤メ申ス儀成リ難ク存ジ候ニ付、来春ヨリ切石村(入作スル夜子沢村ノ者共ニモ、他村同様(寺沢・久成を指す)御伝馬仕り候様仰セ付ケ下サレ云々)」

とあり、この訴状には「閏六月十三日」とあるのみで年号がない。

この訴状に対する夜子沢村からの挨拶(返答)に切石村の伝馬宿設立の経緯が記されていて注目される。

挨拶 (河西義一蔵) △訳文▽

一、言上ノ趣意ハ河内領切石村ノ義、六十五年以前ノ御代官秋山半右衛門様(町割届ケシ者共御訴訟申上ゲ候テ、前々ヨリ之有リ候八日市場村ノ御伝馬ヲ分ケ、上十四日ノ伝馬ヲ申シ請ケ切石村ニ新町ヲ立テ町割リ仕リ候、則チ夜子沢村ノ拙者共ノ名伝ノ田並ビニ近郷ノ者共ノ名伝ヲ御取上ゲ成サレ候テ御伝馬屋敷ニ銘々御割リ成サレ、屋敷ノ儀ハ浦(裏)ヘ式拾間屋敷ニ御打渡シ成サレ御伝馬モ其ノ時ヨリ御定メ成サレ候、御伝馬屋敷ニ御指図成サレ候以来、依田伊右衛門・同名与右衛門が名主任リ指引(問屋)致シ候へ共、御伝馬屋敷ノ外ノ相残ル田毎ニハ御伝馬役ハ御座無ク候、前々ヨリ御伝馬屋敷ニ御定メ成サレ候通り紛レ御座無ク候御事云々、閏六月」

とある。つまり切石は八日市場へ伝馬を差し出していたが、岩間代官秋山半右衛門の時八日市場から分宿して月の上半期を受け持つようになり、伝馬宿を立てる際は切石地内の夜子沢ほか近村の入作地をも接収して町割りをしたもので、伝馬屋敷以外の他村入作者の課役は先例にないことを返訴しているわけである。この文書も閏六月とあるのみで年号がない。江戸時代に閏六月は七回あるが、「六十五年以前の御代官秋山半右衛門」の時とあることから、本書の閏六月は寛文二二(一六七二)年の閏六月と考えられ、その六五年前は慶長一二(一六〇七)年で、富士川水運開削のころと期を一にする。国志卷之百十六に、「慶長五年後ハ秋山半右衛門父子御代官所トナリ、依田永珍(六左衛門)等モ之ニ属セシ趣ナレバ云々」とあるが、卷之百(秋山半右衛門)の項では、寛永一二、一三年の岩間

代官とされ、父子二代半右衛門を名乗っている。

第二は、次の天野晁蔵の「依田多仲伝馬写」文書によるものである。(訳文)

一、寛永四丁卯年(一六二七) 高六拾八石五斗九升五合 伊藤兵左衛門殿改此ノ年迄ハ切石、寺沢別ニ差シ出シ、其ノ後寺沢、切石引キ分カレ此ノ如クニ御座候、御伝馬役ノ儀切石・寺沢・久成一同ニテ疋疋老人宛八日市場宿へ差シ出シ勤メ申シ候、其ノ後段々御伝馬迷惑ノ由ニテ出入ニ及ビ、御城代様並ビニ御奉行所御代官ニ訟仰セ立テ候処、八日市場ノ申上ゲ候ハ、切石へ月半分割ニテ勤メ候ハバ格別異議ナク候ハバ尅ケ月上十四日当村へ割リ請ケ勤メ申シ候、馬割リ方ハ切石、寺沢ニテ当村人馬一日ニ式疋宛ニ致シ、十三、十四日分ノ不足高ハ久成村分ナリ

御城内戸田伊勢守様・御奉行藤枝八郎右衛門様・御代官伊藤兵左衛門様

とある。つまり寛永四年までは八日市場へ切石、寺沢共別個に伝馬を差し出していたが、以後は独立して切石、寺沢で月上半期を勤め、うち二分を久成村で勤めたという。本文中の御城内戸田伊勢守が、戸田藤五郎をさすとすれば寛永一四丁丑年(一六三七)の甲府城代で、あるいは多仲伝書の誤記かとも思われる。前記夜子沢接抄文の秋山半右衛門の岩間代官の時を寛永一四年(六郷町折居忠義調査)として照合すれば一致し、後述の資料とあわせこの寛永一四年(三代家光)が切石伝馬宿設立の時期とみてよからう。寛永九年

から万治三年まで二六か年間は幕府の直轄地となり、甲府在番時代を迎えた時であり、富士川の御廻米の輸送の開始が寛永九年からである。(寛永四年は徳川忠長私領の時代であり、日向半兵衛直之・島田清右衛門直時が奉行)

第三は、次掲の天野・河西氏蔵文書による宝永元年説である。

これは前記の切石、夜子沢の訴訟文の閏六月を明和七(一七七〇)年の閏六月としてその六五年前を逆算すると宝永二(一七〇五)年となり、文中の宝永元年と一年の誤差だけでほぼ符合し、また宝永二年の久成村明細帳に、「御伝馬切石村エ正月ニ六疋宛老人ニ七拾式疋定助申候」とある点からも、少なくとも宝永二年には切石、八日市場宿が設立されていたことはまちがいない。

宝永二(一七〇五)年といえば、柳沢吉保の私領となった年で五代將軍綱吉の時である。つぎに宝永年間説の寺沢村文書を見よう。

従来仕来書之事 (天野晃・河西義一蔵)

一、当村(寺沢)ノ義ハ切石宿へ定助郷ニ候ヘドモ、慶長年中ヨリ駿州・信州並ビニ甲府へノ往還筋宿ニ御定メノ節、伊奈熊蔵様ノ御指図ヲ請ケ人馬宿駅ヲ相勤メ、其ノ後宝永年中ニ勤メ方ノ義尅ケ月ノ内朔日ヨリ十四日迄切石村・寺沢村、翌十五日ヨリ晦日迄ハ八日市場村ニテ相勤メ、同村(八日市場)ニテハ人足三人、馬五疋相勤メ、両村(切石、寺沢)ニテハ日々人足四人馬四疋宛相勤メ、輕尻尅疋ハ人足尅人半、本馬尅疋ハ人足二人ト相定メ賃銭下シ置カレ候右四人疋ノ内式人疋定宛日々立人馬へ組込ミ、御用ノ御荷物都テ御継立テ罷リ在り候、然ル処寛保三亥年(一七四三)勤メ方ノ義ニ

付争論致シ出入(訴訟)ニ及ビ候処、隣村役人(久成・八日市場・夜子沢)御願下ゲ扱ヒ請ケ、其ノ節朔日ヨリ七日迄切石村ニテ御用ハ勿論スベテ引請ケ、翌八日ヨリ十四日迄ハ寺沢村ニテ長百姓佐兵衛宅(切石村役人)ヲ相願ヒ別段ニ問屋ヲ相立テ同宿(切石)同様ニ御継立テ方相勤メ、尤モ大通行ノ節ハ兩宿役人ガ立会ヒ、御用ノ御荷物ノ御継立テ方等ハ相共ニ勤メ居リ、並ビニ諸入用等ハ式ツ割ニイタン相勤ムシキタリニ罷リ居リ候、其ノ外宿場へ相掛リ候諸色諸掛リ物等ハ宿方(切石)同様ニ相加リ罷リ居リ候、当今ニ至リ御改正ニ付、陸運会社ヲ御建テ御開キニ相成リ新規ニ御規則御定メノ段成サレ候、向後ハ急度相守リ申ス可キ候、依テ名前一同連印イタン置キ候処件ノ如シ

明治五年壬申年五月 日 巨摩郡 寺沢村

慶長十六年ヨリ明治五年迄 式百六十式年 名主 誰印
 宝永元年ヨリ同年迄 百六十九年 長百姓 誰印
 寛保三亥年ヨリ同断 百三十年 百姓代 誰印
 文化八末年ヨリ同断 六十年 小前百姓 誰印
 弘化二年ヨリ同断 切石村問屋 誰印
 安政五年年八月十六日ヨリ同断十五年ニ当リ御下知済也

ところでこの文面の切石宿独立の宝永元年説は、それより二三年前の延宝九(一六八一)年酉三月の「口上書之事」(天野晃蔵)の文書に、下山・八日市場・切石三宿の伝馬敷の経緯が代官所へ報告されており、文中寺沢の項に「切石へ助馬之事」として「御伝馬宿切石村へ上十四日ノ内定助仕候云々」とあるところから、宝永元年

以前すでに切石宿が設置されていたことが傍証され、先記寛永説にしぼられてくる。さらにこれを確証づけるものとして、国志卷之百一人物部付録第十に、下山大工所蔵の「寛永以後甲府ニ招呼ハル伝馬人足ノ触書凡ノ式拾余通蔵セリ、今一、二ヲ記ス」として、

「一人足者人宿次可被相立候 是は今度御詰米蔵破損修覆いたし候大工只今下山罷帰候に付道具箱遺候 以上
 八月拾五日 島田甚左衛門 印
 山田次右衛門 印

府中 市川 黒沢 岩間 切石 八日市場 下山まで
 「二人ハ寛永中御代官平岡次郎右衛門内トアリ」

として、この允許状には切石・八日市場宿名が列記されているが、この下山大工の伝馬手形に署名している島田・山田兩人は、寛永中の平岡代官の属吏と注釈を加えてある。「甲陽伝記」も平岡次郎右衛門・同勘三郎父子は、寛永一三年より寛文元年まで二六か年在番時代の代官と記している。

以上の諸資料を総合する時、切石宿が寛永年間に伝馬宿新町を設立したことはほぼ動かないだろう。

さて、八日市場の建宿については、慶長年間であることにはまちがいないようだが、その起年についてはこれまた二説にわかれる。前記河西義一蔵文書に、「慶長年中より駿州・信州並びに甲府への往還宿に御定めノ節、伊奈熊蔵様の御指図を請け人馬宿駅を相勤め」とあり、末尾に「慶長一六年より明治五年迄、式百六十式年」

とあるところから慶長一十六年に設立されたと考えられるのがその第一である。

伊奈熊蔵はその祖は信州伊奈の出で、はじめ家康から才幹を認められ、参・駿・遠を経歴し、地方の開墾と収税の事をつかさどった。

天正一八（一五九〇）年、小田原の陣に相州の北条氏政を討つに当たり、富士川は急流であるので舟をつないで橋梁として兵馬の沈溺の煩いを除いた。この時伊奈熊蔵がこれを経営して成功したといわれ、熊蔵は秀吉・家康に仕え、後に命を奉じて甲斐にはいり、検地・収税の事に従事し、幕府政治顧問としてその進言が用いられたとされている。

慶長一二年、五七歳で没する。したがって八日市場建宿が熊蔵の指図によるものとすれば、慶長一二年以前でなければならぬ。

しかし建宿に要する年月も考慮し、また富士川開削（慶長一二年から一七年ごろ完成）に併行しての往還筋宿の整備の項に視点を合わせれば、前記天野・河西蔵文書の一六年説も考えられないことはない。切石宿が独立するおよそ二〇年まえである。

第二説は慶長一〇（一六〇五）年とする次の大子山・望月仁司蔵文書である。この文書は正徳五（一七一五）年のもので年代も古く、また伊奈熊蔵の在命中の建宿とも符合することから、前説よりも信びよう性が高いと考へる。

家康が將軍職を秀忠に譲ったのは慶長一〇年であり、その後は多く駿府城にいたところから、江戸静岡間を家康や秀忠もたびたび往来し、家臣の往復や通信はいっそう頻繁であったから、東海道のみ

ならず、甲州街道と駿府をつなぐ駿州往還をも脇往還として、この間に整備し、宿駅も強化されたものと考えられる。その点からも慶長一〇年とみるが妥当と思われる。

本資料は八日市場伝馬宿に関する概況をうかがえるので、その全文をかかげる。

恐レ乍ラ口上書ヲ以テ御訴訟申上ゲ候（訳文）

一、西河内領八日市場ノ御伝馬諸役ノ儀ハ百拾年以前（慶長一〇年）ノ御領ノ節、御代官秋山半右衛門様御見分ニテ御伝馬屋敷五拾式軒ニ御割ヲ遊バレ下シ置カレ候、其ノ節本村ニ人数之無キ候故、伊沼村ヨリ七人、夜子沢村ヨリ七人、枝村大子山ヨリ式人罷り出、屋敷御拝領任リ御伝馬諸役相勤メ罷り有リ申シ候、然ル所ニ六〇年以前（明暦元年）マデハ枝村ノ義ハ水役・目役（継荷計量役）計リ相勤メ申シ候、ソノ後本村ニ馬不足ニ罷り成リ候故、大子山村ノ儀ハ右之レ除キ水夫（船頭）・水役ニ馬持チハ馬役、馬之無キ者、歩役追廻シニ致シ、小役ノ儀ハ本村ニテ相勤メ罷り有リ候処ニ、御伝馬ノ儀ハ四年以前ニ高割リニ仕リ申シ候、村次ノ儀ハ本村ニテ相勤メ、小伝馬ノ義ハ本村枝村組合ニ仕リ、御用（公用）ノ節計リ罷り出、御役儀相勤メ申シ候御事、

一、今度本村ニテ新法ニ致シ分組ヲ小伝馬七人外ニ待番式人ヲ名主前エ昼夜相詰メ申ス様ニト枝村マデ理不尽ニ番帳相廻シ申シ候故何共迷惑仕リ申スニ付、名主・長百姓中エ訴訟申シ候ハ、先規ノ通り御用ノ節ハ人馬何人成リ共罷り出相勤メ申ス可ク候間、昼夜九人宛相詰メ申ス儀ハ御止メ成サレ可キト申シ候エ共、本村ノ百姓了簡

仕ラズ候、其ノ節御訴訟申シ上ゲ可キト願申シ候エ共、餓命ニ及ブ百姓共ニ御座候エバ御訴訟モ罷リ成ラズ候処、飯富村・伊沼村・切石村右三ヶ村ニテ扱(仲介)申シ上ゲ候子細ハ、八日市場村四人、大子山ヨリ式人組合セ六人ニテ春日夜宛宛相勤メ申ス管ニ扱ハレ申シ候、然ル処名主・長百姓情ニ三人組ニ相定メ申シ候所ニ、伝右衛門・彦左衛門(八日市場本村ノ者カ)兩人ノ者右ノ扱ノ通り六人組ニ仕ル可キト名主中ニ相断リ六人組ニ相定メ申シ候、六人組ニテハ(マ)月ニ九拾八人宛デ外ノ人足潰レ申シ候、本村ノ申様ハ御役ニ相潰レ申シ候ト申掛ケ候エ共、只今ニ至リテ役潰レニハ相見エ申サズ候、右五拾貳軒ノ屋敷ノ内拾八軒明屋敷御座リ是レ共ニ先規ノ通り小役相勤メ申ス様ニ仰セ付ケ下サレ可ク候御事、

一、本村ノ儀ハ上・中畑彦反ニ付キ、式俵半ヨリ三俵マデ、下・下々畑彦反ニ付キ、壹俵半ヨリ貳俵マデト申シ候、大子山村ノ義ハ半里余山中ニ御座候間、上・中畑彦反ニ付キ、壹俵半ヨリ貳俵半マデナラデハ御座無ク候、靱作仕付申ス人足モ平畑ハ反ニ拾六、七人ナシデハ入り申サズ候、山中ノ義ハ反ニ拾六、七人余懸リ申シ候、殊ニ本村トハ相替リ猪鹿放向ノ場所ニテ御座候処ニ本村ト同役ニ相勤メ申ス上ハ、御積リヲ以テ御年貢御取り下ゲ下サレ、村々ノ百姓相立チ申ス様ニ仰セ付ケラレ下シ置カレ候ハバ之レ有リ難ク存ジ奉リ候、

右ノ通り御下知仰ギ奉リ候、以上

(一七一五)
正徳五未年八月

西川内領八日市場村枝郷

大子山村

御代官様

伊右衛門 [㊦]	重右衛門
太郎左衛門 [㊦]	弥惣兵衛 [㊦]
惣右衛門	高左衛門 [㊦]
庄左衛門 [㊦]	彦右衛門 [㊦]
七兵衛 [㊦]	次左衛門 [㊦]
仁兵衛 [㊦]	太郎兵衛 [㊦]
太右衛門 [㊦]	八郎右衛門 [㊦]
権左衛門	六左衛門 [㊦]
九左衛門	松兵衛 [㊦]
八郎兵衛 [㊦]	市郎右衛門 [㊦]
長兵衛	佐左衛門後家 [㊦]
長右衛門	甚五左衛門 [㊦]
六右衛門	

以上の内容を見ると、慶長年間に建宿した八日市場の伝馬宿は、五二軒の伝馬屋敷に町割りしたが、人不足のため近隣の伊沼村から七人、夜子沢村から一人、大子山より二人計一〇人が拝領屋敷による伝馬役を負担している。そのほか大子山村は定助郷として雑役を出していたが、明暦元年からは、本宿の馬不足のため、馬持ちは馬を、馬なき者は人足で伝馬継ぎを出すようになった。さらに正徳元年からは村高割りで勤めることになるに及んで、人足差し出しの比率から出入があり、本宿と同役で勤めるからには本宿と同様に、大子山村の年貢の伝馬役引を代官所へ願ひ出ているのである。

このような本宿と定助郷間の出入は、切石宿の場合もおこった。前記のように、切石宿が独立してからは、切石・八日市場は組合宿場として、一月を折半して宿継ぎし、寺沢村は切石宿場の定助を勤めるが、たまたま寛保三（一七四三）年三月四日、駿府御城代松平豊前守が駿府から信州御治行所へ大通行の際切石宿へ旅泊したとさのことである。

翌五日朝六時出立に際し、人馬差し出しのもつれから寺沢村の伝馬出役が定刻にまにあわず、城代の立腹をかった一件を契機に出入におよび、以後寺沢と切石は上一四日をさらに折半して、問屋場（駅亭）も別に仕立てて継ぎ立てするようにするのである。（天野晃、河西義一蔵出入文書）

以後寺沢の場合、切石の長百姓・佐兵衛宅に独自に問屋場を委託した。

もっとも大通行の場合は両宿共同で勤め、諸費用は折半することにしてはいた。

切石宿の場合も代々問屋場は長百姓・佐兵衛宅においたが、嘉永四年、村役人を退役するにおよんで、以後年番名主がこれを兼ねることになった。

（二）問屋と本陣

問屋は人馬の継ぎ立ていっさいをつかさどるもので律令制の駅長にあたる。宿内ではもっとも権力を持つもので、行政上の名主を兼



切石宿問屋印
(切石・依田明氏蔵)

ねたり、名主より上位にいたることもあった。

問屋には給米が下付されるのが通常であったが、無給の場合でも運輸荷物の庭銭を徴して、それが問屋の収入となっていた。

問屋の家の一部分を業務の扱い場として、問屋以下の宿役人が交替で勤務し、重要な大通行があれば全員が出て働いた。問屋の補佐役として年寄があり、下には人馬の指図その他にあたる帳付と馬指がいた。帳付と馬指は、問屋の奉公人の形をとって給金をもらうのがふつうだった。帳付は、日々問屋場へ出勤して、人馬の出入りや賃銭などを明確に記入する。馬指は、人馬の指し引きをする者で、馬士や人足の指図をした。

本陣は公用者の宿泊所で旅籠屋とは区別されていた。武家はつねに軍旅にある心構えでいるから、その主人の在所はいつも本陣であるという意味から転じてその宿泊所自体を本陣とよぶようになった。

本町の八日市場および切石宿の場合は、小宿のため名主宅が本陣を兼ねていた。

宿場の町並みは通常一本道であり、宿の前後の入口は鍵形に折れていた。これは本陣のある宿が万一外敵に侵入された場合、見通しを妨げ矢や銃丸の射通しを避ける軍事的配慮から出たものといわれ、多くの場合裏通りをもたず、道路に沿っては流水が通じ、一つは継ぎ馬の飲料に、一つは防火にあてた。家並みも道路に沿って平行に建てずに、正面を少しずつ斜めにずらして建てさせたので、そこに鋸歯状の空地ができ、その陰に兵を伏せることができるようになっていた。切石・八日市場の旧宿もそうであったが、早川往還筋

・中山宿の屋並みは今もその面影をとどめている。

宿の整備については、「往還道橋ハ申スニ及バズ脇道ニテモ取繕ヒ人馬難儀相成ラザルヨウ」（享和三、御条目・江尻窪区蔵）と取締まりはきびしかった。次の文書は伝馬宿整備の議定書である。

議定書之事（訳文・天野晃、遠藤信行蔵）

一、昨春御巡見様の御通行に際し、往還筋の道作りをした時、宿中の道路家並みも直すよう定めたと、御通行が日延べになりそのままになったが、昨秋御代官小林藤之助様が御通行になり、その際の仰せ聞かせに、当村は宿駅でありながら屋根・壁等が破損して見苦しい家が多分に見られ、その上宿内に品々を積み置いて甚だ見苦しい処が多くある。以後は村役人の世話で屋根壁などの普請をするよう仰せ付けられた。今般村中相談して宿と屋敷の境に杭を打ち置き、屋根の出ばりは追々家作の造り替え時に村役人の指図で引き去るようにする。村役人の分は同役同志の指図をうけ互に洩論のないようにする。屋根壁は御代官の仰せ付け通りにし、宿通りは通路の支障なきよう其の日のうちに取りかたづけ、特別に長置きする荷物は宿通り、軒下なりとも乱りに積み置かず、その外道筋には一切積みおいてはならない。たつて積み置く者が有れば番人に言い付けて引き取らせる。右議定の趣旨に心得違ひなきよう必ず互に守る。議定書は帳箱並びに村役人は勿論、組頭に至る迄本あて控え置き、追々宿並みが立ち直る様掛ける。仍って村中議定書に連印する。

（一八三九）
天保十年亥六月

巨摩郡切石村

（一二組の組頭以下全員連印）

名主 重左衛門 印
長百姓 新太郎 印
同断 清吉 印
同断 佐兵衛 印
百姓代 和七 印

天保一〇年といえば、打ち続いた飢饉からやっと抜け出ようとしたときである。とても家作に手のまわる余裕などなかったと思われるが、後記のように八月に駿府御目付榎原隼人の巡見があることでもあり、議定書は実行に移されたことであろう。

（三） 人馬の継ぎ立て

「御朱印御証文ノ伝馬ハ勿論、御用筋往来ノ人馬遅滞ナク差出ス可ク、御朱印御証文ノ外ハ御定賃銭請取り差支エ無キ様致ス可キ事」（享和三、新御条目・江尻窪区蔵）とあるように、宿駅の伝馬を無賃で使用できるのは、役所の朱印状をもったものに限られた。各宿に対してはあらかじめ、

定

一、此御朱印なくして伝馬不_レ可_レ出者也、仍如_レ件

と、いう文書が渡されていた。この右肩に「伝馬朱印」という印文のある朱印が押されている。印文の下には馬方が馬を牽_ルく絵が描

いてあるので「駒牽こまひきの朱印」ともいった。伝馬の使用者にも同じ朱印を押して許可状を渡すので、宿場は両者を照合して誤りなければその朱印状にされるされて人馬数を提供することになる。

幕府の役人や代官、巡見使などが公用で旅行する場合は、旅行に先立ち、先触さきふれで出発地から目的地の宿まで順達で知らされ、それには宿泊地や休憩地、必要人馬数と日程が記されている。宿ではそれに応じて人馬を用意し休泊の施設をしておく。人馬が宿人馬で不足の大通行のときは助郷村に触れあてて用意する。そして荷物に応じた長持ながもちにはだれ、駕籠かごにはだれという指図をする。人馬を使役する幕府の役人は、その家臣はもとより仲間小者に至るまで幕府の威光をかさに横暴非道の行為も少なくなかったようである。

次に掲げた文書は、駿府の御目付めつけ（若年寄の耳目として旗本、御家人の監査役）榊原隼人さかきばらはやとが甲府から駿府（静岡市）へ帰府の際道中の宿へ出した人馬の先触である。

最初の朱印状の馬五匹が朱印による無賃使用を認められた数である。そのほかに有賃の雇い人足三四人を用意すべきこと、その賃金は御定賃おさだめ銭により支払うこと、宿泊の日時、宿泊の条件などが記され、最後に休宿指が列記されている。

このように朱印状による人馬数を超過する分については、御定賃銭または相対賃あたい銭で人馬を雇う。相対賃銭は使用者と人馬かせぎの者とが相対交渉でその賃金をきめるので、本来宿問屋は関係する必要がない。しかし公用使用者は便利のため一般的には問屋を通じて雇い上げた。

相対賃銭は御用旅行の場合、御定賃銭の三割増が普通で、一般旅

行の場合は二倍が標準になっていた。しかし河内路の場合村方資料によれば、御用旅行はすべて御定賃銭によっている。

（切石・天野晃蔵）

榊原隼人様内
中田新左衛門様
寺田藤右衛門様
駿府御目付御先触写
天保十亥九月十日
切石宿問屋役人



御先触写

御朱印写
（訳文）

馬五匹江戸甲府迄之ヲ出ス可シ、是ハ駿府御目付榊原隼人上殿サカキハラハヤトノカミノ為ニ遣つかヒ候ニ付キ之ヲ下サレ、甲府ヨリ駿府ニ相越サレ候ニ付キ之ヲ差出シ、且又帰府ノ節之ヲ出ス可キ者也

天保十年亥八月十九日

先触

御朱印

一馬 五匹 （無賃使用）

一 賃人足 三拾四人 (御定賃銭支払いの人足)

内 具足櫃 式人 (調度品を入れた櫃)

雨掛 七荷 (雨カッパ)

長持 九人 (長持一棹は三〇貫が基準)

合羽籠 三荷 (行列の最後にかつく供回りの雨具入れかご)

弁当 式荷 (旅行中の弁当荷)

桃灯笼 老荷 (夜間使用の桃の木製灯笼)

供籠 四挺 拾人 (供侍のかご)

内 引戸駕籠 式挺 (引戸つきの山かごで三人掛りが基準)

乗物架籠 式挺 (引戸でないあおりかご、二人掛りが基準)

右ハ隼人儀、駿府御目付ノ為明後十二日甲府発是ノ別紙ノ箇所巡見之有リ駿府エ相越サレ候間、書面ノ通り人馬宿々滞リ無ク差出サセ可キ候、尤モ鰈沢ヨリ下山迄、大野ヨリ万沢迄ハ舟通ノ積リ、若シ格別ノ雨天ニ候ハバ陸地ヲ相越サレ可ク、右ノ川筋宿々差支エ之無キ様用意之有ル可キ段、乗馬ノ儀ハ陸地ニ差シ遣フ可ク候、且ツ川々渡舟ノ儀、遅滞之無キ様段、前宿ヨリ通達之有ル可ク候、且ツ暮ニ及ビ候テ挑灯持人足、是レ又差支エ無ク差出サレ候、
一、宿々ニ於イテ米・焼油銭ノ兩替ハ時ノ相場書ヲ認メ置キ通行ノ節差出サレ候
一、去ル戌(昨年)ノ九月以来焼失ノ場所之有リ候テハ其筋エ相届ケ候通り認メ置キ宿々ニオキテ自分共エ差出サレ候
一、休泊書付ケハ別紙ニ差シ遣シ候間、其ノ意ヲ得ラレ差支エ之無キ様致サレ可ク候

一、此ノ先触ハ駿府ニオキテ相返サレ候 以上

駿府御目付 榊原隼人内 寺田新左衛門 中田藤右衛門

亥九月十日

甲府ヨリ駿府迄宿々問屋中

甲府ヨリ駿府迄 休泊附

九月十二日

一、鰈沢昼休 但シ下山迄舟ニテ相越サレ候

一、下山 泊 但シ前々ノ通り翌十三日朝大野エ舟廻シ置ク可ク申候 陸地通り相越サレ身延ヨリ大野ヲ巡見ニ候

一、大野昼休 但シ大野ヨリ万沢迄又舟ニテ相越サレ候

一、万沢 泊 但シ是ヨリ陸地通行ノ事

一、小河内昼休 但シ寺院・名主共ノ内ニテ相心得ラレ可ク候

一、江尻 泊

駿府着

右ノ通り相心得ラレ可ク候、同勢上下三拾七人、馬寄疋本陣壹ヶ所ノ積リデ支度之有ル可ク候

一、休泊ニオキテ音物(贈物)等ノ儀ハ請ケ納メ致ス可カラズ候、

前々ニ差出シ来リ候品々タリ共、堅ク断ルニオヨビ候間其ノ方相心得ラレ可ク候

一、旅籠ノ儀ハ請分(宿泊代)ハ手輕ニ取銀申ス可ク候 尤モ老人

前旅籠代ハ定式私ニ候間、引合ウ様ニ致サレ可ク候

一、泊リニテ下々給仕ノ者ニ女ヲ差出シ申ス間敷ク候右ノ趣、申達シ置ク場所ニヨリ音物等ヲ差出シ度キ旨申シ聞カセ、或ハ乞ケ間

第四章 江戸時代

敷キ儀致シ候向キモ之無キ儀ニ付、別ニ申達シ候定式旅籠代ノ外ハ一切差出シ申サズ候間、請分ハ手輕ニ取銀シ、引キ合ヒ候様致サレ可ク候、乞ケ間敷キ儀致シ候テモ一所ノ外ハ相用ヒ申サズ候間、心得違ヒ之無キ様致サレ可キ候、且ツ下々給仕女差出シ候向モ場所ニヨリ之有リ候由相聞キ候、是レ等ノ儀ハ精々申達シ置キ候エドモ兎角容易ニ相心得候由ノ儀ニテ之有リ候間、此ノ度ハ決シテ右様ノ心得違イ之無キ様、泊ニ成ル本陣急度(嚴重ニ)上達申シ候

一、身延山久遠寺 一、大野山本遠寺 一、奥津山清見寺
右ノ通り巡見致サレ候間、其ノ宿々ヨリ相違無ク通達之有ル可ク候 以上

駿府御目付 榊原隼人内 中田新左衛門 寺田藤右衛門
右宿々問屋中

先触人馬ノ外馬、駕籠差懸ヲ申付ケ候節ハ印鑑ニ引キ合セ印札請取り置キ人馬差支エ無ク差出シ、跡ヨリ払方ノ者罷り越シ候テ其ノ段申達シノ御定賃錢請ケ取り申ス可キ候、印鑑持チ来ラズ候者ハ人馬ノ差出シ候儀決シテ致ス可キ事ハ無用ニ候、則チ印鑑拾七枚差出シ候間、宿々ノ問屋ヘ一枚ヅツ請取り先々相送ラレ可ク候、依テ印鑑請取帳ヲ添エ遣ハス、尤モ無賃ノ人馬差出シ候儀ハ勿論ノ事ニ候、此ノ段申シ達シ候、以上

駿府御目付榊原隼人内 中田新左衛門 寺田藤右衛門
甲府ヨリ駿府迄宿々問屋中

人馬賃錢先払勘定帳 沓冊
一、臨時人馬印鑑請取帳 沓冊
一、人馬賃錢先払帳 沓冊
式金也

一、金八両三分ト六百拾八文

覚

一、御朱印写御先触

四通綴リ合セ沓包、御印鑑拾七枚、同御添書、同宿々請取帳沓冊、人馬賃錢請取帳沓冊、両替帳沓冊、金拾兩此ノ添状書共箱入右ハ駿府御目付ノ為、榊原隼人様明後十二日 晩当所御処役等ニ付、書面ノ通り御渡シ成サレ候間、則チ差立テ申シ候、然レバ宿々御書面ノ人馬用意オキテ駿府此ノ添書共返上之有ル可キ候以上

亥九月十日

甲府御伝馬所 加藤長平

歟沢ヨリ駿府迄 宿々問屋中

以上が御目付役御巡見に当たつての人馬御先触書の全文である。宿方では朱印にある馬五匹のほか、御定賃錢払いの人足三四人を準備する義務はもちろんであるが、河内路の場合後述するように、道が險阻のため荷物はすべて分け荷して持ち運びするため、御触れ人足一人に対して三人宛、馬一匹は二、三匹、人足に代替の場合は馬一匹分を八人換算で出動したので、総計人足にして一四二人の出動を要したことになる。そのほかにも御馳走人馬あるいは添人馬と

称して多くの無賃人馬を用意するのが通常で、そのために宿方、助郷の負担が増大した。また御定賃錢どおり支払わないために宿方が損失を受けることもあった。それについては幕府でもしばしば禁令を出したが、容易に根絶することはできなかったようである。

この先触れをみると、宿泊地で祝儀や贈物を出さないこと、給仕に酌婦を出さないこと、宿泊費は御定賃錢に引き合う接待をするにと、宿泊料は遠慮辞退しないことを通達しているが、御目付の役柄上厳守されたか否かは別として、多くの場合書面上の形式にすぎないことは、第七節年貢と諸掛りの久成区蔵の御役人接待費の申し合わせ文書をもてわかる。宿方ではその負担をいきおい他の一般旅行者へ転嫁しようとした。公用継ぎ立ては宿方に損失を与えるような制度であったので、一般旅行者への転嫁は初めからわかりきっていた事実であった。

四助郷

伝馬の負担をもっとも苛酷にうけたのが助郷村である。

前記のような大通行の時、宿の常備人馬で不足の分を負担するのが助郷である。その負担は各村の助郷高に比例して出された。

助郷高は村高(貢租高)とは別に定められていたが、村高より多くなることはなかった。助郷には定助と大助との区別があつて、定助の村で不足のときに大助の村へ触れあてた。

つぎに八日市場・切石組合宿場の場合、どのように助郷が定められていたかを、つぎの宿場取定書にみてみよう。

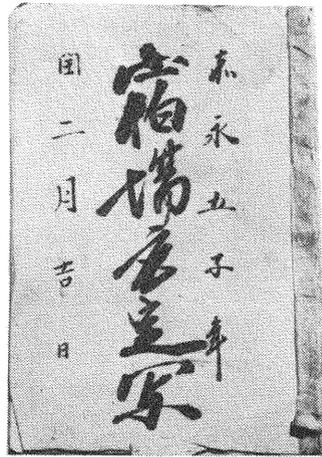
(天野晃・河西義一蔵)
宿場取定写 嘉永五(一八五二)年(訳文)
恐レ乍ラ書付ヲ以テ願上ゲ奉リ候
小林藤之助当分御領所

甲州巨摩郡

駿州奥津宿ヨリ 往還

甲府並信州下諏訪

八日市場宿 切石宿



宿場取定写

一、右ハ当宿合高式百七拾四斗三升七合(助郷高)ニテ、正月ノ内朔日ヨリ十四日迄ハ切石宿、又ノ内八日ヨリ十四日迄ハ同宿定助郷ノ寺沢村ガ切石宿名前ニテ、同宿(切石)役人宅エ別段ニ問屋ヲ相立テ、則チ同宿(切石)役人ヲ以テ御用継立テヲ仕来リ、十五日ヨリ晦日迄ハ八日市場宿ニテ、是又御継立テ相勤メ日々立人馬シ、

同宿(八日市場)ニテ馬三疋人足五人、切石ニテ馬四疋尤モ人ニテハ八人ニ替リ日々立払シ、且ツ切石宿ノ定助郷久成村ヨリ杓ケ年ニ馬七拾貳疋(月に六疋)定式相勤メ来リ、右ノ内ニテ三拾六疋(月に三疋)ヲ寺沢ニテ、三拾六疋ヲ以テ切石寺沢(原文ママ)ニテ日々立人馬エ組込ミ立払ヒ候儀ニ御座候、且ツ往還筋ノ山坂險阻ニ付キ御先馳馬老疋ハ式人掛リ人足八人ニ替リ、同断老人ハ三人掛リ、且ツ切石宿ニテ寺沢共貳拾四人、八日市場宿ニテ貳拾四人宛備エ置キ日々前書ノ立人馬ヲ遣ヒ払ヒ候上、勤メ兼テ候節ハ当番ノ宿方、右式拾四人内ヲ以テ御差支エナク御継立テ仕リ、且ツ又其ノ余切石宿ニテ御継立テ之レ有リ差掛(差欠)候節ハ同宿ヨリ右久成村エ触レ当テ凡ソ拾人位迄ハ同村(久成)ニテ相勤メ、尤モ当宿高(村高)少キ事故先規ヨリ右体ニ取計ヒ来リ候

一、前書ノ久成村・寺沢村ノ儀ハ切石エ定助郷、八日市場ノ助郷相勤メ、且ツ御目附様並ビニ外ノ諸家様方御通行ハ御目附様ニ準ジ候、都テ御継立テ等ノ節ハ当番宿方並ビニ左ノ村々エ触レ当テ候、同郡西川内領 久成村 寺沢村 手打沢村 大塩村 平須村 矢細工村 中山村 古長谷村 江尻窪村 梨子村 福原村 遅沢村 夜子沢村 伊沼村 飯富村 西島村 箱原村 長知沢村 鳥屋村 都川村

右久成村外杓ケ村並ビニ兩宿大助郷、手打沢村外拾四ヶ村助郷ノ合高千五百九拾五石式斗八升杓合ニテ、前文御通行並ビニ大通行共杓宿分式拾四人ハ一体ニ備エ置キ、当番宿方式拾四人ノ分、並ビニ右拾七ヶ村ニテ是迄取計ヒ来リ候、去ル卯ヨリ三ヶ年平場(平均)凡ソ百八拾人位迄ハ右村々エ触当テ相勤メ申シ候

一、其ノ余ノ大通行ノ砌リハ当番宿方、並ビニ前書久成村外拾六ヶ村ヲ組込ミ、凡ソ人足四百人位迄ハ兩宿大助郷ヲ左ノ村々エ触当テ相勤メ申候

同郡同領 十谷村 笹走村 樽坪村 手打沢村 塩ノ上村 葉袋村 八代郡東川内領 楠甫村 羽鹿島村 落居村 宮原村 葛籠沢村 鴨狩津向村 三沢村 車田村 切房木村 道村 水船村 柴草村 樋田村 熊沢村 岩下村 寺所村 五八村 嶺村 久保村 大山村 大磯小磯村 上田原村 下田原村 一色村 宮木村 岩間村 右三拾貳ヶ村助郷ノ合高千四百貳拾八石六斗杓升四合ニ右ノ分ヲ触レ当テ相勤メ来リ候

一、其ノ余ノ大通行ノ砌リハ当宿方並ビニ久成村外拾六ヶ村、十谷村外三拾杓ヶ村一同エ組込ミ兩宿ノ大助郷ノ内左ノ村々エ触レ当テ候

巨摩郡西河内領 京ヶ島村 草塩村 保村 西之宮村 黒桂村 早川村 大原野村 新倉村 湯島村

右九ヶ村助郷ノ合高貳百四拾杓石杓斗五升式合ニテ相勤メ来リ候、右御尋ネニ付キ、是迄当宿ニテ御継立テ仕リ候振合御調べニ付キ、申上ゲ奉リ候処、少シモ相違御座無ク正人馬(金納でなく人馬の美働)ニテ相勤メ来リ候、依テ宿方並ビニ定助郷・大助郷惣代共一同連印ヲ以テ申上ゲ奉リ候、以上

小林藤之助当分御領所

甲州巨摩郡 八日市場村役人物代 長百姓 牧 平 ④
切石宿役人物代 長百姓 新太郎 ④

右切石宿定助郷八日市場宿助郷

同郡寺沢村役人物代 名主 三左衛門 ④

右同断同郡久成村右両宿大助郷

同郡手打沢村外三拾ヶ村惣代

右箱原村 長百姓 佐重郎 ④

右両宿大助郷八代郡桶甫村外貳

拾五ヶ村之内貳拾五ヶ村惣代

右三沢村 名主 勝右衛門 ④

御奉行所様

前年ノ通り久須更佐渡守様エ差上ゲ奉リ候間、是レ迄宿方並ビニ助郷ニテ御継立テ方取り斗ヒノ向キ御調べニ付キ則チ差上ゲ奉リ候

処、御聞濟ミニ相成リ依テ向後違論之レ無キタメ、惣代一同連印為シ仕リ取替シ置キ申ス処件ノ如シ

午十月

右 牧 平 ④

新太郎 ④

三左衛門 ④

佐重郎 ④

勝右衛門 ④

以上の宿場取定書をか条書に要約すると、

1、一月の内一日より一四日まででは切石宿（内八日より一四日まで寺沢村）で、一五日より月末までを八日市場宿が継ぎ立てる事。

2、八日市場は毎日、馬三匹と人足五人で、切石は馬四匹、人足の

場合は馬一匹を二人勘定、つまり計八人で出勤すること。

3、右は正規だが、実際は河内路は山坂道で危険なため、分け荷せねばならず、先触れ馬一匹に馬方が二人つき、人足代替の場合は馬一匹を八人換算、人足一人を三人換算で勤めること。

4、切石宿の定助郷久成村は一か年に馬七匹（月六匹）をさし出し、うち半分を寺沢へ、半分を切石の人馬継ぎ立てへ組み込むこと。

5、切石宿（含寺沢）・八日市場宿共二四人宛常備し、前記の平日継立人馬で不足の過荷は、当番宿方（上半期は切石・下半期は八日市場宿）の常備二四人の責任で補充し、切石の場合二四人で不足する継荷は定助久成村から一〇人までは補充すること。

6、前記以上一八〇人位までの触れ人足の大通行の際は、久成・寺沢は切石の場合は定助として、八日市場当番の際は助郷として組込み、そのほか手打沢ほか一四か村で継ぎ立てする。その場合当番でない他宿二四人は困人馬とし、（常備人馬を全部使いきると火急の用に間に合わないという理由で）待機しておくこと。

7、前記以上人足四百人位までの大通行の時は、さらに東西河内近郷三二村に広げて大助郷を触れ当てること。

8、四百人以上の大通行の場合は、さらに早川入り奥村九か村を追加して大助郷を触れ当てること。

以上の人馬触れ当ては、当番宿方の責任において行なわれた。

助郷村は御定賃金を得ているから農閑期とか、御定賃金が通常賃金に近ければ若干の利益はあったが、御用旅行は多く夏から秋へかけての農繁期であり、御定賃金は慶応元年の村方文書によれば相対

賃錢（一般旅客賃錢）の六分の一、七分の一となり、なんらの利益もなくなくなった。川東諸村の場合は岩崎の渡しを廻り道し、早川入り諸村の場合は往復に一、二日を要してもその足錢はまったく無償であった。また添人馬など余分の人馬のため、はなはだしい時には一人分の賃錢は二、三文にもならず、そのため助郷村では出動者に足し錢を与えねばならず、その負担は村民全部へかかってきた。したがって村入用のうち助郷の負担がもつとも大きなものとなり、幕末になり人馬の使役が増加するにつれ、助郷費は村入用の三、四割、はなはだしきは七割近くもした。助郷村は天下の農民中もつとも苦痛を受けたといわれるゆえんである。従って助郷触れ当てにかかわる宿方と助郷村との出入もしばしば起り、文化一〇年一二月、勘定奉行御普請役通行時の飯富村の大助郷触れ当て拒否、安政元年一月、御代官寺西直次郎が甲府代官所へ所替えの際の人足三百人の大通行時の東河内領諸村の触れ当て拒否、安政五年四月、御目付身延山参詣時の人足三四五人の大通行時の岩間村の触れ当て拒否等々、幾多の出入文書が残されている。大助郷飯富村の場合は、早川増水のため小侯ができた時は川越し労務が増すため、両宿へことわつて人馬をさし出さないことで結着している。

これら人馬触れ当て出入は、宿方にすれば御馳走人馬、添人馬もあつて先触れ人馬よりおおめに割り当てねばならなかつたらうが、助郷村にしてみれば、過当人馬をどんぶり勘定に触れあてられる不信の拒否であつたりして、つまるところその紛争の根因は、駿州往還の御定賃錢が、幕府道中奉行の支配下にある五街道、いわば国道に比べて不当に安くおさえられていたところにあつた。もともと五街道の場合でも引き合わない公用賃錢が、脇往還するためにさらに低くおさえられ、それがいかに河内農民に苛酷な犠牲を強いる結果になつたかは次の人馬賃錢割増願書に明らかである。

〔寺沢・河西義一蔵〕（訳文）

嘉永七年（一八五四）
宿々人馬賃錢割増願書写
寅ノ閏七月 日
巨摩郡 寺沢村

乍ラ恐レテ書付ニ奉リ願上ニ候

当御代官所

甲州巨摩郡

荊沢村

同州河内領

切石村

八日市場村

下山村

南部村

万沢村

右七ヶ村役人一同申上ゲ候、私共村々ノ儀信州ヨリ駿州エノ往来御
繼立ヲモ相勤メ右ノ内切石村、八日市場村ハ半月宛繼合ニ之有リ、
畠人馬並ビニ助郷高ハ村々不同ニテ、荊沢村、鰍沢村、万沢村ニハ
大助郷而已ニテ定助郷之無ク、其ノ余ハ定助郷大助郷共之有リ、
人足賃錢御定ノ儀ノ起立定カト相分リ兼ネ候エドモ、宝永年中（一
七〇四—一〇）御改正ニ御座候趣キ申伝エ、其レ以来右定賃錢ヲ以

テ人馬繼ギ立テ宿役動メ罷リ有リ候、信州ヨリ繼ギ来リ候分ハ甲州
 蕪崎宿ヨリ駿州蒲原村迄、五拾町ヲ卷里ノ道法ヲ以テ拾九里余中六
 ケ所、甲府ヨリ繼ギ来リ候分ハ同所ヨリ右蒲原村迄右同断ニテ道法
 武拾里余中五ヶ所ニテ繼ギ立テ、イヅレモ繼場遠ク難渋ノ上、河内
 領ノ儀ハ別ヶテ山坂難所多ク、諸物悉ク分ヶ荷致サズ候テハ持運
 ビ出来兼テ候ニ付、御触人足疋人ニ三人宛罷リ出、馬一疋ハ武疋カ
 三疋ニテ繼ギ立テ、殊ニ往還筋ニ谷川數ヶ所御座候ニ付、小雨ニテ
 モ出水致シ道橋等油断無ク手入イタシ候エドモ、時々損所出来、
 別テモ冬分ハ大雪多ク馬ノ通路差支エ候儀間々之レ有リ、右体ノ節
 ハ馬荷ノ分ハ人足ニテ持送り候ニ付、疋疋分ノ荷物ハ八人宛相懸リ
 年々多分ノ弁金相立テ、夫レノミナラ須追々錢相場ノ儀下落イタシ
 諸色ハ高値ニ相成リ内損夥シク難渋仕リ候ニ付、寛政十一未年中
 (一七九九)堀谷文左衛門様御役所エ人馬賃錢ノ割増ノ儀ヲ願上ゲ
 奉リ候処、五街道ノ外ハ難シト仰付ケラレシ旨御下知ノ趣仰渡サレ
 当惑仕リ、村々打寄り種々相談仕リ候エドモ別段ノ仕法モ御座無
 ク、追々ニハ諸色直段引下リ錢相場ノ儀モ以前ニ復シ候儀之有ル可
 キ見込ミヲ以テ、人馬役ノ者エモ右等ノ趣ヲ精々申論シ、当分取統
 ノタメ村入用ヲ以テ相当ノ増錢イタシ遣シ御繼立ニ差支エ無キ様ニ
 取斗ヒ罷リ在リ候処、次々ニ村入用相嵩ミ其上違作統等ニテ一同困
 窮ニオヨビ、人馬數追々ニ相減シ御繼高ハ連々相増シ、就中近年ハ
 身延山參詣ノ武家様方ノ御往来繁ク難渋ニオヨビ候ニ付、天保十四
 卯年(一八四三)ニテ高山又藏様御代官所エ右ノ趣キ願上ゲ奉リ候
 所、御用道中ノ外ハ、人馬賃錢等御定メニテ繼立テ申サズ候向ノ
 処、仏閣等參詣ノ武家ノ御定賃錢ニテ繼立候モ之レ有リ難キ儀ノ由

申立ニ付キ、以来御用ノ外ハ御定メニテハ決シテ繼立テズ、相對賃
 錢ヲ請取ル可ク、若シ彼是申シ掛リ候族モ候ハバ、留メ置キ支配役
 所エ申出可ク、尤モ御三家方、御三卿方並ニ右奥向ノ衆、名代ハ是
 迄ノ通り追テ取調ノ上沙汰及ブ可キ旨仰セ渡サレ候、然ル処奥向ノ
 御方様御名代、其外諸家様御往来ノ儀モ連々相増シ、寛政ノ頃迄ハ
 七ヶ村ノ弁金老ヶ年凡ソ金百兩余位ノ処近年ニ相成リ候テハ凡ソ金
 四百兩余ツツ相懸リ、尤モ錢相場ノ義ハ寛政度以来格別ノ高値ハ御
 座無ク候エドモ、宝永年中ノ賃錢御定ノ頃ハ甲金老兩ニ付、錢四貫
 文ヨリ四貫貳百文位ノ処、當時(現在)ノ錢七貫七百文位ニ之有
 リ(一・九倍)其ノ上近来ハ引続キ米穀ヲ始メ諸色値段段亦増方高値
 ニ相成リ、必至ト難渋ニ及ビ人馬ノ者共取統兼テ候段相歎キ事実難
 儀ノ段ハ相違御座無ク候エドモ、是レ迄年々ニ多分ノ足錢村價ヒニ
 相成リ、此ノ上増錢等遣ス可キ手段御座無ク、勿論是迄數十年來ノ
 内損弁金子ニ窮迫仕リ、村々一同悉ク難渋ニ陥リ向後弁金償ヒノ取
 斗ヒ方御座無ク候、御繼立テ差支エ候ハ歴然ノ儀ニ御座候間、何卒
 御救ノ為、人馬賃錢五割増ヲ仰付ケラレ度キ旨去戌年(嘉永三)九
 月中願上ゲ奉リ候処、脇往還ノ人馬賃錢ノ割増シ、殊ニ無年季ノ願
 ノ義ハ不容易ノ義ニテ御詞成サレ難ク候間、精々取統キ方勘弁イタ
 シ願上ゲ仕ル可ク旨再心御利解ノ上願出モ御下ゲニ相成リ候ニ付、
 村々篤ト談判仕リ候処、一体甲州道中並ビニ甲府ヨリ信州迄ノ往還
 等ハ同國中ニテモ、三拾六町ヲ卷里ニテ繼場モ近ク候上、先年ヨリ
 御割増モ仰付ラレ之有リ候所、私共村々ノ儀ハイヅレモ五拾町一里
 ノ場所ニテ、殊ニ繼場遠ク候故ニ一度ノ御繼立テニ一日宛相掛リ、
 外々ノ稼致シ候間モ御座無ク難渋ノ上、前書往還筋ニ見合候テハ、

元来元賃^{モトシヤセ}少ナク、殊更御割増モ御座無ク候ニ付、是レ迄年来ノ弁金等右宿々トハ内実^{ウチシツ}ハ格別ノ相違ニテ実ヲ以テ村々困窮ニ陥リ候段、前書ニ申上ゲ奉リ候通りノ次第ニ御座候間、何レニモ御救ノ御沙汰御座無ク候テハ、取継方置法ノ勘弁モ御座無ク候、再応願上ゲ奉リ候ハ恐レ多キ御義ニ御座候エドモ、何卒格別ノ御憐愍ヲ以テ当亥(一八五一)ヨリ来ル寅(一八六六)迄拾五ヶ年ノ内、人馬賃錢三割増仰付ケラレ下シ置カレ度ク、然ル上ハ右年限中ニ仕法^{シホウ}仕リ、困窮立直リ候様ニ仕ル可ク候、右願ノ通り仰セ付ケラレ下シ置カレ候ハバ村々一同相助^{シタケ}リ、莫大ノ御仁恵^{ニシツケ}ト有難キ仕合^{シヤウセ}ニ存ジ奉リ候、以上

(一八五一)
嘉永四年六月

市川御役所	下山村	八日市場村	切石村	鰺沢村	荊沢村
百姓代	名主兼問屋	問屋兼名主	問屋兼名主	名主	問屋
新五右衛門	喜代平	万兵衛	清吉	惣左衛門	利兵衛
	茂兵衛	三代松	新太郎	長次右衛門	市川文蔵
		万兵衛	新太郎	弥五左衛門	
		万兵衛	新太郎	長五左衛門	
		万兵衛	新太郎	惣左衛門	
		万兵衛	新太郎	惣左衛門	
		万兵衛	新太郎	惣左衛門	
		万兵衛	新太郎	惣左衛門	

御尋ニ付^テ書付^ツ奉^リ申上^ゲ候

寛政度	一金五兩貳分	荊沢村
当 時	一金貳拾五兩	
寛政度	一金貳拾五兩	鰺沢村
当 時	一金九拾五兩	
寛政度	一凡金四兩貳分切石村	
当 時	一凡金拾九兩	
切石・八日市場両村之儀ハ鰺沢村ヨリ下山村、波木井村迄御乗船之御方モ有 ^レ 之候ニ付弁金高相違仕候		
寛政度	一凡金五兩	八日市場
当 時	一凡金貳拾壹兩貳分	
寛政度	一凡金貳拾貳兩下山村	
当 時	一凡金九拾六兩	
寛政度	一凡金拾五兩	南部村
当 時	一凡金六拾五兩	
寛政度	一凡金拾七兩	万沢村
当 時	一凡金七拾五兩	
万沢村之儀ハ駿河蒲原村松野村両村継立之儀ニ付南部村弁金高ト相違仕候		
以上		

右ハ御伝馬御用継立方村々ノ凡弁金之分書付ヲ以テ申上候

市川御役所	万沢村	重左衛門
宿々道法並人馬賃錢取調帳	荊沢村	迄道法三里半
人足壹人	錢八拾九文	
本馬壹疋	錢百八拾壹文	
輕尻壹疋	錢百貳拾貳文	
荊沢村ヨリ鰺沢村迄道法壹里半		
人足壹人	錢貳拾壹文	
本馬壹疋	錢四拾貳文	
輕尻壹疋	錢貳拾九文	
鰺沢村ヨリ切石村迄		
八日市場村	牧	平
下山村	喜	与平
南部村	清	之丞
荊沢村	利	兵衛
鰺沢村	長次	右衛門
切石村	新太郎	
以上		

道法貳里三十八丁

人足耆人 錢八拾七文

本馬耆疋 錢百七拾八文

輕尻耆疋 錢百貳拾貳文

切石村ヨリ下山村迄耆里廿三丁

人足耆人 錢四拾貳文

本馬耆疋 錢八拾四文

輕尻耆疋 錢五拾六文

下山村ヨリ南部村迄道法四里半

人足耆人 錢百貳拾九文

本馬耆疋 錢貳百五拾八文

輕尻耆疋 錢百七拾八文

南部村ヨリ万沢村迄同斷三里

人足耆人 錢八拾三文

本馬耆疋 錢百七拾壹文

輕尻耆疋 錢百十七文

万沢村ヨリ宮原村迄同斷三里

人足耆里 錢八拾三文

本馬耆疋 錢百七拾壹文

輕尻耆疋 錢百拾七文

右 寄

葦崎宿ヨリ駿州完原村迄

道法拾九里十九丁 此丁數九百

六十九丁 但耆里五十丁

人足耆人 錢五百五拾文

平均十丁ニ付 錢五文五分

本馬耆疋 錢耆貫五百文

平均十丁ニ付 錢拾文九分

輕尻耆疋 錢七百四拾貳文

平均十丁ニ付 錢七文七分

甲州道中

栗原宿ヨリ石和宿迄

道法耆里貳拾丁

人足耆人 元貨錢 三拾壹文

割増貨錢三拾六文

本馬耆疋 元貨錢 六拾貳文

割増貨錢七拾壹文

輕尻耆疋 元貨錢 四拾貳文

割増貨錢四拾八文

石和宿ヨリ甲府迄道法耆里拾九

丁

人足耆人 元貨錢 三拾六文

割増貨錢四拾壹文

本馬耆疋 元貨錢 七拾三文

割増貨錢八拾四文

輕尻耆疋 元貨錢 四拾六文

割増貨錢五拾三文

信州往還

甲府ヨリ葦崎宿迄

道法三里貳拾壹丁

人足耆人 元貨錢 八拾九文

割増貨錢百六文

本馬耆疋 元貨錢 百八拾壹文

割増貨錢貳百拾貳文

輕尻耆疋 元貨錢 百貳拾貳文

割増貨錢百四拾文

葦崎宿ヨリ台ヶ原迄道法四里

人足耆里 元貨錢 百貳文

割増貨錢百拾七文

本馬耆疋 元貨錢 貳百六文

割増貨錢貳百三十六文

輕尻耆疋 元貨錢 百三拾四文

割増貨錢百五拾四文

右 寄

栗原宿ヨリ台子原迄

道法拾里貳拾六丁

此丁數三百八拾六丁

但耆里三十六丁

人足耆人 元貨錢貳百六拾四文

平均拾丁ニ付六文五分

割増貨錢三百四文

平均拾丁ニ付七文五分

本馬耆疋 元貨錢 五百三拾文

割増貨錢 六百拾壹文

平均拾丁ニ付拾五文貳分

輕尻耆疋 元貨錢三百四拾八文

割増貨錢四百三十三文

平均十丁ニ付 拾文

元貨錢ニ差引

道法拾丁人足耆人ニ付

錢壹文減 耆割八分余

本馬耆疋ニ付

錢貳文三分減 耆割四分余

輕尻耆疋ニ付

錢壹文三分減 耆割壹分余

御割増貨錢ニ差引

道法拾丁人足耆人ニ付

錢貳文減 三割六分余

本馬耆疋ニ付

錢四文三分減 三割九分余

輕尻耆疋ニ付

錢貳文六分減 三割五分余

右ハ甲州道中同國栗原宿ヨリ信

州往還甲州台ヶ原宿迄人馬貨錢

右宿々ニ問合ノ上拾丁当リ増減

差引ヲ取調ベ候処、書面ノ通り

御座候 以上
嘉永四亥年五月 日

当所御代官所

巨摩郡荊沢村問屋 利兵衛

鵜沢村同断 長次右衛門

切石村同断 新吉

市川御役所

八日市場村 万兵衛

下山村同断 喜代平

南部村同断 清之丞

万沢村同断 重左衛門

以上の七か宿人馬賃銭割増願書の訴状を要約すれば、
1、河内路の御定賃銭は、宝永年中より今日まで百五十年間すえ置かれたままであるが、五街道である甲州街道の場合は、同じ国内にありながらしばしば割増しがなされていること。



七ヶ宿願書写
(寺沢・河西義一氏蔵)

河内路の場合、寛政一一年、天保一四年と割増賃銭をくり返し願い出ても脇往還なる理由で認められず、たんに御定賃銭は公用の場合に限ることにし、身延参詣等の私用は相対賃銭にする^{おたが}ことといふ、いってみれば旧規の再確認の空文にすぎないこと。

2、甲州街道は正規の三六町をもって一里としてゐるが、河内路は五〇町をもって一里とし、同じ一里の御定賃銭でも実賃金は河内路が低額であること。継ぎ立て区間も葦崎蒲原間一九里余に六か宿、甲府蒲原間二〇里余に五か宿だけで、一区間の距離は平均三、四里となり、人馬継ぎ立ては結局一日仕事になってしまふこと。
3、これを一〇町ごとの両者の賃銭で比べると、甲州街道の元賃銭と比べても、人足一人に付き一割八分余、本馬一匹に付き二割四分余、軽尻一匹に付き一割一分余低く、改定割増賃銭と比べれば、同じく三割六分余、三割九分余、三割五分余も安い御定めであること。
4、しかも河内路の場合は難所が多いため、継ぎ荷はすべて分け荷しなければならず、御触人足一人分を三人で、馬一匹分を二、三匹で、人足替えの場合は、馬一匹分を八人（通常は二人換算）で継ぎ立てるから、一人当たりの手取り賃銭は三分の一以下になってしまふこと。
5、やむを得ず減額分を村費で弁償してきたが、その弁償額が寛政度は切石、八日市場の場合、年四、五両であったものが、幕末になるにしたがい公用継ぎ立てが増加し、現在では年額一九、二一両と約五倍にのぼり、これ以上の村費負担はいかに算段してもとうてい不可能であること。
6、一方、主食を始め諸物価は高騰するばかりで、貨幣価値も宝永年中の御定賃銭のころは、甲金一兩は銭四貫文相場であったものが、現在は七貫七、八百文くらいとなり、およそ半分の貨幣価値に下落してしまつてゐる。

このように甲州街道筋の宿場の元賃銭、割増賃銭と詳細に比較し

た資料や、寛政度と現在の各村の弁償金額の比較資料まで添えてその不合理さを明らかにし、向こう一五か年間の期限つきで三割方の割増賃金を願ひ出たのであるが、代官にはいっこうに聞き入れられず、その間困窮のすえの伝馬役返上願も却下され、脇往還としての不利の立場はついに明治維新の改革に至るまで変わらなかつた。

慶応元年の願書によれば、一般旅客荷の相对賃錢に比べて「六分一から七分一」というまづたく無償に等しいものであつた。

また、明治五年の陸運会社設立に伴う改定人馬賃錢表と比較してみると、人足一人についての切石・緞沢間の従来の御定賃錢八七文が一貫百三十文と一倍になり、八日市場までの御定賃錢一五文が四百八十七文と実に三二倍の改定である。いかに旧幕時代の伝馬役が助郷村々にとつて迷惑な負担であつたかがうかがいしれよう。

陸運会社人馬賃錢表 駿州往還切石駅（河西義一蔵）

- 駿州往還緞沢駅エ 里程式里廿六丁
- 一、人足耆人 賃錢耆貫百三拾五文（八拾七文）
 - 一、宿駕籠耆挺 〃〃式貫八百式拾八文
 - 一、乘駕籠耆挺 〃〃三貫九百五拾九文
 - 一、引戸駕籠耆挺 〃〃四貫五百式拾四文
 - 一、馬耆足 〃〃式貫四百八拾八文（百七十八文）
- 駿州往還八日市場駅江里程拾八丁
- 一、人足耆人 賃錢四百八拾七文（拾五文）
 - 一、宿駕籠耆挺 賃錢四百八拾七文

一、乘駕籠耆挺 〃〃六百八拾式文

一、引戸駕籠耆挺 〃〃七百八拾文

一、長棒駕籠耆挺 〃〃九百七拾五文

一、馬耆足 〃〃四百式拾九文

但シ右賃錢ノ内耆割五分会社諸入費トシテ刳錢

一、人足耆人 七貫目持

一、馬耆足 四拾貫目持

右ヨリ過貫目ノ分ハ右割合ヲ以テ賃錢受取り申ス可キ事
 繼立テ方仰セ渡サレ候ニ付、書面ノ賃錢表ニテ御請負仕り遲滞無
 ク繼ギ立テ申ス可ク、尤モ会社申合書並ビニ規則書ノ義ハ別紙ニ
 取調ベ差出シ申ス可ク候、依テ此ノ段申上ゲ候、以上

（明治五）
 壬申五月廿三日

右駅 陸運会社
 惣代 依田利兵衛

遠藤丈右衛門

天野兵八

同 新太郎

依田常兵衛

山梨県 相川信義 様

(五) 幕末の他国余荷人足

助郷村々にとつてさらに迷惑な負担が幕末に訪れた。それは他国への余荷（臨時負担）人足である。

尊王佐幕の論争が世を風びしていた幕末、幕府はその退勢を回復するために公武合体の策を立てて、孝明天皇の妹君和宮親子内親王

の將軍家茂への降嫁を強請し、和宮は文久元(一八六一)年一〇月二六日京都を出立し、中仙道から江戸城入りとなった。この大通行の荷物の継ぎ送り人馬が甲斐国へも割り当てられてきた。すなわち、和宮様

御下向ノ節、宿継人馬多ク入り候間、左ノ村々中山道下諏訪宿ノ助郷申付ケ候条、問屋方ヨリ相触レ次第入馬遅參致サズ、滞リ無ク差出シ相勤メ可ク申シ候、尤モ當時(現在)年季休役中ノ分モ今般ノ御用ニ限り是レ又相勤メ可キモノ也、

西(文久元年)九月十四日 隠岐印(勘定奉行酒井隠岐守)

そして同月二六日付で、下諏訪宿の問屋、年寄(問屋の補佐役)連名で、

今般

和宮様御下向ニ付、其村々当宿エ当分助郷仰付ケラレ候ニ付、先達テ御仰書相廻シ御承知之レ有ル可ク、右ニ付キ村高承知イタシ度ク候間、一村限り別紙案文ノ通り御認メ、来ル四日迄ニ村々名主組頭百姓代右三判御持參、御名主中御自身ニテ下諏訪エ御出張云々、これに対して各村々は、郡中惣代を出張させて談判し、その結果帰国して助郷人足を取りきめた。

一〇月二八日付で市川御役所から助郷出立の用意に布達があり、
一、小田原提灯を人数三人に巻張位に用意致す可し。
一、高張提灯四五ヶ村組合にても、又は一村巻張にても用意致す可し。何国・何村と大文字に相記し目印に致す可し。

一、雨具の類、みのにても背負座にても有合せの品竹拔、わらじ等銘々持參すべし。

一、餅、干飯の類、夫喰に相成る可き品、水呑碗等を持參の事。
一、急病人の為、気付薬を用意すること。
一、寒気強き土地故衣類は余分に着用の事。
等々の注意があった。

また一〇月二九日付き市川御役所の廻達も届いて一月初旬および一週間吹雪をついての長野県諏訪宿への助郷役となった。この余荷助郷は各村にとつて大きな負担となり、八日市場村の枝郷大子山と宿方との村方出入文書にも、

「西(文久元年)十一月中和宮様御下向ニ付キ、中山道沓掛(軽井沢近村)外式ケ宿エ助郷仰付ケラレ候節云々」とこの時の助郷人足の部落触れ当てのもつれに端を發し村役人の争奪紛争におよぶほど、助郷諸村に大きな動揺を与えた。各村の触れ当て人足や費用がどの程度であったかの詳細文書はみあたらない。

幕末の余荷人足はそれだけではすまなかつた。
元治元(一八六四)年七月、京都に起こつた蛤御門の変から幕府は長州征伐を企て、徳川慶勝を総督に松平慶永を副総督として、薩摩・肥後・筑前以下二四藩を動員して、八月一三日戦いを開始した。なお春には將軍の親征進發に備えて東海道筋宿々に御用継ぎ立ての人馬の用意が触れ出された。よもやと思つていた甲州にまで人馬の割り当てがあつた。

今般
御進發ニ付、御用物継ぎ立テヲ始メ御供役人多人数通り候、東海道奥津宿継立人馬不足ニ付キ同宿役人共ヨリ対談次第、

御進発御用ノ継ギ立テニ限り、相当ノ賃錢請取り出、人馬滞り無く差出シ、差支エ相成ラザル様、示談^シ逐ゲ可ク取計ウモノ也
 (元治元年)
 子十二月十一日

甲州巨摩郡 河内領ノ内廿壱ヶ村 佐渡肥前

西郡筋ノ内 清水村外四拾五ヶ村

先年の和宮様御下向にさんざんの目にあつた経験から村々は驚き、市川役所に哀願・嘆訴して免除をまつていたが詳報がない。ようやく翌元治二(一八六五)年三月二〇日付で奥津宿役人から、

今般御進発仰セ出サレ、御印状宿方エ御下ゲ渡シ相成り候ニ付、早速其ノ御村々エ相廻シ、請印ノ儀申越ス可キノ所、其ノ内御進発遊バサレズ御模様モ之有リ候ニ付、且ツ遠方ノ義見合セ罷リ在リ候処、弥ハリ御進発ハ遊バサレズ旨御達シ之有リ候云々、

長州は一月恭順の意を表し、降伏を請うたので將軍の進発は沙汰止みとなつたわけである。だがその後降伏の条件をいっこうに具現しなかつたので、幕府内部からは再征の声が起こり、とにかく將軍自ら長州処分に当たるため、大阪までもと再び進発となつた。奥津宿役人は、三月二〇日の「御進発遊バサレザル旨御達シ之レ有候」の通知に、三月四日付の新しい印書の写しを添えてきた。

西河内領のうち二一か村、巨摩郡西郡筋のうち四六か村は、東海道奥津宿へ割り当てられたが、同様文書を東河内領に属する宮木村の「御用留書」(宮木・高野真蔵)に見ると、

今般御進発ニ付、御用物継ギ立テヲ始メ御供役人多人數通行シ、人馬多ク入り候間、右御用日割中ノ継ギ立テニ限り、左ノ村々東海

道吉原宿エ当分助郷申シ付ク間、右宿役人共ヨリ相触レシ次第、人馬滞り無く差出シ、宿助郷平等ニ割合相勤ム可キモノ也
 (慶応元年)
 五月四日(元治二年は四月八日に慶応となる)

豊前御印 佐渡御印

とあるように東河内領の場合は吉原宿へ割り当てられた。

幕府は四月一二日再征長の軍を起こし、將軍も急ぎ進発を決定し、市川代官も五月、助郷人足の割り当てを触れ出した。前記宮木村の「御用留」記録によると、

覚

一、人足式百八拾七人

上田原村外四ヶ邑

一、人足百四拾三人半

正人足勤メ 凡ソノ積リ

一、金八両也

繼人足百四拾三人 凡ソ積リニ付、追テ勘定相立テ可ク候

右ハ今般御進発ニ付、東海道吉原宿エ当分助郷仰セ付ケラレ、書面ノ人足並ビニ買上ゲ賃錢差出シ候ニ付、慥ニ相違無く請取り、各々相勤メ申ス可ク候、以上

慶応元年五月廿六日

助郷物代 八郎右衛門

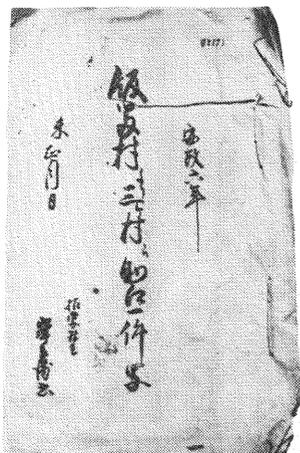
五左衛門

六左衛門

文 蔵

弥右衛門

右五邑ノ兼代



飯富村助郷拒否の出入文書

上田原邑 五右衛門 殿
下田原邑 市太郎 殿

とあり、上田原・下田原・宮木・一色等五か村に計二八七人の多数が徴用されている。うち半分は正人足で出勤し、残り半分はさしあたり八兩を金納し、現地での雇い上げ人足で責めを果している。

同様に奥津宿より遅沢村ほか四二か村の西河内領へも人足七〇〇人、馬八〇匹を触れ当てられたが、駿州往還七か宿（荊沢・鯨沢・切石・八日市場・下山・南部・万沢）から道中奉行所へ「余荷人足御免除嘆願書」（河西義一蔵）が出され、辛うじて伝馬宿だけは除外された。

久成村も、切石宿の定助郷として嘆願したが受け入れられず、二三名が動員されている。（慶応元年、御進発ニ付御褒賞銀請取帳・久成区蔵）徴用された留守村では、その間無頼の徒や無宿、浪人等の反乱、侵入等の警戒のため、村議定で夜警等をつとめさせられている。（久成区蔵）

先に和宮の downward 正人足を和田峠の風雪にさらし、今度は將軍征長出陣に、東海道宿問屋からどんぶり勘定の過当人足を割り当てられ、多額の雇い上げ金を強制された幕末農村の苦難の姿がしのばれるのである。

(六) 陸運会社の発足

宿駅制度は明治維新によって廃止された。明治元年三月、従来の助郷制度を改めて全国同一に負担させようとしたのはその第一歩で、六月には問屋役人や助郷惣代が廃止されて伝馬所取締役を選挙制で選ぶこととし、三年になると駅法改革で取締役もやめ、駅通事務は官の手で扱うことになり、県官が出張して管理した。そして人馬継ぎ立てを公定賃銭で行なうことを廃し、相対雇いによることを勧めた結果、明治五年五月、人馬継ぎ立ては相対賃銭によって陸運会社が営むことになった。（三九二ページ陸運会社賃銭表参照）

御請書

（寺沢・河西義一蔵）

巨摩郡切石駅、八日市場ノ義、従来一ヶ月ノ内上十五日切石、下十五日八日市場駅ニテ御用継立テ来リ候処、今般御改正ニ付、両宿合併仰付ケラレ候、就テハ両宿ノ内一宿エ会社相建テ申ス可キノ処、何分取り極マラズ候ニ付、御差図願上ゲ奉リ候処、追テ御見分ノ上、下シ成サレ夫レ迄ハ両宿共順駅ニテ継立テ致シ、諸事差支エ無キ様取計ウ可ク旨仰セ渡サレ承知畏ミ奉リ候、仍テ御受書差上ゲ奉リ候処、件ノ如シ、

（明治五年）
壬申五月十七日

巨摩郡切石駅 長百姓 遠藤 丈右衛門

八日市場宿

天野 兵八

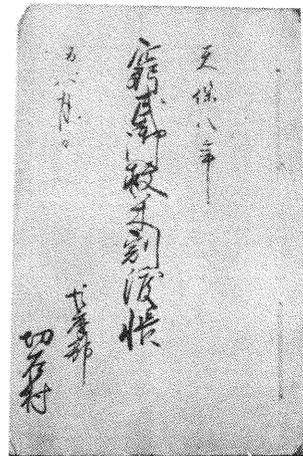
望月 半右衛門
若尾 良右衛門

このようにして律令制度から続いた宿駅制度は、無賃または安価に労力を徴収した矛盾が根本となつて、さまざまな波紋を郷土史に刻んでその終焉をつげたのである。

第十六節 天保飢饉と一揆

(一) 三大飢饉

江戸時代には一三〇回もの凶作と飢饉があり、そのうち全国的飢饉だけでも三五回あった。たまたま天候異変が多かつたということもあるが、基本的には社会体制そのものに起因した政災であつた。封建領主が全国に割拠しており食糧のない地域へ大量輸送できないような社会体制ではなかつたからである。なかでも三大飢饉といわれたのは、享保一七（一七三二）年・天明三（一七八三）（一七八七）年・天保四（一八三三）（一八三六）年のものであつた。およそ五〇年の周期をもつて襲つてきている。平時においても苛酷な年貢に慢性的な窮乏生活をおくっている農民が、この飢饉に遭遇して生活難のどん底に陥つたことはいうまでもない。



きゆうみんおすくいまいわりわたし
窮民御救米割渡帳
(切石・天野晃氏蔵)

(二) 享保の飢饉

享保の飢饉は天候不順と夏におこつた蝗の害によるもので、西日本が特にひどく飢え人数三〇万余、死亡者六千人といわれている。甲斐の場合、享保一三年七月の日川の大水害の遭難状況を詳記した「享保水損物語」も残され、末語は「霖雨の上にて大雨あらば兵糧、要具取かたづけ、足手まといを他処に移し、扱其上で水を防ぎかならず資材に心を残し身をあやまつ事なかれ、其身其時のみにあらず、永く子孫に愁恨を残さん事定か為る也、よつて言葉をそゆ、用控人々之機に随へ、末代への遺物に此の物語りかき記しをはんぬ」と惨害に対する教訓で結ばれている。

いま享保の飢饉時における郷土河内地方の状況を夜子沢区蔵の文書に見てみよう。

乍^ラ恐^レ以^テ書^フ奉^リ願^上ニ候

(夜子沢区蔵・沢文)

一、甲斐国巨摩郡西川内領左ノ村々ノ儀ハ、山嶺谷間ノ烟勝ノ場ニ御座候処、八年以前申年(享保一三)ヨリ度々満水仕リ、上土押流サレ其ノ上田畑ニ石砂入り、殊ニ近年相続キ旱損・水損仕リ耕作実入り悪シク、猪鹿猿大分増発仕リ、其ノ上麦作異変仕リ百姓困窮年々ニ及ビ潰^レ百姓数多ク御座候事、

一、丑寅兩年(享保一八・一九)麦作ノ元付悪シク、其ノ上浅腐^レニ及ビ、皆損同然ノ処ニ秋作旱損不作同然ニ罷^リ成^リ、左ノ村々ノ儀前々ヨリ御年貢年切^リニ皆済罷^リ成^{ラズ}、大豆・年粃^{トシキ}ニテ替^ヒ借^リ御上納仕^リ申^シ候^ニ共、右兩年不作故金元方^{カネモトガタ}へ返済成^リ難^ク候^ニ付、替借^リモ一円ニ御座無^ク候、大小ノ百姓困窮仕^リ種子^{フシキ}・夫食^モ持^チ申^{サズ}飢命^ノ百姓数多ク御座候御事、

一、坂本新左衛門様御代官所ノ節ヨリ、度々夫食ノ御救米御訴訟申上^ゲ候^ニ共、御承引遊^ハバ^{レズ}候^ニ付、是非ナク飢百姓ハ只今迄村中ニテ助合^ヒ申^シ候^ニ共、最早一統ニ差詰^リ飢命^ニ及^ビ申^シ候、御慈悲ヲ以^テ御救米仰付^ケ下^シ置^{カレ}候様ニ願^上ゲ奉^リ候御事

一、拾ヶ年以前ヨリ猪鹿猿増発仕^リ、男女共ニ昼夜ニ限^{ラズ}罷^リ出、追払^ヒ申^シ候^ニ共夥^{シク}、百姓ノ自力ニテ防^ギ兼^ネ申^シ候御事一、松平甲斐守様(柳沢吉保)御私領ノ節ハ玉葉代下^シ置^{カレ}、其ノ上猪鹿疋打^チ申^シ候^ニ共銀六匁、鹿疋疋打^チ申^シ候^ニ共銀三匁下^シ置^{カレ}候、尤モ疋疋打^チ候^ニ共御代官へ耳差^上ゲ申^シ候御事、

一、小判甲金兩替ノ儀、数度御訴訟申^上ゲ候通り、近年小判高値ニ罷^リ成^リ困窮ノ百姓迷惑仕^リ候、御年貢ノ儀小判十兩ニ甲金拾式兩四匁替^リ積^リヲ以^テ、甲金ニテ御上納仕^リ候様ニ願^上ゲ奉^リ候事

右ノ条々御江戸表迄罷^リ出^テ御訴訟申^上ゲ度^ク存^シ奉^リ候^ニ共、小高ノ村方^{ウラカタ}殊^ニ困窮ノ百姓ニ御座候^ニ共、路金^{ロギン}等モ力^及ビ御座無^ク罷^リ在^リ候、御慈悲ニ願^ノ通り仰付^ケナサ^レ百姓御救^ヒ下^シ置^{カレ}候^ニ共、有難^キ仕合^ニ存^シ奉^リ候、以上

(一七三五)
享保二十年卯二月

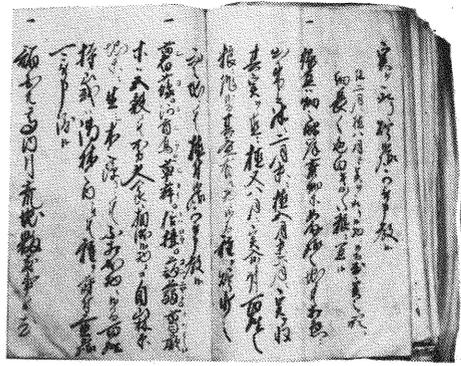
西河内領村々

同様の夫食御拝借願は享保一七年にも出されている。連年の水害や干害に借金の返済もできず、その日の食糧や種粃にもこと欠き、そのうえ飢えた猪鹿猿の獣害のため飢餓にひんする農民が、代官へ救米を訴えても沙汰なく、江戸奉行へ直訴するには路銀もなく、繰り返す愁訴の文面には悪政への抗議の怒りがよみとれる。享保一八年一月江戸市中では、はじめて大きな打毀^{うちこわ}しがおこった。

(三) 天明の飢饉

この飢饉は江戸時代を通じてもっとも惨状を呈した。天明二年には諸国不熟で六分作となり、東北地方は早くも凶作にはいった。三年には四月から八月にかけて冷雨が続き関東の河川ははんらんし、七月には浅間山の大噴火があり、関東信越地方の田畑は灰に埋まった。七、八月になっても肌寒い日が続きついに全国的な大凶作にはいった。ことに東北地方では飢死・疫病死・逃散・生児の間引・溢死^{あふり}が続出し人口はおよそ二八万人の減少をみた。

この飢饉の教訓に幕府は天明八年二月に郷倉設置令(以前からもあったが)救荒食物の奨励に力を入れるようになった。つぎの仰渡書は天明五(一七八五)年に下付されたものである。



天明の飢饉仰せ渡され書 (江尻窪区蔵)

被^レ仰^セ渡^サ書

(江尻窪・久成区蔵)

去^ル卯^ツ年(天明)

三) 諸国共ニ不作、別テ北国筋ハ凶作ニテ百姓共飢饉ニ及ビ夫食代等拜借仰付ラレ候ハ夥シキ義之有リ候、然ル処一休農家ノ者共ハ身分ノ厚薄ニヨリ雑穀ノ

ハ其ノ節相届ケラレシク候、勿論粟・稗^{ヒエ}ノ類ハ植甸ノ遅速ニモ差シテ構ハズ、殊ニ稗ハ田ニモ畑ニモ出来、水旱ニモ強キ候間、若シ春分ヨリ氣候等覚束ナク思ハレ候年ハ、兼テ稗苗等心掛ケ置ク可ク候様心付ケ候、

一、蕙^{ライイネン}苡仁(はとむぎの種子)ハ麦ニモ勝リ候物ニテ畑ニ作り候テモ利ヲ得ル事之有リ、半バ湿地ニモ応ジ、真土ハ勿論砂地ニモ出来易ク、一旦植エ置キ候ハバ諸草ヲ厭ハズハビコリ出来候物ニ候間、秣^{マダサバ}場等ノ端ニ或ハ用悪水路・川縁^{カハヅメ}・堤等ニ植置キ、実ヲ取り貯エ可ク候様申シ教エラレ候、

但シ二月ニ植エ、八月ニ実ヲ取り候物ニ候テ、尤モ実ノ形ハ細長ク色白ク糧ニ宜シク候(注・月はすべて旧曆)

一、縁豆ハ畑ノ畔、岸荒畑等如何様ノ地ニモ相応ニ出来立、殊ニ二月末ニ植エ五月末、六月ニ実ヲ取り、其ノ実ヲ直ニ植エ、又八月ニ実入候ニ付、百姓ノ糧ニ其ノ益有ル物ニ候間、種ヲ貯エ少々ノ空地ニモ植付ケル可キ様申シ教エラレ候、

一、薯蕷^{カナンク}・河首鳥^{ヘコウトリ}・苦蕒^{クワ}(方言ホド・河首鳥ノ類豆科の多年草で球根を食す)・蕁^{ヒコイイ}解(ところ・ヤマイモ科の多年生つる草)括蕒(からすうり) 蒟蒻^{コシヤク}・葛^{クワ}・蕨^{ワラビ}等ハ五穀ニモ及ブ夫食ニ相成リ候物ニテ、自ラ山林・原地等ニ生ジ木ノ障リニモ相成ラザル物ニ候間、持山或ハ御林(公林)ノ内エモ種ヲ蒔キ付ケ置ク可ク候様申シ渡サレ候、

一、諸国共高内引(減免)ノ荒地夥シキ事ニテ、其ノ土地ニ応ジ百姓ノ糧ニ相成リ候品生ヒ立チ候ハバ、油断ナク世話致ス可ク申シ教エラレ候、

一、御林山ノ内木立無ク、勿論新田畑開^{カイホツ}発ニ相成リ難キ地所、其ノ

品ハ違ヒ候共、一秋ノ不作等ニテ飢饉ニ及ビ候ト申ス程ノ義ハ之有間敷ク、平常ノ心掛ケニテ老年、半年ノ飢ヲ凌ギ候程ノ手当セザル事ハ有間敷ク哉ニ付、自今ハ百姓共一統申合せ五穀ノ外ニモ土地ニ応ジ候物ヲ作り候義ハ勿論、木ノ実、草ノ根何ニテモ糧等ニ相成リ候品ハ、タトエ不用ニ相成リ候迄モ干シ貯エ置キ候様急度(嚴重)ニ申渡ス可ク候、

一、タトエ春中ヨリ照統キ苗代水ニ差^{ツカ}文エ、植付ケ相成ラズ、又ハ五月中大雨等ニテ稲草水腐レ致シ候類ハ、秋^{アキ}検見ノ上仕付^シ荒杯^{ハヒ}ト名目ヲ付ケ高内引(減免)致シ候義多ク之有リ候、自今ハ右体ノ義之有リ候ハバ、早速手代(下役人)ヲ差シ遣^{ツカフ}シ見届ケ、其ノ時ニ当リ何ニテモ立チ出来申ス可キ品ヲ植付ケサセ、尤モ植付ケ候品反別等

外立木薄キ場所等へハ地元村百姓役トシテ榧・栗・椎ノ類土地相応ノ物ヲ植付ケ、成木ノ上実ヲ結ビ候ハバ年々村方デ取り、夫食ニ貯エ置キ候様取計ラレ可ク候、

一、前書夫食ニ相成リ候品、百姓共銘々ニ貯エ置キ候義、最初ハ行届キ兼候事モ之有ル可ク哉、右候ハバ村方一統申合セ、郷藏等へも取入レ貯エ置キ候カ、又ハ名主方等へ取集メ貯エ置キ候カ、是等ハ便利ノ方ニ勘定致サレ仕方ヲ定メ可ク申シ渡サレ候、云々
(天明五年)
已二月 御役所付村々

梨子・福原・遅沢・江尻窪村(総連印)

先の亭保の飢饉に自生食物を見境なくたべて死んだ人々のかけがえのない体験に加え、連年打ち続いた天明の飢饉は、飢饉時の食物の研究を急速に普及させた。「菓餅製法書」を始め、上杉鷹山の「かてもの書」もこの時のものである。また「救飢諸食製法」によると、草木の種類はもちろん、粃がら・松の皮から土の食法まで記したもののさへあり、事実これらの研究はつぎの天保飢饉に役立ち、大飢饉のわりに餓死者を低くおさえることにもなった。

四 天保の飢饉

天明の飢饉から五〇年ほどたった天保四〜七年に三たびおこった大飢饉で、この時も冷害による東北、関東地方が被害をこうむった。本町旧村に多く残存する資料もこの天保の飢饉(およそ一三三五年前)のもので、その窮状が詳細によみとれるのである。

次表は中山村の天保四年十一月の作物被害状況調査である。

当巳年畑方違作損毛粗取調帳 天保四年十一月

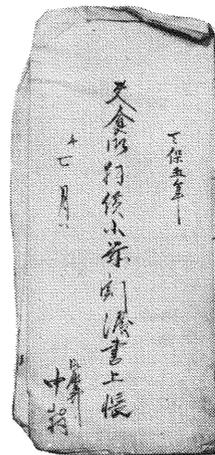
高(村高) 百五拾壹石四斗八升弍合

此反別 四拾三町弍反九畝弍步

田高七拾六石八斗五升九合

此反別七町七畝弍拾六步

畑高七拾三石四斗六升五合



ふじき こまなわり
夫食御拝借小前割
わたし
渡書上帳
(中山区蔵)

此反別三拾六町弍反壹畝六步

内 高六石弍斗五升三合

此反別弍町五反壹畝六步

高六石六斗壹升三合

此反別五反七畝拾五步

内 高壹斗六升壹合

壹畝拾弍步 前々川欠引

残高六拾石五斗八升九合

此反別三拾三町壹反弍畝十七步

高三十弍石四升七合

巨摩郡中山村

此反別二拾九町五反六畝十一歩

本途ホント(本租)

内訳

高三石三升四合

上畑五反六畝貳歩

壹反歩

貳反貳歩

貳反六畝歩

高貳石五斗壹升三合

中畑五反八歩

壹反貳歩

三反四歩

壹反貳歩

高六石七斗九升三合

下畑貳町貳反六畝四歩

壹町四歩

壹反六畝歩

壹町歩

壹反歩

高十三石壹斗九升六合

下々畑八町七反九畝拾三歩

壹町貳拾三歩

壹町九畝歩

六町七反歩

高七斗七升九合

(公定収穫高)
石盛七斗

大豆六分損(四分作)

粟 八分損

稗 六分損

石盛五斗

大豆六分損

粟 八分損

稗 六分損

石盛五斗

大豆六分損

粟 八分損

稗 六分損

芋 八分損

石盛壹斗五升

粟 八分損

稗 八分損

大豆六分損

山畑七反七畝貳拾六歩

貳反五畝拾六歩

三反壹畝拾歩

貳反壹畝

毛ケソノイ揃ソノイ(穀種別集計)

七町五反壹畝拾八歩

貳町九反貳畝貳拾九歩

貳町六反三畝貳歩

貳反歩

貳反壹畝歩

反別合 拾三町五反七畝貳拾歩

石盛壹斗

大豆六分損

粟 八分損

大根六分損

大豆六分損

粟 八分損

稗 六分損

芋 八分損

大根六分損

高四石七斗貳升五合

此歩反別壹丁二反九畝廿歩

上畑壹反歩

中畑三反八畝

下畑七反歩

下々畑壹反壹畝廿歩

(以下小畝歩は省略す)

高四石壹斗四升

刈立畑カリツキ(燒畑)拾六町五反五畝貳拾歩 稗皆損

右者当ミ巳年畑作損毛ソシモウ(損穀)村役人・地主立会相改メ書之通り相違

御座無ク候 以上

(一八三三)

天保四巳年十一月 日 中山村 名主 源左衛門

第四章 江戸時代

市川御役所

長百姓 喜右衛門
百姓代 岩右衛門

この取調帳は、最初に畑の品等別に諸作の被害高を記し、最後に穀種ごとに集計されているが畑の品等にかかわらず、大豆は六分損（四分作）粟八分損（二分作）稗六分損（四分作）芋八分損（二分作）大根六分損（四分作）といった状況で、荒地開墾畑や焼畑のやせ地は収穫皆無という惨状である。畑作地帯であり大豆を他国売りしての年貢上納地であるから、この収穫の中で年貢も納めねばならぬわけである。その結果、村役人クラスの一部富農を除けば、当然夫食（食糧）も残らぬことになる。

次表は、八日市場村の飢饉の翌春にあたる天保五年二月現在の、農民戸別の貯穀状況取り調べ記録である。

米麦雑穀当時取持高取調小前帳（八日市場区蔵）

覚おぼえ

一麦八升	□左衛門	一粗四斗	同断	□兵衛	一雑穀五斗	□右衛門	一なし	□左衛門	一麦式斗	□四郎
一粗四斗	名主 □平	一麦四斗	同断	□兵衛	一雑穀五斗	□右衛門	一なし	□右衛門	雑穀式斗	
麦四斗		雑穀式斗			一麦四斗	百姓代 □兵衛	一なし	□兵衛	一麦式斗	
雑穀式斗		一麦四斗	百姓代	□兵衛	一なし		一なし	□兵衛	雑穀五斗	
一粗式斗	長百姓 □五郎	一麦四斗	百姓代	□兵衛	一なし		一なし	□兵衛	一麦式斗	
麦四斗		雑穀五斗	同断	□八	一麦四斗		一なし	□左衛門	一麦式斗	
雑穀五斗		同断	□八		雑穀式斗		一なし	□左衛門		

う。しかも天保五年七月の古長谷村の「御届書」によれば、

私共村方ノ儀、六月中ヨリ照リ続キ雨乞等、村々ニオキテ度々イ
 タシ候エ共、一向ニ雨氣無ク甚ダ旱魃仕リ候、畑方諸作皆損仕リ御
 年貢御上納ノ手当テ失ヒ、其ノ上夫喰無ク大小百姓日々相嘆キ誠ニ
 嘆カハ敷ク存ジ奉リ候。依テ此段御届ケ申上ゲ奉リ候、以上

と、天保五年も引き続き天候異変による凶作が報告されている。
 中でも第二波として襲ったのは天保七年の飢饉である。切石・天
 野見蔵の「天保七年十一月二日・申之秋毛穀改小前帳」による秋の
 収穫高の戸別調査記録は次表のとおりである。この表から明らかな
 ように、一口に飢饉といっても、一方に糶七二俵雑穀四俵半という
 収穫をもつ村役人クラスの大農と、収穫皆無、またはわずかに稗五
 升という小農とは、その災害の質はまったく異なったもので、飢
 饉によって生死の関頭に立たされたのは常に小農であることがうか
 がわれるのである。

申之秋毛穀改小前帳 天保七年十一月二日 切石村
 覚

名主 □左衛門
 一糶拾俵 夏豆壹俵
 麦六俵 蕎麦五升
 大角豆壹俵 〆拾九俵ト五升
 小麦壹俵 □兵衛
 一麦七俵半

糶貳俵 雑穀六俵
 大豆壹俵 〆貳拾俵
 〆拾俵 一糶四俵半
 □八 夏豆五升
 一糶四俵半 〆六俵半ト五升
 麦貳俵 外ニ雑穀壹俵
 一糶貳俵 □吉
 麦三俵 一糶貳俵
 大豆三俵 大豆三俵半
 蕎麦壹俵半 一糶四俵半
 □右衛門 一糶四俵半
 一糶四俵半 麦六俵
 大豆五俵 大豆五俵

雑穀三俵 〆拾八俵
 □八 一糶貳俵
 一糶貳俵 麦貳俵
 大豆三俵 大豆三俵
 雑穀三俵 □衛門
 一糶四俵
 大豆壹俵 一糶四俵
 麦五俵半 夏豆碗豆壹俵半
 雑穀半俵 □兵衛
 一糶壹俵半
 大豆三俵半 小豆壹俵
 麦三俵 雑穀三俵
 □八 一糶壹俵半
 一糶壹俵半 一糶三升
 □助 一糶三升
 □兵衛

一麦三俵半
 大豆八俵
 粃式俵
 □平
 一粃壹俵
 麦半俵
 □七
 一
 □兵衛
 一粃貳俵半
 大豆貳俵
 雜穀三俵
 □右衛門
 一
 □左衛門
 一大豆貳俵
 雜穀三俵
 □右衛門
 一大豆半俵
 善妙寺
 一粃拾九俵
 □衛門
 一粃半俵
 □衛門

一麦六俵
 大豆貳俵
 小麦壹俵
 小麦九俵
 □郎左衛門
 粃六俵
 麦三俵
 □衛門
 一粃三俵
 大豆貳俵半
 稗八升
 麦壹俵
 □吉
 一粃九俵半
 麦五俵
 蕎麦五升
 □助
 一大豆半俵
 □市
 一粃拾四俵
 麦貳俵半
 小麦壹俵
 蕎麦壹斗
 大豆貳俵

□右衛門
 一粃五俵半
 麦四俵
 豌豆壹斗
 雜穀壹俵半
 大豆五俵
 □藏
 一粃壹斗三升
 麦半俵
 □衛門
 一粃六俵
 麦四俵半
 大小豆八俵
 □八
 一麦四俵半
 粃貳俵半
 大豆四俵
 小麦壹俵
 蕎麦壹斗
 小豆壹俵
 □助
 一麦五俵
 粃壹斗七升
 大豆四俵

雜穀三俵
 □次郎
 一大豆八升
 □藏
 一粃八俵
 麦半俵
 小麦半俵
 □三郎
 一
 □右衛門
 一麦壹俵
 大豆貳俵
 小豆壹斗
 雜穀壹斗五升
 粃貳俵 隠居分
 □兵衛
 一大豆壹俵
 蕎麦壹斗
 □左衛門
 一
 □藏
 一
 □太郎
 一粃七拾貳俵

- 麦尅俵半
- 大豆尅俵半
- 夏豆半俵
- 雑穀尅俵
- 兵衛
- 大豆尅俵
- 兵衛
- 一尅式俵
- 左衛門
- 一尅式俵半
- 大豆三俵
- 之助
- 一
- 吉
- 一大豆四俵
- 雑穀式俵
- 左衛門
- 一尅三俵半
- 大豆五俵
- 蕎麦尅俵
- 麦七俵半
- 夏豆尅俵半
- 小麦尅俵
- 稗式俵

- 粟尅斗
- 蔵
- 一麦尅俵
- 雑穀三俵半
- 大豆式俵
- 衛門
- 一大豆式俵
- 一尅五升
- 稗尅斗
- 夏豆七升
- 左衛門
- 一
- 左衛門
- 一
- 次郎
- 一
- 右衛門
- 一
- 国宝院(山伏)
- 一尅尅俵
- 麦尅俵
- 大豆尅俵
- 雑穀尅俵
- 蔵

- 一
- 吉
- 一稗五升
- 大豆五升
- 左衛門
- 大豆尅俵
- 麦七升
- 雑穀尅俵
- 郎兵衛
- 一
- 兵衛
- 一尅尅俵
- 大豆尅俵
- 蕎麦五升



きゆうみんてあておすくいきん
窮民手当御救金
わりわたしちよう帳
(古長谷区蔵)

前記の収穫高が全部自家消費にまわるわけではない。この年の年貢割附を見ると、次に述べる拝借米や御救金は別扱いとして、ほとんど例年と変わらない年貢高(金)が割り当てられている。

(五) 拝借米と御救金

天明八年二月の郷蔵設置令に基づき、領主は飢饉に備え各村に救荒貯穀の郷蔵を設置させてあったが、その食糧を貸し付けたり、御救金を年賦償還で貸し出した。天保一三年末、幕府の全国貸付総額は約九二万両という多額にのぼった。もちろん富農、豪商、被害僅少藩から徴収した救恤である。本町の場合を旧村資料に見てみよう。この資料によって各村の被害状況が克明にわかるのである。



うえにんとりしらべこまえ
 小前調取人
 帳(八日市場区蔵)

夫喰米拝借割合小前帳 天保五年六月十三日(八日市場区蔵)

- 一 三人 京米七升八合 □左衛門 ①
 一 五人 京米壹斗三升 □兵衛 ①
 一 五人 京米壹斗三升 □十八 ①
 一 四人 京米壹斗四合 □兵衛 ①
 一 一人 京米貳升六合 □さ ①

(以下各戸ごとに貸付米高が記帳され受印がおされている)

- メ八十五軒 三百四拾人
 米九石九升 内壹斗壹升四合減米差引残貸附米八石九斗七升六合
 此ノ割合 一人ニ付 京升貳升六合七勺ヅツ
 取極議定ノ事
 一 御米九石九升
 右ハ去巳年(天保四) 田畑違作ニ付、村方難儀ニ及ビ夫喰御拝借願

上ゲ奉リ、江戸表エ御伺ノ上御下知相濟リ書面ノ穀數貸渡シニ相成リ、御拝借仕リ候処実正也、右割合ノ儀、村内相談ノ上村役人、百姓代外ニケ成リ取続ケ候者ハ相除キ、当時難澁ノ者エ人別一人ニ付、米京貳升六合七勺ヅツ割合仕リ候、返納ノ義ハ来ル未(天保六)ヨリ亥迄五ケ年賦ノ積リ、壹ケ年ニ付、米壹石八斗壹升八合宛取立テ候、就テハ遲滞無ク御上納仕ル可ク候、万一差支エ候者之有リ候ハバ組合ニテ弁納仕ル可ク候、然ル上ハ夫錢(村入用費)等ノ儀モ拝借人ニテ何程相懸リ候共差出シ申ス可ク候、依テ後日ノ為連印ヲ以テ件ノ如シ

窮民御救御下金割合小前帳 天保五年午七月十日(八日市場区)

惣家數百三拾三軒 此人數五百九拾四人 巨摩郡八日市場村

内

五拾壹軒 名主・長百姓・百姓代外ケ成取続ノ者

此人數貳百五拾人

殘家數八拾貳軒

此人數三百四拾四人

御下金

一金九兩貳分貳朱

此甲銀三百八拾六匁九分貳厘五毛

但シ金壹兩ニ付 甲銀四拾匁貳分

窮民家別割

貳拾八軒 但シ壹件ニ付、六匁六分ヅツ

銀百八拾四匁八分

五拾軒 但し尅軒ニ付、三匁六分ヅツ

銀百八拾匁

三 軒 但し尅軒ニ付、五匁ヅツ

銀拾五匁

尅 軒

銀七匁七分式厘五毛

内 訳

(各戸ごと拝借金高と受印が記帳されているが省略)

右ハ去巳年違作ニ付、窮民御救ノ為御手当前書ノ金子御下ゲニ相成リ、有難キ仕合セニ存シ奉リ候、今般極難ノ者共へ割合仕リ、書面ノ通り相渡シ候処相違御座無ク候、以上

天保五年午八月

巨摩郡八日市場村

市川御役所

夫喰米拝借についてみると、戸数にして六四%、人数にして五七%が貸し付けられ、家族数に応じ一人京榊きやうせき二升六合七匁あて配布されている。この拝借米は翌六年から五か年賦で償還することになり、同村別資料「御拝借米返納割合取集帳」によると、儀定書ぎじょうしょの通り天保七年の飢饉の年さえ容赦なく返済が続けられている。

一方御救金は戸数にして六二%、人数にして五八%、平均六割が下付されており、被害度により給付額は四段階に分けられている。これは無利子年賦償還だが、小農ほど返済負担が重くのしかかり、その返済は幕末までついでまわった。加えて天保七年の凶作は重ねて農民を飢餓のどん底に陥し入れ、天保八年正月に極難者ごくなんしや五〇

人に計六兩一分二朱を、中難者百一人に金六兩一分一朱合計金一二兩三朱の拝借金を、八月には一二六軒(全戸数の九五%)が一律に玄米大榊一升ずつ計一俵の拝借米を受けている。

西島村の場合

夫喰米拝借証文之事 天保五年(西島区蔵)

一 惣家数三百十二軒 惣人数千四百九十人

内八軒 人数四十八人 村方三役

八十五軒 人数四百十九人

ケ成取続候者ヲ除ク

残二百十九軒(六一%) 飢人数千七十一人(七二%)

内男三百六十七人

此夫喰米拾尅石尅升 但シ一日一人米二合ヅツ十五日分

女七百四人(内二百一人 六十才以上十五才以下老人子供)

此夫喰米拾石五斗六升、但シ一日一人米一合ヅツ十五日分

合米二十一石五斗七升 但シ天保六年ヨリ五ヶ年賦

尅ヶ年米四石三斗尅升四合宛御返納ノ積リ

切石村の場合

飢人夫食御拝借米割渡小前帳 天保五年七月(天野晃蔵)

一 惣家数六十軒 惣人数二百八十六人

内五十七人 村役人並ニ可成リ取続ヶ候者ヲ除ク

一 飢人数二百二十九人(八〇%)

内男七十七人

此夫食米二石三斗一升 但シ一日一人米二合宛十五日分

女百五十二人(内三三人 六十才以上十五才以下老人子供)

此ノ夫食米二石二斗八升 但シ一日一人米一合宛十五日分

合米四石五斗九升 但シ天保六年ヨリ五ヶ年返納

窮民御救金割渡小前帳 天保五年八月(天野晃蔵)

一 総家数五十八軒 此人数二百八十九人

内十四軒 此人数八十一人 村役人其ノ外取続候者ヲ除ク

残四十四軒(七六%) 此人数二百八人(七二%) 飢人

御救米三石一斗二升 但シ一人前卷升五合



窮民御救金割渡帳
(大塩区蔵)

大塩村の場合

窮民御救金割渡帳 天保五年七月(大塩区蔵)

一 惣家数百四十三軒(此内六軒ハ当時無人家)

内村役人七軒 取続人三十軒

残家数百軒(七三%) 人数四百二十八人

戸数割甲銀一匁五分、人頭割甲銀三分五厘宛

合金九兩一分一朱

中山村の場合

夫食御拝借小前割渡書上帳 天保五年七月(中山区蔵)

一 惣人数三百十四人

内百六十二人 村役人並ニケ成り取続ケ候者ハ除ク

一 飢人数百五十二人(四八%)

男四十二人 此夫食米一石式斗六升 但シ一人式合宛十五日分

女百十人(内四十人 老人子供六十才以上十五才以下) 此夫食

米一石六斗五升 但シ一人一合宛十五日分

合二石九斗一升

平須村の場合

貯穀貸渡小前書上帳 天保五年四月二十一日(平須区蔵)

一 家数八十軒 惣人数三百五十五人

内十八軒 此数百二人ケ成り取続人

一 残家数六十二軒(七八%) 此人数二百五十三人(七二%)

粃七升四合 麦十二石一斗六升八合 稗十一石三斗一升七合

但シ一軒ニ付麦一斗九升六合 稗一斗八升二合

合二十三石五斗五升八合

古長谷村の場合

貯穀御拝借小前書上帳 天保五年四月(古長谷区蔵)

一 惣家数四十八軒 惣人数二百八人

内十三軒 人数八十一人ケ成り取続ケ候者

一 残家数三十五軒(七三%) 人数百二十七人(六一%)

粃一石一斗五升 麦六石六斗四升四合 稗七石八斗八升二合

但シ一家ニ付、粃三升四合八勺、麦一斗八升九合八勺、稗二斗

二升五合二勺

夫食米拝借証文書上帳 天保五年五月(古長谷区蔵)

一 惣人数二百八人

内八十一人 村役人並ニケ成り取続ノ者ヲ除ク

一 飢人数百二十七人(六一%)

男四十七人 此夫食米一石四斗一升

但シ一日一人ニ付キ米二合ツツ 日数十五日分

女八十人(内十九人六十才以上・十五才以下老人子供)

但シ一日一人ニ付キ一合ツツ 日数十五日分

合米二石六斗一升(天保六年ヨリ五ヶ年賦)

窮民御救米割渡帳 天保八年八月十日(古長谷区蔵)

一、家数四十七軒 惣人数二百八人

内十九軒 此人数百人 名主・長百姓・百姓代外ケ成り取統候者

一、残家数二十八軒(六〇%) 人数百八人(五〇%)

此米一石六斗二升 一人ニ付 壹升五合宛

窮民手当御救金割渡帳 天保八年二月十二日(古長谷区蔵)

一、金五両 此甲銀二百壹匁

一、極難人数五十四ニ割合 但シ一人ニ付銀三匁七分二厘ツツ

江尻窪村の場合

貯穀拝借小前書上帳 天保五年四月(江尻窪区蔵)

一、惣家数九十五軒 惣人数三百六十九人

内三十九軒 人数百四十二人 ケ成り取統候者

一、残家数五十六軒(五九%) 人数二百二十七人(六二%)

麦十七石六斗五升 粳十二石四斗八升三合五勺 稗一石五斗一

升四合

但シ一人当り麦七升七合七勺 粳五升五合 稗六升六合宛

以上、農民の救済方法は大別して、郷蔵の備荒貯穀の貸出しと、

いま一つは富裕者等の救恤金であった。貸付けと言っても自分た

ちの貯穀をかしてくれるのであり、救恤はたいい利息づきの場合が多かったから、その場の農民の助けとなつても、ある意味では領主、富裕者の農民の困窮を利用しての営利行為という側面もあったが、実際は困窮のため返済されず、救恤者から老中松平和泉守への差出金御下げ願文書も残されている。(平須・神宮寺脩蔵)

(六) 備荒貯穀の郷蔵

郷蔵(倉)というのは、その名の示すように郷村制の発展にともない発生したものである。本来は年貢の江戸廻米の時に、河岸場村に数村単位で設置し、ここに一時保管して津出しされたのである。

本町に於いてもっとも記録に古いのは切石郷蔵である。掘丹後守直寄から岩間代官秋山半右衛門宛の書状の一節(第二編第一章第二節)にあるように、久成・寺沢・夜子沢・切石の四か村組合郷蔵であった。現在の切石区夜警詰所の敷地がそれであった。後に飢饉時の備荒貯穀倉庫にも兼用された。

次は慶応二年の書上帳である。(天野晃蔵)

慶応二寅二月

貯穀詰蔵箇所書上帳

巨摩郡切石村

粳壹石四斗七升

此儀 三俵 但四斗九升入

麦式拾五石九斗三升七合五勺 郷蔵詰

此儀 六拾貳俵 内 壹俵 三斗三升七合五勺入

六拾俵 四斗式升入

右者当村貯穀御預り候処書面之通り相違無御座候以上

右村 百姓代 常兵衛 ④

長百姓 重左衛門 ④

名主要兵衛 ④

安藤伝蔵様御手代

服部権市郎様

酒井高之丞様

小島寅二郎様

郷藏の敷地は三畝六歩、郷藏の建物は張間二間、表間三間二尺（二階なし）で、明治七年の切石宿火災の時、安代師一円五拾錢で被災者の内一戸に被災手当金を兼ねて払下げている。

同様に手打沢・大塩・西島三か村の組合郷藏は手打沢（現在深沢勝徳所有の土蔵）に、また飯富・伊沼・八日市場三か村の組合郷藏は八日市場にあった。

また天明のきさんの時、郷藏設置令が出され（天明八年二月）、備荒貯穀窮民救済を目的として各村にも設置されるようになった。

以下、記録の残存する旧村の状況を列挙すれば次のとおりである。

貯穀有高書上帳

矢細工村

覚

粃三斗壹升 郷藏詰メ

麦八石九斗壹升六合 郷藏詰メ此俵式拾俵 但四斗四升六合入
稗式拾六石式斗七升七合 同断此俵四拾三俵ト四斗七升七合
但六斗入

右者当村貯穀石高書面之通り相違無御座候
（一八六六）
慶応二年寅二月

市川御役所

矢細工村

貯穀書上帳

巨摩郡古長谷村

貯穀詰蔵ヶ所

一、貯穀式拾石四斗四升四合

内 訳

粃石六斗五升 内五升七合五勺 御下穀（下）

麦拾石七斗三升七合 内五斗三升六合八勺五才 同断

稗八石壹斗四升式合 麦ニテ代穀 内四斗七合壹勺 同断

一、粃石五斗九升式合式勺

此俵式俵ト三斗九升式合式勺 但六斗入 郷藏詰メ

一、麦拾七石九斗三升五合五才 稗代穀共 同断

此俵五拾俵 但し三斗五升八合七勺八才入

右ハ貯穀御預り前書之通御座候 以上

（一八六四）
元治元年子六月 日

古長谷村 名主 喜三郎 ④

長百姓 定右衛門 ④

百姓代 新之丞 ④

安藤伝蔵様

第四章 江戸時代

御手代 二之宮宗藏様

三村慥一郎様

寛政八年辰九月 貯穀書上帳

巨摩郡 大塩村

榊原小兵衛支配所 甲斐国巨摩郡 大塩村

一、粃菖石九斗式升

一、麦六石六斗四升八合

一、稗三石七斗三升

合拾貳石貳斗九升八合

此訳

一、粃九斗四升四合

申年分 (天明八年)

麦菖石九升四合

一、粃九斗七升六合

酉年分 (寛政元年)

麦九斗七升六合

一、麦九斗壹升八合

戌年分 (寛政二年)

一、麦九斗壹升八合

亥年分 (寛政三年)

一、麦八斗四升五合

子年分 (寛政四年)

稗九斗四升六合

一、稗菖石八斗八升四合

丑年分 (寛政五年)

一、麦九斗四升

寅年分 (寛政六年)

稗八斗四升

一、麦九斗貳升四合

卯年分 (寛政七年)

右者私共村方貯穀御尋ニ付書面之通相違無御座候 以上

辰九月

名主 重郎右衛門

長百姓 七兵衛

同断 徳之丞

百姓代 源右衛門

以上の記録からわかるように貯穀の内容は、粃・麦・稗の三種にわたっているが、貯穀の中心は麦と稗である。

凶年には蔵を開いて窮民に分つのだが、平時が続くと年々の貯えも多くなり、それを売って金にし、金を必要とするものに貸付けた。

貯穀の保管の責任は村にあり、昼夜番をし、ことに火の元の用心を嚴重に命ぜられた。付近で火災があれば何をおいても、防衛に当らなければならなかったのであり、事実切石村の場合数回の大火にあいながら郷蔵は常に焼失をまぬがれている。

天保の飢饉が、その被害のわりに餓死人を少なくとどめた一因にこの郷蔵があざかって大きなものがあつた。

(七) 飢饉と人口

飢饉がその村の人口動態に与えた影響を宗門帳に見ると、大塩村の場合、明和元(一七六四)年に戸数一二六戸、人口五二四人とそれまで漸増していたものが、天明八年には戸数一二〇戸と六戸の潰^{つぶ}れ百姓と、人口四九三人と三一名の減少を見せている。

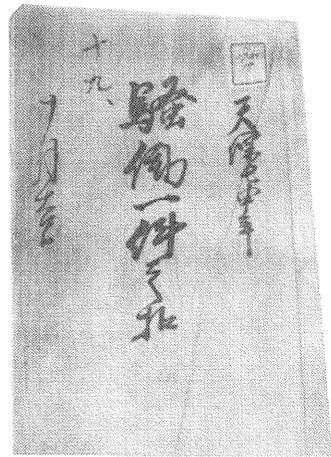
切石村の場合、天明七年に奉公人一二名(うち女四)、天明八年には八名(女四)と他出がめだち、天保三年の戸数六四戸、人口三

一三名が、天保一二年には六三戸（一戸減）二七六名（三七七名減）となり、中山村の場合は、天保二年六八軒、三三三名が天保一二年には六六軒（二戸減）三一五名、（一八名減）といずれの村も大なり小なり戸数、人口とも減少し飢饉の爪跡を残し、天明七年の中山村は死失者一七名中、女子・子どもが一名を占めている。

(八) 甲州一揆と首領者江尻窪村周吉

天保七年は早春から雨天勝ちで気温が上らず、殊に富士の根方の郡内地方の冷害はひどく、八月（旧曆）に至っても出穂をみなかった。当時の郡内領石高は、甲州総石高二四万三千余石のうちのわずか二万五千六百六十石で、村数百十一か村・人口六万三千余の領民を養うには耕地は狭く、領民は絹・紬の郡内織の貨幣収入で国中地方をはじめ駿州・相州（神奈川）から買い米して生計を立てていた。ところが天保四年以後の凶作は同七年に至って最高潮に達し米価はあがる一方、これに目をつけた国中の商人地主や穀商は、米価つりあげのため郡内の穀屋と結託し、端境期に穀留と称して郡内に一粒の米も送らなかつた。なかでも商人地主の熊野堂（春日居村）の奥右衛門は六万俵の米を買い占めたうえ、青田刈りまでして米の売り惜しみをしたといわれる。まさに人災、政災である。

その結果、郡内地方は飢饉地獄と化し、当時の惨状を伝える下和田村（大月市）の仕立屋宗兵衛の「天保巳年（四年）より凶作記録」（天保九年三月）によれば、「当時飢饉者と疫病の流行による死者一万七千人、谷村の長安寺前の死者だけでも百人、捨て子も多く、谷村の町内では捨てられて死んだ赤ん坊を犬が食へ、頭や手足な

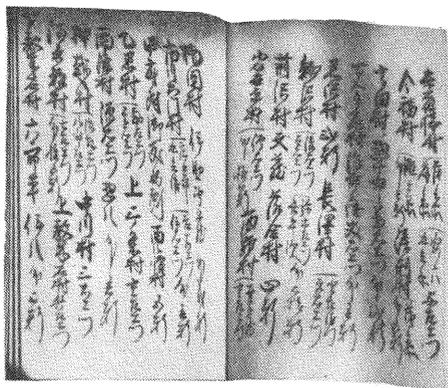


天保騒動一件の控
(県立図書館蔵)

どが町内に散乱し、街道筋での行き倒れ者も数知れず、百姓の中には六年間にわたる飢饉で田畑家財を売り尽くし、親を捨て妻子を残して他国へ乞食となった者も多い。猿橋の上から桂川に子どもを投げこむ者も多かった。食糧はすべて山のカツラ・トチ・ハコベ・オバコなどの木の芽、草の根だった」（要旨）と伝えている。

商人の穀留めに苦しんだ郡内二三か村民（主として北都留郡）は天保七年八月、下和田村（大月市）武七（七〇歳）、犬目村（上野原町）兵助らの指導で米穀入手の実現を代官や米穀商に迫ったが拒否された。そこで団結して武装蜂起し二二日には笹子を越えて、国中にはいり、まず当面の目標である熊野堂の豪商・大寄生地主奥右衛門宅を襲った。

この郡内勢三百名（一説では二、三千人）はホラ貝を吹き鳴らし、トキの声をあげ、カマ・竹ヤリ・マサカリと思いい思いの刃物を持ち甲州街道を一路西進し、途中各地の貧農・小作・日雇・無宿者



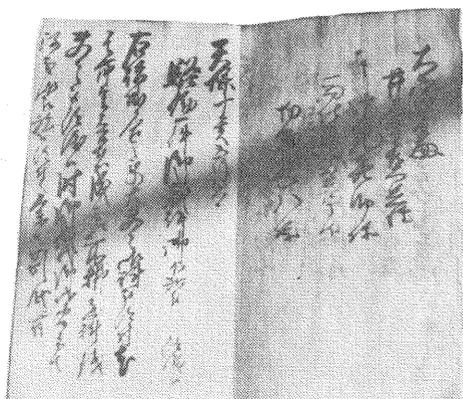
騒動による各村打こわし明細帳

(県立図書館蔵)

れ暴動の波を広げるのである。とくに周吉は、始めは郡内の頭取の指揮に従っていたが、頭取たちが引きあげたあと、頭取から受け継いだ革羽織を着、赤い打ち紐をたすきにし、長脇差を帯び途中村々

などがこれに加わり、二三日(または二三日)ついに奥右衛門の大邸宅を徹底的に破壊し、一〇か所の土蔵から数千俵の米俵を切りさき、貸金証文類のことごとくを業火の中に投げこみ、目的を達すると郡内へ引き揚げていった。若い兵助は武七の指示で国外へ逃亡し、武七自身は二六日猿橋の代官出張所に自首した。

このような郡内勢とは別に、ひとたび火がつけられた天保騒動は別の「生き物」となって国中全域を席卷していった。すなわち一揆はそのころから国中の貧農・小作人・無宿者の民衆を中心に一人人を越える大暴力に姿を変えていた。これらの国中勢は武七・兵助らに替わって新たに無宿者の民五郎・吉五郎という二人、そして本町の江尻窪村源八のせがれ大工職周吉に引き継がれ、三方面にそれぞれ



天保騒動一件裁許状 (県立図書館蔵)

が、また旧玉穂村上三条の秋山としての子の家には、丸太で突き破られた長屋門の開き戸が今も残っている。

この騒動は、甲府勤番も代官所も鎮圧できず、八月二五日諏訪藩の鉄砲隊六百名の援兵が来てようやく平定した。すなわち

から加わった徒党に駕籠をかつがせ、それに乗って八、九里もつづいたといわれる一揆を指揮した。(甲州騒立一件裁許状)

周吉はおそらく国中へ出かせぎにいったにちがいない。周吉らの指揮する国中勢の一揆は核分裂するように二手に分かれ、一手は春日居・山梨・塩山方面へ、一手は田中から石和・富士見・甲府方面へと拡散していった。さらに一手は石和から笛吹川にそって南下し、市川に至り、代官所前を喚声をあげて無事通過し、二四日鵜沢宿・長沢(増穂町)を強襲、鵜沢宿では儀左衛門・太右衛門・弥市左衛門・喜平次宅ほか三〇軒を打ちこわし、夜具諸道具を焼きはらい古市場村・小笠原村・桃園村へと中巨摩方面を襲撃した。

桃園の長沢豊市宅の柱には、この時の打ちこわしの刃物のあと

現在の長野県境の国界橋に達した一揆は、諏訪高島城主の援兵に追われ大八田河原（現在の長坂町組合立甲陽病院付近）で鉄砲の乱射を浴びて総崩れとなった。一方、九月一日には富士川筋からは、沼津藩兵が武頭鈴木弥右衛門以下三二十七人、人足百人余で本県入りし、九月三日本町八日市場まで進撃してきた。（翌日引き取り）

この間の事情をつぎの村方文書にみてみよう。（訳文）

恐れ乍ら書付を以て御注進申上げ奉り候（寺沢 河西義一藏）

天保七年、作柄四月より八月迄雨天打続き不熟仕り候に付き、同八月郡内領より始め東部・中部・西部筋え騒動起こり、家諸道具等打潰し、其の時御上代様御三方にて防ぎ兼ね、然る処信州より諏訪周幡守様並びに駿州沼津より水野出羽守様並びに御代官江川太良左衛門様御出張遊ばされ候処、追々御城代様御三方より御出張候にて搦め捕り、追々入牢仰せ付けられ、其の後江戸表より御勘定奉行（幕府財政事務の総轄と天領の司法をつかさどる）御留役様今井伊太夫様、日下部様御出張遊ばされ、当国石和宿にて御吟味（取調べ）御座候処、夫々相片付き重立候者共は江戸表へ御引立て成され候。且つ又、年柄國中一統穀物等値段段々高値に相成り、当地は甲金壹両に付き大榎壹斗二升位、右に付き郡中相談を以て酒壹圓に造らせ申さす候。然るに当西（天保八年）の春方に相成り候処、益々々喰（食糧）乏候故、葛の根、わらびの根、其の外諸草の根夫喰に仕り、其の時市川御役所山口鉄五郎様御手代（下役人）葉山孫三郎国方は申すに及びず、川内領村々の身代宜敷き者より金子並びに穀物等取上げ融通致させ、右御代官支配の極難の者に割りくれ、

右に付き順じ村々にも助け融通致させ候。亦夫れより麦作凶作仕り、上（上畑一反に付き）五斗、四斗位にて、誠に売買相場高値に相成り候。甲金壹両に付き米七升五合位（平時の十倍以上）麦代壹俵に付き（甲銀）八拾匁（銀四二匁が金一兩）、大豆壹俵に付き四拾五、六匁、小豆壹俵に付き四拾七、八匁位、万穀物右に順じ高値に御座候。古酒壹升代四匁位諸国えかわれ捌き行く分多く之有り、依つて此の段御注進申上げ奉り候。偏へに御慈悲を以て水呑百姓共相統仕り候様、何卒極難の者共御救い下し置き成され度く、偏へに願ひ上げ奉り候。

以上

甲斐国巨摩郡 川内領村々

天保七年（註・天保八年の誤写）

四月 日

この文面は、天保七年の凶作で米価を始め諸穀が騰貴し、悪徳商人により諸国へ流され河内領の貧農や極難の者は草の根をはみ餓死する以外に方途がないため、御救米金を請願した文面であるが、「御注進」（大事の報告）のことは村方の此の種嘆願文書で始めて使われていることばである。文面のうらにはもし聞き入れられなければ一揆も起こりかねず、村役人としても責任がもてぬという注意的意志が読みとれるのである。文面の前半に見られるように、甲州一揆は諏訪藩、沼津藩兵の出動によりようやく鎮圧することができたが、事件は二か年にわたる騒動関係者の審理へ移るのである。すなわち天保九年一月五日、幕府勘定奉行、（定員四、五人で一年交代執務）深谷遠江守からようやく判決がいい渡された。被告席

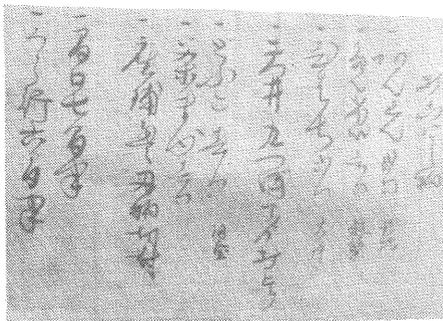
に立ったものは五八三村、五〇町の一千人を越えた大審理だった。判決文は庶民五六二人を有罪としている。

内訳は、磔^{はりつけ}四人を含む死刑（打首）一三人、島流し（伊豆七島）五〇人を含む追放九三人、その他禁固七四人、敲^{たたき}一三一人、過料（罰金）一三一人、叱責一一人、その他五人で、身分別では百姓四三三人、無宿一三三人、名主一人、神主三人、浪人二人などとなっている。磔の極刑四人は、主謀者の武七（七〇歳）、無宿者の民五郎（長浜村・五〇歳）、吉五郎（小田原在久能村・三〇歳）それに本町江尻窪の木工周吉（二二歳）であったが、他の三人は磔の前に牢死し、実際には周吉だけが一身にその責めを負い石和宿で磔になった。打首の九人も全員が牢死している。武七とともに騒動第一の主謀者だった大目村の兵助は、年老いた武七の「兵助、おまえはまだ若い、生きながらえてくれ」のこぼに促され、武七が大月の代官出張所に自首した八月二十六日、日と同じくして巡礼姿に身を変えてひそかに秩父への間道を落ちのび、全国津々浦々をめぐり、一二月に四国へ渡った。後年千葉県木更津に落ち着き、郷里からこっそり妻子を迎え、明治維新後村に帰って生涯をまっとうしている。

一方、騒動関係者の処罰は防衛策を欠いた支配者側にもきびしくおよび、ときの甲府城代永見伊勢守の名代梶川庄兵衛、甲府代官井上十左衛門、石和兼谷村代官西村貞太郎、市川代官山口鉄五郎はいずれも役を解かれ、井上十左衛門を除いては逼塞^{ひつそく}（閉門より軽い刑罰）させられている。また関所の役人も含め、武士六一人が禁固・追放刑に処せられた。

騒動はおさまり、翌天保一〇（一八三九）年天候も回復し、民衆

はようやく飢饉からのがれることができた。しかし、騒動がもたらした影響はあまりにも大きかった。それは長い封建社会のゆきづまりのなかで、甲州にとって近代の夜明けを告げる一大警鐘であった。幕府権力は自らの天領の足もとをゆすぶられ、知らせをきいた水戸藩主徳川斉昭が「愚民恐るべし」と幕府に警告したほど大きな衝動を与え、翌八年の大塩平八郎の乱とともに幕府の危機感をかきたてた。



打ちこわし品目録書（県立図書館蔵）

騒動の起りは武七や兵助の飢餓地獄の郡内民衆を救う非常手段としての一時米の押借^{せがかり}であったにせよ、その後の江尻窪の木工周吉らが指揮した国中勢の一揆は、単なる米よこせ運動でなく、貧農・小作・無宿者など下層階級による商人的大地主の襲撃という「世直し一揆」へ質的に発展して行った階級闘争であったといえる。

このことは、早くから商業的農業の発展によって農民層の分解が進み、富農と貧農の内部対立が激化していた東山梨・東八代二郡の養蚕地帯、中巨摩の綿作地帯に一揆のエネルギが集中していったことからも史家のいちように認めるところである。

それからわずか三〇年後に明治維新の動乱を迎えるが、天保騒動はまさにその導火線であった。

また、この騒動を通じて特筆すべき変化が現われた。これまで支配側の要求に応じてなにかと協力してきたのに、暴徒の破壊を役人たちは見て見ぬふりをした。しかも被害はなにか一つ補償してくれないという地主商人の被害者側からの不満が高まった。被害者たちはわが家がつぎつぎと破壊されていく中で、幕府権力の弱体化を痛いほどハダで感じたのである。

(九) 甲州財閥の誕生

事実、天保期までは国中の名主、長百姓らの村役人の中には、自分の立場を利用して財産をふやし、豪農・豪商にのし上がったものが少なくない。熊野堂の奥右衛門もその一人であった。彼らはまた彼らなりに「自分は自分で守る以外にない」という考えに到達し、事件後は以前にもまして農産物商品化による富の蓄積をはかった。この人々がやがて安政の横浜開港を機に生糸輸出商として活躍し、やがて明治の資本主義の波にのって、甲州財閥の祖を形成していったのである。

甲斐国八代郡東油川村（石和町・旧富士見村）の篠原忠右衛門はその先駆者であった。彼は東油川村の長百姓の家に生まれた。地方の豪農クラスで八代郡の郡中惣代としても広く活躍していた。安政六年横浜開港のときは、年すでに五〇歳であったが、外国貿易出願のとき、近村の村役人を集めて仲間を誘ったが、時勢に暗い大の協力は得られず、一人隣村広瀬村（石和町）の川手五郎右衛門

を誘い、安政六年三月外国奉行に願書を提出し、横浜に三百坪の借地の許可を受け、「甲州屋」を開業し、郡内絹・木綿布・ころ柿・ぶどうなどの甲州産物や、海草・乾物・生糸・呉服・太物・茶などを取扱った。

幕府からの強制によって貿易を始めた三井等の門閥的豪商に対して、甲州の山国から「在方商人」がこのような形で積極的に進出したことは注目される。忠右衛門こそ、東郡の養蚕業地帯、郡内の機業地をバックに日本で最初の生糸・絹織物貿易を行なった先駆者であった。

こうした当時の環境の中から甲州財閥の祖・若尾逸平も生まれた。逸平が生まれたのは文政三（一八二〇）年、天保騒動が起きた天保七年にはまだ一六歳であった。彼の家も長百姓の家柄で、騒動のころは没落して貧農同様であったが、騒動から得た教訓こそ々若尾財閥を形成してゆく生きた哲学となった。逸平が甲州産水晶を買い占めて海外貿易による巨利を得たことも刺戟となって、当時の地主的商人たちは次第に横浜へ横浜へと甲州産物の取り引きを行なうようになり、横浜開港における外国貿易に甲州人の役割は大きな比重を占めるようになった。その意味でも天保騒動は甲州の夜明け、否日本の夜明けの導火線の役割を果たした結果になり、偶然であったにせよ、その火付け役の一人であった本町の周吉らの歴史的役割は甲斐史の一ページに永久に残るものである。

一方、こうした農村地主商人層とともに、別な意味で騒動の中から幕府崩壊を感じていたのが、永代浪人や兼武神主たちであった。兼武神主は永代浪人とともに本県独特のもので、武田滅亡後神主

第十七節 西島和紙

(一) 西島と和紙

になり、天保騒動のときも武士として警備に当たった。武田時代のよき日の再来を夢みる彼らは「時節到来」と維新への足音を敏感に感じ、それが甲府開城の討幕軍参加となって現われるのである。天保騒動はまさに明治維新への前奏曲だったのである。

「西島じゃ ぶつちや すいちや 売つちや 買つちや 食い」という俚諺があったというが、この俚諺は紙どころ西島の村柄を単的に言いあらわして妙である。宝暦一〇年の「村差出帳」では、村高二百八十五石余の村が、戸数二百五十戸、人口にして千百人（文化文政時代には三百戸、千八百人）の大集落を形成し、馬三〇匹、僧一六人、神主一人、医者二人、桶屋三人、鍛冶一人、商人二〇人、茶屋三人と、当時の農村には珍しい諸職をかかえ得たのも、「当村紙漉申シ候、十月ヨリ四月迄、是ハ農業ノ間、男ハ紙漉、女ハ手伝仕り候」（村差出帳）とあるように、紙すきという農間かせぎ、つまり副業があればこそであったろう。『地方凡例録』（高崎領郡奉行・大石久敬著）は、「村柄善悪之事」の中で、

「村柄を見るにハ其村高に人馬の数を見合せて知るべし。高百石に人、数百人に当る村ハ上村なり。馬之に準ず。又職人・商人・医者

・山伏・道心者等遊民多き村ハよき村なり。村方繁花にて渡世仕易きゆへ爰に集り、且つ村方豊饒に付、他村へ奉公に出る者なく、他村より奉公人入込ミ、高に合せてハ人馬多し。依て人多きは豊饒の村と知るべし。……市場・河岸場等其外定式作物の外、絹・綿・縮木綿・布・麻類を仕出し、蚕飼紙漉などある村は上々の村なり。」

と記しているが、現代的に言えば、米麦農業のみならず、商業・運



からげ（原料を入れおてく桶。これを平釜にうつして煮る）（望月美之男氏蔵）

輸業・工業等諸産業のある町は人口も多く経済も豊かであるというわけで、今も昔もそのことに変わりはない。

西島村の場合村高二百八十五石のうち、田高はわずか一〇石、反別にして一町歩余、残り二百七十五石は

焼畑を含む畑高であってみれば、地理的・自然的条件としては、当時このような大集落を形成する要素はもちえなかったはずである。それが通称「西島千軒」と言われる大集落を見たのは、時にその盛衰はあったにしても製紙業の発展に負うところが大きかったからである。

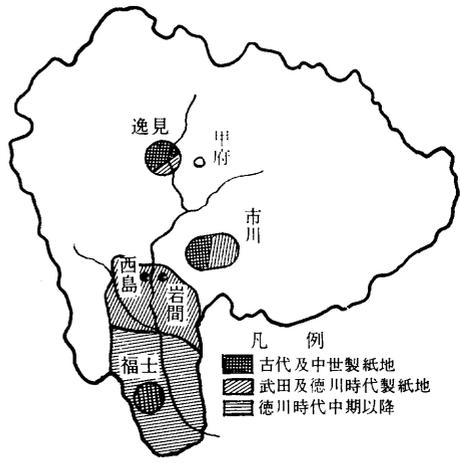
西島和紙の歴史については、故笠井東太の多年の研究の集録である『西島紙の歴史』に詳述されているので、以下氏の研究をじゅうぶんに活かしこれを要約することにした。なお氏が引用の村方文書以外についても、また近村資料もできるかぎり掲載して合わせ参照できるように配慮した。

(一) 武田時代と西島和紙

甲斐の国の製紙業のはじめは、遠く奈良平安の中古に発しており、当時の産地は南部郷福士(現在の富沢町)・逸見筋大豆生田(須玉町)の両地方であったといわれ、後世に福士雁皮・逸見檀紙とらび称せられたのがそれである。

雁皮紙とは雁皮という灌木の樹皮のせんいを紙の材料とし、檀紙とは檀の樹皮を材料としたものであった。

中古における北巨摩・富沢両地方のあとをうけて、武田時代に至って甲斐国和紙の主産地となったのが、西島・岩間・市川大門の三地方で、信玄の殖産興業の一環としての保護勸奨によって次第に発達したものである。このうち岩間は徳川中期に於いてはまったく衰え、たび製造の案内工業がこれにかわり、わずかに久那土村車田地区にその名残りをとどめた。



甲斐国製紙地略図

(二) 西島製紙の始祖

西島における製紙のおこりは言い伝えによれば、望月清兵衛という人が伊豆の国田方郡立野村におもむいて紙すき術の伝授をうけ、帰村してその業を始め、後に御料紙として信玄に献納したところ(元亀二年・一五七二)信玄公は大いにこれを嘉賞して御料紙のすき立てを命じ、紙役人に抜てきし、「西未改朱印」を賜わり、ここに西島村製紙業の基をなしたといわれている。

こうして西島およびその近郷に製紙業がおこり、望月清兵衛はその紙改め役人として改朱印と役紙納切手をあずかり、紙に関する事務をつかさどるようになった。

「西未」の朱印については国志も、「伝エ云ウ元龜二年辛未ヨリ運上ノコト始ル故ニ印中ニ未ノ字ヲ刻メリ」とあるように、御料紙献上の年の元龜二年と西島の地名にちなんだものといわれる。



朱改未西印
(佐野忠雄氏蔵)

足経済を維持し(4)同じく国内売買も禁止して紙すき仲間の独占的營業の維持を図ること。に役立てたとしている。

(四) 江戸時代の生産状況

江戸時代における西島村の和紙生産の概況を村方文書にみればつぎのとおりである。

覚

一 西島村紙漉船役米三石八斗五升二合

(西島区蔵)

但し舟数四拾八艘そうに而先年請負うけおひ申し候御事

上船拾艘 但し沓艘くわに付き米一斗八合宛づ

此米 沓石八升

中船拾三艘 但し沓艘くわに付き米九升宛

此米 沓石沓斗七升

下舟拾四艘 但し沓艘くわに付き七升二合

此米 沓石八合

下々舟拾沓艘 但し沓艘くわに付き五升四合

此米 五斗九升四合

右の通り上・中・下・下々迄沓艘くわに付き沓升八合間(間隔)に先年より仰せ付けられ御請負仕り候、尤も右舟数、年により増減御座候節も御定の通り御上納仕り来り申し候、以上

(一七二四)
享保九年辰九月 日

西河内領西島村

名主 戸右衛門
長百姓 市郎右衛門
外 四人

つまり西島村の場合、紙すき舟四八そうの勘定で舟役米(おなやくまい)(營業税)を三石八斗五升二合、一村総株(村単位)で上納し、これは幕末まで舟数の増減にかかわりなく、この定額で納めたわけで、したがって新株・増株により舟数が増加するにつれ、(天保一〇年には売紙すき八〇人)一艘あたりの舟役米の負担は逆に少なくなるといふ有利な条件にあったわけである。つぎに近郷の場合の紙すき業の状況を見てみよう。

西上(西川内上領・早川以北)川内領拾ヶ村船株覚

一、船二半艘 巨摩郡千須和村

一、同四艘 寺沢村

一、同六艘 大塩村

一、同三艘 切石村

- 一、同七艘半 江尻窪村
- 一、同二艘 夜子沢村
- 一、同三艘 笹走村
- 一、同一艘半 塩之上村
- 一、同三艘 箱原村
- 一、同二艘 柳川村

右之通りに御座候、但し忝艘に付き三升六合古株也
 (一八四四)
 天保十五年辰四月改め

先達て申渡し候運上紙取り立て並びに船改め書付け等、今十九日
 罷り出す可き候 以上
 二月十九日

市川御役所 印
 西島村運上紙 取立役人

文化九年申年船役米上納名前帳
 (一八二二)

相又村	一 (艘)	南部	九
横根村	二	塩沢	七
中野村	十一	楮根	十六
光子沢	一	大和村	三
本郷	四	富士村	三六
成嶋	六	万沢	五九
合	一五六 (艘)		

相又村外十一ヶ村
 此ノ船米二石八斗八合

すなわち、西河内上領(早川以北)一〇か村においては天保年間
 に三四そう半、下領(早川以南)一二か村においては文化年間に一
 五六そう、そのうち中古の伝統をもつ富士村の三六そうを始め、万
 沢村の五九そう、楮根村の一六そうと、現富沢町の場合においても
 江戸後期には多量のすき船を数え、江戸時代における富士川沿岸各
 村にとって、製紙業は副業として重要な位置を占めていたことがう
 かがわれる。甲斐国志・付録第五産物製造部によれば、

一〔紙〕八代郡市川大門村ニテ漉出ス、良品ニシテ且ツ多シ、毎年
 御用紙仰付ケ被レ(中略)紙ノ品ハ肌吉・奉書・糊入・檀紙デ小半
 紙・生漉・半切・五色半切・唐紙デ黒白鹿皮紙等ナリ、本村楮皮ヲ
 用ヒ結香ノ入レタルハ好カラズ ○河内領ノ東西諸村ニテ漉ク者多
 シ、岩間村・西島村ニ運上紙取立役人アリ、漉槽役米モ貢ス、糊入
 ・生漉・且紙・西ノ内・小半紙・奉書デ品々ナリ、楮皮及ビ結香ヲ
 用キテ漉ク

とあり、また村方文書によれば、西島の和紙はかぞくさ・三極を平
 釜に少しずつ入れて煮る方法により行なわれ、主として檀紙を多く
 製造していた。楮は半紙の原料には適せず、市川は楮を原料として
 米のりを入れた奉書やお札を古くから作っていたようであるが、西
 島は江戸中期以後はほとんどぎめのこまかい三極を用いたようであ
 り、明治時代まで信州諏訪に贈答用の檀紙を輸出していた。
 村においては夕刻八時ころより一時近くまで三極をたたくぎぬ
 たの音がどこの家からも聞え、一時すぎに夕食をとるのが普通で

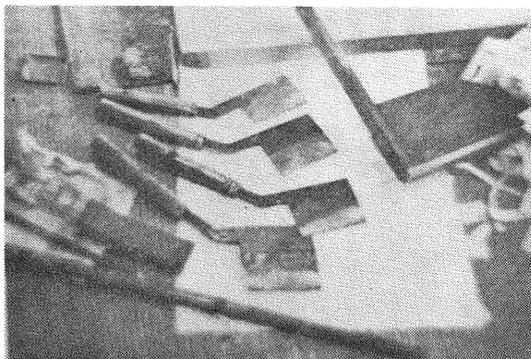
第四章 江戸時代

あったと言われている。

三極・楮の植えつけは春先で、五、六年で切れ、ふかし釜で皮をはぎとって一丸（五貫）に束ねられ六丸を一駄（三〇貫）として出荷された。その生産地は東西河内領八七か村、すなわち現在の南巨摩・西八代両郡一帯の山村から産出され、徳川中期から末期における年産額はおよそ三千駄から四千五百駄といわれ、総貫数九万貫から一三万五千貫となる。

これはすべて黒皮であるので、これを白皮に換算しさらに製品の和紙に換算すると、およそ三万貫前後になり、当時としては多額の生産だったといえよう。

この原料は毎年旧暦一〇月ころから伐採はぎ皮にとりかかり、引き舟によって富士川をさかのぼり、西島・市川の河岸、その他各消費地まで運送された。



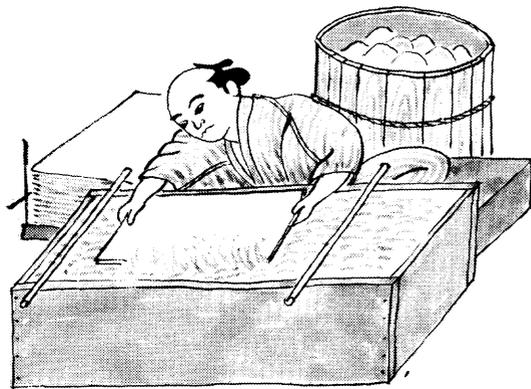
紙の裁断に用いた「たち庖丁」
(西島望月美之男氏蔵・県指定)

(五) 株仲間の発達とその組織

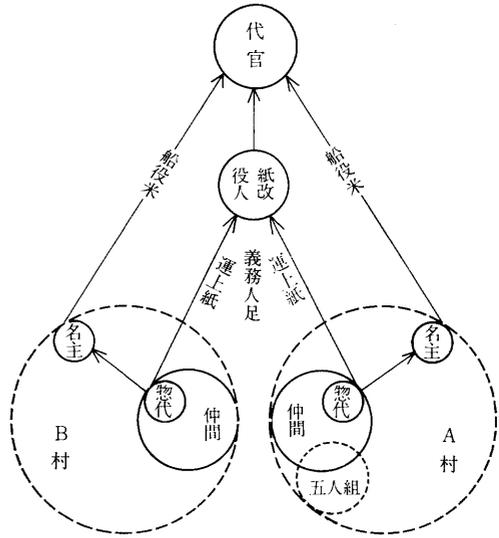
徳川中期以降町人の勢いが盛んとなるにつれ、紙すき業者も株仲間という同業者の団体を結成し、上は幕府に運上や冥加金を納めて営業独占の特権を買い、下は原料の供給者である農民に対して株仲間の威力をもってその利益を優先し、明暦三（一六五七）年九月、諸株仲間組合の制を定めてからはますますその数は増加した。

西河内領における紙すき仲間の組織とその活動は、武田時代に西島村に始まり、漸次付近の村々にまで発展し、仲間の制度も次第に組織化され拡充されていった。仲間は地域別に一団をなし、数名の総代を選んで地区の事務をつかさどり、さらにその上に西河内領全体に一人の紙改め役人（西島村）があつてこれを統轄していた。

東河内領は岩間



江戸時代の紙すき絵図



に二人、市川に二人の紙改め役人がいた。

右の図はこの組織を図解したものである。

株仲間は、仲間全体の利益を第一義とする独占的行動をとり、特にそれは原料の購入に、また新規業者の抑制に常に一貫した団体行動がとられた。すなわち楮・三極の出荷に常に一貫した団体になると、出荷に先立ち紙すき仲間は随時会合をもって、次期紙すき仲間の数をとりまとめ、これに要する原料の総数量を予め計算しておく。そして各村の紙すき人総代と楮仲買人は、売り方の農民代表と相会して相場を立て、原料生産地に出かけて入用数量を買い求めたのである。これが逐次舟によって上流の紙製造地へ運ばれた。

以上はきわめて尋常な場合であるが、需要と供給のバランスがくずれた時は、次にのべる売り手側の楮・三極他国出し歎願運動と、買い手側のこれに反対する差留運動さるまわうどんという深刻な出入いしゆ（訴訟沙汰）がくり返され、幾多の政治的緊張を生んだのである。

(六) 三極他国出し御差留め運動

徳川初期から中期にかけての楮・三極の産地は東西河内下領（早川以南）三二か村が主であったが、中期以降は近国の製紙業の発達に伴いその需要も増し、河内一円の八七か村（西六三・東二四村）におよび、その生産量は著しく増加した。というのも河内地方は山間溪谷の焼畑・山畑が多く、日照度も不足がちのうえ、猪鹿猿の獣害をうける天恵のうすい土地柄であるため、このやせ地の不安定な土地から年貢を全うするためには、この山資源をフルに活用しての換金作物として、楮・三極は格好の作物であった。したがってこれらの作物の相場の下落は、ただちに農民の貢納に決定的な影響を与えたのである。

それにひきかえ紙すき仲間のほうは、独占的利益を保持するために、紙すき舟数を制限し、また運上、船役米上納にさしつかえることを口実に、寛政年間市川代官所に願ひ出て、国内原料の他国流出を禁止しようとしたので、原料は甚しい生産過剰に陥り、国内市場の楮・三極の価格は必然的に暴落し、原料生産者側には大きな打撃を与える結果となった。次の文書は他国出し差留願書で、御役所の通行手形（輸出証明書）のないものは、文面のように見つけ次第紙すき人側にさしおさえられたのである。（西島区蔵文書）

恐レ乍ラ書付ケテ以テ願上ゲ奉リ候

市川大門村御用紙漉惣

代市兵衛、同村売紙漉惣

代久兵衛、五郎左衛門、

西島村同職人物代弥右衛門一同申上ゲ奉リ候ハ、

当国東西川内領村々ヨリ

作り出シ候楮、三ツ又ノ

義ハ、前々ヨリ他国出シ

御差留ノ処、亥年ノ義、

粗他国出シ之有ル趣キ風

聞承リ候ニ付、先達テ猥

リニ他国出シ仕ラズ様御

触レ流シ願上ゲ奉リ候処、

早速御聞濟ニテ河内領村々

エ右ノ段御廻

達立シ有難キ仕合ニ存ジ奉ル、

右取締リ方見届ケ度ク、

去ル十一日

私共駿州行キ荷物相尋テ候

処、丸滝村(身延町)百姓定吉義、

同村

字子ノ神百姓治右衛門ト申

スモノニ仲継ギ致シ、

駿州ハジカミ村エ

三ツ又荷物運船致ス可キ

様子ニ付、右荷物ノ内掛合

中ノ九九(四五

貫)ヲ仲継、治右衛門エ

急度(嚴重ニ)預ケ置キ候、

縦令此ノ度ビ御触レ渡シ之無クトモ、

文化ノ度(文化年間)濟口(調停)ノ

通り相心得可キ申ス所、

猥リニ他国出シ売買イタ



楮・三極他国出し御差留願書(西島区蔵)

同願上ゲ奉リ候、

右願ノ通り御聞濟下シ置カサレ候ハバ、有難キ仕合セニ存ジ奉リ

候、以上

(一八三九)

天保十年亥十一月

市川大門村御用紙漉惣代 市兵衛

同 村売紙漉惣代 久兵衛

五郎左衛門

西島村同職人 惣代 弥右衛門

小林藤之助様 市川御役所

このように楮・三極他国出しに對し、紙すき仲間は、たいせつな御運上が不振に陥る憂いありという口実で、総代を立てて代官所に歎願書を出させた。そして差留運動はいつもその効を奏し、紙すき仲間には常に優先的な利益を確保することに成功したのである。

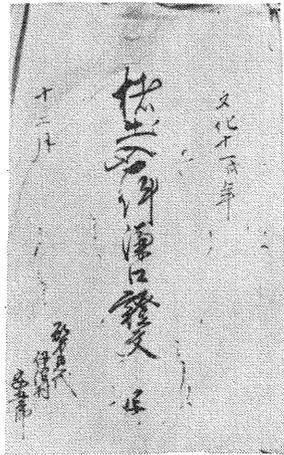
一方、原料生産者も敢然立って楮・三極の他国出し許可の運動を展開し、寛政二(一七九〇)年、文化一一(一八一四)年、天保一〇(一八三九)年、慶応二(一八六六)年などにおける歎願運動は最も激烈をきわめた。後掲の「楮出入一件濟口証文写」は、そのうちの文化一一年東西河内領八七か村が、市川・西島村紙すき人総代ならびに村役人を相手どっての訴訟に端を発した内濟濟口証文であるが、事件の経過を「乍恐以ニ書付ニ御駕籠御訴訟申上候」(文化十一年五月)の訴状によって要約すれば次のとおりである。

河内領は年貢地の雜穀を始め楮・三極ならびに竹木諸品すべて国

内外を問わず自由販売なるゆえ、寛永二二（一六四四）年、岩間代官秋山半右衛門・石原平兵衛支配の節の仰せ付けで、大切金を國中相場の一割高で貢納してきた。ところが寛政年中代官平岡彦兵衛支配の節、地元市川紙すき人らのさしがねの楮・三ツ又他国売り差留め願い出を許可し、これを不当とする生産者側との出入もあつた経過の中で、去る文化一〇年二月、再び市川・西島村紙すき人より「原料高のため御用紙・船役連上御上納にさしつかえる」ことを口実に市川代官所に願ひ出て、鯉沢村川岸問屋弥左衛門の信州売り荷物を生産者側になんらの沙汰なく、差留め封印し廉価で買い上げた。これに対して生産者側は、このように勝手に買いじめされては貢納および夫食買入れ金にも事欠くとして、八七か村が合議し、平須村長百姓源兵衛、京が島同茂兵衛、下山村名主太兵衛、相又村同栄助、大島村長百姓文兵衛、和田村名主重郎右衛門、上の平村同嘉重郎の七名を代表とし、文化一一年正月代官所に出頭して差押え封印の不当と自由販売を訴えた。しかし地元紙すき人側と内通している代官所には誠意ある取調べがなく、やむなく生産者側は御用紙すき入用の楮に限り一割安で納める旨譲歩したが、これにも紙すき人側が応じないため、ついに保村名主後見秀八、十島村長百姓九兵衛の兩人を総代にあげて、文化一一年五月辰刻、江戸表へ駕籠訴の決行となるのである。すなわち御老中松平伊豆守がかごで登城するを待ち受けての直訴である。幕府は支配代官所の添状のない越訴は固く禁止していたので、獄門の刑のみならず家族親類まで縁座に問われる重刑を覚悟でなければ、とうていなし得ないことであるが、河内領八七か村農民の死活問題として糾弾する村役人の正義感が、こ

の越訴を敢行させたのである。兩人は松平伊豆守の館に留置され、訴状は老中方が評定の上、御勝手方勘定奉行柳生主膳に引き渡し御紙の後、御支配江戸役所手代飯田勝三郎へ引き渡され、それより国元へ帰国申付けられ、五月二三日に市川に到着し二四日市川代官所へ駕籠訴の趣きを届出した。

この事件の結末がどうなったかは飯富・古屋保蔵の次の楮出入一件済口証文写によつて知ることができるのである。



楮出入一件済口証文写

文化十一（一八一四）戊年
楮出入一件済口証文 写
十二月 郡中物代
伊沼村 安五郎

（飯富・古屋保蔵）

差上げ申ス 済口証文之事 （訳文）

市川大門村百姓兼紙漉人磯左衛門外式人より、鯉沢村紙問屋弥左衛門を相手取り去る西(文化一〇)十二月、市川御役所へ訴え上げた内容は次のとおりである。弥左衛門は同国東西川内領村々より差出す楮・三ツ又を仲継ぎし他国出するため、国内の楮・三ツ又が払底し、訴訟方の市川大門・西島村では御運上紙並びに御用紙の漉き立てその外紙漉人共の船役金上納等に差支え難儀している。このことは寛政年中(二四年前)平岡彦兵衛様御支配の節紙漉人一同より申立て御差留に相成り居ること故、古の如く他国へ散乱しないよう申立てたところ、相手弥左衛門の言い分は、右の荷物は当国荷と駿州荷があり、当国荷は国内の逸見筋(北巨摩)へ、駿州荷は信州へ送るしきりであるのに、去年十二月御支配役所より手代の足軽並びに市川・西島二ヶ村の者共、弥左衛門宅へ罷り越し、足軽立合の上右の楮荷物を差留め御封印したことは納得できかねることである、と。紙漉総代は荷物継ぎ送りについては、河岸場の定法の通り致すよう諸条件をつけて訴上致し、これに西河内十六ヶ村の紙漉人共も訴訟方へ加わり、追々吟味中であつたが、一方東西河内領八十七ヶ村惣代の村々からの訴状は、当国の楮・三ツ又は御年貢地へ植え付けている作物であるので、市川・西島紙漉人が信州境山口御番所で荷物通行差留めを願ひ出た際生産者である八十七ヶ村へ支障の有無の御糺しもなく、一方的に御差留になつたことは納得致し兼ねることで、このように訴訟方村々の自由勝手にされては、つまるところ農民は買占めのため難儀するので、楮・三ツ又に限らず生産物は、寛永度の仰せ渡しの通り(河内領随納の特権)当国なりと他国なりと値段の宜しき方へ手広に売りさばき、御年貢御上納に

差支えなきよう致し度き旨御役所へ願出たところ、当八月中に長谷長門守様御勘定奉行の節差出され、御吟味中に同人様御病死のため当御奉行所の係に相成り、続けて、御吟味中の処、右の訴訟度々御日延べを煩わすので、両者掛合い熟談内済した内容を左の如く申上げ奉る。

一、国内の楮三ツ又の売捌き並びに荷物継ぎ送りについては、当国産については、国内の利益を考えて当国内に限り売買し、尤も値段についてはその年に応じ、市川大門村、西島村で相場を立て、外の紙漉諸村もこれに準じて売買する。且つ郡中の仲買は勿論他国の商人が仲買する場合でも、他国出しはせず国内へ売る分については紙漉人方も故障はしない。尤も両者の値段に大きな開きがあり、両者共存できぬようでは互いのためにならぬので、万一そのような場合は駿州方面の上下値段も引合にして定め、その際国内買上げによる運賃諸雑費の浮分は値段増しで買ひ取る。また駿州から三河岸(鯉沢・青柳・黒沢)並びに他国出しする場合、山口番所の通行については其の節仲継問屋から代官所へ届出た分は何国へ売買しようとも紙漉人方にて、いささかの申分もないことと同承知した。

中村八太夫様元御役所 甲州巨摩郡 八代両郡
 当時(現在) 鈴木伝市郎様御代官所 拾八ヶ村紙漉人物代
 訴訟人 八代郡市川大門百姓ニテ紙漉人 藤 政右衛門 蔵
 相手 同郡 巨摩郡 西島村 次左衛門
 東西川内領八拾七ヶ村惣代 保村秀 弥左衛門 八

(一八二四)
文化十一年十二月

御奉行所

平須村 源 兵衛
内船村 源 右衛門

この済口証文によって一たん落着したかに見えたが、紛争の根源である国内原料の自由販売は依然解決されなかったため、天保一〇年、慶応二年と再三両者の利害は衝突し、明治二年に至って始めて四千五百駄のうち一千駄に限って他国出しが許され、その販売値段をもって国内相場とすることに落着するまで、紙すき仲間の差留運動はいつもその効を奏し、独占的な利益を確保することに成功した。しかし、明治維新になると事情は一変し、新知事は明治二年元日、訴状箱をかかぎて民意をきく政策をとった。すなわち布令告示によると、

「知府事他心ナシ、國中土民ノ心ヲ以テ我心トス、故ニ土民ト好悪コレヲ共ニセン、所管ノモノ下情ニ壅塞ニ(うとく)アリ。因テ一筐ヲ此ニ掲グ、今ヨリ後哀訴セント欲スルモノ書シテ以テ此中ニ投セヨ、我親シク疾苦ノ所在ヲ視察セン」

そこで東西河内領八七か村は、生産者代表塩沢村名主・庄右衛門ほか一四名をもって、明治二年八月甲府表に再び箱訴したのである。その結果市川役所が中へはいつて、ついに寛政年代から続いたこの訴訟問題も八〇年ぶりに結末を見るのである。すなわち西島区蔵の「差上申御請証文の事」によれば、

(前文略)

一、東西河内領村々のもの共、楮荷物の他国出し相願ひ候共、素(モトモト)市川大門村外ヶケ村のもの共の買取り値段は他国より下値故、値段の儀に付きこれ迄の相場の立方は相糜し、今般改めて楮荷物の内ヶケ年千駄宛他国出したし、右売捌き相場と見競べ市川大門村外ヶケ村のもの共買取り候様、相場立方の儀は双方立会平に不正取締らざるの義之無き様、規則相立て候えは、売方において他国出し致し候も同様の値段に売捌きでき候儀にて、紙漉人共においても渡世差支え之無く両全至当の儀に付き、此の段相心得可き旨仰せ渡され候、

但し相場立方の儀は双方が申合わせ、急速に規則相立て申上ぐ可き旨仰せ渡され候、云々明治二巳年八月」

また、これに基づく、「対談議定書之事」(西島区蔵)による相場立方規則は、

一、楮三ツ又は、八拾七ヶケ村出荷数の内、千駄は年々他国出しに相成り、残り荷数の分は両村紙漉渡世人並びに外紙漉人共にて、買取り申す可き事、

一、千駄他国出しの儀は、何ヶ度に売買いたし候とも左構之無く、然れ共当国の値段立方見競べの義に付、両村紙漉人共疑惑を醸し候ため、右千駄の内十一月より三月迄五ヶ月の間、毎月他国へ売り渡し候、

とあり、明治二年に至り始めて原料のおよそ四分の一は、駿河や



楮刈りの図

信州の国外へ売ることができ、その他国売り相場と見比べて市川、西島にても買いとることになったのである。

また、天保一〇年一月一七日の「楮・三又他国出し差留願書」(西島区蔵)には、市川大門村御用紙すき六人、売紙すき二七〇人とあり、西島村は売紙すき八〇人とあり、当時御用紙すきは市川だけで、西島村はすべて一般民需むけの紙を製造していたのである。

(七) 紙すき株の交換・譲渡・新株・増株の禁止

独占的営業権をもつ紙すき株仲間は一一人一株であって、株の交

換、譲渡は取締りの必要上からも原則として禁止され、株の貸借も一応届け出をして許可を受けねばならなかった。もし無断で交換・譲渡あるいは貸借等をする者がいれば、仲間一同が相談の上でこれを無効とすべく早速総代を立てて故障し、役所へむかっても無効の認知取り戻しの請求を願い出た。安政五(一八五八)年四月の「一札之事」(西島区蔵)によれば、

一、去る卯年(安政二)寺沢村紙漉四艘を同郡福土村百姓金平へ譲り請け紙漉稼ぎ仕り候処、上河内領は古来より上紙株に之れ有り、たとへ休株に候共、下河内領の下紙株の場所へ譲渡いたし候義は相成らず筈の処、勝手の儘に譲渡いたし候ては国法相乱れ、就ては近年払底の楮・三ツ又益々払底し高値に相成り、当村紙漉人一同迷惑仕り候に付き「総代を立てて、無断譲渡を故障しており、その口実とするところは国法のびん乱と原料の騰貴ということ、つまるところは独占的な仲間の地位の確保にはかならなかった。

また新規営業または増株を願い出る者に対しても、同様に差留運動を起こし、総代を立て一同連署で代官所へ歎願し、時には江戸勘定奉行所へ提訴した。次は新規営業に対する差留願書である。

恐レ作ラ書付ヲ以テ願上ゲ奉リ候(西島区蔵・沢文)

安藤伝蔵御代官所

巨摩郡本郷村外六ヶ村

八代郡帯金村外八ヶ村

同郡市川大門紙漉稼人

紙漉稼人代兼

願人 式百四拾三人惣代

百姓 六郎左衛門

巨摩郡西島村紙漉稼人物代

百姓 長左衛門

新規紙漉稼難渋ニ付キ御了解願

相手 当御支配所巨摩郡境村

百姓 勝兵衛

右願人六郎左衛門外宍人申上ゲ奉り候、市川大門村ノ儀ハ御高千八百拾弍石余、家数凡ソ千軒余之有り武田家御在国ノ節ヨリ作間紙漉稼罷リ在リ、天正年中恐レ乍ラ御入国同村エ御着陣遊ハサレ候砌、御用紙漉立仰付ケラレ候儀ニ御座候、元來右村ノ儀ハ耕地狭ノ土地ニテ御高二応ジ候テハ家数多キ候故、紙漉一職稼餘業專一ニテ御百姓相統罷リ在リ、且又西島ノ儀ハ御高三百石家数凡ソ三百四拾軒余之有り、是又同様罷リ在リ、紙漉船役米三石八斗五升弍合並ニ御運上トシテ増減之有り候得ドモ、漉高四拾分ノ尅正紙(現物)ニテ御上納仕リ、其ノ外東西河内領ト唱候ハ当国第一ノ極ク辺鄙山間ノ村々ニテ田方少ク畑勝チニテ餘業之レ無ク候テハ嘗方出来難ク候ニ付、市川大門村ニ相習ヒ数年来紙漉方罷リ在リ何連モ御高二応ジ候テハ家数人別多ク之有り、大概紙漉職業ノミニテ取統罷在リ、然ル処相手勝兵衛義、今般新規紙漉稼致度ク候御願立仕リ候趣キ承リ及ビ候間、早速罷リ越シ候処右勝兵衛義地所留置中ノ内ニテ、名主許エ罷出同人ニオイテ新規紙漉稼方致サレ候テハ、迷惑難渋ノ次第申談候処、村役人ニオイテハ何連モ示談仕リ度キ旨之レ申シ候ヘ共、勝兵衛ノ存意斗リ難ク、殊ニ右新規紙漉稼ノ儀御願立ニ相成リ候ヨシ延引ニ相成リ、右願ノ趣御伺ヒ濟ニ相成候テハ当惑難渋仕リ候儀ニ付、取急ギ罷出候義ニ御座候、一体紙漉ノ儀ハ前書申立候通りノ

次第ニテ漉草ノ儀ハ東西河内領ニテ主ニ作付置キ候処、銘々々ケ年ノ漉高見積リ紙草代ヲ前金ニ相渡シ置キ、其節ニ至リ追々引取候エ共、紙草楮三ツ股前々ヨリ仕付ケ候場所エハ、近年粟稗其ノ外雜穀等作付イタシ、年増に払底ニ相成リ候ニ付、如何様堅ク約定仕リ置キ候テモ雜買イタシ候モノ之有り候エバ、相場宜敷キ方エ売渡シ、前金丈ハ差送ラズ候モノ之有り、仕入レ方必至ト骨折リ候テモ手中漉草引キ足リ申サズ、其節ハ申合セ三十日、五十日余モ毎年漉方休船仕リ、御用紙漉立御差支エニ相成ラザル様平均イタシ取締方仕リ候程ノ儀ニ御座候、且市川大門御連上ノ儀ハ、弍百有餘年前頃ノ時節ハ新船老艘出来仕リ候エバ、初年米三升六合、弍ケ年目ニ七升弍合・年々増上ゲ拾ケ年目ニ相成リ米尅儀、弍拾ケ年目ニ弍俵ト御定下シ置カレ、永年船役米御上納仕リ明曆年中(一六五五)ノ頃御代官細田小左衛門様御支配ノ節ヨリ尅束当リ、定紙ニテ御上納仕リ、其後寛政年中(一七八九)御代官平岡彦兵衛様御役所エ願上ゲ奉リ、金納ニ仰付ケラレ永百四拾七貫七百五拾文六分ヅン年々上納仕来リ候儀ノ処、文化年中(一八〇四)他国ヨリ市川大門村同様ノ紙類夥數ク漉出シ引合ニ相成ラズ、自然稼ギ方相止メ候モノ多分ニテ紙漉出方過半相減ジ、迷惑難渋仕リ候ニ付、御代官鈴木伝市郎様御支配ノ節(文化一〇)御願立仕リ候処御取調ノ上厚キ御仁惠ヲ以テト先御連上永七拾尅貫八百五拾弍文八分ヅン半減ニ御引下ゲ成シ下サレ候後、猶又三ケ年季切替エ増上ゲ、當時(現在)凡ソ永八拾貫文程御上納仕リ候儀ニ御座候、然ル処万延元申年中(一八六〇)当御支配所巨摩郡上条村長百姓五郎左衛門、同郡中下条村長百姓治左衛門、代右衛門、山梨郡千塚村長百姓清十郎、仁右衛門、長平

上飯田村長百姓喜兵衛、百姓代安右衛門新規紙漉稼ノ儀試漉罷リ在
 リ候中掛合ニオヨビ候処、品能ク申シ聞キ候間相止メ可ク存ジ申シ
 居リ候所、新規紙漉稼方御願立テ仕リ御伺ヒ御下知済ニ相成リ候ニ
 付、拋無ク右ノ者共相手取り江戸御勘定御奉行所ニ御訴訟申上ゲ
 候処、御取調べ中示談ニハ御座候エ共、己来新規紙漉稼致シ間敷キ
 旨ヲ以テ熟談内済行キ届キ濟方ニ相成リ候儀ニテ、殊ニ相手村方ノ
 儀ハ甲府最寄ニテ之レ有リ耕地十分ニ富ミ栄エ米穀其ノ外畑物諸色
 共捌方弁利宜敷ク全備ノ上ノ餘業ニテ右様新規紙漉稼致サズ候テモ
 營方差支エ候土地柄ニハ之無ク、追々新規紙漉稼致サレ候テハ、第
 一御用紙漉立差支エ、且ハ漉草仕入方ニ相響キ難渋ニ陥リ候ハ歴然
 ニ之有リ、數百年來ノ一村職株拋無ク休船イタシ取継方相成リ難
 ク、連々退転(転職)亡村ノ基ニ相成候儀ハ眼前ト誠ニ以テ歎カハ
 敷キ次第ニ付、慈悲無ク今般歎願奉リ候、何卒前般ノ始末御賢察成
 シ下サレ、格別ノ御慈悲ヲ以テ境村百姓勝兵衛ヲ召出サレ、厚キ御
 利解ノ上新規紙漉ノ儀願止メ仕リ候様仰付ケラレ下シ置カレ度ク願
 上ゲ候、

右ノ通り御聞濟ミ成シ下シ置カレ、一村職株相立テ御百姓永統相
 成レバ、広太ノ御仁恵ト有難キ仕合せニ存ジ奉リ候、以上

(一八六五)

慶応元年九月 日 右 六郎左衛門

長左衛門

右ノ趣キ甲府小笠原甫三郎様御役所ニ出訴奉り度ク致シ奉り候
 間、御添翰成シ下サレ候様願上ゲ奉り候、以上

注・支配代官の添翰(添状)がなければ越訴となるわけである。

巨摩郡本郷村外六ヶ村 紙漉人物代
 八代郡帯金村外八ヶ村

同郡市川大門紙漉稼人貳百四拾壹人

物代百姓 六郎左衛門

巨摩郡西島村紙漉稼人物代

百姓 長左衛門

差添 市川大門

百姓代 茂三郎

市川御役所

前書之通り願上ゲ奉り候ニ付、奥印仕り候 以上

丑九月 日 名主 忠八

(V) 運上・船役米

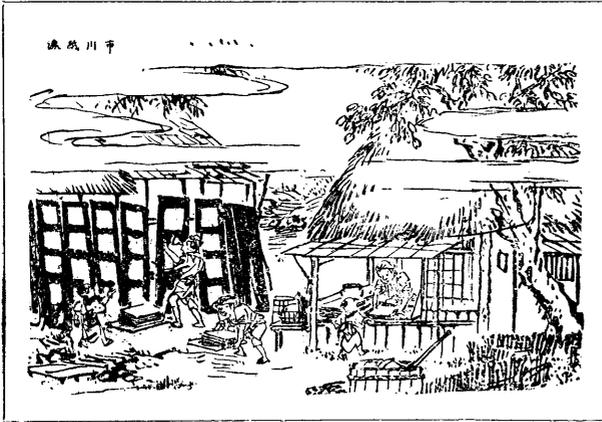
以上述べた各種の特権に対する代償として、仲間あるいは組合
 は、運上・冥加または船役米等の諸税を上納した。もつとも先に
 諸税を納入して除々に特権を入手したというほうが当っているかも
 知れないが、西河内領紙すき仲間においては、運上紙と船役米(寛
 政年中より金納)の二つを上納している。

運上とは、江戸時代の雑税の一種で、おもに商工漁畝、運送業な
 どの営業者に賦課され、冥加とは異なり一定の税率をもって納めさ
 せたが、その賦課額が生産高により一定せず浮動するので浮役に含
 まれた。いわば運上金は生産高に応じた収益税ともいえるもので、
 紙運上の場合、漉紙は二〇分の一、その他の紙は四〇分の一(紙
 四〇枚に付き一枚の割合)を納めた。運上紙取立て役人は先記の通

り西島村の紙祖望月清兵衛がこれに当たったが、のち寛文九（一六六九）年に笠井五兵衛に移り、その子半兵衛から八代の間、常に取立役をつとめ明治維新まで続いた。（現在の甲府峡南堂・笠井菊太郎氏の先代）

運上紙が取立役人をおしておさめられたのに対し、舟役米は名主をおしておさめられた。舟役米とは、『地方凡例録』にも、

「紙をすく函を船と云ひ、紙漉の役錢なり、是ハ村役に出すにあらず、紙漉共より船一艘に付何程と役金を出す」とあるように、運上と異なり、船一そうにつきいくらとその額が一定していた。現在でいう事業税・営業税にあたるものである。しかしこの船にも上船・中船・下船・下々船の等級や古株・新株の別があり



江戸時代の市川紙すき（甲斐叢記より）

税額も異なっていたことは先記享保九年寛書きに明らかであるが、平均一船あたりの舟役米が西島八升、川内上領村々三升六合、川内下領村々一合八勺と他地域に比べて西島村の税額が高いのは、それだけ生産実績が質量共に高かったからであろう。しかし四八そう勘定で一村総株（村単位）三石八斗五升二合の定額を、その後の船数の増加（天保一〇年八〇艘）にもかかわらず、幕末まで同額で上納してきている点、実際はたいした税負担ではなかったようである。

（九）西島製紙の存続と他村製紙の衰退

では市川、西島中心の製紙業が江戸期を通じてひとり安泰の地位にあったかという点必ずしもそうではなかった。国志にも、紙すき船役米は川内上領一・二か村合せ五石五斗四升四合だけで、「其外ノ村ニナシ」とあるように、文化初年までは河内上領に限られていたものが、文化中期からは河内下領一・二か村（船数一五六）にも二石八斗八合の船役米を納めさせて公然と営業が許可され、また先記慶応元年差留文書に、「文化年中他国ヨリ市川大門同様ノ紙類夥シク漉出シ、引合ニ相成ラズ」とあるように、信・駿近国の増産によって過当競争時代にはいり、必然的に楮・三極の他国流出に伴う原料高と、反面製品の過剰生産による市価暴落という新たな脅威にさらされたわけである。文化一〇年以後の楮出入りの激化や新規営業等の差留め運動も、製紙業者側からすればこころした情勢への危機感を反映しての自衛手段にはかならず、株仲間の一方向的故障とばかりいえない江戸中・後期の経済的、社会的、政治的变化を見のがせないのである。政治的变化一つを見ても、新規営業の許可が窮乏

する支配側財政の増取にもつながっている以上、工場制手工業への経営の脱皮でもはからない以上、株仲間組織を背景にした代官役人との接近による政治的解決以外それを防げなかったであろう。そのことは、岩間村のたび工業への転換、小規模経営の本町旧村の中期以後の衰退をみても明らかである。

すなわち大塩村の場合、寛保元（一七四二）年の用水堰出入文書の中に、「紙すき仲間前々より右用水を用ひ紙すき来り候処、近年商売相止み候由に候」とあり、すでに江戸中期に休業しており、享和二（一八〇二）年二月の「差出申一札之事」によれば、万沢村の儀蔵なる者へ舟株を貸与している。すなわち、

一、御米式斗三升六合 大塩村紙漉舟役米

一、私共紙漉商売仕り度ク候共、舟機御座無ク候処、当御村方ニ休舟御借り申シ度ク御無心申シ候処、則チ承知下サレ候上ハ、上記御直段ヲ以テ十一月晦日ニハ御米代貴殿へ滞り無ク急度差出シ申ス可ク候……年季ノ儀ハ戊ノ春ヨリ寅ノ暮迄五年季ニ相定メ申ス可ク候、貴殿入用ノ節ハ何時成リトモ相返シ申ス可ク候、後日ノ為手形仍テ件ノ如シ、万沢村借主・儀蔵 長知沢村証人・与右衛門」

と、舟役米の代納を条件に五か年季で貸与している。

また弘化三（一八四六）年正月の「取替申議定書之事」によれば、「紙漉舟三艘、此ノ舟役米尅斗尅升三合四勺、代金四兩弍匁也」で新八ほか二人が、「無人ニテ渡世相成り兼不候ニ付キ、同村太郎左衛門世話ヲ以テ中ノ倉村茂右衛門外二人エ、右紙漉舟機代金請

取り相譲り候処実正也」と上九一色村の百姓三人に船株を譲渡している。

また、江尻窪区蔵文書の文化六（一八〇九）年「御尋ニ付申上書付」によれば、

「一、紙漉船七艘半 此ノ舟役米式斗七升 右ハ当村紙漉ノ儀近年稼人之無ク、船役米書面ノ通り弁納仕り候儀ニ付、右七艘半ノ内三艘ヲ楢根村ニ貸渡シ相稼セ候エ共、出入之有り楢根ニオキテ別段舟役米上納イタシ候上ハ、当村エ引取り是迄通り追テ稼人之有り候節、取り稼ギ申シ度ク御座候言々」と、持主七人、下かせぎ人一人の連印文書があり、先記寺沢村の安政二年の譲渡出入文書とも綜合するとき、江戸中・後期ともなると、

「近年紙家職仕ルニ引合ヒ申サズ紙漉キ一同漉キ決リニ相成り候様ニ罷り成り」（寛政二年・西島区文書）

「文化年中他国ヨリ市川大門村同様ノ紙類夥シク漉出シ引合ニ相成ラズ、自然稼ギ方相止メ候モノ多分ニテ紙漉出方過半相減ジ」（慶応元年・西島文書）とあるように、山かせぎに転向するなどして休舟または譲渡が続出しているのである。ひとり西島村の場合は、「西島村ノ儀、御百姓家数ヨリ田畑差詰り、深山ニ離レ候エバ、山稼モ相成ラズ業之無キ村方ニ付」（寛政二年文書）

「田方少ナク畑勝チニテ餘業之無ク候テハ、営方出来難ク候ニ付キ」（同右）

「御高（石高）ニ応ジ候テハ家数人別（人口）多ク之有り、大概紙漉職業ノミニテ取統ケ（生計）罷り在リ」（慶応元年文書）

とあるように、背水の陣ともいえるべき強固な株仲間組織のもと

に、新規紙すき株による過当競争の脅威を極力おさえることによつて明治維新に至るまで、その生活権を維持し得た側面もあつたのである。

それにひきかえ本町他村の場合は、少人数による孤立的経営のため、原料の仕入れや製品の販出においても採算に合わず、自然に経営の円滑を欠き、逆に転業、衰退の一途をたどつたのである。

紙すき技術は熟練を要するため、後継者が絶えれば下かせぎ人も村内に得られぬかぎり休業以外に方途はなく、その場合舟役米は持株の特権に課せられたものだけに、生産の有無とは無関係に貢納しなければならなかつた。その負担を除くためには持株の貸借か譲渡以外なかつたが、それには株仲間の承認を必要としたため、休業のまま舟役米を貢納し続けた例（切石村三そう）も少なくない。

こうした他村の衰退にひきかえ、西島村の場合は強固な株仲間組織のもとに幕政三百年の間その存続を維持し得たが、維新の新政と共に西未御朱印も失効し、連上船役、仲間組合の持統もすべて解体され、明治四年には村役人の手に一切の事務は委譲されることになつた。次の文書は紙改め朱印の村役人への委譲請取り書である。

紙改朱印請取之事（西島区蔵・訳文）

一、西未 割菱御紋付

一、今般御新正（政）ニ付、紙改ノ儀ハ村請ニ定メ全納仰セ付ケラレ、改役ノ儀ハ名主へ仰セ付ケラレ、朱印ノ儀ハ武田家御代ヨリ貴殿先祖笠井半兵衛ニ相成候朱印ニ而改ム旨仰セ付ケラレ候

間、村方一同右朱印御無心申シ候処、早速御渡シ下サレ村役人一同ニ而儲ニ受取り大切ニ相用ヒ可ク申シ候、依之請取一札差出シ申ス処件ノ如シ

（一八七一）

明治四未年二月

西島村 名主 佐野仁左衛門 ㊦
 長百姓 笠井源兵衛 ㊦
 百姓代 望月長右門 ㊦
 元御連上紙改役 笠井半兵衛殿

これより舞台は一転して、明治の諸改革による近代資本主義体制の中で、全国を市場としての自由競争への飛躍の段階を迎えるのである。

明治以降における製紙業の状況については、第四編産業と経済に詳述されているのでこれを参照されたい。

第五章 明治時代

第一節 維新前後の世相

(一) 黒船の来航と海防費の調達

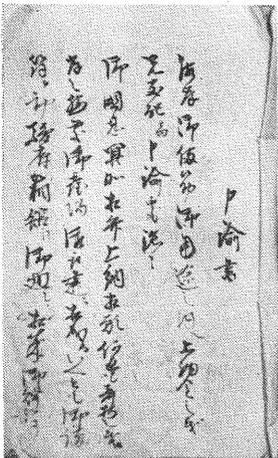
嘉永六（一八五三）年六月三日、ペリーの率いる黒船四隻の浦賀来航と、これにつづく諸国の開港要求に鎖国の夢を破られた幕府は、伊豆・葦山の反射炉による大砲の鑄造や、江戸湾防備のための品川台場の築造、そして水戸藩による大船建造等を命じると共に、安政二年には諸国寺院のつり鐘をこわして銃砲に改鑄するよう布告し、翌三年には江戸築地に講武所を開く等、海防策に大わらわと化した。

泰平のねむりをさますじょうきせん たつた四はいで夜もねられず

黒船の蒸気船を宇治茶「上喜撰」にひっつけた狂歌が流行したのもこのころであった。これらの海防費は諸国に布達され、民衆にも御用金の献納が課せられた。次の申論書は安政四年、草深き郷土の村々にまで布告されたものである。

申論書

海岸ノ御備筋御用途ノ内へ上納金ノ儀、先ノ支配ニテ申論ス処、銘々御国恩ノ冥加相弁へ上納相願ヒ、何連モ奇特之儀ニ之有リ、然ル所御産場御取建相成ルト雖モ、御備筒ヲ初メ駿府下田・箱館へ御廻リニ相成リ、御貯筒ノ有高御不足ニテ何分御安心ノ場合ニ至リ難ク、右ニ乗ジ異国ノ者共輕蔑致シ、間々モ致セバ既筋強ク申立テ、御国家ノ御患不容易ノ御事ニハ、異国ノ情態憎ム可ク、且ツ怒ル可キ義ニ之有リ、依テ武家へハ莫大ノ御入用ヲ以テ講武場ニ蕃書調所等ヲ御取建テ、武芸其ノ外日々ノ御世話通ズ可カラザル御事ニ之有リ、右等ノ訳御料所ノ百姓ノ内、会得ノ者モ之有リ、感動憤激ノア



海防費調達申論書
(切石・天野晃氏蔵)

(天野晃蔵)

マリ先般上ケ金相願フモノニテモ、猶大炮御鑄シノ内へ再ビ上納相願フ族モ之有ル由、当国ハ山国ノ儀、差当リ海防ノ患ハ之無ク逆モ、御国家ノ御患ハ万民ノ患ニテ、山海ノ隔テ上下ノ差別之有ル詔ニ無クトノ義得ト相弁へ、猶献金相願ヒ度キ有志ノモノモ之有ル可ク、左候ハバ早々願出可ク右ハ此度其ノ筋御沙汰ノ次第モ之有ル間申シ論ス、尤モ産物上ケ金ノ義、先ノ支配ニテ申論シ未ダ問合モ之無ク、右上ケ金ノ年賦中旁々申論シ兼ネル次第ニハ候エドモ、他ノ国々ニオイテ候モ、再ビ上納相願フ向キモ之有リ、且ツ当国三分支配一般ノ儀ニ付、止ムヲ得ズト論ス、右ノ趣村々ノモノ共呼出シ同様申論ス可キ処、追々繁農ノ時節ニモ相成リ候ニ付、手附ノ代
(代官所下役人) 共差出シ候間、差図ヲ請ケ其ノ方共組限リ物代共へ申合セ厚ク世話致シ、且ツ其方共上金ノ義ハ来月十五日迄ニ金高印封ヲ以テ申立願フ可ク、次第ニ寄ツテハ年賦上納ニモ調(調達)遣ス可キ事、但シ巨摩郡里方村々へハ本村弘太郎外屯人、八代郡並ニ東西河内領村々へハ桑山佳助外屯人廻村令セシムルノ間此ノ段申達置ク、
(一八五七)

安政四巳年四月廿七日

切石村 夜子沢村 八日市場村 伊沼村 飯富村
 遅沢村 江尻窪村 梨子村 福原村 古長谷村
 矢細工村 平須村

外国の事情や国内の政治については、なにひとつ知らされなかつた民衆も黒船の来航が日本の一大事であることを知り、おりしも安政元年の大地震の惨禍と重なり、まことに世のなかは騒々しくなつ

た。「泰平の世をたいへんにゆりかえし上もゆらゆら下もゆらゆら」という狂歌が端的に当時の世相を風刺している。

(二) 大政奉還

一 五代將軍徳川慶喜に至つて、内にあつては討幕運動の激化と、外からは急なる諸外国の開港要求という内外の緊迫した諸情勢にかんがみ、ついに慶応三年一〇月一四日大政奉還を奏請し、同年一月九日、明治天皇は王政復古の号令を發せられた。これはその際の布告文書である。

此度御一新御大變革被_レ為_レ仰出_レ付御制之写 (天野晃蔵)

徳川内府ハ宇大(天下)之形勢ヲ察シ政權ヲ歸シ奉リ候ニ付、朝廷ニ於イテ万機(国政)御裁決捷メラレ候ニ付テハ、博ク天下ノ公塚(選沢)ヲトリ、偏党ノ私ナキヲ以テ民心ト休戚(喜悲)ヲ同フシ、徳川祖先ノ制度泰事良法ハ其儘御變更之無キ旨仰出ラレ候間、人々ハ公明聖大ノ聖意ヲ奉載シ、各々安心シテ其ノ家業を営ミ罷ル様仕ル可キ者也

慶応三卯年十二月

このようにして一たん、大政奉還を決意した慶喜も、最後の踏み切り悪く逡巡し、その処置を明確に運ばなかつたため、各地に競り合いが起り幕府が滅亡しても多数の藩領はなお依然とそのままであつたし、徳川氏の所領もそのままであつた。このような不安定な状態の中で慶応四年正月二日、鳥羽・伏見の動乱がはじまり、甲斐国

でも甲府勤番士四百人の動勢は恭順派・防戦派・日和見派が入り乱れ、一方民衆の方も流言飛語の不安な世情の中で強窃盗や、無頼の徒が横行して物騒きわまらない状況であった。つぎの切石区蔵の触れ書きからも当時の世情がうかがえるのである。

近來所々ニ於イテ暗殺致シ候ニ付テハ罪狀相認ム死骸ニ添有リシ候モ少ナカラズ、何連陰惡陰謀等憤リ候テノ所業ニ有之、全体不埒ノ者ハ得ト吟味ノ上刑典ヲ以テ嚴重ノ御裁許仰付ケ被ル事ニ付、大政一新ノ折柄猶又御為筋ヲ以テ心懸ケ公然ト申出可キ候所、其ノ儀之レ無ク私ニ殺害致シ候者ハ、朝廷ヲ憚ラズイタス方ニ付、右等之者之レ有ルニ於テハ吟味之上急度処刑ニ致ス可キ処ニ候間、心得違ヒ之レ無キ様致ス可キ候事、
(一八六八)

慶応四戊辰年正月（九月八日より明治元年）

鳥羽伏見の動乱は徳川方の敗北に終わり、慶喜は大阪城をぬけだし、船で江戸へのがれかえった。

官軍は有栖川熾仁親王を追討の大総督とし、東海・東山・北陸三道にわたって明治元年二月江戸城攻略と旧幕府領乗っ取りを目前に進撃をはじめた。

東海道軍先鋒は、総督に橋本実梁、副総督に柳原前光、参謀に海江田武次、副参謀に木梨精一郎らを任命し京都を進発した。東山道軍は幕府軍が外郭甲府城に立て籠り反抗することをおそれ、一足先に甲府城乗っ取りを焦眉の問題として全軍が信州に向かった際、参謀板垣退助がその一隊を率いて三月二日甲府に向かった。甲府城内は

開城派と主戦派に分れたが、結局開城と決し甲府城の引き渡しを終了した。この間のどさくさに、にせ勅使事件など的一幕もあった。

ところがこのころ、幕臣近藤勇の一隊が甲府城を占拠して再挙を図ろうとして、甲州街道を西に進み、三月五日勝沼の宿まで進出してきたが、一日違いで甲府城はすでに板垣参謀の手に落ち、ここにおいて戦端を開いたが三百人余の近藤軍は、千二百人の圧倒的な官軍に押されて三月六日柏尾まで後退し、一日で戦局は決して、敗走する近藤軍は甲州街道を東へのがれて、世にいう「柏尾の戦争」はあつてなく終わってしまった。板垣退助は甲州が一応安定したので、全軍を率いて八日、甲府を出発、江戸に向かった。

(三) 県庁立庁

一〇日間にわたる動揺混乱を経て、明治元年三月一二日、東海道先鋒軍参謀海江田武次は、総督の命を受けて甲府にはいり、旧幕府の勤番支配役所を仮用し、国事を代理した。これが山梨県庁のはじまりで、明治新政の発足ともいうべきものである。

『山梨県史』第一巻の冒頭の有名なことばに、

「明治元年戊辰三月十二日、東海道副総督ノ命ヲ受ケ参謀海江田武次甲府ニ至リ国事ヲ代理ス、是ヲ本県立庁ノ始メトス。」

とあるのがそれで、柏尾の戦争四日後のことである。

次の慶応四年（明治元年）三月の「御触書」（寺沢・河西義一蔵）もこの時のものである。（訳文）

今般王政復古、真^{マコト}ノ天領ノ民ハ王者ノ大宝ト仰出ラレ候ハ全ク雲

ノ上ノ御沙汰ニテ天下ノ万民ニ至ルマデ御愛憐ノ御実意人心ナル者
是ヲ尊ク奉ゼザル者ナシ、就テハ上下其ノ職業ヲ勉勵イタシ、御趣
意深ク汲受ケ厚キ恩ニ報ジ奉リ候義ハ勿論ノ事ニ候、然ル処元來其
ノ人ニ依リ金銀ヲ以テ正邪曲直ヲ弁ジ是レガ為ニ迷惑イタシ候者モ
之有リ、尤モ天理ヲ乱シ候惡風然ル可カラズ事ニ候、若シ右ノ始末
之有リ候者ヲ見聞イタシ候ハバ誰トナク早々其ノ筋へ申出、差図ヲ
受ケ候儀至当ノ事ニ候、尤モ筋無キ金銀ヲ差贈リ又ハ相受ケ候者之
無キ道理ニハ候ヘドモ、猶心得違ヒ之無ク厚ク相守リ候様御城下ハ
勿論、市在末々ニ至ル迄洩サズ様迅速ニ達ス可キ旨、東海道鎮撫兼
先鋒総督府御沙汰ニ候事、

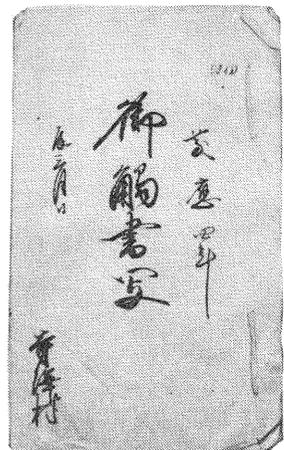
右ノ通り參謀方ヨリ御達シニ付候得バ、其意コト小前末々ニ迄洩ラサ
ズ様相達ス可キ候、此ノ廻状ノ村名ノ下ニ請印トッリヲ令、早々順達留
村ヨリ相返ス可キ者也、

(明治元年)
辰三月十五日

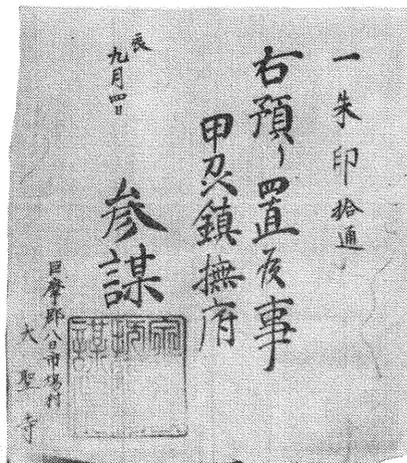
市川 御役所

この市川役所からの触れ書きは、海江田參謀の告示に基づいたも
のであるが、文中で戒めている「天理ヲ乱シ候惡風」というのは、
県史卷十三にも、

「本州民俗ノ門地ヲ尊ブヤ特ニ他州ヨリ甚シク、夫ノ年寄・名主・
長百姓・百姓代ノ如キ、其ノ器ノ当否ヲ問ハズ之ヲ世襲シ、其ノ家
ニ非ザルヨリハ才能アル者ト雖モ之レニ当ルヲ得ズ、而シテ村里ノ
名主ハ長百姓ヨリ年々交代之ヲ務ム、若シ其ノ家ニ非ズシテ長百姓
タラント欲スル者ハ多少ノ貨財ヲ散ジテ衆ノ推挙ヲ買フニ非ズンバ
能ハズ、其ノ間復タ云フベカラザルノ弊アリ、」とあるように、幕



御觸書寫 (河西義一氏藏)



朱印状預り証文 (大聖寺藏)

末になると、村役人の地位を献金によって買い、また、
「本州旧俗博奕ボクシ盛ニ行ハレシヲ以テ強盜ニ盜ノ如キモ又頗ル多シ、
各村長タル者濫ニ番人ニ命ジテ非道ヲ探偵セシメ、稍其ノ疑似ニ涉
ル者アレバ随テ之ヲ縛シ、其家或ハ村長ノ家ニ拘引シ、杖・笞・拷

問其実ヲ得テ、而テ之ヲ官ニ送り復案スルヲ以テ常トス、是時ニ際シ或ハ賂ヲ納シテ放ツ者アリ、或ハ冤ヲ訴フルモ敢テ免サザル者アリ、番人其威福ヲ逞クシ良民ヲ凌虐スル者少ナカラズ、云々」（県史通巻十三）とあるように、村役人や地方代官役人がその地位を利用し、庶民の弱点を利用して袖の下をとり私腹を肥やす等、公然たる悪弊があるを戒めたものである。

参謀海江田は在任わずか一日間で、東海道副総督の柳原前光と交替するが、その柳原も滞在三日で、いったん江戸に引きあげ、さらに五月再び入甲して従来の城代を廃し、鎮撫府を置きはじめて国事をとった。八月には甲府・市川・石和の三部代官を廃して三部知県事をおき鎮撫府の下に統率した。さらに一月五日鎮撫府を廃して甲斐府とし、三部知県事は郡政局に改めた。市川郡政局は、八代・巨摩・山梨三郡のうち二九五村が属し、郡政局管長権判府事には成沢勘左衛門が任命された。

当時一般の国には県を、重要と思われる国に府を置いたもので、府が置かれた国は、東京・奈良・大阪・長崎・京都・函館・越後・渡会・甲斐の九府のみで、維新政府が江戸城の外屏にあつた天領甲斐の国を如何に重要視したかがわかるのである。明治二年にはいつて政府は三府を除いてすべて県とし、よつて七月二八日甲斐府も甲府県と改め、三部郡政局と市政局とは本庁に吸収し、新たに谷村に甲府支庁をおいた。さらに明治四年七月、廃藩置県が断行されるにおよび、一月二〇日、甲府県は山梨県と改められ、土肥夷匡を初代県令に、益田包義を権参事に任じ、新しい制度が出発した。以来山梨県の名称は変更されることなしに今日におよんでいる。

当時、県は各郡に郡中総代二四名をおき、四人宛五日交替で甲府に宿泊し、三人宛県庁の詰所に出勤して郡治に当らせ、その任期は二か年とされた。郡中総代詰所定則の第一条には、「一、維新ノ御政令ヲ奉体シ、上・下情ヲ貫通セシムルヲ以テ要務トス」と端的にその任務が記されている。

第二節 大区小区制

(一) 戸籍の整備

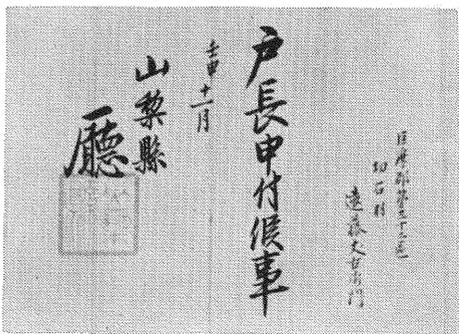
明治維新政府は、廃藩置県後の府県制度の中央集権化を進めるために、明治三年、従来の家別人別帳とは異なつた旧村単位の過渡的形式の戸籍簿（庚午戸籍）を作らせた。その方向は翌四年四月の戸籍法の制定となつて明確となり、壬申（五年）戸籍の作製（担当者 は当時の名主・長百姓）となり、末端行政機関として大区・小区制成立の重要な契機となつた。

庚午戸籍（明治三）の特徴は、族属別編製をとつてゐること、産業持高・小物成高（雑税）・船牛馬・宗旨の記載もあること、また苗字の記載がないこと（明治三年九月・苗字の使用許可）など特色をもつており、一村三名の戸籍改め役をおいて毎年四度、家別に戸籍を引合わせ厳密な措置をとつてゐる。つまり無籍無産のものを排除するためであつた。

戸籍改め役はさらに、「産業の容子をも検査し、無業懈惰のもの



明治三年の庚午戸籍（中山・江尻窪区蔵）



戸長任命証（切石・遠藤信行氏蔵）

へは教諭を加える」等の役割をもっていた。壬申戸籍はそれに基づき、明治五年二月一日から施行されたもので、本籍・氏名・年齢・婚姻・離婚・縁組等のほかに浮浪人の取締り等の行政目的から、職業・印鑑・宗旨・犯罪等が記載されている。近代的成文立法として相当整備されたもので、現行戸籍法の元祖ともなるものである。

(一) 大区小区制

戸籍整備と共に政府は明治五年に至って行政の大幅な改革に着手、まず一月早々四郡を九大区（後に十六区とした）に分け、さらに千戸内外を一小区として八〇区に分け、一区およそ千戸、七か村から二四か村とし、各区に正副戸長（正一名・副二名）をおき、八

次のようになった。

山梨県改正区画表 明治九年一〇月三日

改正区	郡	旧区	所屬町名
十六	巨摩	卅一 卅二	五開・大須成・西島・手打沢・寺沢・夜子 沢・曙・飯富・伊沼・八日市場・切石
二十	八代	十三 十四 十四	三保・落居・葛籠沢・富原・河頭・芝草・大磯小磯・根子・瀬戸・楠浦・初鹿嶋・岩間・鴨狩津向・三沢・樋田・車田・切房木・道・水船・古関・中ノ倉・釜額・共和・富里

月、明治十一年には「郡区町村編成法」が公布され、山梨県では二区、区制を全廃し四郡を九郡に改めた。すなわち山梨郡、八代郡を

月には旧来の郡中惣代を廃した。

中富町内旧村の所屬区を掲げると左のとおりである。

区	旧村名	村数
巨摩郡第三十一区	敏沢・長知沢・鳥屋・十谷・柳川・箱原・西島・大塩・久成・平須	一〇
巨摩郡第三十二区	手場・伊沼・寺沢・夜子沢・切石・八日市・子・福原・飯富・矢細工・古長谷・梨子・福原・江尻窪・中山・遅沢	一四
八代郡第十五区	下田原・上田原・宮木・一色・市ノ瀬・北川・岩欠・杉山・大吹平・清沢・常葉・上野平・波高嶋・桃ヶ窪・下部・湯ノ奥	一六

しかし明治九年一〇月には従前の八〇区画を廃し、全区画を改めて三四区に分けた。当地域の改正後の区画所屬は

東西二郡に、巨摩郡を北・中・南の三郡に、南都留を南・北の二郡の分け、戦後までの郡町村制が復活された。

明治五年一〇月になって区の戸長・副戸長を廃し、新たに区長・副区長を置くことにして、一〇月二五日その人選を旧村へ命じた。と同時に各村に対し村費削減のため合村の必要を説き、かつ大小切騒動一件のいがい経験から旧村の承認を不可能と感じてか、名主・長百姓を廃し、旧村ごとに戸長・副戸長を置くことにした。次は當時の県庁達書である。

今般大小切安石代廃止ノ上ハ村費等精々減少無レ之テ不相叶ニ付、従前ノ組分ハ勿論小村ノ分ハ成丈最寄ヘ合併ス可ク、村吏人員ヲ減少候様ニ毎区協議ノ上早々可ニ申出ニ事。

一、名主・長百姓相廃シ更ニ人選ノ上、毎村戸長・副戸長ヲ置候条別紙規則ニ照準シ公平ノ入札ヲ以テ選挙致シ、来ル十一月十五日限り、可ニ取極ニ事、但シ戸長・副戸長選挙候迄ハ元名主・長百姓ニテ是迄ノ通り事務取扱フ可キ事、右ノ趣無レ洩可ニ相達ス者也

(明治五) 壬申十月廿五日

山梨県令 土肥 実 匡

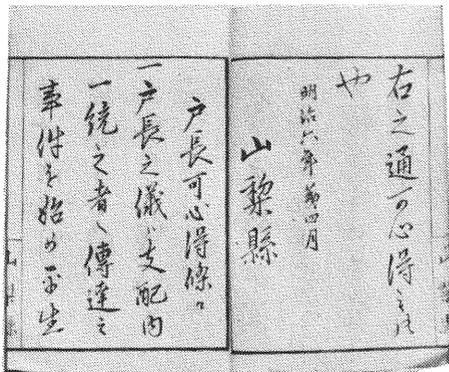
これが現在の町村長の前進であつて、戸長は一村一人、副戸長は村高に依り最高六人まで置くことができた。

「戸長ハ村内ノ土地人民ニ関係ノ事件、士民ノ別ナク都テ取扱、副戸長ハ是ニ次テ事務ヲ輔ケ貢納夫錢勘定取立方等専ラ務メ一々戸長ノ改ヲ請ク可申候」とその任務を指示し、村民の公選投票は「県庁へ持参シ官員立会ノ上開封致シ高札ノ者へ申付可キ事」にした。

このように職名を変え、村役人選出方法もかつて末端行政機関の一新をはかったわけだが、旧来の陋習を一度にぬぐうわけにはいかず、実際は旧村役人が戸長の職名を踏襲するにすぎなかった。従つて明治初期の戸長・副戸長を見れば江戸時代の村役人がわかる。

(三) 区戸長公選

山梨県権令藤村紫朗は、翌六年三月大区を廃し、四月三日旧来の五人組制度を廃して、市町村伍組編成法を布達して戸数五戸、家並みもよりを以て組合せ伍組を編成し、組内の公選で伍長を置き、正副戸長は伍長の公選で定め、区長を経て県庁へ差出し、県庁がこれを詮議して任命する方法をとった。かくして区長村の職制がほぼ



村役心得条目 (切石・依田明氏藏)

区Ⅱ区長、村Ⅱ戸長、末端の組Ⅱ伍長と統一され官治的の地方制度としての特徴を明白にしていった。

次の「村役心得条目」は、明治六年四月に布達されたもので、区長・戸長の職務権限を示したものである。

一、区長心得べき条々
一、区長之儀ハ区内諸



のこぎり歯状の屋並みを見せる
往時の切石宿

- 町村戸長共へ伝達之事件を始、平生諸世話駆引等其役務たり、時により一区内之惣代にも相立べき事に付、謹テ御仁政之御趣意を奉し精勤を遂ぐべき事、
- 一、区内諸町村より申出る儀を是非もわかつたず、或は公事訴訟等に付賄賂を受、依怙之取計致す間舖く、戸長共へも此旨常に申聞べし、自然不心得之者有之は速に申出べき事、
- 一、追々相達する趣沈滞なく速に戸長共へ伝達し旨趣審に申聞べき事、
- 一、役威に傲り驕奢尊大之所行固くこれを禁ず、常に正直篤実を旨とし諸町村役の模範と相成る様心を用ひべき事、
- 一、町々村々懇和互に扶助保護の手立をなし、常に華美の奢を警め、無益之費を省き、職業を勤め区中成立之心遣肝要たるべき事、

- 一、善を勤め悪を戒しめ風儀を宜に導き、区中永世之繁栄をはかり窮民救助凶年手当等怠なく心配遂ぐべき事、
 - 一、隣区相親み万端申し合せ聊隔絶する事有之べからざる事、
 - 一、常に戸籍の取調怠らず支配之区内に不審のもの留置べからざる事、
- 右之通可心得もの也

明治六年第四月

山梨県

戸長可心得条々

- 一、戸長之儀へ支配内一統之者へ伝達之事件を始め平生諸世話駆引等其役務たり、時により支配内之惣代にも可相立事に付謹而御仁政之御趣意を奉し精勤を遂ぐべき事、
- 一、役威に傲り尊大驕奢の所行堅く誠之、町村内の者より申出る儀は是非をもわかつたずさし押へ情実を上達せず、或は公事訴訟等に付、賄賂を請け依怙之取計等いたすまじく、方正廉直を旨とし条理明らかに可取計事、
- 一、追々相達する趣吃度相守り、諸布令其外伝達無沈滞速に取計旨趣審かに町村内之者共へ可申聞事、
- 一、町村内之者離散せざるやう注意いたし、貧窮之ものあらば難渋極まらざる内扶助の手立をなすべし、自然下において心に不任程之事は速に申出べく常に華美の奢を警め、無益之費を省き農業を勤め諸人成立之心遣ひ肝要たるべき事、
- 一、隣町村相親み互に気を付、諸事申談聊も隔絶する事有之べからざる事、
- 一、田畠荒さざる様堤防橋梁道路溝川等修補に怠るべからず、自然

第五章 明治時代

水損等にて大破に及び下において普請調へ難き程の事は速に申出べく、荒地場起返しの儀も村中申合せ精々力を尽すべし、若し村内之力に不及事は是亦速に可申出事、

一、田畠用水筋山林等境界を正し争論起さざるよう兼て可心付事、
 一、貢納之半金其外諸上納期限ニ至り差支ざる様手配方兼々可心懸事、

一、官用と号し町村へ不当之出金いたせまじく、諸入費は常に明細書き記し置き、惣て清廉の取計肝要たるべき事、

一、運輸の便を起し、土地を開き良木を植付、物産を盛んにし永世土地の榮をはかるべき事、

(四) 歴代区・戸長

旧村の歴代区長、戸長の明細は資料に欠け、そのすべてを調査することは至難で、いま残存公文書にあるものについて次に掲げる。

(就任年月は公文書記載の日付をあてた)

西島地区

氏名	村名	就任年月
笠井源兵衛	西島村	明治七年二月
佐野唯兵衛	副戸長	〃
佐野甚左衛門	〃	〃
笠井庄三郎	〃	〃
佐野勝太郎	〃	〃
笠井惟造	戸長	明治九年九月
笠井広敬	副戸長	〃

大須成地区

若林謙三	西島大須成組合役場戸長	明治十八年三月
関山豊之	〃	明治廿一年二月
深沢万吉	平須村戸長	明治六年三月
幡野力弥	副戸長	〃
神宮寺与右衛門	〃	〃
深沢永兵衛	〃	〃
神宮寺久左衛門	〃	明治九年十月
佐野徳之大	大塩村戸長	明治七年四月
地場藤右衛門	副戸長	〃
佐藤重郎右衛門	〃	〃
佐野与左衛門	〃	明治八年九月
佐野甚右衛門	〃	〃
松田良左衛門	久成村戸長	明治八年一月
佐野太郎左衛門	副戸長	〃
大森作兵衛	〃	〃
松田良左衛門	大須成村戸長	明治十年二月
佐藤清明	副戸長	〃
神宮寺久左衛門	〃	〃
深沢永兵衛	〃	〃
深沢万吉	〃	〃
佐藤清明	戸長	明治十一年七月
神宮寺久左衛門	〃	明治十四年七月
秋山正	〃	明治十六年九月

静川地区

遠藤重道	切石村 戸長	明治五年十一月
天野兵八	〃 副戸長	〃
天野新太郎	切石村 副戸長	明治七年一月
天野義守	〃	〃
矢崎圭造	第三十二区区长	明治八年五月
依田常兵衛	切石村 副戸長	明治九年十一月
遠藤重道	第十六区区长	〃
天野義守	切石村 戸長	明治十年九月
依田美治	〃 副戸長	〃
依田常兵衛	〃	〃
依田美治	〃 戸長	明治十一年七月
深沢昌盪	〃	明治十二年六月
河西栄兵衛	寺沢村 戸長	明治五年十一月
佐野仲右衛門	〃 副戸長	〃
河西栄蔵	〃 戸長	明治八年五月
河西幸昌	〃	明治十年四月
〃	切石外一ヶ村組合戸長	明治十年十月
渡辺福堅	寺沢村 戸長	明治十一年七月
依田源左衛門	手打沢村戸長	明治七年四月
深沢源右衛門	〃 副戸長	〃
望月長三郎	〃 戸長	明治十年八月
深沢重兵衛	〃	明治十一年七月
望月貞利	夜子沢村戸長	明治九年二月

原地区

川口信平	夜子沢村副戸長	明治九年二月
川口政武	〃	〃
渡辺宗十郎	〃 戸長	明治十一年十月
若林謙三	切石村兼伊沼外一ヶ村戸長	明治二十年二月
望月真兵衛	八日市場村戸長	明治八年五月
山下重喜	〃 副戸長	〃
小林吉照	〃 戸長	明治十一年六月
望月常右衛門	〃	明治十四年八月
深沢寅之丈	伊沼村 副戸長	明治八年九月
〃	〃 戸長	明治十一年
井上清兵衛	飯富村 副戸長	明治八年九月
増田藤四郎	〃 戸長	明治十一年七月
佐野重道	組合村 戸長	明治十五年九月
望月祐春	〃	明治十六年六月
小林吉照	〃	明治十七年六月
望月万平	矢細工村戸長	明治六年一月
佐野嘉右衛門	〃 副戸長	〃
遠藤善兵衛	〃 戸長	明治七年四月
佐野幸作	〃	明治九年九月
佐野嘉右衛門	〃 副戸長	〃
星野本左衛門	江尻窪村戸長	明治七年四月
樋川寅兵衛	〃 副戸長	明治八年九月

相救ヒ吉凶相扶クル交際上ノ義務ナレバ、此旨厚ク會得スベシ」と付加することを忘れなかつた。

布 達

無益ノ冗費ヲ省キ有用ニ転ズルハ尤急務ニ付、追々相達候趣モ有之処管下村々ノ反別少ナク人口多カラザル小村不少、右等ハ便宜合村不致候テハ毎年無用ノ勞費ヲ増シ不便利ニ付、既ニ此理ヲ弁ヘ速ニ合併イタシ候村々モ有之、或ハ即今協議中ノ向モ有之趣ニ候処、多クハ旧來ノ慣習ニ固執シ偏見ヲ主張シ無謂苦情相唱ヘ候村々モ有之哉ニ相聞不都合ノ事ニ候、右等ハ篤ト利害得失ヲ考究致シ早々協議ヲ遂ゲ反別戸数並ニ地理ノ実況ヲ取調速ニ合村ノ見込可申出、就テハ秣場堤防修理等ノ議ニ付自然故障ノ次第アリテ等閑ニ打過候事情有之モ難儀ニ付左ノ通相心得協議可致事、

合村ニ付心得

- 一、村持山或ハ入合山等之アル村ハ、他ノ村ヘ合併スルトモ事実差支アルニ於テハ、其持山入合山ヲ共同セラルモ苦シカラズ
 - 一、川筋水害之アル村ト、其患ナキ村ト合併スル時ハ、水防入費等ハ従前ノ通閑係ノ村ニ於テ相弁ヘ、其害ヲ蒙ラザル方ニ於テハ其入費ヲ課出セザルモ妨ゲナシ
 - 一、用水堰入等之アル村ト、之ナキ村ト合併スル時ハ、従前ノ通り用水閑係ノ村々ニ於テ其入費ヲ弁ヘ、閑係ナキ方ニ於テ其入費ヲ課出セザルモ妨ゲナシ
- 但シ右二箇条若シ連年ノ災害打続ク故莫大ノ費用ヲ要スル事故アリテ難渋イタセル時ハ、協議ノ上之ニ補助スルハ艱難相救ヒ

吉凶相扶クル交際上ノ義務ナレバ、此旨厚ク會得スヘシ
右之趣管内無シ洩相達スル者也

明治七年九月二十五日

山梨県令 藤 村 紫 朗

この趣旨にそつて本町で最も早く合併したのが大須成村である。次の申上書により、当時第三二区に属する西島・大須成と、第三二区に属する手打沢との合村問題の経緯がうかがえる。

申 上

(明治八年・飯沢町遠藤聡知「誌一号」)

当区村々ノ義、既ニ長知沢村外四ヶ村ノ義ハ協議出願奉リ、大塩村外三ヶ村ノ義合併ハ都合御座有之、右ハ大塩村・久成村・平須村、三ヶ村ノ義、合村ノ協議不行届日出願奉ル可ク、西島村ノ義モ右三ヶ村ノ内ヘ合村致サレ度ク厚ク懇説示シ候処、西島村ヨリ平須村迄ハ二里余相隔リ殊ニ嶮岨山間ニ散在ノ村々ニ付、不便ノ趣ヲ以テ協議不行届有之ニ付、大塩村・久成村・平須村ヲ合併修整候義ニ御座候、西島村ト三十二区手打沢村ト合村出願奉リ候ニ付、合併可有御尋有之、右西島村ノ義合併イタシ候ハバ反テ便利トモ存ジ奉リ候、殊ニ両村ノ義ハ境界相曳乱レ一円ニ相接シ居リ、両村ノ志願モ至極ノ限リト存ジ奉リ候、右御尋ニ付申上奉リ候、以上

巨摩郡第三十一区

明治八年一月十二日

区長 遠藤 聡 知

山梨県庶務御掛 御中

つまり、当初は西島を含めての合村の構想であつたが、地勢上西

島はむしろ手打沢との合村が考えられたが機熟せず、結果的には大塩・久成・平須の三か村の合併が進められた。

(一) 大須成村の合村

合村之願(『諸件緊要録』平須区・神宮寺誠感)

巨摩郡第三十一区

高百九十七石五斗三升七合

大塩村

戸数百五十五戸

人員六百八十八人

高百三十六石七斗四升九合

久成村

戸数百三戸

人員四百四十九人

高百七十一石四斗五升壹合

平須村

戸数八十五戸

人員三百四十四人

右村々正副戸長・伍長一同申上ゲ奉リ候、当三ヶ村之義是マデ區別之レ有リト雖モ何レモ近接ナル村落ニ付、合村致シ度ク志念之処、
嚮ニ御臈序至仁之御方法ヲ設ケ、小村ハ合村致シ經費相省ク可キ旨御達ニ付、三ヶ村協議仕リ候処、合村相成候ハバ向來之經費相減シ候ハ勿論ニ付、三ヶ村ニテ仕フ從來之村名ヲ廢シ、更ニ改正大須成村ト相稱シ永遠ニ共睦ミ仕リ度ク此ノ段願上ゲ奉リ候 以上

右 大塩村

戸長 佐野 徳之丈
副戸長 地場 藤右衛門

改正 北組 大塩村
村名改称呼願

(朱書付票)

書面ノ趣聞届候条正副戸長ノ義ハ今般合村ノ村高二応シ規則ノ通更ニ人撰入札可差出、尤モ跡役申付候迄従前ノ正副戸長ニ於テ事務差支無ク取扱可申事
明治八年四月十二日
山梨県 印

同 佐藤 重郎右衛門
同 伍長 地場 源次郎
同 望月 正右衛門
久成村

戸長 松田 良左衛門
副戸長 佐野 太郎左衛門
同 大森 作兵衛
伍長 佐野 直右衛門
同 大森 半五郎
平須村

戸長 深沢 万吉
副戸長 幡野 力弥
同 神宮寺 与右衛門
同 深沢 永兵衛
同 深沢 伝左衛門
同 深沢 喜兵衛
同 神宮寺 喜右衛門

明治八年一月
山梨県令 藤村 紫朗 殿
前書合村奉願候ニ付 奥印仕リ候 以上
区长 遠藤 聡知

改正 中組 久成村
改正 南組 平須村

右村々正副戸長伍長一同奉申上候、今般合村願上候ニ付、從來之村名ヲ廢シ頭書之通り改正相称シ度ク此段奉願上候、以上

明治八年一月廿七日

右三ヶ村

(正副戸長・伍長連印)

山梨県令 藤村 紫朗 殿

前書奉願ニ付奥印仕り候 以上

(添付 村地図)

区长 遠藤 聡知

(朱筆符箋)

書面従前ノ村々ノ義ハ大須成ノ内何番組ト順次番号ヲ以テ称呼可改事 但シ番号取り極メ候ハバ其ノ旨可届出事

明治八年四月十二日

山梨県 印

旧村名改正称呼御届

巨摩郡第三十一区 大須成村

右申上奉り候、今般合村御聞届ケ相成候ニ付、旧村名ヲ廢シ別紙ノ通り改正番号ヲ以テ相称シ度ク此ノ段御届申上ゲ奉り候、以上

明治八年五月七日

右村ノ内

元大塩村戸長 佐野 徳之丈

元久成村戸長 松田 良左衛門

元平須村戸長 深沢 万吉

山梨県令 藤村 紫朗 殿

前書御届申上奉り候ニ付奥印仕候 以上

改正 壹番組 元久成村
改正 貳番組 元平須村
改正 参番組 元大塩村

(朱筆) 聞置候事

明治八年五月七日

山梨県 印

当区大須成村正副戸長人撰見込書

第一番組

戸長 松田良左衛門

当五十年

副戸長 佐野太郎左衛門

当四十二年

同 大森半右衛門

当五十六年

同 深沢 万吉

当四十七年

同 深沢 永兵衛

当三十七年

同 神宮寺与左衛門

当五十三年

同 佐藤周兵衛

第三番組

同 佐野徳之丈長男

当二十四年

同 佐野与左衛門

当三十三年

同 佐野甚右衛門

当三十二年

右正副戸長当器之者ニ付、人撰見込ヲ以テ申上ゲ奉り候、以上

巨摩郡第三十一区

区长 遠藤 聡知

区长 遠藤 聡知

区长 遠藤 聡知

明治八年七月廿八日

山梨県令 藤村紫朗 殿

記

一、巨摩郡第三十一区

村数 四ヶ村

戸長 四人 俸給 金六十八円

副戸長二十三人 同 百九十二円五十銭

一、同郡 同区

東西 三里十八丁 南北 四里二十町

右取調べ申上ゲ奉り候 以上

右区長 遠藤 聡 知

明治八年七月三十日

県令 藤村紫朗殿代理 山梨県参事 富岡敬明 殿

書付ヲ以テ御届申上候

巨摩郡第三十一区 大須成村

右申上候、今般私共会所之義先般ノ議定モ有之ニ付、(註明治八年七月ヨリ来ル十二月十五日迄元大塩村副戸長佐野与左衛門宅ニテ事務会所ト取極置申候) 双方適宜ヲ以テ本年十二月ヨリ来ル明治九年六月十五日迄、三番組副戸長佐藤周兵衛ニテ事務会所ト取極置申候間、此段御届申上候、以上

明治八年十二月

右村戸長 松田 良左衛門
副戸長 佐野太郎左衛門
同 (外六名 連印)

巨摩郡第三十一区

区長 遠藤長次右衛門 御中

御 受 書

巨摩郡第三十一区 大須成村

私共村方、先般三ヶ村合併大須成村ト改称相成候ニ付テハ、該村組限り事務取扱来り候処、規則等良法ヲ不得、因テ事務所設立可致旨懇々ト御説諭ニ付、今般当村中央屯番ニ事務所新築決定致シ、来ル八月四日ヨリ諸規則相定メ、旧村正副戸長一同出勤シ諸事務取扱可申候、因テ此段御受書奉差上候、以上

明治九年七月三日 (戸長・副戸長・伍長連印)

山梨県五等警部 茂手木 歳 七 殿

以上の史料に見るように、大須成村の合併は明治八年四月一二日の県庁認可により、同二三日発足し、旧村は一番組・二番組・三番組と呼称し、(後年再び旧村名を名乗る) 事務所は明治九年に至って久成地区(中田)へ設立した。

弱冠二九歳の藤村県令によって行なわれたこの明治七、八年の町村合併は、全国的にも数少ない大合併の強行で、それまで約八百の村が一挙に半分以下の三百四十個村余りにまとめられた。それだけに合併した村々が果して藤村県令が考えた進歩的な近代性をもった村々に脱皮できたかどうかは疑問とされ、事実は従来の小村意識が払拭されなまま残り、従って強制合併のはねかえりがその後の分村願いとなって現われてくる村も県下に多かった。大須成の場合も

その例にもれなかつた。

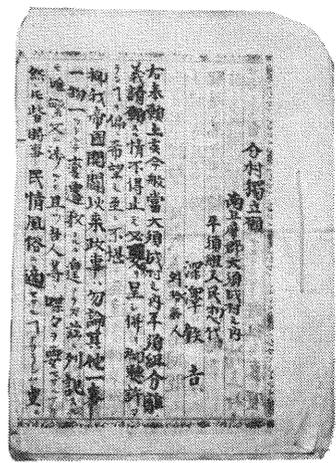
大塩・久成・平須旧三か村の合併時の戸数を見ると、大塩区の場合一五五戸で、久成・平須を合わせた一八八戸とはほぼ匹敵する大部落だけに、大塩が村の中央にでも有れば問題は比較的少なかつたが、この部落が北に偏在して一村としての位置からいうと、久成が中央となるところに、その後の役場の位置、小学校の位置をめぐって対立が生まれ、再び分村独立の願いとなつてあらわれてくる。

分村独立願

(平須・幡野力蔵)

(前文略)然ルニ去ル明治八年中、旧久成・大塩・平須三ヶ村ヲ合併シテ更ニ大須成村ト改称シ、示来和衷共同ヲ旨トシ自治的ノ方法施行セント欲スルモ悲シイ哉、民情風俗一樣ナラズ、加エテ旧慣去リ難キ事情アリ、殊ニ便否得失等ニ凌駕セラレ有形上ノ費用ハ減少スルモ、無形上ノ費用甚大ナリ、依テ与論止マル時ナク到底永世維持スルノ感ナシ、既ニ役場ノ位置ノ如キ、合村ノ節中央へ建築セシモ、去ル明治十六年中大体便否得失上其他ノ政事ニ依リ、戸長自宅ト位置ヲ確定セシモ猶可トスルヲ得ズ、不満ノ色アル折柄明治十七年中本郡西島村へ聯合ノ達シアリ、是以テ区域広濶ニ過ギ益々困難ナリシモ町村制施行(明治二十一年)ニ依テ旧ニ復シ、是レ不幸中ノ幸ナレドモ村内与論一層激烈ヲ極メ、和衷共同ノ衷ヲ挙グ事難ク、殆ンド強ハ弱ヲ助クルノ言ニ雲泥ノ差アリト謂ウ可キナリ、

是皆前述ノ如ク民情風俗ヲ異ニシ、便否得失上且ツ旧慣去リ難キ事情ノ至ス所ニシテ、今更多弁ヲ俟タザルナリ、以上多年忍耐スルモ勢ヒ止得ズノ今日ニ至レリ、最早毫モ躊躇スルヲ欲セズ、今般当



分村独立願 (幡野力氏蔵)

組總會ニ於テ去ル明治二十一年法律第一号町村制規則第三条及第四条ニ準拠シ分離ノ上、旧ノ如ク独立村トナリ法律上ノ負担ハ勿論、其他義務上等、諸般ニ対シ永世維持スル事ニ議決セリ、仰ギ願ハクバ本願之情状篤ト御量察ノ上、分村ノ義御許可成シ下サレ度ク此ノ段惣代人一同連署ヲ以テ願上ゲ奉リ候、以上

南巨摩郡大須成村之内

平須組請願惣代人(拾三名連印)

明治廿七年六月
山梨県知事 田 沼 健 殿

この分村独立願のそもその発端は、役場の位置問題から起きている。いま大須成村の役場の位置についてその変遷を見ると、合併当時(明治八年)は、旧村単位のまま副戸長宅があらわれていた。それが先記明治九年の「御受書」にみる県庁の勧告もあって村の中

央久成区に事務所が新築され、以後ここに戸長・副戸長九名が常勤することになった。ところが明治一六年に至り村政の諸問題とからんで大塩区から故障があり、以来その時々戸長宅を事務所にする旧慣の復活で一たん落着した。ところが翌明治一七年には西島村との聯合(組合)戸長役場設置の布達によって、ますます役場の位置が遠くなり住民の不満は高まる一方であったが、これは幸いに明治二一年の町村制施行と共に解消した。その後明治二七年の村会において現在の大塩精米所の位置に役場設置が強行議決されるや、これに反対した平須区が前記分村独立願を決議し、久成区の一部日向南沢は静川村へ明治三一年分村する。その後役場は大塩薬王寺に移され、さらに明治三四年には再び久成区(円妙寺)に移転する。

議 決 書(大須成村 村会議事録)

大須成役場は、大塩区薬王寺と定め置きたる処、今般本村久成円妙寺内と相定む

右議決候也

明治三十四年四月十日

そして大正九年、時の茂手木与一郎郡長が一村経済の見地と、教育のたてまえから、分校を合併して本校を大塩から久成に移したことに端を発する大塩区による大塩独立教場設置(建築費四千円)問題の平和的解決の一環として、昭和二年に大野地方課長の仲介で久成から村役場を大塩に移し、分教場の一部を充当することとなつてようやく落着を見た。これらの政争の起因するところ、そのもとをた

だせばいまだ合併の基盤整備のないままの当時の交通不便な山村のなかでの強制合併が生んだ落とし子ともいえよう。

(二) 曙村の合村

明治九年八月三一日施行の曙村の合村規約を、旧村の資料に見れば次のとおりである。なお明治一八年二月から二一年までは五箇村との聯合戸長役場がおかれ、初代戸長に、望月一秀氏、二代戸長に星野伝兵衛氏の名も見える。明治二四年・『山梨県市郡村誌』によれば役場は梨子組に置かれている。

対談確定書

(江尻窪区蔵)

- 一、今般御県庁ヨリ七ヶ村合併致ス可キ旨御指令ニ基キ、一同協議ノ上夫々簡条ヲ以テ取究メ申候、
- 一、戸長人撰ノ義ハ、曙村伍長一統ニテ投票仕リ給料ノ儀ハ金拾五円、公用日当課出ノ義ハ往復滞留ニ抱ラズ金貳拾五銭ヲ給ス、且ツ区内会議其他区用日当ノ義ハ金拾三銭ト相定メ、曙村地券金高二割合申ス可キ事、
- 但シ定夫ノ義ハ屯町屯屋ノ積リヲ以テ里程ニ応ジ本文ノ通り割合申ス可キ事、
- 一、事務所ノ義ハ戸長自宅ニテ相勤メ申ス可キ事、
- 一、副戸長ノ義ハ御成規ノ通り旧村へ屯名宛投票致ス可ク、且ツ給料ノ義ハ旧村適宜ヲ以テ取計可ク申ス事、
- 一、旧村境ノ義ハ従前ノ通り据置ハ申スニ及バズ、万事旧村限ニテ取斗^{ハカウ}ヒ申ス可キ事、

一、戸長エ願伺ノ義ハ長日ト相定ム、
 一、組内差縫レ至成リ仕リ候節ハ、伍長副戸長ニテ説諭ヲ差加エ取
 鎮メ申ス可キ事、

右ハ合併ニ付キ一同協議候処、都テ異義有ル者之レ無ク、前条廉
 カド
 ヲ(個条)決定仕リ、連印仕リ証書取替シ申ス処件ノ如シ、

明治九年子九月八日 巨摩郡第三十式区

曙村之内

中山組

戸長	遠藤	兵造	印
副戸長	松木	勝兵衛	印
伍長	山中	源左衛門	印
伍長	松木	治左衛門	印
伍長	加賀美勝	右衛門	印
伍長	尾崎	文左衛門	印
伍長	遠藤	忠治郎	印
伍長	山中	文四郎	印
伍長	望月	忠義	印
副戸長	川崎	文右衛門	印
副戸長	川崎	五右衛門	印
伍長	川崎	重勝	印
伍長	望月	喜守	印
伍長	植松	覚左衛門	印
副戸長	植松	半兵衛	印
副戸長	樋川	弥左衛門	印
伍長	樋川	源左衛門	印

梨子組

福原組

古長谷組

矢細工組

伍長	樋川	兵右衛門	印
伍長	樋川	常右衛門	印
伍長	星野	浅右衛門	印
伍長	植松	平右衛門	印
伍長	遠藤	倉藏	印
伍長	遠藤	良右衛門	印
伍長	深松	弥藤太	印
伍長	深松	馬藏	印
伍長	深松	長右衛門	印
伍長	樋川	源治郎	印
伍長	望月	源四郎	印
伍長	望月	芳右衛門	印
伍長	川西	惣兵衛	印
伍長	望月	茂右衛門	印
伍長	樋川	吉之	印
伍長	星野	長治右衛門	印
伍長	星野	新十郎	印
伍長	星野	惣左衛門	印
伍長	星野	惣兵衛	印
伍長	星野	勝左衛門	印
伍長	星野	喜三郎	印
伍長	佐野	幸作	印
伍長	佐野	嘉右衛門	印
伍長	望月	儀右衛門	印

(三) 静川村の合村

静川村の場合は、明治八年四月、切石・夜子沢・寺沢三か村組合村として発足し、明治一〇年一〇月二日に組合戸長役場を切石・正伝寺に開設する。以下当時の資料に見てみよう。

事務所位置取換ノ義ニ付御伺
 (寺沢・河西義一蔵)
 切石村 第十六区巨摩郡
 夜子沢村 事務所
 寺沢村 寺 沢 村

〃 〃 〃
 佐野 久右衛門[㊦]
 佐野 倉之助[㊦]
 望月 喜定[㊦]

右担当戸長 河西幸昌

昨十年十月三ヶ村担当戸長拜命仕り候処、事務三ヶ所ニ取扱候テハ不都合モ尠カラズ、該村落ハ三村ニシテ縦横凡ソ拾五丁程ニテ人家接続、依テハ事務所ヲ合シ候得、随テ民費節減シ到底人民ノ幸福ト懼索致シ、三ヶ村村々ノ総代ト協議仕り候処、切石日蓮宗正伝寺本堂ノ内傍ヲ以テ借用シ仮事務所ニ仕リ度キ旨相談シ候ニ付、任職ニ申談シ候処、一同承知致シ然ル上ハ事務所位置取換仕り度ク此ニ恐レ乍ラ伺ヒ奉り候、以上

明治十一年一月廿五日
 前書奉伺候ニ付奥印仕候 以上
 右 河西 幸昌[㊦]
 右区長 遠藤重道[㊦]

山梨県令 藤村 紫朗 殿
 (朱筆) 書面之趣聞届候事
 明治十一年一月廿六日
 山梨県令 藤村紫朗 [㊦]

別の史料によると、この借用期間は「明治十年十月十五日より同十一年七月廿二日まで所有本堂の内二間に四間」とあり、「借用料は一廿二十五銭」とある。

また、明治十一年一月現在の三か村の戸数は、切石村七五戸、夜子沢村一一五戸、寺沢村三六戸、総計二二六戸であった。

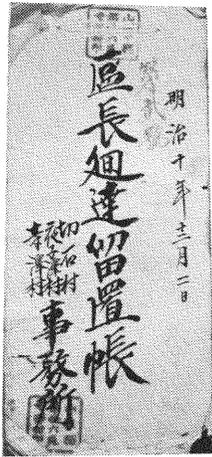
当時本堂で使用した標札二枚「切石村・夜子沢村・寺沢村事務所」の裏面には、それぞれに、

「夜キ寺切寄た事務所の子一ツ、二ツ沢に石一ツかな」

「村三ツ寄た事務所寺子なれば、二ツの沢乃水の流出」

と、三か村の村名をもじった歌が墨書され、協力して聯合役場事務にあたらうとした三村村役人の配慮がうかがわれて興味深い。

なお、「明



区長廻達留置帳
 治十年十月ヨ
 リ同十一年七
 月マデ、担当
 戸長拜命簿」
 によれば当時
 の聯合戸長役

場を運営した三か村の戸長は、

明治十年九月二十七日付山梨県任命

寺沢村担当 河西幸昌（明治十年十月二日三ヶ村担当拜命）

切石村担当 天野義守

夜子沢村担当 望月貞利

明治十一年七月十七日付山梨県任命

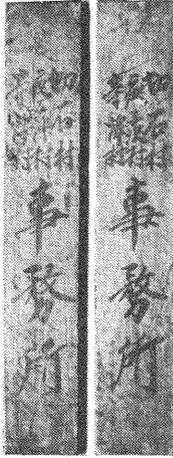
寺沢村担当 渡辺福堅

切石村担当 依田美治

夜子沢村担当 渡辺宗十郎

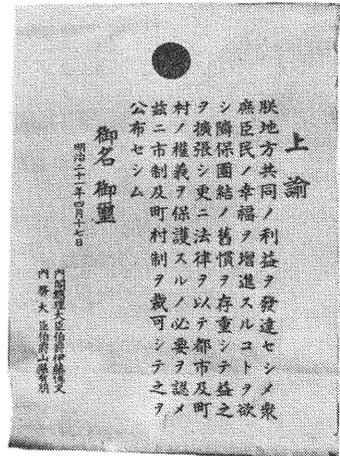
とある。

下って明治二二年八月、新たに手打沢が加わり四か村組合村となる。そして明治二二年四月、法律第一号をもって市町村制が公布され、ここにはじめて完全な市町村の自治制が施行されることになった。合併する旧町村名は大字としてこれを残し、組合村とすべき区域は郡長から指示すること等の告示も発せられた。



札標所務事連合
(河西義一氏蔵)

本村の場合も、明治二二年八月一五日、従来の四か村組合村を併合して「切石村」と唱えて発足したが、明治二五年九月二〇日、静川村と改名されることになった。ついで明治三一年三月二五日、大須成村の一部、日向南沢を合併して新町発足までに至るのである。



市町村制上諭
(西島区蔵)

四 原村の合併

明治八年四月伊沼ほか二か村組合村として発足した伊沼・八日市場・飯富の三か村の合併は、昭和八年七月一日に実現した。明治二九年三月二八日に設立した原小学校と組合村役場は、本村の中央に位する伊沼区字原あざに置かれた。昭和八年の合併による新村名もこれを踏襲したものである。

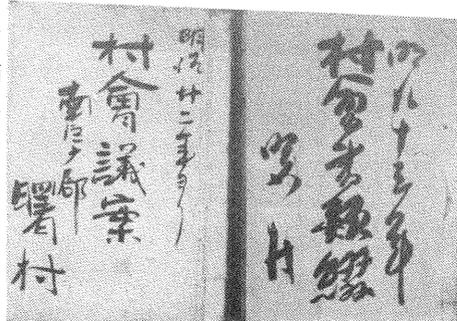
合併時の戸数は、八日市場九八戸・伊沼五七戸・飯富一七七戸で計二二三戸、人口は上から七二七人・三七六人・一一五人の計二、二一八人であった。合併時の組合村長は八日市場出身の三〇台の青年村長望月真一で、助役は飯富区の土橋玉作であった。

本村の場合も合併沿革史はかなり古く、過去五回の合併話が持ち上りながらその都度まともならず、五回目には今一息と云うところまで

村名問題で頓挫してしまつた経験もある。(『甲斐の新風土記』)

(五) 共和村の合併

共和村の場合、明治八年六月三〇日、上田原・下田原・一色・宮木の四か村によって合併された。明治二十四年『山梨県市郡村誌』によれば、



本町最古の村會議事録(曙支所蔵)

「地勢・烏帽子嶽ノ余脈

遠ク九一色村ヨリ来リ東南北ノ三面ヲ簇擁シ富士川西方ヲ南流ス 陸運不便ナリト雖モ水漕ニ利アルヲ以テ物資ノ運輸稍足レリトス
地味・土色 赤真土四分 黒真土七分 白真土三分
砂混リ三分 地質悪シ 麦大豆蕎麥甘藷等ニ適ス 水早損ノ患ヒアリ
物産・米 粟 黍 稗 甘

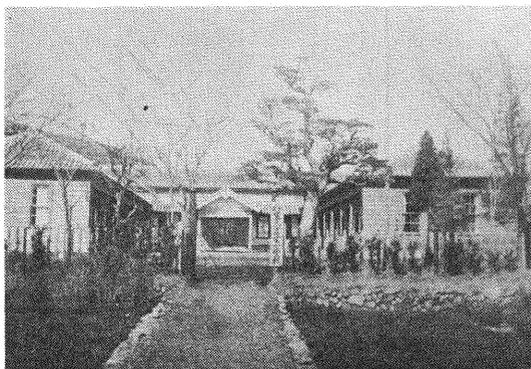
諸 繭 楮皮 漆 三ツ種
民業・全村農ヲ業トスルモノ三百七拾壹戸 エヲ兼スルモノ百參拾壹戸 商ヲ兼スルモノ五拾八戸 養蚕ヲ兼スルモノ式拾八戸 戸数・現住三百八拾八戸 人口・本籍男千四拾六口 女千式拾四口 合計式千七拾口 他(寄留八拾口 他ヨリ寄留三拾八口 舟・荷船二十七艘 漁船壹艘 渡船式艘)とある。(県立図書館蔵)

(六) 七か村合併案

明治四〇年七月二八日付・大須成村村會議事録によると、西島・大須成・静川・曙・伊沼・八日市場七か村合併の郡長諮問に対する議事が記録されている。当時の各議員の意見は次のとおりである。

「右議案を議題に供す第十一番議員は、本件は時勢の進運に伴い、到底吾々の如き小区域にては、自治の経営をなす能はざるに依り以上の合併は最も時勢に適するものと認むるを以て原案に同意すると述ぶ。

第一番議員は、みだりに町村の領域と住民の大を望んで合併をした後將來村の円満を欠くとの意見をのべて、原案には同意せず、西島・大須成・五開の三村を合併するは本村の利益と認むるにつき、各議員も之に賛成せられんことを望むとのぶ。



切石・善妙寺傍にあった富士川小学校
(切石・依田利通氏提供)

第八番議員は、第一番議員の前説には賛成し難い。自村将来の利益より考えれば、西島村・大須成村・静川村の三か村と合併する方が得策ならんと述ぶ。

第七番議員は、現在の状況に鑑み、連絡して有力なる新町村を組織し、一面経費の省略と各事業の発達を図るに必要を認むるを以て原案の村に、尚五開村の全部を加へ一村となす事を希望する旨を述べたり。

第三番議員は、第十一番に賛成す。議長は他に意見をのぶるものなきに依り議決する旨を告ぐ。」

この七か村合併案は結果的には時期尚早の理由で実現に至らなかったが、すでに明治四〇年に於いて現在の中富町合併の先驅的案が郡長から諮問されていることは興味深い。

第四節 徴兵令と地租改正

(一) 徴兵令と血税一揆

「富国強兵」は明治新政府のスローガンであった。明治五年一月、国民皆兵をうたった太政官の徴兵告諭がだされ、ついで明治六年一月、全国に六鎮台（東京・仙台・名古屋・大阪・広島・熊本）をおき徴兵令を施行した。ほぼ同じ時期に学制を頒布され、そのための費用が農民の大きな負担となっている時でもあり、この徴兵令が出されると、血税反対、すなわち徴兵反対の一揆が全国各地で起きた。各地からの報告は「人民徴兵令を誤解し」とか、「徴兵令血

税の誤解より」として、この一揆を徴兵令に対する単なる誤解からおこったものとしているが、しかし大部分の場合は、徴兵による労働力徴収をその他の諸負担増加とともに反対したのである。たまたま「徴兵令に血税と言儀之有」ることから、徴兵にあつたものが血をとられるということをも口実にして各地で大規模な反対一揆が激発したものである。

本県の場合について、当時の峡中新聞（久成区蔵）第八号に掲げられている藤村権令の通達をみると、さらに輪をかけて、女子をも徴兵しその脂肪をとつて外国へおくるという形で流布されていたことが知られ、県ではその説得に大わらわのようすがうかがえる。

処女（ムスメ）ヲ撰ミ兵隊ニ組入ラレ、或ハ女ノ膏ヲ取り外国ニ遣ハサルル杯、昨今頻リニ流言（イヒワラ）シ、是ガ為俄ニ婚姻ヲ結び、或ハ他方ニ身ヲ隠ス等間々狼狽（ウロタ）ノ所業有之趣相聞言語道断惑ヒノ甚シキモノト謂フベシ、試ニ考究（カンガ）セヨ、女ヲ兵ニナシ何ノ用ヲナスヤ、又人民保護（キョゴ）ノ政府トシテ人ノ膏ヲトル杯苛酷（ムゴキ）ノ事ヲ為スノ理有ンヤ、又人ノ膏何ノ用ニ供スルヤ、右等ハ畢竟事ヲ好ムノ奸民（ワルモノ）スル妄言浮説ヲ唱ヘ人ヲ誑惑（キョウワク）（マドハス）スルノ所為ニ有之候条必ず是等ニ惑ハサレ見トメモナキ婚姻等取結ヒ生涯ヲ誤ラシムル勿レ、若猥ニ無謂義申触スモノ有之候ハハ早速可ニ申出候、此段戸長共ヨリ一統へ無洩可ニ申論事、右之趣管内無レ洩相達スルモノ也、

明治六年三月十一日

山梨権令 藤村紫朗

この血税一揆が従来にみられなかつた新しい側面は、政府あるいはその地方官庁と農民とのまっこうからの対立である。これはかつての世直し一揆が主として豪農層にむけられていたのに対して新しい変化であり、つぎの地租改正反対一揆においては、むしろ農民と豪農は同盟して出先機関たる県庁に抗議行動をおこすようにさへなるのである。

(一) 地租改正と一揆

明治政府の富国強兵策としての殖産興業の保護奨励のための大きな財源は地租であった。そのため旧幕時代の租法を全面的に新体制に切り替える必要があつた。

ところが本県には古来からの大小切税法が残されており、これを絶対の恩典と考へていた甲州農民は、この廃止にことごとく反対してきたことは、第四章第八節でふれてきたところである。しかし政府はついに明治五年六月、大小切安石代廃止の断を下し、山梨県も改正に関する通達を各郡中総代等に発した。

租納安石代即チ当国大小切等ノ如キモノ廃止ノ儀、此程大蔵省ヨリノ御達書及己巳(明治二)以来ノ伺書類一併郡中総代ニ下ケ渡シ改正ノ見込熟考申立候様夫々相達候事
(明治五年)
六月十九日

山梨県

山梨県

峡中新聞第四号付録(久成区蔵)は次のように報じている。

本州武田氏ノ旧法ニ因リ従前大切小切ト名ヅル貢納金アリ、小切ハ金一円ニ付現米四石一斗四升換ノ石代ニシテ他州ノ貢法ニ比スレハ頗ル甘法ナリ、大切ハ方今聊ノ趣意ノミニテ先ハ有名無実ニ近シ、右貢法改正ニ付当六月中県庁ヨリ郡中総代戸長ノ者ヘ達ノ旨有レ之候以来人氣鬱カナラズ、処々会合申集等ノ聞エアリ、八月八日村々ヘ回達左ノ通り、

御一新以来諸般御改正ノ折柄当国大小切安殺代ノ義仍ニ旧貫ニ候ハ不相当ノ廉モ有レ之ニ付精細取調ノ上ハ適當ノ御処分可ニ相成ニ処末々ニ至候テハ一概多分ノ貢納可ニ相増ニ事トノミ心得候哉モ難ク計國ノ本タル民ナレハ相統成兼候様ノ御処分ハ曾テ無レ之ニ付無益ノ心配等不レ致謹テ上裁ヲ仰キ必ス心得違ノ挙動無レ之様懇ニ可レ申論一モノ也

壬申八月 山梨県庁

つまり大小切租法廃止に対し県内農民の反対ののろしの不穏な空気を察知した県庁は、あわてて右の回達状を発して人心緩和に努めたがすでにおそかつた。八月八日、まず北巨摩郡北山筋の第五・六区の農民が三百人あるいは五百人と徒党をくんで歎訴を県に申し出ると共に、古府中の大泉寺に集まり、さらに岩窪の信文公廟所に参詣して要求貫徹の加護を祈念した。翌九日には栗原筋・大石和筋の村々、一日には万力筋の諸村等々、ちようど天保騒動の火の手が見るまに広がつたように、八月二三日ころまでには、東郡の万力・栗原両筋を中心に付近の村々九八か村、騒動参加の農民およそ六千



地券 (宮木・高野真氏蔵)

出され、同文中に「小前ノ者共、暴揺既ニ御庁へ罷出愁訴仕り度キ趣ヲ以テ万死ヲ究候ニ付動揺ノ義モ斗リ難ク」と訴えたが、「深厚ナル御諭仰セ聞サレ」。「昨六日仰渡被レノ通り承伏奉リ」(九月七日付、八日市場文書)と、県の説得工作が功を奏し、國中諸村の如き大暴動に至らず事無きを

人が、「窃ニ金刃竹槍等ヲ持シ」「幟旗ヲ押立鐘ヲ撃盛ニ開声ヲ発シ」甲府の県庁に向かつて押し寄せた。翌二四日朝暴徒の一部は山田町の豪商若尾逸平邸をおそい、火をつけ家財を打ちこわして荒れ狂い、時の県令土肥実匡の責任更迭にまで発展する事件となったが、二八日には静岡県から二百人、九月一日には東京鎮台第二分営から一箇小隊と政府軍の出動のもとによりやく鎮圧された。東西河内領の場合も身延山での集会決議に基づき八月二〇日、東は割石峠、西は鬼島辺に勢ぞろいし、それより双方一手になり県庁に強願すべく行動をおこしたが、西は鰐沢旧関所、東は黒沢旧関所および市川で出張県官の説諭により、嘆願書受理を条件に鎮静されたのである。すなわち、八月二二日付「大小切据置嘆願書」(八日

得ている。

以上の曲折をたどり明治政府による近代的地租への改編は進められていった。すなわち検地を行ない、地券(土地所有証明書)を田畑一筆ごとに発行し、地租改正を断行した。その内容はまず地租決定の目安となる地価を定め、地価の三割を地租とし、一割を村費として金納することにし、旧来の入会地は国有にした。この結果政府の財政は著しく安定し地租の經常歳入に対する割合は明治五年において八割強、明治六年には八割五分を占めた。もともとこの改正は旧来の歳入を減じないことを目的にしたので、その地租は当時の土地収入の三割以上にあたり幕府時代の貢租となら変わりなく、そのうえ入会地の国有化は農民にとってたいせつな飼料や薪類などをとる土地を失わせ、自作農から小作への没落も広範にあらわれた。鳥取・茨城・愛知・三重・和歌山・岐阜にまたがる大農民一揆もその不満の爆発で、翌一〇年一月に地租は二・五%に引き下げられた。農民は「竹やりでどんとつきだす二分五厘」などとうたった。つぎに本町の地券金総高と地租金高を見てみよう。

- 明治十年 正租出納第十六区事務所出納掛書記(天野晃蔵)
- 一、地券金四千九百八拾三円四錢二厘 切石村
 - 一、此地租金百廿四円五拾七錢六厘
 - 内 田金八拾四円九拾九錢五厘
 - 畑金卅九円五拾八錢五厘
 - 一、地券金壹万五千貳百八拾五円九拾錢六厘 手打沢村
 - 此地租金三百八拾貳円拾四錢八厘

第五章 明治時代

- 一、田金百廿貳円八拾三錢壹厘
内 畑金貳百五拾九円卅壹錢七厘
- 一、地券金三万三千五百五拾三円六拾七錢三厘
此地租金八百三拾八円八拾四錢貳厘
内 田金三百三拾三円拾貳錢貳厘
内 畑金五百五円七拾貳錢壹厘
- 一、地券金壹万五千貳百卅九円三錢三厘
- 一、地券金五千九百九拾九円廿九錢貳厘
- 一、地券金壹万七千八百八拾円九十錢貳厘
此地租金九百七拾七円九拾八錢壹厘
内 田金四百拾七円九拾六錢七厘
内 畑金五百六拾円壹錢四厘
- 一、地券金壹万三千三百九拾四円九十四錢七厘
此地租金貳百八拾四円八拾七錢四厘
内 田金百四拾円九錢三厘
内 畑金百四拾三円九十七錢一厘
- 一、地券金壹万三千七百卅六円五拾三錢九厘
此地租金三百四拾三円三拾三錢八厘
内 田金七拾八円三拾八錢
- 内 畑金貳百六拾四円九十五錢貳厘
- 一、地券金六千五百五拾五円卅六錢四厘
- 一、地券金壹万〇三百五拾三円六十九錢八厘
- 一、地券金五千四百九拾貳円四拾七錢
- 一、地券金千九百五拾六円五拾六錢二厘

西島村

大須成村旧久成

旧平須
旧大塩

寺沢村

夜子沢村

曙村旧矢細工

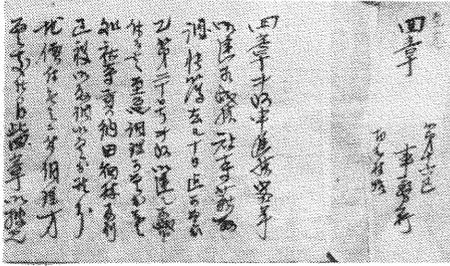
旧中山
旧古長谷
旧福原

- 一、地券金貳千五百五拾円六拾八錢九厘
 - 一、地券金六千五百九十九円九十九錢九厘
 - 一、地券金七千五百卅五円拾四錢七厘
合金四万四千四拾三円九拾貳錢九厘
此地租金千〇廿七円〇九錢四厘
内 田金三百卅五円四拾五錢三厘
内 畑金六百九拾円六十四錢五厘
 - 一、地券金壹万七千七百六円九拾壹錢七厘
此地租金貳百九拾三円四拾貳錢三厘
内 田金百六拾貳円六拾六錢八厘
内 畑金百三拾円七拾五錢五厘
 - 一、地券金五千六百廿六円八拾壹錢貳厘
此地租金百四拾円六拾七錢
内 田金拾壹円四拾錢八厘
内 畑金百廿九円廿六錢三厘
 - 一、地券金貳万百八拾貳円六拾九錢八厘
此地租金五百〇四円五拾六錢七厘
内 田金六拾三円五十七錢九厘
内 畑金四百四拾円九十八錢八厘
- 旧梨子
旧江尻窪
旧遅沢
- 飯富村
- 伊沼村
- 八日市場村

地券金（地価金）に対し地租金（租税）は、二・五%の改正税率で示されており、明治初期の旧村の租税負担能力が一見してわかるのである。

第五節 郵便のはじめ

江戸時代の伝馬宿は、貨客の運送のほかに飛脚の業務があつて宿継証文という公用の書状を宿継ぎをもつて送った。また廻文といって郡中総代や村役人が相互の通信連絡に用いたものもあつた。日本に近代的郵便制度が誕生したのは明治四年に東京―大阪間にはじめられたのを最初とするが、本県の場合は明治五年七月一日、甲府市柳町に甲府郵便役所が発足したのがその始まりである。同時に甲州街道に沿って七か所の郵便取扱所が開設された。



廻文 (切石・天野晃氏蔵)

このように本県の郵便路線の開設が全国的にもいち早く行われたのは、明治四年、本県出身の杉浦譲が駅通正(えきていのかみ)に任ぜられ、全国郵便制度の総元締めとして手腕をふるつたからだといわれている。現代の郵政大臣ともいうべき役であった。

(一) 本町郵便のはじめ

本町の郵便の始まりは、明治七年五月一日、甲府郵便役所より東海道奥津まで駿州往還沿道に開始

された際、鯉沢・八日市場・相又・南部・万沢に、ついで同年七月一日に、小井川・切石・下山にそれぞれ郵便取扱所が開かれたときに始まる。開設に当り発せられたのが次の布達である。

七年五月十二日 布達一〇八

今般甲府柳町駅より東海道奥津迄郵便相開き、別紙駅々取扱所を設け、毎月彼の地より二・四・七・九の日、当地より三・八・五

・十の日を以て往復候条、信書其外共差出方の儀は都て郵便規則に照準致し最寄取扱所へ差出す可き事

右の趣管内洩れ無く相達する者也

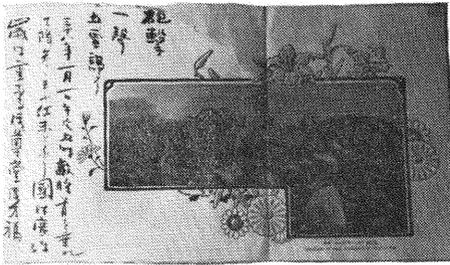
明治七年五月十二日

山梨権令 藤村紫朗

鯉沢駅 八日市場駅 相又駅 南部駅 万沢駅

つまり、毎月奥津からは二・四・七・九の日、甲府からは三・八・十の日をもって往復したのである。

この年には県下各地に五二か所と飛躍的な増設を見せ、県内郵便史上画期的な時期となり、本町の八日市場・切石が県下にさきがけて開設されたのも、かつて飛脚業務を取扱ってきた駿州往還の伝馬



日露戦争野戦郵便 (切石・依田明氏蔵)



明治初期の県庁公便
(切石・遠藤信行氏蔵)

宿の実績が優先されたためである。

藤村権令も大いに郵便の利用を奨め、さらに普通の県往復文書は郵便をもって提出しても差支えないと発表し、

「今般官民往復並に衆庶便宜の為、別紙表の如く取扱所を増設し来る七月一日より実施施行候に就ては、布告並に人民呼出等悉く皆郵便を以て送達すべし、故に願伺の類も一通りの事件は成る可く郵便に托し差出すべし云々。

明治七年六月三十日

山梨権令 藤村 紫朗

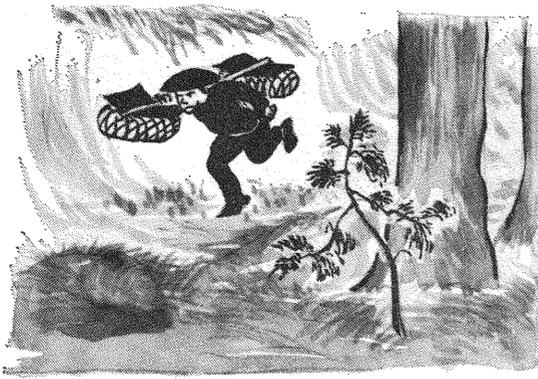
という通達を出している。左掲の写真は当時の県庁公便である。

当時（明治七年七月）の郵便通送の状況は、その年の六月二十八日付で県令の発した布達によって通送経路が示されており、通送はすべて郵便脚夫によって継ぎ送られ、夜中に到着した場合は留めおい

て、二・七の日を除くほか、毎日午前五時に脚夫を出発させ、仕出地より郵便物が到着するのを待って枝線へ脚夫を出発させた。駅村は時間にかかわらず到着次第差し立てるようにしたのである。いま本町に關係する条項を『甲府郵政八十年誌』に見ると、

- 一、甲府ヨリ万沢ヲ經テ奥津駅ニ通ズル郵便継換地等従前ノ通り唯回数ヲ増加シ且ツ甲府・皷沢ヨリ発スル脚夫ハ布施へ、皷沢相又ノ脚夫ハ八日市場・切石・下山へ立寄り郵便物請渡シ致ス可キ事、但シ静岡県下駅々へハ別ニ相達シ候事、
- 一、切石ニ於テハ皷沢ヨリノ郵便着次第草塩へ往復ノ脚夫ヲ発シ、草塩ニテハ右脚夫へ郵便物受渡シ致ス可キ事、
- 一、下山ニテハ皷沢仕出シノ脚夫往復共立寄候筈ニ付、郵便物受渡致ス可キ事、
- 一、皷沢ニ於テハ甲府ヨリノ郵便着次第車田ヲ經テ常葉へ脚夫ヲ発シ兩地ノ郵便発着ヲ心得、常葉・車田ニテハ此脚夫へ郵便物受渡シ致ス可キ事、

右の布達から見ると、八日市場・切石の郵便物は、皷沢・相又の脚夫が立ち寄り郵便物を受渡し、切石は皷沢からの郵便が着き次第これを早川入りの草塩（都川）へ往復の脚夫を発して郵便物の受渡しを行なったことがわかる。草塩までは当時早川入り往還往復八里の行程であった。明治一四年に至り、さらに湯島まで郵便路線が延長された。当時は夜間しかも山奥の險路を走行するので盗賊に会うことも予想され、このため明治七年には駅通局において「賊難の節



明治初期の通送風景

郵便脚夫心得方」を定め、火急の際には適切な処置をとって被害を最少限度に食い止めるよう達するとともに、郵便物の処置についても、詳細に指示している。

賊難ノ節郵便脚夫心得方 駅通局達 明治七年十月

一、郵便行囊継立ノ途中賊難ニ出逢条節ハ、脚夫ノ者精々テダテヲ尺シ、速カニ其ノ場所ヲノガレ郵便物ヲ安全ナラシムルヲ最上ト相心得可キハ勿論ニ候エドモ、是非ニ及バズ其賊ヘ対シ談判致シ条場合ニ至リ候ハバ、行囊中ニ信書ノ他金銭紙幣等之レ無キ旨能ク申論シ

申ス可ク、尤モ其ノ間モナク事実危難ノ場合ニ相成リ、(兼テ相渡シ之レ有ル地ノ脚夫ハ此ノ場合ニ於テ短銃発砲モ苦シカラズト相心得可シ)行囊ヲ打捨テ其ノ難ヲノガレ去リ候節ハ、最寄駅村警察附属詰所或ハ戸長等ノ宅ヘカケ付ケ、搜索ノ人夫差出シ方頼ムベキ事、

つまり通送人は短銃

を携帯していたわけだが、これを必要とした事件はおきなかったようである。

当時の通送脚夫の服装は、黒色のまんとう笠をかぶり、同様黒色のハッピの黒のももひきを着用し、わらじがけといういでたちで、てんびん棒の先にのうをくりつけて駆け足で往復していた。

つぎに本町内の郵便局の開局史をみればつぎのとおりである。

○切石郵便局 開局 明治七年七月一日

区 域 西島、大塩、平須、久成、切石、夜子沢、寺沢、日向

南沢、手打沢

歴代局長 依田利兵衛(明治七年七月一日) 依田重範(明治九年二月一日) 依田逸太郎(大正八年一月一日) 依田利

通(昭和一〇年三月二五日)

○西島郵便局 開局 明治三六年一月一日

歴代局長 笠井惟造(明治三八年四月一日) 笠井美也男(大正五年三月三一日) 笠井惟彦(昭和三年八月)

○飯富郵便局 開局 明治三七年三月一日

区 域 原村、五箇村および遅沢、中山、江尻窪、古長谷、矢

細工、福原、梨子

歴代局長 若尾市五郎(明治三七年三月一日) 若尾一(昭和一

七年一月二一日)

○田原郵便局 開局 昭和二年八月一日

局 長 長沢秀夫

第六章 大正・昭和時代

第一節 舟運の衰退と転業

(一) 明治の活況とその凋落

明治初期から明治三六年、中央線の開通直前までは富士川水運の全盛期であった。幕府の崩壊によって御廻米の川下げは止んだが、文明開花とともに時運は進展して物資の輸送も大量となり、甲信に広い後背地をもった富士川は、内陸水路の全盛時代を迎え、河内の沿岸諸村にとつて船乗り稼業は天産に恵まれない地帯だけに重要な産業であった。本町の場合、早川入り往還の玄関口に当り、物資の集散地としての河岸場はいん盛をきわめた。

しかし中央線が明治三六年六月に八王子・甲府間、明治三九年六月に甲府・塩尻間、明治四四年五月に八王子・名古屋間と全線開通するにおよんで事情は一変した。従来富士川の内陸水路によって運ばれた食塩や干魚・塩魚類は輸入路が一大変化を来たし、食塩は瀬戸内より中央線経由で甲府駅に運ばれて、甲府を中心として盆地の各地に放射状に配給され、従来の鯰沢中心からの放射状とまったく

逆になってしまった。

ここにおいて富士川の水運は一挙に衰微の極に達した。当時八百隻から千隻を数えた川舟は開通直後に一五〇隻となり、大正一四年には五〇隻以下と称せ



身延詣での客船（日下り付近）

られ、大正一二年身延・鯰沢間の富士川下りの遊覧も兼ねたプロペラ船（飛行艇）も昭和二年一二月、同区間のバス開通（一六人乗り）によって廃航となった。そして昭和三年、身延線の全線開通によってまったく終止符をうたれた。

いま、当時の追憶を『共和村郷土史』（昭和二年・共和村郷土史編さん係一同）にみて

みよう。

「往時より我が甲斐に於ける最も重要な幹線の一たりし駿州往還は我が郷土の西方を画する富士川の対岸にあり。明治の聖世に、中央線の甲府を通過するや、昔日の如き繁華は衰へしも、近時再びその重要なをおもはしめ、改修に改修を重ねし結果現在は自動車道路として重要視され、甲駿連絡上唯一の路線を誇るに至れり。されど国防上・交通上・将又産業発達上凡ての方面に於て、更に大いなる甲駿連絡の交通運輸機関出現の急務を告ぐるに至れり。ここに先ず注目せし富士身延鉄道会社は、全力を集中してその完成の一日も速ならん事を企画し、遂に我が郷土の東方及び北方を廻りて測量を終り、線路の敷設を見その開通も旬日の間に迫れり。ただ遺憾なるは、前二者の共に我が郷土外を通過する事なり。（中略）

その昔甲斐唯一の交通運輸機関たりし川舟時代には、我が郷土は実に富士の清流に臨める繁華なる一大中心地なりき。海辺に於ける中心港市のその如く。当時我が郷土の川岸に、つながらし川舟は日々百を以て数へられ、祭日の如きは数百の川舟岸に連り、舟毎に燈火を点し、川原町は時ならぬ雑踏を呈したり。されど時代は移れり。その唯一の機関を誇りし川舟は、時代と共に進む能はず。力衰へて淋しく茫然と置き去らるるのやむなきに至れり。馬車は客を奪ひぬ。荷車は貨物を奪ひぬ。更に現れし飛行艇は川舟に致命傷を与へ、その時代遅れを笑ひぬ。その度に起りしいまはしき争鬭は幾度ぞ。更に時代の文化は自動車を出現せしめたり。老衰せる川舟を後目に活躍する姿の前に、川舟はただ淋しく苦しく喘ぐのみ。時代

は更に電車を産みぬ。ああ将に没せんとする淋しき姿、苦しき悶へ、影は消へなんとす。変転極まりなき無常の風を如何にせん。なつかしき白帆の影、曳き舟の姿、下り舟の快さ、凡ては過去の夢とならん。寂れし川舟と共に我が郷土の繁華も共に消へ失せてただ悲しき声を聞くのみ。ローマの詩人が「ローマの市のあらん限りローマは続かん、ローマの市の滅びなば、人の世界も共に又滅びん」と歌ひしかど、進み行く文化はまたたくまに、その詩人の予言を消したんぬ。我が祖先もその昔或はかく思ひしならん。又歌ひしならん。されど今は淋しき声のみ。悲しき叫びのみ。川原町のあたり打続ける桑園に、雲雀の上る春の日、桑摘む乙女の見えつかくれつ行き交ふ夏の日、或は風に葉の尽く散り失せて幹のみ立てる秋の日、更に冬の雪に覆われしあたりを、小鳥の淋しく囀るなど何れか滅びし町の廢墟を想はしめざる。ああ盛なりし川舟の川原町時代の繁華よ!! 雑踏よ!! 寂れしものは淋し。」

当時の共和小学校長・長沢君夫のもと、若林貞雄の筆になる情緒てんめんなる郷土史の一ページである。

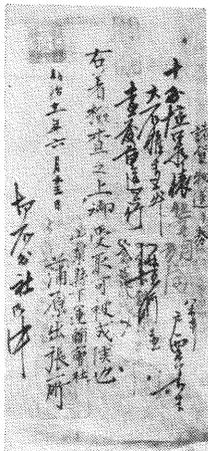
『甲斐の新風土記』（昭和八年）も、

「河内千隻の誇り高くげに富士川一筋に命を托しての共和村は、明治四十年・同四十三年と矢継早な洪水に狙われて、下田原と川原町の両宿を泥土に委したのをきっかけに、中央線・甲府静岡線に次いで、富身鉄が開通するや、昨日にかわる今日の変わりようで、一途没落へと転落し、新文化の集う中宿場としてもだが、その全盛時

代、三階建を誇る料理兼宿泊業者の宿場・川原の昼と夜の距たりなき酒と女人と絃声の、不夜城だった豪勢さの今はその面影だに偲ぶべくもない時運の冷たさだ。



風景荷積の船わぎに



券送り物貨諸

(石切・遠藤信行氏蔵)

さればこの類勢に追ひたてられて転業の余儀なきだつたが、山地の悲しさは、水稲に拠るべくもなく、僅かに桑園を作つて養蚕（現産一、五九九貫）と農業に糧を求めるか、且つて市川大門町と並び称された、宿場らしい新文化

冷たさだ。

の洗札の救ひの綱に、俸給生活者に転ずるか、或は職人となって明日知らぬ旅に出るか——その何れを撰ぼうと、何処をみてもあわただしい転向戦線だった。今、昭和七年度末現在の職業風景をみると、人口一、八七〇人、戸数三七二戸のうち、 \wedge 俸給生活者 \vee 教員二〇、其他六、 \wedge 職人 \vee 大工二八、左官九、屋根屋三九、篩屋四一、其他五二の素晴らしい数を示している。」

と記されている。

このことは、ひとり共和村だけでなく、同じ河岸場^{かし}として栄えてきた切石・八日市場も同じ運命にあったが、この二宿の場合は駿州往還を控えているだけに、陸運の途がまだ残されていたが、共和村の場合は水運一すじに生きてきただけに、その打撃も深刻なものがあつたわけである。

第二節 襲う不況の波

(一) 農村の不況

舟運の廃止に伴う河内地方の地域的凋落に輪をかけて襲つたのが、昭和四年一〇月、アメリカの株式市場の暴落に端を発する世界的大恐慌の波である。戦前の日本貿易の花形である生糸・絹織物の八割の輸出先であるアメリカの不況は、ただちに日本経済の根底をゆすぶり、都市と農村をとわず空前の不景気を招いた。

昭和五年二月には、増穂の小林富士井銀行に取り付けがおこ

り、これをきつかけに峡西・峡南地方にひろがり、切石銀行にも同様の取り付けがおこった。

繭価は暴落し、農村は唯一の現金収入の道をとぎされた。以来この不況は慢性的症状を見せ、社会不安は深刻化していくばかりであった。当時の状況を旧村の村会議事録にみてみよう。



大正九年設立の切石・富士製糸工場の株券
(遠藤信行氏蔵)

(一) 曙村の村況

○昭和六年事務報告抜粋 (村会議録・曙村役場)

一、村内ノ状況 戸数ノ増減及人口動態
戸数三百三十戸、本籍人口二、五九〇人・現住人口一、九八五人ニシテ前年ニ比シ五戸ヲ減ジ、現住人口四人ヲ増ス。
一、生業ノ盛衰状況

繭価ノ低落ト全国的不景氣ニヨル出稼男女ノ収入不足、失業者ノ続出、其他小林富士井銀行ノ休業、及ビ諸銀行ノ不払ニ均シキ状態ヲ持統セルニヨリ金融界硬塞セラレ不況其ノ極ニ達セ

り。

一、勤業

蚕業改良ニ関スル状況

桑園改植事業資金ノ借入レヲナシ改植ニ努ムルト共ニ、各部落養蚕組合長ト連絡ヲ取り、正量取引ノ奨励、共同販売、稚蚕共同飼育ヲ督励、講話会ノ開催、蚕具ノ自作奨励ニ努メタリ。

一、兵事

壮丁十七人、現役志願兵一人、検査ノ結果甲種五人、乙種四人、丙種九人、合格歩合前年ニ比シ稍々劣レリ。

一、村税及其他諸収入

村税其他歳入ニ関シテハ、定メタル諸収入法ニ依リ賦課シタルモノハ、財界不況ニモ拘ラズ其ノ大部分ハ納期内収入ヲナシ、未納者モ年度内ニハ悉ク納付スベキ見込ナリ。

昭和七年二月二十七日

曙村長 植松 覚 逸

○昭和八年度ニ於テ時局匡救土木事業執行之件 (昭八・村会議録)

昭和八年度ニ於テ時局匡救土木事業トシテ、間遠峠入口ヨリ中山ニ至ル道路ヲ改修スルモノトス。

昭和八年一月三十一日提出

曙村長 植松 覚 逸

右議決ス

○昭和八年事務報告

一、村内ノ状況

戸口ノ増減及人口動態戸数三百三十二戸ニシテ前年ニ比シ増減ナ



村會會議録 (大須成支所蔵)

シ。本籍人口二七四六
人、現住人口二〇四三人
ニシテ七人ヲ増ス。

一、生業ノ盛衰状況爾備ハ
一ヶ年ヲ通シ予想以上ノ
高値ヲ示セルモ、(註・
この年は一貫五円二十三
銭という高値だったが翌
九年には再び二円五十銭
の大暴落で、一貫の生産
費三円六十銭に対して一
円十銭の欠損となる) 数
年以前ヨリノ不景氣ノ為

メ出稼者ノ収入少ナシ。各地共農救事業ニ依リ、失業者少ナク日
々ノ生活ハ辛ウジテ過ス事ヲ得タルモ、金融界ハ緩和スルニ至ラ
ズ、以前通り硬塞セラレ不況其ノ極ニ達セリ。

一、土木農救事業タル間遠墜道巻立工事ハ、関係村 静川村ト協定
シ、甲府市佐藤国吉氏ニ請負ハシメ、十二月二十日竣工セシモ尚
手直し工事ヲ急ギツツアリ。昭和八年三月中山道路改修工事モ、
八分通り進捗シ昭和九年竣工ノ予定ナリ。矢細工道路モ開削ニ着
手セシモ、以后引続キ工事ヲ決行シ竣工セシメントス。

一、勸業

(イ)害虫駆除ニ関スル状況 害虫駆除予防委員ヲ督励シ、各区毎ニ
噴霧器ノ購入ヲナシ、徹底的ノ駆除ヲ励行シタル結果、其ノ成績

良好ナリ。緑肥ノ栽培奨励・果樹類ノ剪定・堆肥ノ改良・農作物
種子ノ共同購入等ニ努メタリ。

(ロ)蚕業改良ニ関スル状況 桑園ノ改植整理ニ重点ヲ置キ、自給肥
料ノ増産・金肥購入ノ防止・肥料ノ配合・正量取引・共同販売・
稚蚕共同飼育・蚕具ノ自作奨励・講話会ノ開催ニ努メタリ。

一、経済更正 昭和八年二月六日、県告示第二十五号ヲ以テ、経済
厚生ヲ樹立スベキ町村ニ指定セラレ、爾來委員ノ囑託・委員会ノ
開催計画要項ノ決定ヲ了シ、四月ニハ各部落毎ニ村民全部ノ会合
ヲ求メ、計画要項ノ指示説明ヲナシ、各自実行ニ当ランメ、其ノ
成績良好ナ
リ。

計画要項ヲ略
記スレバ左ノ
通り。

- 一、精神教化
- 二、公
計画
- 三、農林業
経営ノ改善計
画
- 四、農家
経済ノ改善計
画
- 五、生活
改善計画
- 六、土木計画



不況突破のため蚕具自作奨励策の一環
としての実習作業

七、負債ノ整理計画 八、各種産業団体ノ拡充及連絡計画 九、部落計画並ニ個人計画ノ樹立実行及督励等

一、村税及其他ノ諸収入

村税ニ関シテハ所定ノ期限内ニ納付シ能ハザルモノ一部アルモ、年度内ニハ悉リ納付シツツアリ。

右及報告候也

昭和九年二月二十日

曙村長 植松 覚逸

○昭和十年度事務報告

一、村内ノ概況

(1)戸数ノ増減及人口動態 昭和十年末現在戸数三三二戸、現住人口一、四八七人ニシテ、前年ニ比シ転籍・転居等ニ依リ戸数ニ於テ一〇戸ノ減、現住人口五〇六人ヲ減ジタリ。

(2)人口表

昭和十年十二月三十一日現在

種別	男	女	計
本籍	一、三九五 <small>人</small>	一、三六二 <small>人</small>	二、七五七 <small>人</small>
現住	六五二	八三五	一、四八七

(3)農業戸数

種別	農作物		計
	農作物	人員	
自作	一三九 <small>戸</small>	一三四 <small>人</small>	二〇三 <small>人</small>
			三三七 <small>人</small>

(4)耕地ノ利用状況

種別	自作地	小作地	計
自作兼小作	一二七	一二三	一六八
小作	三〇	一〇	三三
計	二九六	二七七	四〇四
			六八一

種別	自作地	小作地	計
田	二二町	六町三反	二七町三反
畑	一三〇町一反	一三三町六反	一五三町七反
計	一五一町二反	二九町九反	一八一町

二、生業ノ状況 糸価幾分良好ナリシト雖モ、生業ノ殆ド八割ヲ占有スル養蚕ノ結果ハ、収支ノ均等ヲ保チ得ラルルノ程度ニシテ、数年来ノ財界不況ニ依リ其ノ域ニ達セズ。九月中旬ノ水害及冷害等ニ依リ農作物ノ被害ハ甚大ニシテ、生活状態ハ一層困窮ノ極ニ達セリ。

三、出寄留ノ状況

性別	他府県	他都市	計
男	五八	三一	八九
女	七四	二九	一〇三
計	一三二	六〇	一九二

以上、当時の慢性的不況の実態を見るために、昭和六・七・八・一〇年と四か年の事務報告の中から抜粋して村況を見たが、農村の不景氣を乗り切るための出稼ぎ者は五百余名(三割)に達したが、(この場合女子はほとんど製糸工場)都市自体の不景氣のため、故郷への送金もできず、加えて多くの女工哀史さえ生んだ。

この間、農救事業として間遠ずい道の開削を始めとする土木工事業や、経済更生計画として生産増殖、消費節約、自給経済等の手を打つが、依然として生活状態は困窮の極を脱することはできなかった。

(三) 大須成村の村況

次に大須成の場合を見ると、累年の不況による村、県税の滞納は五、六割に達し、一村の経済をまひさせ、当時村費負担の教職員の給与の支払いさへ滞り、遂には累積する未払い給与の代償として山林の現物支給という苦肉の策も生まれた。

南巨摩郡大須成村昭和五年事務報告(会議録)

一、村内ノ概況

戸数ノ増減人口ノ動態 本村昭和五年末現在戸数ハ前年ニ比シ二戸減シタルモ、人口ニ於テハ四十八人ヲ増加セリ(註・出稼失業者ノ帰郷) 現在異動ノ明細ヲ挙グレバ左ノ如シ

戸口表

種類	戸数	男	女	計
本籍	二七一	一、〇八二	一、一一八	二、二〇〇

現在 二四四 七九五 八五九 一、六五四

出入別 男 女 計
 出寄留 二八七 二五九 五四六
 入寄留 一八 一七 三五
 農業戸口

種別 戸数 男 女 計
 自作 五四 六七 四〇 一六一
 自作兼小作 三六 九二 一〇六 二三四
 小作 三五 四五 四〇 一二〇

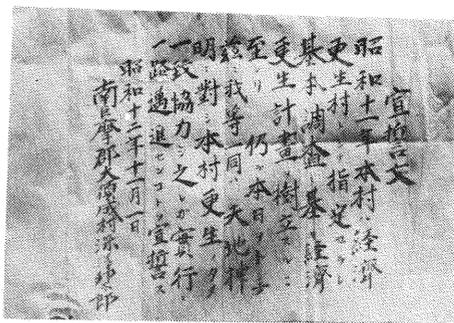
計 一二五 二〇四 一八六 五二五

耕地 自作地 小作地 不作地
 田 二一八町〇一九 一二二町八一〇 四八町二二九
 畑 七七二、九〇五 三四九、五二九 八四、三二三

計 九九〇、九二四 四七二、四〇九 一三三、六一二

二、経済及会計

(1)村税及諸収入賦課徴収ノ状況 昭和五年度村税及諸収入金ノ徴収ニ付キテハ各納期内ニ完納方ヲ促シ収入後ハ毎戸督促スルモ、今日ニ至ル滞納者多ク賦課額ノ約五分ハ未納ノ状態ニテ地方金融不況ノ結果ニ別ナラズ、是レガ為教員給料支払ニ困難ナルヲ遺憾トスル処ナリ、然レドモ滞納処分ヲ執行スルモ今日財界ヲ考慮シ春蚕時ニ置テ整スル方適當ナラント収入役へ各戸納税奨励委員ヲシテ勤メツツアリ。



昭和11年經濟更生実行宣誓式の宣誓文
(大須成支所蔵)

小学校基本財産蓄積ニ付テハ市川銀行ニ預金ヲナシ保管セリ
(2) 国税県税徴収ノ状況
国税ハ近來納税觀念大ニ向上シ本年ニ至ル十ヶ年間繼續完納シツツアルモ県税ニアツテハ村税同様滞納者數増加シ県ニ報告スルノ止ムナキ現状ニ遺憾ナリ
昭和五年二月二十日
大須成村長
佐野広吉

と、村税未納五割に達しているが、地方銀行の開店休業で預金の支払い停止等の事情もあり、その年の春蚕後の現金収入をまつ以外うつつもないことを報告している。以上のような滞納は順次慢性化して昭和一二年に至つてついに一大更正計画が発足する。一方支那事変の勃発による軍事情形は、農村にもその影響がたちまちあらわれてきた。

一、支那事変
南巨摩郡大須成村昭和十二年事務報告(抜粋)

応召人員一九名、内出征人員一四名、内即日帰郷三名、在満部隊入営七名

各部隊ヨリ出動陸軍二名、海軍二名、徴用人一名

合計二七名出征中戦死者一名、戦傷者一名

徴発馬匹、一九頭内検査合格徴発馬匹一三頭

二、戦死者村葬儀ノ状況

本年三月現役志願ニ依リ満州長谷川部隊ニ入隊同隊ヨリ出動セル歩兵上等兵大森勝雄君ハ十一月三日支那山西省忻県ニ於テ名譽ノ戦死ヲ遂ゲラレ、遺骨ハ十二月二十日無言ノ凱旋ヲナス。村民一同岩間駅迄出迎ヘ同月二十六日小学校庭ニ於テ上級軍、官ヲ初メ郡下各町村長各種団体代表及全村民参列ノ下ニ盛大莊嚴裡ニ村葬儀ヲ執行ス。

三、經濟及會計ノ状況

(1) 村税及諸収入賦課徴収ノ状況

多年積増セル村税滞納ニ付テハ、此ノ儘ニテハ村治上実ニ憂慮ニ堪ヘザル状態ニシテ臨時地方財政補給金ノ交付ヲ受クルニモ甚大ナル影響アルヲ以テ止ムナク三月ヨリ県ヨリ財務員ヲ雇入テ滞納整理ヲナシタリ、村民ハ事情ヲ諒察セラレ克ク納入セラレタルヲ以テ預期以上ノ成績裡ニ終了シタリ

四、經濟更生ニ関スル状況

經濟更生計画ニ付テハ県ニ於テ助成金交付ノ指定村ニ認定セラレタルヲ以テ、十一月一日ニハ村社諏訪神社ニ於テ県係官ノ臨席ヲ得、全村民参列ノ上計画実行ノ宣誓式ヲ挙行シ一層ト計画書並ニ生活改善実行規約ニ基キ、生産ノ増殖・収入ノ増加・生

五、其ノ他ノ状況

(1) 銃後援委員會

十月七日設置 委員五十三名

委員會ニ庶務・教化・慰問・勤勞奉仕ノ五部ヲ置キ拳村一致其ノ活動ニ努力シツツアリ。コトニ勤勞奉仕部ニ於ケル出動軍人出征軍人留守宅ヘノ勞力奉仕ハ戸數二十六戸ニ對シ奉仕人員二三人ニシテ秋農繁期ニ於ケル勞力ニ不足無ク容易ニ耕作ヲ終了セリ、尚各部共分担ニ付常ニ活動シ其ノ成績又顯著ニシテ銃時ノ護リニ遺憾無キヲ期セリ。

(2) 軍需品ノ供出状況 支那事變ニ伴フ各種軍需品ノ供出ニ付テハ



小学生の援農作業

全村一致協力シ之ニ當リ何レモ割当數量以上ノ良成績裡ニナシタリ、

- 干草 一、八〇〇貫（割當數量 一、五〇〇貫）
- 大麦 一七七貫（〃 一三〇俵）
- 梅干 一樽（〃 一樽）
- 兔皮 一八二板（〃 板）

右及報告候也

昭和十三年二月二十七日

南巨摩郡大須成村長 深 沢 邦太郎

(四) 共和村の村況

共和村の状況について「村会書類綴」（高野真氏蔵）に見ると次のとおりである。

共和村昭和四年度事務報告

一、村内ノ概況

(1) 戸數増減人口動態

本村戸數ハ三百六十八戸ニシテ前年ト差異ナク人口二千六百九十二人（現住人口千九百五十二人）ニシテ前年ニ比シ男二十七人、女三十三人増加ス。

(2) 生業ノ盛衰

富士川通船ノ運漕業ハ全然其影ヲ没シ蚕業ノ發達著シク進歩シ春蚕ノ收購五千八百貫、夏蚕ノ收購二千五百貫、秋蚕ノ收購三

千貫ヲ突破シ此ノ総価格八万円ニ上リ生計ヲ助クルト雖モ、村内壯年者ハ大部分或ハ職工或ハ行政、或ハ労働出稼等ノ収入ニ依リ貧弱ナル生計ニ尚山林収入ノ補足ニヨリ糊口ヲ過スノミニテ、旧来ノ副業タル蠶細工業等ハ其ノ片影慙ミニ堪エザルナリ。(以下略)

昭和六年二月 西八代郡共和村長 二宮 直彦

共和村小学校授業料徴収規程中一部改正の件

(共和村会会議録)

議長 共和村小学校授業料徴収規程中一部改正ノ件ヲ議題トスト
宣シ議案ヲ配付シ議長説明ヲ為ス

十二番〇〇議員 今ヤ財界ハ著シキ不況ニ直面シ本村民ノ糊口ハ涸渴ノ悲境ニアリ、高等科生徒ハ授業料ノ徴収セラルルヲ懼レテ通学ヲ見合ハスヤノ家庭アルヲ聴ク。此ノ難局ニ善処スルニハ授業料ヲ免除スルノ裁断ヲ示スカ將又著シク減額スルカ目下ノ急務タルベシ、

七番〇〇議員 現今ノ時勢ヲ顧慮セシ授業料減額案月参拾錢ハ機一宜ノ当ヲ得タルモノナリ。十二番議員ノ所説ハ理想上ニ於テ大ニ賛意ヲ表スルモ義務教育ニアラザル高等科ニハ金参拾錢ヲ課徴スルモ過当ニアラズトス。

議長 原案説ト原案軽減説トノ兩説アリ。原案ハ前年度一ヶ月金四拾錢ヨリ減額シテ金参拾錢ヲ徴収セントスルモノナリ。現下ノ情勢ヲ鑑ミタル当局ノ所見ニ御同意ノ上、原案説ニ賛成セラレタシ。(満場異議ナシ) 原案ノ通り可決確定スト宣ス、

昭和六年二月二十八日 共和村会議長 村長 二宮 直彦

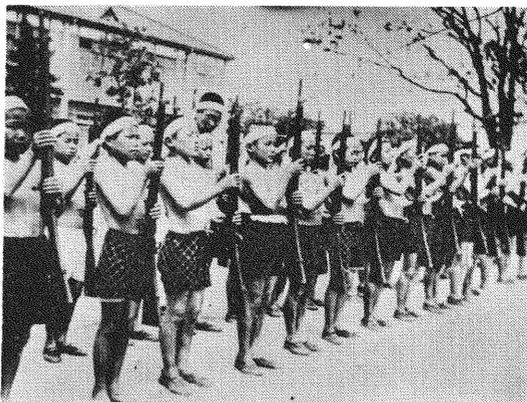
經濟不況は高等科生徒授業料の減額問題にまで波及したが、未曾有の不況下にあつても、子弟の就学だけは保障しようとする教育優先の議員諸士の面目躍如たるものがうかがえる。当時、県内各地に長欠児童がふえていた時、本町各村の場合事務報告に見る児童の就学率が九〇%を下らなかつたことは特筆さるべき事である。

大須村の場合各年度共に、「職員ノ督励ヲ待タズ進デ全部就学シタリ」とあり、曙村の場合、昭和七年度九四%・八年度九六%・十一年度尋常科九七、二一%・高等科九七、二一%と記録され、いずれも百%に近い高率を示しているのである。

次の記録は同じく共和村の失業救済事業としての市川飯富線(久那土三沢橋より大石峠上田原・下田原・宮木・大谷津に至る路線)並びに中坂峠改修工事の補助金陳情書であるが、当時の村況がよくわかるためにかかげる。

陳 情 書

本村ハ戸数三百六十八戸有スル山間ノ僻村ニシテ、農蚕業ヲ以テ生活ノ資源ト為スモ耕地狭少且肥沃ナラズ、田ハ三十一丁五反歩(一戸平均八畝歩)ニシテ、畑ハ百五十二丁五反歩(一戸平均四反一畝)内約六十丁歩ハ桑園ニシテ其ノ半ハ荒廢桑園ニ候。桑園ヲ除ケル畑ハ約百丁歩ニシテ一戸当リ二反七畝歩ニ過ギズ候。加フルニ畑地ノ大半ハ山腹ヨリ山上ニ至ルヲ以テ、其ノ耕作ニ際シ労力ニ比シ收穫極メテ僅少ナリ。三百丁歩ノ山林ヲ有スルモ交通幹線ニ恵マ



戦時中の小学生の軍事教育

壯年ノ全部ハ拳ゲテ大工・左官・屋根葺職・曲輪ノ職、女工等ノ為メ他府県郡市ニ出稼シ、漸ク一家ノ生計ヲ維持スル状態ニ有之候。故ニ農業補習学校・青年訓練所等開設不可能ノ有様ナリキ。然ルニ逐年不況ノ深刻ハ、本村出稼人ヲシテ失職婦村スル者簇出セシヲメ、昭和六年末ノ現在人口ハ一、七七九人ナリシモ、本年六月一日現在実査セシニ、人口ハ二、五三五人ニ及ビ、昨年末ニ比シ七五四人ノ激増ニ有之候。

是ハ即チ失業婦村ノ最モ顯著ナル实例ニシテ、現在食ニ窮スル者

レズ、(西ハ富士川ヲ距テ県道ヲ沿シ東ハ大石峠ニヨリ)為メニ搬出ニ便ヲ欠キ何等収益ヲ齎サズ候。従テ村民ハ一戸平均八畝歩ノ田ト、四反一畝歩ノ山畑ヲ以テセル農業ノミニテハ到底生活ヲ維持スル能ハズ副業又視ルベキモノナク、故ニ従来村民ハ小学校卒業ヲ一階段ト為シ、青

実ニ、一四〇人ノ多キニ及ビ候。而シテ先般御庁ニ於テ实地御踏査ノ上御交付下サレ候貧困児童就学奨励金等モ、本郡下第一ノ多額ヲセラレン如キ極メテ悲ムベキ村状有之候。加之村民ハ四十万余円ノ負債ヲ有シ連年ニ亘ル不況、藪圃ノ暴落、失業者ノ簇出、加フルニ昨年ヨリ本年ニ至ル農作物ノ害虫被害甚等ニ依ル食物ノ欠乏等、実ニ此秋冬ノ季ニ於ケル本村ヲ想像シ思フテ此処ニ至レバ、実ニ慄然トシテ寒心ニ堪ヘザルモノ有之候。先キ書類ニ亦陳情ニ悃願致置候市川飯富線ノ路線ノ変更改修実施(本村役場・学校・巡査駐在所・信用組合事務所等及全村民ヨリ富身鉄道ニ至ル唯一ノ路線ニシテ、本村ノ産業上・交通上幹線道路ナリ)及本村仲坂峠改修(本峠ノ改修ハ一色分教場ヲ廃シ為メニ毎年度經常部ニ於テ金八百余円歳出減少シ得)等失業救済事業(町村本位ノ土木事業)トシテ、起工致度本村民ノ窮乏御救出相成度玆ニ陳情候也

昭和七年八月 西八代郡共和村長 二宮直彦

山梨県知事 殿

身延線開通まで富士川舟運一途に生計を託してきた本村だけに、舟運廃止に伴う転職と、経済のたてなおしの矢先に襲った不景気の荒波は深刻そのものであった。天恵に乏しい暮らしの中に失業者の大量の帰農を抱えながら生産力の増強に努め、価格の下落を増産で補い、失業対策工事にその余剰労力を吸収して、来る年も来る年もうちつづく慢性的不況の暗い冬の日に、あてもない明るい春をまつのはか途はなかった。

第三節 太平洋戦争

日本国中、不況の風が吹きまくる昭和六年九月一八日、関東軍による柳条溝爆破を契機に満州事変がはじまった。経済不況の国内事情を打開する苦しい政策から、いつか日本の資本主義は財閥のうしろだてになる政党から軍部にとってかわっていたのである。

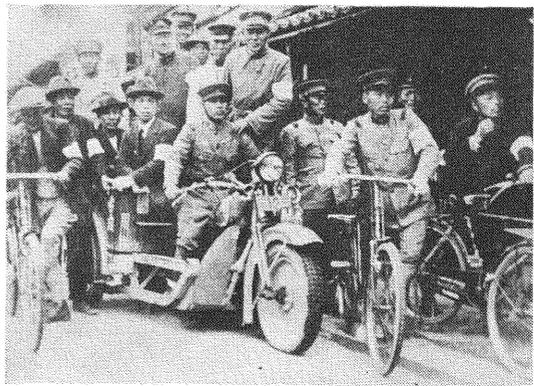


戦時中の収穫風景

大陸政策は拡大の一端をたどり、昭和十二年七月七日盧溝橋事件に端を発した支那事変は全土におよび、ついに昭和一六年一月二日、真珠湾奇襲を敢行するにおよんで太平洋戦争に突入してしまつた。じ米四年文字通り国運を賭して戦つたのであるが、昭和二〇年八月一五日、ポツ

ダム宣言を受諾し、太平洋戦争は終止符を打つた。

この戦争が日本国民にとって最大の不幸をもたらしたことは言うまでもないが、「聖戦完遂」「大東亜共栄圏建設」の名の下に、その戦局の真相を知るべくもなく、皇国不敗の夢を堅く抱き、国を挙げて戦時態勢に狂奔し、「欲しがりません、勝つまでは」と、あらゆる困苦欠乏を甘受して戦争一本に結集し、男子はカーキ色服にゲートル、女子はモンペ姿に防空頭きんをかぶり、防空演習・召集兵の壮行会・戦地への慰問文・慰問袋等々、刻々変わる戦況を見つめつつ、食糧増産に軍部への供出割当てにと国民総動員態勢にあけくれた当時の村況を、残存史料に回想してみよう。



「大東亜共栄圏確立」の名の下に

昭和十八年事務報告抜粋 (村会決議録 西島村役場)

一、村内ノ概况

戸数 三八八戸

本籍人口 男一、七三八人 女一、七五六人 計三、四九四人

現住人口 男 八二四人 女一、〇九九人 計一、九二三人

(1) 生業ノ盛衰

(イ) 農業 決戦本年度ニ到リ益々悽愴苛烈ヲ加ヘ必勝不敗国策先以テ食糧確保ガ尤モ重要ヲ示シ、農会指導ノ下ニ当業者ノ自覚ニ因ル未開地ノ拡張田畑共ニ相当増収ヲ見ルノ状況聖戦完遂途上万全ヲ期シタルモノナリ。

(ロ) 養蚕業 養蚕ハ多少ノ縮少ヲ見タルモ輒近軍需ノ必要俄カニ起リ政府ノ督励ニ依リ稍々恢復ノ前兆ノ状態ナリ。

(ハ) 製紙業 原料並ニ薬品ノ欠乏ノタメ製産意ノ如クナラザルモ当業者ノ不断ノ努力研究ノ結果辛ジテ前年ノ生産ニ遜色ナキモノナリ。(昭和十六年・原料三極品不足ニ因ル昂騰ト副原料及マニラ麻等ノ輸入統制ノ影響トニヨリ其レニ代ルベキ原料ノ選定ト製造方法トニ苦心研究ヲナシ製品向上ヲ図リタルバ生産ノ増加ヲ見ツツアリ。)

二、学務ニ関スル状況

(1) 生徒就学督励歩合 就学督励ヲナスベキ者ナシ。疾病ノタメ就学猶予者ナシ。免除者ナシ。貧困ノタメ猶予ナシ。

生徒出席歩合 昭和十八年十二月末現在

初等科 九八・四四％ 高等科 九八・六七％

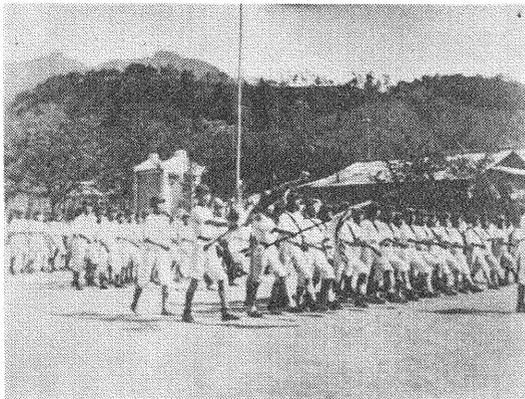
在学生生徒数 初等科三三三人 高等科一一三人 計四三六人

(2) 学校衛生 トラホーム患者従来比較的多ナリシモ、近時減少シツツアルハ喜ブベキ傾向ナリ。

(3) 就学奨励 生徒ニシテ貧困ノタメ就学困難ノ者ニ対シ補助金ヲ得テ就学奨励ニ努メタリ。人員五人。

(4) 農業実習 農業教育及勤勞精神養成ノタメ、毎週五時間宛実習シツツアリ。

(5) 国民学校経営公開事業実施 七月十日・十一月五日南巨摩郡中部教育分会教員参集ノ下ニ団体訓練及各級実地授業批評研究会



青年学校査閲 (奉安殿が見える)

並ニ国民学校経営一般ニ関スル意見発表アリ。優秀ナル成績ヲ取メタリ。

(6) 青年学校 学級ハ三学級ニ編成生徒 男二三人 女七一人 計九四人

教諭 五人

指導員 三人

出席歩合 男九

二％ 女九〇％

(7) 青年学校後援会

青年学校向上発



京浜都市への薪の供出も行なわれた

者一三三人
 第一回八五人 第二回二八人
 (2)国民健康保健組合 時局下国民ニ課セラレタル重大ナル使命ハ
 銃後ノ護リヲ固クシ聖戦遂行ニ不安ナカラシムルト共ニ、大東
 亜共栄圏建設ニ有終ノ美ヲ収メ得ル国民ノ持久力ヲ涵養シ所謂
 人の資源ノ増強ニ資スルコトガ焦眉ノ急務ナリトシ、政府ハ第
 七十六議會ニ提出シテ本法ヲ制定セラレタリ。而シテ本村ニテ
 ハ此ノ国家要請ニ即シテ去ル昭和十六年ノ三月設立認可ヲ得テ
 事業ヲ開始シ、爾來順調ナル進展ヲナシ、昨年末ニ於ケル内容
 ノ主ナル点ヲ左ニ摘記スレバ、
 一、被保険者数 一、八九〇人 内診療ヲ受ケタル者七九二人

展ノタメ設備ノ充実ヲ
 図リタリ。

(8)青年学校査閲 十一月

五日 西島国民学校ニ
 於テ執行ス。

参加校 西島・大須成

ノ二ヶ村ニテ各青年学

校共(女子)ノ教練並

ニ学科ノ査閲ヲナシ、

二校共其ノ成績良好ナ

ル講評ヲ博セリ、

三、衛生ニ関スル状況

(1)乳幼児検診ノ状況受検

一、診療費支給額 五、九三八円九二銭

(3)国民体力法ニ依ル体力検査ノ状況 受検者二六人 疾病者一人

六月二十三日〜二十五日迄国民学校ニ於テ施行ス

(4)伝染病隔離病舎ノ状況 七月十四日蹴沢町秋山病院隔離病舎ヲ

西島村代用病舎トシテ使用契約ヲナシタリ。

四、勸業ニ関スル状況

(1)害虫駆除予防状況 春期水稻苗代二化螟虫(ズイムシ)及イモ

チ病防除ノ為、害虫駆除予防委員ヲ督励シ農会ト協力ノ上硫酸

ニコチン加用石灰ボルドー合剤ノ撒布ヲナシ、尚国民学校生徒

等ヲシテ捕蛾採卵ヲナサシメ、秋期ニ於テ水稻二化螟虫駆除及

稗ノ拔取ニ関シ、当業者ヲ督励ノ上駆除予防ノ万全ヲ図レリ。

(2)副業奨励ノ状況 有畜農業トシテハ養兔ノ増殖計画ノ樹立ニ依

リ、之ガ各家飼育ヲ図リ尚且酪乳牛ノ飼育奨励ヲ図リ目下着々

其ノ実ヲ挙ゲツツアリ。

薬工品ニ関シテハ農会ト協力ノ上以ノ製作講習会ヲ開キ以テ供

出以ノ増産ヲ図レリ。

(3)大小麦増産計画ノ状況 戦時化主要食糧ノ絶対確保ヲ期スルハ

銃後農村ノ重大責務ニシテ、時局ノ轉換ニ応ヘ桑園ノ一部整理

ニ依リ麦類作付ノ増反ヲ期シ、尚且空闲地ノ高度利用ヲ奨励シ

以テ麦類ノ増産確保ヲ図リ、時局当面ノ要請ニ対応スベク農会

養蚕業組合等ト連絡強調ノ上之ガ実施ニ当リ五町八反ノ作付増

加ヲ見ルニ至レリ。

(4)棉作奨励ノ状況 戦時下生活及作業ニ於ケル必需品タル纖維資

源ニ対スル自給化ヲ図ル為、農会ト協力棉作栽培ノ奨励ヲナ

ス

ス



富士川の渡船風景（西島・鴨狩間）

ノ見鉄筋ノ処、戦時局益々苛烈ヲ極ムルト共ニ鉄材ノ必要上供出ノ為、火之見三ヶ所木材ニ変更是レガ団員取崩又ハ新ニ木材ニテ建設等非常ニ団員勤務ヲ要シ、延人員約壹百十名ノ出動ヲ成シタリ。尚機械器具ノ整備、水利開発、災害防止、社会奉仕、水防施設等ノ事業ヲナシ成績良好ナリ。

火災及水害予防ニ関シテハ各部落八ヶ所へ貯出池ノ施設ヲナシ、毎年十二月一日ヨリ翌年三月十日迄団員主トナリ各部落ノ自警番ヲ督励シ全村ヲ巡視警戒ス。

シ、其ノ作付
四町三反ノ見
ルベキ成績ヲ
収メタリ。

(5)米穀増産施設
ノ状況 田糞
水路延長工事

二百有余間、
開田五反歩ヲ
確保シ相当ナル
増収ヲ見ル
ニ至レリ。

五、警防ニ関スル
状況

(1)警防団 一一
〇名 警防火

日支事変勃発以来、銃後奉公会ト連絡ヲ取り団員一致協力、出征軍人ノ欲送軍需品ノ供出、勤勞奉仕等時局ニ即応スル活動ヲセリ。

(2)防空関係

イ、防空訓練ニ回実施ス。警防団及家庭防空群ニ依リ組織シ、精神並ニ実践的訓練及長期ニ亘ル燈火管制ノ実施等防空業務ノ徹底ヲ期シタリ。

大東亜戦争ノ勃発ニ依リ防空実施開始命令ノ下ニ防空警報発令ニ備ヘ警防団員ヲシテ村内主要個所ニ伝達シ、防空機関ノ充実ト防空資材ノ整備ヲナシタリ。

(3)監視哨関係（静川村城山山頂）

大東亜戦争ニ依リ防空実施下、五ヶ村交代ニ監視哨勤務ヲナス。尚哨員ノ勞苦ニ対シ各種団体交互ニ激励並ニ慰問ヲナシタリ。

六、戸籍寄留ニ関スル状況 寄留届出ヲ為シタル総人員一四四人、

入寄留一三人、転寄留三三人、退居八人

出寄留九八人、変 更二三人

七、社会及救護ニ関スル件

(1)軍事扶助関係 出動応召軍人ノ家庭三三八戸ハ生活扶助ヲ受ケツツアリ。又銃後奉公会ト協力常ニ援護ニ努メ生業、医療等ニ扶助費ヲ受ケツツアリ。

(2)其ノ他 軍用保護馬飼育鍛練等ニ勤メ、目下応召準備ヲナセリ。微発車輛等郡下ニ於テ優秀ノ成績ヲ以テ微発セラレタリ。

八、銃後奉公会ノ状況

(1) 銃後奉公会ノ事業 役員三十五名、本会ニ庶務・強化・扶助・

慰問・勤勞奉仕ノ五部ヲ置キ、各部門ニ於テ拳村一致軍事援護ノ実施ニ當リ、尙勤勞奉仕部ニ勤勞奉仕班ヲ編入シ、軍需品ノ供出、出征軍人遺家族ノ家族ノ事業ノ協力、援助及勞力奉仕ノ斡旋ニ努メ、村全体ノ生産高ニ毫モ減少スルコトナク寧ニ増産スベク堅忍持久ノ精神ヲ以テ尽瘁シツツアリ。

(2) 奉公会軍事援護相談所 委員十一名ヲ以テ設置シ、現役及応召軍人ノ家族遺族ノ家業ノ経営、維持、紛議調停其ノ他家事万般ニ関スル相談指導ニ當リ良好ノ成績ヲ収メタリ。

八、其ノ他ノ状況

(1) 經濟更生委員會ノ活動状況 生産計画・肥料配給統制資材・配給統制・勞力需給調整・經濟更生計画ノ維持増進ト農業経営ニ必要ナル物資ノ配給及勞力調整ニ努力シツツアリ、

(2) 振興関係ノ状況 國民貯蓄組合法ニ依ル組合ノ設立及國民貯蓄ノ奨励並増額・國債購入ノ勸奨・金屬類ノ回収運動等、振興関係ニ関スル行事ヲ実施シ良好ノ成績ヲ収メタリ。

右及報告候也 昭和十九年二月二十九日

山梨県南巨摩郡西島村長 笠井 米三郎

以上に見るように、産業・經濟・教育・警備いっさいが挙げて戰爭完遂の一途に集中しての動員体制であった。それだけに敗戦の報に接するや、全國民の虚脱状態と混乱もまた大きかったのである。

しかし、そうした中でも長い間、人々の生活を、心を圧迫していた戦争が終わったのだと、なにかはっとした気持で、まだよくわか

らない自由というものを感じとっていたのが実情であった。

戦争が終わっても、衣食住のすべてにやはり不自由がつづき、新聞・ラジオで、これからの日本は民主主義の平和な世の中になるのだ、文化国家として生まれ変わるのだと連日のように聞かされ、なるほどと明るい希望だけは持ち得ても、当面そのことを考えるよりはその日その日の糧を求めることのほうがはるかに切実な問題であった。

敗戦によって四つの島に限られた狭い領土に、海外からの大量の復員と引揚者をかかえた国内は、戦時中にもまして深刻な食糧事情におそわれた。

本町においても海外からの引揚者は八一世帯、一八一一人に及び、その八〇％は満州・朝鮮・中国からの引揚者であった。いまこれを本町の地区別にみたのが別掲の表である。

政府は昭和二十二年二月一七日「食糧緊急措置令」を發布し、農家に対して主食の供出割当てを行ない、これを完納しないものは取用令を適用して差し押え、強制買い上げを強行することにした。

六月には「食糧事情はついに最悪の事態に陥った。多数の同胞は今や飢餓に直面している。事茲に至る。我々日本國民は総て深い同胞愛に徹し、乏しい食糧を分かちあい、相助け相助まし、有史以来最大のこの民族的危機に打ち克たなければならない」と。これは「食糧危機突破」に関する政府声明書である。

しかし、当時この供出割当ての困難は想像を越え、食糧供出の責任感から貴い生命を自ら絶った町村長は一〇名を越え、職を辞したものは全国で百余名を数えたと記録されている。

本町における海外引揚者状況

計		和 共		曙		原		静 川		大須成		西 島		地区
人 数	戸 数	人 数	戸 数	人 数	戸 数	人 数	戸 数	人 数	戸 数	人 数	戸 数	人 数	戸 数	引揚地
八二	三一	七	三	六	五	一四	四	二〇	五	一	一	三四	一三	満州
五六	二〇	七	二	五	一	二一	七	一四	四	一	一	八	五	朝鮮
一一	五	一	一	一	一	二	一	四	二	一	一	五	二	中国
三二	二五	六	六	三	三	一三	一	五	四	一	一	五	一	その他
一八一	八一	二〇	一一	一四	九	五〇	二三	四三	一五	二	二	五二	二二	計

山梨県（斉藤昇知事）で、「飢餓突破委員会」を設けて、これが打開に対処したのもこの時である。

当時この委員会の南巨摩支部長であった筈井清巳現中富町長の回想談によれば、敗戦によって虚脱状態と混乱に陥った人々が、戦時体制化の長い抑圧から解放された心理と、民主化への価値体系への転換期の中では、こうした統制も無視され、食糧の供出割当てが如何に困難であったかは想像以上のものがあつた。それに加えて、各地とも米の不作で、全国的にみても四千万石を割る大減収で、ついに総合供出制をとり、代替供出を認めるに至つたのである。

当時の配給量はおとな一食茶わん一ばい分でしかなかつた。それさえ一月分ぐらい順次配給が延びぐ遅配クということばが慢性化したのもこのころで、国民はヤミの売買にたよつて、かろうじて命をつないでいた。悪性インフレの進むなかで、政府は米価を石当り九二円五〇銭から一挙に三〇〇円に引き上げて供出の促進を図つた。総合供出制による代替供出によつて、いも・小麦・もち・大豆の現物配給等の代用食がはいると、その分だけ配給は減らされた。

時には乾燥あんずや進駐軍の放出バター等も配給され、台所をあずかる主婦はとまどつた。製粉機・パン焼き器、そしておかゆ携行用の飯ごうは、当時の食生活の三種の神器であつた。米は竹筒に入れ、ゆすつて音だけ聞いて楽しんだという笑話さえあつた。

生産農家にも終戦直後は米がなかつた。いっさいを供出して、すま・こぬか・さつま・やまいもの雑炊をすする農家が大部分で、山野のもちぐさ・のびる等の野草も掘りつくされた。

嗜好品もなにひとつなく、たばこにうえた人々は、よもぎ・いたんどりの草を日陰ぼしにして吸う有様であつた。

昭和二二年には「食糧調整委員会」が供出割当てに協力し、やがて「農業調整委員会」となって、農産物の生産を確保する役割を果たすことになった。昭和二五年ころになると情勢がやや緩和され、強権供出から経済供出へと転形し、二七年には麦類の統制が徹廃されるに至った。このことは農政にも影響を与えはじめ、農業委員会の役割の中核集荷供出の機能はその比重を軽くし、農政に関する町村の方向は三一年に打ち出された「新農村建設計画」へと推進されるに至ったのである。

戦時における連合軍の日本の管理政策は、軍国主義の抹殺、戦争犯罪人の国際裁判、政治犯の釈放、個人の自由と民主主義の助長など、日本の進むべき方向を打ち出し、非軍事化と民主化とを目的とする基本方針にもとづいて婦人の参政権、労働者の団結権、学校教育の民主化等、いわゆる民主化五大政策がつきつきと実行に移された。そしてまず農地改革が行なわれ、さらに労働組合法が制定され、さらに昭和二一年一月には、主権在民、戦争放棄、基本的人権の尊重を三大特色とする新憲法が公布されたのである。

それにしてはも全国を焼土と化した廢墟の中から、戦後二六年後の今日の国民総生産高が自由世界第二位という高度経済成長をたれが予想したろう。まさに日本人の世界一の義務教育普及率と勤勉さのしからしむるものであったことは、世界の識者の指摘するところである。反面、若年労働者の都市集中と農村の過疎化現象、経済優先の生んだ公害問題等、幾多のひずみが社会問題化するに至った。